令和七年二月定例会

佐賀県議会会議録

佐賀県議会事務局

令和七年二月定例佐賀県議会会議録　目　次

日次　月　日　・　摘　要　頁

第一日　二月十四日（金）……一
出欠席議員氏名……三
大　場　議　長（開会・開議）……五
報　　告……五
会　期　決　定……七
議　事　日　程……八
会議録署名者指名……九
議　案　提　出……九
議　案　上　程……一一
山　口　知　事（提案説明）……一一
大　場　議　長（散会）……二二
第二日　二月二十一日（金）……二三
出欠席議員氏名……二五
大　場　議　長（開議）……二七
報　　告……二七
土　井　敏　行　君（自由民主党・代表質問・一回目）……二七
（知事の県政運営28　財政運営29　佐賀空港の自衛隊使用要請への対応30　有明海・玄海の再生及び水産業の振興30　九州新幹線西九州ルート31　県立大学33　人口減少対策33　防災・減災対策35　脱炭素社会の実現35　商工業の振興36　農林業の振興37　ＳＡＧＡ２０２４を契機としたスポーツの振興38　文化、観光の振興38　社会資本整備39　健康福祉行政40　教育行政40　警察行政41）
山　口　知　事……四二
甲　斐　教　育　長……六〇
福田警察本部長……六二
大　場　議　長（休憩）……六三
出欠席議員氏名……六四
大　場　議　長（開議）……六六
野　田　勝　人　君（県民ネットワーク・代表質問・一回目）……六六
（財政運営67　佐賀空港の自衛隊使用等に対応する専任組織68　人づくり・つながりづくり・地域づくり69　多文化共生社会70　インバウンドの誘客71　デジタル社会72　県と市町の人事交流72　県立大学卒業生の県内就職73　農業・農村の振興74　インフラの老朽化対策75　教育行政76　警察業務の効率化・高度化77）
山　口　知　事……七八
甲　斐　教　育　長……八六
福田警察本部長……八七
大　場　議　長（散会）……八八
第三日　二月二十六日（水）……八九
出欠席議員氏名……九一

大　場　議　長（開議）……九三
木　原　奉　文　君（自由民主党・一回目）……九三
（九州新幹線西九州ルート93　県立大学96　埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けての下水道事業への県の関わり方98）
山　口　知　事……九九
引馬地域交流部長……一〇一
横尾県土整備部長……一〇一
木　原　奉　文　君（自由民主党・二回目）……一〇三
（九州新幹線西九州ルート103　県立大学104）
山　口　知　事……一〇五
木　原　奉　文　君（自由民主党・三回目）……一〇七
（九州新幹線西九州ルート107　県立大学108）
山　口　知　事……一〇八
江　口　善　紀　君（県民ネットワーク・一回目）……一〇九
（有明海の再生109　九州新幹線西九州ルート110　日米地位協定112　佐賀空港の自衛隊使用要請113）
山　口　知　事……一一四
平　尾　政　策　部　長……一一六
引馬地域交流部長……一一七
諸岡県民環境部長……一一九
大　場　議　長（休憩）……一一九
出欠席議員氏名……一二〇
西久保副議長（開議）……一二二
江　口　善　紀　君（県民ネットワーク・二回目）……一二二
（有明海の再生122　九州新幹線西九州ルート122　日米地位協定122　佐賀空港の自衛隊使用要請122）
山　口　知　事……一二三
引馬地域交流部長……一二三
木　村　雄　一　君（公明党・一回目）……一二三
（県立大学123　介護支援専門員（ケアマネジャー）の更なる負担軽減125　奨学金返還支援126　ＧＩＧＡスクール端末の適切な更新と処分127）
山　口　知　事……一二九
平　尾　政　策　部　長……一二九
井上健康福祉部長……一三〇
井手産業労働部長……一三一
甲斐教育長……一三二
木　村　雄　一　君（公明党・二回目）……一三三
（ＧＩＧＡスクール端末の適切な更新と処分133　介護支援専門員（ケアマネジャー）の更なる負担軽減133）
井上健康福祉部長……一三三
岡　口　重　文　君（自由民主党・一回目）……一三三
（地方創生における伊万里、有田地域に対する知事の思い133　肉用牛の振興134　県西北部への企業誘致135）
山　口　知　事……一三五

井手産業労働部長……一三七
島内農林水産部長……一三八
一ノ瀬裕子君（自由民主党・一回目）……一三八
（県立大学138　佐賀復権140　子供の意見を聞く環境づくり141　ＳＡＧＡアリーナでの託児サービス142　ギャンブル等依存症対策143）
西久保副議長（休憩）……一四四
出欠席議員氏名……一四五
大場議長（開議）……一四七
山口知事……一四七
井上健康福祉部長……一五一
橋口文化・観光局長……一五二
宮原ＳＡＧＡ２０２４・ＳＳＰ推進局長……一五三
一ノ瀬裕子君（自由民主党・二回目）……一五三
（ＳＡＧＡアリーナでの託児サービス153　県立大学153　子供の意見を聞く環境づくり154　ギャンブル等依存症対策154　佐賀復権155）
山口知事……一五六
井上健康福祉部長……一五七
大場議長（散会）……一五八
第四日
二月二十七日（木）……一五九
出欠席議員氏名……一六一
大場議長（開議）……一六三
石丸太郎君（自由民主党・一回目）……一六三
（下水道施設の老朽化163　飲酒運転の根絶164　ふるさと納税におけるプロジェクト応援寄附165　障害者の就労支援165）
泉総務部長……一六七
井上健康福祉部長……一六八
横尾県土整備部長……一六九
福田警察本部長……一七〇
藤崎輝樹君（県民ネットワーク・一回目）……一七一
（佐賀空港の着陸料と有明海漁業振興・補償基金171　職員採用174　佐賀競馬佐賀場外発売所の跡地176　不登校対策176）
山口知事……一七七
平尾政策部長……一七八
泉総務部長……一七八
引馬地域交流部長……一八〇
島内農林水産部長……一八〇
甲斐教育長……一八一
藤崎輝樹君（県民ネットワーク・二回目）……一八二
（佐賀空港の着陸料と有明海漁業振興・補償基金182）
山口知事……一八四
引馬地域交流部長……一八四
藤崎輝樹君（県民ネットワーク・三回目）……一八五
（佐賀空港の着陸料と有明海漁業振興・補償基金185）
引馬地域交流部長……一八六

大　場　議　長（休憩）……一八六
出欠席議員氏名……一八七
西久保副議長（開議）……一八九
冨　田　幸　樹　君（自由民主党・一回目）……一八九
（九州新幹線西九州ルート189　南海トラフ巨大地震
189　県立大学190）
平　尾　政　策　部　長……一九一
引馬地域交流部長……一九二
野田危機管理・報道局長……一九二
冨　田　幸　樹　君（自由民主党・二回目）……一九三
（南海トラフ巨大地震193　九州新幹線西九州ルート
194　県立大学194）
平　尾　政　策　部　長……一九四
引馬地域交流部長……一九五
池　田　正　恭　君（自由民主党・一回目）……一九五
（県内の道路整備195　看護職員の確保196　県内にお
ける保育の提供体制197　スポーツの推進197　有明
海の漁業振興198）
井上健康福祉部長……一九九
島内農林水産部長……二〇〇
横尾県土整備部長……二〇一
宮原ＳＡＧＡ２０２４・ＳＳＰ推進局長……二〇三
種村男女参画・こども局長……二〇五
池　田　正　恭　君（自由民主党・二回目）……二〇六
（看護職員の確保206　有明海の漁業振興206　県内の
道路整備206）
横尾県土整備部長……二〇七
酒　井　幸　盛　君（県民ネットワーク・一回目）……二〇七
（佐賀鉄工所の進出が決定した厳木工業団地の第二
期の造成208　国道二〇二号唐津大橋の整備状況209
佐賀唐津道路（唐津―相知間）の早期事業化210
唐津市浦地区の治山事業緊急整備211　路線バスを
持続可能なものとするための利用促進等の取組
211）
西久保副議長（休憩）……二一二
出欠席議員氏名……二一三
大　場　議　長（開議）……二一五
引馬地域交流部長……二一五
井手産業労働部長……二一五
島内農林水産部長……二一六
横尾県土整備部長……二一六
酒　井　幸　盛　君（県民ネットワーク・二回目）……二一八
（路線バスを持続可能なものとするための利用促進
等の取組218　唐津市浦地区の治山事業緊急整備218
佐賀唐津道路（唐津―相知間）の早期事業化220）
引馬地域交流部長……二二〇
島内農林水産部長……二二一
横尾県土整備部長……二二一

酒井幸盛君（県民ネットワーク・三回目）……二二一
（唐津市浦地区の治山事業緊急整備221）
島内農林水産部長……二二二
大場議長（散会）……二二二
第五日
二月二十八日（金）……二二三
出欠席議員氏名……二二五
大場議長（開議）……二二七
猪村利恵子君（自由民主党・一回目）……二二七
（九州新幹線西九州ルート227　佐賀駐屯地（仮称）
229　県立大学230　高等特別支援学校232　福祉避難
所232　障害支援233）
山口知事……二三五
平尾政策部長……二三五
引馬地域交流部長……二三八
井上健康福祉部長……二三八
甲斐教育長……二四〇
猪村利恵子君（自由民主党・二回目）……二四一
（九州新幹線西九州ルート241　県立大学242　高等特
別支援学校242）
山口知事……二四二
平尾政策部長……二四二
甲斐教育長……二四二
猪村利恵子君（自由民主党・三回目）……二四三
（九州新幹線西九州ルート243　高等特別支援学校243）
山口知事……二四三
甲斐教育長……二四三
八谷克幸君（自由民主党・一回目）……二四四
（財政運営244　コスメティック構想の推進245　神
埼・吉野ヶ里南部地域における排水対策247　城原
川ダムの建設促進と県道三瀬神埼線の整備248　児
童生徒の学力向上249）
大場議長（休憩）……二五一
出欠席議員氏名……二五二
西久保副議長（開議）……二五四
山口知事……二五四
泉総務部長……二五五
井手産業労働部長……二五六
島内農林水産部長……二五七
横尾県土整備部長……二五八
甲斐教育長……二五九
八谷克幸君（自由民主党・二回目）……二六〇
（財政運営260　城原川ダムの建設促進と県道三瀬神
埼線の整備261　神埼・吉野ヶ里南部地域における
排水対策261）
山口知事……二六一
島内農林水産部長……二六一
横尾県土整備部長……二六二
桃崎祐介君（自由民主党・一回目）……二六二

（情報保障サポーターの育成262　看護師の確保と県
内定着263　玄海地区の漁業振興264　林業の振興265
若年層の薬物乱用防止対策266）
井上健康福祉部長……二六七
島内農林水産部長……二六九
福田警察本部長……二七〇
宮原真一君（自由民主党・一回目）……二七〇
（投票環境の向上270　佐賀県立高校274）
甲斐教育長……二七七
大川選挙管理委員長……二七八
宮原真一君（自由民主党・二回目）……二七九
（投票環境の向上279）
大川選挙管理委員長……二八〇
西久保副議長（休憩）……二八〇
出欠席議員氏名……二八一
大場議長（開議）……二八三
古川裕紀君（自由民主党・一回目）……二八三
（県立大学283　イチゴの生産振興285　県道三瀬神埼
線の整備286　子供を守る取組287）
山口知事……二八八
島内農林水産部長……二八九
横尾県土整備部長……二九〇
種村男女参画・こども局長……二九〇
甲斐教育長……二九一
時間延長……二九一
古川裕紀君（自由民主党・二回目）……二九一
（県道三瀬神埼線の整備291　県立大学292　イチゴの
生産振興292　子供を守る取組293）
山口知事……二九三
島内農林水産部長……二九四
委員会に付託……二九四
議事日程変更……二九九
議案提出・上程……三〇〇
山口知事（提案説明）……三〇〇
大場議長（散会）……三〇一
第六日
三月四日（火）……三〇三
出欠席議員氏名……三〇五
大場議長（開議）……三〇七
質疑（乙第三十二号議案に対する質疑）……三〇七
下田寛君（自由民主党・一回目）……三〇七
（乙第三十二号議案307）
山口知事……三〇八
委員会に付託……三〇九
大場議長（散会）……三〇九
第七日
三月七日（金）……三一一
出欠席議員氏名……三一三
大場議長（開議）……三一五
議案上程……三一五

委員長報告……三一五
採決……三一七
大場議長（散会）……三一七
第八日
三月十四日（金）……三一九
出欠席議員氏名……三二一
大場議長（開議）……三二三
議案等上程……三二三
委員長報告……三二三
桃崎祐介君（自由民主党・総務）……三二三
冨田幸樹君（自由民主党・文教厚生）……三二五
古川裕紀君（自由民主党・農林水産商工）……三二七
青木一功君（自由民主党・地域交流・県土整備）
……三二八
石井秀夫君（自由民主党・佐賀空港・有明海）……三二九
木原奉文君（自由民主党・新幹線）……三三〇
藤木卓一郎君（自由民主党・高等教育機関）……三三〇
大場議長（散会）……三三二
第九日
三月十七日（月）……三三三
出欠席議員氏名……三三五
大場議長（開議）……三三七
武藤明美君（日本共産党・甲第一号、乙第一号、十八号議案に対する反対討論）……三三七
採決……三三九
議案提出（議第一号、二号）……三四〇
議案上程……三四八
採決……三四八
意見書案提出（意第一号、二号、三号、四号）……三四九
意見書案上程……三五三
採決……三五三
武藤明美君（日本共産党・意第四号意見書案に対する賛成討論）……三五四
採決……三五四
継続審査……三五四
大場議長（閉会）……三五七

令和七年二月定例会質問者順序

順序 / 月日	二月二十一日（金）代表質問	二月二十六日（水）一般質問	二月二十七日（木）一般質問	二月二十八日（金）一般質問
1	土井　敏行　27　頁	木原　奉文　93	石丸　太郎　163	猪村利恵子　227
2	野田　勝人　66　頁	江口　善紀　109	藤崎　輝樹　171	八谷　克幸　244
3	頁	木村　雄一　123	冨田　幸樹　189	桃崎　祐介　262
4	頁	岡口　重文　133	池田　正恭　195	宮原　真一　270
5	頁	一ノ瀬裕子　138	酒井　幸盛　207	古川　裕紀　283

乙第三十二号議案に対する質疑

順序 / 月日	三月四日（火）
1	下田　寛　307　頁

第一日

令和七年二月十四日（金）

令和七年二月十四日（金）　午前十時　開会

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文		
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
公安委員長	奥田律雄
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	内田信子
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸
同記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　会　・　開　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。ただいまから令和七年二月定例県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○　報　　告

◉議長（大場芳博君）　まず、諸般の報告を行います。

監査委員、佐賀県包括外部監査人及び知事から、お手元に配付いたしております報告事項一覧表のとおり報告がありました。

報告事項一覧表

監査委員提出分（令和七年二月五日送付）

・令和六年度財政的援助団体等監査結果報告

佐賀県包括外部監査人提出分（令和七年二月十三日送付）

・令和六年度包括外部監査結果報告

知事提出分（令和七年二月七日送付）

・専決処分報告（県営住宅家賃滞納者に対する訴えの提起及び和解について）

◉議長（大場芳博君）　次に、知事から、さきの令和六年十一月定例会において採択された請願の処理経過及び結果について報告がありました。これは皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

請願の処理の経過及び結果について（報告）

○令和六年十一月定例会　採択

請第五号請願

私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書

請第六号請願

重心医療の現物給付に関する請願

関係	受理番号	請願者住所及び氏名	紹介議員氏名
常任委員会	（議決年月日）		
総務常任委員会	5 （R6・12・17）	佐賀市駅前中央二丁目九番十号 佐賀県私学助成をすすめる会 会長　古賀千花子　ほか五名	全議員

〈処理の経過及び結果〉

一　件　名

私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書

二　処理の経過及び結果

佐賀県私学助成をすすめる会からは、毎年同様の要望が出されている。県ではかねてより意見交換の場を設け、県の私立学校に対する補助の考え方や状況等を丁寧に説明してきたところである。

県は、生徒一人ひとりの個性を尊重した教育を行っている私立学校を大切に思っており、引き続き、私学助成の充実を図るとともに、保護者負担の軽減に努めていくこととしている。

○私学助成の拡充

私立高等学校の運営費については、国の一人当たり補助単価に加えて県単独で上乗せ補助を行っている。こうした中で、生徒一人当たりの補助単価は近年増額傾向にあり、全国でもトップクラスとなっている。

また、外部人材の活用や特色ある部活動の取組等の魅力ある学校づくりへの取組を後押しするため、県独自の補助制度を創設したほか、物価高騰対策として、学校の電気・ガス代や寮の食材費等の負担を軽減するための補助を実施するなど、私学助成の充実を図っている。

さらに、私立学校の更なる活性化を図るため、昨年度からは、県外からの生徒確保に資する取組への補助制度等を創設したところである。

加えて、令和七年度予算では、生徒が主体となってチャレンジする部活動への支援を検討しているところである。

○入学金補助制度の増額と所得制限の緩和

県では、学校に対し全国トップクラスの運営費補助を実施したうえで、私立高等学校等に入学する生徒の保護者等の負担軽減を図るため、経済的な理由により修学が困難な場合に、入学金等の一部を支援する補助を実施しており、令和二年度からは補助対象世帯を年収三五〇万円未満程度から五九〇万円未満程度まで拡充しているところである。

○授業料の無償化

国の実施する就学支援金制度については、令和二年四月から要件が緩和され、年収五九〇万円未満程度の世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化が実施されている。

就学支援金制度を通じた更なる公私間格差の是正については、地域間の不平等が生じないよう、国の政策として取り組まれるべきものと考えており、引き続き国に提案し、その動向を注視する。

また、県内の現場の状況を精査し、必要な検討を進めていく。

関係	受理番号（議決年月日）	請願者住所及び氏名	紹介議員氏名
常任委員会			
文教厚生常任委員会	6（R6・12・17）	佐賀市鍋島五丁目八番七号 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会 会長　福市　繁幸	全議員

〈処理の経過及び結果〉

【請願項目の具体的内容】

重度心身障害者医療費助成の給付方式について、当事者の負担軽減を図るため、現在の償還払い方式から現物給付方式へ変更をお願いしたい。

一．処理の経過

重度心身障害者医療費助成の給付方式については、これまでも市長会や団体等から要望が出されている。

県ではかねて実施主体である市町と医療費助成の給付方式について意見を交換してきており、直近では、令和六年十二月に全市町の担当課長と実施。市町によって現物給付方式への見直しに対する考えが異なっており、議論が進むよう、申請者の負担軽減の観点から、県からは自動償還払方式を紹介するなど幅広く議論している。

二．結果

県としては、実施主体である市町における議論が進むよう、情報提供や必要な助言を行うとともに、引き続き市町と一緒に検討していく。

また、重心医療費の助成は、全国一律で国の責任で行われるべきものと考えており、助成制度の創設や国保ペナルティの廃止について、今後も様々な機会を捉え国へ要望していく。

◉議長（大場芳博君）　以上、御報告いたします。

○　会　期　決　定

◉議長（大場芳博君）　次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から三月十七日までの三十二日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、会期は三十二日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

二月十七日から二十日まで、二十五日、三月三日、四日、及び十日は議案審査日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議事日程

◉議長（大場芳博君）　お手元に配付いたしております日程表のとおり進行していきたいと思います。

令和七年二月定例県議会議事日程表

日次	日程	区分	曜日	日	月
1	開会、諸般の報告、会期決定、会議録署名者指名、議案上程、知事説明	本会議	金	14	2
2		休会	㊏	15	2
3		休会	㊐	16	2
4		（議案審査）	月	17	2
5		（議案審査）	火	18	2
6		（議案審査）	水	19	2
7		（議案審査）	木	20	2
8	代表質問	本会議	金	21	2
9		休会	㊏	22	2
10	（天皇誕生日）	休会	㊐	23	2
11	（振替休日）	休会	㊊	24	2
12	（議案審査）		火	25	2
13	一般質問	本会議	水	26	2
14	一般質問	本会議	木	27	2
15	一般質問、請願上程、議案・請願委員会付託	本会議	金	28	2
16		休会	㊏	1	3
17		休会	㊐	2	3
18	（議案審査）		月	3	3
19	（議案審査）		火	4	3
20	常任委員会	委員会	水	5	3
21	常任委員会	委員会	木	6	3
22	委員長報告、討論、採決（補正予算関係）	本会議	金	7	3
23		休会	㊏	8	3
24		休会	㊐	9	3
25	（議案審査）		月	10	3
26	特別委員会（佐賀空港・有明海問題対策等）	委員会	火	11	3
27	特別委員会（新幹線問題対策等）	委員会	水	12	3
28	特別委員会（高等教育機関問題対策等）	委員会	木	13	3
29	委員長報告	本会議	金	14	3
30		休会	㊏	15	3

3	3
17	16
月	㊐
本会議	休会
討論、採決、閉会	
32	31

○　会議録署名者指名

◉議長（大場芳博君）　日程によりまして、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十七条の規定により、会議録署名者として木原奉文君、土井敏行君、徳光清孝君、武藤明美君、以上の四人を指名いたします。

○　議　案　提　出

◉議長（大場芳博君）　次に、知事から議案が提出されました。これは皆様のお手元に配付いたしております議案一覧表のとおりであります。

令和七年二月定例県議会議案一覧表

（令和七年二月十四日提出分）

甲第　一　号議案　令和七年度佐賀県一般会計予算
甲第　二　号議案　令和七年度佐賀県災害救助基金特別会計予算
甲第　三　号議案　令和七年度佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第　四　号議案　令和七年度佐賀県就農支援資金特別会計予算
甲第　五　号議案　令和七年度佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計予算
甲第　六　号議案　令和七年度佐賀県財政調整積立金特別会計予算
甲第　七　号議案　令和七年度佐賀県証紙特別会計予算
甲第　八　号議案　令和七年度佐賀県土地取得特別会計予算
甲第　九　号議案　令和七年度佐賀県産業用地造成事業特別会計予算
甲第　十　号議案　令和七年度佐賀県林業改善資金特別会計予算
甲第十一　号議案　令和七年度佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第十二　号議案　令和七年度佐賀県公債管理特別会計予算
甲第十三　号議案　令和七年度佐賀県育英資金特別会計予算
甲第十四　号議案　令和七年度佐賀県港湾整備事業特別会計予算
甲第十五　号議案　令和七年度地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計予算
甲第十六　号議案　令和七年度佐賀県国民健康保険事業特別会計予算
甲第十七　号議案　令和七年度佐賀県工業用水道事業会計予算
甲第十八　号議案　令和六年度佐賀県一般会計補正予算（第六号）
甲第十九　号議案　令和六年度佐賀県災害救助基金特別会計補正予算（第一号）
甲第二十　号議案　令和六年度佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）
甲第二十一　号議案　令和六年度佐賀県就農支援資金特別会計補正予算（第一号）
甲第二十二号議案　令和六年度佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計補正予算（第一号）
甲第二十三号議案　令和六年度佐賀県財政調整積立金特別会計補正予算（第二号）
甲第二十四号議案　令和六年度佐賀県証紙特別会計補正予算（第一号）
甲第二十五号議案　令和六年度佐賀県土地取得特別会計補正予算（第三

号）

甲第二十六号議案　令和六年度佐賀県産業用地造成事業特別会計補正予算（第二号）

甲第二十七号議案　令和六年度佐賀県林業改善資金特別会計補正予算（第一号）

甲第二十八号議案　令和六年度佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第一号）

甲第二十九号議案　令和六年度佐賀県公債管理特別会計補正予算（第一号）

甲第　三十　号議案　令和六年度佐賀県育英資金特別会計補正予算（第二号）

甲第三十一号議案　令和六年度佐賀県港湾整備事業特別会計補正予算（第三号）

甲第三十二号議案　令和六年度地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計補正予算（第一号）

甲第三十三号議案　令和六年度佐賀県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）

甲第三十四号議案　令和六年度佐賀県工業用水道事業会計補正予算（第一号）

乙第　一　号議案　佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例（案）

乙第　二　号議案　九年庵設置条例（案）

乙第　三　号議案　佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

乙第　四　号議案　佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第　五　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第　六　号議案　佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）

乙第　七　号議案　佐賀県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例（案）

乙第　八　号議案　佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第　九　号議案　佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

乙第　十　号議案　佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（案）

乙第十一　号議案　佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

乙第十二　号議案　佐賀県産業廃棄物税基金条例の一部を改正する条例（案）

乙第十三　号議案　佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例（案）

乙第十四　号議案　佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例（案）

乙第十五　号議案　佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第十六　号議案　佐賀県奨学金返還支援基金条例（案）

乙第十七　号議案　佐賀県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）

乙第十八　号議案　佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（案）

乙第　十九　号議案　ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想推進条例（案）
乙第　二十　号議案　ＳＳＰ育成・ＳＡＧＡ２０２４運営基金条例の一部を改正する条例（案）
乙第二十一号議案　県道の路線変更について
乙第二十二号議案　訴えの提起について
乙第二十三号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第二十四号議案　県事業に対する市町の負担について
乙第二十五号議案　県営土地改良事業に対する市町の負担について
乙第二十六号議案　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に対する市町の負担について
乙第二十七号議案　県有地の売買契約に係る損害賠償について
乙第二十八号議案　権利の放棄について
乙第二十九号議案　佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命について
乙第　三十　号議案　松浦海区漁業調整委員会委員の任命について
乙第三十一号議案　佐賀県県税条例の一部を改正する条例（案）

○　議　案　上　程

◉議長（大場芳博君）　甲第一号議案から甲第三十四号議案まで三十四件、乙第一号議案から乙第三十一号議案まで三十一件、以上六十五件の議案を一括して議題といたします。

○　知　事　提　案　説　明

◉議長（大場芳博君）　ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

◉山口知事　登壇＝皆さん、おはようございます。

令和七年二月定例県議会の開会に当たり、最近の動き、提案事項などについて御説明申し上げます。

初めに、「第二十六回全国農業担い手サミットｉｎさが」について申し上げます。

先月、寛仁親王妃信子殿下の御臨席を賜り、本県初となる「第二十六回全国農業担い手サミットｉｎさが」をＳＡＧＡアリーナで開催しました。昨年、農政の基本理念や方向性を定める「食料・農業・農村基本法」が、制定後四半世紀を経て初めて改正されました。食料安全保障の抜本的強化や合理的な価格形成などを目指すという、日本農業の大きな転換点・分岐点となるタイミングで、佐賀でのサミットを迎えられたことは感慨深いものがありました。全国から志を持った担い手の皆さんが集まり、日本の食料自給率を高めていくことや、農畜産物に対する価格転嫁の実現などについて議論が行われました。食料自給率がほぼ一〇〇％であり、西日本一、全国でもトップクラスを誇るこの佐賀県で、ＳＡＧＡアリーナに全国の担い手が集結し、志を高め、思いを共有できたことは大変意義があったものと考えます。その後、県内各地の佐賀農業の現場に分かれて、地域に根ざした交流につながっていく佐賀らしいサミットになりました。今年開催される日本青年会議所全国大会や全国土地改良大会においても、ＳＡＧＡアリーナから大会の効果が県内各地に波及していくような形につながっていってほしいと考えています。

次に、江藤新平復権プロジェクトについて申し上げます。

江藤新平は、東京奠都の建白書、三権分立に基づく近代国家制度の設計、憲法や民法の法典編さんなど、現代につながる国の骨格を創る重要な役割を果たしました。今であれば、それぞれが十年スパンの大仕事で

す。その一つ一つをわずか数カ月で成し遂げた超人的な実行力や鳥瞰力から、佐賀が生み育てた稀代の傑物だと考えます。その江藤は、明治七年の佐賀戦争後、正当な裁判を受けることなく、内乱罪で処刑されました。佐賀戦争から二年後、佐賀県はお取り潰しとなり、その後、長崎県へ併合されます。七年を経て分離独立し、現在に至りますが、この歴史の影響が今の佐賀に残っているようにも感じます。後に、江藤は罪状が消え、名誉は回復したものの、真の復権には至っておりません。西南戦争を起こした西郷隆盛は、没後、募金が集められて銅像が建てられるなど、鹿児島県民に盛り上げられて今があります。

今、世界は様々な価値観が入り乱れ混沌とし、それぞれの価値観や存在に対し、どのように協調しシステム等をつくり共存していくのかが問われています。こうした時代だからこそ、明治維新という大変革期において、日本のグランドデザインを描いた江藤の功績に光を当て顕彰する意義があるのではないでしょうか。江藤の「真」の功績や、崇高な「志」を伝え、復権を図り、「肥前さが幕末維新博覧会」から育む「佐賀への誇り」を未来に紡いでまいります。

次に、九州佐賀国際空港の台北便について申し上げます。

台北便は令和五年四月の運航再開以降、搭乗率がおおむね九〇％と好調に推移しており、四月一日から、佐賀空港の台北便として初となる「週三往復の定期便」就航が実現いたします。引き続き、台湾と佐賀、双方からの利用促進に取り組んでまいります。

続きまして、当面の諸課題への対処方針について申し上げます。

まず、佐賀空港の自衛隊使用要請についてです。

飛行を停止していた陸上自衛隊オスプレイについて、昨年十二月二十七日に防衛省から県に対し飛行を再開するに当たって、追加の対策などの説明がありました。県からは、これまで以上に米軍と情報共有を行いながら、安全性を追求し説明責任を果たすよう求めました。飛行の安全は何より大切です。引き続き防衛省には、起こったことに一つ一つ丁寧に対応し、説明責任を果たしていくよう求めてまいります。

七月以降の駐屯地開設に向けて、隊庁舎や、格納庫、駐機場などの整備が進んでおり、隊員とその家族が駐屯地やその周辺に移り住むことになります。各地にある駐屯地では、駐屯地祭りや、地域行事への隊員の参加など、地域との信頼関係を構築するように努められています。目達原駐屯地も開設から七十年を経過し、この間、吉野ヶ里町、上峰町の地元の皆様と信頼を積み重ねてきました。佐賀駐屯地（仮称）も地域に愛され、頼られる存在になれるような関係が構築されていってほしいと思います。

また、防衛省と県で合意している有明海漁業の振興と補償のための基金の創設について、条例及び必要な予算を今議会に提案しています。あわせて、防衛省から着陸料を徴収する条例改正も提案しています。さらに、即応体制や駐屯地をはじめとした関係者との緊密な情報共有などのため、県の組織体制を強化することとしています。

次に、有明海の再生について申し上げます。

有明海の水産資源については、再生のシンボルであるタイラギが十三季連続休漁となるなど、依然として厳しい状況です。ノリ養殖についても、単価は高値でしたが、秋芽網期は十二月以降の少雨と赤潮の影響により色落ち被害が発生するなど、質・量とも厳しい状況でした。漁業者の皆さんは海況の好転を願い、冷凍網期の開始を遅らせるなど、一枚で

も多く、質の良いノリを生産するため、あらゆる手段を講じています。

国は、令和七年度予算案において、これまでの有明海再生事業に加えて、新たに有明海再生加速化対策交付金を創設しました。今後十年間で四県に対して、総額百億円が措置されることとなっています。有明海漁協には、この国の加速化交付金や県の漁業振興・補償基金も有効に活用していただきたいと考えています。県としても、漁場環境を改善するための大規模海底耕うんや、ノリ養殖の安定生産に資する精度の高い海況予測システムの開発に必要な予算を今議会に提案しています。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わるもの皆で取り組む課題です。これからも、力を合わせて全力で取り組んでまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについて申し上げます。

北陸新幹線敦賀―新大阪間や北海道新幹線新函館北斗―札幌間の例を見ても、従前から申し上げてきたとおり、整備新幹線には、スキームも含めて様々な課題があると考えます。敦賀―新大阪間では、フル規格での早期整備で地元の合意形成が図られていたものの、事業費の大幅な上振れや地下水の問題などから、ルートも含め様々な意見が出ている状況です。上振れした多額の財政負担については、沿線自治体の首長や地元国会議員から国費を投入すべきとか、受益に応じた負担とすべきなどの意見も出ています。また、新函館北斗―札幌間は、想定外の巨大な岩の発見などにより、目標となる令和十二年度末の開業が相当程度遅れる見込みです。さらに、最近では、延伸工事により川の水が枯渇し、工事の事業主体が地元農家と補償協議を進めるといった事例もあります。新鳥栖―武雄温泉間についても、複雑で難しいものですが、今後も、慎重に議論してまいります。

次に、城原川ダム事業について申し上げます。

水没予定地域では、国と城原川ダム建設対策協議会で移転補償に係る協定書が調印され、地元での協議が進んでいます。県においても、用地の先行取得を行うために必要な予算を今議会に提案しています。また、二カ所の集団移転先のうち志波屋地区では昨年十二月から造成工事が開始されています。平ケ里地区では国の経済対策において造成工事に必要な予算が確保されています。地域の治水対策を進めるため、少しでも早いダムの完成を目指した事業の推進と必要な予算の確保を、引き続き国に働きかけてまいります。水没予定地域の皆様の不安な気持ちが少しでも解消し、生活再建が円滑に進むよう、今後も国や神埼市と連携して、お一人お一人に寄り添いながら支援してまいります。

次に、玄海原子力発電所について申し上げます。

三号機の貯蔵プールの保管容量を増やすリラッキング工事は、昨年十一月二十八日に完成し、十二月から運用が開始されています。

一号機と二号機では、放射能に汚染されていない設備の解体撤去が行われています。九州電力は、先月二十九日、令和八年度から着手する汚染された設備の解体撤去などについて、廃止措置計画を更新する認可申請を原子力規制委員会に行っています。九州電力に対しては、国の審査に真摯に対応し、県民へ分かりやすく丁寧に説明するよう求めています。また、県に対しても事前了解願いが提出されており、国の審査の動向を注視してまいります。

玄海原子力発電所とは、廃止措置を含めて、これからも長い年月にわたり関わり続けなければなりません。今後とも、県民の安全を何よりも

大切に、県も含め全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないよう万全を期してまいります。

次に、県立大学について申し上げます。

現在、県立大学のソフト、ハード両面において、着実に準備を進めています。先月、県立大学の核となる学長予定者については、専門家チームのリーダーである立教大学の山口和範教授に決定しました。今後、山口氏を中心に教員組織の在り方や大学の運営体制を検討していきます。ハード面においては、設計を補助するコンストラクション・マネジメントに係る業者が決定しました。今月末には、設計業者も決定する予定です。また、専門家チームとともに、大学における教育の柱となる卒業認定、カリキュラム、入学者の受け入れという三つのポリシーを中心に現時点でのとりまとめを行いました。令和九年十月の設置認可申請に向けて、さらに内容を精査してまいります。

続きまして、提案事項について申し上げます。

気候変動や国際社会の分断、ＡＩの急速な発展など、世界は不確実性を増しています。佐賀県の令和七年度当初予算につきましては、こうした時代背景の中で、佐賀県の中に人材が育成され、イノベーションを起こし佐賀の地から新たな価値がつくられるといった思いの中で、編成いたしました。

令和七年度当初予算案の総額は、歳入歳出とも、それぞれ

一般会計　　五千　百三十　億二千百万円

特別会計　　約一千九百八十八億七千百万円

となり、一般会計を前年度当初予算と比較すると、約七十五億円の減、率にして約一・四％の減となっています。減少の主な要因は、新型コロナ対策関連経費が約百四十三億円の減、「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポ開催経費が約百五億円の減など、臨時的な経費の減少によるものです。他方、通常経費については、約百七十三億円の増となっており、佐賀の将来を見据えた新たな取組などにより、各分野の施策をさらに推進させてまいります。

財政運営については、税収等の状況変化に応じてローリングを行い検証しています。今回、当初予算の編成に当たっても、財政調整積立金残高や将来負担比率を検証しながら予算編成を行いました。財政調整積立金残高については、令和八年度末の計画額約百三十億円を確保できる見通しです。また、将来負担比率については、令和六年度と七年度に約一四〇％程度となり、その後、県債残高の減少とともに徐々に改善していく見通しで、安定的な財政運営ができているものと考えています。

財政状況については、今後も外的要因を含め様々な事情により変化することから、常に財政規律に配慮しつつ、佐賀の未来を見据えた県政運営に努めてまいります。

次に、予算案の主な内容について申し上げます。

まず、県内企業の人材確保・定着に向けた取組についてです。

本県では、大学に進学する生徒の八割超が県外に進学し、その多くはそのまま県外で就職しています。人材不足が深刻となる中で、県内企業にとって若者の県内就職の促進と定着は重大な課題となっています。こうした状況や県議会での議論も踏まえつつ検討を重ねた結果、新たな試みとして、奨学金返還支援制度を創設し、従業員の奨学金返還を支援する企業に補助することとしました。あわせて、今議会に制度の創設に必要な条例を提案しています。

県は、これまでも「プロジェクト65＋」や「ＳＡＧＡものスゴフェスタ」など県内就職促進のための取組を進めてきました。さらに、今回、子供向けの職業体験コンテンツを提供しているＫｉｄＺａｎｉａと連携し、新たに小学校高学年から中学生向けに、より現場に近い職場体験プログラムを実施することとしました。

また、本県で暮らす外国人の方は一万人を超え、働いている外国人は八千人、外国人を雇用している県内企業は一千事業所に上っています。新たに、佐賀県国際交流プラザ内に、外国人雇用に係る企業の相談窓口を開設することとしました。隣接する「さが多文化共生センター」と連携し、ワンストップで支援します。

次に、医療、介護、保育における人材確保・定着に向けた取組について申し上げます。

エッセンシャルワーカーは、人と人とのつながりや思いやりを感じることのできるかけがえのない職業です。各分野においてサービスへの需要が高まる中、現場に応じた人材の確保が必要となっています。

若手医師が佐賀でのキャリアアップを目指せるよう、佐賀大学医学部附属病院で臨床研修を受けながら、海外留学に向けた勉強もできる「ＳＡＧＡ臨床研修グローバルコース」を開講することとしました。また、小中学生を対象に看護や保育の仕事体験に取り組みます。さらに、看護学生を対象に合同就職説明会を開催します。介護人材については、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの資格を取得、更新するための研修受講料の支援に取り組むこととしました。

次に、「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」について申し上げます。

少人数学級について、県では、国に一年先行して、今年度、小学校全学年での実施を実現しました。来年度は、国に先駆けて中学校一年生には少人数学級を、中学校二年生には少人数学級とチームティーチングの選択制を導入します。また、新たな取組として「ＳＡＧＡ本恋フェス」を開催します。中高生が本の魅力や面白さを紹介し合ういわゆる「ビブリオバトル」や、佐賀ゆかりの小説家と小説紹介インフルエンサーのトークライブを行います。さらに、若年世代の男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合う「プレコンセプションケア」に取り組んでいます。来年度は新たな取組として専門医による相談窓口を設置します。

次に、男女共同参画社会のさらなる推進に向けた取組について申し上げます。

育児休業を取得する男性と、男性の育児休業を奨励する事業者を後押しする奨励金制度を創設します。また、女性の健康課題について理解を深める「フェムケアＳＡＧＡ」を推進します。県内企業の経営者層への生理痛体験研修や、コンサルタント派遣などによりモデル企業の創出に取り組んでまいります。

次に、様々な困難を抱えている人の思いに寄り添う取組について申し上げます。

まず、在宅で重度の医療的ケア児を介護する家族へのレスパイト支援についてです。新たに重度の医療的ケア児を一時的に預かるための病床を確保した医療機関に対して支援することとしました。また、ひきこもり地域支援センターの実践プログラムに、就労体験を設けることとしました。実践的チャレンジの場を設け、社会復帰や自立を後押ししてまいります。さらに、産婦人科の検査機器の購入、更新に対して支援し、生

まれて間もない新生児に対する聴覚検査を行うことで、難聴の早期発見、早期療育につなげることとしました。

次に、ＳＳＰ構想の推進について申し上げます。

「ＳＡＧＡ２０２４」を大きな跳躍点として、ＳＳＰ構想をさらに推進するため、「ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想推進条例（案）」を今議会に提案しています。誰もが「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」それぞれのスタイルでスポーツに親しみ、アスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネスシーンが広がる社会を目指してまいります。

「ＳＡＧＡ２０２４」では、全障スポを目指す中でパラスポーツに取り組む人が増え、多くのアスリートが大会に出場しました。また、サガンティアなどにより、多くの方がパラスポーツに関わることで理解も深まりました。こうした機運を今後も生かしていきたいと考えており、来年度は、全国に呼びかけて県独自のパラスポーツ大会の開催にトライします。開催県以外で全障スポに参加することがなかなか困難であるため、試合への参加機会や選手のモチベーションの維持向上につなげたいと考えています。あわせて、パラスポーツに関わる方の活動をサポートするコーディネーターを配置します。サガンティアの中には、聴覚に障害のあるアスリートや関係者を手話通訳などで支えた方々がおられます。こうした「情報保障サポーター」の活動継続を支援するため、手話通訳や要約筆記の学習会の開催やスポーツ大会などへの派遣を行うこととしました。全障スポで生まれた機運を大切にし、パラスポーツの仲間を増やしてまいります。

また、サンライズパークの中央管理棟をリノベーションし、身近にスポーツ医科学のサポートを受けられる環境を整備します。そして、スポーツ資源と企業とのマッチングや、県内企業へスポーツビジネスがさらに広がるようスポーツビジネススクールを開講します。

さらに、生徒が主体的に考え、チャレンジする部活動の応援プロジェクト「ＳＳＰ　Ｂａｔｏｎｓ～ボクたちがつくる部活のカタチ～」に取り組むこととしました。部活動の備品の購入について、学校ごとに示される予算額の中で、生徒が中心にその使い道を話し合い、決めることで、様々な効果が生まれていくことを期待しております。

次に、佐賀城本丸御殿の「奥」について申し上げます。

全国に現存・復元する本丸御殿において「奥」の存在が明確になっているのは、唯一佐賀城だけです。佐賀城については良好な史料が多く存在していることから復元の可能性が十分にあります。これまで文献等の調査を行ってきましたが、新たに発掘調査に着手し、「奥」の全容解明に取り組むこととしました。あわせて、当時の藩主たちの生活について県民に関心を持っていただけるよう講演会等にも取り組みます。史実を大切にしながら、唯一無二の価値を未来へつないでまいります。

次に、佐賀県の三つの特別史跡について申し上げます。

吉野ヶ里遺跡で発見された石蓋に文様が刻まれた石棺墓については、現在の技術ではどのような人物が埋葬されたかを明らかにすることはできず、後世の研究者に託し、昨年、埋め戻しました。吉野ヶ里遺跡の持つ歴史的価値を後世につないでいくことは我々の使命だと考えています。来年度は、歴史公園内の未調査地、いわゆる「謎のエリア」に隣接する地域の発掘調査などに取り組みます。

基肄城跡は、日本最古の山城として歴史的、学術的に極めて貴重な史

跡です。引き続き、史跡の価値に触れる機会の創出などに取り組む基山町を応援してまいります。

名護屋城跡並びに陣跡は、徳川家康や前田利家など、全国から百五十を超えるいわば武将オールスターが集結し、文化が花開いた歴史的な舞台です。この唯一無二のストーリーに焦点を当てた「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組んでいます。来年度は、全国のお城ファンが集まる「出張！お城ＥＸＰＯ」を九州で初めて誘致し、名護屋城大茶会とコラボします。

次に、鍋島焼の三百五十周年について申し上げます。

鍋島焼は、鍋島藩官営の御用窯として、伊万里の大川内山で開窯し、今年で三百五十周年を迎えます。この節目を好機と捉え、タイの王室などに献上してきた品々を一堂に集め、連綿と受け継がれてきた高度な技術を発信する展示会を開催します。また、海外のバイヤーを産地に招き、育まれた歴史や伝統、作り手の思いに直接触れ、鍋島焼が持つ真の価値を知ってもらうことで、海外への販路拡大を図ります。先人たちが長い年月をかけて築き上げてきた鍋島焼を次の五十年、百年につないでまいります。

次に、「佐賀さいこうフェス」について申し上げます。

「佐賀さいこうフェス」は、今度で十回目を迎えます。コロナ禍も乗り越え、みんなの思いを紡いで開催してきました。国内外で活躍するアーティストとの交流、タイフェスや、障害者福祉施設によるマルシェとの同時開催など、進化を続けています。佐賀の秋にはなくてはならない存在となり、文化芸術の象徴である城内エリアに彩りを与えています。十回目となる今回は、文化芸術と城内エリアが融合する佐賀城本丸のお堀や石垣を生かしたシンボルアートや、博物館を夜間開放するＮｉｇｈｔＭｕｓｅｕｍにも取り組みます。

次に、唐津西の浜におけるマリンエリアの創出について申し上げます。

今年度からスタートしたＳＵＰ、シーカヤックなどのマリンアクティビティーやビーチイベントが、好評を得ています。アクティビティーをさらに充実させるため、唐津城や虹の松原などの絶景を空から眺める非日常が体験できる「パラセーリング」を導入することとしました。

次に、鳥栖駅東側エリアの活用について申し上げます。

鳥栖は九州のクロスポイントであり、企業の進出が盛んなエリアです。また、ＳＡＧＡ久光スプリングスやサガン鳥栖のホームタウンとして、多くの交流が生まれる町です。鳥栖駅は県内二位の乗降数を持つ、佐賀県の東の玄関口です。

駅の東側エリアは、スポーツの試合がある日以外にも大きなポテンシャルを有していると考えています。鳥栖市やプロスポーツチームなどと連携して、鳥栖駅東側エリアにおいて、期間中のシンボルモニュメントの設置をはじめとしたイベントに取り組みます。関係者みんなで、このエリアが持つポテンシャルについて気づき活用するきっかけとしていきたいと考えています。

次に、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」について申し上げます。

一昨年十一月のＫＡＴＡラボの開設以降、常駐する四人のメンバーが地域の皆さんと一緒に、本物の価値と向き合っています。みんなの思いが一つ一つ形となり、新たな価値の創出につながりつつあります。多良駅では、県と太良町が一緒になり取り組んだ多良岳口の利用が昨年十二

月からスタートし、駅を拠点としたまちづくりが始まっています。来年度は、肥前鹿島駅エリアの整備に着工します。このエリアは、鹿島・太良をゆっくりと、じっくりと楽しむために、最初に訪れる「スローツーリズムのフロント」として機能します。引き続き、この地域ならではの唯一無二の仕掛けづくりに取り組んでまいります。

次に、山を大切にする取組について申し上げます。

山は、そこに暮らす人々だけでなく、全ての人々に恩恵をもたらす源流です。山の未来を語り合う「山の会議（仮）」では、山のすばらしさを再認識することから始まり、山を大切に思う人々がつながり、自発の地域づくりの輪が広がっています。さらに、地域ならではの自発を積み重ね、未来に向かい「山」を大切にする輪を広げていくため、令和十年度に「山の博覧会（仮称）」を開催したいと考えています。

多くの県民の方に、「山」と人が織りなす佐賀ならではの自発の地域づくりを見て感じていただき、世代やエリアを超えた人と人とのつながりが生まれる取組に弾みをつけていきたいと考えています。同じく令和十年度に開催予定の全国都市緑化フェアと連携しながら準備を進めてまいります。

次に、海洋プラスチック問題への取組について申し上げます。

世界的な課題である海洋プラスチック問題の解決を目指す拠点として、世界初の「世界海洋プラスチックプランニングセンター（仮称）」を唐津市波戸岬に整備しています。先月末には「海洋環境国際シンポジウム　みんなの海　国際会議ｖｏｌ・１」を開催しました。国内外の研究者、国際機関など約百四十名の関係者が参加し、センターへの注目度や期待感を肌で感じました。講演やパネルディスカッションでは、これから十年、百年と続く海洋プラスチック問題解決の聖地にとの期待の声や、国境を越えた専門的知見の共有について協力を惜しまないとの心強いエールをいただきました。愛称「ＰＬＡ　ＰＬＡ」のとおり、誰もが気軽に「ぷらっと」立ち寄ることができ、海洋プラスチック問題を身近に感じ、一人一人の行動変容を促していく拠点としていきたいと考えています。

次に、「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」について申し上げます。

県では、「７さいめせんのこうつうあんぜん」に取り組んでいます。子供の目線で通学路を見た場合、これまで気づかなかった危険があったという一人の県職員の実体験から発案されたものです。歩行中の交通事故死傷者数は七歳が突出して多い状況でもあります。新たに子供の目線に配慮した点検・対策マニュアルを作成することとしました。また、車の速度を抑制するハンプ等の整備に係る市町への支援についても引き続き取り組みます。

人の命は何よりも重いものです。佐賀県は人の命を見つめる県として「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」をさらに進め、交通事故で人の命がなくなるということをゼロにしていく、そうした強い思いで努力を積み重ねていきたいと思います。

次に、「さが園芸８８８運動」について申し上げます。

これまで、キュウリ、イチゴなどの施設園芸において、トレーニングファームや園芸団地の整備を進めてきました。研修から就農までの一貫した人材育成が充実することで、新たな担い手が育っています。この取組をさらに加速させていくために、優れた技術を持つ農家がトレーナーとなり研修を行うミニトレーニングファーム二カ所と園芸団地三カ所を

新たに整備することとしました。施設園芸で培われたノウハウを、本県の主力品目であるタマネギや、ミカンなどの露地園芸に波及させていきます。露地野菜を生産する農業法人を核としたトレーニングファームを整備します。また、離農予定の果樹園地で就農希望者を受け入れ、園地として継承していくことを目指し、新たな就農ルートづくりに取り組みます。「磨き、稼ぎ、つながる農業」の実現に向け、「さが園芸８８８運動」を推進してまいります。

次に、玄海地区の漁家の経営安定に向けた取組について申し上げます。

気候変動の影響により、近年、魚が多くとれる場所やとれる魚の種類が変化するなど、これまでの漁法だけでは経営が厳しい状況にあります。玄海地区において、気候変動に対応する漁業の確立に向けた取組を進めます。イカ釣り漁業においては、遠い漁場でも鮮度を保持できる手法の確立や、イカ以外の魚種との複合経営にも取り組みます。定置網漁業においては、ブリなど多くとれるようになった魚種に対応した漁具の改良に取り組みます。

次に、佐賀を支える社会資本の整備について申し上げます。

有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続する「Ｔゾーン」については、橋梁や地盤改良、盛土の工事を進めており、新たにジャンクション部の工事に着手します。有明海沿岸道路の福富鹿島道路では、鹿島側において、具体的なルートなどを、令和七年度中に地元にお示しできるよう取り組んでまいります。大川佐賀道路については、（仮称）川副インターチェンジへの延伸に向けて着々と整備が進められます。また、佐賀唐津道路の多久佐賀道路Ｉ期は、用地買収が進められています。引き続き、災害に強い広域道路ネットワークの整備を進めてまいります。

伊万里港については、シリコンウェハー大手ＳＵＭＣＯの投資が進んでいる久原地区において、臨港道路の四車線化工事を進めています。改良を終えた楠久津交差点では、朝と夕方の渋滞が大幅に緩和しています。唐津港の東港地区においては、物流機能向上のため、航路泊地の整備が進められており、県においては、より大型のラグジュアリークラスのクルーズ船の誘致を見据えた調査を実施しています。今後も、佐賀の未来を創り、未来を守る社会資本整備を着実に進めてまいります。

次に、防災・減災対策について申し上げます。

六角川水系については広田川排水機場を整備しており、来月末に運用を開始します。先月には、六角川流域水害対策計画の素案を公表しています。県と連携を図り、国において牛津川遊水地や六角川洪水調整池などの整備が進められます。また、砂防ダムの完成に向けて、唐津市今坂地区の土砂災害対策を引き続き進めてまいります。激甚化、頻発化する自然災害に備え、佐賀県内水対策「プロジェクトＩＦ」をはじめとした防災・減災対策を引き続き進めてまいります。

次に、令和六年度補正予算案の概要について申し上げます。

補正予算の編成に当たりましては、十一月補正後の情勢の推移に対応することといたしており、今回提案いたしました令和六年度二月補正予算案の総額は、歳入歳出とも、それぞれ

一般会計　　減額　約　　百三十四億九千七百万円
特別会計　　約　　三十　億六千八百万円

となり、これを既定の予算額と合わせますと、本年度の予算総額は、

一般会計　　約五千四百五十六億三千八百万円
特別会計　　約二千　百六十六億三千　百万円

となっております。

減額補正となっている要因としては、国の補正予算を活用した経済対策及び物価高騰対策で約六十億円の増を行う一方、年度末の事業精算などにより約百九十五億円の減となったことによるものです。

次に、経済対策及び物価高騰対策について申し上げます。

まず、中小企業に対する支援についてです。

県では、一昨年十月に「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」を立ち上げ、生産性向上に係る取組を支援することで、企業の賃上げを後押ししてきました。このたび、現場の声を踏まえて、「ＮＥＸＴ賃金ＵＰプロジェクト」として支援を拡充することとしました。

これまでの取組に加えて、国の助成金への上乗せ補助により、事業者の自己負担軽減に取り組みます。また、〝Ｔｈｅ　ＳＡＧＡ認定酒〟をつくる蔵元に対しては、酒米の価格高騰分について支援することとしました。このほか、人材確保のための設備投資や、専門家の伴走支援による価格転嫁を支援します。あわせて、物流事業者に対する物流効率化や人材確保、プレミアム商品券の発行に対しても支援します。生産性向上や持続的な賃上げを実現し、県内経済の好循環へとつなげてまいります。

次に、農林漁業者に対する支援について申し上げます。

農林漁業の現場は、屋外での作業が多く、近くにトイレや脱衣所の確保が難しい場合もあります。女性や障害者、外国人など多様な人材が安心して活躍できるよう、移動式トイレや女性更衣室などの設備投資に支援することとしました。このほか、畜産農家と園芸農家に対して、子牛の生産費用と取引価格の差額や酪農機械の導入、飼料や燃料の価格高騰分について支援します。

次に、医療・福祉・子育てや、生活者支援の現場に対する支援について申し上げます。

国が定める公定価格で運営され、物価高騰の影響が適時に反映されない医療機関や福祉施設、保育所などに支援金を交付します。また、新たに就労継続支援事業所に対して、工賃向上に資する、生産性向上の設備投資に支援することとしました。

また、食材などが高騰する中、子育て支援やフードバンク活動を行うＣＳＯが、安定した運営ができるよう支援金を交付することとしました。あわせて、「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」に対して、食品を一元的に管理する保管用倉庫の整備などへ支援します。

次に、子育て世代の負担軽減の支援について申し上げます。

物価高騰により、学用品や食材の価格が上昇し、家計を圧迫しています。また、保育施設や学校などが提供している給食にも影響を及ぼしています。こうした状況を踏まえ、非課税の低所得世帯を対象に支給している高校生等奨学給付金に県独自で上乗せします。また、私立の保育施設や学校などに対する食材価格の高騰分に対して支援します。

次に、災害支援トイレの整備について申し上げます。

大規模災害では、避難所におけるトイレの確保が課題の一つとなっています。トイレに被災者が集中することで、避難所の衛生環境の悪化につながっています。また、過度に水分補給を控え、脱水症やエコノミー症候群を発症される方もおられます。上下水道が使用できない場合でも使うことができる可搬型トイレコンテナやトイレカーなどを整備します。

予算外議案といたしましては、条例議案として二十一件、条例外議案

として十件となっています。

乙第二号議案「九年庵設置条例（案）」につきましては、九年庵を公の施設に定め使用料を徴収するものです。九年庵の本質的な価値に光を当てた磨き上げを通じて、来園者を増加させ、収益化を図り、将来の世代に九年庵の価値を引き継いでまいります。

乙第十八号議案「佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、航空機が行う離着陸に相当する行為や滑走路等を使用する行為を明確化し、事前届け出の対象とするものです。

最後になりますが、今年で私が知事に就任して十年となりました。知事の最大の使命は県民の命を守ることとの強い信念を持ち、常に危機管理と向き合った十年間でした。初当選登庁四日後に発生した鳥インフルエンザを皮切りに、三年間で二度も起こった豪雨災害、未曽有の新型コロナウイルス対応、五十二年ぶりの豚熱など様々な危機事象が次々と起こりました。危機管理に当たり、私が常に心がけてきたことを改めて申し上げたいと思います。

まずは、オペレーションを大切に刻々と変わる事態の推移に的確に対応していくこと。また、リーダーである知事が現場を知り、危機管理で最も肝要な初動を迅速にするための必要な方針を明確に示すこと。その上で、現場の指揮は現場で取らせることが大切であり、現場で判断できる副知事や部長などを現場指揮者として派遣し、現場の判断を最優先して本部はそれを支援していくことなどが挙げられます。

私は、知事に就任する以前、茨城県東海村のジェー・シー・オー臨界事故や有珠山の噴火など様々な危機事象において、国の職員として現場の最前線で対応に当たりました。その経験から、現場を知らない人や組織が指揮権を発動することの危うさが身に染みて分かっています。知事に就任して十年、こうした私の危機管理に対する考え方は、平素から職員に繰り返し共有し、実際の危機事象の際には自らの行動でも示してきました。うまく行かなかったことは修正する、それを繰り返していくことで、今では佐賀県は、格段に向上した現場重視の危機管理対応力を構築できたと感じています。それは佐賀県の誇りであると同時に、これからも引き継ぎ、さらなる向上を続けていかなければいけない大切な財産だと考えます。

また、能登半島地震の検証の中で、実動機関を統括・調整する機能が不十分であったという課題が挙げられています。私は、危機管理において、指揮を執る県と、実動機関との連携は必要不可欠であるとの認識のもと、知事就任から間もなく、「佐賀県実動機関トップ連絡会議」を立ち上げました。災害時において、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、地方気象台が即応できるよう連携体制を常に強化しています。そして、令和三年からは消防防災ヘリコプター「かちどき」を運用しています。これにより初動対応において県自身が自衛隊、警察のヘリなどの航空運用調整を実施することが可能となり、被害状況を早期に把握し、迅速な初動対応につなげることが可能となりました。

現在、国においては、石破総理大臣の強い想いのもと、防災庁の設置に向けた議論が進められています。国には、まずは実際の危機管理の現場がどのようなものであるのかを改めて見つめ直し、現場の手触り感がある議論をしていただくことを期待します。佐賀県もこれまでの経験に基づく知見や提言を提供していきたいと考えています。

危機管理については、常に緊張感を持ち、不断の見直しを行ってまい

ります。そして、救える命を救うとの強い思いで、県民のためこれからも全身全霊を尽くす所存であります。

以上、今回提案いたしました議案などについて御説明申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◉**議長（大場芳博君）**　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十五日及び十六日は休会、十七日から二十日は議案審査日、二十一日は本会議を再開して代表質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前十時四十六分　散会

議事課記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

第二日

令和七年二月二十一日（金）

令和七年二月二十一日（金）　午前十時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文		
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○　報　　告

◉議長（大場芳博君）　まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第三号議案から乙第五号議案まで三件、及び乙第十一号議案、以上四件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がありました。

人委第一〇三三号
令和七年二月十四日
佐賀県議会議長　大場　芳博　様

佐賀県人事委員会委員長　内田　信子

地方公務員法第五条第二項の規定に基づく意見について

令和七年二月十四日付け佐議第二二四九号で意見を求められた左記議案については、異議ありません。

記

乙第　三　号議案　佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）
乙第　四　号議案　佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）
乙第　五　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
乙第　十一　号議案　佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

◉議長（大場芳博君）　以上、御報告いたします。

日程によりまして、代表質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉土井敏行君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。自由民主党会派の土井敏行でございます。

議長に登壇の許可を得ましたので、会派を代表し、令和七年二月定例県議会の代表質問を行います。

昨年は、江藤新平、島義勇の没後百五十年で様々な事業が行われました。本年は昭和百年、戦後八十年という節目の年、戦前戦後の我が国の社会の変化を、変容を、平和の大切さを考えさせられます。また、今年は我が佐賀県、そして、私が住んでいる鹿島が生んだ偉人、田澤義鋪先生の生誕百四十周年に当たります。青年団運動の指導者として全国青年団の父と言われ、労使協調運動や理想選挙運動などその生涯を通して政治教育による自由と平等、公正を旨とする民主主義社会の実現を目指してこられた方であります。田澤義鋪記念会では、本年、シンポジウムを計画中であります。

田澤先生は、青年はふるさとに錦を着て帰ることを願う前に、ふるさとを錦で飾れと教えられました。ふるさとを大切にしておられました。中央集権ではなく、地方主権、分権がその柱にありました。地方創生運動の先駆者とも言えます。山口知事もこの十年、地方創生の先頭に立ち、ふるさと佐賀を錦で飾る取組をされてこられたと存じます。今日はその知事の熱い思いをお伺いしたいと思います。

問いの一、初めに、一項目めは知事の県政運営についてであります。

平成二十七年一月に山口知事が就任して、山口県政は十年が経過しました。知事は就任以来、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を県政の基本理念とし、佐賀県のすばらしさを世界に向けて発信し、佐賀県を飛躍させるため、県政を担ってこられたものと認識をしております。こうした中、年末に佐賀新聞が行った県民世論調査では、山口知事の県政運営について「評価する」と回答した人は二年連続で六五％を超え、就任十年の時期では異例とも言える高い水準を維持されております。

新しい大会を標榜し、ナイトゲームなどこれまでにない挑戦をした「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポの成功をはじめとして、ＳＡＧＡアリーナの整備や県立大学の創設など、知事の力強いリーダーシップや行動力が支持を受けているのだと私は思います。

また、自助を基本とし、共助があり、最後に公助があるという知事の考え方に私も全く同感であります。地方創生の原点とも捉えることができる地域おこしや村おこしの言葉からも分かるように、おこすということは自発的に行っていくものだと思います。引っ張り上げてもらうことではありません。

そして、この自助、共助、公助を大切にする三助の精神は、私が尊敬する江戸時代の米沢藩主の上杉鷹山が掲げられたものです。知事においても、この精神を大切に県政を進めておられることについて、大変心強く思っております。やはり郷土愛を育むことが自助につながっていくのだと思います。

知事の誇りの醸成や自発の地域づくりなど、自助を大切にする県政運営には大いに共感をしています。先ほど取り上げた県民世論調査では、佐賀県を「好き」と答えた人の割合は九割近くに上っております。私なりにこの結果を考えましたが、知事が就任以来取り組んでこられた県民の誇りを醸成する施策も奏功してよい結果につながっているものと推察しています。

二月一日には、近代日本の礎を築いた江藤新平や島義勇を顕彰する式典が行われました。こうした佐賀県民を鼓舞する取組には引き続き取り組んでいただきたいと思います。

また、昨年十一月議会において、地方創生と国政選挙の在り方という質問に対して知事が答弁された内容は、これもまさに我が意を得たりであります。私も、国政選挙の選挙区の定数を人口比例で配分すること自体、都市と地方の格差を拡大することにつながるものと考えています。

ここで、私が昨年参加した、とある講演会での有名な海外の経済アナリストの発言を紹介したいと思います。彼はこう言いました。日本はもっと人口減少に向き合うべき。このまま人口減少が続くと地方は衰退し、国力が低下してしまう。特に中央と地方の人口格差の拡大が問題。日本の地方には古来より引き継がれてきたすばらしい伝統文化、日本精神、技術や技能が残っている。これこそが日本の強みであり、世界での日本の活躍につながっている。日本の国力の源泉は地方にあると。その地方にあるものをつなぐ人間がいなくなるのは日本の国力が大きく落ちることを意味すると言われたのであります。この意見を拝聴し、大きく共感するとともに、改めて地方創生の重要性を実感したところであります。

るる申し上げてきましたが、ここで知事に一つお願いしたいことがあります。県民世論調査では、知事の県政運営について評価しないという

意見もあります。理由としては「県民目線に立っていない」、四八・二％でしたが、一番多かったようです。この結果を私なりに分析しますと、知事の先見性や構想力によって生み出される政策において、物事を鳥瞰的に捉えることができる知事だから見えているものが、県民に十分に伝わっていないところがあるのではないでしょうか。

例えば、ＳＡＧＡアリーナの整備であれば、アリーナができることにより佐賀の町がどう変わっていくのか、ＳＳＰ構想とはどのような関連性があり、これからどのように展開されていくのかなど、知事の考えをもう少し丁寧に説明したほうがよかったのではないでしょうか。そして、周知する方法についても、ライフスタイルや情報ツールなどが多様化している今の時代に適した工夫も必要ではないかとも思います。

支持率が高いからこそ、これまで以上に謙虚に、丁寧に県民や県民を代表する議会にも説明し、広く、そして、深く知事の考えや政策について知ってもらいたいと思います。そして、より幅広い支持を得て、県政をさらに前に進めてもらいたいと思っています。

二〇二五年は昭和百年、戦後八十年という節目の年です。この間に起こった様々なことについてみんなで振り返り、そして考え、次の時代にきちんとつないでいかなければなりません。今年は、そういう意味で非常に重要な年だと私は思います。

また、冒頭申し上げましたように、今年は私の地元、鹿島出身で青年団の父と言われる田澤義鋪先生の生誕百四十年です。そのため、私にとっても非常に思い入れのある年でもあります。田澤は、まさに自助を大切にして共助を育て、地域、ひいては地方のために活動することを大切にしました。

そこで、自助を大切にする自発の地域づくりや国の根幹に係る国会議員の定数問題などを含め、知事の目指す地方創生とは何かについてお伺いしたいと思います。

また、知事就任十年、三期目の折り返しを迎える中、これまでの成果と課題や、三期目の残り二年においてどのように県政運営に当たっていくのかについてお伺いをします。

問いの二、二項目めは財政運営についてであります。

本県ではこれまでＳＡＧＡサンライズパークや空港ターミナルビルの拡張、九州新幹線西九州ルート建設費負担金など大型投資事業が続きましたが、直近の財政指標を見ると、令和五年度決算では将来負担比率は一三五・三％で全国十四位、実質公債費比率は九・七％で全国十七位と、いずれの指標を見ても財政の健全性は維持されているように思えます。

一方で、これまでの大規模投資に係る県債の償還に伴う公債費の高止まりや、社会保障関係経費の増大といった構造的な要因に加え、足元の物価高騰や賃金上昇、金利上昇などの影響も相まって、今後、県財政を徐々に逼迫させていくのではないかと懸念もしています。

さらに、いわゆる百三万円の壁の議論では、当初、非課税枠が百七十八万円に引き上げられた場合には県の税収が七十二億円減収するとの報道もあり、不安を感じた県民もおられたと思います。その後、令和七年度の与党税制改正大綱において百二十三万円への引き上げが明記されましたが、この引き上げ幅をめぐる与野党間の協議も現在大詰めを迎えつつあり、決着の内容によっては県の歳入にも大きな影響を与えかねないため、引き続き議論の行方に注視する必要があると考えています。

このような状況の中で、今後、県立大学の設置や空港滑走路の延長と

いった大型プロジェクトが控えていますが、財政運営上、本当に実現が可能なのか、また、これらの影響により、県内経済や県民生活を支える各分野の施策において十分な予算が確保できなくなるのではないかと心配をしています。

県民の中にもこうした声があることから、心配を払拭するためにも県の財政状況についてしっかりと説明を行った上で、真に必要な施策を実施していく必要があると考えています。

ついては、今後の財政運営に当たり、どのような見通しを持って、どのような方針で臨んでいくのかお伺いしたいと思います。

問いの三、次に三項目めでありますが、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてであります。

現在、佐賀空港の西側で進められている佐賀駐屯地（仮称）の工事につきましては、本年六月末までにオスプレイの移駐に必要な施設の工事が完了し、その後、駐屯地の開設、木更津駐屯地に暫定配備された陸上自衛隊のオスプレイ十七機の移駐が行われることになっており、駐屯地の開設まで半年を切ったところであります。

県では、駐屯地の開設を控え、平成三十年の防衛省と県との合意に基づき、有明海漁業の振興に係る事業や、事故等により漁業被害が生じた場合に国による補償等が行われるまでの間に必要な経費の一時立て替えに対応するための基金に関する設置条例案や必要な予算が今議会に提案されたところであります。

今回の防衛省からの要請に当たって空港建設時に県と有明海漁協との間で結んだ、空港を自衛隊と共用しないとする公害防止協定覚書付属資料の変更を受け入れるという苦渋の決断を行った有明海漁協の思いに応えるためにも必要な基金だと私は考えますが、一方で、防衛省からの着陸料が漁業振興だけに使用されることに疑問の声もあります。

また、昨年の十一月議会における一般質問での知事の答弁では、駐屯地の開設やオスプレイの配備を踏まえ、県としても配備されることに伴ってやるべきこと、それは組織も含めて精査しているとの考えが示されたところであり、その後の県執行部からの説明では、駐屯地対応のための新たな組織を新年度が始まる本年四月から県庁内に設置するとのことでありました。

他方、オスプレイをめぐっては、一昨年、令和五年十一月の屋久島沖での米軍オスプレイの墜落事故や、昨年、令和六年十月の与那国駐屯地での陸上自衛隊オスプレイの損傷事故、相次ぐ予防着陸に加え、日米での飛行停止措置を踏まえ、オスプレイの安全性に対する県民の不安が高まっております。

昨年実施された佐賀新聞の県民世論調査によれば、オスプレイの安全性に関する設問において、「とても不安がある」、「少し不安がある」と回答した方が合わせて約八割に上っており、そうした県民の不安を少しでも解消できるよう、安全性についてはより厳しい目でしっかりと対応していく必要があると考えます。

このような中、来年度に迫った駐屯地の開設やその後の対応に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の考えをお伺いします。

次に四項目め、問いの四は有明海・玄海の再生及び水産業の振興についてであります。

本県は、北に玄海、南に有明海という異なる魅力、性格を持つすばらしい海を有しており、この二つの海ではそれぞれの特性を生かした漁業

が展開をされています。

しかし、漁業を取り巻く環境は、漁業者の減少や高齢化をはじめ、魚介類の生息の場である漁場環境の悪化など、漁業者にとって厳しい状況が続いています。

このうち有明海については、平成九年四月の諫早湾干拓潮受け堤防の締め切り以来、タイラギやアゲマキをはじめとする二枚貝の漁獲量の減少や西南部地区を中心としたノリの色落ち被害など、漁業生産は不安定な状況が続いています。

さらに、近年では頻発する豪雨など異常気象、気候変動の影響もあり、二枚貝が急激に減少するとともに、ノリ養殖においても、令和四年度、五年度と二年続けて少雨や赤潮の影響により、色落ち被害が県全域で発生するなど、漁家経営は一層厳しさを増しています。

このような中、国は、有明海の再生に関して、開門によらない方策として再生の加速化に係る必要な支援を講じるとし、令和七年度予算案において有明海再生加速化対策交付金を創設し、有明海沿岸四県に対して今後十年間で総額百億円を措置することを発表しました。

本交付金と、これまでの有明海特措法に基づく有明海再生対策等により、有明海再生が早期に実現することを大変期待しているところであります。

次に、玄海については、リアス海岸が続く中に砂浜が点在し、対馬暖流の影響下にある外洋性漁場や、唐津湾、仮屋湾といった内湾性漁場など、多様な漁場を有しています。そのため、漁業種類も、釣りやはえ縄をはじめ、定置網や海士漁など多種多様であり、そこで漁獲されるマダイやケンサキイカ、アカウニなどといった新鮮で高品質な玄海の水産物、いわゆる「唐津ん魚」は関係者の努力もあり、ここ数年、その本当の魅力が消費者に広がりつつあります。

その一方で、玄海においてもケンサキイカやアカウニなどの漁獲量の減少や、燃油や養殖魚の餌の価格高騰に伴うコストの上昇などにより、漁家経営は厳しい状況が続いています。

この二つの海において、県では漁家経営を安定させるため、ノリの色落ち対策や二枚貝の資源回復技術の開発、効率的な漁業に向けた漁業のスマート化などに取り組まれており、最近では環境や生物分野を専門とする大学と連携した研究も増えてきたと感じています。

しかしながら、昨年の日本の平均気温が統計開始以降で最も高くなるなど、気候変動に伴う漁場環境の変化が顕著となり、藻場の減少やとれる魚の種類の変化、赤潮の長期化など、深刻さを増している状況にあります。

このため、二つの海で将来にわたって安心して漁業を営むためには、漁業者の皆さんや漁協、大学などとさらに連携を深めながら、これまでの取組の効果を検証し、気候変動に対応した新たな対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、県は、有明海、玄海の再生及び水産業の振興に向け、今後どのような取組を進めるのか、知事の所見をお伺いします。

問いの五は、九州新幹線西九州ルートについてであります。

九州新幹線西九州ルートは、令和四年九月、武雄温泉―長崎間がリレー方式による開業を迎えました。開業によって武雄や嬉野では利便性が大きく向上しましたが、一方で、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では、特急列車が激減するなど、在来線の利便性が大幅に低下し、通勤通学や

事業活動などに大きな影響が出ております。

県においては、上下分離区間の利便性向上のため、多良駅の多良岳口整備や駅トイレの新設のほか、沿線市町と連携してＪＲ九州への要望活動を行われているところであります。

さらに、来年度からは県南西部の広域交流拠点となる肥前鹿島駅新駅舎の建設工事に着手されると聞いています。引き続き利用促進と地域の活性化に向けた積極的な取組をお願いしたいと思います。

さて、昨年十二月に佐賀新聞の県民世論調査の結果が報じられました。新鳥栖―武雄温泉間の整備方式について、フル規格で整備すべきが三五％、フル規格で整備せず在来線を活用すべきが三五・五％と、全線フル規格に係る賛否が拮抗しているとの結果でした。

私はこの結果について、平成四年の地元合意以降、なぜスーパー特急、あるいはフリーゲージトレインでの在来線の利用が前提とされてきたのか、過去の経緯や佐賀県の財政負担の規模感を十分に理解した上での判断なのか、やや疑問を持っています。

というのも、年数を経るにつれて過去の経緯を知らない人が増えており、また一口で説明できない複雑な問題であることから、なぜ佐賀はごねているのか、通せんぼしているのかなどといった声を耳にすることがあるからであります。

県議会においても、平成十九年に並行在来線の取り扱いを決定した際のあの痛みと苦しみを経験した者は大変少なくなってきました。

私は、新鳥栖―武雄温泉間の整備には、二つの大きな課題があると考えています。一つは、莫大な財政負担、もう一つは在来線の利便性低下の懸念であります。この二つの課題があったからこそ、フリーゲージトレインで合意されたのではないですか。それができなくなったので、この二つを負担せよというのは、それまでの約束、契約をほごにするということではないでしょうか。民間の契約で約束を破って相手が不利益を受けるときは、破った側がそれを負担するのが道理であります。私はそういうふうに思います。

特に財政負担については、他線区の状況や最近の急激な物価高騰を踏まえると、建設費は相当上振れするものと考えられます。また、在来線の利便性低下についても、上下分離区間の状況を見れば明らかですし、最近、ＪＲ九州の古宮社長から、在来線特急の存続などについて発言がありましたが、確約されたものではなく、腰を据えて議論していく必要があると感じるところであります。

そして、私は、西九州ルートについてなぜ在来線利用を前提とし、フリーゲージトレインで合意したのか、県民は過去の経緯や財政負担の問題などを十分に知らないまま、武雄温泉駅での乗り換えが不便であるとか、駅周辺のまちづくりが進展するなどとして、単にフル規格でつなげばいいという声がだんだん拡大していくことをちょっと危惧しております。

フル規格に賛成、反対、様々な声があるとしても、皆がメリット、デメリットを踏まえ、正しく状況を理解していかなければなりません。また、この問題解決に向けた議論を停滞することなく進めていくことも必要であります。そのためには県民の方々の理解は大変重要であります。

ついては、フル規格に係る賛否が拮抗している県民世論調査の結果の受け止めと、県民の理解促進についての考えを伺いたいと思います。また、知事の西九州ルートに対する基本的な考え方を改めて確認したいと

思います。

問いの六は、六項目めは県立大学についてであります。

昨年は立地場所が決まり、設計予算も可決されました。先月には初代学長に山口和範教授が就任予定との発表もありました。県立大学の開学に向けた準備が着実に進んでいます。一方で、県立大学への期待の声だけでなく、今の時代に大学をつくっても大丈夫だろうかと不安に思う声があるのも事実であります。

昨年十二月に報道された佐賀新聞の県民世論調査の結果においても、県立大学について賛成する声は一昨年よりも若干減り、反対する声が若干増えておりました。少子化の状況や私立大学の経営難の状況など、大学に関するネガティブな情報が報道されるほど、県立大学に対する不安を感じるのではないかと思われます。

しかし、こうした一般論を佐賀県にそのまま当てはめてしまうのは誤った判断につながりかねません。それぞれの地域が置かれた事情や特性を踏まえて課題に向き合うことが必要であります。

また、専門家チームのリーダーである山口先生は、昨年三月の特別委員会の参考人招致において、議論をして、最終的には県民の皆さんが納得してもらえるような方向で進んでいければと発言をされています。県民の理解を得ていくことの大切さをおっしゃっていると思います。

佐賀県は四年制大学がたった二つしかなく、県立大学の創設によって進学先の選択の幅が広がることは歓迎すべきことです。と同時に、時代に求められる大学となることが肝要であります。そして、創設後も時代の変化に合わせて変えていく柔軟性が求められます。

執行部においては、そもそも佐賀県が置かれている状況が全国的なトレンドとは異なることや、必要とされる存在になるためどのような教育を展開するのかなどについて、分かりやすく丁寧に伝える努力を続けてもらいたいと思います。

特に、学齢期の子供を抱える保護者世代や進路相談を受ける先生たちなど子供たちと関係の深い方々が、子供たちの将来の選択に与える影響は大きいものがあります。今年の春には、開学に向けて卒業単位、カリキュラム、入学試験の三つのポリシーを中心に現時点での取りまとめを行うとの趣旨の答弁があり、その概要については今議会でも執行部より説明がありました。子供たちと関係の深い方々に対しては、県立大学の必要性もさることながら、県立大学での教育内容やイメージを早めに伝えてほしいと思います。

また、「佐賀学」が県立大学においては肝となると考えます。都市部への人口流出が続いており、都市部と地方の人口格差が広がる中では、地域への誇りや愛着を持ち、その地域で暮らしたい、地域に貢献したいと思う人材をいかに育てるかが重要であります。地域における大学の存在意義を高めるためにも、ぜひ佐賀のために何かしたいとの郷土愛を育ててほしいと思います。

都市部と地方の人口格差が拡大する状況を前に、県立大学の必要性とその実現にかける思いについて改めてお伺いするとともに、今後、県民の理解をどのように求めていくのかについても併せてお尋ねします。

次に問いの七、七項目めは人口減少対策についてであります。

日本は、少子化の進行や都市部への人口集中により、地方の人口減少が進んでいます。先ほど申し上げましたが、海外の経済アナリストからは、日本の国力の源泉である地方の人口減少が続くと、地方は衰退し、

国力が低下してしまうといった懸念が示されています。今こそ地方創生を強力に推進し、人口流出に歯止めをかけるとともに、地方への人の流れをつくることが必要だと考えます。

本県の総人口は、戦後、産炭地への人口流入や出生数の増加により、昭和三十年には過去最多の約九十七万三千人となりましたが、高度経済成長期には都市部への人口流出が進み減少しました。その後、昭和四十九年からは都市部への人口流出が縮小したことで再び増加しましたが、平成十二年以降は少子・高齢化の影響により人口減少に歯止めがかからず、今年一月一日現在の県推計人口は約七十八万七千人となっております。全国で人口減少が進む中、佐賀県においてもピーク時から約十八万六千人も減少しており、人口減少対策はまさに喫緊の課題であります。

このような状況を改善するためには、子育て支援による自然増対策と人口流出に歯止めをかけ、かつ本県への人の流れをつくる社会増対策を両輪で強力に推進しなければなりません。

国においては次元の異なる少子化対策の実現に向けて、「こども・子育て政策」が強化されているところであります。また、石破総理の重点政策である地方創生二・〇の起動に向けて、今年の夏にも基本構想が策定され、地方創生がさらに推進されていくことを期待しています。

県では、山口知事の就任以降、「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」と称して、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた子育て支援をはじめ、高校生の県内就職の促進や外国人が心地よく暮らせる多文化共生の推進、さらには県立大学構想など、若者の県内定着や佐賀への人の流れをつくる様々な取組が進められてきました。これらの取組によって、合計特殊出生率は全国でも上位を維持し、県内で暮らす外国人も増加しています。

ちなみに、先日、多文化共生の地域づくりに取り組む県国際交流協会が、活動の成果を高く評価され、県内の団体で二十四年ぶりとなりますが、国際交流基金地球市民賞を受賞しました。このような多文化共生の取組が外国人の増加に寄与したのだと思います。

実は私自身、四十年前から始めた地元鹿島ガタリンピックで地球市民の会の皆さんと一緒に多文化共生社会づくりを進めてきましたので、大変うれしく思っているところであります。

また、高校生の県内就職率が上昇傾向を持続するなど、具体的な成果に表れていることを大変うれしく思います。

また、先日、記者発表された令和七年度当初予算案では、さらなる男性の育児参画の推進に取り組まれるということであり、男女とも子育てがしやすい環境となることを期待しています。

県内外を問わず、多くの方が佐賀県を好きになり、佐賀に行きたい、住みたいと思ってもらえるような地域づくりを進め、県内への移住、定住を促進していくことは大変重要であると考えます。私自身、地元鹿島の皆さんから、若っかもんが地元に定着するような施策をやってほしいなどの御意見をたくさんいただいています。

子育て支援や人口減少対策については、県全体として期待や関心が高いことが佐賀新聞の県民世論調査からも明らかであります。引き続き県には、現状の課題を踏まえ、子育て支援による自然増対策と若者の県内定着や、佐賀への人の流れをつくる社会増対策を両輪で人口減少対策をしっかりと進めてもらいたいと考えます。

そこで、人口減少対策に今後どのように取り組んでいかれるのか、知

事の考えをお伺いします。

問いの八、次に八項目めは防災・減災対策についてであります。

私が住む鹿島市においては、通称七・八水害と呼ばれる昭和三十七年七月八日の大雨や、昭和五十一年の八月と九月に豪雨と台風により一夏で二回も大きな被害をもたらした五十一水害、平成二年七月の大雨等により市内の広いエリアにおいて浸水し、甚大な被害が発生したことを記憶しています。私自身、この水害を全部経験しています。私の家が全部軒下までつかりました。

これらの教訓等を踏まえ、ハード整備に取り組んだ結果、県内においては災害救助法を適用するような大きな水害は発生していませんでしたが、令和元年に佐賀豪雨が発生して以降、毎年のように甚大な豪雨災害が発生しています。特に令和三年八月の大雨では、大町町と武雄市で再び被害が発生しました。また、令和五年七月には線状降水帯により唐津市浜玉町今坂地区で発生した土石流が住家を直撃し、三名の方がお亡くなりになられました。

全国的に見ても、毎年のように全国各地で大きな災害が発生している状況であり、記憶に新しい昨年一月一日に発生した能登半島地震では、最大震度七の揺れにより、多数の住宅被害、災害関連死を含めると四百名を超す死者が発生しました。その後、九月末には復旧復興を進める同地域で豪雨災害が発生し、新たな被害をもたらした結果、いまだに避難生活を余儀なくされる方々がいる状況となっています。

先日、議会の隣県視察で熊本県へ行き、熊本地震からの復興の状況等を勉強させていただきましたが、改めて感じたことは、発災当初の自助、共助ですね。自ら助ける、共に助ける、この自助、共助の重要性であります。熊本地震でも発災当初は、御近所さん同士での声かけや助け合いがあったそうです。大規模な災害であればあるほど、幅広い地域に公的な支援が届くまでは時間がかかるため、県民自らの日頃からの災害の備えである自助と、地域の住民で助け合う共助が必要だと強く感じます。

地震、水害、土砂災害などにより、誰もが被災するリスクがある今日、県民の命を守る防災・減災対策は非常に重要であり、県においては対策に万全を期していただきたいと考えます。

特に佐賀県では、過去の事例からも豪雨による被災が多いことから、県は近年の豪雨災害を受けて、これまでどのような対策に取り組み、今後どのように取り組んでいくのか。また、ハード対策には時間がかかりますから、県民の自助力、共助力の向上にどのように取り組んでいかれるのかお伺いをしたいと思います。

問いの九、脱炭素社会の実現についてであります。

地球温暖化による影響は我々の身近なところに差し迫るものとなっております、昨年も七月後半から八月にかけて顕著な高温や日本近海の記録的な海面水温が見られるなど、社会・経済活動に影響を及ぼす気候変動への対応は急務となっています。

このような中、アメリカでは今年一月にトランプ大統領が就任し、パリ協定からの脱退を表明しましたが、気候変動問題は国際社会全体で取組が必要であり、脱炭素の取組が世界的な潮流であることは変わるものではないと考えています。

先日、国は温室効果ガスの新たな削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

この計画では、温室効果ガスについて二〇一三年度比で二〇三五年度

に六〇％、二〇四〇年度に七三％を削減するという新たな目標が設定されています。

また、目標の実現に向けて省エネルギーを徹底するとともに、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源に関しては、最大限の活用や必要な技術革新の推進などが明記されており、経済成長、脱炭素の同時実現に向けて取り組む方針が打ち出されています。

脱炭素社会の実現のためには、社会が脱炭素型のスタイルに切り替わっていくよう県民一人一人の行動変容が不可欠であると考えます。

エネルギー政策に目を転じますと、先日、国が閣議決定した第七次エネルギー基本計画では、我が国の電源構成における再生可能エネルギーの比率を最大五割に高めるとされており、再生可能エネルギーの重要性が高まっています。あわせて、これまでの「原発依存度を可能な限り低減する」との表現が削除され、再生可能エネルギーと並び、脱炭素電源である原子力発電を最大限活用する方針であることが示されています。

今後、脱炭素社会を実現するためには、既存の原子力発電を活用するとともに、再生可能エネルギーの拡大を図っていくことが重要であると考えています。

そこで、次の三点についてお伺いします。

一点目は、県民等の行動変容についてであります。

脱炭素社会の実現のためには、県民一人一人や企業等が、これまで以上に地球温暖化に対する意識の向上や、自分ごとと捉えて行動していくことが必要であると考えますが、知事の考えをお伺いします。

二点目は、玄海原子力発電所についてであります。

玄海原子力発電所については三、四号機ともに稼働しており、これまでに様々な安全対策工事が行われてきたと思いますが、脱炭素電源として、これまで以上に安全かつ安定した運転が求められていると考えます。今後、県としてどのように向き合っていくのか知事の考えをお伺いします。

三点目は、再生可能エネルギーについてであります。

本県には、再生可能エネルギーに関して豊富な研究実績に裏づけされた知見を有する佐賀大学があります。さらに、唐津市の沖合は、風況がよく、大規模に発電可能な洋上風力発電の適地とされており、県も洋上風力発電事業の誘致に向けた検討を進めるなど、再生可能エネルギーの利用拡大に貢献できる環境が整っていると感じています。

脱炭素社会の実現に向けては、唐津市沖洋上風力発電の誘致実現など、再生可能エネルギーの普及拡大に積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか知事の考えをお伺いします。

問いの十は商工業の振興についてであります。

佐賀新聞の県民世論調査によれば、県政で力を入れてほしい分野のトップは、景気・雇用、経済対策とのことでした。

このような中、直近の経済情勢を見ると、本県の経済は緩やかに回復しつつあると判断されています。しかし、その一方で、県が実施した直近の県内企業の経営状況調査では、多くの企業から、現在の経営課題として、原材料・エネルギー価格高騰や人材不足が挙げられています。また、原材料・エネルギーコストが増えた、コストの増加分を十分に価格転嫁できていない、従業員が不足しているという回答も多くありました。

県では、これまでも物価高騰対策や人材確保に向けた支援を行ってき

ていますが、中小・小規模事業者は厳しい経営状況が続いており、引き続きしっかりと対策を講じていく必要があると考えます。

人材不足の要因の一つとして、高校卒業後に県外企業に就職したり、大学進学時に県外大学を選択し、そのまま県外企業に就職しているという状況があります。

本県には、特定の製造分野で世界でトップシェアを誇るすばらしい企業が立地しています。しかし、そのようなすばらしい県内企業の存在を知らずに、自分の子供たちに県外企業への就職を勧める保護者も少なくありません。

先日、県内企業の工場見学に参加した保護者から、このようなすばらしい企業があるなら県内企業に就職してもいいのではないかと考えるようになったという話を伺いました。このような県内企業の魅力を生徒やその保護者に伝えていく取組が大事なんだと思います。

また、多くの中小・小規模事業者では、経営者の高齢化や後継者不在という課題に直面しており、地域の産業を維持していくには円滑な事業承継が重要だと考えます。

ついては、今後の県の発展のため、中小・小規模事業者の事業継続を支えつつ、物価高騰対策や人材確保などの施策を進めていただきたいと思いますが、知事の所見をお伺いします。

次に十一項目め、農林業の振興についてであります。

農林業は、国民の生活に欠かせない食料や木材を安定的に供給する重要な役割に加え、美しい景観の形成や伝統文化の継承、水源の維持などの役割を果たしています。

また、近年、地球温暖化などの影響により、気象災害の激甚化、頻発化が目に見えて進んできている中において、森林による土砂災害防止機能、水田やため池、クリークによる貯水機能など、防災・減災、国土保全にも大変重要な役割を果たしています。さらに、その生産活動を通じて地域経済の活力を高めるとともに、地域社会を支える極めて重要な産業であります。

一方で、農林業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や人手不足に伴う労働力不足や、ハウスなどの初期投資の増大、肥料や燃料など生産資材価格の高止まりなど、厳しさを増しています。

そうした中において、収益を上げて産業として継続していくために、農林業においても企業的な経営手法や発想を取り入れるなど、稼ぐ産業への転換をこれまで以上に進めていく必要があります。

この「稼ぐ」においては、農林業を攻めと守りの部分に分けるとすれば、稼ぐことが攻めの部分、食料供給や国土保全が守りの部分になると思います。これまでの農林業の振興は攻めの部分が少し弱かったのではないかと考えています。

現在、国は「地方こそ成長の主役」という理念の下、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本の経済成長を牽引する大規模な地方創生策について議論することを目的として、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、地方創生に力を入れることとされています。

今こそ地方創生を強力に推進し、地方への人の流れをつくることが必要だということはさきに申し上げたとおりでありますが、地方はもとより、国の力の源泉である人づくりについて、農林業の分野でもしっかり取り組んでいくことが重要と考えています。

山口知事は、就任以来、「さが創生」を掲げて、地方創生に関する様々な取組に力を入れてこられ、そのうち農業では収益性の高い園芸農業を展開していく「さが園芸８８８運動」、林業ではウッドショックを契機とした「さがの林業再生プロジェクト」等に取り組んでこられました。

そうした取組が実を結びつつある中、米やミカン、木材などの価格が持ち直してくるなど明るい兆しも見えてきていますが、こうした状況がいつまで続くかは不透明であり、今後さらに農林業を稼ぐ産業として確立させ、若い人たちにも誇りや魅力を感じてもらえるようにする必要性が高まっていると考えます。

現在、山口県政は三期目の折り返しを迎えたところですが、知事は本県の農林業を稼ぐ産業とするため、これまでどのように取り組まれてきたのか、また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをします。

問いの十二項目め、「ＳＡＧＡ２０２４」を契機としたスポーツの振興についてであります。

昨年の秋、「ＳＡＧＡ２０２４」国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が県内全域で開催されました。体育からスポーツに変わる新しい大会として、様々な新しい取組に挑戦された大会であり、昨年末に発表された佐賀新聞の県民世論調査によれば、「ＳＡＧＡ２０２４」を開催してよかったと答えたのが全体の八七％であり、大変高く評価されています。また、多くの県議会議員も競技団体の役員などを支える立場として関わり、全国からお越しになった選手、役員の方々と接しました。こうした県外の方々からも評価が高い大会だったと認識をしています。

私も県のアーチェリー協会の会長として関わらせていただきました。これは多くの県民の皆さんが、スポーツを「する」人のみでなく、「観る」、「支える」とそれぞれのスタイルで関わり、オール佐賀で共に盛り上げてこられた結果だと思います。

成功裏に終わった「ＳＡＧＡ２０２４」ですが、大切なのは、今後、このレガシーをどうつないでいくかであります。私は常々、スポーツは地方創生の大きな要素だと思っています。佐賀県は二〇一八年からスポーツの力を生かした人づくり、地域づくりに取り組むＳＳＰ構想――ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想を推進し、「ＳＡＧＡ２０２４」もこのＳＳＰ構想の通過点、跳躍点として位置づけられておりました。

今後とも、ＳＳＰ構想の下、多くの県民の皆さんがそれぞれの関わり方でスポーツを楽しめるよう、スポーツ文化の裾野の拡大に向けて、さらに取組を推進してもらいたいと思っています。特に、パラスポーツには今後も光を当て続けてほしいと思っています。

全障スポは、パラスポーツの振興という意味でも大きな成果があった大会です。佐賀県選手団は過去最高の百三十三個のメダルを獲得され、選手の皆さんにかつてないほどの注目が集まり、これまでになかったような盛り上がりとなりました。大会をきっかけに、新たにスポーツを始めたという障害者の方も多くいらっしゃいますので、今後もその活動が継続され、さらに広がるようしっかりと支えていただきたいと思います。

県は、この「ＳＡＧＡ２０２４」を大きな跳躍点として、ＳＳＰ構想をさらに進めるための条例を今議会に提案しておられますが、今後、パラスポーツやスポーツ文化の裾野の拡大を含めたスポーツ振興にどのように取り組んでいこうとされているのか、知事にお伺いをいたします。

次に問いの十三、十三項目めは、文化、観光の振興についてであります。

今から七十年以上前、観光振興に力を入れるべきだという観光立国を提唱したのは、経営の神様とも呼ばれる松下幸之助氏であります。松下氏は、観光地での消費という直接的な効果だけでなく、他産業への波及効果やインフラ整備の推進等の間接的な効果が生まれる観光に、大きな力があると見抜いていました。松下氏のすばらしいところは、他国にはない優れた日本の景観美を生かした観光を目指すべきと説いた先見性のみならず、日本のこうした資源は日本人、ひいては人類共通の大きな資産であり、天与の尊い宝物だと、資源を維持保全しながら未来につなげていく重要性を同時に説いていたところにあると思います。

私は、松下氏が指摘する景観美だけでなく、歴史や風土、日々の暮らしに根差した文化も資源と言っていいのではないかと考えています。佐賀県には遺跡や城跡等の史跡をはじめ、木版摺更紗や陶磁器などの伝統工芸品や、地域で行われる祭りや伝承芸能など価値ある文化資源が数多くあります。県内各地で守られてきた多彩な文化資源は後継者不足などの課題に直面していますが、佐賀ならではの貴重な財産であり、これらを未来に引き継いでいかなければなりません。私は、文化資源を観光に生かしていくことが一つの答えになるのではないかと思っています。

他方、観光の現状としては、二〇二四年の訪日外国人観光客数が約三千六百八十七万人と過去最高になったとの報道があり、県内に目を向けても、祐徳稲荷神社や肥前浜宿などでも多くの外国人観光客の姿を見かけるようになったと感じています。

こうした外国人観光客においても、日本人観光客と同様に、コロナ前と比べると少人数での体験・交流型の旅行が増えてきており、その目的も個別化、多様化してきています。このような国内外を問わない観光ニーズの多様化や、より長期的で、なおかつ広域的な旅行が期待できるインバウンドを考えてみても、多くの魅力的な文化資源を持ち、また、九州の交通の要衝であるといった佐賀県の強みを生かす大きなチャンスであると考えています。

佐賀の豊かな文化資源を維持保全し、磨き上げ、活用して、次世代につなげていくとともに、観光地としての魅力向上につなげていくためには、まさに文化と観光の振興は一体的に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、文化、観光の振興に今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の考えをお伺いします。

次に問いの十四、十四項目めは社会資本整備についてであります。

国において、昨年末に開催された第二回「新しい地方経済・生活環境創生本部」では、地方創生二・〇の基本的な考え方について議論が行われました。その中で石破首相からは、人口が減少しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じる、人を大事にする地方、楽しく働き、暮らせる地方をつくっていくとの発言もあったところであります。

人口減少が進む中、元気な地方を取り戻すためには、自然災害から県民の命や財産を守る河川やダム、人や物の交流拠点となる空港や港湾、そして、これらの拠点や地域間をつなぐ道路などの社会資本の整備を進めることが重要であります。また、地方へこそ、安定的に公共事業予算を確保し、しっかりとした投資を行っていくことが必要です。

佐賀新聞の県民世論調査からも、社会資本整備に対し、県民の関心が高いと見てとれました。県民の生活や地域の産業を支える社会資本はどれも重要ですが、地方創生を効果的に進めていく上で、とりわけ交流人

口の増加に必要不可欠な広域幹線道路ネットワークや空港は特に重要であり、着実な整備が必要であると考えます。

そこで、次の二点についてお伺いします。

一点目は、広域幹線道路ネットワークの整備についてであります。

広域幹線道路ネットワークは、産業の立地や活発な経済活動、観光の振興に寄与するなど重要な社会基盤です。これまで、九州佐賀国際空港へのアクセス道路となる有明海沿岸道路や佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道四百九十八号などの広域幹線道路ネットワーク整備を重点的に進められており、引き続き整備促進が必要と考えています。

広域幹線道路ネットワークの整備について、今後どのように取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いします。

二点目は、九州佐賀国際空港の整備についてであります。

九州佐賀国際空港の滑走路延長は、整備費はかかるものの、外国人が行き来しやすい地域にするためにも必要であります。外国人のエリアを広くするためにも必要であります。

また、自衛隊の駐屯地が開設予定なので、運航に支障がないよう、平行誘導路の整備も必要と考えています。

九州佐賀国際空港の滑走路延長と平行誘導路整備について今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の所見をお伺いします。

問いの十五は、健康福祉行政についてであります。

少子・高齢化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、県民のニーズはこれまで以上に多様化、複雑化しています。

そうした中において県民一人一人が楽しく元気でいられるよう、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる環境をつくっていくことはとても大切なことであると考えます。とりわけ生涯を通じた健康づくりは極めて重要であると考えます。健康は県民が生き生きと暮らし、一人一人が生きがいを持って社会と関わる上でとても大切な要素です。

県では、全世代に向け、様々な健康づくりに取り組まれており、一定の評価をしております。中でも歩くライフスタイルの取組は「歩こう。佐賀県。」をキャッチフレーズに、県民に歩く習慣を身につけてもらうとともに、歩くことでこれまで気づかなかった町の魅力を発見することができ、町も人も元気になる取組であると思います。より一層健康づくりの取組を推進していただきたいと思います。

もっとも、県民が生き生きと暮らしていくためには、医療、福祉の充実も必要です。佐賀新聞の県民世論調査においても、医療、福祉に対する県民ニーズの高さが表れています。

こうした中、県では、施策方針二〇二三において、全ての基軸に人を置き、支え合い、寄り添い、安心して暮らせる地域づくりなどに向け、「ＳＡＧＡ　Ｄｏｃｔｏｒ―Ｓプロジェクト」などによる医療従事者の確保、育成や、元気な高齢者の社会参加活動の推進、障害児・者の相談支援体制の充実など、様々な医療、福祉施策に取り組まれています。

私自身、医療、福祉に力を入れることは最終的には地域の活力にもつながるものと考えます。ついては、県民の誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる佐賀県を目指すため、健康福祉行政にどのように取り組んでいかれるのかお伺いをします。

次に十六項目め、問いの十六は教育行政についてであります。

グローバル化が進み、変化が激しい現代社会において、日本が国力を

維持し、発展していくためには、国力の源泉である地方が活性化するよう、地方創生に取り組んでいかなければなりません。そして、地方創生に欠かせないのは人材であり、教育が果たす役割は大きいと感じています。

昨年一月に策定された佐賀県教育大綱には、「高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子どもを育てる」と掲げられています。子供たちが地域のことについて学び、また、学びの中で地域とつながることで佐賀や地域に誇りを持ってくれれば、将来、地域に残り、地域を支えてくれる人材として活躍してくれることはもちろんのこと、全国で、さらには世界で活躍するような人材となったときでも、故郷、ふるさとを忘れずに、地域と関係を持ち、地域のために力を尽くしてくれるのではないかと考えています。県外、国外に出ても、そこでのこととふるさと佐賀のことが結びつくか結びつかないか、役に立つと思うか思わないか、極めてその差は大きいと思います。

日本の地域の活性化、村おこし運動に大きな力を発揮した「日本ふるさと塾」というのがあります。「日本ふるさと塾」の萩原茂裕先生は、教育には学校教育、家庭教育、社会教育と通常三つあると言われるが、このほかにもう一つ大事なのは第四の教育、ふるさと教育だと言われ、そのことの重要性を説いておられます。

また、佐賀の将来を担う子供たちを育成していくためには、時代に即した教育や、子供たちを取り巻く環境に対応した教育をしていく必要があり、これまで教育委員会においては、県立学校での学習用端末の整備をはじめとした教育ＤＸプロジェクトや、国に先行する形の小学校への少人数学級の導入など、時代の流れに即して取り組んでいただいています。

一方で、全国学力学習状況調査において平均正答率が全国平均に届いていないなど、子供の学力をいかに向上させていくのかといったことや、年々増えています不登校の児童生徒への対応など、子供たちの教育現場を取り巻く課題は様々であり、すぐに解決できるものばかりではないとも認識をしています。

また、そのような課題に学校現場で向き合い、子供たちの学びを支えていくのは教員の方々ですが、全国的にも教員志望者が減り、教員不足が問題となる中、着実に教員を確保していくことも大変重要であると考えます。

さらには、教員が欠ける状況になると、学校現場の負担が大きいと聞いております。現場の状況を把握して、今すぐやれることについてもしっかりと対応してもらいたいと思います。

ついては、こうした点も踏まえ、今後どのように子供たちを育て、本県の教育をどのように進めていくのか、また、教育現場を支える教員確保をどのように進めていくのかを教育長にお伺いします。

最後に問いの十七、十七項目めは警察行政についてであります。

昨年十月に開催されました「ＳＡＧＡ２０２４」国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会では、天皇皇后両陛下をはじめ、多数の皇族方が御臨席されたほか、選手、大会関係者など多くの来訪者が佐賀県を訪れた中、県警察におかれては万全の警備体制を構築した上で任務を完遂され、大きな混乱もなく、無事に大会を終えることができました。県警察の御尽力に、県民を代表し、この場を借りて感謝の意を表するところであります。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

さて、県民が、この佐賀県を住みやすい町だと実感するためには、交通インフラなど生活の利便性の向上や豊かな自然環境の下で子供が伸び伸びと成長できる子育て環境の充実などが挙げられますが、特に重要な要素の一つが、良好な治安が保たれ、県民が安全・安心に生活することができるということであると考えます。

県内の情勢を見ますと、昨年の人身交通事故の発生件数は十一年連続で減少はしたものの、交通事故死者数が前年比で大幅に増加したほか、人口十万人当たりの人身交通事故の発生件数は依然として全国ワーストレベルで推移をしており、引き続き交通事故抑止に向けたさらなる対策が求められております。

また、最近の報道では、ニセ電話詐欺のほか、ＳＮＳを利用してうその投資話を持ちかけ現金を振り込ませるといった新たな手口による詐欺の発生が繰り返し報じられておりまして、悪質、巧妙化するこれらの犯罪に対し、被害防止に向けた対策等が必要であると考えます。

このような情勢下におきまして県警察が果たすべき役割は、私はますます大きくなっていると感じているところであります。

少子化や昨今の景況を踏まえた民間企業の積極的な採用などの影響もあり、県警察における採用情勢は厳しさを増し、駐在所の統廃合に対する県民の不安の声も聞こえる中、今後も組織力を維持しつつ、様々な事件、事故に的確に対処し、県民一人一人が安全・安心を実感できる住みよい佐賀県を実現するために、県警察としてどのように取り組んでいかれるのか、警察本部長にお伺いをします。

以上十七項目について質問させていただきました。冒頭申し上げました、ふるさと佐賀を錦で飾り、佐賀の地方創生を目指す県政の取組に期待をし、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。土井敏行議員の代表質問にお答えいたします。

まず、私の県政運営についてお尋ねがございました。特に私が目指す地方創生についてお答えします。

国が示す支援メニューをそのままこなすのではなく、地域が地域の実情を踏まえて、自らが考えていくということが大切だと思います。この自発が地方を成長に導くものと考えます。

現在の世界の趨勢や時代の変化を大小の観点から見ていくこと、そして、佐賀や世界の将来についても鳥瞰的に見据え、想像力、構想力を持って佐賀の持つ真の価値を発揮させることが大切だと思います。

県立大学は、過去の延長線上ではなく、不確実性の増す時代に活躍できる起業家精神を持ち、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成する大学にしたいと考えています。

そして、今、ウクライナ戦争による供給減だったり、令和の米騒動など、食料安全保障の重要性も高まっています。食料で国家を支えているのは地方であります。

私が主張しておりますのは、この日本という国の方向性を決める国会議員の定数、衆議院小選挙区では九州七県と東京都が同じ三十、食料自給率で見ますと、佐賀は九九％、例えば鹿児島は八〇％なのに対して東京都は〇％なのであります。現行のままでは食料を供給できない都市部の議員が、食だとか農だとか、そういった問題を議論していくことになりますが、果たして都市育ちの議員に、それができるのでしょうか。今

後とも、私は強く警鐘を鳴らしていきたいと考えています。

これまで十年の成果についてお話もいただきました。私も県民の佐賀に対する意識や思いが徐々に変わってきたなというふうにも思います。まだ道半ばでありますけれども、最近は若い人たちが佐賀が好きと言ってくれているようにも感じます。一つ一つ種をまいてきたことが実を結びつつあるようにも感じますし、実を結びつけなければいけないと思います。

「肥前さが幕末維新博覧会」だったり、ＳＡＧＡアリーナだったり、「ＳＡＧＡ２０２４」だったり、様々なソフト・ハード施策、こうした取組を一過性ではなくて、その先の人づくり、新たな価値の創造につなげていかなければいけないと常に認識しております。

そして、この十年間での課題について、土井議員からも御指摘、御助言もいただきました。確かに、私自らの頭の中でイメージしているものを県民の皆様だったり、県議会の皆さんにうまくお伝えできているのかという点については、自分としてもなかなかうまく説明することができずに、もどかしさのようなものを感じることは多いんです。御指摘いただきましたＳＡＧＡアリーナの整備についても、ラグビーワールドカップ組織委員会での経験で世界のスポーツシーンなどを見て、感じて、着想を得て、佐賀で成功させることができると私は思っていたわけですけれども、このアリーナのイメージというのを口で説明するというのはなかなか難しく、でも本来、政治家はそれをやらなければいけないわけです。世界ではアリーナからスポーツだけでなく様々な価値が生まれていることだとか、エンターテインメントアリーナのすばらしさ、そういったものについて言葉や表現を工夫しながら説明してまいりましたけれども、ただ、県民の皆さん方に説明しても、例えば、大きな体育館のようなものを想像している皆さん方に、あのＳＡＧＡアリーナの価値を説明するというのはなかなか難しく、もどかしいけど、どうやって伝えればいいのかというのが難しくて、ここは本当に私の課題かなというふうに自分でも認識しております。

引き続き、皆さん方の意見を聞きながら、様々模索しながら、私なりのそういったコミュニケーションのやり方というもの、そして説明する力、考え、思いを説明することを頑張っていきたいと思っております。

知事就任以来、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を県政の基本理念として行ってまいりました。今後、気候変動ですとか国際社会の分断、ＡＩの急速な発展、様々不確実性が増していきます。そうした中で、この佐賀県の中で人材が育成され、イノベーションを起こし、佐賀の地から新たな価値をつくってまいりたいと考えております。その先には、楽しみな佐賀の未来があるものと信じております。

続きまして、財政運営について申し上げます。

財政運営につきましては、常に税収等の状況変化に応じてローリングを行い検証しています。この財政見通しの試算に当たっては、県債残高や将来負担比率、基金残高などを多角的にシミュレーションしています。

今回、当初予算編成に当たって試算を行った結果、将来負担比率は引き続き一四〇％程度に収まり、県債残高の減少とともに徐々に減ってまいると思います。全国順位は十位台で推移する見通しを維持できていると考えています。

財政調整積立金についても、行財政運営計画二〇二三で目標としております、令和八年度末時点での約百三十億円の残高を確保できる見通し

であります。現時点で、今後も安定的で健全な財政運営ができると判断しています。

ちなみに、佐賀県の現在出ている直近の将来負担比率は一三五・三％で、いいほうから全国で十四番目であります。隣県の状況を見ますと、福岡県は二四八・四％で四十三位であります。長崎県は一七五・八％で二十九位であります。そうした隣県の状況も踏まえながら、健全な財政運営に努めていきたいと考えています。

ただし、今後の社会保障関係経費の増加や、金利上昇に伴う公債費負担の増加などには注意する必要がありますので、これまでも適時適切に試算、予算への反映を行ってまいりました。

そして、議員御指摘の百三万円の壁の見直し、現在行われておりますが、現在の状況であれば、地方財政への影響は大きくないと認識しておりますけれども、こうしたものも引き続き議論の動向を注視したいと思います。

財政状況は、外的なものも含めて様々な要因で変化いたしますから、都度都度ローリングを行って、県民の皆さんに開示して議論していくことも大切です。将来負担比率などに注意しながら時期を逃さず、効果的なタイミングで施策を打っていきたいと考えております。その際、国庫支出金、交付税措置がなされている地方債、そうしたものも最大限活用して、あらゆる財政的工夫を行ってまいります。

引き続き、攻めと守りをしっかりと意識して、佐賀の未来を見据えた財政運営を行っていきたいと考えています。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてお答えします。

まず、佐賀空港の自衛隊使用要請以前から、有明海漁協の方々は、国に対して諫早湾干拓問題などでの対応をめぐり、不信感を強く持たれていたと感じています。そして、この国への不信感ですけれども、漁協の皆さんとお話しすると、農林水産省とか防衛省とかということではなくて、同じ国という思いが伝わってまいります。

県は、自衛隊使用要請に関する論点整理素案を平成二十九年五月に公表して、その年の七月の佐賀県議会の決議も踏まえて、佐賀空港の自衛隊使用要請の受け入れを表明したのは、平成三十年八月でございました。

私はその受け入れ表明をする前に、そして有明海漁協と交渉する前に、国と漁協との信頼関係を得るためには何かが必要と考えたわけであります。それは有明海漁業の振興対策を防衛省とつくり上げることができないかということで、漁協との信頼をつなぐ一つの方策にはなるのではないかと考えたわけです。

幾度となく防衛省や官邸と交渉し、防衛省が直接的に有明海漁業の振興を行うことができないことも踏まえ、全国的には自衛隊使用に係る着陸料は免除が一般的になっている中であっても、防衛省が百億円を着陸料として払うことと、有明海漁業の振興などのための基金を県が創設することを合意いたしました。今議会に設置条例案を提案しております佐賀県有明海漁業振興・補償基金は、こうした経過があって創設する特別な基金だと認識しております。

駐屯地に対する組織についてお答えします。

本年七月以降は佐賀駐屯地が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されている陸自オスプレイ十七機が配備される予定でありまして、新しい局面に入ることになると思います。新年度が始まる本年四月に、駐屯地に

関する様々な課題に対応し、連絡調整の窓口となる部署として、政策部内に「駐屯地調整室」を設置したいと考えています。窓口を明確にし、駐屯地をはじめ、防衛省や漁協、佐賀市などの関係機関と顔の見える関係を築いていくことで、緊急時はもちろんのこと、平時から円滑な連絡調整ができる体制をつくっていきたいと考えています。

次に、オスプレイの安全性などについてお答えします。

飛行の安全は何より大切です。何事にも一〇〇％安全という安全神話は存在せず、安全性については常に追求していかなければなりません。

昨年十二月の米軍及び陸上自衛隊のオスプレイの飛行停止の際には、日米の対応に時間差があり、憂慮していたために、防衛省へは詳細な事実確認と併せて、日米の連絡、情報共有の徹底を求めました。防衛省からは昨年十二月に県に対して説明があり、米側からは随時情報提供を受け、詳細なやり取りを継続的に行った上で、米側が公表した追加的な措置、評価は妥当と判断したとのことでした。

防衛省に対しては、これまで以上に米軍と情報共有を行いながら、安全性を追求し、説明責任を果たすよう求めたところであります。

事故などが発生した場合には、原因を究明し、対応策を打ち出して、その内容を丁寧に説明、公表していくことが大切です。防衛省には、こうしたことをしっかりと行って、説明責任を果たしていくように求めてまいります。

現在、駐屯地開設に向けて、隊庁舎、格納庫、駐機場などの整備が進んでいます。目達原駐屯地は開設から七十年を経過し、この間、地元の皆様と信頼を積み重ねてまいりました。佐賀駐屯地も一つ一つ信頼を積み重ね、地域に愛され、頼られる存在になれるような関係が構築されていってほしいと考えています。

続きまして、有明海・玄海の再生及び水産業の振興についてお答えします。

議員がお話しになられたように、北に玄海、南に有明海、この二つの海でとられる水産物は佐賀県ならではの宝です。しかしながら、近年の水産業を取り巻く情勢は、気候変動による海水温の上昇などの漁場環境の変化や、燃油や養殖用飼料などの価格高騰により厳しさが増している状況です。

まず、有明海についてですが、ノリ養殖は令和四年度以降、赤潮による色落ち被害が全域で発生し、不安定な生産状況です。

ノリ養殖の安定生産のためには、赤潮が発生しにくい環境づくりが大切でありますので、赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝を増やすために、稚貝の生産、放流などに積極的に取り組んでまいりました。

その結果、ウミタケやアゲマキについては資源回復の兆しが見られたものの、気候変動に伴う豪雨で海水が低塩分化した影響などによって再び減少して、さらにはこれまで比較的とれていたサルボウでさえ不漁となっています。

このような中、二枚貝の資源を増やすためには、気候変動に対応した新たな取組が必要です。具体的には、サルボウについては、海底耕うんを大規模に実施した後、豪雨の影響が小さい時期や場所に集中的に稚貝を放流することで資源の回復を図りたいと存じます。また、豪雨の影響を受けにくく、成長が早くておいしいと今注目されているスミノエガキについては、より効率的な採苗技術の開発などを行うことで、積極的に資源を増やすこととしております。

さらに、ノリの色落ち対策として、今年度から新たに佐賀大学などと連携して、精度の高い海況予測システムの開発、ノリ網を冷凍庫に入れる前に、水槽内で色落ちを回復させる技術の開発にも取り組んでおります。

一方、玄海では、漁獲量の減少や漁業用資材高騰に伴うコスト増などにより厳しい経営状況です。漁業経営を安定させるために、これまでの種苗放流などによる水産資源の回復の取組に加え、大学などと連携して、ＩＣＴ技術を活用した漁業のスマート化を進めてまいりました。その結果、例えば、イカ釣り漁業では、出漁の判断や操業場所の選定を支援する海況予測システムを開発し、一定のコスト削減効果が得られました。しかしながら、近年の気候変動の影響で魚が多くとれる場所、とれる魚の種類が変化していることから、これらに対応した新たな取組が必要です。

来年度からは、遠い漁場でも鮮度を保持できる手法の確立やイカ以外の魚種との複合経営に取り組むなど、収益性の高い漁業経営への改善を図りたいと思います。

また、魚介類の産卵や生息場所となる藻場の減少も続いておりますので、藻場を食い荒らすガンガゼの駆除を強化するとともに、藻場の持続的な利用に向けて、資源が減少しているアカウニの放流などを継続して実施してまいります。

この二つの海、二つの宝が持つポテンシャルを最大限に生かし、未来へつながっていくように、有明海・玄海の再生、水産業の振興に向け、鋭意取り組んでまいります。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

県民との対話を通じて、フル規格に賛否、様々な意見があることは承知しております。新鳥栖―武雄温泉間について、議員御指摘のデメリット、そしてこれまでの経緯を意識しなければ、どうしてフル規格ではないのだろうと疑問を持つかもしれません。議員からお話があったように、客観的な状況を踏まえて議論されることはとても大切だと思います。私も努力をしていきたいと思います。

西九州ルートは、本来はフリーゲージトレインが在来線を通って、それで終わるはずでした。しかしながら、国がフリーゲージトレインを断念したことから現在の状況にあるのであります。議員からもお話があったように、契約や約束が不履行の場合は、一般的に果たせなかった側が補償をしたり、代替手段を講じる責任を負うものだと私は思います。この問題について、それを負うのは国なのであります。

新鳥栖―武雄温泉間は、在来線を利用する合意しかありません。仮にフル規格で整備した場合、莫大な建設費負担や在来線の利便性低下など、佐賀県にとって得られるものより失うもののほうがはるかに大きいと私は考えています。

最近の北陸新幹線をめぐる動きを見ても、新鳥栖―武雄温泉間において、我々が指摘してきた課題や状況が顕在化しています。北陸新幹線敦賀―新大阪間は、平成二十四年に大阪までのフル規格整備で地元の合意形成がなされ、その後、複数ルート案の検討を経て、平成二十八年度末には小浜京都ルートが選定されました。令和七年度中の認可、着工が目標とされていましたが、この段階になって小浜京都ルートの沿線自治体からは、事業費の大幅な上振れや地下水などの問題から慎重意見が出ています。そうした中、米原ルートの再考まで求める声も出るなど、これ

までの合意内容と異なる声すら出ている状況なのであります。

上振れした多額の財政負担については、沿線自治体の首長や地元国会議員から、国家プロジェクトであるため国費を投入すべきとか受益に応じた負担とすべきなどの意見も出ている状況です。

整備新幹線は、拙速に議論を進められるような簡単なものではありません。北陸新幹線の動向なども注視しながら、慎重に議論すべきものと考えております。

続きまして、県立大学についてお答えします。

今の時代に大丈夫だろうかという声は私も聞くところであります。しかしながら、少子化の時代だからこそ、大学が少ないことが県にとってリスクであることをデータで申し上げたいと思います。

今から三十五年前、平成元年当時は、県内の高校卒業生は約一万二千人でありまして、その一万二千人のうち四年制大学への進学者数は二千人でありました。そして、その二千人のうち県外の四大に行った人は千七百人でした。今現在ですが、高校の卒業生は少子化で七千人まで落ちましたが、四年制大学への進学者数はその半分の約三千五百人でありまして、その三千五百人のうち県外に行く方は三千人であります。

高校の卒業生が少子化で大きく減少しても、大学進学者は一・七五倍と大幅に増えています。にもかかわらず、相変わらず県内の大学数は二校だけで、他県はこの間、大学数は増加しているわけであります。圧倒的に不足していると私は考えます。この若者の人口流出という逸失利益の大きさを認識する必要があると思います。少子化だからこそ、若年層の人口流出が地域に与える影響はこれからもさらに大きなものとなってまいります。

そして、こうしたデータに加えて、これからどのような人材が地域や社会に求められるのか、佐賀県はどのような人材を育てていくべきかを鳥瞰力を持って考えていく必要があると思います。世界全体は不確実性の時代です。そして、我が国は人口減少社会、そして、地方は都市との格差の中、自ら地方創生を進める時代であります。こうした厳しい時代だからこそ、人でしかできないこと、人が持つ創造性、チャレンジ精神が重要であり、一人一人への教育というものを今以上に考えていかなければなりません。

他県の公立大学では、時代の変化に応じて新しい学部の設置や再編が県議会の中で議論されて、もう始まっています。公立大学が一つもない佐賀県は、これまでこうした検討と無縁でありました。私は、これまで公立大学がなかった佐賀県だからこそ、これまでの慣習にとらわれず、ゼロから大学をつくることができる強みに変えたいと思います。そこでは、理文融合型、実践と理論の循環型の学びを中心とすることで、鳥瞰力、構想力を持った人材を育てたい。そして、現状を是とすることなく、自ら学び、自ら行動し、自らチャレンジする人材を育成していきたいと考えています。

加えて、佐賀県立大学は子供がふだん使いできる大学を目指します。高校生までの子供たちが大学の一端に触れることで学びの楽しさを知り、日々の学びをより意味あるものにすることで、佐賀の教育、学びの質をより高めていきたいわけです。

そして、社会人に対しても新たな学びや学び直しの機会を提供します。企業だけでなく、医療、福祉、農林水産業など多くの業種が人手不足です。こうした時代にそれぞれの現場が時代の先を読んだ経営を展開し、

社会を支えるサービスを提供し続ける上でも、社会人の新たな学び、学び直しは重要なのであります。

このように、単に十八歳から二十二歳のための大学ではなくて、子供の学び、社会人の学び直しともつながる幅広い世代の学びの拠点となる大学を目指します。

さらに大学は、教育だけでなく、地元企業と連携したイノベーションの創出や新たな事業展開、県や市町の政策形成支援など地域のシンクタンクとして期待され、企業などの成長を後押しする存在にしていきたいと思います。ゼロからつくる大学だからこそ、教育と社会をつなぐブリッジとなり、佐賀県の未来を開く礎となる大学を目指したいと思います。

県民への訴求について申し上げます。

確かに、過去のモードで大学を捉えておられる大人の方々も多いと感じています。大学進学を希望する子供はそう多くない。県外に進学し、就職することがいいことだなど、これまでのイメージで語られる方もおられます。

県民の方には、これまで申し上げてきた県立大学の意義や果たすべき役割を伝えさせていただきたいと思います。教育現場や企業現場など、それぞれの立場、業種、年代で関心事も違うと思います。学長予定者の山口和範教授や専門家チームのメンバーにも御協力をいただきながら、それぞれの関心事に応えられるような説明や意見交換も深めていきたいと思います。

幸いなことに、山口教授をはじめ、専門家チームも佐賀県だからこそできる大学づくりに非常に意欲的です。これから開学に向けた困難、試行錯誤もあると思いますけれども、熱量が高い教員の下に熱量が高い学生が集うことで、関わる人、企業にも熱が伝わり、シナジー効果が発揮される。佐賀県の歴史にとって、あのときの県立大学開学がさらなる飛躍となったと思われる県立大学を目指させていただきたいと思います。

続きまして、人口減少対策について所見を申し上げます。

佐賀県は、今年一月の推計人口は約七十八万七千人となっております。少子化の影響もありまして、全国同様、人口減少が進んでいます。

客観的に見て、佐賀県の人口増減率ですが、全国四十七都道府県の中で佐賀県はよいほうから十七位です。九州では、隣県の福岡県は九位、長崎県は三十八位であります。佐賀県は、相対的には十七位と善戦健闘している状況と私は考えています。もちろん人口減は全国の状況なので、担い手不足では悩んでおりますが、相対的にデータを見ますと十七位ということであります。近年は、外国人の増加によっても人口の減少幅を抑えております。

そして、構造的な問題でありますが、佐賀県は再三申し上げているように子供が多い県であります。十五歳未満の子供の割合は、ありがたいことに二十五年間、全国三位以内であります。合計特殊出生率は全国七位の一・四六であります。ただ、高校卒業後、就職者の三割超、大学進学者の八割超が県外に流出して、この十八歳からの人口減少が顕著であります。高度経済成長期に県外に人を送り続けてきたこと、そして、四年制大学が二つと全国で最も少ないことが大きな要因と分析しています。

近年、佐賀県の有効求人倍率は一・三倍付近で高止まりしておりまして、県内に就職先がなかった時代とは大きく異なり、県内は人手不足の

状況です。こうした人材逸失県としての構造や意識を変えることができるのは、おのずと佐賀県が様々な面で成長する可能性は高くなると思います。

佐賀県は、もともと豊かな自然環境や住環境で子育てしやすい環境だと思います。平成二十七年度に「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」を立ち上げて、年々事業を充実させ、磨き上げてまいりました。そのほか、地の利を生かした戦略的企業誘致、空港、港湾を生かした拠点づくりを行いますとともに、自発の地域づくりを支援、さらにＳＳＰ構想や「さがすたいる」など、常に人の流れや定住を意識し、様々な施策や戦略が展開されています。こうしたものが相乗効果をもたらして、それぞれの営みが輝き、自然増につながっていけばいいなと思います。佐賀で生まれ育った子供たちが大人になっても佐賀で活躍したり、一度離れても再び佐賀に戻ってきたり、佐賀が好きになって全国から佐賀に訪れて、ここでの学びから佐賀人（びと）になっていったり、そういった様々な皆さん方、子育て家庭となりまして、佐賀で増えていく好循環につながっていけばいいなと思います。

先ほど三十五年前との比較をさせていただきましたが、それを逆の面から言いますと、三十五年前の平成元年は、県内高校の卒業生は一万二千人と申し上げましたが、そのうち高卒就職した人は当時は六千人いたわけですが、そのうち県内就職者は三千五百人でした。ですので、五八％程度だと思います。今は七千人の卒業生のうち就職者はどのぐらいかというと、二千人まで減少しています。このうち県内就職率を高めようと僕らはすごく頑張っていますが、今、足元で千三百人なんです。

ですので、高校を卒業して県内就職する人というのは、三十五年前は三千五百人いましたが、就職率は頑張って上げましたが、それでも母数が少ないので、今は千三百人ということになっていて、実際、佐賀県内の担い手不足というものがよく分かる状況だと私は思います。

ただ、就職する方々に県内就職していただくというのはとても大事なことなので、今、「プロジェクト65＋」というものをやっていて、令和二年度からは四年連続で六五％を超えて、この五年間の伸び率は全国一位であります。大きく躍進しています。ただ、母数が少ないので、絶対数とするとなかなか厳しいというのが現状なのであります。

来年度からは新たな試みとして、奨学金返還支援制度を創設することとしました。従業員への奨学金返還支援に取り組む県内企業に、採用、定着の両面から人材確保を後押しいたします。

また、高校生の大学進学者が増加する中で、県内進学という新たな選択肢となる県立大学の開学に向けても準備を進めて、さらに、今ある佐賀大学、そして西九州大学と共に、高等教育機関の重層性を実現したいと思います。

さらに、佐賀への人の流れの創出に向けては、多文化共生の視点も欠かせません。

県内で暮らす外国人は、この十年で二倍超、今や一万人を突破しております。そのうち働く外国人は八千人、雇う事業者も一千社と、いずれも過去最多を更新中であります。

外国人は地域の大切な担い手であり、共に佐賀を支える大切な仲間であります。外国人から選んでいただける佐賀となるためにも、外国人も日本人も誰もが心地よく暮らせる多文化共生の地域づくりと、これから日本においでいただく外国人に向けて、佐賀のよさをアピールできる佐

賀のプレゼンス向上を両輪で推進していきたいと考えています。

また、移住促進の取組によりまして、多くの方に佐賀が持つ豊かな暮らしに注目いただいておりまして、都市部からの子育て世代の移住が増えています。引き続き、移住、定住の促進にも取り組んでまいります。

山口県政の基軸は人であります。将来を見据えて、県立大学、多文化共生、ＳＳＰ構想など、様々な施策において人への投資を進め、若者の県内定着、そして、佐賀へのさらなる人の流れを生み出していきたいと思います。過去の延長線上ではなく、将来への大きな布石を打ち、未来が楽しみな佐賀県をつくり上げてまいります。

続きまして、防災・減災対策についてお答えします。

気候変動によりまして、近年の北部九州の雨の降り方は二十年前、三十年前とは全く異なり、南部九州と同じような形になっています。令和元年、三年では六角川流域で甚大な被害が発生し、令和五年には県内の山間部を中心に多くの土砂災害が発生しました。これまでの延長ではない、気候変動対応型の特別な考え方をしなければならないと思います。

その備えとして、「プロジェクトＩＦ」を立ち上げまして、国、県、市町、関係者が力を合わせて、できることから順次取組を実施しているプロジェクトです。この取組については気候の変化に合わせてローリングし、アップデートして取り組んでいます。

まず、短期の取組では、監視カメラ、浸水センサーを設置して、河川をしゅんせつし、排水ポンプ車を既に導入いたしました。中長期の取組としては、河川整備、排水機場の新設、増強、田んぼダムの推進、ダム、クリークの事前放流による貯留機能の強化などを実施しております。

六角川についてですが、県で整備を進めている広田川排水機場は、三月末に運用開始予定でございます。

牛津川遊水地、そして、六角川洪水調整池を国で準備中、整備中であります。

令和五年三月に特定都市河川に指定された六角川上流域では、今年度中に流域水害対策計画を策定し、来年度から甘久川などの河川整備に着手予定であります。

城原川ダムの建設事業については、早期整備と水没予定地域の皆様の円滑な生活再建に向けて、県で用地の先行取得を行うための予算を今議会に提案させていただいております。

そして、県民の命を守るということを第一に考えながら、土砂災害防止対策にも取り組んでおります。

唐津市の今坂地区につきましては、砂防ダムの完成に向けて整備を進めています。

議員からもお話がありましたが、自助力、共助力向上の取組は大切です。災害は、大規模になればなるほど、公助には限界があります。通常であれば、一カ所、二カ所の対応箇所であれば、最高の体制で救助救出できるわけですけれども、これが面的に広がって大きくなりますと、おのずと限界があるということを県民みんなで共有しなければいけませんし、そのときに大切なのは、住民自らが命を守る行動を取ること、自助ですとか、地域で助け合う共助がやはり大切です。

本県では従来から、県民お一人お一人の防災意識を高めていただけるように、自治会や自主防災組織、災害支援ＣＳＯや社会福祉協議会と連携して地域防災力の向上にも取り組んでまいりました。

そして今、全国的にも、このような三者連携を――三者というのは行

政と社会福祉協議会とＣＳＯですが――推進する動きが広がってきていると思います。

現在、佐賀県では、これをさらに一歩進めて、この三者に民間企業を加えた四者の連携、通称「Ｑｕａｄ　Ｌｉｎｋ」と言っていますが、これを全国に先駆けて進めているところでありまして、これまで以上にきめ細やかな防災力向上の取組を推進していきたいと思います。

危機管理はとても大切です。そして、我々が磨き上げてきたのが、現場重視の迅速な初動と的確なオペレーションです。こうしたところをこれまで同様、県の災害対策本部に、すぐに警察、消防、自衛隊など実動機関、そして災害支援ＣＳＯ、みんなが集まってリアルタイムで情報共有して、それぞれがすぐに対応できるような臨戦型のオペレーション組織をさらに鍛え上げていきたいと思います。

常に緊張感を持ち、救える命は救うんだという強い思いで県民のために全力を尽くしてまいります。

続きまして、脱炭素社会の実現について三点お答え申し上げます。

まず、県民の皆さんの行動変容についてです。

近年、地球温暖化の影響によりまして、洪水、豪雨災害、森林火災など、異常気象が頻発して大きな問題になっております。世界各地でも様々な異常気象で多くの人が被災されて、亡くなっている方も多く、地球温暖化は喫緊かつ地球規模で共通の課題です。こうした気候変動にどう対応していくのか。危機が迫る今、我々は未来への分岐点に立っているということを認識して、あらゆる国、地域で行動していかなければならないと感じています。

二〇一六年のパリ協定を受けて、国においては、二〇五〇年カーボンニュートラル、二〇三〇年度温室効果ガス削減目標を掲げるとともに、県においても佐賀県環境基本計画を策定し、国の目標を上回る独自の目標を掲げています。

今週、国において、二〇三〇年度から先の新たな削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画が閣議決定されました。県としても、国の新たな計画内容も踏まえて、目標達成に向けて引き続き各部門の取組をしっかり推進していきたいと思います。

県では、県民の意識と行動を変えていく取組として、歩くライフスタイル、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」、ゼロカーボンチャレンジマッチなどに取り組んでいます。このほか、世界的な課題である海洋プラスチック問題の解決を目指す拠点として、唐津市波戸岬に世界海洋プラスチックプランニングセンター（仮称）を整備中であります。

これにあわせて、先月開催いたしました「海洋環境国際シンポジウム　みんなの海　国際会議」では、国内外の多くの関係者が参加し、それぞれの立場から海洋プラスチック問題の解決に向けて学び、考え、議論を行いました。一人一人がそれぞれの立場から学び、考え、行動に移すことが大切です。波戸岬を聖地に、今後も意欲的に取り組んでいきたいと思います。

このように、佐賀の岬から世界の海を取り戻すという着想でありますが、脱炭素社会の実現のような環境対策、世界の枠組みがあるわけですけれども、みんなで取り組まなければいけませんので、この海洋プラスチック対策のように地域発でやるということが大事な視点だと思います。世界全体で計画を定めるのもいいんだけれども、結局みんなで取り組まなければ成果は出てこないわけでありますので、地域ごとにやって

いくという視点も大切だろうというふうに思います。できることから一つ一つチャレンジしていくという地域発の手法を、他の脱炭素施策にも積極的に取り入れていきたいと思います。

一月に就任したアメリカのトランプ大統領が、パリ協定からの脱退を表明して、この動きに追随して途上国からの脱退が続いて、脱炭素社会の実現に向けた動きが世界的に鈍化するのではないかと、私は極めて憂慮しております。地球温暖化は全ての国の協力が必要な待ったなしの課題でありまして、この重要性は揺らぐことのないものであります。このようなときだからこそ、一人一人の意識と行動を変えていく地域発の取組を一つ一つチャレンジして、そのうねりを地球規模に広げていくようなムーブメントが必要だと思います。

未来の子供たちにこの美しい星を残していくために、今後も様々な取組を横断的に展開し、佐賀から一人一人の行動変容、脱炭素型ライフスタイルの転換を図っていきたいと思います。

続きまして、玄海原子力発電所についてでございます。

私は、再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けて、国を挙げて再生可能エネルギーの利用拡大を進める取組を積極的に行うべきと考えています。しかしながら、今まだその安定供給に課題がありまして、現時点においては一定程度原子力発電に頼らざるを得ない状況とも認識しています。

原子力発電は、いついかなるときも安全に運転され、停止中であっても安全に管理されることも肝要であります。そのためには、原発を安全に維持管理するための技術、知見をこの国がどのように継承していくのか、そうしたことに思いをはせることも必要だと考えています。

玄海原子力発電所に向き合う姿勢についてですが、福島第一原子力発電所のような事故は二度と起きてはならないという強い思いは、これからもいささかも変わることはありません。

私は知事に就任して十年目ですが、九州電力に対しては就任当初から一貫して、うそはつかないこと、風通しのよい組織にすること、幅広く対応できる危機管理体制を構築すること、この三点が大事であると何度も伝え続けてまいりました。

これまで玄海原発に関しては、九州電力から小さなことも含めて、何かあればその都度報告を受けてきております。ぜひ九州電力さんには、今後とも今の姿勢を風化させることなく、三つの約束を肝に銘じて、何よりも安全を最優先にする組織の文化をさらにつくり上げていただきたいと思います。

玄海原発とは、廃止措置も含めて、これからも長い年月にわたり関わり続けなければなりません。今後とも、県民の安全を何よりも大切に、県も含め、全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないよう万全を期していきたいと考えています。

続きまして、再生可能エネルギーについてです。

我が国では一次エネルギーの八割を、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が占め、再生可能エネルギーは一四％程度にとどまっています。この再生可能エネルギーの導入をさらに進めていくということが必要であります。

県が佐賀大学と連携して立ち上げたＣＩＲＥｎ（セイレン）では、普及拡大、低炭素化技術などにおいてオープンイノベーションによる研究開発を推進しておりまして、現在百八十七の企業や研究者の参加を得て、

十五の研究分科会が活動中であります。これまで延べ十五億円に上る研究開発事業の採択を得て、様々な成果が出始めております。

例えば、温泉温度差発電システムの開発では、嬉野において実施している実証研究において、令和八年度中を目標に製品化を目指しています。地中熱に関しては、施設園芸の熱源として利用したり、導入コスト低減に取り組む県内企業に対して実証研究の場として佐賀空港の敷地を提供するなど、多様な取組を推進しています。

浜玉の農家の協力を得て、ミカンを栽培しているハウスで実証実験をしておりますが、これは地中熱利用の先進的な取組として高い評価を環境省から受けていると聞いております。

さらに令和六年度からは、太陽光パネルで利用可能なパネルを選別してリユースする事業モデルの構築ですとか、水素燃料電池を利用した製品開発に向けた検討に着手するなど、県内企業のノウハウ、技術を生かして、イノベーションの創出に向けた取組を行ってまいります。県として、さらに率先的に再生可能エネルギーを導入していきたいと思います。

ＳＡＧＡサンライズパークでも、地中熱、太陽熱など多様な再生可能熱源を複合的に利用して運営コストの低減を図っておりますし、先ほど申し上げたＣＩＲＥｎ（セイレン）で導入の効果をこちらのサンライズパークで評価、分析もしたり、様々な研究も進めております。

さらに、洋上風力発電の適地とされております唐津市沖の海域におきましては、唐津市とともに洋上風力発電事業の誘致に向けた検討も進めておりますが、いわゆる「有望な区域」として位置づけられますように、昨年国から示された課題を一つ一つ解決しております。

今後とも、脱炭素社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

続きまして、商工業の振興についてお答えします。

長引く物価高騰によりまして、業種、業態によって事情は様々ですが、厳しい経営状況にある中小・小規模事業者は多いと思います。

私は、事業者の皆さんにぜひ前を向いてもらいたいという思いから、その時々の状況に応じた支援を先手先手で実施したいと思ってまいりました。あわせて、生産性の向上や新たな分野への進出、新商品の開発など、前向きなチャレンジも後押しをしてまいりました。様々な施策を打ってまいりましたし、セーフティーネットの構築なども行った、こうしたこれまでの取組の効果もあってか、二〇二四年の倒産発生率は佐賀県は四十七都道府県で全国最少という状況になっております。

今回も、中小・小規模事業者の状況や現場の声を踏まえ、新規事業を含め様々な対策を講じております。新たに「Ｔｈｅ　ＳＡＧＡ認定酒」を造る蔵元に対して酒米の価格高騰分について支援を行ったり、価格転嫁の伴走支援、人材確保のための設備投資、物流事業者の効率化や人材確保、商店街等のプレミアム商品券の発行も引き続き支援してまいります。こうした生産性向上を通じた事業者の収益力強化、持続的な賃金引き上げを実現し、県内経済の好循環へとつなげていくようにしたいと思います。

やはり大切なのは人であります。人材不足の中で、県では、県外の人口流出に歯止めをかけ、人を呼び込むための様々な取組を実施してまいりたいと思います。

奨学金の話は先ほどさせていただきましたけれども、今大学生の約半数が奨学金を活用しておりますので、これは県議会でも様々な議論がありましたけど、今回、企業を通じて返済を支援するということを試みた

いと思います。こういった成果も見ながら、また議論を進めて、さらなる制度設計をしていきたいと思います。

また、外国人雇用に関心がある県内企業への支援も強化したいと思います。来年度から佐賀県国際交流プラザ内に外国人雇用の相談窓口を開設して、さらに、同じ場所にある外国人の暮らしの相談窓口、「さが多文化共生センター」と連携させて、ワンストップ支援をしていきたいと思います。

さらに、賃金引き上げについては、おととしの十月に「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」を立ち上げて、企業の賃金を生産性向上とともにやっていこうということに試みました。依然として物価高騰が続く中でありますけれども、今回は第四弾、「ＮＥＸＴ賃金ＵＰプロジェクト」ということで、さらに、これまでに加えて、国の助成金への上乗せ補助といったメニューも増やしております。様々な取組で人材確保を後押ししたいと思います。

事業承継についてですけれども、こちらのほうも「佐賀の事業をつなぐプロジェクト」を展開して、商工団体に専任職員を配置して、第三者承継の奨励金を設けるなど、事業承継も強力に推進していきたいと思います。

人への投資を行うことで企業が成長して、働く人が増えて、その実践的な人材が多く集って企業活動がさらに活発になって、さらに人材が育つと、そういった好循環をすることによって賃上げと企業の付加価値の向上という、みんなが三方よしの、そんなような形の産業循環をつくっていきたいというふうに考えております。

続きまして、農林業の振興についてお答えします。

農林業というのは、土井議員からお話しいただきましたように、食料とか材というだけではなくて、それ自体が山を守ったり、様々な大切な面があるわけでありまして、農林業が元気になることが佐賀の元気につながるというふうに思います。

最近は、一方で生産資材価格が高止まったり、労働力不足などによって農林業の所得は伸び悩んでいるということもございます。食料安全保障の重要性がうたわれる中で、苦労して食料を生産して、我が国を支えているのは生産者なんであって地方だということを、もっと都市圏の消費者に理解してほしいと私は常日頃願っておりますし、報道の皆さん方にもそのようにお伝えいただきたいということを要請しております。

本県の農林業が将来にわたり発展していくためには、若い人たちにとってやりがいを持てる産業となること、すなわち農林業を稼ぐ産業とする必要もあります。

そうした中で、先月、佐賀県では初めてとなります「全国農業担い手サミット」を開催しましたけれども、とても有意義だったなというふうに思います。ＳＡＧＡアリーナで様々な議論をした後で、県内各地に分かれて地域での交流が行われるという佐賀らしい形になりましたので、十月の、こちらも佐賀県で初めての全国土地改良大会もそんな大会になったらいいなというふうに思います。

特に今、農業が曲がり角になっているこの大事な時期に、佐賀で大きな全国農業大会が開かれるということ、大変ありがたく思っております。県でも、稼ぐ農業の実現に向けて、水田農業は大切にしながらも、収益性の高い園芸にも軸足を移していくという「さが園芸８８８運動」を展開して、高い目標を掲げて、農業者の皆様と一緒にチャレンジを続けた

いと思います。

そうした成果も出てきているところでありまして、「いちごさん」や「にじゅうまる」など開発、生産拡大とブランディングを行っております。また、キュウリ、イチゴなどの施設園芸については、トレーニングファーム、トレーナー制による人材育成がありまして、そして、その後の就農の受け皿となります園芸団地の整備を組み合わせた、そういうシステムをつくって、こちらのほうが成果を上げているということであります。

今後は、そういった施設園芸で培った担い手確保、育成のノウハウを、本県の主力品目でありますタマネギやミカンといった露地園芸にも波及させられないかというふうに思います。露地野菜を生産する農業法人を核とするトレーニングファームなどの新たな就農ルートづくりにも取り組んでまいります。こうしたところに雇用環境の整備、女性にも活躍いただくということ、外国人にも多様な人材を求めていくということ、そういったことで、米、麦、大豆などの基幹産業に加えて、「さが園芸８８８運動」をさらに加速させていきたいと思います。

林業につきましては、御紹介がありましたように、ウッドショックを契機に始めた令和三年度からの「さがの林業再生プロジェクト」、ピンチをチャンスに変えようということでやりましたけれども、非常によかったなと思っています。多くの森林関係者から、これについてはさらに進めてほしいという多くの声をいただいております。

このプロジェクトは、第一弾で林業機械の導入を支援して、第二弾で間伐などの作業を効率的に行うために、分散した森林を集約化する取組に対する支援を行いました。これは非常に評判がよかったなと感じています。第三弾で人づくりのための「さが林業アカデミー」を開講いたしました。

また、令和四年度から取り組んでおります「サガンスギの森林（もり）百年構想」では、昨年十一月に林業試験場にサガンスギトレーニングセンターを設置して、技術研修を開始して、現在、農業者五名を含む十三名が研修を受講中であります。

こうした「農業＋（プラス）林業」といった多様な経営体の育成にも取り組みながら、収穫までの大幅な期間短縮による早期の収益確保につながる「サガンスギ」の植林を県内で広げていきたいと思います。

守るべきところは守り、攻めるべきところは攻める、これまで先人が築き上げてきた水田農業や森林資源を大切にしつつ、その時代時代の状況を見極めてアップデートを図り、人に投資を行って、本県の農林業を稼ぐ産業にするための挑戦を続けたいと思います。

そして、そういった結果、地域の担い手が稼ぐ農林業を実践し、その姿を見て若者が集い、将来に希望を持って活躍する、それがひいては人や自然を守ることになる、そうした新たな時代の佐賀県の農林業をつくり上げていきたいと思います。

続きまして、「ＳＡＧＡ２０２４」を契機としたスポーツの振興についてお答えします。

「ＳＡＧＡ２０２４」は、スポーツの持つ本質的な価値を追求した、これまでとは全く違う新しい大会をつくり上げることができたと思います。自由、楽しさ、多様性など、スポーツの持つ力を信じ、失敗を恐れずに挑戦させていただきました。こちらのほうは、様々な経緯がありましたけれども、県議会の皆さんをはじめ、様々なスポーツ団体だったり、県民の皆さんだったり、みんなの力が相まっていい大会になったなとい

うことで、これはまさしく県民のおかげであります。みんなで喜び合えたことをこれからの財産にしたいと思います。

特に、十代の若者から高く評価されたという点は、佐賀の未来へもつながっていくのかなとうれしく思います。この財産をスポーツに限らず、佐賀県政全体に生かしていきたいと思います。

「ＳＡＧＡ２０２４」では、多くの県民が「する」、「観る」、「支える」に関わりました。大会を通し、自分なりのスタイルでスポーツを楽しむ文化が生まれつつあります。ＳＳＰ構想を一層進めていく土壌ができたものと考えます。

今議会にはＳＳＰ構想推進条例（案）を提案させていただいております。ＳＳＰ構想の志を共に抱き、集まってくれる仲間、「Ｔｅａｍ　ＳＳＰ」の絆をより強くし、さらに新たな仲間も加えて、ＳＳＰ構想を共に進めてまいりたいと思います。

そして、土井議員からお話しいただきましたように、特にパラスポーツは重要だと私も認識しています。今回、何よりうれしかったのは、外出することにちゅうちょしていた方も、全障スポをきっかけに自分も挑戦してみたいと一歩踏み出す姿が見られたことであります。やっぱりスポーツの力は偉大です。そして、パラスポーツを支えたいという人も増えるなど、その輪が広がってまいりました。この広がった輪を一過性のものにしてはならないと思っています。

令和七年度に県独自に選手が活躍し、楽しめる全国大会にチャレンジするほか、県内関係者によるネットワークづくりを進めていきたいと考えます。これからも活動を続けていきたい人、これを機にスポーツを始めたいと思った人、そうした皆さんの気持ちに寄り添って、パラスポーツ全体を前に進めていきたいと思います。

そして、「観る」、「支える」には、運動部だけではなくて、文化部も活躍いただきました。こうした経験をさらに後輩にもつながるように、部活動応援プロジェクト「ＳＳＰ　Ｂａｔｏｎｓ～ボクたちがつくる部活のカタチ～」にも取り組ませていただきたいと思っています。単なる部活動の備品購入支援ではなくて、学校ごとに示される予算額の中で、運動部も文化部も含めて生徒が中心になってその使い道を話し合い、決めることで、実は様々な効果が生まれるのではないかと期待しております。

そして、日本のスポーツ界が最も弱いのは稼ぐという点であります。この点、佐賀県では様々なＳＡＧＡアリーナにおける大会、ライブに際して、そうしたものを県内各地に波及させる取組ですとか、アリーナ三階のプレミアムフロアを活用して、コアのスポーツファンですとか、富裕層を対象としたスポーツホスピタリティーが今広がりつつあります。そして、県内企業も、豊富なスポーツ支援がある佐賀だからこそできる新たなビジネスチャンスがあると気づき始めていただいております。こうした流れを確固たるものとするために、新たにスポーツビジネススクールを開講し、県内企業の参入を進めます。そこにアスリートの就職支援やセカンドキャリア支援をリンクさせることでアスリートの経験がビジネスの世界でも生かされ、佐賀県の経済にプラスとなるロールモデルを創出したいと思います。

ＳＳＰ構想の下に県民や企業がそれぞれのスタイルでスポーツに関わることで、中高生の育成、パラスポーツの振興、スポーツビジネスの創出など、幅広い領域で人づくり、地域づくりが進められていったらいい

と思います。

今後も、世界のスポーツ潮流の先を読んで、未開拓の分野にも果敢に挑戦し、このピラミッドを大きくしていきたいと思います。このスポーツの持つ真の価値を大切にし、極大化できるのは佐賀県であると確信しています。日本の新しいスポーツ政策、世界に誇れる新たなスポーツシーンを佐賀から切り開いてまいります。

続きまして、文化・観光の振興についてお答えします。

佐賀県の本物の文化資源それ自体の価値はもとより、地域の人々が暮らしの中で大切に紡いできたことそのものが佐賀の大きな強みだと思います。こうしたことに加えて、アニメやゲームとのコラボなど、受け手の心を捉えるような工夫を凝らした取組も行っております。文化資源を守り継いでいくためには、本質的な価値をみんなで共有し、磨き上げを続けていくことが重要です。本質的価値を磨き上げていくことで進化する唯一無二の文化資源として、国内外問わず、多くの人々を魅了し、本物の価値を実際に体感できる観光につなげていきたいと思います。

歴史、文化など奥深い佐賀の観光は、これまで多くのリピーターを生み出してまいりました。そして、その和、日本的な和の美しさはインバウンドから強く支持されております。一方で、その価値に気づかずにいる県民も少なくないのではないかと感じることもあります。佐賀の伝統的な生きざまそのものが光あるものなのであります。それを県民の皆さん方と何とかして共有できないかと思っています。

観光の形態は、かつての団体的行動の観光地巡りから大きく変化しています。今のツーリズムは個人旅行など多様化しておりまして、その土地ならではの体験や交流など多様化、個別化するニーズを捉えた旅というものが大切になっているわけでございまして、最近非常にヒットしている例でいうと、黄金の茶室とか、ティーツーリズムとか、何か佐賀が大切にしてきたものを形にして価値に変えていくというもの、佐賀の伝統的な本物の資源を究極の美に磨き上げる資源、こういったものにつくり上げていくということが大事ですし、これまでなかったＳＡＧＡアリーナでは、全国大会、コンサート、展示会などのツーリズムが生まれております。さらに、プロスポーツは佐賀がメッカでありますので、アウェイツーリズムをどのようにしてこれから展開していくのかということ、さらに、おととしから始めたアリタセラでの「マシュマロ・クリスマス」というイベントを行いましたけれども、これも従来の客層とは全く違う若い人たちが多く訪れるようになりました。これまで焼き物とは無縁であった方々が非常に多い、そして、アリタセラに来たことがない人などが半分ぐらい来ているという状況でございます。さらに、売り上げの大幅増も実現したという結果も出ていて、それは事業費を上回ったというデータもありますので、そういったことをこれからもやっていく。

こうした本質的な価値に気づいて、佐賀ならではの強みを生かした取組を行っていくということ、際立たせることが大事だと思います。こういう磨き上げに力を入れて、世界中に佐賀ファン、リピーターを増やしていきたいと思います。

このように、佐賀の本物を次の世代につなげていく様々な佐賀の姿、美しさをツーリズムに織り込んでいくといった、そういったまばゆく輝く文化観光施策に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、社会資本整備についてお答えします。

広域幹線道路ネットワークについてですが、本県はどの市町にもバラ

ンスよく人が住んでいる多極分散型の県だということは前もお答えしたと思います。人口密度は十六位と高く、ジニ係数は日本一であります。そして、それぞれに特色のある歴史、文化、産業を持つ地域が点在しているので、それを有機的に広域幹線道路ネットワークで結ぶということは、本県の価値をさらに発展させる成長の基盤となる重要な社会資本になると認識しています。

その中で、有明海沿岸は大きな経済圏となり得る地域です。この中心に位置するのが九州佐賀国際空港でありますし、それをつなぐ役割が有明海沿岸道路です。さらにこれを唐津へ延ばすことで、縦軸での人、物の流れをつくろうというのが佐賀唐津道路であります。

特に、この有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア、いわゆるTゾーンの整備を今、重点的に進めておりまして、来年度新たに、仮称佐賀ジャンクションの工事に着手するなど整備を加速化してまいりたいと思います。また、有明海沿岸道路の福富鹿島道路、国道四九八号の鹿島―武雄間についても着実に進めさせていただきたいと思います。

福富鹿島道路は、これまで調査設計を進めてきた鹿島側において、具体的なルートなどを今年の夏頃までに地元へ示し、令和七年度中には用地買収に着手できるように取り組んでいきたいと思います。極めて大きな橋になっていくというふうに認識していますので、様々情報発信しながらしっかりとやっていかせていただきます。国道四九八号については、浸水対策や土地利用などを踏まえ、具体的なルートの検討をさらに進めてまいります。

県北西部地域における民間投資拡大や、国際物流拠点である伊万里港などの飛躍を支えるのが西九州道であります。西九州自動車道の伊万里道路については、伊万里中央インターチェンジへの延伸に向けて着々と整備が進められています。

このように、佐賀県民の暮らし、未来を支える社会資本については、必要な予算を確保しながら着実に整備を進めてまいりました。人、物の交流を促進し、地域のさらなる活力を生み出し、佐賀の未来を開く広域幹線道路ネットワークの整備を、国、県、市町で連携して進めていきたいと思います。

続きまして、九州佐賀国際空港の整備についてお答えします。

九州佐賀国際空港は、県内はもとより、筑後圏域、あるいは九州全体の発展に必要なゲートウェイ空港としての役割を担っております。

これまでエプロンや駐車場の拡張、ターミナルビルのリニューアルに加えて様々な利用促進策を実施してきておりまして、民間空港として発展してきていると思います。これからも九州のゲートウェイ空港としての役割を担い、高めていくためには、さらなる機能強化を図っていきたいと考えています。

現在、九州佐賀国際空港の国際線は上海、ソウル、台北便が就航しておりまして、つい先日には台北便の増便を発表させていただきました。この空港がより一層発展していくためには、滑走路延長と平行誘導路整備が必要だと認識しています。滑走路延長は、新規路線の就航や増便、安全性向上による制約の解消につながると思います。国際交流もさらに活性化していくと思います。

また、七月に予定されております自衛隊駐屯の開始も重なり、滑走路を使用する航空機が増加します。平行誘導路は、民航機、自衛隊機の全ての航空機の円滑な運用につながるものと思います。

そして、これらの工事は、有明海の漁業者のことを考えますと、同時に行うことが必要だと思います。滑走路延長と平行誘導路整備の実現に向けて、引き続き国との協議を行ってまいります。

健康福祉行政についてお答えいたします。

私は、これまで県政の柱に人を置いて、人を基軸として県政を運営してまいりました。一貫して健康・医療・福祉行政においても、「人の想いに寄り添う県政」、「人の痛みに敏感な県政」を推進してまいりました。特に対象者が多いか少ないかにかかわらず、その時々で困難を抱えている県民の方々の切実な思いに寄り添っていきたいということで力を入れてまいりました。

医療分野では、県民の命を守る救急医療をはじめとした医療体制の構築に取り組んでまいりました。コロナ禍におきましては「プロジェクトM」を立ち上げ、こうした医療体制を守りながら、県内関係機関が一丸となって感染症対策ができる本県独自システムを整備しました。

福祉分野では、介護が必要な高齢者や障害のある方への支援など、県民の生活を守り支える施策の充実に取り組んでまいりました。また、生涯を通じ、充実した生活を送るためには健康が大切であり、歩くをはじめとした生活習慣病対策などの健康づくりにも取り組んでまいりました。

そして、既存の制度のはざまで困っている方の声を丁寧にお聞きしたいということで、支援の手を差し伸べたいという思いの下で、こちらは県議会の様々な皆さん方の提言も取り入れながら、そして当事者、御家族、それを支える方々の声、現場の意見を受け止め、できる限り一つ一つ対応してきたと思っています。

例えば、医療的ケア児のレスパイト支援や強度行動障害の支援体制の強化充実など、当事者や御家族などの声や思いを丁寧に聞きながら、関係者とともに、困難に直面している方々のための施策を実施していきたいと思います。

今回の予算でも、新生児聴覚検査への支援や、ひきこもり状態にある方への支援の充実などに取り組むこととしております。そして、こうした医療や福祉の現場を支えるのは、まさに人、担い手であります。その現場を持続可能にしていくためには、そこで働きたいと思う人が増え、一人一人がモチベーション高く輝き、知識、技術が将来に引き継がれていくことが大切であります。佐賀で育った若者が、佐賀で学んだ若者が佐賀の現場を支える姿が私の願いであります。

例えば、医学生や若手医師の人材育成や定着を支援する「ＳＡＧＡＤｏｃｔｏｒ―Ｓプロジェクト」や、介護資格取得を目指す高校生の実習費、通学費の支援といった人材育成などに取り組んでまいりました。

そして、私たちは、私たちを支えてくれている医療や福祉などの制度を将来につないでいかなければなりません。そのためには、全国トップクラスで高い佐賀県の医療費、これとも向き合っていかなければならないと感じています。

そして、糖尿病とその予備群の割合、骨折患者数は全国ワーストクラスであります。そしてまた、その医療費が高いのも佐賀県の特徴であります。この状況を乗り越えるためにも、県民一人一人の健康づくりが何よりも大切なのであります。

歩くことは、老若男女問わず、誰もが気軽に取り組める健康づくりです。「ＳＡＧＡＴＯＣＯ」を使って、佐賀県民の歩くをふだんの生活の

中で当たり前のものとしていきたいと考えています。

また、日頃から自分の健康に関心を持ち、予防や改善ができるものは早めに対応することが必要です。

私は、知事就任後すぐに胃がんにかかったわけですけれども、そのときの意見交換の中で、中学三年生を対象としたピロリ菌検査を始めたわけです。また、女性のがん対策など、様々な取組を実施してまいりました。

私が非常にうれしかったのは、胃がん検診の受診率ですが、佐賀県の受診率、平成二十八年は全国十九位でしたが、令和四年には七位と急上昇しました。この七位という順位は、また隣県の話ですが、福岡県は三十七位、長崎県は四十一位と比べて、こんなにも検診に行っていただけるのはとてもすばらしいことだなと思っています。

一つの分析ですが、ピロリ菌検査をきっかけに、家族でがん予防やがん検診について話をすることで検診の大切さが広がって、がん検診の受診にもつながっているのではないかとも思います。ピロリ菌の制度導入のときにはこの効果については全く意識していなかったわけですけれども、そういうことがもしそうであれば本当にうれしいことであります。

やはり命というのは何よりも大切です。これからも県民一人一人の健康づくりをさらに進めていく。こうした健康づくりの取組によって、結果として医療費が下がることにつながればと考えております。

これからも人を大切に、高齢者や障害のある方、子育て世帯、子供たち、みんなが暮らしやすい佐賀県であり続けるように、人と人とのつながりが強い、佐賀県らしい「人の想いに寄り添う、温もりのある県政」を進めさせていただきたいと考えております。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、教育行政について御答弁いたします。

初めに、本県教育の大きな方向性について申し上げます。

土井議員のお話にありましたように、県の教育理念を示すのが教育大綱であります。冒頭に「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい。」とありますように、私も子供の考えや自己決定を大事にし、発達段階や状況に応じて子供に判断や行動を任せ、主体性を引き出すことで、予測困難な時代においても、子供が自分らしく人生を築いていけるよう力をつけていきたい。教育委員会として、学校現場と思いを同じくしながら教育環境を整えていきたいと考えております。

そのためには、私たち大人が子供に向き合うときの姿勢が問われます。子供が失敗しないようにと大人が先回りするのではなく、学校や家庭、地域などの周囲の大人は子供の主体性を大切にし、判断を信じ、挑戦を尊重する。そんなふうに子供の夢ややりたいことを応援していきたいと思っています。そして、子供の挑戦が一度でうまくいかないときも、次へと一歩踏み出せるよう、また、苦しいときや不安に思うときにも相談しやすい環境をつくっていくことで、子供たちが失敗を恐れず、伸び伸びと挑戦できるよう後押しをしていきたいと考えています。県の教育理念と併せて、そうした思いを折に触れ、学校現場や関係する方々へ呼びかけ、共有しているところでございます。

また、子供たちには佐賀や地域に誇りを持って、そのよさについて自信を持って話すことができるよう育ってほしいと考えまして、教育委員会では小・中・高と十二年間のつながりを持って、佐賀の先人の功績やふるさと佐賀のよさを学び、佐賀県民としての誇りと自信の育成を図る「さがを誇りに思う教育」に取り組んでいます。

高校では、総合的な探究の時間において地域課題をテーマにすることも多く、それに向き合い解決しようと取り組むことで、地域の一員として自分が役に立っているんだという実感や、地域への愛着、誇りの醸成にもつながっているように思います。こうして佐賀に誇りを持った子供たちが、将来、佐賀のために様々な形、地元で、全国で、世界で力になってくれることを期待しているところでございます。

次に、時代や子供たちを取り巻く環境に即した教育についてのうち、まず学力向上についてでございます。

子供たちには、基礎的な知識、技能を習得するだけでなく、それらを活用した柔軟で幅広な思考力、判断力、表現力などの能力を育み、自ら主体的に学びに向かっていくといった総合的な力を身につけていってほしいという思いで学力向上対策に取り組んでおります。

来年度は、中学生の英語力向上として、英検の中学校三年生の全員受検を三つの市町でモデル事業として実施します。また、全市町教育委員会、英語の先生方とともに、生きて使える英語の習得に向けて、生徒が楽しみながら学べるよう授業改善を行いまして、また、家庭学習にもつながるよう努めてまいります。

また、これまで小学校の少人数学級を国に先行して導入してきており、今年度完成いたしました。来年度は、国に先駆けて中学校一年生に少人数学級を導入するとともに、中学校二年生に少人数学級とチームティーチングの選択制を導入します。小学校に引き続く、切れ目のないきめ細かな学習環境を整えてまいります。

学力は、子供たちが自分がやりたいことを実現するための礎です。市町教育委員会、学校現場と共に、学力向上にしっかりと取り組んでまいります。

次に、不登校対策についてでございます。

不登校対策につきましては、状況に応じた総合的な支援はもちろんですけれども、各学校において児童生徒が抱える不安や悩み、様々な課題をまずは早期に発見し、組織的に対応することがますます重要になってきております。

そこで、県立学校においては教育相談コーディネーターを中心とした支援ネットワークを強化し、児童生徒がいつでも気軽に相談ができる環境づくりや、一人一人に寄り添った支援の充実を図っていくこととしております。関係機関とも連携を図りながら、誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」を推進してまいります。

これまで申し上げた教育を進めていく上で欠かせないのが、教員の確保でございます。佐賀の将来を担う子供たちを育成する教員の人材確保、教員が生き生きと働ける学校の現場に引き続き力を入れてまいります。

学校における働き方改革については、これまでも取り組んできておりますが、私も各学校に出向き、先生方と意見交換をすることで気づきを多く得ています。各人の気づきを事務局内で持ち寄って意見を出し合い、現場の負担を軽減するための対策を常に検討し、できることから取り組んでいるところです。

例えば、今思っていることの一つに、これまで教員が子供のためにとの思いで一生懸命準備したり、手厚く支援したりしていることの中にも、子供の自主性を尊重しながら見守っていくというふうにすることで、それが結果的に教員の負担軽減につながるということもあるのではないか

ということがございます。

こうしたことも含めまして、保護者など関係者の理解も得ながら、学校の役割、教員の役割、そしてその範囲についても、現場の先生方と一緒に考えながら一層の取組を進めていきたいと考えています。

また、若手教員が安心して働ける環境づくりも進めています。来年度は、新規採用職員が在籍する複数のモデル校でチーム担任制を実施するとともに、悩みを抱える教員の相談支援体制の拡充を図り、風通しのよい職場環境につなげていきたいと考えています。

そして、基本的なこととして、適切な教員の配置は重要でありまして、定数や学校の状況に応じて、より幅広で、かつ、きめ細かな視点で配置を行い、産休、育休や病休の方の代替についても臨機応変に対応してまいります。

人材確保においては、教員採用選考試験の見直しも重要でありまして、引き続き実施してまいります。多様で新たな人材発掘のため、専門性の高い方を対象に特別選考の実施や、一定の経験のある方などについて、一次試験免除の拡充を図ってまいります。

また、教職の魅力発信の一環として、来年度新たに教員に興味、関心のある大学一年生などを対象に教職体験プログラムを実施することとしており、将来の教員人材を幅広く確保していきたいと考えています。現場の先生方一人一人が、生き生きと子供たちに向き合うことができる職場環境の整備に尽力してまいります。

以上申し上げましたことなどに取り組みながら、学校、市町教育委員会、地域、家庭と共に、ＴＥＡＭ佐賀で、自分で自分のことを決められる子供への成長を支え、子供が自ら選択した道の実現を応援していきたいと考えています。そうして育った子供たちが、佐賀で学んでよかった、佐賀の力になりたいと思うような、そんな教育県佐賀をつくるため力を尽くしてまいります。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　登壇　Ⅱ安全・安心を実感できる佐賀県の実現のための県警察の取組についてお答えします。

昨年の県内の治安情勢を見ますと、刑法犯認知件数は三千九百七十八件であり、前年より二百二十八件増加しております。

中でも、ニセ電話詐欺とＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺を合わせた被害額は十億円を超えており、また、全国的には、いわゆる闇バイトに応募したと思われる者による強盗事件が発生するなどしております。

県内の交通事故死者数は二十四人であり、前年より十一人増加し、また、依然として人口十万人当たりの人身交通事故発生件数は全国ワーストレベルにあります。

こうした情勢を踏まえ、県警察においては、それぞれの課題に応じた各種の取組を講じております。

例えば、ニセ電話詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺対策については、被害認知時の迅速な初動対応等による徹底的な検挙対策に加え、各種の広報等を通じた被害防止意識の向上、電子ギフト券の購入場所となるコンビニエンスストアへの協力依頼、金融機関との間での被害のおそれのある取引を認めた際の警察への通報に係る協定の締結など、関係機関との連携強化に向けた取組も進めております。

また、交通死亡事故については、昨年の特徴を見ますと、早朝や夜間における道路横断中の死者数が増加し、亡くなられた方の多くが高齢者

であったことなどから、横断歩行者の保護に重点を置いた交通指導取り締まりや交通安全教育、ハンドサイン横断の定着化や反射材の着用促進に係る広報啓発等、高齢者をはじめとする横断歩行者の安全確保に向けた取組を進めております。

他方、議員御指摘のとおり、様々な治安課題に的確に対応できる力強い県警察であるためには、その組織力を維持向上する取組も重要であると考えております。

例えば、近年の県警察の警察官採用情勢を見ますと、少子化や民間企業の採用動向の影響もあり、採用試験受験者数は減少傾向にあります。そこで、能力と適性を有する優秀な人材を確保するため、ＳＮＳ等を通じた情報発信や中途退職した元職員の再採用制度の運用など、受験者の裾野を広げるための取組も進めております。

また、議員御指摘の駐在所については、県内の全ての駐在所は昭和四十年代までに設置されておりますが、それ以降、五十年以上が経過し、人口変動の状況に加え、道路環境や通信環境が大きく改善されていることなども踏まえ、警察組織内のリソースを一層効果的に活用するという観点から、その再編や勤務員の運用変更等の取組を進めております。

良好な治安は社会の基盤であると考えております。県警察としましては、引き続き安全・安心を実感できる佐賀県を目指し、犯罪情勢や交通事故情勢を的確に把握した上で、関係機関とも緊密に連携し、各種の治安対策を強力に推進してまいります。また、そのために必要となる県警察の組織力の維持向上についてもしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　暫時休憩します。

午後零時四十分　休憩

二月二十一日　土井敏行議員に対する答弁（一回目）

令和七年二月二十一日（金）　午後一時四十分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文		
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

二月二十一日

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同 議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き代表質問を行います。

◉野田勝人君（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。県民ネットの野田でございます。

議長から登壇の許可を得ましたので、初めて代表質問をさせていただきます。

ここに立つまではいろいろとありました。私は、生活と直結している県政をもっと身近にを信念の下、現場活動をさせていただいているところであります。すると、事業と事業の隙間にある解決すべき問題とでもいいますか、そのようなものがどうしても出てまいります。そういったことを今回質問したいと申し上げますと、いやいや、代表質問ですからもっと大きくしてください、もっと大きくしてくださいということでした。そしたら、いろいろ大きい方向性で質問をしようとしますと、朝の土井議員の質問とかぶってしまうと。そうなってしまうと、あまり重ならないような質問をするということに非常に苦心したところもあります。

そういった質問を考えていく中で感じたことがあります。午前中、十七問の質問がありました。私は十二問だったんですけれども、ちょっと増えようとしたときもあったんですね。そしたら、いやいや、もうそこでやめてくださいと。前回は十二問で終わっていますからというようなこともあったんです。いろんなことを考えますと、そしたら質問って何なんだろうというような、そういったことも思い始めたことがあったんですね。そうなってくると、今度は夢にまで出てくるんですね。楽しい夢ではなくて、ちょっと言うと、うなされるほうに近いような夢を見たりとか、非常に苦心した次第であります。

実は話を伺いますと、長崎県は、代表質問はもう取りやめにしたというようなお話も伺いました。私は制度的に代表質問をされるのであれば、そういった二つの会派だけではなくても、小さい少数の会派、そういったところの声を聞くことも大事じゃないかなというふうに本当に今回は思った次第です。いろいろな思いを背負いながらといいますか、初めて質問させていただきますので、ここまでお導きくださったたくさんの皆さんに感謝を申し上げて質問に入らせていただきます。

我が地元、かつては炭鉱で栄え、にぎわったこの町には、昔から多久のスズメは論語をさえずると言われるほど論語に親しみ、十一月には論語カルタ大会が開催されているところです。この孔子様の教えをまとめた論語は、日本の道徳思想の源流とも言われています。孔子様は三歳のときに父を、十七歳のときに母を亡くし、孤児として育ちながら勉学に励まれます。生活苦を乗り越え、役人を経て、少しずつ出世し、政界へと歩まれました。当時の春秋戦国時代は五百年も続いた戦争期であり、血で血を洗うような争いの中、武力での支配を批判し、人々の思想が変わらなければこの乱れた世は変わらない、こうして編み出されたのが儒教であります。

国づくりは君子の人徳によって天下を治めるべきとの強い思いを持ち、人道政治を掲げられたとあります。そして、時代は変わり、佐賀では佐賀藩主出身の七賢人の一人、大隈重信侯は明治維新期に外交などで手腕を振るい、中央政府の首脳となり、外交、財政、経済に大きな影響を及ぼした方であります。その大隈重信侯の名言・格言の一つに次のよ

うなものがあります。「政治は、学問や科学ではない。術である。人の心を知ると云う術なのです。（中略）人の心を察する――こう云うと悪くすると陰険らしくも聞こえるがそうではない。他人の苦は自己の苦しみであると云う、ここの同情から多数の幸福が得られて好い政事が生まれるのです。」。この言葉を聞くとき、人としてあるべき原点を感じます。自己中心ではなく、他人の視点から物事を考えられることができる教えであると思います。

そして、現在の佐賀県政においては、山口知事の人を大切にや、「人の想いに寄り添う」、人の痛みに敏感なという発言が頻繁に出てまいります。孔子様や大隈重信侯、そして、山口知事に大きな共通点があると私は感じました。

「徳は孤ならず必ず隣あり」、私の好きな論語であります。もともと人には徳が備わっていますが、生まれつきではなく、徳にどれだけ接することができたか、実際重ねた経験の数から社会的地位が決まっていくべきであると言われています。論語の教えは、背筋を伸ばしてくれる戒めでもあります。私にとって尊く、はるか高い位置に存在しておりますが、日々の中に教えを意識し、県政を身近に感じていただけるよう、私も真摯に取組を行ってまいる所存であります。

今回、代表質問という大きな役を与えていただき、まず感謝申し上げます。県民ネットワークの皆さんの御協力もいただき、質問に入らせていただきます。

まず、第一番目です。財政運営についてです。

「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」、いわゆる骨太の方針二〇二四では、令和七年度から令和九年度まで地方の一般財源総額について、令和六年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保することとされました。令和七年度の地方財政計画の内容を見ますと、令和七年度の一般財源総額は交付団体ベースで六十三兆七千七百十四億円となり、四年連続で前年を上回り、過去最高額を更新しました。また、一般財源総額のうち地方交付税総額については、前年度より二千九百四億円、一・六％増の十八兆九千五百七十四億円が確保されました。

加えて、所得税、法人税など地方交付税の財源となる国税五税の堅調さを背景に、交付税特別会計借入金償還として過去の繰り延べ分も含めて二兆八千億円を償還するほか、臨時財政対策債については、いわゆる百三万円の壁の見直しによる影響が心配されておりましたが、平成十三年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなるなど地方財政の健全化に向け大きく前進した内容となっております。

地方財政計画の歳出を見ますと、教職調整額の引き上げへの対応のほか、令和七年度の給与改定に備えて、給与改善費（仮称）が創設されるなど、現下の賃上げの流れを反映した内容となっています。また、自治体ＤＸや地域社会ＤＸを推進するため、デジタル活用推進事業債（仮称）が創設されたことに加え、令和六年度で終了することになっていた緊急浚渫推進事業債の事業期間が令和十一年度まで五年間延長されることなどが、令和七年度地方財政計画を特徴づけるものと言えるところであります。

さて、佐賀県の財政状況につきましては、ここ数年、県税収入が増え続け、また地方交付税も所要額が確保されるなど、歳入は好調な状況にあります。加えて、超低金利により起債もしやすい状況にあり、財政的には様々な施策を展開しやすい環境であったと思います。

今後の県の財政状況を考えますと、歳入で言えば、県の税収に大きな影響を与えかねない百三万円の壁の議論の行方にも注視する必要があります。今後の国会審議によっては、所得税や個人住民税の非課税枠がさらに引き上げられる可能性があります。これが県財政にどのように影響を及ぼすかも気になるところであります。

歳出では、県立大学の整備、佐賀空港の滑走路延長、城原川ダム建設などの大型事業が控えています。社会保障関係経費については、今後も毎年二十五億円の自然増が想定されています。

また、佐賀県の県債残高は令和二年度に七千億円を超え、令和七年度当初予算では約七千二百六十六億円となる見込みであります。ＳＡＧＡサンライズパークの整備が完了したため、現時点では県債発行額自体は落ち着いてきた一方で、これまでの大型事業の償還が始まっております。県立大学の整備費として二百億円が想定されていますが、その財源として学校教育施設等整備事業債など交付税措置のない地方債がメインとなり、財政負担はそれなりのものとなるのではないかと考えます。これに加え、最近の金利上昇が県財政に与える影響も無視できません。例えば、令和七年度政府予算案を見てみますと、国債費のうち、利払費が前年度当初比で八・六％増と大きく伸びております。佐賀県の場合、令和七年度当初予算の公債費は六百十二億円とされていますが、金利上昇基調が今後も続くこととなれば、今後は利子負担が大きくのしかかってくることも想定されます。以上のことから、これまでのような健全な財政運営を維持できるのかを懸念しているところであります。

つきましては、県債残高や公債費の見通しをはじめ、金利上昇による影響、今後の投資的経費の見通しなどを踏まえ、今後の財政運営についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

続きまして、第二問目です。佐賀空港の自衛隊使用等に対応する専任組織についてお伺いいたします。

先日、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の視察で吉野ヶ里町議会及び目達原駐屯地を訪問し、目達原駐屯地での春の桜一般開放や夏の一般開放など、長年の交流イベント等を通じて、地域と駐屯地の様々な協力体制がしっかりと築かれていると改めて認識したところであります。

平成二十六年七月に防衛省から県に対して、オスプレイ十七機及び目達原駐屯地のヘリコプター約五十機の佐賀空港使用に関する要請がなされて以降、紆余曲折を経て、本年七月以降に佐賀駐屯地（仮称）が開設され、オスプレイ十七機が移駐してくることになっております。

一方、目達原駐屯地に所在するヘリコプター約五十機の移駐計画に関しては、オスプレイ配備後の施設整備の状況を踏まえて検討するとされ、地元の吉野ヶ里町や上峰町に対して具体的な計画が示されないまま今日に至っております。今回のヘリコプター部隊の移駐は、地元自治体にとって、今後のまちづくりを検討していく上でも大変重要な要素であるにもかかわらず、その情報が全く示されていないことに不安を抱えているというお話も伺ったところであり、残念に思っております。

また、天山や脊振山周辺などにはヘリコプターの訓練空域が設定されており、現在も目達原駐屯地のヘリコプター部隊が訓練を行っております。オスプレイが配備されれば、こうした訓練空域でのオスプレイの訓練が予想されるところであり、関係する自治体への情報提供も必要になってくるのではないかと考えるところです。

このような中、県では、駐屯地の開設に向けて、新年度が始まる四月に新たに開設される「駐屯地調整室（仮称）」や県内のそのほかの駐屯地等に対応する専任組織を設置するとのことであります。

目達原駐屯地に所在するヘリコプター部隊の移駐による人口減少などの不安を抱える吉野ヶ里町や上峰町、新たに始まる自衛隊の空港使用への不安を抱える佐賀市、これらの地元と駐屯地との様々な調整、そして演習などが考えられる関係自治体への情報提供など、新たに設置される専任組織は大変重要であると考えるところであります。

知事は、この駐屯地等に対応する専任組織が果たす役割について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

問いの三番目、人づくり・つながりづくり・地域づくりについてお伺いいたします。

国の過疎指定を受けている市町村は全国千七百十八団体のうち八百八十五団体であり、今や過疎地域が全国の半数を超える時代であります。また、過疎地域は、面積は全国の六割を占める一方、人口は過疎問題が顕在化し始めた昭和三十五年には二四・三%あったのが、その後、過疎地域の人口割合は減少し、全国の僅か一割であります。いまだ都市地域への人口集中は大きな社会課題であります。

また、自主財源に乏しく、歳入に占める地方税収割合は一二・六%で、全国の二九・三%に比べて低く、財政力指数を見ますと、令和三年度における全国の平均は〇・五〇であるのに対し、過疎関係市町村の平均は約半分の〇・二六となっており、脆弱な財政構造が特徴でもあります。

県内においても十一の市町が過疎指定を受けており、日本の近代化と経済発展に大きな役割を果たしてきた産炭地域も、昭和三十年代以降のエネルギー革命に起因した石炭産業の衰退により大きく過疎化の一途をたどっているのが現状であります。

一言で、過疎地域というと、地域の基礎的生活条件に制約が生じるなど、悲観的に見られがちな側面はあるものの、私はそのような地域こそ、人と人との結びつきが強く、心の豊かさや地域を思う志が生まれる土壌があるのではないかと思っております。

こうした中、最近強く感じることは、過疎地域を中心に人口減少や核家族化など家族形態の変容や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係がますます希薄化していることであります。

身近な例を挙げますと、今年度、私の地元の子どもクラブがなくなりました。子供も、そして親も地域社会の活動に参加していくきっかけとなっているのが子どもクラブであります。その組織が壊れてきているということは、地域で親（大人）も育たなくなることにつながり、そうなると今の親世代が地域の中堅どころとして担い手となる頃には、今以上に関係が希薄となり、地域が壊れてしまうのではないかと危惧しているところであります。

私は、先ほども冒頭申し上げました儒教で説かれている五徳、仁、義、礼、智、信の価値観、道徳観をずっと大切にしてきたつもりであります。仁は思いやりです。義は正義、礼は秩序や礼節、智は知恵・知識、信は言行一致、信頼を表しております。山口県政で基本理念として挙げられている「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」は、この五徳の仁、人を思いやることや、信、言行一致、信頼に通じるものであると理解しております。

価値観が多様化する中にあっても、変わってはいけないものがあると

強く思います。私が大切にしている論語の教えである思いやり、正義、秩序など、この価値観を若い世代につなぐことができれば、人とのつながりも生まれ、地域が生き生きとなり、そして明るくなるのではないかと考えております。

私はこれまで、地元の公民分館長や市の社会教育委員、県子ども会連合会の役員なども務め、地元の子ども会や公民館活動などを通じて地域づくり活動に携わってまいりました。

人口流出や少子・高齢化の中、地域づくり活動の参加者は高齢者が中心で、若い世代の参加が少なく、様々な地域の諸課題がある中で、持続可能な地域を形成していくには、人と人の結びつきを強くする役割を担う社会教育などを受けた人材の重要性がとても高まっていると思っております。

地域住民一人一人の持つ資質や能力を高め、その力を活動に生かす人づくりや、こうした人材の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる地域づくりが大切なことだと考えております。これらの活動を通じて地域住民の間に絆が生まれることになり、こうした取組は時代が変わっても欠かすことのできない取組でなければならないと考えるところです。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

地域における人間関係が希薄化し、地域を支える人材が不足している中で、社会教育においてもうたわれている人づくり・つながりづくり・地域づくりについて知事の考えをお伺いいたします。

問いの四問目は、多文化共生社会についてお伺いいたします。

令和五年十月一日時点の県推計人口は二十八年ぶりに社会増に転じましたが、その主な要因は外国人の転入超過によるものと伺い、時代の移り変わりを感じました。県内に暮らす外国人は昨年七月に初めて一万人を超え、今回の知事の演告においても、本県で働いている外国人は八千人、外国人を雇用している県内企業は一千事業所に上っているとありました。実際に私の地元多久市でも買い物をされたりと、日々の暮らしの中に外国人を見かけることが当たり前になってまいりました。

そのような中、地元の方からは、外国人が駐車禁止の場所に車を止めたり、ほかにも外国人が生活ルールを守らないために困っているという声や、言葉の問題で医療機関を受診するのが大変だという外国人の話なども聞く機会が増えてまいりました。住民の方は遠慮された対応なので、まだトラブルまでには発展しておりませんが、常習化となれば、溝の深まりが懸念されるところであります。

一方で、文化や価値観、習慣の違い、言葉の問題が壁となり、地域になじめず、孤立している外国人住民もいると認識しており、心細い心境だろうとも察するところであります。都市部の外国人が多い地域では、日本人と外国人の住民の交流が以前から行われており、日本人も外国人も互いに慣れていると思われますが、近年になって外国人が増えている地域では、日本人と外国人の間にまだまだ距離感があり、どのように接したらよいか分からず、不安に思っている方もいるようであります。

日本の人口が減少していく中で、外国人は企業の人手不足を補う大切な存在であり、地域で暮らす隣人として共生し、誰一人取り残さないようにする必要があります。そのためには、日本人、外国人がお互いの違いを理解し、助け合うことを住民に浸透させていくことが大切であると考えます。その際、今まで外国となじみのなかった地域では、日本人と

外国人の交流が活発でない状態であり、特に手厚く取り組んでいく必要があるのではないかと感じています。

そこで、お伺いいたします。

今後も、県内のあらゆる地域で外国人が増えていくことが予想される中で、県はどのように多文化共生を進めていこうとされているのかお伺いいたします。

五問目です。インバウンドの誘客についてお伺いいたします。

令和六年版観光白書によりますと、世界の観光の動向では、世界観光機関によりますと、二〇二三年の国際観光客数は十二億八千六百万人、二〇一九年比一二・一％減となるものの前年比三三・九％増となり、コロナ前の二〇一九年水準の約九割まで回復しているところであります。

二〇二二年の外国人旅行者受入数ランキングにおいて、二〇二一年、二十五万人から大きく回復したものの、一位のフランスの七千九百四十万人に比べ、四十二位の日本は三百八十三万人と、世界の潮流から遅れております。

日本では人口減少、少子・高齢化が進み、生産年齢人口が大きく減少していくことが見込まれておりますが、一方で観光業が与える経済効果は非常に大きく、観光庁は二〇二三年、「観光立国推進基本計画」を推進し、日本が観光立国として観光の質的向上を象徴する持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進の三つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大戦略に取り組んでいるところであります。

今月三日のＡＮＡホールディングスの発表においては、国際線旅客事業は昨年四月―十二月期ベースで旅客数が前年同期比一二％増の約六百万人、売上高は一〇％増の二兆二千五百五十億円の見込みになり、過去最高との報道もありました。円安に加えて、日本は観光先として人気があり、来年度も増加していくとの予想で、アジア圏内では航空各社が便数を増やしているとのことであり、今後もインバウンドは増加していくと見込まれているところであります。

日本国政府において、二〇三〇年に六千万人という目標を掲げるとともに、地方を中心としたインバウンド誘客を打ち出し、地方部における宿泊数を二泊とすることを目標とするなど、地域周遊観光促進事業への取組には期待を寄せることができ、インバウンドのさらなる誘客により、積極的に取り組む必要があると考えています。

インバウンドの旅行トレンドを見てみると、団体旅行から個人旅行へと、また、モノ消費から体験を重視するコト消費へと、その旅行ニーズが変化していると言われています。

ストーリー性が高い本県の観光資源を生かし、ニーズの変化に対応したインバウンド誘客を進めるためには、県内の各地域が互いに連携し合いながら関連するテーマでつなぐなど、知恵を出し合い、県内の周遊を促進していくことが重要であると考えます。

一方、私が市民の翼で中国へ行った際、多久市在住の中国出身の方が同行していただき、その方が案内してくれたことで、一般ツアーではできない現地ならではの体験ができ、安心感と満足の中で視察を終えることができました。

外国を旅行する際、旅先のことと佐賀県のことを両方知っている方による案内があると旅行の満足度も上がると、自らの体験を通して確信したところであります。

本県にインバウンドを迎えるに当たっては、地元の資源を熟知している観光関係者のみならず、外国出身の方で、佐賀に住み、佐賀が好きで、自分の国と佐賀をよく知っている方が活躍することで、より旅行者のニーズに合った満足度の高い旅行が、佐賀に来たら提供できるのではと考えるところです。

こういった周遊促進や人材活用により、佐賀のファンが増え、その方々が佐賀のすばらしさを周囲の人に口コミやＳＮＳで伝えてくれることで、佐賀県を訪れる外国人旅行者が増加していくことを強く望むものであります。

つきましては、佐賀県全体のインバウンドのさらなる誘客にどのように取り組んでいかれるのか、知事の考えをお伺いいたします。

問いの六番目です。デジタル社会についてお尋ねいたします。

近年のデジタル技術が著しく進歩し、Ｓｏｃｉｅｔｙ５・０の時代が人々の生活に大きな変化をもたらすと言われており、今後、デジタル技術の活用が人々の生活に欠かすことのできない社会となることは明白であります。

国では、コロナを経験し、地域組織間で横断的にデータが十分に活用できていないことなど、様々な形で情報のデジタル化の遅れによる課題が明らかとなり、これを解決していくために、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、いわば、社会全体のデジタルトランスフォーメーション――ＤＸが求められており、デジタルの活用により多様な幸せが実現できる社会、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」が示され、デジタル田園都市国家構想を推進し、地方に分け隔てのない住みよさは、デジタル技術でもたらされることが期待されております。

私自身、システム関係の仕事に就いていた経験から、デジタル化には関心があり、行政のシステム標準化といった分野では、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」の下、県や市町で取組が進んでいると理解しているところです。

一方、ＡＩやＩｏＴといった先進のデジタル技術は、日進月歩で技術革新が進み行く中、デジタルデータにはその利活用によって未知の価値観を秘めており、いかに活用するかによって、自治体の生産性などに大きな違いが出てくるものではないかと思っています。

こうした時代の動きに合わせ、取り残されないように、先進技術やデータの利活用に敏感である必要が絶対条件と考えているところであります。

こうした中、県では、このような新技術のデジタルの社会実装に向け、自動運転バスの実証、ドローンの活用など、様々な実証に取り組まれ、成果も出ていると評価しているところであります。

ただ、こうしたデジタル技術は日進月歩であり、五年後、十年後に備えて、他の地域に後れを取ることなく、引き続きリードする存在であってほしいと願う次第です。

知事は、来るべきデジタル時代に向け、佐賀県ではこれまでどのように取り組み、また、今後どのように進めていこうとお考えなのかお伺いいたします。

問いの七問目、県と市町の人事交流についてお伺いいたします。

県では、市町との連携を強化し、市町の取組を効果的に支援することによって、自発の地域づくりを推進されており、その一環として、山口

知事就任直後の平成二十七年三月から、知事と市町長を合わせた二十一人の首長が自由闊達に意見交換を行う「佐賀県ＧＭ21ミーティング」を開催されておられます。

地域が主役との考え方の下、県からの一方向だけではなく、市町からの訴えもできる双方向性のあるものにし、知事と市町長とが様々な地域課題を浮き彫りにしながら、その意識を共有し、県勢の発展に向けて共に進んでいくことは大変意義があることだと考えております。

これに加えて、県も市町も同様ですが、首長が目指す目標や思い描く姿を現場で具体的な施策に落とし込み、実践していくためには、個々の職員の資質や能力を高め、組織力を強化することが不可欠ではないかと思っております。

しかし、市町では、限られた職員で多様化する住民ニーズに対応しなければならず、疲弊する職員も少なくなく、中には、若くして退職する職員もいると聞きました。また、特に小規模な市町では、専門的な知識を持つ職員の確保や育成が難しいという課題があるとも聞き、大変さをも感じたところであります。

現在、県では、市町からの希望を受け、市町職員を受け入れて研修するなど、市町職員の資質向上への支援を実施されておられます。

県で経験を積んだ市町職員の多くは、その後、組織の中核を担う人材に育つなど、非常によい取組だと思うのですが、規模が小さく、職員数の少ない市町では、県に職員を派遣することが難しい場合もあるのではないかと心配しているところであります。

これらを鑑み、市町から県への一方向の職員派遣にとどまらず、県から市町へも職員を派遣する双方向の人事交流も一部には行われているところでありますが、今後はこれをより積極的に実施していただきたいと願うところであります。

この双方向の人事交流により、市町にとっては、職員を派遣しやすくなりますし、県と市町の相互理解が促進され、協力関係がより一層強化されるなど、さらなる県勢の発展につながるものではないかと大きな期待を持つところであります。

そこで、県と市町の人事交流について、知事の御所見をお伺いいたします。

問いの八問目であります。県立大学卒業生の県内就職についてお伺いいたします。

令和十一年四月の県立大学開学に向けて、ゼロからのスタートとして準備が進められているところですが、公立であること、そして、多くの若者が進学で県外に出ていることや、県外で生活させる親の経済的負担を考えると、私は県立大学開学に賛成であります。

地域の方や、地元高校の役員をさせていただく中で高校の保護者と話をしても、私立より学費が安いこと、そして、少子化により子供の成長を間近で見られることを望む親が増加しているなど、県立大学に期待されている方がとても多いと感じております。

一方で、一部の方から、開学に反対ではないが、県立大学を卒業しても県内に就職したいと思える企業がなかったら県外に出ていくしかないという懸念の声を聞くところであります。

実際、総務省が全国の地方公共団体を対象に実施したアンケートによりますと、「約九割の団体が、『良質な雇用機会の不足』を人口流出の原因と考えている」との結果が出ています。

一節を御紹介します。若者にとって魅力的な就業機会が地方に不足していることが、地方から都市部への若者の流出を招いていると考えられる。他方、雇用主である企業の側を見ると、地域、業種を問わず多くの企業が人手不足を感じており、このような若者側から見た雇用不足と、企業から見た人手不足という一見矛盾した現象の背後には、地方における雇用の質の問題があると考えられると指摘がある。すなわち、地方では、賃金や安定性、やりがいなどの点で良質な雇用が不足しているため、若者が相対的に良質な雇用を求めて都市部に流出するという事態が生じているものと考えられる。そして、このような若者流出による人口減少は、労働力人口の減少と消費市場の縮小という形で地域経済を負のスパイラルへ陥らせているとありました。

確かに私自身の経験を振り返ったときに、私としては佐賀県内の企業に就職をしたかったのでありますが、その当時、昭和五十年頃ですけれども、佐賀県内で就職したいと思える企業がなかったので、県外企業に就職した経緯があります。そのようなことを考えると、県立大学の開学も大事でありますが、佐賀県内で大卒者が就職したいと思える企業がたくさんあることも同じくらい大切なことだと思っております。

令和十一年四月に県立大学が開学した場合、四年後、令和十五年三月には最初の卒業生が輩出されることになりますが、全国的な人材不足で大卒人材の他県企業との獲得競争は激化していると聞くところであります。県立大学開学後の人材輩出を見据え、県立大学を巣立つ優秀な人材から選ばれる企業となるよう、県内企業も生産性を上げ、働きやすい環境を整え、魅力ある企業に成長、発展しておく必要があると思います。それにより、県内大学生の獲得にとどまらず、県外大学生やＵＪＩ人材の獲得にもつながるものと期待も膨らみます。

つきましては、県立大学卒業生の県内就職に向けて、今の段階から中小企業を含めた産業界全体への働きかけや支援が必要と考えるところでありますが、知事の御所見をお伺いいたします。

九問目は、農業・農村の振興についてであります。

本県では、平たん地域においては、米、麦、大豆を中心に露地野菜などを組み合わせた生産性の高い水田農業、中山間地域においては、ミカンなどの果樹や「佐賀牛®」をはじめとする畜産といった様々な形の農業が営まれており、基幹産業として県内の農村地域を支えています。

一方、農業の担い手は高齢化が進んでいるとともに、少子化により新たな担い手の確保、育成が難しくなっており、その数は減少を続けています。私は、このままでは地域からにぎわいが消え、過疎化が進むばかりか、これまで引き継いできた歴史や文化までもが失われてしまうのではないかと危惧しております。特に戦後の食糧難を克服するため、開拓団をはじめ、中山間地域において苦労して農地を広げてきた先人たちの思いや御苦労を思うと、何とも言えない悲しい気持ちになります。

また、先日参加したシンポジウムなどでは、国の予算に占める農業、水産業に関する予算の割合が低過ぎることや、食料を生産するために必要な種子や肥料などの資材が国外に依存し過ぎているなど、国の食料安全保障は薄氷の上に存在していることを改めて痛感したところであります。このことは非常に残念だと思わざるを得ないと同時に、地方の農業をはじめとした食料を生産する一次産業の現場をよく知らない人々が中央で政策を決定していいのか、本県はもとより、全国の農業県がまとまって、一次産業の重要性について声を上げていかなければならないのでは

ないかと改めて思いました。

知事は、令和四年十一月の答弁で、極論と前置きしつつ、食料自給率をベースとした国会議員の定数配分のアイデアなどを披露しながら、「都市部ばかりの国会議員の中でこの国の形を決めて、この国の将来は大丈夫なのかということを常に考えています。」と述べられたことがありました。このような考えには私も全く同感であります。

ところで、現在の国の政策を見ますと、農地の大規模化や集約化、その農地の担い手として、大規模農家や集落営農組織の法人化や、農業外の民間企業参入の推進といったことばかりを目指しているように見えます。しかしながら、中山間地域の狭くて小さい農地などには、採算性の問題から企業は参入しようとせず、たとえ参入するために大型機械が入るように農地を整備したとしても、企業などは何かあればすぐに出ていってしまうのではないかと懸念が拭えません。大規模化や集約化、企業参入などは最終的に必要かもしれませんが、やはり日本の農業は地域特性のことを第一に考えて政策を実行してほしいと思います。

先日、昭和四十年代から国の事業などを活用して整備を進められたミカン園のかんがい施設について話を聞く機会がありましたが、施設が老朽化して漏水が発生し、修理が大変であることや、ミカンをつくる人が減って、荒れた農地が増えて困っているなどの意見がありました。

私は、現在のミカンの価格はよいのだから、もうかった生産者には喜びの声を上げてほしい、その声を他の生産者に伝えることで、もうかるためにはどうすればいいのかを考えるきっかけにしてほしい、また、そういったことを広げることで、農地、農村に関わる取組全体の流れが変わっていくのではないかと考えております。

我々の身近にある農業・農村がこれからも成り立っていくようにするためには、地域のことを第一に考えながら、基幹産業である農業で所得を上げて稼ぐ農業の実現を目指すとともに、特産品や直売所、景観などの特徴を生かした地域の魅力向上や、直接農業と関わりのない方々にも地域の行事に参加してもらうなど、地域内外の皆さんと様々なことに協力して農村の振興に取り組んでいくことが重要と考えるところであります。手後れにならないことを切に望んでいる次第であります。

そこで、知事は、本県農業・農村の持続的な発展に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

十問目です。インフラの老朽化対策についてであります。

道路や河川、下水道などのインフラは、県民の生活を支える重要な社会資本であり、整備した施設は時代がどう変わろうが将来にわたって長年利用していくものであります。

これまで高度経済成長期を経て、その時代に必要とされ整備された橋梁や排水機場など多くの施設は、建設から相当の年数が経過しており、老朽化が進んでいると伺っているところであります。

その施設や設備を総合的かつ長期的に管理し、県民サービスのさらなる向上、財政負担の軽減、平準化を目指すため、佐賀県ファシリティマネジメント基本方針、これは令和五年四月一部改定でありますが、策定されています。それによりますと、道路橋梁については、建設後五十年を経過したものが令和三年三月末時点で約二六％だったものが、二十年後には六三％と、その割合が急速に増加するとされています。

また、皆さん報道で御存じの先月の一月二十八日には、埼玉県八潮市で下水道管の破損により大規模な道路陥没が発生し、トラックが転落す

るという痛ましい事故が起こっております。そしてまた、過去には山梨県の中央自動車道の笹子トンネルで、天井盤が落下し、車両が下敷きになるなどの事故も起こっております。

インフラの維持管理が適切に行われなければ、単に機能が低下するだけでなく、ライフラインの途絶や施設の損壊、そして人命にも影響を及ぼし、大きな事故となる要因にもつながります。

今後、人口流出や人口減少が危惧される中、インフラについては、老朽化により維持できずに廃止に至る施設が生じることは避けなければならないと思います。特に現在でも、人口流出が著しい中山間地域などの集落の存続にも関わってくると思います。こういった生活や活動を維持していくためには、基幹となるインフラの機能はなくてはならないものであります。

また、県民の安全や命を確保していく上でも、老朽化が進んでいく施設を管理していくことの重要性が増している一方であります。

県が管理するインフラの老朽化対策について、今後どのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

問いの十一番目、教育行政についてであります。

少子化による人口減少や地域の活力の低下は、佐賀県に限らず全国的にも避けて通ることのできない大きな課題であります。

学校現場でも例外ではなく、このまま生徒が減少し、学校が小規模化していくと、教育活動や部活動などを充実させることが困難になるだけでなく、児童生徒が人との関わりから学ぶ機会が少なくなるのではないかと危惧する声もあります。そして、地域に貢献する人材の不足にもつながっていくことも懸念されております。

文科省の教育の目的に、国民の人格形成と、国家、社会の形成者の育成の大きく二点があります。このことはいかに時代が変わろうとも普遍的なものであるとあります。

人格形成に一番重要なことは、人から愛されているとか自分は必要とされているという実感を味わい、自己肯定感を持つことであります。それが力強く生きていける人間になると思います。

今、学びの多様化を耳にする中、私は一斉授業を通した基礎、基本の習得が大切であり、やがて幅広く人とのコミュニケーションや体験、経験につながっていくものと思っております。

平成三十年、経済協力開発機構――ＯＥＣＤが公表した国際学習到達度調査――ＰＩＳＡで、高校生の読解力が十五位と急落したとありました。これに対しましては、ＳＮＳの発達により短文のやり取りが行われた結果、自分で考え判断して行動するために必要な文字情報を理解する力の低下につながったとの意見もあるところです。

時代はデジタル化などにより、ますます進化していますが、このようなことを鑑み、人材の育成・輩出のために顔を合わせ、集団の中でのコミュニケーションが生かせる学校が果たす役割は大きいものと考えています。

もう一つの国家、社会の形成者の育成では、人口減になっていく現在、地域社会を担う人材の育成を意識すべきと私は強く思っております。「さがを誇りに思う教育」に加え、唯一無二の学校づくりや高校生の県内就職率を向上させる「プロジェクト65＋」などの事業で成果は上がっているものと認識をしているところです。

しかし、少子化はこれからも進むことが予想される中、高校の統廃合

については、平成三十一年四月に再編した伊万里実業高校以降、県立高校は再編されておらず、現在、再編計画はないと聞いております。

そこで、少子化、小規模校になったとしても、佐賀県が将来にわたって発展していくためには、何よりも佐賀県に愛着や誇りを持ち、地域で貢献するたくましい人材を育てていかなければなりません。

さらに、近年、将来の夢や目標を持っていない高校生が少なからずいるということも聞きます。高校入学後に将来のことを考えるのではなく、小学校や中学校の早い段階から、自分の将来について深く考えさせる教育も必要ではないのかと考えております。

つきましては、少子化が進む中、県立高校の再編についてどのように考えているのか、また佐賀の未来を担うたくましい人材を育て、より多くの若者に地元に残ってもらうため、本県教育をどのように進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

最後の質問であります。

警察業務の効率化・高度化についてお尋ねいたします。

県民が当たり前と思っている安心した日常生活は、県警の皆様お一人お一人の二十四時間を通した意識と警戒体制に守られているおかげであり、改めて日頃の御労苦をねぎらい、感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

スマートフォンやインターネットの普及により、生活が非常に便利になっており、インターネットをはじめとした各種デジタル技術の発展は、私たちの生活に大きな恩恵を与えてくれております。

また、少子・高齢化による人手不足が進む中、企業のみならず、自治体においても、ＡＩの活用やＤＸの推進により、サービスの向上や業務の合理化、効率化を図っていると聞いており、デジタル技術の利活用がますます重要になっていることを感じております。

県警察では、日々発生する事件、事故の捜査や交通事故抑止対策、ＤＶや児童虐待事案等の人身安全関連事案への対応などに尽力をしていただいておりますが、インターネット上で犯行に勧誘して強盗などを行う、いわゆる闇バイトやＳＮＳ等を悪用した詐欺など、匿名・流動型犯罪グループが関与した犯罪も増加しており、県民の不安感は増していると感じております。

そこで、改めて現代風の犯罪に目を向けてみますと、時代とともに高度化、複雑化しております。電話から電子メール、ＳＮＳ、アプリと、ＩＣＴ活用による匿名性や即時性を悪用した各種詐欺、相場などの金融犯罪、違法薬物の売買、闇バイト募集などによる凶悪犯罪、売春、買春の性犯罪等の現実空間での犯罪が横行しています。

そして、近年では、サーバーやウェブサイトなどのサービスに対して大量のデータ送信を意図的に起こし、アクセスできないようにするＤｏＳ攻撃による業務妨害。コンピューターに感染させ、データを暗号化して使えなくするランサムウェアによるサイバー犯罪。ワンクリック詐欺、誹謗中傷による名誉毀損や信用毀損、なりすましによる金融犯罪、個人情報売買や著作権侵害等、仮想空間やネット上で行われる、以前にはなかった犯罪が横行しており、高度化していることに驚く次第であります。

警察におかれましては、二十四時間、常に警戒態勢を保持しながら、各種事案に対し、治安の維持を図っていくことが重要な任務である中、これまでに対応していた業務に加え、新たな犯罪や課題に対応していく

ためには、デジタル技術を有効に活用して業務の合理化、効率化を図った上、効果的に業務推進をしていく必要があると考えます。

また、治安維持への対応のほか、運転免許業務や許認可業務などの警察行政に関する業務についても、デジタル化、オンライン化によって県民の利便性の向上や負担軽減が期待されるところであります。

社会生活や犯罪情勢が変化する中、県民が安心して暮らせる社会を実現するためには警察の力は非常に重要であり、限られた人材の中で最大限の効果を上げるためには、県警察においてもデジタル技術などを活用した業務の効率化、高度化が必要だと考えるところです。

そこで、このような社会情勢の変化に対応していくために、警察業務の効率化、高度化について、県警察としての取組、そして今後の展望についてお伺いをいたします。

以上をもちまして、県民ネットワークを代表して代表質問、十二問の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

◉山口知事　登壇＝野田勝人議員の代表質問にお答えします。

野田議員の質問を拝聴しておりまして、多久が大切にしております論語の考え方が息づいておられますので、感じ入りました。私も、大切な普遍的価値が未来につながるように努力してまいりたいと考えております。

まず、今後の財政運営についてですが、財政状況は、国の制度や社会経済情勢など、様々な要因で変化することから、都度都度、財政見通しのローリングを行い、財政の健全性を確認しながら財政運営を行っております。

試算に当たりましては、県債残高や将来負担比率、基金残高などを多角的にシミュレーションしております。県議会をはじめ、県民の皆さんにお示しして、こうしたことを議論しやすい環境をつくっていくことも大事だと思います。

今回、当初予算の編成に当たって試算を行った結果、これまでの試算と同様に、今後も安定的で健全な財政運営ができるものと判断しております。

計算上では、従来から公債費の伸びや一定程度の金利の上昇を見込んでおり、今後もこれまで確保してきた県債管理基金や大規模施設整備基金を最大限活用しながら対応していきたいと考えております。

加えて、投資的経費でありますが、今後も一定の水準を確保しながら、今後は御指摘ありましたように佐賀県立大学の整備などの大型事業が予定されています。その実施に当たりましては、国庫支出金や交付税措置がなされている地方債を最大限活用できるようにするなど、あらゆる財政的工夫を行っていきたいと考えています。

百三万円の壁の見直しにつきましては、現時点では地方財政への影響は大きくないものと認識しておりますけれども、まさに今、足元で協議が継続されているものと承知しておりまして、引き続きこの議論の動向を注視する必要があると認識しています。

令和七年度当初予算につきましては、佐賀県の中に人材が育成され、イノベーションを起こし、佐賀県から新たな価値がつくられるといった思いの中で編成いたしました。人材が育つことで県内経済が発展し、さらなる施策の財源につながっていくという好循環をつくり出していきたいと考えています。こうした好循環で財政基盤を安定的なものにするこ

とによって、県民の生活に身近な事業ですとか、本県の飛躍につながる事業に結びつけていきたいと考えています。

今後とも、財政の健全性の大きな枠組みの中で、ハード、ソフトの両面で戦略を練りながら、そして日々刻々と起こる様々な状況を踏まえた上で、県民の皆さんの満足度が高まりますように将来を見据えて取り組んでまいります。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用要請等に対する専任組織についてお答えします。

本年七月以降、佐賀駐屯地（仮称）が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されております陸自オスプレイ十七機が配備される予定であり、新しい局面に入ることになると認識しています。

この役割ですが、具体的には例えば、佐賀駐屯地の開設、オスプレイの運用開始に伴う緊急時も含めた総合調整、目達原駐屯地のヘリコプター部隊の移駐計画に関する総合調整、今議会に提案しております佐賀県有明海漁業振興・補償基金に関する調整、環境保全と補償に関する協議会の開催など、防衛省との合意事項の実現に向けた調整などを考えております。

これまでは、政策部に専任の職員を配置して、佐賀空港の自衛隊使用への対応を行ってまいりました。昨年十一月の議会でも、佐賀駐屯地への配備に伴い、県の組織体制について県議会から様々な御指摘をいただきました。そうしたことも踏まえて、新年度が始まる本年四月からは、連絡調整の窓口となる部署として、政策部内に「駐屯地調整室」を設置したいと考えます。

新たに開設される佐賀駐屯地に限らず、県内に所在する目達原駐屯地や背振山分屯基地などの駐屯地なども含め、駐屯地等に関する様々な課題に対応していきたいと考えております。そして、佐賀市や吉野ヶ里町、上峰町などの関係自治体、有明海漁協など関係団体と防衛省・自衛隊との、緊急時はもちろんのこと、平時から様々な調整に対応させたいと考えています。

続きまして、人づくり・つながりづくり・地域づくりなどについてお尋ねがございました。

時代の大きな流れの中で社会にも様々な変化が起こっておりますが、いつの時代にあっても、人が輝き、生き生きと暮らしていく鍵を握るのは人であって、地域であると思います。人間関係の希薄化によりまして地域としての教育力が衰えていく中で、人づくり・つながりづくり・地域づくりが要素となっております社会教育をどのようにしていくのか、位置づけていくのかがポイントになると思います。それにはまず、人と人との結びつきは一つのキーワードになろうかと思います。人と人が結びつくためには地域づくりが大切であります。地域づくりには人づくりが大切であります。人づくり・つながりづくり・地域づくり三つを一体として取り組まなければいけません。それがまさしく社会教育の一つの大きなポイントではないのかと思います。

地域住民お一人お一人が参画し、自分たちの地域のすばらしさに気づいて、知恵を出し合って、トライ・アンド・エラーを重ねて、互いを思いやり、エールを送りながら地域をさらによくしようと考える自発の地域づくりが私は大切だと思っています。

自発の地域づくりに取り組むことで、自発的に人と人が出会い、自発的に結びつきが生まれ、地域は前に進んでいきますし、人も成長すると

思います。この自発の地域づくりの考え方は、社会教育の理念とも通ずるものがあろうかと思っています。

そして、今回、教育大綱に「自分で自分のことを決められる子ども」というのを明記させていただきました。ほかのいろんな人たちの教えですとか力を借りてもいいんです。むしろ逡巡しないで、いろんな相談をしてもらいたいんです。ただ、ここで申し上げたいのは、様々なそういった周りの助けも得ていいわけだけれども、最後の決断は自らの意思によって決められる子供に育っていっていただきたいなという考え方です。

令和二年度から、様々なエリアや職種の人をつないで、山の未来をみんなで語り合う「山の会議（仮）」を開催しています。多様な人が出会い、語り合い、山のすばらしさを再認識し、自発の地域づくりの輪が広がっております。平成三十年度から、主に若い世代と地域づくり活動を牽引するローカリストが交流する「ＳＡＧＡローカリストアカデミー」も開催しております。多久市では、こういったローカリストを中心とした幅広い世代が、例えば、ドローンを活用した地域づくりに取り組んでいるわけでありまして、こういう輪が、活動がどんどん広がってくれたらと私は思います。

そして、世代を超えた老若男女が様々な目標に向かって議論しながら一緒に取り組んでいくという姿は本当にすばらしいものだと思います。こうした取組が進んでいくためには、地域の皆さんが自発的に集まれるフィールドをいかにつくれるかがポイントであろうかと思います。多久は、ウォールアートプロジェクトですとか、先ほどの論語カルタですとか、女山大根のブランド化とか、いろいろ自発的に地域づくりが根づく土壌であるのかなと私は認識しています。

知事就任以来、人を基軸に佐賀を輝かせたいという思いで、「人を大切に」を基本理念としてまいりました。人と人が結びつき、共に育ち、新たな価値が生み出されることで世界に誇れる佐賀県が縦断的につくられていくものと確信しています。

佐賀県は、思いやりの心を大切にし、誰もが自然に支え合い、互いにエールを送り合える県であると認識しています。こうした思いを持ちながら、人づくり・つながりづくり・地域づくりを一体で前に進め、佐賀の地域が輝き続けられますよう県を挙げて支援をしてまいります。

多文化共生社会についてお尋ねがございました。

まず、佐賀県の外国人の状況ですけれども、全国に比べて相対的には外国人の数は少ないと思っています。例えば、佐賀県の人口は山梨県とほぼ同じなのでありますけれども、山梨県は約二万人、佐賀県は一万人ということで倍の格差があるわけでありまして、そういったこともある中で、佐賀県の中ではコロナ禍後、企業の人材不足なども背景に外国人が急増しているわけであります。総務省人口推計の二〇二二年から一年間の増加率では、熊本県に次いで全国第二位の伸び率でございます。佐賀県の社会増に外国人の増加が寄与しております。今や、外国人は県内各地であらゆる分野の担い手として活躍し、佐賀を支える大切な仲間です。外国人の増加は今後も続くと考えます。佐賀で多文化共生はますます重要になっていきます。

では、多文化共生の地域づくりについてですが、日本人と外国人の心の垣根をなくすことが鍵になってまいります。佐賀の住人として尊重し合い、共に活躍できる佐賀にしたいと思います。県は、各地域や一人一

人に寄り添った様々な取組を市町や事業所などと協力して取り組んでおります。昨年は「第一回佐賀さいこう！国際運動会・交流会」を開催いたしました。言葉や国籍の違いを超えて、同じ佐賀を愛する住民として交流を深めるきっかけになったと思います。

佐賀に来られる外国人の生活や、そのステージも多様化しています。変化に応じた取組を部局を超えて先手先手で行い、外国人に選ばれる佐賀、外国人にも心地よい佐賀をつくっていきたいと思います。外国人にとって、暮らしやすい佐賀、働きやすい佐賀とは、日本人にとっても同じです。佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」で多文化共生社会の充実強化に取り組みたいと思います。

続きまして、インバウンドの誘客についてお答えします。

佐賀の観光において、インバウンドは重要なターゲットです。先月、今年一月の国全体の訪日外国人数は、ひと月単位でこれまで最高の約三百七十八万人となりました。内訳は、中国が最も多かったとの報道でした。東アジアの中心に位置する佐賀県は、地理的な優位性がさらに高まっております。

グローバル化の一層の進展により、特に東アジアや東南アジアとは、まるで隣の町を訪れるような感覚で人々が国境を越えて気軽に行き交いながら、日々交流が生まれるような、そんな通常交流とも言うべき時代が私は近いのではないかというふうに認識しています。

佐賀県には、古きよき日本の原風景が多数存在し、インバウンドに対して、我々が思ってもいない大きな輝きを放つといった強みがあります。せんだって、タイでの観光プロモーションでも、タイのインフルエンサーが全く独自目線で佐賀のことを紹介しておりました。我々とはまた別の観点での紹介でございました。

そして、佐賀の人にはほとんど知られていないわけですが、マレーシア発のドラマ「Ｆｒｏｍ　Ｓａｇａ，Ｗｉｔｈ　ＬＯＶＥ」というのは、アジアの国々でトップクラスの視聴がありまして、第二作もつくられたところです。「サーガ」というＳＡＧＡの響きは、世界の様々なところでいい響きと受け止められているそうです。私も「ｓａｇａｃｉｏｕｓ」という英語は知らなかったわけですけれども、何かとてもいい雰囲気の、ちょっと賢いみたいな、そんなことで、「サーガ」という言葉の響きがヨーロッパに行ったときにも何かストーリーのある物語みたいなこととかいうこともあって、マレーシアでは「ＳＡＧＡ」という車がいっぱい走っているということも驚きました。――などなど、様々、思わぬところでインバウンドの話になりますと気づきがあるわけであります。

インバウンドは、国ごとに嗜好、慣習、ターゲット層、旅行スタイルが異なりますので、それぞれの国やターゲットにどれが刺さるのかなというところを、もっと我々は吟味して提供しなきゃいけません、と思っています。

人と人が、そして、人と地域が響き合うような佐賀旅を、その地域に、その国にどのように提案していけばよいのかといったところが焦点になろうかと思います。

我々は、コロナ禍においても個人向けコンテンツの充実を推進してまいりました。今後、観光素材をさらに磨き上げたコンテンツづくりにも果敢にチャレンジしていきたいと思います。

今後、例えば、吉野ヶ里遺跡ですとか、佐賀城のさらなる探索、こうしたものも楽しみになってこようかと思います。

また、県内周遊はもとより、インバウンドは広範囲に周遊するといった特徴を捉えた広域連携についても、佐賀の強みでありますアジアの中での拠点性、九州の中での拠点性を生かしてまいりたいと思います。

佐賀の本物は、時の流れの中で変化しながらも本質的な価値は変わりません。より本質的で普遍的な価値を感じられるのが佐賀県と思います。唯一無二の本物とそこに住む人々が織りなす本質的な価値を実際に体感していただき、期待を超える満足度の高い佐賀旅を提供してまいります。

続きまして、デジタル社会についてお答えします。

デジタル社会は、あらゆる人、物が常にデジタルでつながっていくということで、新たな価値を生み出し、人々の生活を豊かにする社会でございます。

佐賀県では、二〇二二年八月に「佐賀県から始まる日本の未来」というシンポジウムの開催を皮切りに、県全体を「デジタル実証フィールド〝さが〟」と位置づけまして、関係機関と調整しながら、様々な規制を緩和しております。そして、最先端を走る企業、人材を呼び込み、佐賀の人材と連携させて新たな試みにチャレンジできる環境整備を推進しています。

例えば、サンライズストリートでの自動運転バスの実証ですとか、ＪＡＸＡの先進衛星のデータを活用した防災、農業分野での実証など、そういったことに取り組んでいます。それがさらに企業に評価され、次へのチャレンジにつながるものと思います。

これからさらにデジタル技術の活用があらゆる分野で広がっていくように、企業、大学、研究機関と連携して、さらにデジタル実証の取組を継続して、新たな実証フィールドでチャレンジが生まれるように応援してまいります。

あわせて、来年度はこれまでの実証事例をもう少し広く情報発信するイベントも開催したいと思います。様々な気づきから新たなチャレンジが生み出される好循環をつくってまいります。

県と市町の人事交流についてお答えします。

県と市町は、それぞれ尊重し合い、自立して責任を果たし合っていくことが基本です。

そうした中で、市町は県にとって大切な仲間、パートナーであるとともに、両者の施策が連携していくことで相乗効果を出していくことができれば、住民福祉の向上につながりますし、それが県全体の発展にもつながってまいります。

こうした考え方の下、コンパクトで連携しやすい佐賀の強みを生かして、県内二十市町の首長と私との間で二十一人が忌憚なく話し合う場としてＧＭ21をつくって、これまで三十四回にわたって開催してまいりました。様々な施策テーマにおいて連携が深まっておりますので、こうした政治家同士の積み重ねを今後も生かしていきたいと思っています。

記憶に新しい「ＳＡＧＡ２０２４」においても、県と県内全市町が参加して一体となって準備運営に当たりましたので、前例のない新しい大会を共につくり上げることができたと思っています。

職員レベルの人事交流の面でも様々な面で連携が深まっています。

令和六年度は十四市町、四消防局消防組合などから県への職員の派遣がなされているほか、市町自身のニーズを踏まえて、県から市町への派遣も行ってきています。

今後も、県から市町への派遣も含めて、市町の意向やニーズが何よりも大切なので、それを尊重しながら、お互いにウィン・ウィンとなる形を実現すべく、いろいろな分野で人事交流を行っていくこと、これは有意義なものと私は認識しています。

そして、人材育成という観点では、かつて長崎県総務部長の頃、その後、国に戻ってからも続けていたんですが、市町や市町職員は大切との思いで、長崎県の市町職員向けの研修の場にお呼びいただいて、講師として話を続けておりました。

今年度、佐賀でもこうした機会をつくりたいと思いまして、初めての試みとして、先日、一月三十一日に佐賀県市町村振興協会が主催する研修で、市町職員に対して話をする機会をつくっていただきました。

「もんだ症候群」の打破ですとか、自分の頭で考える大切さなども伝えながら、県の様々な考え方、自発の地域づくりとか、「さがデザイン」とか、ＳＳＰとか、そういったものについても説明して、共にこれからの佐賀をつくっていきましょうという思いを共有させていただきました。双方にとってよい機会となったんではないかと思っております。

また、今年度から県では、全国的には例のない取組として、「さがデザイン」での通年型インターンシップの受け入れを行っておりまして、参加者の方々に好評をいただいております。

鳥瞰的、創造的な視点から様々な政策課題に向き合い、新たな価値を生み出す「さがデザイン」の仕事は、市町の職員にもきっと得難い経験となって大きな成長につながるものと考えています。ぜひこうした部署などへの派遣も御検討いただければよいのではないかと考えているわけでございます。

人への投資は未来への投資であります。佐賀を支えるのは人です。佐賀の未来を共につくり上げるために、人事交流も含め、様々な面で市町との連携を深めていきたいと考えます。

続きまして、県立大学卒業生の県内就職についてお尋ねがございました。

県立大学の開学も大事だが、佐賀県内で大卒者が就職したいと思える企業がたくさんあることも同じぐらい大切なことだと思うと議員からお話がありました。同感であります。思いを共有して施策を進めさせていただきたいと思います。

まず、佐賀県立大学では、理文融合型、実践と理論の循環型の学びを中心とすることで、鳥瞰力、構想力を持った人材を育ててまいります。そして、現状を是とすることなく、自ら学び、自ら行動し、自らチャレンジする人材を育てていきたいと考えています。そのためには、県全体をフィールドとして、企業、地域の各現場における課題解決型学習――ＰＢＬと申し上げますが、このＰＢＬを取り入れることとしております。従来の大学と異なり、各企業が大学生の学びの場ともなり、企業も大学の授業に関わっていくこととなります。

県立大学の教育方針や県内企業との連携は、県立大学の学生にとって、県内企業を就職先の一つとして意識するきっかけになると思います。企業と学生が上下関係ではなくて、それぞれがお互いを共に成長するパートナーと感じるような関係が、県立大学の教育を通じて満ちあふれるようにしていきたいと思います。逆に、県内の企業が学生を単なるそういう目で見るのであれば、このプログラムはうまくいかないと思います。学生も人材として一緒に共につくり上げていくというような教育システ

ムを大学時代につくり上げることができたら、すばらしい形で県内就職に結びつくと私は信じております。

そして、今、製造業、運輸業、建設業、医療、福祉、あらゆる分野で人材が不足している状況です。そして、多くの県内企業が大卒人材を求めています。

例年開催しています「さがを深く知る大交流会〝サガシル〟」でも、出展企業数は年々増加して、今年度は百を超えて過去最多となりました。

県内企業は、学生から選ばれる企業になるため、賃金引き上げ、職場環境の改善、企業イメージの向上など、様々な取組を行っております。県もまたこれを強力に後押ししております。

例えば、「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」を立ち上げました。今回は「ＮＥＸＴ賃金ＵＰプロジェクト」として支援策を拡充いたしました。さらに、これまでの取組に加え、賃金をより引き上げた企業へのさらなる支援や、国の助成金への上乗せ補助などを実施することとしております。

また、労働時間短縮や育児・介護休業の取得促進、短時間勤務や在宅勤務など多様な働き方の導入によるウェルビーイングの向上も支援します。外国人やシニアなど、多様な人材が安心して活躍できる職場環境の改善も目指していきます。

採用力強化につきましては、県内企業の採用力向上にも注力します。学生とのマッチングを促進する訴求ポイントを専門家によりアドバイスをし、また、若者の特性を考慮した採用手法を伝えるセミナーも開催します。さらに企業の成長を担うデジタル人材の育成を支援いたします。

企業誘致に関して言えば、高い付加価値を生み出す成長企業を中心に、若者が働きたいと考える企業誘致についても大きな成果を上げております。今後、佐賀大学では「コスメティックサイエンス学環」というのができます。西九州大学では「健康データ科学部」というものが新設予定です。武雄アジア大学も進んでおります。こうした各大学と県内企業がお互いにウィン・ウィンとなるような連携が進むように応援していきたいと考えています。

今後も、県立大学のみならず、県内の大学から巣立つ中核人材が県内企業でより多く採用され、輝きますよう様々な取組を行ってまいります。

続きまして、農業・農村の振興についてお答えします。

本県の農業は、米、麦、大豆など伝統的な作物に加えまして、時代に合わせて品種の育成や改良などに尽力してまいりました。「いちごさん」や「にじゅうまる」、「佐賀牛®」、「さがびより」など唯一無二の農産物を生み出しております。まさに農業は佐賀県の誇りであり、私は常日頃から「農業の振興なくして県勢の浮揚なし」と申し上げております。

一方、農業を取り巻く環境は、不安定化する国際情勢の影響により飼料や肥料、燃料といった生産資材の価格は高止まり、少子・高齢化で担い手や労働力も不足、地球温暖化の影響で深刻化が進むなど厳しい状況であります。

これまで培ってきた佐賀農業という誇るべき財産を将来に受け継いでいくためには、水田農業を大切にしながら収益性の高い園芸や畜産を振興し、稼ぐ農業を実践する担い手を育成し、生産の場である農村の振興をも図っていくことが重要です。

稼ぐ農業を実現するためには、園芸では、園芸団地のさらなる拡大、ドローンなどを活用したスマート農業の普及による生産拡大や、高単価が期待できるブランド農産物の生産拡大にも注力していきます。

畜産では、佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」や、「佐賀牛®」のもととなります子牛の生産拠点である「佐賀牛いろはファーム」を活用した「佐賀生まれ、佐賀育ちの佐賀牛」の一気通貫型の生産や輸出を拡大していきたいと考えています。

また、担い手を増やすためには、例えば、トレーニングファームによる新規就農者の確保、遊休農地などにおける企業法人による農業参入の促進、そして例えば、果樹園地や中古ハウスといった資産を円滑に継承するシステムも大切だと思っています。そうしたことが初期投資の軽減に向けても共にウィン・ウィンになるのかなと思います。

さらに農村を守っていくために、農業用施設の適切な管理や遊休農地の解消、イノシシやカモなど有害鳥獣の種類ごとの課題を踏まえた被害防止策の推進などにも引き続き取り組んでまいります。

また、様々な現場の意見に耳を傾けて、直売所、農家民宿の経営、棚田の保全、農福連携、そういった幅広い取組を支援し、農村地域内外の交流の活発化を図っていきたいと思います。

地域内外からの多様な人材が活躍し、農村を盛り上げていくことで、未来につながる佐賀農業の実現を目指してまいります。

続きまして、インフラの老朽化対策についてお答えします。

道路、河川、ダムや上下水道などのインフラは、県民の日常生活に不可欠であるとともに、地域の発展を支える重要な社会基盤であります。また、整備した施設の安全や機能を維持していくためのメンテナンスや維持管理も大事です。

埼玉県の道路陥没事故は、本県とは事情や状況が異なる面はありますが、下水道をはじめ、インフラの維持管理の重要性を焦点化させたものと思います。

実は、私が公営企業を担当し、下水道事業にも関わっていた二十数年前から、都市部の下水道は早くから整備されてきたことからメンテナンスが課題だといった議論があったと記憶しております。

本県はどの市町にもバランスよく人が住んでいる多極分散型の県土であり、地域間をつなぐ道路の重要性が高いわけです。また、自然排水が困難な低平地のために、これまで数多くの排水機場を整備し、その数は全国一です。これらの維持管理は、他県にはない佐賀県の特徴と考えなければいけません。

これから日本は、全体としてメンテナンスや維持管理のモードに入っていきます。整備と異なってあまり目立つものではありませんが、首長はこうしたところに取り組まなければいけないと私は認識しています。本県でも高度経済成長期以降に整備してきた道路や河川などに多くの施設が更新の時期を迎えます。これからも県民の安全性や利便性などのサービスの質を保ち続けるよう、適切に維持管理を行っていく必要があると認識しています。

橋梁やトンネル、排水機場などの施設については、これまでも点検を行ってきておりますが、常にリスクがあるということを踏まえ、引き続き点検を行い続けていくという姿勢が大切です。日頃より定期的な点検、診断を実施し、一つ一つのインフラを安全に長く利用するようメンテナンスを行っていきたいと思います。

また、老朽化に備えた対策を計画的に進めていくために、長寿命化計画に基づき効率的な維持管理や施設更新を実施し、コスト縮減や予算の平準化にも努めていきます。市町が管理する道路、上下水道などに対し

ても適切な管理を促すとともに、技術的支援など必要に応じてサポートを行ってまいります。

今後とも、引き続き県民の皆様が安全・安心に暮らせる強靱な佐賀県土の実現に向けて、将来にわたりインフラを健全な状態に保ち、後世に引き継いでいけるようインフラの老朽化対策を計画的に進めていく所存でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝教育行政について御答弁いたします。

初めに、県立高校の再編についてどう考えるのかとのお尋ねがございました。

高校は御承知のとおり、義務教育を終え、中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関でありまして、多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒を受け入れ、多様な学びを実現し、大学や短大などの高等教育機関や実社会へとつなぐ役割を担っています。また、生徒一人一人が自己理解を深めるとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開いていけるよう生徒主体の教育を実現していくことが求められていると認識しておりまして、県教育委員会では地域と一体となった特色ある学校づくりを進めており、学校と地域が様々なつながりを持ちながら、子供たちが輝き、共に地域が輝くようにと取り組んでいます。地域に根差しつつ、教育効果を高めていきたい、そのように考えているところでございます。

お話にございました平成三十年度及び平成三十一年度に実施をした高校再編につきましては、生徒数の減少による学校の小規模化に伴う課題に対し、学校の活力や教育効果を維持することを目的に平成二十三年度から様々な議論が重ねられ、平成二十六年十二月に決定したものでございますが、その議論の過程で地域に学校を残してほしいという要望が地域の方々から出された、そういった経緯も踏まえまして、校舎制による再編に至りました。現時点で県立高校を再編する計画はございません。

次に、佐賀の未来を担うたくましい人材の育成についてお答えをいたします。

お話にありました少子化に加えまして、今後ますます予測のつかない新しい時代へと社会が大きく変化していきます。私は、佐賀県の子供たちには、自分自身で考え、判断、行動する、うまくいかないことがあっても、そこから立ち上がって次に向かっていく、そのように骨太でたくましくなっていってほしい。また、様々な社会的課題に対し、答えを導き出すのが難しい時代だからこそ、人ならではの役割は大きく、人の痛みが分かる、そして優しさを持った人に育っていってほしいと思っております。

子供たちは、成長していく過程で学校、家庭、地域などと関わりを広げる中で、様々な人に出会い、多様な価値観に触れることで自分の職業観や、興味、関心のある分野、何に価値を感じるのか、自分が大切にしたいものは何なのか、そういったものに気づき、将来のことや進路について自ら考え、自ら決めていくことができます。

学校におきましては、小・中・高と切れ目なく授業や学校行事、職業体験やインターンシップなどを通して、児童生徒がそれぞれ社会にどのように関わっていくのか、自分はどのように人生を送っていくのかを考えるきっかけづくりや、これまで自分が頑張ってきたこと、成長したことを振り返ることで自分のよさや可能性を認識できるようなキャリア教育に取り組んでいます。

また、こうしたキャリア教育とあわせて「さがを誇りに思う教育」、地域の人との対話を通して地域課題の解決を図る学習、地域貢献活動、地元企業への訪問や研修会、県内企業や県内高等教育機関等と連携した取組など、様々な形で地域とつながり、関係性を築き、交流を重ねています。

特に高校では、総合的な探究において地域課題をテーマに取り組むことが多く、自らそこに課題を発見し、探究のテーマとして設定して、解決しようと深く掘り下げて探究することで、自分たちが今学んでいることが実社会に役立つものであり、地域は自分たちの手でよりよくすることができるんだという自信にもつながっていくものと考えております。このように郷土愛を育み、地元佐賀を大切に思う気持ちの醸成を図っているところでございます。

進路につきましては、生徒個人の主体的な選択を応援するものでございますけれども、学校生活での多様な学び、地域とのつながり、そしてたくさんの支えてくれている人たちの出会いを大切にしながら、佐賀を愛し、佐賀で活躍したい、佐賀のために活躍したいと考える子供を増やしていきたい、そのように育っていってほしいと思っております。そうした思いとともに、今後とも佐賀県の教育の一層の充実に向け努めてまいります。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　登壇＝県警察における業務の効率化・高度化についてお答えします。

近年、サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化など、社会情勢が大きく変化している中で、警察においてもこれらの変化が治安情勢に与える影響を的確に捉え、対応していく必要があると考えております。

そのため、県警察においては、例えば、サイバー空間の安全を確保するために、情報工学分野で素養を有する者の採用や、実践的研修による捜査員の育成などの組織基盤の強化を図るとともに、捜査に必要な解析用資機材を整備するなど、その対処能力の強化に取り組んでおります。

そして、日々生起する治安事象への対応をはじめ、様々な治安課題に的確に対応するためには警察組織全体の最適化を図る必要があると認識しており、県警察においては組織運営の合理性、効率性の向上や業務の高度化の観点から、デジタル技術等の活用を含め、様々な取組を講じてきております。

例えば、ドローンにより事件等の現場を上空から撮影し、犯罪捜査活動に伴う現場検証作業や、行方不明者の捜索活動に活用したり、３Ｄレーザースキャナーにより複雑な地形や道路の形状を計測し、捜査書類の作成作業に活用するなど、警察活動の様々な場面において、その効率化、高度化のため、新技術の導入を図っております。

また、業務運営の効率化という観点においても、組織管理等に係るシステムの導入のほか、警察活動や警察行政を支える各種情報システムについて、その合理化等に向けた取組を進めております。

加えて、警察が所管する様々な行政手続においても、そのオンライン化を推進しており、例えば、道路における工事やイベント開催などの場合に必要となる警察署長に対する道路使用許可の申請について、インターネットによる手続を可能とするなど、利用者中心の行政サービスの実現にも取り組んでおります。

議員御指摘のとおり、社会情勢が変動を続ける中で、安全・安心を実感できる佐賀県を目指すに当たっては、県警察において、その組織全体を最適化し、リソースを一層効果的に活用することが必要であると考えております。

今後も引き続き、県民の安全で安心な暮らしを守るため、警察活動、警察業務の様々な場面において各種のデジタル技術を活用するなどして、その効率化、高度化を図り、もって様々な治安課題に的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　以上をもちまして、代表質問を終了いたします。

これで本日の日程は終了いたしました。

あす二十二日、二十三日及び二十四日は休会、二十五日は議案審査日、二十六日は本会議を再開して一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後三時二十八分　散会

速記者　竹澤理恵

第三日

令和七年二月二十六日（水）

令和七年二月二十六日（水）　午前十時　開議

出席議員　三十四名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三二番	留守茂幸		
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三三番	石井秀夫		
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三四番	藤木卓一郎		
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三五番	土井敏行		
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三六番	大場芳博		
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三七番	岡口重文		
七番	青木一功	二二番	定松一生				
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸				
九番	木村雄一	二五番	宮原真一				
一〇番	中本正一	二六番	指山清範				
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄				
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	三〇番	石倉秀郷				
一五番	冨田幸樹	三一番	木原奉文				

欠席議員　三名

一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		
二九番	徳光清孝		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉木原奉文君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。令和七年になりましたけれども、令和六年度の最後の質問でトップバッター、感謝いたします。

それでは、少し長くなるかも分かりませんけれども、前語りを若干させてください。

昨年八月二十四日、第四十六回少年の主張佐賀県大会が開かれました。最優秀賞には西九州新幹線の整備をテーマに発表した鹿島西部中二年の藤井麗煌さんが選ばれました。

藤井さんは、西九州新幹線の開業時に博多駅まで結べばもっと需要が出てくるのではと疑問に感じ、経緯を調べたところ、佐賀県と国、そして長崎県、鉄道会社との意見が対立していることを知ったとのことです。地元の鹿島市では不便になったと話す人が多いが、一方で便利になったという声もあるだろうと思い、双方が完璧に満足する結果はないという結論にたどり着いたと述べています。その上で藤井さんは、大切なのは、相手に意見を言う際、自分が何か負担することを前提とすることだと思うと主張して、さらに相手の意見も尊重するとお互いに納得いく結果に近づくことができると思ったとまとめております。私は、この十四歳とは思えぬ的を射たすばらしい主張に心を打たれ、感銘を受けると同時に、はっと考えさせられました。賛否が分かれる新幹線と県立大学。一つはブレーキというか、サイドブレーキを引いて止まっているような感じ。県立大学、これは高速道路を百四、五十キロで猛スピードで走っている感じ。まさしくこの二つの問題、お互いの意見を尊重し、議論を高めながら、最後は県民の皆さんが納得できる結果、これを導き出さなければと改めて身を引き締めたところであります。

そして、もう一点、知事は常日頃、いろいろな根回しはせずに議場での議論で自分の考えを示したいと言っております。その一方で、知事は昨年、兵庫県議会が知事の不信任決議を全会一致で可決したことの見解を地元紙から問われたときに、「もし自分が解散するとしたら政策マター。純粋に問うてみていいと思う。自分の考え方と同じ議員で議会を構成する機会になる」と、そのように言及をしています。もう一度言います。「自分の考え方と同じ議員で議会を構成する機会になる」と。私は、山口知事の本音はここにあるのかと、トップの考え方としては非常に危険だと、これを読んで感じました。

政策的に自分と同じ考えを持つ県議が議会を構成するのは、知事として楽ではあるでしょう。しかし、同じ方向を向くだけの議会は県民にとってもいかがなものかということをまずは指摘しておきます。知事と議会は、お互いに県民から直接の負託を受けた二元代表制です。緊張感を持って、時には反対意見や厳しい意見にも耳を傾け、適度な距離を保っていくことが何より重要だと、私は四十数年――この議会にいて認識をしております。今議会、ぜひ緊張感を持って、お互いの考えを披瀝していきましょう。

では、建制順に通告しておりましたが、まず一項めは新幹線から入りたいと思います。

それでは、新幹線の一点目、ルートについてであります。

これは、ほぼ毎回取り上げています。これまでの答弁に納得ができておりませんので、今回も取り上げたいと思います。

私は、県民にとって佐賀駅ルートしか考えられないと一貫して主張してきました。そして、知事、執行部は、佐賀駅ルートはあまりにも失うものが大きいとし、一方では、南回りルートに対しては意義深い着想であるとか、一考に値するとの認識を示しております。これまで同じことを何度も議論してきましたが、財政負担と在来線の利便性については、私は、佐賀駅ルートよりも南回りルートのほうがもっと失うものが大きいと思います。

まず、財政負担ですが、国の試算では南回りルートの建設費は佐賀駅ルートの実に一・八倍です。

次に、在来線の利便性。南回りルートでは、武雄、長崎方面からの乗客は南回りの新幹線に移るので、佐賀駅を通らなくなります。その結果、佐賀駅の特急の需要は佐賀駅からの乗客だけに減るわけです。佐賀駅の特急の本数は当然減り、皆さんが心配する今の佐賀駅の便利な鉄道環境は南回りルートになればこそ壊されることになります。私はそのように認識をしております。私だけではなく、ほとんどの人がこの認識だと思います。

一方で、佐賀駅ルートの場合は、やはり多くの乗客が新幹線に移ることによって在来線の特急の本数は減るとは思いますけれども、しかし、新幹線に移った乗客がそのまま引き続き佐賀駅を通るわけですから、知事、執行部が殊さら強調する佐賀駅の今の便利な鉄道環境は、佐賀駅ルートであればこそ引き続き維持されることになりますし、さらに新幹線で乗客が増えるので、現在の佐賀駅の利便性はさらに向上すると言えます。

西九州新幹線の開業で鹿島の特急が大幅に減ったことが大きな話題になっております。肥前鹿島駅を通っていた特急「かもめ」という大動脈が新幹線に移ったわけです。南回りルートでは、まさしくこれと同じような問題が佐賀駅で起きてしまうことになります。

これ以外にも、私が考える南回りルートの問題について、改めて指摘をしておきます。九州佐賀国際空港の利用者は、実は佐賀駅の僅か十分の一以下なんです。しかも、利用者のほとんどが東西をつなぐ新幹線に乗車するとは考えにくいし、ましてや空港から四キロも離れれば、新幹線とのアクセスはどうするのか、南回りルートは佐賀県民にとって意義があるとは到底想像できません。少子・高齢化が加速する中、もはや南回りルートで新しい駅を核にまちづくりが実現するような時代ではないと。県と佐賀市のポテンシャルが二極分化するどころか、新しい駅もほとんど発展せず、共倒れになってしまうのではないかと大変危惧をしております。

一方で、佐賀駅ルートの残る問題として、佐賀駅周辺の町が壊されるということを挙げております。これまでの答弁では、これからの佐賀は単に新しくてほかの町にあるようなものがよいのではなくて、我々の先人たちが築き上げてきた営みを生かした佐賀というまちづくりというものをベースに置くべきではないか、佐賀駅を通るフル規格がこうした様々な環境を壊すリスクがあるということですが、あなたたちの答弁では全く理解ができません、分かりません。具体的に何が問題だというのでしょうか。

知事、執行部は、南回りのルートを語るときは、大きな視点による全

く新たな発想での議論が必要と言いながら、佐賀駅ルートの議論になった途端、町が壊されるといった、それこそ大きな視点による全く新たな発想での議論とは対局にある、今あるものをきゅうきゅうと守り抜く、いわゆる私からすれば小さいことにとらわれて、取ってつけたような議論にさま変わりしているのではないかと思います。このことが何をもって佐賀駅ルートの問題点であるのかを何回考えても、どうしても理解ができません。

改めて伺います。新幹線を佐賀駅ルートで整備した場合に佐賀駅周辺のまちづくりへの影響があるとか、様々な環境を壊すリスクがあると言いますが、何がどのように問題になるのか、県民の皆さんに分かるように、具体的に説明をしていただきたい、知事にお伺いをいたします。

次に二点目、国を交えた四者で協議すべきについてであります。

昨年六月定例会の常任委員会で議論をしました。やはり全く納得ができていないので、改めて取り上げます。なぜ四者での議論を拒否するのか、執行部の説明を整理したいと思います。

昭和六十年、当時の国鉄が早岐経由のフル規格のルートを公表しました。これが私が思う西九州ルートの原点です。平成四年、嬉野を経由する短絡ルートに変更することなどについて関係六者で申し合わせがなされました。ところが、国が進めてきたフリーゲージトレインの開発が断念され、佐賀県は打開する立場にはないものの、その国からの求めに応じて「幅広い協議」が始まったわけです。その「幅広い協議」でＪＲも協議に加えたらどうかという国の提案に対して、フルを前提としてＪＲ九州と話すことはないと拒否をしました。

そして、令和五年十二月、当時の南里副知事が鉄道局次長と佐賀県庁で面会し、佐賀県の負担は最大でも長崎県の二分の一以下と、あくまでも個人的な考えと感覚として伝えたわけです。フルを求めていない佐賀県からこんな提案はできませんよね。だからといって、個人的な感覚を鉄道局次長に伝え、しかも、それを公にすること自体、私からすると無理な話ですし、鉄道局に対してもいかがなものかと思っております。

こうして長崎県を巻き込む舞台を整えた直後の令和六年二月定例会で鉄道局から新たな提案がなく、今のスキームでの合意には無理があるとか、原点にもう一度立ち返って長崎県やＪＲ九州など地元で議論し、新たな合意形成を探るというのも選択肢の一つではないかといって、突然三者の意見交換を呼びかけました。そして、この三者の意見交換に国が加わることを知事は拒否をしております。

拒否する理由を、理屈を私なりに要約すると、国からはスキームの変更も含め、打開する提案が全くないと、一方でスキームを変えないことには客観的に言って佐賀県が合意することはあり得ない。そこで平成四年の経緯を持ち出して、合意できるようなスキーム変更を地元三者で先に議論して、国に要望しようというわけです。そのときに地元でない国を加えるのは筋が違うと、こういうことではないかと私は考えております。何度考え直しても、私は何がどのように筋が違うのか、その理屈が全く理解できておりません。

平成四年のときはたまたま国交省が入っていない関係六者で申し合わせたということだけです。そのことを原点という定義もよく分からないし、あやふやな言葉を持ち出して、金科玉条のごとく絶対視していますが、別に地元で先に合意して国に要望しなければならないなんていうルールや決まり事はどこにもないんです。国を加えることを拒否する理

由にはなり得ないと、そのように思います。

なぜ鉄道局から新たな提案がないのか、それは佐賀県が意義深く一考に値するとしている南回りルートが全く検討に値しない案だからではありませんか。そして、長崎県も負担すべきというスキーム変更は、個人的な見解ながらも、当時、副知事という重責を持った佐賀県側の関係者のほうから自ら提議したわけです。しかし、事実上、佐賀県から提案したそのスキーム変更は長崎県やＪＲ九州にはすることはできないんです。政府・与党にしかできないことなわけです。国や長崎県、そしてＪＲ九州に提案しようがないことを佐賀県側から仕向けておいて、提案がないというのはおかしいでしょう。だから、打開するためには、国を交えて四者で議論すればよいのではないかと私は言っているんです。

繰り返しですが、国を交えて議論してはならないといったルールや決まり事、これはどこにもないんです。もう当たり前のこと、極めてシンプルなことをここまで言わせないでいただきたいと思う。

では、改めて伺います。

知事、執行部が、西九州ルートの整備の在り方について、国、ＪＲ九州、長崎県との四者で議論を行うことを拒否する理由について、県民の皆さんに分かるように具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に、県立大学についてであります。

まず、県民の理解についてですが、今議会に「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」が提出されました。本来、大学というものは教育の場であるとともに、研究の場、言い換えると新しい価値とか技術を生み出す場であると私は認識しておりますが、「現時点でのとりまとめ」を読んでみて、教育の面についてはいろいろと書かれていることは分かりますけれども、研究という点、いわゆるこの大学での研究を通じてどのような新しい価値を生み出そうとしているのかがまるで見えてこなかったというのが感想です。

質問に入ります。

今年の一月二十四日の県のホームページ、翌二十五日に県立大学の初代学長に専門家チームの山口リーダーを選任という記事が掲載されました。それを境に、支持者はもちろんのこと、いろんな人から県立大学がつくるように決まったのかとか、よく聞かれるようになりました。なぜ単科大学、そしてなぜ経営情報学部なのか、人口は減っていくのに大丈夫か、そういういろんな疑問をぶつけられますけれども、それにうまく答えられない自分がおります。

山口教授は、令和六年一月二十八日の地元紙インタビューで、令和五年十二月議会で県議会が紛糾したことに対して、今のところ、つくると決定したわけではない、最終的なゴーサインを出すのは知事でも県議会でもなくて県全体だと思っている。いわゆる県立大学をつくるに当たっては、県民の理解が一番大事と言われております。私も全く同感ですが、現時点では県民の理解が広く進んでいるとは到底思えません。

山口リーダーが発言されたのが約一年前、実はその二カ月前の令和五年十一月十九日付の地元紙での県民世論調査では、県立大学構想に対して賛成が五四％、反対が一八％です。これが一回目の数値、二回目、二カ月前、昨年の令和六年十二月十五日では、御存じのように、一回目より七ポイント減って賛成が四七％、半分を切りました。そして、逆に反対は六ポイント増えて二五％となっております。

山口リーダーが「『一緒にやろう』と言ってもらえるものをつくって

いくために、どういうものを考えているか発信していかないといけない。」と発言された後の調査で、賛成がマイナスになっているという結果を見ると、県民の皆さんへの周知、広報はこの一年間一体どうしていたのかと疑問が湧くのは私一人ではないと思います。

そこで伺いますが、まず知事はこの結果を見て、県民の理解が深まっていると考えておられるのか、考えているのなら、どのような観点からそのように受け止めているのかを聞かせていただきたいと思います。

次に、今議会の予算化についてであります。

昨年の九月議会で設計業務等に係る債務負担行為が議決され、今議会において事業執行のための議案が提出されておりますが、県民の皆さんの理解が十分得られていない状況の中で、県立大学の設置に向けた準備が早急に進められたことを私は非常に懸念しております。

県立大学設置については、これまでほぼ毎議会、様々な議論がされてきました。時に令和五年十一月議会においては、もっと慎重に検討すべきとの声が多かった中で、県政史上初の再議の後、関連予算が可決されました。ここからあちこちの分断を知事自ら選択したと私は思っております。

しかし、当時、間に合わないからといって、急ぎ可決したにもかかわらず、結局、開学時期は令和十年から十一年へと一年延びたわけです。私には県立大学を設置したいという自分の思いだけで県民を置き去りにして、どんどん話が前へ進められているように見えてならないのが残念です。

私は、大学は迷惑施設ではないと思っています。いわゆる迷惑施設であれば、知事がよく言うように、県民の賛成が少なくても将来を見越してやるべきことはやるということもあると思うんですけれども、大学は迷惑施設ではないと、以前であれば、普通に考えて歓迎されるべき代物です。それが世論調査では県民の賛成は半分以下、つくるなら県民の理解を得てください。理解を得てから物事を進めていただきたい。これから開学までに理解を得ていきますと、――既に一年以上経過をしています、納得できない。設置については、山口教授も言われるように、県民の理解が十分得られるまでは慎重に時間をかけて検討を進めるべきであります。

今議会に計上された設計業務等に係る予算化は、私は留保すべきだと考えますがいかがですか。それとも、自分の思いを遂げるために県民の理解を棚に上げて強引に進めるのかと、そういうことをはっきり答えていただきたいと思います。

次に、三番目ですが、地元紙の知事新春インタビューの中で、「佐賀県の日本人人口は（例年）三月に（進学、就職などで）二千人減っている。今は『人の時代』。高齢化社会を支えるのも人、教職や保育も人が足りない。佐賀に残りたい人は、佐賀で働けるようにしたい。一学年三千人、（県外に）出ていく中で、（二百～三百人の）定員は少なすぎる。」とありました。佐賀に残りたい人は、佐賀で働けるようにするには二、三百人の定員は少な過ぎるということは、定員を増やして佐賀で働く人を増やしたいということになるかと思いますが、そうですよね。ということは、県立大学設置の政策目的の一つは、佐賀で働く人を増やすということになると理解しています。この佐賀で働く人を増やすということは政策目的の一つであると思いますが、いかがですか、答えていただきたい。

また、大ざっぱでいいですから、知事の頭の中には定員が二百人から三百人では少な過ぎると考えているのであれば、あとどのぐらい増やせばいいのかと思っているかを示していただきたい。

そして、四番目に入ります。新春インタビューを見る限り、複数学部で定数はもっと多いほうがよいとお考えではないでしょうか。知事が定員がもっと多いほうがいいと考えているにもかかわらず、県がこれまで公表した基本的な考え方、一学年二百人から三百人としたのはなぜですか。まさかそんなことはないと思いますが、初めから総合大学で提案すれば反発が大きいから、最初は一学部でオーケーさせて、あとは都度都度、それこそしらっと増やしていけばよいという、佐賀弁で言えばこすか考え方ではないでしょうか。県民の皆さんにこれも分かるように丁寧に説明をしてもらいたいと思います。お願いします。

次に、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けての下水道事業への県の関わり方についてであります。これは皆さん十分御存じですから、佐賀県の問題だけについてお話をいたします。

佐賀県内における下水道事業の状況についてでありますが、令和五年度末現在、合併浄化槽も含めた汚水処理人口普及率は八七・七％となっております。佐賀市、唐津市、鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、玄海町、江北町の普及率はほぼ一〇〇％であります。

佐賀市においても様々な取組をされております。しかしながら、東洋経済オンラインの記事では、下水道事業の継続的で安心・安全な運営には多くの課題が山積しており、例えば、全国で深刻な資金難に直面している自治体が増加しているとされております。下水道事業は独立採算が原則であり、使用料を徴収して運営されておりますが、上水道に比べて管径が大きく、埋設も深いことや下水の流れを維持するために複数のポンプが必要なため、その設置、維持管理費用は、同じく使用料を徴収している上水道事業と比べるとコストがかかると言われております。

また、この記事では、全国多くの自治体で問題になっている点として、下水道担当職員の不足が挙げられております。自治体で下水道を担当する職員の数は、一九九七年度、平成九年度には約四万七千人だったものが二〇二一年度、令和三年度には二万六千九百人、約半数に減少しております。経費削減や組織の合理化を進めてきたことが、点検や維持管理の遅れを招いている可能性があるわけです。

このように市町においては下水道事業の運営や施設設備の維持管理に相当苦慮しているのではないかと思います。また、こういった厳しい状況の中で、関係する事業者も、日々努力して県民のための下水道インフラの維持管理に取り組んでいるところでありますが、こうしたことを踏まえれば、これまで各市町が担ってきた下水道事業について、今後は県も今までより以上に積極的に関わっていくべきだと考えております。

そこで、次の三点について県土整備部長にお伺いをいたします。

まず、埼玉県の事故を踏まえた対応でございますが、今回の事故を踏まえて、県としても市町における下水道施設の状況や維持管理への取組などについて把握すべきだと思いますが、どのように対応してきたのかお伺いいたします。

次に二点目、先ほども申しましたように、報道などによれば、下水道管に起因する道路の陥没事故は全国で年間二千六百件ほど起こっております。埼玉のような事故は、全国どこで起こってもおかしくないと指摘もあります。確かに本県は、埼玉ほどの大規模な管路はなく、また整備

された年代も全体的には比較的新しいと聞いておりますが、他方で、埼玉での事故が大きなものとなった背景の一つには軟弱地盤があるそうで、この点では本県も似たような状況にあるのではないかとの声も関連の事業者などから聞いております。そうであれば、市町に対して点検の強化を要請すべきと思いますが、この点についてはどうかということをお伺いいたします。

次に三点目、下水道事業への県の支援であります。

先ほども言ったように、下水道事業については人口減少などの中、経営的に厳しさを増しているところが多くあります。このような中、昨今の事故、トラブルへの臨機応変な対応や、効率化や経営改善に向けたＡＩやドローンなどのデジタル技術の利活用などを行っていくには、個々の市町だけでは一定の限度もあるようです。さらには、国主導で進められているウオーターＰＰＰにしても、小規模な市町では人材やノウハウなどの面でなかなか難しいのではないかと思います。

このようなことを踏まえると、下水道事業は確かに市町の事業ではありますが、県もこれまで以上に支援していく、こういったことが必要であると思いますが、この点についてお伺いをいたします。

以上で一回目を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。木原奉文議員の御質問にお答えします。

まず、九州新幹線西九州ルートについてであります。

佐賀駅を通るルートについてお尋ねがありました。私は佐賀駅を通るフル規格は、様々な環境を壊すリスクがあると思っております。具体的には何かとお尋ねがありましたが、まちづくり、町並みだけでなく、在来線の問題も含めた交通環境が変わりますので、それに付随するビジネス環境、住環境、教育環境など、こうしたものを壊すリスクであります。

しかも、フル規格の建設費に関する佐賀県の実質負担は一千四百億円以上であります。自ら多額の負担をして、今の環境を壊すリスクに向かっていくのかどうかであります。佐賀駅周辺の影響については議論が必要です。もちろんフル規格については、他のルートについても同様に議論が必要だと考えています。

私は長い間、県議会も含めて、佐賀県は在来線を使うということでスーパー特急、フリーゲージトレインまでで合意をしてきた意味を考えるべきと思います。どうして当初からフル合意ではなかったのでしょうか。大切なことは、そもそもフル規格については、ルート、在来線の問題、財政負担、地域振興などなどの問題をセットで議論する必要があると申し上げております。この問題は複雑な連立方程式を解くようなものであり、簡単ではありません。ただ、今後とも様々なチャンネルで議論はさせていただきたいと考えております。

次に、フル規格などについての協議の在り方についてお尋ねがございました。

佐賀県は国とは「幅広い協議」を行っております。地元では三者協議を始めております。これが国を入れた四者となっていないのは、四者で合意いたしましたフリーゲージトレインが頓挫して、今、何も合意したものがなくなっているからです。そして、フル規格を議論することに関しましては、改めて地元で新たな合意が組まれるかどうかがポイントであるからであります。

地元三者の意見交換も含めて、詳細は地域交流部長から補足させます。

続きまして、県立大学についてお答えします。

まず、佐賀県立大学の意義について改めて申し上げます。

世界全体が不確実性の時代でありまして、我が国は人口減少社会、そして、地方は都市との格差の中、地方創生を進めている時代です。こうした厳しい時代だからこそ、人でしかできないこと、人が持つ創造性、チャレンジ精神が重要でありまして、一人一人への教育を今以上に考えていかなければなりません。

県内に四年制大学が二つしかなく、公立大学が一つもないという、ある意味、特殊な環境にある佐賀県であります。佐賀県立大学は、これまで公立大学がなかった佐賀県だからこそ、これまでの慣習にとらわれず、ゼロからつくることができる大学であり、これを他の大学にはない強みとしたいと思います。

理文融合型、実践と理論の循環型の学びにより、鳥瞰力、構想力を持った人材を育てる大学にしたいと思っています。そして、十八歳から二十二歳という、今までのいわゆる大学年代だけでなくて、高校生をはじめとする子供たち、県内で活躍する社会人、企業、医療・福祉、農林水産業など多くの現場で学びを促し、成長につながるような大学としたいと思います。教育と社会をつなぐブリッジとなって、佐賀県の未来を開く礎となる新しい大学を目指したいと思います。

県民の理解が深まっているのかという点につきましては、私としては一定程度理解されているものと思います。ただ、この新たな大学について、過去のモードで捉える方もいらっしゃると思いますので、先ほど申し上げました佐賀県立大学特有の意義、果たすべき役割を伝え、さらに理解が深まっていく努力をしていきたいと考えます。

県としては、佐賀県立大学はこれからの佐賀県の未来をつくる上で欠かせない必要な機能と考えておりまして、一つ一つ段階を踏んで開学に向けた準備を進めています。

専門家チームを交えた具体化プログラムに進む際、また、施設の設計に着手する際には、県議会のチェックを受けるべく、その都度議案として提案させていただいております。

佐賀県立大学には様々な人に関わってほしいです。学生や若い世代はもちろんのこと、社会人、企業も協力事業所としての関わり方もあれば、学び直しの場として利用するなど、様々な関わりがあります。議員がおっしゃるように、多くの人が様々なスタイルで関わることが県民の参画につながり、さらにいい大学になるものと私も考えます。

広報、情報提供については、子育て世代、教育関係者、企業現場など、世代や業種などに応じてそれぞれの関心事に応えられるようにするとともに、メディア、ＳＮＳ、シンポジウムなど、やり方も工夫させていただきたいと思います。

続きまして、今議会も含めた予算化の対応についてお答えします。

県立大学の開学については、一つ一つ段階を踏んで県議会のチェックもいただき進めるべく、その都度議案として提案させていただいております。昨年九月議会には設計に関する債務負担行為を議案として提案、議決をいただきました。昨年九月議会での審議に際しましては、債務負担行為が議決されれば、今年三月に設計業務契約を締結することと、あと、令和七、八年度の予算の年割りも提示させていただいたところです。債務負担行為の議決に沿って、今回、当初予算案に盛り込んでいるところであります。

続きまして、県立大学の政策目的及び入学定員について、私がるる申し上げたことについてのお尋ねがございました。

今、改めてですが、佐賀県は公立大学を持たない四県のうちの一つであるだけでなく、大学の数が全国で最も少ない県であります。人口減少社会、少子化の時代だからこそ、大学が少ないことの課題を考え、県立大学の開学に向けた取組を進めています。令和五年二月に「県立大学の基本的な考え方」、令和六年一月に基本構想と段階を踏み、現在、令和十一年四月開学に向けた作業を進めています。

三千人、高校生たちが四大に進学していく中で、定員は少な過ぎる、次なる準備をみんなで考えていけばいいという佐賀新聞の記事を引用されましたが、これは私の将来の理想を申し上げたものです。大学については、他県の例を見ますと、県議会でも議論を重ねて、時代の変化に対応した学部再編、学部新設に取り組んでいます。県内でも様々な方から、「こうした学部も欲しい」という意見もあります。また、今回は佐賀市に拠点を設けますが、次の学部は大学がない別の地域に拠点を設けてほしいという声もいただきます。

佐賀県立大学は、一つの学部で開学準備を進めています。設置認可され、開学しても、まず、開学後四年間は設置認可申請に沿った運営が求められまして、新たなことに着手することはできません。しかしながら、佐賀県は圧倒的に大学の数が不足しております。毎年三千人が県外進学する中で、県外者も含めて定員二、三百人の県立大学が一学部でスタートしても、ニーズの全てには応え切れないという数字上の状況があります。私は、佐賀県立大学がすばらしいスタートを切って、すばらしい大学に成長していくことができれば、おのずと二つ目の学部、そして定員増など、他県で見られるように、その時代時代に応じて対応していくものと考えています。

ということで、定員増につきましては、時代のニーズに応えるという観点から、将来への思いを語ったものでございます。

◉引馬地域交流部長　**登壇**＝私からは、地元三者の意見交換も含めた詳細につきまして、知事の答弁を補足させていただきます。

新鳥栖―武雄温泉間は、仮にフル規格で整備した場合、莫大な建設費負担や在来線の利便性低下など、佐賀県にとって得られるものよりも失うもののほうがはるかに大きいわけでございます。フル規格整備に手を挙げていないわけでございます。

国がフリーゲージトレインを断念した後、長崎県やＪＲ九州が、従来の在来線合意と異なりまして、フル規格整備を求めているわけでございます。そこで原点に立ち戻り、地元三者で新たな合意形成が図られるというのが本来の議論の在り方でございます。地元三者の意見交換を通じまして合意形成がなされれば、その先に国を入れた協議が考えられるのではないかというふうに考えております。

整備新幹線は、拙速に議論を進められるような簡単なものではございません。知事答弁にもございましたとおり、フル規格整備には様々な課題がございます。北陸新幹線の動向なども注視しながら、慎重に議論をすべきものと考えております。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　**登壇**＝私からは、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けての下水道事業への県の関わり方について三点お答えいたします。

まず、埼玉県の事故を受けました対応についてでございます。

事故を受けまして、下水道を運営する県内十七の市町に管路の敷設状況ですとか点検状況を確認したところでございます。

確認の結果でございますが、県内では管路のほとんどが――管路延長の約九八％になりますが、このほとんどが口径六十センチ未満と小さく、大きなものでも二メートル未満という状況でございます。また、供用開始された年代が最も古いものは佐賀市と基山町の一部で四十年が経過しておりますが、他の多くの市町では平成十年代を中心に供用開始されておりまして、供用後二十年から三十年程度と比較的新しいといった状況にございます。また、これらの維持管理のために各市町では定期的な調査、点検が行われておりまして、さらに一部の市町では、今回の事故を受けて緊急点検も行われております。このようなことを確認したところでございます。

次に、市町への点検強化の要請でございます。

本県の場合、今回の埼玉県のような大規模な下水道管はなく、また、供用開始された年代が都市部と比べて遅いと、管自体も比較的新しいということでございます。

また、下水道施設に起因する道路の陥没事案でございますが、下水道工事の際の埋め戻しが不十分であったために数センチ程度のくぼみが出たという、そういった事例はございますが、下水道管自体の損傷による例は過去五年間発生していないという状況でございます。

こういったことから、今回の埼玉県の事例のような大規模な陥没事故が起こるとは考えていないところでございますが、インフラ施設は一旦トラブルが生じますと住民生活に大きな影響を及ぼすということを今回の事故を通じて再認識したところでございます。

事故を未然に防ぐという予防保全の考え方で、日頃から適切な維持管理を行い、万全の状態を保つことが重要でございます。点検や調査、それらの結果に基づく修繕、改築を改めて徹底していくことが必要だというふうに考えております。

各市町に対しては、今回の事故を踏まえまして、定期点検の徹底ですとか点検頻度の拡充、また、異常があった場合の早急な対応などを改めて要請したところでございます。

三点目でございます。下水道事業への県の支援についてお答えいたします。

下水道法では、公共下水道は市町村の事務事業とされております。また、独立採算の原則の下、利用者からの使用料収入などをもって運営することが基本とされております。本県でも各市町がそれぞれの事情や課題を踏まえまして、公共下水道をはじめとした生活排水処理行政に自主的、主体的に取り組まれておりまして、県としては、まずそういった取組やそれぞれの考え方を尊重しているところでございます。

議員御指摘がございましたように、過疎化や人口減少などの社会経済の変化によりまして下水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなる中で、老朽化対策をはじめとした施設の維持管理、そして事故、トラブル等への対応、また、さらにはデジタル技術など新たな技術の導入等、これまでにも増した創意工夫が求められているというところでもございます。

こうした市町の取組を促すことを目的としまして、例えば、本県では独自に佐賀県生活排水処理事業交付金を通じまして、経営の安定化ですとか広域化、共同化などの調査検討を促してきたところでございます。また、この中ではウオーターＰＰＰについても、その導入の是非ですと

か方法などを調査検討した市町もございます。

県民の快適で安全・安心な生活環境の整備充実ということでは、生活排水処理行政もその一翼を担うものであることから、県といたしましても、それらが持続可能でよりよいものとなるよう、各市町の取組や意向などを十分尊重しながら、支援などに取り組んでまいります。

私からは以上です。

◉木原奉文君　登壇＝それでは、再質問をさせていただきます。

新幹線の問題については何回もやっておりましたので、私にはほぼお答えというか、そういうものが理解というより分かっておりますので、皆さん方にはどう聞こえたか分かりませんけれども、私は同じような答弁が繰り返され、今まで同様に全く理解できていないと、そういうところでございます。

知事、これで、私は、県民に説明をできるとは到底思えない。議論を進めない、もっと言うと議論をさせないがための理屈というふうに何か聞こえてくるわけです。いわゆる「過ちては則ち改むるに憚ること勿れ」、私はそういうふうに思います。私も当初、フリーゲージということで進めておりましたけれども、結局それができないということならば前に進むしかないんだと、そういう気持ちで新たにフルでの新幹線、しかも、佐賀駅ルートでやらなければならないという、その思いで一生懸命、今、議会活動をやっております。

とにかく地元紙の県民世論調査、これも西九州ルートの整備に対する県の姿勢に対して、既に評価するというのが減ってきているんです。評価しないというのが増えて、その差が五・九ポイント、実は縮まっております。先ほどの答弁に象徴されるように、佐賀県の議論に向き合わない姿勢、これが県民のほうに伝わってきた、私はそのように思っております。

さらに世論調査では、フル規格で整備すべきが増えております。そしてまた、フル規格で整備せず在来線を活用すべきが減っております。その差が一三・八ポイントも縮んでいるわけです。初めて拮抗してきました。賛成の世論が大勢となるのは、もはや時間の問題だと、そのように私は思っております。

経済界からも、ここに来て疑問の声が多数上がってきていると聞いております。そして、私の元にも県の姿勢を疑問視する県民の声が数多く届いております。先日、二月七日、佐賀県同友会の例会が開催され、西九州ルートを推進する観点からの講演会があったと聞き及んでいます。さらにその直後の二月十日には、我が佐賀県議会九州新幹線西九州ルート整備促進議員連盟がまさしく整備促進のためのシンポジウムを、二百人参加いただいて、盛会裏に開催しました。

このように西九州ルート推進の催し、これは折に触れ開催をされておりますけれども、逆に慎重な立場からの催し、これはオスプレイ配備とは違って、今まで一度たりとも県民の間では開かれたことがないんです。財政負担でも、地元紙の調査では一切負担すべきではないが二一％、そして、何らかの財政負担を許容する声が実は七一・五％という大多数を占めているんです。そして、ルートの議論にしても佐賀駅ルートを推す声が九・二ポイント増えて五八・五％、南回りルートについては二二・四％なので、倍以上引き離しをしております。また、私たち有志が佐賀市民に五百人限定して実施したアンケートでも、佐賀駅経由を望む声は五九・九％、ほぼ六割に上っています。

昭和五十一年、若楠国体のときに佐賀駅を北に二百メートル移転しました。そのときに高架化して、ゼロベースから形づくり、そして、本当に開かずの踏切が解消されて、ビルが建ち並んで、今の佐賀駅周辺がドラスチックに町が変貌したんです。それを、私は神野校区に住んでいる住民の一人として、いまだに鮮明に覚えています。あの感動が忘れられないんです。約五十年前のことです。今の佐賀駅周辺は、五十年前のそのときのビジョンの延長線上のままです。

私は、県都佐賀市が真の発展を遂げるためには、新幹線の整備をきっかけとして佐賀駅周辺を大胆につくり変えて、佐賀市の魅力をより一層磨き上げていく、これくらいのことをしないと、知事が言う人口減少の中、じり貧になってしまうということを、私というより、いろんな方がそういうことを危惧されております。我々の先人たちが築き上げてきた営みを生かした佐賀というまちづくり、じゃ、なぜクスノキを切ったのか、これも疑問ですけれども、知事の見解、一体どのようなものであって、佐賀駅に新幹線を通すと、それができなくなるということで、先ほどの答弁はもう何回も聞いています。いまだに理解できない。部長の答弁も一緒です。議論を前に進ませないがための理屈づけ、これはいいかげんにやめたほうがいいと僕は思っております。

以上、述べてきたことを踏まえて伺いますけれども、フル規格でつながった新幹線を将来の佐賀県民に財産として残して、豊かで明るい県民生活を実現させるために四者の協議に臨んで、佐賀の少ないメリットに見合った負担軽減や在来線の利便性を勝ち取るのが、知事、あなたに与えられた使命ではないかと私は思いますけれども、知事の考えをお示しいただきたい。

そして、県立大学の再質問です。

知事は、確かに大学の数が足らない、これをまず第一義にされます。確かに足らないでしょう。しかし、佐賀大学、西九州大学、そして専門学校等いろいろあります。もちろん今、武雄にもつくろうとしております。そして、理解が県民に進んでいると、理解が届いているというような答えでしたけれども、知事の周辺の方々のというか、知事に近い方々の声はそうでしょう。しかし、私が知る限り、知事が言っているそういう思いが県民に届かないから、世論調査であああいう結果が出ると私は思っています。

そこで、提案をしたいと思いますけれども、原発再稼働、あのときのように県民説明会を複数箇所でぜひ開いていただきたい。そして、御意見箱、こういったものを設けて、そこに届いた疑問や意見に対してホームページ、これで丁寧に説明をして、答えていくということをぜひやっていただきたい。県が県民の理解を進めたいと思うのであればこそ、山口リーダーが言うように県民の理解が一番だというのであれば、これまでどおりの広報では駄目なんです。私が言ったようなこういうきめ細かな広報をして、ちゃんと県民にこの県立大学の意義が届くようにしていただきたい、そのように思っております。今までの方法では広く県民に周知できないことを踏まえて、先ほど提案したような様々な機会を通じて、疑問を持っておられる県民の方々に対して私は広くアピールするべきだと思いますけれども、ぜひお考えを聞かせていただきたい。

そして、知事、政策目的ということははっきりと答えられなかったんですが、働く人を増やすという目的があるなら、これはきっちりとした政策目的であると私は言うべきだと思うんですよ。しかし、政策目的と

いう言葉が出てこない。この政策目的として佐賀で働く人を増やすと、そういう目的があるから、その実現のための手段として県立大学を設置すると。こういう順序、こういう流れでいかないと、この県立大学というのはやはり県民には理解してもらえない、そのように思っております。

じゃ、県立大学を設置するという手段で、その政策目的である佐賀で働く人がどの程度かなえられるのか、ここはぜひ示すべきなんです。示していただきたい。当たり前のことではないですかということです。どうぞお答えをいただきたい。これは今、（三）です。

次に、（四）に対しての再質問。私には歯切れが悪いとしか聞こえなかったわけですけれど、単科大学をつくりたいのか、将来の総合大学を狙いつつも当座、単科大学をつくるのかということは、まずはそこから始めて、四年間では変えられない、しかし、将来のためにと。そういうことを考えているのであれば、これもじっくりと県民に理解してもらうためにいろんな広報をしていただきたいし、しかし、将来の総合大学化を狙いつつ当座、単科大学をつくるというのでは、いろんなことが変わってくるんですよ。設置場所や建物の設計の考え方も当然変わってくるし、財政的なもの、今、二百億円という我々に出しているもの、これが大きく変わってきます。これは知事、分かっているはずです。

私は、実はある人から聞いたんですけど、今、知事が言われたような単科大学でもいいから大学さえつくれば、大変失礼な言い方ですけど、つくれば後の学部は簡単にできると、そう言っているということを耳に挟みました、聞きました。そうであれば、あまりにも佐賀県民を愚弄していると、そういうふうに私は思いましたよ。それじゃ駄目なんです。もしそれが本当ならば、私も完全におかしいと、県民の方に対して失礼じゃないかと思います。どっちなんですかということをお尋ねしたい。

そして、まずは単科大学をつくった後で学部を増やすという考え方であれば、私は今までの説明は全部やり直しをすべきだと、ここではそう思っていますよ。基本的な考え方、そして、基本構想でも一学部の単科大学しか示しておられません、示していないと。そういう考えであるということになれば、そのことをはっきり――我々に最初、裏表の基本的な考え方だけでやられて、再議までかけられた。それじゃ我々も分からないし、県民も分からない。そういうことでは駄目なんです。だから、自分が知事のうちは学部増設の検討は一切行わないと。将来的というか、そういう形の中で自分が知事のうちは一切行わない、そういうことをしっかりと私は言っていただきたいということをお願いしてというか、知事の考えを示していただきたい。

そして、知事、私は常任委員会、そして特別委員会、ここでは部長、課長の答弁を聞きます。しかし、あなたと対峙してやり取りをするのは、いわゆるこの本会議だけなんです。だから、ベテランと言われても年に一回は立たなきゃならないのかなと。若い人たちに譲ってやったほうがいいのかなと思いますけれども、もう部長の答弁は要りません。知事自らこの再質問に答えていただきたい、お願いします。

◉山口知事　登壇＝木原議員の再質問にお答えします。

るる御質問いただきましたので、できるだけ丁寧に答弁したいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

まず、新幹線西九州ルートについてお尋ねがございました。

私は、佐賀県の未来に責任を負っているという意識を強く持っておりまして、その中でフル規格に関しての議論を進めないとは言ったことは

ございません。なかなか難しい連立方程式ではあるけれども、その議論は行っていくと申し上げております。

一つ大切な認識なんですけれども、今、協議が行われているわけですけれども、少なくともこのフル規格の協議は、フリーゲージが合意されたまでの議論の延長線上にはないものと認識しています。いわゆる新たな協議をしているという意識でございます。

木原議員から負担軽減とか、いろいろ取り組んでみたらどうかというお話がありました。私は一つ提案なんですけれども、一つの題材として北陸新幹線があると思います。こちらのほうは北陸と大阪、関西圏につながっていないわけなんですけれども、フル規格でつなげようということは合意済みなのであります。ただ、ルート、財源、地下水などの問題が横たわっていて、今、議論が行われております。そうした議論を踏まえて考えてみるというのも一考ではないかと思います。

続きまして、県立大学についてですが、まず政策目的についてですが、これはまず令和五年二月の「県立大学の基本的な考え方」の中で、大きく大学進学時の県外流出防止の観点から、佐賀県の大学教育環境を充実させていくということと、実践的中核人材を佐賀県の産業界につくっていくということを提示させておりますけれども、これも、こうした二つは掲げておりますけれども、その後の検討を進めるに当たって、もっともっとイノベーションだったり、進学先の確保だったり、様々な新たな効果も出てくるということで議論が広がっておりますので、こういった目的ということは見失わなく、さらに実践的な内容にしていきたいと思っています。

続きまして、県民の理解、参画について言及がございました。

我々も、さきの答弁で答えたように、県民の参画はもちろんあったほうがいいと思います。特に我々がつくろうとしている新たな大学は、様々な各層の年齢も含めて、多くの皆さん方に関心を持ってもらって、参画をいただくということが一つの大きなポイントにもなるわけですから、まさにそこはおっしゃるとおりだなというふうに思うので、この広がりを見せるための工夫ですね、メディア、ＳＮＳ、シンポジウムなどもお話しさせていただきましたけれども、このやり方というものはさらに工夫が必要で、多くの皆さんが関心を持っていただくようにしたいと思います。その方向をしっかりと、また状況を踏まえながら、質、量ともによい方向に行くように努力を重ねていきたいと思います。

そして、続きまして、先のことを私がしゃべっているということでございました。基本的にリーダーは目の前の現実に対応することも大切なんですけれども、将来の理想を述べていくことも大切だと認識しておりまして、佐賀県立大学は、るる御指摘いただいたように、まだどうなるか分からないわけです。でも、私は必ず成功させたい、佐賀からできる新しい県立大学は、こんなにもこの国の形を変えていくような、そういう先進性を持ったような大学だなというふうにしたいと思っています。それが成功すれば、これは成功したとしても、国の基準によって、最初の卒業生が出るまでは、大学院だとか様々な新たな学部という議論はできますが、なかなかそれが、つくることまではいかないわけで、その間の多くの時間があります。ですので、ぜひ今後の推移を踏まえて、成功したんであれば、この県議会の中でも、もっとやってもいいんじゃないかという話になるかもしれませんし、そうでなければ、もうちょっと修正が必要だねということになろうかというふうにも思います。

私は、そこについて今の時点で確たるものというものは示しませんけれども、私は成功させた上で、その暁としてもっと佐賀県の高等教育機関が充実して、佐賀県民のみならず、この国の多くの皆さんが集っていくような、そんな理想、夢を描いているということで御認識いただけたら幸いであります。

◉木原奉文君　登壇＝最初の早口が功を奏しまして約十分残っておりますので、再々質問をさせていただきます。

知事、まず新幹線からですね。

知事は、私がやっぱり思っていたとおり、北陸ルートの答弁をされました。敦賀―新大阪間の建設に対して課題があると言われております。実は、京都府と佐賀県が置かれている立場、これは私の認識では大きく違うと思っております。京都府の課題は環境アセスメント、いわゆるアセスをした後、着手後のものがほとんどであります。新鳥栖―武雄温泉間は、アセスにも着手しておられません。この前、我々有志で森山先生とお会いしたとき早く広い――これは今日欠席ですけど、特別委員会で中村議員が言ってくれましたけれども――幅広い、いわゆる北四キロメートルまで含めたところでいいからアセスをやっていただきたい。それがないと、この西九州ルートは厳しい状態になるよ。光と影、我々も十分分かっています。光になるところ、影になるところ、これをどうするかというのも、やはりまず第一歩はこのアセスから始まると、そのように私も認識をしております。

そして、京都―敦賀間、先ほど言いましたように、このほとんどがアセスをされておりまして、新鳥栖―武雄温泉間はアセスにも着手しておらず、今、敦賀―京都間で行われているような問題が起こるかどうかということすら私は分からないと考えています。

議論を先送りするにはもってこいの言い訳ができたんじゃないかな、私の感覚です。そのように思って、これに、あっ、これは、と飛びつかれたんじゃないかなと思います。

類似する課題と言えば、メリットの割には財政負担が大きいということです。しかし、新鳥栖―武雄温泉間に関しては、与党からフリーゲージトレイン導入断念等の経緯を踏まえ、佐賀県の財政負担の軽減を図る必要があると、この考えがはっきりと示されております。北陸新幹線の動向を幾ら注視したところで、フリーゲージトレインの導入断念の特殊事情を踏まえた佐賀県の財政負担の軽減なんていう話は誰も議論はしてくれません。

皆さん、京都の様々な課題は直接的には新鳥栖―武雄温泉間とは無縁なんです。そのような状況で北陸新幹線の動向を注視しながら慎重に検討するというのは、私にはやはり議論を前に進めさせないための理屈づけとしか聞こえません。

知事、執行部は、新幹線整備のネガティブな面ばかりに着手し、偏った情報発信をしておるんじゃないかと。県民をミスリードしている一方で、東九州や四国新幹線、これは今、本当に熱心な誘致活動をやられておりますけれども、ここには全く言及をされません。これらの地域の各知事は、交通ネットワークをつなげ、人の交流を活発にし、まちづくりの起爆剤にするんだということを先頭に立って訴えておられます。市町の首長、議会、経済界、各種団体、こういったものを巻き込んで熱心に取り組んでおられます。

本来、佐賀県知事もですね、山口知事も、北部九州の交通インフラを

一体として整えて、地域全体を活性化していくことを鳥瞰的視点に立って訴えていくべきと、そのように考えます。財政負担や在来線の利便性といった内向きの議論、これに終始しています、難しい方程式を解く、そのようなことですけれども、この課題を乗り越えていくことこそが知事に求められている姿勢ではないかと、私はそのように思うわけです。

東京では、佐賀県の企業誘致の動画が頻繁に流れていると、東京の友人から連絡がありましたよ。「サ」がつく県の動画、これを流して、何と佐賀県に新幹線が通っていることをアピールしているではありませんか。ですから、課題を乗り越えて、全線フル規格を実現して、もっと働き口の多い佐賀県、企業誘致につなげていこうではないかと私は思っています。

このまま議論を停滞させていて、リレー方式の恒久化が現実なものであってはならない、将来の子供や孫、佐賀県民に対して顔向けできない、そういう大変な禍根を残すのではないかと心配しております。

そして、最後に伺いますけれども、速やかに四者の協議に臨んでいただいて、佐賀の少ないメリットに見合った負担軽減とか在来線の利便性、こういったものをぜひ勝ち取っていただいて、将来の佐賀県民に対し、つながった新幹線を財産として残していただきたい。豊かで明るい県民生活を実現させる、このことが現世代の責務として、知事に与えられた使命ではないかと、私はそのように思っていますが、改めて知事の考えを伺います。私がというより、私の周辺、いや、全ての人が、知事、何とか頑張ってくれと、そういう声が私のもとには大変多く届いていることを申し添えておきます。

県立大学、これも私にとってはちょっと、はっきり申し上げて理解ができない、再質問への大変残念な答弁でありましたけれども、知事ね、私が思うのは、やっぱり本当に県民の理解が進んでいない中で、前のめりになっていく知事が思っているようなことを県民に理解していただくためには、先ほどは私の提案をやっていただくよう、そういうふうな答弁がありました、ぜひやっていただきたい。

そして……

◉議長（大場芳博君）　木原奉文君に申し上げます。

質問時間が少なくなっておりますので簡潔にお願いします。

◉木原奉文君（続）＝単科大学だから何というような説明は一言もしていないんですよ。ですから、ここではね、僕ははっきり言って、先ほども答弁が出てきませんでしたけれども、自分が知事のうちは、学部増設の検討は一切行わないと、もう一度はっきり答えていただきたいということをお願いして、そうでなければ、やっぱり債務負担ということは行っていたとしても、予算化ということはなかなか賛成できない、そういうことが頭の中をよぎります。

ぜひ知事、一緒になって新幹線も頑張っていきましょう。そして、県立大学は、私は現時点ではまだ絶対に先に進むべきではない、そのように思っています。しっかりと県民に分かるように、理解してもらえるように、最善の努力を執行部と共にやっていただきたいことをお願いして、三回目の質問を終わります。

◉山口知事　登壇＝木原議員の再々質問にお答えします。

まず、新幹線西九州ルートについてであります。

東九州とか四国の知事が頑張っておられることは私も承知しております。そうしたところとは状況が違うという認識をまずお答えさせていた

だきたいと思います。

そして、アセスについてですけれども、佐賀県の場合はルートも何も決まっていない状況であります。そして、在来線とか財源について内向きの議論というふうにお話をいただきましたけれども、私は非常に大きな課題だと思っています。

ですので、それは佐賀県民の将来については、まず財源については、千四百億円以上というのは我々の財政計画に安易にはまるような数字ではありませんし、在来線の問題というのは、先ほど申し上げたように、住環境だったり、学校の環境だったり、様々な県民の生活に大きな影響を与えるものでございますので、これは佐賀県の非常に重要な議論だというふうに思っていただいたらいいと私は思います。

さらに財源の問題、北陸との関係についてでありますけれども、北陸、京都の関係の国会議員、県会議員さん、いろいろそれぞれで見解をお持ちで、それぞれのお話をされて、これは国に対しても、財源がこんなんでいいのかということも言っていただいているわけでありますので、ぜひ佐賀県の中で、議員さん、いろいろな御意見があるとしたら、我々に言っていただくのはもちろん結構なんですが、これは国に対してもいろいろ言っていただくということで、それぞれそれぞれが様々な議論を重ねながら、私も、フル規格について、将来について議論を閉ざそうなんてことは一度も申し上げたことはありません。ただ、難しいということであります。

そうしたことを様々な切り口を見いだしながら、次の未来に向けてどうあるべきなのかということを皆さんと考えていきたいと思います。

県立大学についてですが、それでも先ほどの調査の結果ですけれども、減ったとはいえ、四七％の方が賛成というデータを今見ましたけれども、四七％、小さくはないと思います。まだ県立大学のケの字もできていないような、まだそういう姿を現さない状況の中で、それだけの皆さん方が関心を持っていただいているということであります。

これから今回の債務負担行為を組んだ設計の事業が進んでいって、様々な姿が形になって、県立大学の形が現れて、こんな形になっていくんだなということになりますと、県民の皆さん方の関心、参画も増えてくるというふうに思います。そのときに、木原議員がおっしゃるように、それをみんなが巻き込んで、みんながいい大学をつくろうねという雰囲気になることは、これは私も大切なことだと思いますので、また県議会議員の皆さん方の様々な御意見も賜りながら、都度都度議論をさせていただきたいと思います。

以上です。

◉江口善紀君（拍手）**登壇**＝県民ネットワークの江口善紀でございます。

一般質問に入らせていただきたいと思います。

先ほどの議論を見ながらも、本当に知事と執行部と我々議員それぞれ意見が合うところもあれば、合わないところもありますが、本当にこういった議論というのは大切だなと思いながら拝聴しておりました。

私も、いろいろな政策、施策の中で、山口県政とは本当に方向性を賛同するところもあれば、異なるところもありますが、本当にオープンに是々非々で論議、ディスカッションさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それではまず、質問通告の一項目め、有明海の再生についての質問から入らせていただきたいと思います。

有明海については、再生のシンボルであります二枚貝のタイラギやアゲマキは依然として休漁が続き、近年は比較的とれていたサルボウですら全くとれなくなっております。また、基幹産業であるノリ養殖も少雨、雨が少ない状況と赤潮のために、本年度は県全域で色落ちの被害が発生いたしております。

今、手元に持っておりますのは、（資料を示す）これは佐賀県有明水産振興センターの発表している海況速報であります。県のホームページから閲覧することができ、約一週間から十日ごとに有明水産振興センターが公表いたしております資料でございますが、この海況の中で栄養塩はほとんどの地点、十地点で〇・一であります。ノリが黒く成長するには七以上が必要とされておるのは皆さん御承知だと思います。

また、同じくノリ養殖情報を見ても、全海域で色落ちレベルは、レベル1が正常、2、2・5、3、レベル4が色落ち重度という五段階の中で、ほぼ全域がレベル4という危機的な状況であります。佐賀空港の堤防のところから見えるノリ網ですら色が黄色く見えるほどの状況であり、生産枚数及び金額ともに日本一の座を逃した令和四年度、そして令和五年度に引き続き、大変厳しい生産状況であります。漁家の経営は、今年も大変困難な状況が続いておる状況と言えると思います。

このような中で、令和五年三月に当時の野村農林水産大臣が、開門しない前提で話し合いにより有明海の再生を図るという談話を公表されました。そして、令和六年二月に佐賀、福岡、熊本の三県の漁業団体が坂本農林水産大臣に面会し、野村大臣談話に賛同する、いわゆる苦渋の決断をされました。

その後、十二月の政府予算案では、既存の有明海特措法に基づく有明海再生事業に加えて、新たに有明海再生加速化対策交付金が創設されました。私は、漁業団体の苦渋の決断を思えば、国は有明海の再生にしっかりと取り組み、再生を実現すべきだと考えております。

一方で、令和七年度から十年間で百億円を措置するということですが、その金額の事業で本当に有明海が再生するのか、大変不安を抱いております。ちなみに、既存の有明海特措法に基づく再生事業は、年間約十八億円の事業を既に二十年行っております。通算で約三百六十億円分です。幾らの事業をやったのかは関係ないと思っていますが、望んでいるのは、タイラギやアゲマキが普通にとれる有明海に戻してほしいということです。別に海が再生するなら開門すら不要だと思っています。そういう中で、本当に海の状況を改善するための取組として、今回の有明海再生加速化対策交付金が創設されました。

そこで、次の点について伺っていきたいと思います。

この有明海再生加速化対策交付金とはどのようなものか。また、県はこの交付金をどう受け止め、今後、対応していくのか伺いたいと思います。

二問目、九州新幹線西九州ルートについて質問いたします。

九州新幹線西九州ルートは、フリーゲージトレインを導入し、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用するということが大前提でありました。その後、フリーゲージトレイン開発の遅れから、導入までの暫定措置としてリレー方式での開業となった。国がフリーゲージトレインの開発を断念したことから、現在の状況に至っているわけであります。

佐賀県は、フル規格での整備に手を挙げていないとしながらも、これまでの合意事項にのっとって、国やＪＲ九州、長崎県に対して真摯に対

応していると認識しています。

そうした中、今月十日に私も会員となっています佐賀県議会九州新幹線西九州ルート整備促進議員連盟の主催でシンポジウムが開催されました。シンポジウムでは、国土交通省から新幹線の意義や開業効果などについて説明があったほか、ＪＲ九州からは、西九州新幹線の現状など、整備促進の立場からの説明がございました。夕方のニュースの県民インタビューにおいては、一方的な意見ではなく、メリット、デメリットなど、もっと説明をしてほしかったというような意見もあっていたのを拝見しました。

また、新鳥栖―武雄温泉間については、ルートは南回りではなく、佐賀駅を通るルートが一番望ましいとの説明のほか、佐賀県の財政負担に大きく関係する貸付料や交付税措置に関する説明もありました。

フル規格整備に向けて、フルで整備したい立場の人にとっては都合のよい説明で、どこまで実現性があるのかなと疑問に思いながら聞いておりました。大変興味深く聞きました。

そういった中で、次の質問について伺っていきます。

一点目、南回りルートについてであります。

シンポジウムでは国土交通省から、南回りルートは所要時間や建設費、軟弱地盤など、様々な問題があると説明があったわけですが、県は南回りルートをどのように認識しているのでしょうか。

二点目、貸付料についてであります。

貸付料について、国土交通省の資料では、事業費の四割程度が貸付料として配分されるとイメージ図で示されておりましたが、新鳥栖―武雄温泉間の貸付料はどの程度になるのでしょうか。また、他線区の鹿児島ルートや北陸新幹線、北海道新幹線はどうなっているのか伺います。

三点目、交付税措置についてであります。

整備新幹線のスキームでは、地方負担分の九〇％は地方債の起債が可能となっております。そのうちの五〇％から七〇％については、事業費や自治体の財政規模に応じて、国から地方交付税が措置されるということとなっております。シンポジウムでは、交付税措置を増やして地方負担を減らすようなことも考えられるとの国土交通省の発言もありましたが、これは現実的な話なのかどうなのか。また、そのような事例があるのかについて質問いたします。

四点目、県民の理解についてであります。

冒頭に申し上げたとおり、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用するということが大前提であったわけです。言い換えると、新たな整備はしないという合意であったとも思います。そうであるにもかかわらず、最近の報道や先日のシンポジウムでは、どのルートにするのかとか、どの整備方式にするのかといった、あたかも整備することが前提のような論調になっていることに強い違和感を抱いております。

このシンポジウムについての報道を後でいろいろと検索してみたんですけれども、テレビのニュースの冒頭、整備方針が決まっていない九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間の開通を目指す議員らが講演を開きというふうになっていたり、整備方式に関する議論が続く九州新幹線長崎ルートという表記であったり、ルートが論点の一つとなっているとかですね。ルートが論点となっているという表現も、整備自体は既定路線であるかのような誤解を招く可能性があるんじゃないかと思います。

また、未着工区間とかルートが論点といった表現が独り歩きし、あたかも整備が決定しているかのような誤解を生んでいるのではないかとも思います。ほかの新聞では、九州新幹線ルートの未着工区間についてのシンポジウムとか、整備方針が未定の新鳥栖―武雄温泉間の在り方を考えるシンポジウムと、こういうふうな表現があって、この新鳥栖―武雄温泉間は何かしらの整備が前提かのような、ちょっと報道のされ方に、ここにも違和感を感じるわけです。

ちなみに、ここも、とある報道では、「フル規格での整備を推進する立場の県議でつくる整備促進議員連盟が主催し」となりましたもので、ここは私も、えっと思いまして、というのも、この佐賀県議会九州新幹線西九州ルート整備促進議員連盟規約というのを今手に持っていますが、これは設立されたのが平成二十七年十二月十八日付でありまして、この議連ができたときは、たしかフリーゲージトレインでの整備が合意されて、それに向けての整備促進議員連盟のつもりで私は入会した覚えがあるんですが、これがいつの間にか、フル規格での整備を目指す議員連盟と報道されると、ちょっとどうかなと思いますので、ここら辺はちょっと……（「新聞社に言わないと」と呼ぶ者あり）後日、報道のほうにも確認をしなきゃいけないと思っておりますし、議連のほうとしても、少し事実と違うことを書かれるのは本望ではないと思いますので、そこら辺は後日、報道ないし議連のほうでも確認をする必要があるのかなというふうに思っております。

以上、申し上げたように、県民が誤解を招かないように、現状を正しく理解していただく必要があると思いますけれども、この新幹線西九州ルート、新鳥栖―武雄温泉間について、県は、以上のようなことについてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

三問目の日米地位協定についてであります。

昨年十月、衆議院選挙の公示前に行われた党首討論におきまして、石破首相は日米地位協定の改定を必ず実現したいと発言されていました。そのときは、ついに日米地位協定の在り方、アメリカと主権国家同士、対等な同盟関係を構築することを模索するのかと関心を持って聞いておりました。その後、国会での所信表明演説やトランプ大統領との首脳会談では、地位協定には触れられず、米国との同盟関係のことについて配慮なさったのかもしれませんが、地位協定改定についてはトーンダウンしていると随分指摘されています。

ここで、日米地位協定の現状と課題について、ちょっと改めて触れさせていただきたいと思いますが、言うまでもなく我が国と米国は八十年前、全面戦争をいたしましたものの、それを乗り越え、今では政治、経済、文化、あらゆる面で最も親密かつ信頼するパートナー、同盟国と認識しております。

しかしながら、日米地位協定に関しては、日本に駐留する米軍の法的地位を定めた協定であり、米軍に大きな権限を認める一方で、日本の主権を制限しているという側面があります。特に米軍関係者の事件、事故における日本の警察権の制限、米軍機の騒音や低空飛行、環境問題などが問題視をされています。

ＮＡＴＯ諸国と比較すると、日本では米軍に対する警察権の行使や航空法の適用が制限されており、基地への立入調査や訓練計画の提出義務もありません。しかし、ＮＡＴＯ諸国では、自国の主権を重視し、国内法を優先する姿勢が明確になっています。

日米は最も関係の深い同盟国であり、重要なパートナーであります。それゆえに、だからこそ、日米地位協定をＮＡＴＯ諸国並みに改定することは、日本の主権を確立し、日米同盟をより対等で強固なもの、対等な同盟国ならしめるために必要であると考えます。私は、現状の日米地位協定とその運用には大いに課題、問題があると捉えています。沖縄県など米軍基地が所在する県では、全国知事会とも連携し、引き続き日米両政府に協定の見直しを求めていく考えであります。

さて、こうした中、一月十九日に佐賀新聞に地位協定に関する記事が掲載されていました。四十七都道府県の七割に当たる三十三都道府県が回答し、うち二十六都道府県が「改正が必要」との回答でした。一方、佐賀を含めて七県が「どちらかといえば必要」という回答で、正直私としては、佐賀県の姿勢は少し物足りなく感じました。

また、昨年二月に米軍ヘリが突然、佐賀空港滑走路の上空を低空飛行したことがありました。十一月十四日には米軍オスプレイが佐賀県内を飛行するということもありました。もしも万が一、あのようなときに農地や有明海に墜落するような事故が起こっていたら、まさに地位協定が適用される状況になります。

こうした状況を踏まえて、次の点について知事に伺います。

一点目、アンケートへの回答の真意についてであります。

県は、地位協定改正に対するアンケートに回答していますが、その回答の真意を伺いたい。

二点目、日米地位協定の研究についてであります。

今後も米軍ヘリなどが、県内で飛行し佐賀県内で事故を起こさないことはゼロだとは言えません。地位協定のことを我が事として研究、想定していく必要があるのではないでしょうか、以上、質問いたします。

四問目、佐賀空港の自衛隊使用要請について伺います。

佐賀空港の自衛隊使用要請については、令和五年六月に駐屯地の工事が始まり、今年六月末にはオスプレイの移駐に必要な施設の工事が完了する予定と聞いています。そして、工事完了後には駐屯地が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されている陸自オスプレイ十七機が移駐され、隊員も佐賀に移り住むことになります。

また、防衛省と県で合意している有明海漁業の振興と補償のための基金の創設について、条例及び必要な予算案が本議会に提案されています。そして、有明海漁協や佐賀市などの関係機関と公害防止協定に基づく事前協議等も実施をされています。

一方で、オスプレイの安全性への懸念は払拭されていません。駐屯地の着工以降だけを見ても、令和五年十一月の屋久島沖での米軍オスプレイの墜落事故をはじめとして、令和六年十月には陸自オスプレイとしても初めての事故が発生し、十一月に飛行再開いたしましたが、翌十二月には米軍オスプレイの飛行停止を受けて再び飛行を停止する事態となりました。さらに、今年に入っても日米のオスプレイの予防着陸が続いております。

ちなみに、先日、東京で行われたシンポジウムで明らかになったのは、屋久島での陸自のオスプレイの地面への接触の損傷に関して、今段階での見積もりは五・六億円だそうです。屋久島から木更津までの輸送にかかったのが二・二億円ということで、非常に高性能でありますが、非常に精密で高価格な装備であります。

そうした中、自衛隊の使用が始まる佐賀空港では、これまでエプロン

の拡張やターミナルビルのリニューアルなどの施設機能の強化や様々な施策を実施し、民間空港として着実に発展してきました。そして、これからも民間空港として発展していくため、滑走路の延長や平行誘導路整備を進めていくと承知をしております。私も民間空港としての発展に必要な機能だと認識しております。

以上のことを踏まえて質問に入ります。

一点目、オスプレイの安全性についてであります。

昨年十二月二十七日に、九州防衛局から県に対し、陸自オスプレイの飛行再開に当たっての追加の対策等について説明がありましたが、詳細が分からない点もあると感じました。

知事は、県民の不安を払拭するために、オスプレイの安全性についてどのように確認していくのか質問いたします。

二点目、公害防止協定に基づく事前協議等についてであります。

現在、県が関係機関と実施している事前協議等はどのような内容のものであるのか。また、協議の今後の見通しについてどのように考えているのか質問いたします。

三点目、佐賀県有明海漁業振興・補償基金への積み立てについてであります。

今議会に提案されている佐賀県有明海漁業振興・補償基金の使途は、漁業振興と無利子貸し付けに充てるものとされております。そして、積立額の予算十五億円のうち、最初、十億円は初年度からの無利子貸し付けに対応するための一時的な積み立てと説明されておりますが、この十億円はどのような規模の被害を想定して算定したものか伺います。

四、「駐屯地調整室」の設置についてであります。

四月一日からは、県の新たな組織として、「駐屯地調整室」が設置され体制が強化される予定と聞いております。

所管事項に関する執行部からの事前説明では、①佐賀空港使用に係る総合調整、②県内の駐屯地に係る連絡調整、③有明海漁業振興・補償基金が挙がっておりましたが、安全性の確認など、県民の不安や懸念の払拭については、新たな組織でどう対応していくのか伺います。

五、駐屯地開設に伴うまちづくりについてであります。

令和七年度の政府当初予算案には、佐賀駐屯地（仮称）の隊員及びその家族が居住する宿舎の整備に係る費用として、約三十五億円が計上されております。防衛省の計画どおりに駐屯地が開設された場合、地域生活への影響や変化などをどのように考えているのか伺います。

六、滑走路延長と平行誘導路の整備についてであります。

滑走路延長と平行誘導路整備の現在の取組状況はどのようになっているのでしょうか。

七、平行誘導路整備の応分の負担についてであります。

平行誘導路整備に対して、防衛省が応分の負担をすると言われておりますが、この応分の負担についてどのように考えているのか、以上お尋ねいたします。

国政に関わる課題がいろいろとありますけども、どうか県民の安心・安全、信頼につながるような答弁を期待して、一回目の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝江口善紀議員の御質問にお答えします。

まず、日米地位協定についてですが、アンケートへの回答の真意についてお答えします。

日米地位協定は一九六〇年の締結以降、これまで一度も改定されておりません。この間、米軍による事件や事故が起こっております。

二〇〇四年に起きた米軍ヘリの墜落事故が沖縄でありましたが、現場検証がすぐに認められなかったことに日本側の関係者が憤りを覚えたことを記憶しております。この事故の重さ、そして、地位協定がもたらす問題に直面したわけでありまして、改定が必要だという考えは議員と同じです。

アンケートの回答についてですが、庁内で議論する中で、「改定は必要だ」を選択すると、突出した意見になるのではないかとの懸念も出されました。結果的にそんなことはなかったんですけれども、ということで結果として「どちらかといえば改定は必要だ」を選択したわけであります。明確に改定は必要だと考えております。

続きまして、日米地位協定の研究についてですが、今後、台湾有事を想定し、南西諸島に向かうなどの米軍が九州上空を飛行する蓋然性は高まっていくと考えます。議員の御懸念も含めて様々な可能性も想定されますから、九州地方知事会において議論を提唱していくことなどを考えていきたいと思います。

県としても、危機事象の一つとして、協定が県や市町、実動機関のオペレーションにどう影響するのか、協定がある中でどういうオペレーションになるのかなど、地位協定について研究してまいりたいと考えます。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用要請についてですが、オスプレイの安全性についてお尋ねがございました。

飛行の安全は何より大切です。そして、何事にも一〇〇％安全という安全神話は存在せず、安全性について常に追求していかなければなりません。

昨年十二月の米軍及び陸上自衛隊のオスプレイの飛行停止の際には、日米の対応に時間差があり憂慮していたため、防衛省へは詳細な事実確認と併せて、日米の連絡・情報共有の徹底を求めたところであります。

防衛省からは、昨年十二月二十七日に県に対して説明があり、米側からは随時情報提供を受け、詳細なやり取りを継続的に行った上で、米側が公表した追加的な措置、評価は妥当と判断したとのことでありました。

防衛省に対しては、これまで以上に米軍と情報共有を行いながら、安全性を追求し、説明責任を果たすよう求めました。

来年度から佐賀空港を使用することとなるオスプレイについて、県として関心を持って研究することは大切であります。

一方で、オスプレイについては、機密性の高い防衛情報もあることから、県がオスプレイの具体的なシステムに踏み込んで研究することや、責任のある知見を持って発表することは困難とも考えています。

県としては、防衛省と真摯に向き合い、防衛省の説明がしっかりなされているか、また、不合理な点はないかなど確認し、結果を公表していくことが重要だと思います。

私自身は、これまでも状況に応じて専門家、例えば、元防衛大臣の方とかアナリストの方とかと意見交換はさせていただいております。こうしたことも今後ともやっていきたいと思います。

今後も、新たに設置する駐屯地調整室を主体として、オスプレイの安全性に関する疑問や不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認していくことと考えております。

◉**平尾政策部長**　**登壇**＝私からは、佐賀空港の自衛隊使用要請について四点お答えいたします。

まず、公害防止協定に基づきます事前協議等についてでございます。県は、佐賀市、ＪＡさが及び有明海漁協との間で「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」をそれぞれ締結しております。また、福岡県柳川市との間においては、「佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」、こちらを締結しております。

空港運営の変更などを行う場合は、事前協議等を実施することとしております。

事前協議等の実施に必要となる駐屯地における航空機の運用計画案が先月一月の末に防衛省から示されました。

具体的には、訓練内容、飛行時間及び着陸回数などの運航計画、また場周経路の位置や飛行高度などの運航空域、さらに自衛隊機の運用に伴います航空機騒音及び大気質への影響の予測、こういったことが示されたところでございます。

県としては、この運用計画案につきまして、公害防止協定書及び環境保全に係る合意書に反するものとなっていないか、また、佐賀空港の民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないか、これまで防衛省が県に説明してきた内容とそごはないか、こういった観点から確認を行いました。

今月七日に、関係機関である佐賀市、ＪＡさが、有明海漁協及び福岡県柳川市に対しまして文書を発出しました。公害防止協定に基づく事前協議等を開始したところでございます。

なお、このことにつきましてはプレスリリースを行いまして、県のホームページにも公表をいたしております。

現在は、それぞれの関係機関において、運用計画案の確認がなされていると聞いております。確認をされた上で、県への回答がなされるものと考えております。

続きまして、漁業振興・補償基金への積み立てについてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用要請以前から、有明海漁協の皆様方は国に対して諫早湾干拓問題などでの対応をめぐり、不信感を強く持たれておりました。この基金の創設は、漁業者の信頼をつなぐことを目的として防衛省と合意したものでございます。

環境への影響や事故などによる補償等の対象となる事案が発生した場合、国が責任を持って補償等を実施することが大前提でございます。無利子貸し付けは、国から補償等が行われるまでの間、当面の費用の一時立て替えが必要な場合を想定しております。漁業者の皆様が少しでも安心して漁業に取り組めるよう、十億円を追加で積み立てることとしております。

具体的にどの程度の額が必要となるかは、事案の状況や規模にもよりますが、漁業者の皆様の安心感につなげるために、一定規模の額が必要と考え、政策的に十億円の追加を判断したものでございます。

続きまして、「駐屯地調整室」の設置についてでございます。

これまで政策部に専任の職員を配置して、佐賀空港の自衛隊使用への対応を行ってまいりました。昨年十一月の議会でも、佐賀駐屯地（仮称）への配備に伴いまして、県の組織体制について県議会から様々な御指摘をいただいたところでございます。そうしたことも踏まえまして、新年度が始まる本年四月から、連絡調整の窓口となる部署として政策部内に

「駐屯地調整室」を設置したいと考えております。

具体的な役割でございますが、議員からもございましたけれども、例えば、佐賀駐屯地の開設、オスプレイの運用開始に伴う緊急時も含めた総合調整、目達原駐屯地のヘリコプター部隊の移駐計画に関する総合調整、また今議会に提案しております佐賀県有明海漁業振興・補償基金に関する調整、環境保全と補償に関する協議会の開催など、防衛省との合意事項の実現に向けた調整、こういったことなどを考えております。

本年七月以降、佐賀駐屯地が開設をされ、木更津駐屯地に暫定配備をされている陸自オスプレイ十七機が配備される予定であり、新しい局面に入ることとなります。来年度から佐賀空港を使用することとなるオスプレイにつきましては、知事からもございましたが、県としても関心を持って研究をすることは大切なことと考えております。安全性に関する情報に対しては、新たに設置する「駐屯地調整室」において、感度を高くして対応してまいります。

次に、駐屯地開設に伴うまちづくりについてでございます。

防衛省の計画では、陸自オスプレイ十七機に目達原駐屯地のヘリコプター約五十機を加え、最終的には隊員約七百名から八百名が佐賀駐屯地に配置されることとなっております。このうち、オスプレイの移駐に伴い配置される隊員は約四百二十名でございまして、駐屯地の敷地内に建設される隊庁舎などに居住をされると聞いております。また、駐屯地外には約八十戸規模の隊員とその家族が居住する宿舎が佐賀市川副町の南川副地区内に整備されると承知をしております。

南川副地区に宿舎が建設をされ、隊員とその家族の方が居住することになれば、地域コミュニティーの維持や活性化についても期待ができ、周辺地域の振興にもつながっていくと考えます。飲食店をはじめ、隊員の生活に必要なものを販売する店舗などの需要が高まるということも予測され、町のにぎわいといった点から考えると、プラスとなる影響もあるのではないかと考えられます。

今後は、防衛省と佐賀市の間でまちづくりに関する議論が進んでいくと考えております。県といたしましても、今後、新たに設置する「駐屯地調整室」において、こうした議論に加わっていくことも考えられます。

目達原駐屯地は、開設から七十年を経過し、この間、地元の皆様と信頼を積み重ねてきております。佐賀駐屯地も一つ一つ信頼を積み重ね、地域に愛され、頼られる存在になれるような関係が構築されていってほしいというふうに考えております。

私からは以上です。

◉引馬地域交流部長　**登壇**＝私からは大きく二点、九州新幹線西九州ルートと佐賀空港に関してお答えを申し上げます。

まず、南回りルートについてでございます。

新鳥栖―武雄温泉間は、在来線を利用する合意しかございません。佐賀県はフル規格に手を挙げていないわけでございます。国がフリーゲージトレインを断念したことから現在の状況にございます。そうした中、国からの求めに応じまして、鉄道局との間で「幅広い協議」を行っているわけでございます。

フル規格整備には、ルート、在来線、財政負担、地域振興といった様々な課題がございます。前提条件を設けずに、幅広い観点から議論をしようということで南回りルートについても触れたものの、鉄道局はいろいろな問題を指摘するばかりで、あくまでも現行スキームによる佐賀駅を

通るルートでのフル規格に固執をされているわけでございます。

続きまして、貸付料でございます。

ＪＲ各社が支払う貸付料は、鉄道・運輸機構でプールをされ、各線区の工事の進捗や収支改善効果などを考慮しながら配分されるものでございます。その配分率や各事業費に対する充当率、こちらも各線区によってまちまちでございます。

鉄道局は、平成三十一年の試算で、佐賀駅を通るルートをフル規格で整備した場合として、新鳥栖―武雄温泉間の建設費を約六千二百億円と出しました。その際、ＪＲ九州の収支改善効果を年間八十六億円とし、ＪＲ九州がそれを三十年間支払うとしまして、単純に掛け合わせて貸付料を二千五百八十億円としています。この貸付料二千五百八十億円が全て新鳥栖―武雄温泉間の事業費に充てられるとした場合、その充当率は四割を超えるわけでございますが、実際には全て充当されるわけではありません。

なお、鉄道・運輸機構から開示を受けた情報に基づけば、武雄温泉―長崎間の佐賀県区間の建設費約一千五百億円に対して、充当される貸付料は最終的に合計で約四百億円の見込みでございます。そうしますと、この場合の充当率は三割弱になります。

また、鹿児島ルートの佐賀県区間の建設費約八百十四億円に対しまして、充当された貸付料は約三・五億円でございます。この場合の充当率は約〇・四％となります。

続きまして、交付税措置でございます。

整備新幹線では、事業費の地方負担分の九〇％に地方債の起債が可能で、財政規模などに応じて元利償還金の五〇％から七〇％が交付税措置されます。佐賀県は、事業費が一兆円以上に増嵩するとの想定の下、地方負担分二千五百億円以上の九〇％に地方債を起債し、その元利償還金の五〇％が交付税措置されるとしまして、実質負担額は一千四百億円以上と試算をしております。交付税措置だけでも簡単な問題ではないわけでありますが、多額の財政負担は様々な課題の一つにすぎません。フル規格整備は、交付税措置が増やされたから直ちに解決するような簡単な問題ではございません。

次に、県民の皆様の御理解についてでございます。

仮にフル規格で整備した場合、莫大な建設費負担や在来線の利便性低下など、佐賀県にとって得られるものよりも失うもののほうがはるかに大きいわけでございます。最近の北陸新幹線などをめぐる動きを見ましても、新鳥栖―武雄温泉間において、私どもが指摘をしてまいりました課題や状況は顕在化しております。整備新幹線は、拙速に議論を進められるような簡単なものではございません。北陸新幹線の動向なども踏まえながら、丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、佐賀空港の関係でございます。

まず、滑走路延長と平行誘導路の整備についてでございます。

滑走路延長は、令和五年四月に環境影響評価に着手し、四段階のうちの二段階目である方法書が終了しております。現在、三段階目である準備書の作成に向けて現地調査を行っております。今後、調査結果を基に環境に与える影響を予測、評価し、準備書の作成に入ってまいります。

滑走路延長と平行誘導路は、有明海における漁業者の皆様への影響を考慮いたしますと、同時の工事が必要であります。滑走路延長と平行誘導路の整備の実現に向けまして、防衛省とも連携しながら航空局との協

議を行っているところでございます。

次に、平行誘導路整備の応分の負担についてでございます。

本年七月に予定されている自衛隊駐屯の開始もあって、滑走路を使用する航空機が増加することが見込まれます。平行誘導路は、自衛隊機を含めた全ての航空機の円滑な運航につながります。平行誘導路の費用負担につきましては、防衛省と交わした確認事項の中で防衛省は応分の負担を行うと確認をいたしております。

負担内容の詳細につきましては、今後、計画を具体化していく中で明らかになっていくものというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、有明海再生に係る加速化対策交付金について答弁申し上げます。

有明海再生事業が始まって二十年、これまでに様々な取組が行われてきており、過去、二枚貝の一部で回復の兆しが見えることもございましたが、現在、漁業者が実感できるような宝の海の再生には至っておりません。

こうした中、令和七年度からの十年間で新たに措置される有明海再生加速化対策交付金については、これまでの有明海再生事業における調査や技術開発等の知見を活用し、漁業環境改善や水産資源回復の加速化のため、二枚貝類の移殖放流やカキ礁造成等の取組、漁業者の経営改善のため、共同利用施設の整備や特産魚介類の販路開拓等の取組に対して支援することとされております。また、省力化技術やＩｏＴシステム等の新たな技術の導入も対象としており、漁業者を後押しすることとされております。この交付金を活用した具体的な取組内容につきましては、今後、有明海漁協が検討し、決定されることとなります。

有明海再生の加速化対策は、国が開門によらない方策として提示し、漁業団体は長きにわたり海況が好転する兆しが見えない中で再生の加速化を図ってほしいとの切実な思いから、大臣談話に賛同する苦渋の決断をされた。そういった経緯を踏まえ、国が交付金を新たに創設し、予算措置されるものと認識しております。なお、この交付金については、国から漁業団体へ直接交付がなされます。

県としては、これまで二枚貝の生息環境改善や、より効率的な採苗技術の開発などを行ってまいりました。また、今年度からは新たに佐賀大学などと連携し、精度の高い海況予測システムの開発や、ノリ網を冷凍庫に入れる前に水槽内で色落ちを回復させる技術の開発にも取り組んでおり、こうしたことも含め、技術的な助言も行いながら、漁協に寄り添って対応していくこととしております。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わる者、皆で取り組む課題でございます。これからも力を合わせて全力で取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　暫時休憩します。

午後零時八分　休憩

令和七年二月二十六日（水）　午後一時十分　開議

出席議員　三十三名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三二番	留守茂幸		
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三三番	石井秀夫		
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三四番	藤木卓一郎		
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三五番	土井敏行		
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三七番	岡口重文		
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三				
七番	青木一功	二二番	定松一生				
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸				
九番	木村雄一	二五番	宮原真一				
一〇番	中本正一	二六番	指山清範				
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄				
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	三〇番	石倉秀郷				
一五番	冨田幸樹	三一番	木原奉文				

欠席議員　四名

一三番	中村圭一	二九番	徳光清孝
二四番	坂口祐樹	三六番	大場芳博

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

二月二十六日

○　開　　議

◉副議長（西久保弘克君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◉江口善紀君　登壇＝再質問させていただきます。

有明海再生加速化対策交付金については、答弁にもあったように、これまでの再生事業の知見を活用して、新たな技術や方策について果敢に研究に取り組んでいただきたいと思っております。県としても、漁業団体と十分な連携を取って、再生のあらゆる方策に全力で協力連携していただきたく思います。

さて、九州新幹線西九州ルートについて再質問いたします。

県民の理解について再質問させていただきたいと思いますが、新鳥栖―武雄温泉間は在来線利用が大前提ということへの理解が県民に十分に広がっていないのではないかというのが私の課題認識です。未着工区間とかルートが論点といった表現が独り歩きし、あたかも整備が将来的に行われることを前提としている印象を与えているのは問題ではないかと思っております。整備自体は既定路線であるかのような誤解を招いている可能性を懸念しているわけでございます。

そのためにも、新鳥栖―武雄温泉間は県の表現でいうと未合意区間であり、合意しているのは在来線利用だということを繰り返し発信することが必要ではないでしょうか。そういう認識を広める努力、県民の理解につながる取組が必要ではないかということについて伺いたいと思います。

次に、日米地位協定の改正については明確な改正が必要との答弁をいただきました。また、研究が必要との答弁もいただきました。

ちなみに日米地位協定の研究に関しては、沖縄県はとても取り組んでおられます。この冊子は「他国地位協定調査について」、「他国地位協定調査報告書（欧州編）」、（資料を示す）ほかにもオーストラリアのこととかフィリピンのこととか、いろんな調査をされております。この冊子は平成三十一年四月に作られ、当時の佐賀県議会全員にも配付をされました。大変に参考になると思います。あと、こういうふうな分かりやすいブックレットとかも沖縄県は作成されております。

ここまでとは申しませんが、大変参考になると思います。知事は研究のほうも今後していくというふうに御答弁いただきました。知事が個人的に研究されていくのか、あるいは政策部とかに一応便宜的にでも対応する役割を割り振るのか、どのように研究をされていくのかということについてイメージや方針があれば御答弁をお願いします。

最後に、佐賀空港の自衛隊使用要請についてでありますが、「駐屯地調整室」の設置について質問させていただきました。大きく三点の所管事項がございました。佐賀空港使用に係る総合調整、県内の駐屯地に係る連絡調整、有明海漁業振興・補償基金が挙がっておりましたが、この中でも改めてお尋ねしたいのは安全性への取組なんです。

これは、一問目のオスプレイの安全性確認について知事のほうにも質問をさせていただき、元大臣の方とか専門家の方とかと意見交換をされているというふうな御答弁もいただきましたが、やはり担当課におかれましても安全性や、あるいは技術的な事項、あるいは予防着陸等の事案について、防衛省の報告を県がそのまま発表するのはもちろんありですけども、それ以外のことは、県は何か、防衛省のほうが一番知見を持っているから何でも防衛省の受け売りというか、県民に直接県の方が説明

するというのはなかなかないかと思いますが、しっかりと担当の「駐屯地調整室」のほうでも国の内外から情報はいろいろと聴取できますので、知事もいろんな形で情報を集めていらっしゃるように、防衛省に対して、ところでこういう記事があるが、これはどうなんだろう、あるいは米国では専門家がこういうふうな事象があると言っているがどうなんだろうというぐらいの対応ができるぐらいに、安全性の対応、研究を「駐屯地調整室」にはしっかりと担っていただきたいと思っております。その点について、対応をどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

以上、再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◉山口知事　登壇＝江口議員の再質問にお答えします。

日米地位協定の研究、そして、オスプレイの安全性などについて、どのような形で研究を進めていくのかというお尋ねでございました。

私自身もでありますし、「駐屯地調整室」も一緒になってやっていくということです。今回、「駐屯地調整室」という部署をつくることにしたわけですので、そこにできるだけノウハウを集約したいというふうにも思っております。私自身、沖縄の事件の数年後に内閣官房の沖縄担当の北部振興と跡地利用の担当もさせていただいて何十回も沖縄には調整に行ったわけであります。ですので、先ほどお話しいただいた沖縄には様々な研究材料があります。そうしたものも十分に参考にしながら、我々自身のほうにもノウハウがしっかりと蓄積されて、それを我々としても一定の主張ができるように努力を重ねていきたいと考えております。

◉引馬地域交流部長　登壇＝私からは、九州新幹線西九州ルート、県民の皆様方の御理解を得るという点についての再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、新鳥栖―武雄温泉間はフル規格に関する合意はございません。在来線を利用する合意しかないわけでございます。この点につきましては、財政負担、在来線、ルート、地域振興、様々な観点があり、こうした点をセットで議論することが必要なわけでございます。大変複雑で難しい問題でございます。

したがいまして、そういったメリット、デメリット、過去の経緯などをしっかり押さえまして、こうした議会の場、またマスコミなど様々なチャネルを通じて、一つ一つ丁寧に県民の皆様の理解を得られるように、引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉木村雄一君（拍手）**登壇**＝公明党の木村雄一でございます。

皆様も御存じのとおり、本日の一般質問から、聞こえに不自由さをお持ちの方々にもリアルタイムで議会審議の内容を御理解いただくための一助となりますように、議会中継画面での手話通訳と佐賀県ホームページでの音声自動文字起こしアプリ「ＵＤトーク」を使用した字幕配信サービスの試行が開始となりました。私自身、質問の趣旨が県民の皆様に分かりやすく御理解いただけるよう、しっかり質問することを念頭に置くとともに、こうしたサービスの実現に向けまして御尽力いただいた皆様、そして、今この瞬間もこのサービスを支えていただいている全ての皆様に感謝を申し上げながら、早速、一問目に入らせていただきます。

最初に、県立大学についてお尋ねをいたします。

今月の二月十四日に、「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」が公表されました。この「現時点でのとりまとめ」は、これまでの

専門家チームの議論の具現化であり、卒業認定や教育カリキュラム、そして、入学者受け入れの方針など三つのポリシーを中心に記載されており、さらに、県立大学において養成を目指す人材として、周囲に変革をもたらす人材「チェンジ・メーカー」の育成、そして、大学の目指す姿として、「日本一プロジェクトが生まれる大学」など、大学の理念を表す大変インパクトのある言葉が並んだ印象を持ちました。

さらに、「大学の運営体制に関する方針」では、大学の「客観的評価」について触れており、「法定の評価に加え、学生の成長や企業等の成長が数値化・可視化され、大学の評価の指標になる仕組を検討する。」とされており、あえてそこに言及された点におきまして、この「現時点でのとりまとめ」のサブタイトルにあります、「地域に愛され、ともに成長する大学を目指して」との理念を私は感じたところであります。

ここからしばらく話が脱線いたしますが、どうか御容赦いただきたいと思います。

昨今、岡山理科大学生命科学部、山本俊政准教授の開発した、海水でも淡水でもない、第三の水と言われる好適環境水が大変注目を集めております。メカニズムの詳細は省かせていただきますが、水道水や雨水に、魚にとって最低限必要な栄養素だけで組成された粉末を溶かすことでできるこの水は、同じ水槽で淡水魚も海水魚も元気に泳ぐ光景を生み出し、陸上養殖の未来を開くとして大変注目を集め、マイナス四十度のモンゴルの大地での陸上養殖に成功し、将来は月面での魚類養殖、そして、耕作放棄地での養殖への期待も高まり、漁業権を持たなくても農業と漁業を両立していける二刀流の生産者、いわば農漁者を生み出す可能性も視野に入れているとのことであります。

もともとこの山本准教授は、水産養殖とは程遠い畑違いの科学畑の出身で、水産養殖の常識にとらわれないアプローチがあったからこそ生み出された技術だと言われており、そもそものきっかけは、同大学の学生が、淡水魚の餌に使う海にすむプランクトンを淡水で育ててみたいと発言したことを真剣に受け止めて、共に実験を始めたことにあるそうであります。開発当初は世間からたたえられるどころか、うそつき呼ばわりされるなど、バッシングもあったようでございますが、諦めず挑戦を続け、寄生虫や病気の心配がなく、成長が早くて、しかも味がよいという特性も生み出し、毒を持たない「おかやま理大ふぐ」など、付加価値の高い商品を次々と生み出しております。

この新しい水は、資源の枯渇、過疎、労働人口の減少など、様々な社会的課題の解決に資するものであり、私はこの山本准教授と学生の姿に「チェンジ・メーカー」の育成という言葉を重ね合わせてしまいます。

さきに佐賀県包括外部監査人から公表された「令和六年度包括外部監査の結果報告書」において、「県立大学基本構想」の建学の精神に掲げられている大学像が着実に実現されれば、県内大学進学率、県内就職率が上昇し、結果として、多様な人材が県内で活躍することになると思われる一方、目指す大学像とかけ離れた結果となれば、県立大学設置は大きな問題を残すこととなるとの意見が付されましたが、掲げた理念を実現することの重要性を監査人は指摘しているものであり、私もこの指摘のように、県立大学の目指す姿を早期に、確実に実現していくことが大変重要だと考えております。

そこで、知事にお伺いをいたします。

県立大学において養成を目指す人材への思いについてであります。

「現時点でのとりまとめ」の中の県立大学において、養成を目指す人材、いわゆる「チェンジ・メーカー」育成への思いについてお伺いをいたします。

次に、理念を実現させていくための環境整備についてお尋ねをいたします。

先ほどの岡山理科大学の山本准教授と学生との関係のように、世の中を変革させるほど影響力のある人材を輩出していくためには、熱量の高い教員の存在が重要です。また、組織としての体制の確立も必要だと考えます。教員の獲得は、どの大学も大変御苦労をなさっていると伺っておりますが、大学の設置認可申請まで、さほど十分な期間があるとも言えない中で、具体的にどのような取組を行おうとしているのか、平尾政策部長にお伺いをいたします。

続いて、大きな項目の二点目です。介護支援専門員（ケアマネジャー）のさらなる負担軽減についてお尋ねをいたします。

介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの皆様のお仕事は、要支援、要介護と認定された方が適切なサービスを受けられるよう、介護保険サービスの利用計画、ケアプランを作成し、居宅訪問により状況を確認し、関係機関との連絡調整を行うものであります。いわば介護保険制度の要の存在と言えるわけでございますが、このケアマネジャーには、その資質の向上のため、法定研修の受講が必須とされる資格更新が五年ごとに義務づけられております。

この点に関して、昨年、私の下に、唐津市内に住む介護サービスを利用なさっている方から、自宅に来てくれるケアマネジャーさんが、資格更新の経済的負担が重く、退職を考えていると聞いた、何とかならないのかという相談をいただき、早速、県の担当課に相談をし、かつまた同僚の中本議員より、昨年六月議会の一般質問で問題提起をさせていただいた経緯があります。

その結果、今議会におきましては、ケアマネジャーの研修受講に係る受講費の自己負担の軽減につながる指定研修実施機関に対する経費補助などを含む予算案が上程をされ、大変喜ばしく感じております。

この中で、資格更新に係る受講料の負担軽減についてですが、提案がございます。

今回、財源として地域医療介護総合確保基金を充当するということでありますが、隣県の福岡県では厚生労働省所管の教育訓練給付制度を活用し、来年一月のケアマネジャー実務研修から受講費用の負担軽減を図ることが決まっております。

この制度は受講希望者本人が申請することが基本ですが、まずは研修機関などが、県にこの制度の活用を申請することが求められております。今議会で提案をされている研修実施機関への補助と併用すれば、さらなる受講費用の軽減につながると考えます。

この教育訓練給付制度は、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用の一部が支給されるものですが、この制度が域内で活用されていない自治体が多く、現場にうまく情報が伝わっていないなどの状況もあり、令和五年八月に厚生労働省から積極的な活用を促す事務連絡が発出をされております。

佐賀県としても、この制度を活用し、さらなる負担軽減に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、ケアマネジャーの皆様に重くのしかかっているのが、シャドーワークと言われる業務外の依頼への対応であります。通院の送迎や行政手続の代行など、過剰な業務負担も離職を考える一因となっているようであります。依頼を断りますと、ほかの人に変えてほしいというクレームになるケースもあり、厚生労働省の調査では、直近一年間で業務外と考えられる依頼に一回以上対応した事業者は七割以上に達しており、介護現場は、いわゆるシャドーワークによって支えられている現状が浮き彫りになってきております。

介護保険制度が発足して四半世紀がたち、三年ごとの制度改正のたびに業務が複雑化し、作成しなければならない書類の量も増えている中、ケアマネジャーの報酬は、利用者の介護認定ごとに決まるわけであり、利用者や家族のニーズに丁寧に寄り添おうとすれば、ケアプラン内には必ずしも収まらず、それ以上にサービスを提供しようとしようにも報酬の仕組みがなく、ストレスを感じている方も少なくないようであります。

行政手続の代行や買い物などの家事支援は他の機関が担うべきものであり、何でも屋として扱われている実態があるとすれば、看過できない問題だと考えます。見方によっては、利用者から頼られている、信頼されているあかしとも受け取ることもできますが、買い物難民の深刻化、そしてカスタマーハラスメントへの対応が求められている昨今、利用者のモラルハザードが懸念される要素もはらんでおり、過度な要求を控える利用者側の理解と協力も欠かせないものと考えます。

今後、ケアプランの作成においては、ＡＩ技術の進展により効率化される可能性もありますが、対人業務は残っていくと思われ、この点におきましても、法定研修で相談、援助などの技術面をトレーニングできる要素を取り入れていくなどの研修内容の見直しや、受講時間の短縮など、さらなる負担軽減を図っていく必要があると考えます。

そこで、介護サービスの要でありますケアマネジャーの離職防止のためにも、シャドーワークの軽減など、さらなる負担軽減に取り組んでいく必要があると考えますがいかがでしょうか、以上二点を井上健康福祉部長にお伺いをいたします。

続いて、大きな項目の三点目です。奨学金の返還支援についてであります。

私は、令和五年二月定例県議会一般質問におきまして、奨学金代理返還制度を紹介し、同時に、他県において、この制度を自治体も支援することで、県内企業への大卒人材の就職の促進を図っている事例も紹介させていただき、本県でも同様の取組ができないかと提案をさせていただいておりました。

改めてですが、奨学金代理返還制度は、日本学生支援機構から奨学金の貸し付けを受けている学生を雇用する企業が、本人に代わって直接、奨学金の返還を行う制度であり、制度を利用した企業と従業員の双方にとって様々なインセンティブがあります。従来、返還を支援する企業の多くは社員の給与に上乗せをしていたため、その分の所得税などが生じておりましたが、代理返還制度を使えば、社員の課税額が減り、企業も損金算入できるため、法人税を減らせるなど、税制上のメリット、そして何より企業にとっても、学生に向けた大変よいアピールになるわけでもあります。

今議会では、この代理返還方式だけではなく、手当を支給する方式の企業にも支援をする奨学金返還支援事業が提案されており、本県が返還

支援を企業と一緒になって取り組み、若年人材の県内企業への就職並びに定着につながるものと期待をするところであり、これまで私自身、オンラインやオフラインにおいて、若い方々から制度実現への要望を数多くちょうだいしてきただけに、大変喜ばしく感じております。

ところで、今回提案されている予算額では、初年度は全体で三百万円となっており、一社当たり三名まで、約十社の利用を見込んでいるとのことであります。加えて、現在奨学金を返還中の従業員への支援も対象とすると聞いており、従業員の定着につながる面を評価する一方、県内企業への就職を促すきっかけとするには、いささかインパクトに欠ける予算規模ではないかとも考えております。

そこで、お伺いいたしますが、奨学金返還支援を行う企業への補助について、一社当たりの上限人数、従業員一人当たりの年間補助上限額及び補助期間について、どのような考えで設定をしているのかお伺いをいたします。

次に、制度の周知についてです。

前回質問した際にも申し上げましたが、日本学生支援機構のホームページには、佐賀県内で代理返還制度を利用しておられる企業は、佐賀市内の一社のみであり、当時の部長答弁では、幅広く周知をしていく旨の発言がありました。

そこで、今回改めて同ホームページを見ましたところ、四社に増えてはおりましたが、非常に少ないのが現状です。もっともこのホームページへの社名の掲載は義務づけられていないため、実際にはもっと利用している企業もあるかもしれませんが、いずれにしても、県内企業への制度の周知の取組の強化とともに、県内企業への就職を考えている学生の皆さんに確実に情報を届けていくことが重要だと考えます。

当然ながら、奨学金返還制度の有無だけで就職先を決めるわけではありませんが、今回、佐賀県としても支援を行っていくこととなるわけでありますので、しっかりと今回の事業の効果が発現されるように、まずは情報が受け手にしっかりと届くように取り組んでいかなくてはなりません。

そこで、県内企業や学生の皆様に対して、この奨学金返還支援事業の広報にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

次に、今後の展望についてです。

先ほども申し上げましたが、奨学金返還支援制度創設の目的は、県内企業における人材の確保にあるわけですが、スモールスタートといった印象を持っています。支援対象企業数を増加させていくことなど、事業の規模拡大について県民の期待も大変高いものと考えます。

そこで、今後の展望についてどのように考えているのか、以上三点、井手産業労働部長にお伺いをいたします。

続いて、最後の項目、四点目です。ＧＩＧＡスクール端末の適切な更新と処分についてであります。

国においては、二〇一九年より児童生徒にＩＣＴ端末を活用した「個別最適な学び」を保障するＧＩＧＡスクール構想を推進するため、一人一台の端末を整備し、全国の昨年八月時点における台数は九百五十万台に上っております。

このＧＩＧＡスクール構想は、バッテリーの耐用年数やＯＳのサポート期限切れ等の観点から、五年程度で計画的に端末を更新することが前提とされております。

国は、令和六年度から十年度までをＧＩＧＡスクール構想第二期として位置づけており、構想の初期に端末を導入した自治体では、順次更新の時期を迎えることになりますが、一度に大量の更新端末が発生するため、令和六年度から十年度までの五年間で適切に端末を更新するよう計画を策定し、公表することが求められております。

自治体が端末を準備する際に利用できる国の補助の要件には、県が設置する共同調達会議に参加すること、共同調達会議が取りまとめる共同調達による端末調整を行うこと、そして、端末に関する各種計画を策定することが定められており、国が求める共同調達の効果を最大限発揮するためにも県と市町が連携して作業を進めていく必要があります。

ここで最も留意しなければならないのが、子供たちが利用してきた端末の適正かつ確実な処分であります。プライバシーに関わる多くの情報が入っており、アンケートに回答した内容、インターネットサイト上のアクセス情報、そして、端末で撮影した写真には位置情報が記録されており、自宅の特定につながるリスクがあります。そのほか、ワークシート、子供たちの学びの記録が残っており、こうしたものが入っている記憶媒体は単純な物理破壊では復元可能であり、専用ソフトでの処理でなければ個人情報の流出につながる可能性があります。

先般、公明党会派で愛知県の名古屋市に出向き、廃棄パソコンのデータ消去の現場を視察いたしました。そこでは障害のある方を数多く高い工賃で雇用し、集中力が高いという特性を生かして、廃棄パソコンの解体、そして部品の分類作業が行われており、福祉事業所の活用、障害者の一般就労の受け皿として大変注目を集めているとのことでありました。

全国から送られてくる廃棄パソコンの専用ソフトによるデータ消去の作業はプロパー社員の方が担当されておりましたが、想像以上に大変な工程でありました。数時間かかっても電源が入らないもの、起動後も専用ソフトによる消去に時間がかかるもの、結果としてエラーとなり、データ消去が完了しないものもあり、プロがやっても一〇％はデータ消去に失敗するケースがあるということでありました。最終的には基盤を粉末状にするところまでの工程を拝見いたしましたが、顧客によってはこの粉末状にする作業工程の動画記録の提出を望む方もおられ、大量に端末を処理することの困難さを目の当たりにしてまいりました。

国においては、全国の自治体に対し、文科省、経産省、環境省の三省合同で令和五年十月二十六日に事務連絡を通知し、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者や、資源有効利用促進法に基づく製造事業者でデータ消去などの対応を行うことが要請をされております。

そこで、次の点について伺います。

ＧＩＧＡスクール端末の更新に向けた取組状況についてであります。

国の補助要件に示されている、県が設置する市町との共同調達会議の実施状況、端末の共同調達の状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、端末の適切な更新と処分についてお尋ねいたします。

ＧＩＧＡスクール端末の更新については、新しい端末への更新とこれまで利用していた端末の処分が必要であります。特に処分についてですが、生徒や家族の個人情報などのネット流出によるデジタルタトゥー被害やいじめなどの二次被害、一部事業者による処分端末の海外輸出による様々なリスクがあり、三省合同通知でも教育委員会の排出事業者とし

ての責任を警告しております。全国の事例では、これは教育委員会ではございませんが、神奈川県庁におきまして、リース業者に処分を任せきりにしたため、納税情報が流出をし、謝罪会見に至ったケースや、違法な回収業者が介したことで海外での不法投棄など環境保全上の問題が生じるなど、ＳＤＧｓの重要性を子供たちに教えていく上で看過できない問題もはらんでおります。

そこで、端末の適切な更新と処分についてどのように取り組んでいくのか、以上二点を甲斐教育長にお尋ねし、一回目の質問といたします。

（拍手）

◉山口知事　登壇＝木村雄一議員の御質問にお答えします。

県立大学について、目指す人材などについてお答えします。

木村議員から興味深い例をいただきました。岡山理科大の山本准教授の話です。海水魚を淡水で育てる、まさに常識外れと言われたことだと思います。私は、過去からの常識にとらわれない発想、技術、連携、人材、こうしたものが大切だと思います。人材、そして、知の力というのは、これからの時代にますます大切になってくると考えています。私は、佐賀県を新時代の知の拠点としたいと考えております。

今般、専門家チームにおける検討状況について「現時点でのとりまとめ」がなされ、県議会にも報告し、公表させていただきました。昨年三月は、専門家チームが発足した当初に、私とチームメンバーがフリーに意見交換をさせていただきました。そして、それ以降はメンバーの大学教授としての見識、ゼロから大学をつくる熱量を基に専門家チームで議論が進められました。各メンバーが佐賀県立大学における教育の在り方を真剣に考え、議論に議論を重ねたものであります。感謝申し上げたいと思います。

今回、「養成を目指す人材」として、「不確実性を増す時代において、現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材、いわゆる〝チェンジ・メーカー〟」を示していただきました。私も心から共感するものであります。

鳥瞰的な視点、自ら考え実践することができる人材がこれからの時代に必要だと思っているわけですが、教育者という立場から、どのような教育をすればこのような人材が養成できるのかという実務的な点も踏まえて整理していただきました。

また、「育成する人材像」の中に、「自ら課題を発見し」という言葉があります。これが大切です。与えられた課題への対応力だけではなくて、自ら課題を発見することが、真の意味で、チャレンジし、解決策を考えることにつながっていくものと考えております。

引き続き、専門家チームの皆さんには具体化に向けた作業を進めていただきたいと考えています。

◉平尾政策部長　登壇＝私からは、県立大学の質問のうち、理念を実現させるための環境整備についてお答え申し上げます。

教員の確保につきましては、令和七年度以降にカリキュラムの体系、内容の検討を進めてまいりますが、それと並行して中核となる教員やカリキュラムの検討を踏まえた教員採用の条件などの検討を進めてまいります。具体的な採用につきましては、「現時点でのとりまとめ」でもお示ししております。

まず、県立大学の理念を理解した教育研究活動を推進できる方、学生の熱量とシンクロする高い熱量を持ち、実践的な教育を重視し、学習意

欲を引き出せる方、また、学生に知識を教え込むだけでなく、ファシリテーターの役割を担い、学生の成長を支援できる方、こうした方々に教員として来ていただきたいというふうに考えております。教員のネットワークを使いながら、面接や模擬授業などによって採用していきたいというふうに考えております。

また、県立大学の開学前から、県が行いますプロジェクトや高校での探究学習にも関わってもらうなど、開学と同時に実践的な教育がスムーズに進むような取組も検討しているところでございます。

次に、組織体制でございますが、大学事務局につきましては、学内の総務、会計、学生支援など、標準的な部門に加え、高校をはじめとする学校、県内企業、市町との連携などを専門的に担当する部門が必要と認識をしております。

特に外部との連携でございますが、佐賀県立大学における教育効果、特色という意味でも重要でございます。これを一人一人の教員に頼り過ぎてはいけないというふうに考えております。様々な調整などを一括して組織的に対応する専門部署が必要でございます。

外部との連携を担う専門部署は、ほかの大学でも設置をされている例はございますが、固定観念にとらわれず、組織の在り方を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

◉井上健康福祉部長　登壇＝私には、介護支援専門員の負担軽減について二点御質問をいただきました。

少子・高齢化が進む中、佐賀県においては介護を必要とする割合が増加する七十五歳以上の人口は二〇三五年まで増加すると見込まれております。ケアマネジャーの確保は大きな課題と認識しております。

令和七年度の予算の検討に当たりまして、改めて現場のケアマネジャーをはじめ、関係者の方々と意見交換をしてまいりました。その中では、研修の受講料は基本、ケアマネジャー個人で負担しており、負担が大きい。研修会場は佐賀市内の一カ所であり、往復に時間を要している。利用者やその家族からの困り事が直接ケアマネジャーに依頼され、断ることが難しいなどの声がありました。そうした中で、改めて研修受講の負担、また日頃の業務負担の軽減を図る必要があると考えたところでございます。

まず、研修受講の負担についてです。

今回の予算においては、研修の受講料を三分の二に軽減するとともに、オンラインで受講できる研修科目の拡充をすることとしております。

議員から御質問がございました国の教育訓練給付制度は、国が指定した研修を修了した方に受講費の一部が支給されるものでございます。県としては、ケアマネジャーの法定研修にこの制度を活用することで、受講者のさらなる負担軽減が図られることから、佐賀県の指定研修実施機関であります佐賀県介護保険事業連合会と連携を図りながら、令和七年度から活用できるよう準備を進めております。

次に、さらなる業務負担の軽減について御質問をいただきました。

日頃の業務負担軽減については、議員からシャドーワークという言葉もいただきました。業務外、また見えにくい仕事ということになるかと思います。

現場の方々にお聞きいたしますと、具体的なものとしては、例えば、部屋の片づけ、買い物といった家事仕事、書類の作成や発送、受け取り、

また福祉サービスの利用料の支払いといったことが挙げられまして、こうしたことへの対応としては、ケアマネジャーの今の業務分担が適当なのか、課題を共有し、事業所内、また地域での検討が必要と考えます。

居宅介護支援事業者の責任者の方からは、ケアマネジャーの本来業務の範囲は認識しており、利用者にも周知をしている。本来業務ではない業務については、別の機関へつなぐなどの対応をしている。家族が遠方にいる方や緊急時などは、本来業務ではないと分かりつつ、対応せざるを得ない場合があるといった話を聞いております。

事業所として、取組が始まっているところもあります。また、地域によっては、既にこうしたことを地域の課題と捉えて検討や取組を進めているところもございます。

県としては、今後、市町、介護保険者、地域包括支援センターなど、地域の関係者と現場の実態を共有しながら、ケアマネジャーの負担軽減にどのようなことが効果的なのか、意見交換を行ってまいります。

また、ケアマネジャーの業務や研修の在り方などについては、国においても検討会で議論がされております。昨年十二月に中間整理がなされたところでございます。こうした動きも注視してまいります。

今後も、現場の声を丁寧に聞きながら、ケアマネジャーの負担軽減に向けた取組を進めるとともに、また来年度は介護現場のさらなる生産性向上にも取り組むこととしております。そうしたことも含めまして、それぞれの地域において介護サービスがよりよい形で継続していけるよう、また人材の確保につながるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、奨学金返還支援についてお答えいたします。

まず、補助要件の考え方についてですが、他の事例とも比較するとともに、できる限り実情に対応した制度となるよう設定しました。

そのうち、一社当たりの上限人数は三人としています。これは企業ごとの採用人数が異なる中で、特定の企業に予算が集中しないようにしたものです。具体的には、中小企業の採用者数を五人程度と想定しまして、大学生の半数が奨学金を利用している実績を踏まえて、五人の半数である三人としています。

次に、従業員一人当たりの年間補助上限額は十万円としています。これは企業の負担額の半分程度をカバーできる額としたものです。具体的には、奨学金の平均返済額が年間約二十万円であることから、その半額の十万円としました。

最後に、補助期間は五年間としております。これは全国的な課題である若手人材の早期離職への対応を考慮したものです。厚労省の調査によりますと、大学新卒採用者の三年以内の離職率は三割を超えています。これを踏まえ、補助期間を離職率が高い三年を超える五年間としました。

次に、広報につきましては幅広く行っていくこととしておりますけれども、その中でもこの事業で主に広報すべき対象は県内企業と学生の皆さんだと考えております。

まず、県内企業には、この制度を導入してもらうために必要な広報を行います。例えば、県内への人材確保、定着を図るという制度の内容や効果のほか、これは木村議員がお話しされたとおり、代理返還の損金算入による税制上のメリットなどもしっかりＰＲしていきます。

学生には、例えば、制度導入企業の情報など、就職活動の検討材料と

してもらうために必要な広報を行います。いずれも多様な媒体を活用しまして、効果的な広報となるよう取り組んでいきます。

最後に、今後の展望につきましては、今回、初年度の補助経費は、県内企業の公開情報やヒアリングなどを通じて、奨学金返還支援制度を導入している企業数を把握して、それに基づいて算出しております。ただ、予算発表以降、多くの企業から制度に関する問い合わせをいただいておりまして、関心の高さを非常に実感しております。さらに今後は、先ほども言いましたけれども、広報活動にも力を入れます。より多くの県内企業に奨学金返還支援制度が広がって、県内への人材確保、定着につながるよう力を尽くします。

私からは以上です。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、ＧＩＧＡスクール端末の適切な更新と処分についてお答えをいたします。

初めに、端末の更新に向けた取組状況についてお答えいたします。

お尋ねのありました共同調達会議は、今年度これまでに十回実施しておりまして、内容について少し申し上げますと、各市町の端末更新に関する情報交換や調整、具体的な共通仕様書の内容検討と作成、これは例えば、端末の機種とか、スペック、保守サービス、処分方法等々について具体的に記載していくものでございます。また、端末更新のためには各種計画の策定が必要でして、こうしたものの技術面のアドバイスに加え、今後一層端末活用が進むよう、県として市町の検討を後押しする、こういったことなどについて県がリードしながら進めているところでございます。

現在、令和七年度に更新予定の五つの市町、約七千台について、共同調達のための共通仕様書の作成や入札準備等に取り組んでいるところでございます。

次に、今後の端末の適切な更新と処分についてお答えをいたします。

今後、市町の端末更新は令和八年度に集中する見込みで、十四市町、約五万五千台を更新予定でございます。最終的には令和十年度までに全ての市町の端末約六万九千台の更新を終了する予定となっております。

県教育委員会では、令和二年度に一部の市町について共同調達を実施した実績がございます。また、これまでに県立学校で培った知見も生かしまして、引き続き市町へのアドバイスを行い、市町の意向をしっかり踏まえながら、計画的、効率的な端末更新を推進してまいります。

また、お話がありましたように、子供たちの個人情報を守るためには、端末を処分する際のデータ流出の未然防止は非常に重要であり、市町教育委員会にも強く呼びかけているところです。

具体的な対応としましては、端末を共同調達するための共通仕様書の中で受託事業者に対して、端末の更新とあわせて使用済みの端末を引き取り、小型家電リサイクル法などに従い適切に処分し、データを確実に消去したという証明書を提出するよう求めることとしています。また、市町が今年度末までに作成、公表する端末更新計画書においても適切な処分方法を明記することとしており、確実化を図ってまいります。

一人一台端末は、子供たちの主体的な学びを実現するために重要なツールでございます。県教育委員会として、今後とも、子供たちが安全・安心に活用できるよう、市町における端末の適切な更新と処分を積極的に支援してまいります。

以上、お答えいたします。

◉木村雄一君　**登壇**＝それぞれ御答弁をいただきありがとうございました。

最後、教育長のほうからしっかりと対応していきますという言葉をいただきました。できれば、可能であれば、私どもが視察をいたしました現場を一度担当の方にも見ていただくほうがいいんではないかなというふうに思っております。本当に大変な作業でございましたので、各担当の方がこの重要性を引き継いでいただくという意味でも、一回現場を見るということをぜひやっていただきたいというふうに思います。

再質問は一点だけでございます。ケアマネジャーのさらなる負担軽減についてです。

私の提案に対しまして、併用する形で今後さらなる受講費用の負担軽減を図っていきたいという御答弁をいただきました。

この点に関してですけども、実際併用すると、どれぐらいこの金額が下がっていく方向なのか、また、令和七年度からの開始を目指したいということでありましたが、時期についても併せて明確にお答えをいただければと思っております。

以上を再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◉井上健康福祉部長　**登壇**＝木村議員の再質問にお答えいたします。

研修受講料がどの程度軽減されるのか、また、その活用の時期ということでございました。

基本的な形としては、まず、県の事業で受講料の三分の一を軽減するということ、それに国の給付制度で軽減後の受講料の四割が基本的には給付されるという形になります。例えば、ケアマネジャーが一回目の資格更新を行う際の研修の受講料、これは六万円ということになりますけども、県の事業で三分の一の二万円が軽減され四万円、受講者は国の給付制度を活用することで四万円の四割に当たる一万六千円が受講者に給付されるということになります。結果、六万円が二万四千円となり、三万六千円の負担の軽減ということになります。さらに一定の要件を満たした場合、国の給付制度において追加で一割が給付されるということになっております。

これらの制度についてですけども、いずれも今年の四月から活用できるよう準備を進めております。

私からは以上でございます。

◉岡口重文君（拍手）**登壇**＝自民党の岡口重文でございます。しばらくお付き合いをお願いいたします。今回三項目について質問をしたいと思っております。早速、質問に入りたいと思います。

一項目めは、地方創生における伊万里、有田地域に対する知事の思いについて伺いたいと思います。

昨今、地方創生が改めて注目を浴びています。国においては、石破総理が楽しい日本を実現するための政策の核心を地方創生二・〇としています。官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限に引き出し、ハードだけではなく、ソフトの魅力が新たな人の流れを生み出すとされております。

山口知事におかれましては、知事就任時から、自発の地域づくり、「さが段階チャレンジ交付金」、「山の会議（仮）」など、地域の特色を踏まえた様々なプロジェクトなどに取り組んでおられ、私は大変心強く思っております。

一方で、私は、地方創生に当たっては県全体の地域バランスとして、

ある程度均衡がとれた発展が重要ではないかと考えております。

そういったことを考える中で、県の取組を振り返りますと、例えば、佐賀であればＳＡＧＡアリーナの整備や県立大学の創設、唐津であれば唐津プロジェクトに取り組まれております。また、鹿島・太良、吉野ヶ里などにおいてもそれぞれの地域の特徴などを踏まえて地域の核となるような予算が提案されております。

私の地元である伊万里においても鍋島焼三百五十周年の取組や、有田においては窯業への支援に関する予算などが提案されており、様々なことに取り組んでいただいていることは重々承知をしておりますが、私としては、ほかの地域に比べると、伊万里、有田地域への取組について多少の寂しさを感じなくもありません。今後もますます人口減少が進み、取り巻く状況は年々厳しさを増していくのではないかと考えています。このままでは、伊万里、有田地域は県全体を見たときに埋没してしまい、地方創生からも取り残されてしまうのではないかという危機感さえ持っております。

知事には就任以来、伊万里、有田と真摯に向き合い、地域の頑張りに対して様々な後押しをいただいているものと認識をしておりますが、そういうことを踏まえ、知事就任十年が経過する中で、伊万里、有田地域に対する知事の思いについて伺います。

二項目めであります。肉用牛の振興について伺いたいと思います。

本県の畜産業は、県内農業産出額の約三割を占める主要部門であります。そのうち、肉用牛は畜産業の産出額の約半分を占めることから、肉用牛の振興は佐賀県農業の振興を図る上で極めて重要と考えます。

また昨年、ブランド誕生から四十周年を迎えた「佐賀牛®」は、農家の皆さんが長年にわたり、飼養管理技術や飼料給与体系の改善などに取り組まれたことにより、本県畜産物のリーディングブランドに成長しました。今後も、飼養技術の向上や、国内外への販路拡大などに取り組まれることで、さらなるブランド力の向上に期待をしております。

私の地元である伊万里市では、肉用牛は、米や梨などの果樹と並び、中山間地域農業を支える品目として重要な役割を果たしています。私が農協職員だった頃は、肉用牛農家は収入の一部を貯蓄し、その貯蓄で新たに牛を購入することで飼養頭数を増やすように努力されました。産地は次第に拡大していきました。生き物を扱うため、一年中休むことなく働かないといけないけれども、もうけることができていたため、畜産農家の皆さんは笑顔で仕事をされておりました。

もう五十年近く前になりますから、昨日のように思い出されますが、私も農協に入ってすぐ畜産担当をさせていただきました。そのときは家畜商の人がいらっしゃいまして、家畜商に付いて子牛を買いに行ったり、牛を売ったりさせていただいて、ちょうど肥育が盛んといいますか、国と一緒になって、この肥育牛の振興がされた足がかりではなかったかなと思っております。それで農家も増えましたし、団地化も増えて多頭飼いも増えました。そういう振興の足がかりになったときに、たまたま私がそういう畜産に関わったことを、今、私は大変感謝しているところでございます。

しかしながら、近年、物価高騰の影響を受けた枝肉価格の低迷や餌代等の高騰により、肉用牛農家の経営は悪化をしてきております。地元の肉用牛農家の一部からは、牛を出荷しても十分な収入がないという声や、借入金が返済できないという声を多く聞くようになりました。

これまでも、ＢＳＥ問題や東日本大震災が発生したときなど消費が減退するたびに、肉用牛農家の経営は悪化と改善を繰り返してきました。今回は物価高騰に伴って、比較的高価な食材である牛肉の消費が低迷しているものであり、物価高に賃金の上昇が追いつくまで、消費や価格の低迷が続くのではないかと大変心配をしております。

私は、このままでは肉用牛農家は一部の大規模農家のみが生き残り、多くの小規模農家はいなくなってしまうのではないかと危惧をしております。近年、農家の高齢化や後継者不足により、県内の農家戸数は減少しており、肉用牛農家も令和元年には六百八戸であったものの、令和六年には五百八戸と、ここ五年で二割近くも減少しております。

農家戸数が減少する中においては、大規模農家を育成するのはもちろん重要ですけれども、中山間地域を守っていくためには、小規模な農家が安心して肉用牛経営に取り組めるようにしていくことも重要と考えます。国、県でも様々な支援をされておりますが、真に必要なところに手が届いているのかと本当に心配をしております。

そこで、県は肉用牛の振興にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

次に、三点目ですが、県西北部への企業誘致について伺います。

本県が持続的に発展していくためには、若い人が地元に残り、夢と希望を持てるような地域にしていく必要があります。そのためには、単なる雇用の場の創出ではなく、地域の特性を生かし、若者や子育て世代が活躍できるような魅力的な企業を増やしていくことが重要であると考えます。

県ではこれまで、積極的に企業誘致に取り組んできた結果、近年、大型の企業誘致の実現につながっていると認識をしております。私の地元伊万里市では、久原地区において株式会社ＳＵＭＣＯが大型の投資を行っております。また、隣の唐津市においては、昨年四月に厳木町の新産業集積エリア唐津に株式会社佐賀鉄工所の進出が決まりました。

県内では企業進出が続き、企業誘致の受け皿となる産業用地の確保が課題になっていると聞いております。伊万里には七ヘクタールもの広さを有する造成済みの伊万里東部工業団地があります。また、県西北部は、アジアへの玄関口として重要港湾に位置づけられております伊万里港や、延伸が進む西九州自動車道など、大きな強みを有していると思っております。伊万里東部工業団地は、伊万里港と武雄北方インターチェンジの中間地点でもあり、交通アクセスにも優れていると思いますが、これまで企業の進出には至っておらず、地元からは港湾利用型の企業立地などへの期待の声が多く聞かれるようになりました。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

伊万里東部工業団地への企業誘致の状況はどうなっているのか。また、誘致実現に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

また、県西北部への企業誘致について、県は今後どのように取り組んでいくのか伺って質問といたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

◉山口知事　登壇＝岡口重文議員の御質問にお答えします。

地方創生における伊万里、有田地域に対する私の思いについてであります。

私も、この伊万里、有田地域を埋没させることなく、未来に向かって輝く地域にしたいと考えています。

直近五年における平均人口の動向を見ますと、伊万里市の人口は約六百人、有田町の人口は約二百五十人減少している状況で、この減少率の平均はマイナス一・二％程度となっていまして、県平均がマイナス〇・六％ですので、上回っているということで、岡口県議の危機意識も、私も共有したいと思います。

他方で、お話しいただきましたように、ＳＵＭＣＯさんとか名村造船所さんといった日本を代表する企業が集積しております。ＳＵＭＣＯは伊万里市において新工場を建設し、名村造船所は七ツ島工業団地内に新たな投資を計画しております。さらに、西九州自動車道、伊万里港、セラミックロードなど、ハード整備も進んでおりまして、将来の成長が見えてくる大切な局面に差しかかっているものと認識しております。

これまでも県道多久若木線における女山トンネル、若木バイパスなどを整備して、県内での物流ルートという意味では向上しました。令和五年度からは伊万里臨港道路の四車線化にも着手しております。改良を既に終えた楠久津交差点では渋滞が大幅に緩和されたという話も聞いております。さらに、セラミックロードは、伊万里市区間の工事に平成三十年度から順次着手していますし、伊万里有田共立病院も大切にしなければいけないと思っています。

伊万里港では、令和四年度に二基目のガントリークレーン「まりん」が完成いたしまして、コンテナターミナルとしての機能を強化して、補助金も倍増して、台湾、東南アジアなどに向けた新規航路の誘致も期待しております。

さらに、ＳＳＰ構想を進めていく上で、伊万里はホッケーが大切な町であります。人工芝のホッケーフィールドを整備いたしました。地元の皆さんにお伺いしますと、これからは全国から広域的に選手を集めたいというふうにもお聞きしました。

農業におきましては、何といっても伊万里は果物の町でもありますし、「さが園芸８８８運動」において中核を担っていただきたいと思っています。トレーニングファームから園芸団地といった流れができるような整備を今議会にも提案しております。ぜひ担い手の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、伊万里大川内山は、大変インバウンドにも評価が高い、かけがえのない場所であります。三百五十年の歴史を紡いできたということで、その国内外での販路拡大に向けた取組に係る予算を今議会に提案させていただいております。

令和五年度からは、有田との連携において、有田では「アリタ・マシュマロ・クリスマス」というものを開催いたしました。この二年間続けてまいりましたけれども、特に若手の皆さん方が初めて訪れる方が多く、大変売り上げ増に貢献しております。何とかこれを大川内山でもということで、せんだって「イマリ・キャンドル・クリスマス」というものを開催させていただきました。

こうした様々な取組をしておりますけれども、こういったものを議員がおっしゃるように、もっと元気がある形で連携させながら、全体の浮揚につなげるといった観点でぜひ考えてみたいと思います。

一方、この機会に改めて伊万里についての分析をさせていただきました。伊万里市は昼間人口、いわゆる昼間流入が大変多い町です。分析をしましたが、約三千人、昼間の流入が多いということでありまして、例えば、松浦からはプラス五百五十人、佐世保からもプラス二百人という

ことで、多くの皆さん方が働きにやってくる町です。

そして、私も、伊万里の方から、例えばＳＵＭＣＯや名村造船所も市外から働きに来る方は多いんだけれども、もっと市内に住んでいただけないだろうかというお話もよく聞くところなんです。

次に、住所について考えてみたいと思います。

令和五年は長崎県から佐賀県にプラスマイナスでいいますと五百人転入超過です。長崎から佐賀に二千人が転入し、佐賀から長崎へ約千五百人が転出して、我々から見ると五百人の転入超過になります。松浦市、佐世保市から伊万里市へは百七十人が転入し、伊万里市から両市へは百四十人が転出するので、伊万里は三十人転入超過ということになります。ですので、もっと夜間人口を増やすような政策を伊万里市や関係の皆さん方と連携して取り組むということが一つのフックになっていくんではないかなと思います。

という考えに至りますと、これから長崎県からの交流ですとか住居転入といったものも成長の鍵になり得るのではないかと、伊万里・有田圏域を考えた場合に思います。

例えば、有明海でありますと、そこを一体的な圏域と捉えて、今様々な政策をやっておりますけれども、伊万里地域と松浦地域の圏域で取り組む県またぎのプロジェクトなども考えられると思いますので、我々もそういう元気が出る政策を一緒に地元と考えていきたいと思います。

伊万里、有田地域は九州北西部の中核の都市になるポテンシャルを大いに持っていると思いますし、今、岡口県議がおっしゃるように、大切な時期を迎えています。未来に向けてこの両地域は県にとって大事な地域でありますので、こうした時期にこそ、引き続き全力で応援していきたいと考えております。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、県西北部への企業誘致についてお答えします。

まず、伊万里東部工業団地への企業誘致についてですが、企業が進出先を検討する場合、まず必要な面積が確保できるかを確認されます。その上で、交通アクセス、水、電力などのインフラの整備状況や、人材が確保できるかなど、様々な観点から複数の候補地を比較検討され、最も適した場所を選ばれます。

造成済みで七ヘクタールという一定の面積を有する伊万里東部工業団地は、高台で浸水リスクが低く、地震も少ない場所です。伊万里港、西九州自動車道、長崎自動車道との優れた交通アクセスも強みです。これらの優位性をアピールしながら、立地可能性のある企業には現地視察に誘導し、強みを実感してもらっております。

こうした誘致活動の結果、現時点ではちょっと成約には至っていないものの、最終候補地となったこともございます。

今年度は、伊万里東部工業団地や造成中の佐賀コロニー跡の県営産業団地に特化した広報事業にも取り組んでおります。例えば、サイトの開設やリーフレットの作成、メディアを活用したＰＲなどに取り組んでおります。引き続き早期の誘致実現に力を入れていきます。

次に、県西北部への企業誘致についてですが、県西北部地域、ここには先ほど答弁した伊万里の東部工業団地も含みますけれども、国際コンテナ航路を持つ伊万里港、そして物流、観光、水産などの機能を併せ持つ唐津港があります。さらに西九州自動車道や長崎自動車道への交通アクセスもよく、大きな強みとなっております。

県は、これまでウェブや紙媒体を通じた広報展開を行い、県西北部への産業団地に関する情報発信などを行うとともに、着実な誘致活動を進めてきました。その結果、昨年四月には、新産業集積エリア唐津に株式会社佐賀鉄工所の進出などが実現したところです。

引き続き、県西北部地域が持つ優位性を生かし、地元市町とも連携しながら積極的な誘致活動を行っていきます。

私からは以上です。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、肉用牛の振興についてお答えいたします。

肉用牛経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、本県の肉用牛を振興していくためには、経営の安定化や効率化を図りながら海外からも評価を得ている「佐賀牛®」に代表される高品質な肉用牛を生産し、そして、その価値を高めて販売することで、稼ぐ肉用牛経営を確立することが重要であるというふうに考えております。

このため、まず経営の安定化に向けては、国のセーフティーネットに加え、特に今年度は飼料価格の高止まりや子牛価格の急激な下落により経営が悪化していることから、県独自で規模の大小にかかわらず、肉用牛農家に対する配合飼料の価格高騰分の支援、また、肉用牛繁殖農家に対する子牛の生産費用と取引価格の差額の支援を行うための予算を今議会に提案しております。

次に、経営の効率化に向けましては、畜産経営コンサルタントによる経営診断に基づく経営改善指導、また、ＩＣＴ、ＩｏＴのツールを活用した飼養管理技術の向上や省力化の推進などに取り組むほか、高品質化に向けて肉質の向上と枝肉重量の増加を両立させる飼料給与等の飼養技術の普及などにも取り組んでおります。さらには、「佐賀牛®」のブランド力を向上させるための知事によりますトップセールスなど、国内外における効果的なプロモーションを実施しております。また、佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」や、「佐賀牛®」のもととなる子牛の生産拠点である「佐賀牛いろはファーム」を活用した「佐賀生まれ、佐賀育ちの佐賀牛」の一気通貫による生産や輸出の拡大にも取り組んでおります。

今後とも、現場の肉用牛農家の意見を聞きながら必要な対策を講じていくことで、肉用牛農家の方々が安心して経営を続けていただけるよう、ＪＡなど関係機関と一体となって本県肉用牛の振興につなげてまいります。

私からは以上でございます。

◉一ノ瀬裕子君（拍手）**登壇**＝皆様こんにちは。自由民主党会派の一ノ瀬裕子でございます。

本日五人目の登壇となりますが、あまりにも早く進みまして、傍聴者の方が間に合っていらっしゃいません。県議会に関心を持っていただこうと一生懸命やっておりますので、何とかスタート時間は固定できないものかと思っております。ライブ中継なども充実してまいりましたが、やはり傍聴席で聞くと迫力も違うし、いろんなものが見えて面白いというふうにおっしゃいます。何とか時間の固定をと思いつつ、早速質問に入らせていただきます。

問いの一は、県立大学についてです。

先日公表されました「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」では、これまで毎月議会に御報告をいただいていた専門家チームの検討

の積み重ねが整理され、一言一句選び抜かれて言語化されたものとして非常に興味深く目を通したところです。先日の日曜日には設計業者を決める選定委員会のヒアリングが公開で行われまして、私も傍聴に参りましたが、今度はこの「現時点でのとりまとめ」をいかにひもとき、どのように形として具現化するかという競い合いで、こちらも大変興味深く聞かせていただきました。

会場のほぼ三分の二ぐらいが傍聴席というつくりだったんですが、傍聴席は午前も午後もほぼ満員ということで、県民の関心の高さを感じたところです。帰り道、佐賀ならではのこれまでにない大学、そして、これまでの一般質問でも訴えました、学生が通いたい、県民が足を運びたいとわくわくしつつも、環境への負荷も考慮した大学を形にすることはきっとできると確信めいた気持ちにもなりました。

「現時点でのとりまとめ」で一番目を引きましたのが、県立大学は様々なプロジェクトに挑戦をし、「日本一プロジェクトが生まれる大学」をキーワードに「チェンジ・メーカー」を育成するとはっきり示した点です。これはこれまで、どんな大学でどんな人材を育てるのか分かりにくいという県民の声にも応え得るもので、進路の例なども示され、よりイメージしやすくなっていると感じました。「チェンジ・メーカー」と聞いて、地域、企業、また、商品やサービスや働き方をよりよいものへとチェンジする、その方向性を見極めるために大学での学びがさらに重要になると感じました。佐賀のよさ、資源、強み、また、地理的特性や文化、歴史、そして、まだ眠っているポテンシャルを生かし、佐賀の未来をよりよき方向へ変えていく、そんな人材が生まれ、県立大学が佐賀の未来を躍進させる大いなるエンジンとなることを期待しています。

さて、今月二十一日、急速な少子化を見据え、おととし九月から今後の高等教育の在り方を検討してきた中央教育審議会が答申をまとめ、文部科学大臣に提出しました。

答申では、大学の設置認可については社会的な必要性などを重視し、審査の厳格化に言及するとともに、特に地方では地域により必要とされるため、仕組みを構築しながら教育研究の質を高めることが求められていました。また、この三日前の二月十八日には、経団連が「二〇四〇年を見据えた教育改革」と題した提言を公表していますが、その中で地域の産業政策と教育政策を連動させる視点が不可欠であり、地方公共団体の首長と国・公・私の設置形態を超えた大学が主体となり、産業界の参加も得て、地域の産業に必要な人材育成計画を立て、大学の連携などを検討すべきと記されていました。これは、今後は首長自ら地域の大学を巻き込んで、地域の人材育成を計画的に進めるよう首長のリーダーシップを強く後押しするものと考えます。

今回、「現時点でのとりまとめ」を拝読し、「チェンジ・メーカー」を育成するために県が果たすべき役割が数多くちりばめられていると感じました。私はこれまでの視察で、県立大学と県との方向性が乖離していく残念な例を幾つも見ており、県立大学と県とが人材育成の方向性を一致させて、一緒に前進していく持続可能な仕組みを構築することは極めて重要であり、このことは中教審の答申にも経団連の提言にも沿うものと考えています。「現時点でのとりまとめ」にある人材像を実現するために、県においては全力で環境を整えていただきたく思います。

一方で、知事が昨今、「学の独立」を強調していらっしゃることも承知をしており、大学と県とが密接に連携しながらも「学の独立」とどの

ようにバランスを取っていくのかも大事な観点だと考えております。

そこで、三点、知事にお伺いいたします。

一点目は、中教審の答申の受け止めについてです。

少子化を見据え、設置認可審査の厳格化や、地方では地域により必要とされる大学であることなどが盛り込まれましたが、どのように受け止められたのか、知事の御所見をお伺いいたします。

二点目は、「学の独立」とのバランスについてです。

県立大学が目指す人材育成には大学と県との連携が不可欠と考えますが、「学の独立」を維持することも重要です。県との密接な連携と「学の独立」とのバランスをどのように保っていくのかお伺いいたします。

三点目は、県の取組についてです。

「チェンジ・メーカー」や「日本一プロジェクトが生まれる大学」など、今回、目指す大学像がより具体的に見えてきました。ゼロからつくる後発の大学だからこそ、既存の概念にとらわれずに取り組めることが多くあると思います。オール佐賀で、学生の学び、チャレンジをサポートしていくために、旗振り役の県としてどのようなことに取り組んでいかれるのか、以上三点を知事にお伺いいたします。

続きまして問いの二は、佐賀復権についてです。

今日は二〇二五年二月二十六日ですが、今から百五十一年前の二月十五日、岩村権令、国の役人であった岩村高俊が熊本鎮台兵、これは熊本にあった政府の軍事拠点ですが、この政府の熊本鎮台兵三百三十名を率いて佐賀に赴任してきて、戦争も何も起きていないのに鎮台兵を佐賀城下に出した。これに佐賀士族がいきり立ち衝突。翌十六日未明に戦闘が始まり、佐賀士族は城を包囲して砲撃。これが佐賀戦争の始まりと、明治維新史研究の第一人者で、江藤新平の御著書もあられる毛利敏彦氏が講演で述べられています。小学生の頃、鯱の門に残る砲弾の跡を指さしながら担任の先生が話をしてくれたのはこのことだったのかと今さらながらつながりまして、懐かしく思い出されました。

佐賀戦争から百五十一年目となる今月一日に開催されました江藤新平復権・島義勇顕彰式典は、江藤、島の御子孫や長年顕彰活動を続けてこられた団体、日本弁護士連合会会長や北海道副知事、そして大場佐賀県議会議長など、多数の関係者が参列する中、厳粛な空気の下に執り行われ、続く記念シンポジウムや交流会も大成功だったとの声が寄せられています。

振り返りますと、二〇一八年三月から十カ月間にわたって開催され、二百二十四万人が来場した「肥前さが幕末維新博覧会」から早くも七年の月日が経過しようとしています。維新博では、それまで知らなかった佐賀の歴史の一端や鍋島直正公をはじめ、佐賀の先人たちの思いを知るきっかけになりました。

私自身、式典やシンポジウムの司会などで維新博には深く関わらせていただきましたが、最終日、寒空の中、二千人が詰めかけたフィナーレイベントでの高揚した空気感は今なお鮮明に覚えています。これまで、もっと佐賀に誇りを持ちたかった。その思いを閉じ込めていた人々の心の蓋が、心震わせる演出によって佐賀の偉大な先人たちの功績や思いに触れることで外れ、天高く舞い上がっていくのが見えたかのように思いました。

維新博の公式記録を見返しますと、維新博が佐賀への誇りや愛着につながったと回答した来場者の割合は県内在住者の九四・三％で、以降、

毎年の県民世論調査でも佐賀を好きと答える人が八〇％台後半から、時に九〇％を超える高い水準で推移しています。佐賀を好きだと言う人が増えた維新博は、佐賀の活力、そして佐賀の未来を躍進させるための重要な布石だったと考えております。

その後、知事は、大隈重信の偉業を示す東京の高輪築堤の佐賀への移設・再現展示や、北海道開拓の島義勇、日本赤十字社を創立した佐野常民の銅像建立、江藤新平復権プロジェクトなどの顕彰事業に次々に取り組まれました。これらが、今議会にも関連予算が提案された佐賀復権推進事業につながっているものと考えております。

今議会の演告の中で知事は、「江藤は罪状が消え、名誉は回復したものの、真の復権には至っていません。」と述べられました。これまでの特別企画展、そして常設展において、江藤の功績や人となり、また政治家としての高い評価を知ることができましたが、彼の華々しい功績と比べると、その死はあまりに唐突であっけなく、不可解さが残っているのも事実です。なぜ江藤は、これだけ国づくりへの貢献がありながら非業の死を遂げなければならなかったのか。首謀者とされた佐賀戦争とは一体何だったのか。その歴史をひもとき、真実に迫ることこそ、江藤の真の復権につながることであり、維新博から続く一連の事業のハイライトに思えてなりません。

江藤の絶筆の詩が残っています。「郭公（ほととぎす）　聲（こえ）待ちかねて　つひに将（はた）　人心（ひとごころかな）哉」、これはホトトギスの声を聞きたいと待ちかねているときは、ふだんはきれいだとうっとりする月でさえ人は恨んでしまうものよという意味で、同じものを見ても、立場が異なれば全く違う感想を持つことを戒める歌です。今、語られている佐賀戦争は誰の立場から見たものなのか。真実は何なのか。このひもときに佐賀復権の大きな鍵があると考えております。

江藤の企画展に多くの方々が訪れたことを思うとき、県民はこの動きを待っていたのではとさえ感じます。私としては、この佐賀復権推進という取組に大いに共鳴するところであり、明治維新から百五十年、維新博でともした佐賀の志、そして生まれた佐賀の誇りがより強く大きく佐賀の未来につながっていくよう、全力で取り組んでいただくことを心より願っています。

そこで、次の二点について伺います。

一点目は、佐賀復権にかける知事の思いについてです。

佐賀復権にかける知事の思いをお伺いいたします。

二点目は、佐賀復権推進事業についてです。

江藤新平復権プロジェクトを含む佐賀復権推進事業にどのように取り組まれるのか、文化・観光局長にお伺いいたします。

それでは問いの三は、子供の意見を聞く環境づくりについてです。

県は子供や若者に関する取組、こども施策を総合的かつ計画的に推進していくため、今年度末に令和十一年度までの五年間を期間とする「こども計画」を策定する予定だと承知しております。

これは、一つ「生命、生存及び発達に対する権利」、一つ「子どもの最善の利益」、一つ「子どもの意見の尊重」、一つ「差別の禁止」の、子供の権利に関する四つの原則を規定し、令和五年四月に施行された「こども基本法」に基づくもので、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが目的です。

現在、多くの自治体が「こども計画」の策定に取り組んでいますが、

「こども計画」は、子供の施策に関わる人々のみならず、子供たちに向けた自治体からの大事なメッセージになるものと考えており、例えば、さきに策定を終えた奈良県が子供版こども計画をつくっているように、佐賀の子供たちにも分かりやすいものを、つくり届けてほしいと思っております。

さて、策定中の計画の中では、自分で決めて挑戦することを応援する、佐賀に誇りを持つ子供を育てるとともに、子供たちの気持ちや意見を大切にし、自分の意見を言える場をつくることが示されています。県では子供の意見を聞く取組の一つとして、児童虐待などの事情で親と離れて暮らしている子供たちの声に耳を傾け、意見を表明することができるよう支援する子供アドボカシーに取り組まれていますが、今後はこうした子供の意見を聞く場をもっと広げてほしいと考えています。

例えば、滋賀県では小中学生を対象に県の主催で「子ども県議会」が十年前から開かれています。これは子供の意見表明権を踏まえ、子供が県政などに対する意見や提言を積極的に表明できる機会づくりを通して、滋賀県の魅力や問題などに関心を持ち、社会に参加する意識を高めるとともに、子供が自ら考え、自ら行動する力を育むよう支援することを目的としているとのことでした。

また、半年間の活動の集大成として子供からの意見を県行政の立場で受け止める場が開かれ、実際に悩み相談の窓口を紹介するカードも子供から子供への目線で書けばもっと子供も見やすいと図案が採用されたり、子供が楽しめる観光パンフレットができたりしています。

こうした取組は、まさに山口県政の根幹である自発の地域づくりの芽を子供たちにも育もうという取組だと言えますし、「佐賀県こども計画（案）」に盛り込まれたことと合致すると考えます。

佐賀には既に企画甲子園のように高校生たちが自分たちで考えたアイデアをプレゼンし、実現された事例もあります。高校生たちの郷土愛、奮闘ぶり、達成感、きらめくアイデア、大変すばらしい取組なので、こうした取組を小中学生にも広げてはいかがでしょうか。

子供たちが、ただ大人から意見を求められて答えるだけでなく、自分から主体的に意見を言えることは大事なことですし、自分の意見が尊重され、受け入れられて佐賀県の施策に反映されるなどの経験を得ることで、自己肯定感、自己有用感が高まり、佐賀に愛着を持ち、佐賀をよくしたいという意識がもっともっと育まれていくと考えます。

こうして育てた佐賀への思いは、一度県外に出ても佐賀に戻ってこようと思うなど、その波及効果は大きいと考えます。と同時に、県内に子供の権利を当たり前とする文化を築いていくチャンスにもなると思います。

今回の計画策定を機に、広く子供たちが意見を表明することができ、その意見を聞く環境づくりに、より一層取り組んでいただきたいと考えています。

そこで、子供の意見を聞く環境づくりについて、知事の考えをお伺いいたします。

続いて問いの四は、ＳＡＧＡアリーナでの託児サービスについてです。

ＳＡＧＡアリーナがオープンして一年九カ月余りがたちました。Ｂ，ｚ、ユーミン、アイススケートショー、バスケやバレーの試合、そして「ＳＡＧＡ２０２４」など、少々お財布が痛くなるほどですが、佐賀で格別な時間が過ごせることは大いなる喜びです。中でも一番開催回数が

多い佐賀バルーナーズの試合は私もよく観戦しています。そこでよく見かけるのが、子供が試合に飽きてしまったり、はたまた臨場感にびっくりしたのか、ハーフタイム以外でも頻繁に席を立っている親子連れの姿です。あるときにはヘッドフォンをつけて抱っこされている赤ちゃんを見かけたこともあり、大音量の中に連れていく親御さんの気持ちに共感したり、結局は父親が抱っこして何度も席を立つ姿を目にしたりもしました。

バルーナーズの試合では、親子連れのために通路の一角に子供が遊べるキッズスペースを設け、試合を見られるモニターを設置して、親子でも試合を楽しめる環境を提供してもらっていますが、私は子供を一時的に預けられる託児機能も必要ではないかと思っております。

このような中、先月のバルーナーズの試合で家族連れのイベントの一環として初めて託児サービスが実施されました。チームに伺いますと、利用者からは、久々に試合に集中できてよかったとの喜びの声や、そんなサービスがあるなら私も預けたかったとの声があったとのことでした。また、継続的に託児サービスを行うのは、事前準備や保育士確保などのハードルがあり、なかなか難しいとのことでもありました。

他県のスポーツイベントでも託児サービスの事例があります。例えば、以前のことになりますが、大分県のプロサッカーチームで一回千円程度で実施したところ、二十人の枠がいつも満員だったとお聞きしました。また、首都圏のさいたまスーパーアリーナでも一時預かりの託児所があって、利用料金はお高めですが、コンサートやイベント時には子供を預けることができます。

ＳＡＧＡアリーナでも、プロバスケットボールやバレーボールのスポーツイベントをはじめ、数多くのイベントが行われていますので、託児サービスの需要は確実に存在すると思っております。これは親だけでなく、先ほどお話しした大音量の中で過ごす赤ちゃんや飽きてしまった子供にとっても、快適な環境を提供することになり、双方にとってよいのではないかと思うのです。

託児サービスの実施については、イベント主催者が託児サービスを行うかどうか、保育士確保はどうするのか、場所や備品の準備等、様々な事前調整が必要です。場所については、先日の託児サービスで利用された部屋は普通の会議室にチームが用意をされたカラーマットや少しのおもちゃが準備された感じで、もっと部屋の壁などを子供向けに彩るなどの工夫があればいいなと感じたところです。例えば、県庁地下には大変すてきなベビールームが設置をされています。壁にはカラフルに木を描いた壁紙が貼られていて、動物等が描かれているわけではないので、ミーティングや控室としても十分使えそうです。アリーナにもこんな雰囲気の部屋があり、託児サービスができればいいなと思ったところです。

県で様々な調整を行っていただき、ＳＡＧＡアリーナのイベントで継続的に託児サービスが実施されることを切に望んでおります。ついては、ＳＡＧＡアリーナでの託児サービスの提供について執行部のお考えをお伺いいたします。

一生懸命頑張ってきましたが、ちょっとせき込むかもしれないと思いつつ、五問目に入らせていただきます。

問いの五、ギャンブル等依存症対策についてです。

ギャンブル等依存症は、ギャンブルなどにのめり込むことにより日常生活や社会生活に支障が生じている状態であり、当事者や家族は借金や

家庭問題など様々な悩みを抱えていると同時に、犯罪や自殺などの――すみません、薬を飲んだはずですが、切れてきたようで本当に失礼しております。すみません。――ギャンブルは、社会全体で考えなければならない問題です。県では、令和四年三月に佐賀県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定され、期間満了に伴い、今年度末の策定に向けて新たな方針案をまとめられ、間もなくパブリックコメントが始まるところと承知をしております。

方針案を拝見しましたが、ギャンブル依存症が決して他人事ではなく、誰もがなり得るものとの共通認識の下、特に若年層に依存症の正しい理解を促すための情報発信をして発症予防に取り組むことが明記されており、これは昨今、ネット環境が身近にあることでオンラインギャンブルが低年齢化していると言われる現状において、駄目、絶対と怖がらせるだけでは、依存症になった場合に、隠さなければ、誰にも言えないとなってしまい、長期化してしまうことをこの方針案は抑止し、早期の相談につなげる現状に即した方針だと思ったところです。全般、ギャンブル依存症当事者のみならず、家族への切れ目のない支援を行うための分かりやすい内容になっていると感じました。

そこで、今回確認しておきたいのは、方針に掲げられた自助グループや支援団体、回復施設、その他の関係機関が相互に連携して、専門的かつ継続的な支援を行うという点についてです。

先日、「全国ギャンブル依存症家族の会佐賀」の方々とお会いする機会がありまして、そこで私は目を見開かされました。彼女たちは、決して支援を求める団体ではなくて、家族が抱える切実な苦悩に身をもって共感でき、家族としてどう対処すべきかに精通した支援力にたけた人たちであるということです。当事者からのお金の無心など悩める家族が相談したら、月に一度の定例会で体験をシェアしたり、ＳＮＳでつながって、二十四時間、今取るべき対応について的確にアドバイスを送るという活動もされていました。そして、まだ見ぬ同じ問題を抱える家族を助けたいという強い熱意も感じました。その根底には、助けることで助けられているという考え、つまり、自分たちも別の家族を助けることで、依存症になっている自分の家族に誤った甘い態度を取ることを抑えられるという考えでした。

ギャンブル依存症の治療を専門にされている医師にお伺いしたところ、薬のない依存症には、伴走して支え続ける家族の会の存在は、家族を助けるだけでなく、当事者が依存症から回復し続けるための環境を整えることにもつながるため、非常に有用で欠かせない存在ということでした。私は、新たな方針に基づく取組の実効性をより高めるために、「全国ギャンブル依存症家族の会佐賀」と県が、より一層連携していくことが必要だと考えております。こうした例は兵庫県や福岡県で実際に行われており、効果を上げています。

県は今後、「全国ギャンブル依存症家族の会佐賀」とどのように関わりながら対策を進めていくのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

質問は以上五問です。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

◉副議長（西久保弘克君）　暫時休憩します。

午後三時六分　休憩

令和七年二月二十六日（水）　午後三時四十分　開議

出席議員　三十四名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三二番	留守茂幸		
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三三番	石井秀夫		
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三四番	藤木卓一郎		
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三五番	土井敏行		
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三六番	大場芳博		
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三七番	岡口重文		
七番	青木一功	二二番	定松一生				
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸				
九番	木村雄一	二五番	宮原真一				
一〇番	中本正一	二六番	指山清範				
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄				
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	三〇番	石倉秀郷				
一五番	冨田幸樹	三一番	木原奉文				

欠席議員　三名

一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		
二九番	徳光清孝		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

一ノ瀬裕子君の質問に対する答弁から開始します。

◉山口知事　登壇＝一ノ瀬裕子議員の御質問にお答えします。

まず、県立大学につきまして中央教育審議会の答申の受け止めについてお答えします。

二月二十一日に中教審が出した答申を一読いたしますと、その方向性がこれからの大学像でしたり、人材像でありましたり、佐賀県立大学が目指す姿と一致していると感じました。

例えば、育成する人材像につきましては、中教審答申において、主体性、リーダーシップ、課題発見・課題解決、論理的思考力、コミュニケーション能力などがキーワードとして示されております。県立大学で育成を目指す人材像と重なっていると思います。

そして答申では、高等教育が今後重視すべき観点として、「文理横断・融合教育」、「社会との接続・連携強化」、「人材育成等を核とした地方創生の推進」、「初等中等教育との接続の強化」などを掲げておられます。これは佐賀県立大学で実現したいという我々の姿そのものであります。

このほか答申では、地域ごとに高等教育機関、自治体、産業界など関係者による協議体「地域構想推進プラットフォーム」の設置などが明記されています。既に佐賀県では、私と県内高等教育機関の学長によります「ＵＣ５＋」を開催しておりまして、こうしたプラットフォームのベースは既に存在しておるわけでございます。

今回の答申は、大学の撤退、規模縮小などが報道で取り上げられている面もありますが、答申は、より大きな視点でこれからの日本の高等教育の方向を示したものと私は考えます。そして、佐賀県立大学はこれからゼロからつくる大学であることを考えますと、日本の新たな高等教育のロールモデルとしたいと私は感じています。

この答申を受けて文科省は、今後十年程度に取り組むべき事項をまとめる予定と聞いております。これを注視するとともに、機会を見つけて文科省とも意見交換をしていきたいと思います。

続きまして、「学の独立」とのバランス及び県の取組についてお答えします。

公立大学は、地方自治体が地域の実情を踏まえ設置する大学です。県は設置者として、大学が設置目的に沿ってその役割を果たせるようにリソースを措置します。リソースというのは予算だったり、人員とかのことですが、時にはチェック機能も求められるわけであります。ただ、微に入り細に入り関わるのではなくて、方向感を県と県立大学が共有することが重要だと思います。

そして、「学の独立」について議員から御指摘ありましたが、これは重要であります。大学で何を教えるのかという教学や、学者として何を研究するのかという点、そして、大学としての県に対する意見、提案については、大学の自治、「学の独立」を大切にしなければいけないと思っています。県政がおかしなことをやっていたら、大学が学として独立して指摘をするというとても大事なことだと思います。行政が踏み込み過ぎることなく、学長をはじめとする大学の意思を尊重すべきです。

特に、三つのポリシー、そして、カリキュラム編成は教学の基本です。学長予定者であります山口和範教授をはじめとする専門家チームに精力

的な検討をお願いしたいと思います。

一方、佐賀県立大学の特色ともいえる高校と大学の接続や、産業界や市町と大学の連携は、これは県が政策として取り組むべき点でありまして、力を入れていきたいと思います。

そして、県内高校と県立大学の接続は、高校、大学双方の学びの質を高める意欲的な取組です。高校における探究学習の場に大学教員や大学生が、課題解決型学習のノウハウを持って入ることは、高校教員、高校生の双方にとって刺激となるわけであります。高校生、中学生、小学生が、将来大学でどのようなことを学んで実社会に生かしていくのかということを早い段階から知るということがあればすばらしいことです。県内高校に変化が生じることは、おのずから県内中学校に変化が生じると期待しています。佐賀県の学び全体をよりよくするためにも、県の教育委員会や私立高校とも意見交換を進めていきたいと思います。

また、企業や地域と連携し、県全体が学びのフィールドとなることで多くのプロジェクトが生まれます。課題解決型学習、いわゆるＰＢＬの現場となる企業や地域の開拓については、県のノウハウ、ネットワークを活用するほか、学生と企業が共にパートナーとして成長できる関係をつくる橋渡しをしていきたいと考えています。

そして、こうした連携が教員任せにならないように、大学のほうでも連携専門部署をつくっていきたいと考えています。そして、そこに関わる人も大学の教職員だけではなくて、例えば、高校の教員、公務員、企業人、ＮＰＯ、まちづくりの現場で頑張っている方々、様々な方に関わっていただきたいと考えています。そして、その立場も、出向、兼務、様々なバリエーションがある柔軟な形を考えていきたいと思います。

高い熱量を持つ教員と学生にこうした様々な方々の熱量が加わることで、企業や地域、各市町に様々な効果が伝わり、多くの方が刺激を受け、大学が核となり成長していく佐賀県をつくってまいりたいと考えています。

続きまして、佐賀復権にかける私の思いであります。

まず、何度か申し上げておりますけれども、私は自分が住む土地に誇りを持たない地域は決して盛り上がっていないという話を何度かさせていただきました。これは過疎対策だとか地域活性伝道師で全国様々なところに行きましたけれども、自分のところをおとしめる地域でうまくいっているところを私は一つも知りません。地域が未来に向けて発展していくためには、ネガティブな思考ではなく、ポジティブに考えることが大切だと確信しています。

先日、二月十九日、佐賀スポーツサミットというものをやりましたけれども、そこで、ひきた講師から興味深い話がありました。ネガティブなことを相手に分かってもらうためには、「ポポネポの法則」というのがあるそうで、ポジティブ、ポジティブ、ネガティブ、ポジティブという形で、相手を褒めたり、ポジティブなことを言いながら、ネガティブなことを言うということをしないと、なかなか選手は分かってくれないという説明を、佐賀県のプロスポーツのチームの監督の皆さんにしておりました。そういうこともあります。

佐賀県民が誇りを持って未来を創造するためには、佐賀が抜群の存在感を誇った幕末・維新期という、ほかにはない、他に誇るべき歴史に光を当てることも重要なファクターと認識しております。

自分が知事に就任したばかりのとき、明治維新の立て役者と言われた

薩長土肥四県のうち薩長土、今で言う鹿児島県、山口県、高知県は早くから明治維新百五十年の関連事業を準備しておりました。当時四県の中で維新に係るプレゼンスが最も低かったにもかかわらず――佐賀県、肥前だけがその事業の検討すらなされておらず、全く頭にない状況であったわけです。私はむしろ佐賀県こそが幕末・維新期の歴史の検証に取り組むべきではないかと考えて、職員は大変でしたけれども、「肥前さが幕末維新博覧会」を今からやるよということでこの開催を決意させていただきました。

一ノ瀬議員からお話しいただきましたとおり、維新博の成功によりまして、県民のアイデンティティーの確立に大きな一歩が踏み出せたと認識しています。維新博で育まれました志をさらに大きなものとして未来に紡いでいくため、顕彰事業を展開したいと思います。

忘れられません。ちいちゃな子供たちが、おじいちゃん、おばあちゃん、佐賀はすごかったねと、私も間近に何度も聞きました。本当によかったなと思います。

昨年三月からは、江藤新平の復権に着手しております。江藤新平は、全ては人民のためにという信念の下で三権分立、国民皆教育、四民平等、そして、民主的で公平な司法制度の導入など、それまでの江戸時代の常識では全くないものを導入しました。明治維新という時代の大変換期に類いまれなる鳥瞰力と実行力で、今の我々につながる日本の骨格をつくるという他に比肩するものがないほどの偉大な功績を残したわけであります。

二月一日の式典では、御子孫をはじめとした多数の関係者が参列され、江藤の多大なる功績や、志半ばで刑死、処刑させられた無念さに改めて共鳴し、江藤新平の復権に向けた復権宣言を行い、大きなうねりとなる確かな手応えを得ました。復権式典を開催した二月一日という日をこれからも大切にしていきたいと思います。

一方で、江藤新平の復権を進めていく中で、やはりこれまであまり触れられてこなかった佐賀戦争とその後の佐賀県廃止、お取り潰しを明らかにしていくことの必要性を改めて強く感じました。佐賀戦争の二年後、佐賀県は廃止、その後、長崎県に併合され、江藤新平と同様に歴史から消されてしまいました。江藤新平らの刑死と、薩長土肥の一角として明治維新に多大なる貢献をした佐賀県が廃止され、この世から消えてしまうという衝撃の出来事だったと思います。

その後、佐賀県は七年後の明治十六年に富山県や宮崎県と共に全国で一番最後の県として再設置されたわけでございます。そのスタートの遅れは、例えば、医大だったり、高専の設置だったり、様々な分野で後手を踏んだ面があるのではないかと私は思っています。

佐賀戦争と佐賀県の廃止、これが否定的なレッテルとなったり、当時の佐賀人の自信喪失にもつながったり、それがもしや現代にもどこか心の傷となって引き継がれてしまった面もあるのではないかとさえ感じているわけであります。

歴史の真相を明らかにすることが、このレッテルの払拭などよい流れにつながるものと考え、その取組を端的に表すものとして佐賀復権とさせていただきました。中長期的なスパンでしっかりとした深掘り研究を行い、広く県民や日本国民が佐賀戦争や佐賀県廃止の真相を知り、県民自らが得心し、自分の言葉で語れる人が増えてくれればいいなと思っています。佐賀の志という光をさらに輝かせ、より大きな誇りと愛着を佐

賀の未来に紡いでいけるように、子供たちのためにも魂を込めて佐賀復権に取り組んでまいります。

続きまして、子供の意見を聞く環境づくりについてお答えします。

まず、私の考え方です。教育大綱の冒頭に、その私の思いはつづっております。人生には多くの選択肢があるわけですが、自分で自分のことを決められる子供に育ってほしいと願っています。いっぱい周りの人に相談する環境、これは整えて、相談してもいいと思っています。むしろ相談してほしいです。でも、最後は自分自身で決める子供に育てたいと思います。大人が子供を一人の人格として尊重することが大切です。教育の観点からも、自ら考え、自ら判断し、決められる子供に育てていくことが大切です。そして、そうした環境の中で子供の意見を大切にしていきたいと考えています。

総合教育会議などで教育委員の皆さん方と様々な意見交換を行って、これまでも子供たちの意見を聞こうという取組をしてまいりました。校則を子供主体で直してみてはどうかという話ですとか、高校生自身が佐賀の将来を語るような「佐賀さいこう！企画甲子園」をやってはどうかといった話もありました。

子供が主体的に考えて導き出した意見の中には、大人が気づかなかったり、なるほどと思えるような意見があると思います。そうした意見を施策に反映していくことも大事であります。自分が子供の頃にどういう考え方で、どういう発想で、どういう見方をしていたのかなと忘れていることが多い気がします。

今後、新たな取組を実施したいということで、今回、予算案を提出させていただいております。その一つが「ＳＳＰ　Ｂａｔｏｎｓ」であります。これは、部活動で購入する備品などはこれまで先生が決めていたわけですけれども、そういう配分も含めたものを生徒が主体的に話し合って決めてはどうかということであります。このチャレンジが何を生むのか、今後注目したいと思っています。

それから、もう一つ紹介しますと、今回の予算の中に「7さいめせんのこうつうあんぜん」という事業があります。やはり七歳で交通事故に遭う方はとても多いです。我々大人目線からすると、信号機辺りの木の植栽はあまり気にならないものですが、七歳の背の高さだとその木があることによって車が目に入らないというような提言をうちの職員から受けました。七歳目線で政策をつくっていくべきじゃないかと。まさに目からうろこで、そうだなと思いました。なので、今回そういう予算案も今議会に提案させていただきますので、ぜひ御議論いただきたいと思います。

子供たちにとって意見を言う経験は、自分たちの将来を主体的に切り開いていくための大切な一歩です。そういう場はあったほうがいいと思いますので、今やっていることをさらに広げていきたいと思いますし、子供が主体的に行うような企画があれば私も参加したいと思います。そして、周囲の大人たちが子供たちと向き合い、意見を受け止める姿勢も大切です。佐賀県には幸いにも温かい人と人との結びつき、そして、地域の絆があります。子供を支える学校や家族、地域と一体となって、子供たちが輝き、自ら進む将来の夢や希望をみんなで応援していきたいと思います。

教育県佐賀です。佐賀らしい取組により、佐賀で育ってよかった、佐賀で学んでよかったと思える佐賀県をみんなでつくってまいりたいと考

えています。

◉井上健康福祉部長　登壇＝私には、ギャンブル等依存症対策について御質問をいただきました。

県においては、これまで県の精神保健福祉センターや国立病院機構肥前精神医療センターなどの相談機関や治療機関をはじめ、支援団体や自助グループ、市町、そして、ギャンブルなどの事業者を含め、関係者が連携しながらその対策に取り組んでまいりました。

また、今回策定いたします佐賀県ギャンブル等依存症対策推進方針においては、県民にギャンブル等依存症について正しく知ってもらうための情報発信の推進、また、ギャンブル等依存症の本人とその家族が日常生活を円滑に営むことができるよう、早期発見、進行予防、回復支援、再発予防の各段階に応じた切れ目のない支援を行うこと、こうしたことを基本的な考え方として、関係者と一緒になり、対策に一層取り組むこととしております。

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活、または社会生活に支障が生じている状態をいいます。ギャンブル等依存症は、決して他人事ではなく、誰もがなり得るものです。一方で、否認の病気とも言われ、本人は自分が置かれている状況や問題をなかなか認めることができないという特徴もあります。

ギャンブル等依存症に関する相談は、本人の一番身近な存在であります家族からが最も多くなっております。そうしたことから、ギャンブル等依存症を早期に発見し、必要な支援につなげるためには家族の気づきが極めて大切となります。

議員から御紹介がありました「全国ギャンブル依存症家族の会佐賀」は、ギャンブル等依存症の家族の集まりであり、平成三十年の結成以来、支援団体として活動をいただいております。御自身の実体験に基づき、ギャンブル等依存症の家族に対して、家族としての本人への向き合い方や接し方の助言をはじめ、金銭管理のアドバイスや相談機関等への同行など、きめ細かな伴走支援をされております。このほかにも情報発信や啓発活動にも積極的に取り組まれており、対策を進める上でなくてはならない団体でございます。

また、県内には家族の会以外にも、ギャンブル等依存症本人の集まりである「ギャンブラーズ・アノニマス」やその家族で構成される「ギャマノン」といった自助グループがございます。同じような経験を有する当事者同士で悩みを共有したり、また回復に向けた対応方法などを学んだりされております。

さらに、リハビリ施設を運営する支援団体においては、専門の支援員を配置して、依存症本人の症状に応じた実践的なプログラムを提供するなど、回復を支援されております。

こうした支援団体である家族の会や自助グループなどの団体は、それぞれ強みをお持ちです。ギャンブル等依存症は回復できる病気であるという共通認識の下、回復支援や再発予防の段階を中心に、一緒になり対策に、例えば、本人やその家族等を対象としたフォーラムの共同開催、また県民向けには啓発週間における個別相談の実施、そうしたことにも取り組んでおります。また、県としては、こうした団体のそれぞれの強みを生かした主体的な取組にも支援をさせていただいているところです。

「全国ギャンブル依存症家族の会佐賀」をはじめ、自助グループや支

援団体は佐賀県においてはなくてはならない存在です。これまでも様々、御一緒に取組をしてまいりました。今後も、引き続き連携を図りながらギャンブル等依存症対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉橋口文化・観光局長　登壇＝私からは、佐賀復権についての御質問のうち、佐賀復権推進事業について御答弁申し上げます。

この佐賀復権推進事業を進めていく上で、江藤新平の復権というのは大変重要なテーマでございます。これまで特別展や常設展示化、復権式典を通じて江藤の歴史的業績を紹介してまいりましたが、知れば知るほど、その事績の偉大さに圧倒される思いでございます。

知事からも御紹介がございましたが、三権分立や四民平等、国民皆教育、司法制度といった諸制度の設計を人民の側に立って成し遂げたこと。しかも、何もないところから短期間で成し遂げたことは大変驚嘆すべきことでありまして、佐賀の地が彼を生んだということは誠に誇らしく思うわけでございます。

なお、この復権式典ですが、二月一日に開催いたしましたが、江藤の復権を図る上で大変大きな意味があったものと考えております。セレモニーでは、献花に引き続き、高校生が読み上げた復権宣言に知事が署名いたしました。シンポジウムでは、歴史家、井沢元彦さんを交え、佐賀戦争の真相の一端に触れる、ある意味刺激的な議論が展開されております。

レセプションでは、佐賀東高校の演劇部による演劇が披露されました。江藤の描く理想とそれが成し遂げられなかった無念さに出席者の誰もが思いをはせる、感動的な舞台でございました。

このように江藤の復権に向けたうねりをより確かなもの、大きなものにしていくため、今後とも様々な手法で事業を進めていく所存でございます。

繰り返しになりますが、江藤は司法制度をはじめとした我が国が近代国家として飛躍していく上での礎を、ごく短期間のうちに練り上げた傑物でございます。その功績は佐賀戦争の有無にかかわらず、揺らぐものではございません。少し時間はかかるかもしれませんが、県民一人一人が江藤のことを熱く語るときが真の復権に近づくものと考えております。

一方で、佐賀戦争やその後の佐賀県の廃止については、文献の少なさや地域地域での立場の違いなどもあり、我々県民自身が十分消化できていないのではないかと考えております。ですので、明治新政府、当時の中央政府の見解だけに頼るのではなく、そのとき佐賀はどう思っていたのかが浮き彫りになるような調査研究を進めていきたいと思っております。当時の国内・国際情勢も踏まえながら、まずは対象を幅広に捉え、柔軟に調査していくことが必要と考えております。学芸員も含めた佐賀復権推進チームで担当していきますが、外部の研究者の協力を求め、体制を整えていきたいと思っております。

こうした研究成果などは、機会を捉えて情報発信し、多くの方々と共有していきます。地道な取組となりますが、一歩一歩、私どもがやらなければ誰がやるのかとの気概を持って進めてまいります。

御子孫の方が、以前は先祖であります江藤のことを周囲に話すことができなかったとおっしゃられていたのが大変印象に残っております。皆が江藤のことを、そして明治維新をリードした佐賀のことを胸を張って

語ることができるよう、復権や歴史の深掘りに取り組んでまいります。
以上、御答弁申し上げます。

◉宮原ＳＡＧＡ２０２４・ＳＳＰ推進局長　登壇＝私からは、ＳＡＧＡアリーナでの託児サービスについてお答えいたします。
ＳＡＧＡサンライズパークは、その全体を「さがすたいる」の考えの下、県民の誰もが使いやすい施設になることを念頭に整備を進めてまいりました。
ＳＡＧＡアリーナにつきましても、「さがすたいる」の考え方もしっかり取り入れて、全ての人に楽しんでいただきたいと考えております。子育て世帯も来場しやすいよう、授乳室やキッズトイレ、子供と一緒に楽しめるボックス席なども設置しているところでございます。
託児サービスにつきましても、当然希望される方にサービスの提供が行われることが望ましいと考えております。そうした中、ＳＡＧＡアリーナでの託児サービスについては、先月の一月二十五日、二十六日、佐賀バルーナーズの試合で実施されました。二日間で十人のお子様が利用されたと聞いております。
議員御紹介のとおり、ＳＡＧＡアリーナで託児サービスを実施するに当たっては、託児を行う場所の環境や子供用の備品の調達、それから保育士の確保などに課題があることも承知しております。
県といたしましては、子供が楽しく過ごせるような部屋の雰囲気づくりや子供用のおもちゃなどの備品の充実は比較的容易にできるのではないかと考えているところでございます。また、保育士の確保についても、県内には託児サービスを行う事業所もあるので、イベント主催者に紹介やあっせんもできると考えております。
こうした環境を整えながら、引き続き様々な御意見も参考にして、ＳＡＧＡアリーナでの託児サービスの実施について、佐賀バルーナーズなどのイベント主催者や指定管理者などと一緒になってしっかりと検討してまいります。
私からは以上です。

◉一ノ瀬裕子君　登壇＝御答弁ありがとうございました。
それでは、再質問をさせていただきます。
まず最初に、ＳＡＧＡアリーナの託児のサービス、前向きに御検討いただけるということで安堵いたしました。ありがとうございます。
場所と、保育士さんの確保と、そして、備品の調達、雰囲気のあるお部屋というのは一番難しいのかなと、一番ハードルが高いのかと思っていたけれども、今、宮原局長が比較的容易にできると言ってくださったので、局長、楽しみにしておいていいでしょうか。県庁地下のベビールーム、すごく雰囲気がいいんです。でも、子供っぽくないというところで、ぜひ皆さんにも見ていただきたいと思いますし、そういった雰囲気の、何か子供がほっとするような部屋になればいいなというふうに思っております。ここは答弁は要りません。大丈夫です。
そして、聞かせていただきたいのですが、県立大学については本当に私も答申を見まして、そして、それより三日前に出された経団連の提言というのがまた同じような方向性を示しておりまして、先ほど御答弁で日本の新たな高等教育機関のロールモデルとなるようにというお言葉がございました。ここはとても楽しみにしております。大学が核となり佐賀の成長をつくっていくというような御答弁もあったかと思います。非常に楽しみにしております。よろしくお願いします。

そして、問いの三ですね。子供の意見を聞く環境づくりについて、知事のお考えはよく理解できました。自分で自分のことを決められる人にしたい、周りの相談する環境とかを整えたりしていくと、最終的には子供が自分のことを自分で決められる人に、そして、大人が子供を一人の人格として尊重していくというようなことも大切というお答えもありました。「ＳＳＰ　Ｂａｔｏｎｓ」の備品の購入ですとか、「７さいめせんのこうつうあんぜん」のそういう施策も非常に楽しみにしております。お答えの中には今の取組を大きくしていきたいというようなことでしたので、例えば、高校生の企画甲子園が教育総合会議から生まれ出たものというふうには認識しておりませんでしたので、そういうふうに教育のほうとも連携をして、また、この低年齢化が図れないものかというところはぜひ御検討いただきたいと思っております。

私が申し上げたのは、子供の意見の形成、そして、その発表をする、自分で意見を表明していくという、そこがすごく、例えば今後の佐賀の自発の地域づくりのちっちゃな芽を育てることになるのじゃないかなというふうに思っております。

私も、議員として子供の声を聞くということはやっていきたいと思っておりますし、この前も勧興小学校にお邪魔をいたしました。小学四年生が三年生に向かって、この地域をどうしていこうということをプレゼンするようなことも取り組んでおられましたけれども、本当に子供たちもいろいろと考えて、そして、佐賀をよくしていこうという気持ちにあふれて発表をしていました。そういう姿を見ると、やっぱり佐賀県としてこれを受け止める、その姿勢がすごく大事で、そこに佐賀を今後よくしていこうというような、大人になってもそういうふうになっていきたいというような芽が育つのではなかろうかというふうに思っております。

事実、私の知り合いのお子さんですが、佐賀の事業に絡んで何かＰＲをするということで、お菓子を作ることに結局なったんですが、そういう佐賀県のプロジェクトがございまして、そこに参加をしたお子さんというのは非常にそれが印象に残って、結局、そのお菓子というのは、武雄とか、いろんなところのマルシェで売り出したんですが、最終的に佐賀を売り出そうということで東京のほうにも売りに行って、そして、そこにまたいろんなお客さんが買いに来てくれてという経験をしたお子さんというのは、これから大学生になるんですが、そういうまちづくりに目覚め、地域づくりに目覚め、そういう学部に進学されるというふうにお聞きしました。

そういうことにもつながりますので、ぜひぜひここはもう一言、そういう環境づくりについてお答えいただければと思っております。再質問させていただきます。

そして問いの五、ギャンブル依存症等の対策についてでございますが、井上部長、御答弁ありがとうございました。これまでも連携をしてきて、そして、これからもやっていくというようにお答えいただいたかなというふうに思っております。

これまでの活動に関しましては、多分私よりも部長のほうが熟知をしていらっしゃるというふうに思っておりますが、間近でお声をお聞きしますと、やはりその会の信用性ですね。自分たちが活動をするときに何となく家族の会と名のったりすると、信用してもらえないときもあると、そういう困難さを抱えていらっしゃったり、財源の問題が少し心もとな

いというようなことを抱えていらっしゃったりするので、その辺りまで配慮した取組というのをしていただければなと。福岡県ですとか兵庫県とかもっと連携を強めてされているところがあるように思いましたので、その辺りを念頭にといいますか、連携をさらに組んでいただければなと思っておりまして一言いただいてもよろしいでしょうか。

そして、問いの二でございます。佐賀復権に関しまして、これは先ほど三十分の休憩の間にもほかの議員からもここは大事なところだよねというふうにいろんな御意見をいただきましてありがとうございました。

佐賀復権についてですが、本当に佐賀戦争、そして、その後の佐賀県廃止で否定的なレッテルが貼られ、県民の心の傷となったのではなかろうか、その真相を解明して、否定的なレッテルの払拭が大事というふうにおっしゃって、確かにというか、本当に私もそうだなと共感をいたしております。

江藤のように、国の骨格をつくった方と共に佐賀まで消されてしまった、ここは本当に現代に生きる私が聞いてもショックですし、本当に当時の方はショックだったんだろうなというふうに思っております。

先日、郷土歴史家の大園隆二郎先生をお訪ねしてまいりましたけれども、そこに「佐賀戦争追憶談」という古い本がありまして、それは実際に佐賀戦争に出兵をした方が書かれた本でございました。当時から、出兵した方もまさか佐賀の乱と言われようとは、御自身たちも佐賀戦争と呼んでいらしたのに、長いこと佐賀の乱ということで教科書にも書かれたりしてきたわけです。ここを書き換えていくという研究は非常に困難さを伴うのではなかろうかというふうに思っております。

局長の御答弁からも、非常に熱心な学芸員さんを核とした、そして、外部の方も交えた研究を行っていくということが言われまして、その成果を楽しみにしたいと思っておりますが、言うはやすしといいますが、本当に今大変さが予想されるといいますのは、「江藤新平」という本を書かれて、明治維新史の研究の第一人者と呼ばれる毛利敏彦先生がもうお亡くなりでございます。そして、ほかにも今こんなふうに、（資料を示す）これは江藤に関係する文書がこれだけありますよということをまとめられたもの、これは早稲田大学の島善高先生がなさったものなんですが、その先生もお亡くなりでございます。いろんな方がお亡くなりだなと、その方々が生きてらっしゃるときにこんな動きになればなというふうにも思っておりました。

そして、この「江藤新平関係書翰」というのが二〇二二年に発刊されました。二〇二二年に江藤新平の関係の書簡をまとめた、こういう書籍も出たわけですが、（資料を示す）長州藩を見ますと、吉田松陰全集なるものも全十巻にもわたる立派なものが昭和九年にはできていたということで、八十八年ぐらい研究が遅れているといいますか、その間やっぱり動いていなかった。そのときに、日本全体にいろんな佐賀の乱という認識が広まっているわけですので、そこを払拭していくというのは大きな歴史の書き換えにもつながるところで、非常に熱意ある取組が必要ではなかろうかというふうに思っております。

今、お見せしたこういう書簡ですとか関係文書の総合調査は、ここにこういう文書がありますよということがまとめられただけで、読み下しなどはまだこれからということで、研究の量も膨大なところになるのではなかろうかと思っております。頑張っていただいて、そして、研究を進めていただいて、江藤の汚名をそそぐといいますか、そういうことが

できるのか、半ば冤罪を晴らすぐらいのそういう情熱と覚悟で取り組んでいただきたいと思っておりまして、知事にもう一言、御決意のほどをいただけたらと思っております。

そして私、もう一つ、これをどのように――知事は自分の言葉で県民が語れるようにと、局長もおっしゃいまして、非常にそこが大事なところだろうと思っております。歴史に詳しい方だけではなくて、子供たちが語れるとおっしゃったのはまさにそのとおりでございます。ちょっと自分の議員席に忘れてまいりましたが、鹿児島は「かごしまタイムトラベル」という冊子を作っていらっしゃって、そこに「日本の近代化は鹿児島からはじまった。」というふうに書かれていまして、えっ、それは佐賀という言葉に置き換えていただきたいと思ったぐらいなんですが、そういう子供に分かりやすいものをつくったりしている取組もございました。

そして、何よりも県民が自分の言葉で語れるというのは、やっぱり心を動かした後、例えば、維新博で心を動かして、私たちは佐賀に誇りを持つというふうになったように、心を動かすような発信というのが欠かせないと思っております。大園先生にお会いしてもう一つ感銘を受けたのが、佐賀戦争でついえてしまった江藤の理想の社会、あるいは現在の社会において、まだ実現されていない江藤が目指したところということを考え直して、それを現代に生かしていくことが大事だろうというふうにもおっしゃいました。江藤が生きていたらこうはなっていなかっただろうというのは、多くの歴史家がおっしゃるところです。江藤は国づくりを確かにされましたけれども、もっと生きていらしたらもっといい日本になったのではなかろうか、このように多くの歴史家の方がおっしゃっていまして、そんな発信などができればなというふうに私も願っております。知事の御決意と、そして、この発信について一言御答弁いただければなというふうに思っております。

以上、再質問とさせていただきます。

◉山口知事　登壇＝一ノ瀬議員の再質問にお答えします。

まず、子供の意見を聞く環境づくりに関しましてお答えします。

総合教育会議についてお話をさせていただきました。私にとっては大変大きな会議となりました。それまで、いわゆる首長、知事は、教育行政に関して言うと、教育委員のメンバーを議会に提案するということと、あとは教育長、そして、予算の調整と、そういったところにある程度限られていたわけですけれども、総合教育会議というのが設けられて、教育長、教育委員の皆さんと私とがフランクに教育行政で話ができるということ、大変大きな機会で、今、年に四、五回やっていると思います。特に佐賀県の場合は自由闊達に議論しておりますので、そこからいろんな啓発、触発を受けることも、私自身、大変多くあります。事業化もなされたこともあります。企画甲子園は、そのまま直接ということではありませんけれども、そこが引き金となっていろんな施策に結びついているのは事実でございます。

そして、これからの子供に参画していただくことなんですけれども、一つ大事なことは、一ノ瀬議員からもお菓子の話をしていただきましたけれども、社会との結節点ということはとても大事で、子供扱いしない。いわゆる大人の社会にいずれ行くわけですから、同じように真剣に何かに取り組んでもらうと、真剣に評価をしてあげるということが大事だと思っています。

ですので、今回キッザニアとの連携事業についても提案をさせていただいておりますけれども、そういったところでも多くの子供たちが真剣に勝負して普遍的にいいものができれば、そのまま商品化もできますし、様々なところで実践的な取組に結びつくので、そういったところを生かしていきたいというふうに考えました。

さらにこれから、例えば、佐賀県の施策方針とか「こども計画」とか様々な計画づくりがありますので、そうしたところに子供たちを参画してみるというのも一考だと思いますので、そういったこともチャレンジさせていただきたいと思った次第であります。

続きまして、復権についてでございます。

総じて言うと、私はいろんなことが悔しいんです。そして、あの頃生きてきた佐賀の偉人たちも、そして、佐賀県民も大変悔しい思いをしたんじゃないかなというふうに思っています。

せんだってのシンポジウムでも面白い議論だなと思ったのは、井沢先生をはじめ様々な皆さんが、江藤は真っすぐ過ぎた、純粋に日本のことを考えていた、権謀術数があまりなかった、それはほかの佐賀の偉人たちにもある程度共通していて、真っすぐに何かを成し遂げたかった。でも、実際、薩長、特に江藤といえば大久保です――どう考えていたんだろうか。薩長は自分たちで血を流して、伏見、鳥羽、いろんな戦いで犠牲になりました。佐賀のメンバーは、後から――もちろん様々な科学の力によってもたらされた蒸気船だったりとか、大砲だったり、そういったところで参画して大きな役割を果たすことにはなるんだけれども、後からやってきて、何かすごく――何というんでしょう、制度設計とか様々なところでずけずけと大きな役割を果たすようになってきた。それをどう思ったのかというのが一つの論点でした。

そういった意味で、私も同じ佐賀県民として純粋に真っすぐやっているということの価値、そこの意味というのを、こういう時代だからこそ立証してあげたいなと。それがどんなに貴いことだったのかという思いになったわけでございます。

もう一点、そのシンポジウムで議論になったのが、鹿児島県や山口県は子供たちがほとばしるような誇りなんです。すごい県だぞ、山口県はと、そういう話がございました。確かに鹿児島県も反射炉を造った、近代化をやったのは自分たちだとずっとお話をされていて、私が九州知事会議や戦略会議で、違いますと、佐賀県が教えたんですと申し上げても全く信用してもらえませんでした。なので、国スポを鹿児島県に一年お譲りしたときに、塩田知事にここはちゃんと検証してもらいたいということを申し上げて、そこは鹿児島県にしっかりやっていただいて、今は佐賀県に教えていただいてとちゃんと書いてあります。そういったことで、歴史というのはちょっと恐ろしいなと。やはり真実というものをしっかりとみんなで検証して、後世に引き継がないといけないというふうに私は思っているので、佐賀県はこれから江藤の復権に乗り出したいと思っているわけですけれども、やっぱり真実を見詰めて、真実で勝負したいと思います。なので、そこにあまり虚構をつくりたくないので、事実、事実を結びつけた上で世の中に勝負していきたいと。そういう情報発信をして、それが今の世の中で多くの国民の皆さん方に受け入れられたら、非常に悔しい思いが晴れて、佐賀県の未来につながるのではないかと思っている次第でございます。

◉井上健康福祉部長　**登壇**＝私にはギャンブル等依存症対策について、

各団体の活動のしやすさとか、今後の活動費について御質問いただいたと思っております。

先ほど申し上げましたように、「全国ギャンブル依存症家族の会佐賀」をはじめ各団体は、私ども佐賀県にとって、なくてはならない存在だと思っております。それで、今お話しいただいたようにどういった形だったらより活動がしやすくなるとか、また、こうしたことに力を入れたいとか、また、それぞれ団体でお気持ちをお持ちかもしれませんので、私ども各団体のほうとしっかり話をさせていただきたいと思います。

そして、今までいろいろ連携させていただきましたけど、その連携がよりいいものになって、対策が進むように取組をさせていただきたい、そういうふうに思います。

私からは以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす二十七日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時三十二分　散会

速記者　吉末久子

第四日

令和七年二月二十七日（木）

令和七年二月二十七日（木）　午前十時　開議

出席議員　三十五名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三六番	大場芳博
七番	青木一功	二二番	定松一生	三七番	岡口重文
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸		
九番	木村雄一	二五番	宮原真一		
一〇番	中本正一	二六番	指山清範		
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄		
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美		
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
一五番	冨田幸樹	三〇番	石倉秀郷		

欠席議員　二名

一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉石丸太郎君（拍手）**登壇**＝皆様おはようございます。議長より登壇の許可をいただきました自由民主党の石丸太郎でございます。

トップバッターということで先頭打者ホームランを打ちたいところですが、県政の課題はすぐに結果が出るようなものではありませんので、こうやって打席に立って、着実にヒットを打って塁を進めたいと思います。古賀陽三議員より前語るなと言われましたので、早速、通告に従いまして、四項目にわたって質問させていただきます。

まずは、下水道施設の老朽化についてであります。

今議会の提案事項説明では、災害支援トイレの整備について言及がございました。大規模災害時に下水道の機能が停止した場合、避難所の衛生環境の悪化が懸念されます。この点を踏まえ、昨年の二月定例県議会において私の一般質問では、能登半島地震直後であったこともあって、安心できるトイレ環境の整備が健康を守ると述べたところでありましたが、今回、今議会において、上下水道が使用できない場合でも使うことができる可搬式トイレコンテナやトイレカーなどを整備されるとのことであり、県民の命を守ることが知事の最大の使命という姿勢や考えに改めて感謝を申し上げるところでございます。

さて、その一方、災害ではなくとも、事件や事故によって下水道の機能が停止することがあります。例えば、本年一月二十八日には埼玉県八潮市で下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没が発生し、トラック一台が巻き込まれる痛ましい事故が起こりました。この結果、日常生活に欠かすことのできない洗濯や入浴などの下水道の使用制限は約百二十万人にも及んでおります。

また、県内でも、一月二十一日には玄海町の北部浄化センターで電気系統が何らかの原因で故障し、地下の機械室が水没、汚水の処理機能が停止しております。

玄海町の職員や当該処理施設の維持管理事業者、さらには県内外の汚水処理事業者が一体となって地下にたまった日量約五百トンもの汚水をほかの施設に移送するとともに、仮設施設の整備など復旧に向けた取組が続いており、私も地元の桃崎議員と共に現地の確認並びに状況説明を受けましたが、県からも職員を派遣するなどして支援されてきたと聞き及んでいるところでございます。

こうした懸命の作業により住民には下水道の使用制限はかからず、また、汚水が周辺にあふれ出すなどの事態も免れたようであります。これもひとえに初期対応された有限会社肥前新生社の職員の皆様が住民サービスを止めないよう、まさに自らの命を削って住民の命を守るために不眠不休の対応をなされたおかげであると考えるところであります。

ただ、こうした例からしても、下水道施設に関わる事故はいつどこで起こるか分からないものでありますし、一たび事故が起これば、その内容や状況によっては住民生活に大きな影響を及ぼす懸念があります。本県の場合、埼玉県とは異なって県が管理する下水道はなく、全てが市町の事業であることは承知しておりますが、県民生活に関わることでもあるため、各市町が日頃から適切な維持管理を行うよう促していくととも

に、万一の際には必要な対応を行うなど県としても考えておく必要があると思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まずは、埼玉県の事故への受け止めについてであります。

埼玉県八潮市の道路陥没事故について、報道では全国どこで発生してもおかしくないといった声もありますが、どのように受け止めておられるのか。また、この事故を踏まえ、県ではどのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

そして、玄海町の汚水処理場のトラブルへの対応についてであります。

玄海町の汚水処理場のトラブルについて、県でも職員を派遣するなどしてきたと聞き及んでおりますが、具体的にはどのような対応を行ってこられたのかお伺いいたします。

さらに、今後の生活排水処理施設の在り方についてであります。

埼玉県の事故は、都市化の進展を背景に大規模な施設が整備されたものの、その規模の大きさゆえにかえって影響が広範囲に及んだ面があります。あるいは玄海町の事案も、現時点では住民生活に大きな影響は生じていないとはいえ、仮に町での汚水処理そのものが全面的に停止してしまうようなことになれば、その影響はやはり一定の範囲に及びます。

こうしたことを踏まえた場合、事故や災害など万一の際に住民生活への影響の範囲を最小限にとどめるという観点からは、今後は公共下水道などによる集合処理よりも浄化槽を用いた個別処理など、より小さな単位での処理を考えることも一案ではないかと思いますが、県としてどのように考えておられるのか、以上、横尾県土整備部長にお伺いいたします。

二項目めは、飲酒運転の根絶についてであります。

平成十八年八月、福岡市内において、飲酒運転により幼児三人の貴い命が失われる重大事故が発生しました。飲酒運転は悪質、危険な行為であり、重大事故に直結することなどから、この悲惨な事故を受けて、さらに全国的に飲酒運転根絶の機運が高まりました。その後、累次にわたる法改正等をはじめとする飲酒運転根絶に向けて取り組んだ結果、飲酒運転の交通死亡事故は当時に比べ大幅に減少したと承知しております。

しかしながら、いまだ飲酒運転により多くの貴い命が失われており、その遺族や周囲の人々は悲しみを抱えながら生きていかなければなりません。私自身も令和四年、二つ上の親しい先輩を飲酒運転による事故で亡くしており、その悲しみが癒えることはありません。

警察庁が発表した令和五年中の飲酒運転による交通事故件数は二千三百四十六件で、前年と比べて百七十九件増加し、そのうち死亡事故件数は百十二件で、前年と比べて八件減少しました。県内ではこのところ、飲酒運転による交通事故などの報道を目にする機会が増えたと感じており、県民の飲酒運転に対する規範意識の低下を危惧しております。

また、これから歓送迎会の季節を迎え、飲酒の機会も増えると考えられるところ、深夜はタクシーや代行がつかまりにくいとの話も耳にしており、早く帰宅したいという気持ちと警察に捕まらなければいい、事故を起こさなければいいなどの安易な考えが相まって、今後、飲酒運転が増加しないかと懸念しております。

飲酒運転を根絶するためには、運転者はもとより、その周囲の人々も含め、県民一人一人が飲酒運転の悪質性、危険性を理解し、飲酒運転を絶対にしない、させないという飲酒運転を許さない社会環境を醸成して

いくことが重要であると考えております。

そこで、重大事故に直結する飲酒運転の根絶に向け、警察としてどのように取り組んでこられたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、福田県警察本部長にお伺いいたします。

三項目めは、ふるさと納税におけるプロジェクト応援寄附についてであります。

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に限られた財源を活用して様々な事業を推進されておられますが、一方で、近年ではふるさと納税制度等による寄附金が自治体の新たな財源として注目されております。

県では、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税などの寄附制度を活用し、「プロスポーツチーム応援プロジェクト」や「県立学校応援プロジェクト」など二十七のプロジェクトから成る、寄附金の使い道を選べるプロジェクト応援寄附を設け、広く寄附を募集されておられます。

令和六年度のプロジェクトの一例を御紹介しますと、「プロスポーツチーム応援プロジェクト」では、いただいた寄附金は指定された県内のプロスポーツチームのトップチームやユースチームごとに配分され、チームの活躍につなげ、スポーツの力で地域を元気にしていくもので、「県立学校応援プロジェクト」や「私立学校応援プロジェクト」では、応援したい学校を指定して寄附していただくことができ、いただいた寄附金は各学校における教材や部活動用品の整備など教育環境の充実のために活用されるとのことであります。このプロジェクト応援寄附は基本的に返礼品はなく、その寄附金は経費を除いた残額が各プロジェクトに活用されているものと理解しております。

県のホームページでは、寄附を募集しているプロジェクトの内容が関係するＳＤＧｓの目標と併せて分かりやすく掲載されております。また、寄附された方に実績報告書として送られるプロジェクト応援寄附レポートでは、山口知事の挨拶をはじめ、昨年度の寄附の受け入れ状況やプロジェクト別の活用実績などが盛り込まれており、大変充実した内容になっております。

このプロジェクト応援寄附レポートによると、令和五年度は法人、団体からも約二億九千万円の寄附がありますが、私が特に着目したのは、個人の立場で延べ五百五十九名の方から約七千万円もの寄附をいただいた点であります。県内外の多くの個人の方お一人お一人が返礼品がないにもかかわらず、純粋に佐賀県を応援したいという気持ちから、ふるさと納税を活用して御寄附いただくことは大変すばらしいことであると感じております。来年度も寄附の募集に取り組まれると思いますが、志ある個人の方からの寄附を通した佐賀県への応援の輪がさらに広がっていくことを願うものであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まずは、プロジェクト応援寄附の状況についてであります。

プロジェクト応援寄附の個人からの寄附の推移や特徴についてお伺いいたします。

次に、プロジェクト応援寄附の周知についてであります。

佐賀県を応援してくれる人が増えるよう、プロジェクト応援寄附をさらに周知すべきと考えますが、今後どのように取り組まれるのか、以上二点を泉総務部長にお伺いいたします。

最後に、障害者の就労支援についてであります。

本題に入る前に、第二十四回佐賀県障害者文化芸術作品展が今月十二日から二十四日の会期で開催されました。県民誰もが自分のスタイルで楽しむ展覧会のテーマの下、前回の第二十三回に引き続き私もお伺いし、思い思いの作品に心を打たれました。残念ながら会期中にお見逃しになった方も昨日より来月七日の期間で受賞作の一部がイオンモール佐賀大和で展示されておりますので、足を運んでいただければ幸いであります。

障害のある子供の親に共通する大きな悩みは、自分たちの死後、子供たちはどうなるのかという、いわゆる親亡き後問題であります。多くの親は自分が元気な間は子供と一緒に暮らしたいという願いを持っている一方、自分がいなくなった後、我が子が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるのだろうかと心配されておられます。親亡き後も障害のある子供が住み慣れた地域で自立して生活を送るためには、住まいの場とともに経済的基盤として働く場を確保し、必要な収入を得ることが重要となります。障害のある方は、働く意欲があっても対応できる条件の仕事がなかなか見つからなかったり、就職できても本人の体調の問題などから長く続かないことも多いようであります。

このような中、令和六年六月定例会の文教厚生常任委員会において、障害のある方への県の就労支援について質問させていただきました。就労支援に取り組む中での課題は、一つ目に、会社内に適当な仕事があるかどうか分からない、障害者を雇用するイメージやノウハウがないなど、障害者雇用をどのように進めていいか分からないといった企業がまだまだ多く、企業の障害者雇用に対する理解を促進する必要があること。二つ目に、障害のある方が就職されたとしても、障害や病気のため、あるいは作業環境が合わないなどにより、職場定着につながらないケースがあるといったことでありました。

今議会に「障害者の多様な働く場づくり事業」として、障害のある方、企業、障害者福祉施設、就労支援機関をつなぐマッチングフェアを実施する予算を提案されており、この事業がこうした課題を解決し、障害のある方の就労支援をさらに進めるものと期待しているところであります。

昨年四月から、民間企業、国、地方公共団体等の法定雇用率がそれぞれ引き上げられました。民間企業については二・三％から二・五％に引き上げられ、対象企業も従業員数四十三・五人以上から四十人以上の企業に拡大されたところであり、障害者の就労支援を一層推進する必要があり、佐賀労働局の公表資料によりますと、令和六年六月一日時点における県内の従業員数四十人以上の対象企業七百十二社に雇用されている障害者の数は二千七百六十七人であり、障害者実雇用率は過去最高の二・八七％で全国五位となっております。また、法定雇用率達成企業の割合については六二・六％で全国三位となっており、本県の障害者実雇用率や法定雇用率達成企業の割合は全国でも高い水準であると聞き及んでおります。

さらに民間企業の法定雇用率は令和八年七月には二・七％へ引き上げられます。働きたいと思う障害のある方の就労支援について今後どのように取り組んでいくのか、本事業の内容も含め、井上健康福祉部長にお伺いします。

間もなく卒業・入学シーズンとなります。伊万里特別支援学校、当時はまだ伊万里養護学校と呼ばれていた時代ですが、障害児教育に半世紀

以上携われた田代一茂先生という方がいらっしゃいました。二〇一七年にお亡くなりになられておりますが、その田代先生が昭和六十年に発行された「小さなほとけたちのなみだ」という詩集があります。最後に、その中のある詩を御紹介させていただきます。

入学式の日

この子を
寄宿舎にあずけて
帰っていく
母の
その足どりの重さよ
校舎のかどで立ちどまり
校門のかげでふりかえり
坂道を
肩を落して帰っていった
丘の向こうの小学校では
はなやかな
入学式があっているというのに

四十年前の詩集でありますので、時代背景も違うと思いますし、障害福祉も向上しておりますが、障害のある子供の親は誰しも自分たちの死後、子供はどうなるのかという悩みを抱えておられます。県としても着実に歩みを進めていただいていることに感謝を申し上げ、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◉泉総務部長　登壇＝石丸太郎議員の御質問にお答えいたします。

私からは、ふるさと納税におけるプロジェクト応援寄附についてお答え申し上げます。

まず、プロジェクト応援寄附の状況についてお答えします。

個人の方々からのプロジェクト応援寄附の推移に関し、近年の寄附額としては、令和三年度はこの年八月の豪雨災害からの復旧復興事業への寄附として、県内外から多くの寄附をいただいた結果、件数にして千九百四十一件、寄附額にして約八千九百万円と、件数は過去最高、金額は過去二番目の水準に達しました。その翌年度、令和四年度は五百六十八件、約二千万円と一旦減少したものの、その後、令和五年度になってからは持ち直し、六百九十二件、約七千万円と金額として大幅な伸びとなりました。また、令和六年度については、年度末である来月末まで状況の推移を見ていく必要がありますが、その寄附額は冒頭に申し上げた令和三年度を上回る勢いにあります。

次に、プロジェクト応援寄附の状況から申し上げられる特徴については、現在では二十七の分野にわたるプロジェクトのうち、令和三年度や五年度における豪雨災害からの復旧復興事業への寄附やプロスポーツへの応援、国スポ・全障スポを控えてアスリートへの支援といったスポーツ分野への寄附など、そのときそのときの県政の主要テーマに関連した寄附の件数が多くなっています。

また、県立学校や私立学校における学用品や体育用品などへの支援、地域猫などの犬猫の保護への支援といった、県民生活に身近なテーマに関連する分野へも多くの方々からの寄附をいただいております。

次に、プロジェクト応援寄附の周知についてお答えします。

県では、プロジェクト応援寄附について、より多くの方にその意義を知っていただくべく、一昨年度、ウェブ上の紹介ページやリーフレット

などについて、見る方の興味を引きつけるデザインにそのビジュアルを刷新するとともに、分かりやすい言葉でメッセージ性を高めるなど、より理解しやすく、プロジェクトへの共感が得られやすくなるような形へのバージョンアップを図ったところです。

なお、こうした取組が功を奏してか、県のウェブ紹介ページを御覧いただいた県内外の方から、令和五年度は一件で一千万円、令和六年度は現在までに三件で三千万円もの大型の寄附をいただいたという実績もございます。

また、佐賀県にゆかりのある方々が集まる東京県人会や関西県人会、「佐賀さいこう！応援団」交流会などの場を活用して、直接御案内を行うとともに、プロジェクトを担当する各課室においても共感を得られやすい層の方々が集まる各種イベントやプロスポーツの試合などでの情報発信も行っております。

さらに、全ての寄附者の方々に寄附をいただいた直後にはお礼状をお送りするとともに、その翌年度には議員から御指摘のあったプロジェクト応援寄附レポートをお送りし、寄附金がどのように使われたかなどを分かりやすく示すことで信頼感を醸成し、引き続き応援いただけるようなメッセージをお伝えしております。

今後も、プロジェクトを担当する各課室と議論を重ね、まずは多くの方々が関心や共感を抱き、寄附してみてもいいなと思っていただけるようなプロジェクトを設定するとともに、より幅広いイベントでの情報発信やＳＮＳなどを活用した新たな形での情報発信を行うなど、さらに多くの層に対してプロジェクト応援寄附の意義が広まっていくよう努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉井上健康福祉部長　登壇＝私には、障害者の就労支援について御質問をいただきました。

石丸議員からは親亡き後という言葉をいただきました。私も実はもう二十五年ぐらい前になるかと思いますけれども、障害福祉課の担当で仕事をしていた時期がありました。そのときも障害者の親御さんから、自分が死んだ後、この子がどうなるんだろうかというのが一番の心配だというお話を何人かの人からお聞きしました。まだ当時は社会福祉法人を設立して、施設をいろいろ造るという時代でしたけれども、そういう中で自分としてぜひ施設を造りたいという御相談なんかもいただいていたことを思い出します。

時代は変わりますけれども、そういう親御さんの気持ちが今も昔もあるということを胸に置きまして、我々も仕事をしたいというふうに改めて思ったところでございます。

障害者の就労支援についてですが、まず佐賀県の障害者実雇用率や法定雇用率達成企業の割合は全国でも高い水準にあります。障害者雇用に対する企業の理解は一定進んでいると考えております。

一方で、議員から御紹介もありましたけれども、障害者雇用に不安を感じておられる企業などもまだまだ多くございます。企業の障害者雇用に対する理解の促進、また就労後の職場定着への支援、そういったものが課題だと認識をしております。

企業の方からは、雇用に当たって障害のある方の特性に合った作業内容がどのようなものがあるか知りたい、また雇用後、定着に至るまで気軽に相談できる関係を就労支援機関と構築したい、そういった声。また

障害者の福祉施設や就労支援機関からは、様々な企業と関係を築き、企業が求めているニーズや困り事を知り、利用者の特性に合った就労先の確保につなげていきたい、そういった声をいただいております。

こうしたことなどを踏まえまして、これまで行ってまいりました障害のある方と企業との個別のマッチング支援に加えまして、企業、福祉施設、就労支援機関等の相互理解を深めまして、横のつながりを強化し、チームとして障害のある方への支援を行っていくため、議員から御質問もいただきました障害者の多様な働く場づくり事業に取り組むこととして、来年度、フェアを開催したいと考えております。

具体的な内容としては、障害者雇用を進めている企業からの事例発表、また企業、福祉施設、就労支援機関等が意見交換を行いますワークショップ、そういったものを計画しております。

こうした事業によりまして、関係機関への連携を深めることにより、障害のある方の職場定着への支援にもつなげてまいりたいと考えております。

来年七月からは民間企業の法定雇用率がさらに引き上げられます。今後、企業の障害者雇用への意識は高まると考えておりまして、一人でも多くの障害のある方が、その適性と能力に応じた職業に就かれ、その職業に生きがいを感じ、地域で生活ができるよう就労支援を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　登壇＝私からは、下水道施設の老朽化について三点お答えいたします。

まず、埼玉県の事故への受け止めと県の取組についてでございます。

埼玉県の八潮市の事故は、県が管理する流域下水道の下水道管が老朽化によって破損し、大量の土砂が流れ込んだことで大規模な道路陥没が生じたものでございます。

この下水道管でございますが、昭和五十八年に整備されて、県道の下の深さ約十メートルに埋設された四メートル七十五センチメートルという大口径のものでございました。

一方、県内の下水道施設は全て市町が管理しておりますが、管路のほとんどの九八％が口径六十センチメートル未満ということで小さくなっております。大きなものでも二メートル未満ということでございます。最大で鳥栖市の一・八メートルというところでございます。

供用された年代が最も古いものが佐賀市と基山町の一部で四十年ほどを経過しておりますが、ほかの多くの市町では平成十年代を中心に供用開始されておりまして、供用開始後二十年から三十年ほど経過して、比較的新しいという状況でございます。

同じような事案が生じるとは考えにくいところでございますが、今回の事故を通じまして、インフラ施設は一旦トラブルが生じますと、住民の生活に大きな影響を及ぼし得ることを再認識したところでもございます。

事故の発生以来、下水道事業の運営主体でございます県内の十七市町に対しまして、重要な幹線や、敷設後相当年数が経過しております管路などについて点検の頻度を増やしていただくこと。また、万一異常が発見された場合には速やかに補修や修繕を行っていただくなどの対応を通じまして、下水道管の破損に起因する道路陥没事故の未然防止を要請してきたところでございます。今後も、市町の動向を把握しまして、必要

に応じて随時取組を促すなど対応してまいります。

二点目に、玄海町の汚水処理場のトラブルへの県の対応についてお答えいたします。

一月二十一日に玄海町が事故を覚知して以降、様々な相談があり、対応してまいりました。

まずは現地の状況を把握することが必要ということで、一月二十五日には下水道の担当課長と係長を現場に派遣しまして、施設の現状確認、把握をしております。そして、当面の対策となる仮設の汚水貯水タンクの設置等について、助言などの支援を行ったところでございます。

また、一月二十七日から二十九日までは下水道や施設設備に詳しい技術職員を派遣しまして、施設の設計コンサルや設備メーカーなどとの復旧への体制整備を促すとともに、機器の検査にも立ち会い、助言を行ったところでございます。その後も国を交えたウェブでの打ち合わせなど、復旧に向けた支援を現在も継続しているところでございます。

二月に入って雪が降って、汚水の移送に影響が生じるような懸念があった際には、現地の唐津土木事務所が中心になりまして、移送ルートの除雪作業ですとか融雪剤の散布など、雪氷対策を行ったところでもございます。

現時点では、報道等にもありますように原因は調査中で、復旧の見通しも未定でございますが、現場では復旧への取組が進んできているところでございます。私も現場に行って現地を確認しております。この間、昼夜を問わず対応されてきた関係者には本当に敬意を表するところでございます。県といたしましても、現場の状況に応じて臨機応変に対応し、円滑な早期復旧に向けて支援をしてまいります。

最後に、今後の生活排水処理施設の在り方についてお答えいたします。

集合処理ですとか個別処理などといった生活排水処理をどのようにするかというのは、それぞれに一長一短があるというふうに思います。

例えば、事故や災害などによる生活排水処理の機能停止を想定したときには、影響が広範囲に及ぶ今回の下水道のような事業、そういったものではなく、浄化槽などを用いて、より小さな地域ごとに分散して排水処理を行ったほうが影響範囲も小さいというような考え方もあるかと思います。

一方で、日々の生活排水処理をより効率的、効果的に行うという点では、ある程度広域的な範囲で処理を行う公共下水道のほうが有利な場合もあるかということでございます。特に一定以上の人口が集中する市街地部では、そういった利点が発揮されやすいのではないかというふうにも思っております。

それぞれに一長一短ございます。その地域にどのような生活排水処理の在り方が望ましいかは、地域の人口の状況ですとか生活様式などに応じて、それぞれに異なってくるものというふうに思っております。生活排水処理行政の主体である各市町が、地域の実情に見合った処理方法を住民の皆様の意見を聞きながら検討、判断し、導入、運営していくことが大切かというふうに思っております。

県といたしましては、市町でそうした取組が進みますように、例えば、地域の人口の状況等を踏まえた処理区域の見直しなど、そういったことも含めて適宜適切に助言するなど、支援をしてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　登壇＝飲酒運転の根絶に向けた県警察の取組につい

てお答えします。

令和六年中、県内において飲酒運転による交通死亡事故は二件発生しました。これらを含め、飲酒運転による人身交通事故は二十三件発生しました。また、県内における飲酒運転の検挙件数は近年増加傾向にあり、令和六年中の検挙件数は百八十五件と、前年より十二件増加しております。

このような情勢を踏まえ、県警察においては飲酒運転の取り締まりを強化するとともに、その根絶に向けた交通安全教育や広報・啓発活動等の取組を進めております。

取り締まりについては、飲酒運転の行われる蓋然性の高い時間帯、路線、場所等を分析し、検問を実施するなどしております。その上で、飲酒運転をした運転者のみならず、車両を提供した者、酒類を提供した者、車両に同乗した者などについても、その検挙に努めております。

交通安全教育については、ドライバーに対し、飲酒が運転に与える影響に係る理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の教育を実施しております。

広報・啓発については、関係機関・団体と連携して積極的に展開しており、例えば、県飲食業生活衛生同業組合を通じ、酒類を提供する飲食店に飲酒運転根絶チラシを配布するなどの取組も進めております。

飲酒運転は悪質な犯罪であります。県警察としましては、飲酒運転の根絶に向け、引き続きその発生実態を踏まえた取り締まりを一層強化するとともに、関係機関・団体と連携しつつ、より効果的な交通安全教育と積極的な広報・啓発活動を推進し、もって飲酒運転をしない、させないという規範意識の向上を図り、飲酒運転を許さない環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

◉藤崎輝樹君（拍手）**登壇**＝皆様おはようございます。藤崎輝樹であります。

問いの一番目は、佐賀空港の着陸料と有明海漁業振興・補償基金についてであります。

佐賀空港の自衛隊使用要請から既に十年を経過しております。この間も有明海をかつての豊かな海へ取り戻したいとの強い思いから、山口知事、県議会ともに、心を合わせて有明海漁業の振興へ取り組んでまいりました。しかしながら、有明海再生にはいまだ至らない現状に、何とかしなければならないとの思いが山口県政には強く感じられます。

そのような経緯もあり、国防への協力と公害防止協定見直しを漁協へ迫る役割を担った知事の責任は、大変な重圧であったろうと察します。

知事の有明海漁協と向き合う誠実な姿勢と防衛省要請にめどをつけた政治力に対しては、評価されるべきものと考えます。

このように鑑みれば、今後は有明海再生と九州佐賀国際空港の発展へ共に邁進できると言いたいところでありますが、今議会に提案されている乙第一号議案「佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例（案）」等について、どうしても腑に落ちない点があるため質問をしてまいります。

この基金条例案は、佐賀空港を使用する自衛隊機の着陸料を、有明海漁業の振興に係る事業の実施、及び駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害に関する費用の一時立て替えとしての貸し付けにより、有明海漁業の振興を長期的かつ安定的に図るため、佐賀県有明海漁業振興・補償基金を設置するものであります。

この条例案が可決すれば、有明海漁業振興事業を実施する場合に必要となる佐賀県有明海漁業協同組合が負担する経費を、県の基金から支払うことができるようになります。

私は、有明海再生へ向けて、有明海漁業振興事業に農林水産省と佐賀県が協力して力強く取り組むことが必要なことはよく理解しています。それでも防衛省が支払う着陸料の百億円を全て二十年もの長期にわたって使途を決め打ちするのは、健全な財政運営とは言い難いと指摘せざるを得ません。

これまでにも繰り返し質問をしてきた事案でありますが、いよいよ基金設置条例と着陸料の空港条例の改正が議会に提案されたことから、改めて疑問に思っていることを述べさせていただきます。

初めに、私の疑問一点目は、なぜ着陸料の全額を基金へ積まなければならないのかであります。

佐賀空港は佐賀県が設置管理者であります。ゆえに、第一義的に着陸料は空港の維持管理へ使われるべきと考えます。私は、漁協の理解を得て公害防止協定の見直しができたならば、県は防衛省と着陸料に関する条件交渉に入るものと思っていました。なぜなら、空港は県が一般会計からの支出で支えている重要なインフラですが、防衛省が支払う着陸料等の収入で空港の維持管理を賄うことができれば大変ありがたいと考えたからであります。

全国的に空港経営は、いわゆる赤字になるのが一般的であります。佐賀空港も例外ではありません。令和五年度決算で着陸料等の収入は約一億円、維持管理などの支出が約四億二千万円、差し引き約三億二千万円の赤字となります。この差額を埋めるため、毎年三億円以上が一般会計から支出されています。

空港経営は、国際情勢や外交、パンデミックなど不可抗力な影響を受けやすく、たとえ着陸料収入が激減しても、安全のために維持管理の経費は簡単に削減できません。そのため、今回の防衛省からの着陸料を空港の維持管理の財源として一部でも充てれば、空港の安定経営につながり、なおかつ空港に支出する必要がなくなった予算を県民福祉の向上に活用できれば、防衛省の着陸料は一石二鳥の効果を生み出す財源となり得ました。

疑問の二点目は、なぜ県は着陸料を早い段階から徴収しないと決めたのかであります。

非常に分かりにくいのですが、そもそも県は防衛省から着陸料は徴収しないと考えています。では、議論している着陸料の百億円は何かといえば、公害防止協定を見直すために防衛省が支払うとの位置づけであります。

私は、徴収するべき正当な着陸料を取らずに、公害防止協定見直しのための百億円を県が着陸料として受け取ることにしたのが大きな間違いであったと考えます。国土交通省の理解は当然必要としながらも、県営空港である佐賀空港の着陸料は、県が条例で定めるべき事項であります。佐賀県が設置管理者である佐賀空港は、県民の財産であるため、空港を使用する場合に使用料を徴収するのは県民の権利であります。

一般的には、共用空港では自衛隊の着陸料は徴収していないと知事は言われていますが、名古屋空港では県営空港となってから徴収しています。令和四年十月十一日の愛知県知事の記者会見の際に、県営空港は愛知県の施設であり、国が使用するときは、国においてその使用料を負担

していただかなければならない。いわゆる維持管理、人件費もかかれば、日々、毎年修繕もやらなければいけない。当然、ただで使わせろという話ではない。このように、県の施設であるから、国においてはその使用料を負担していただかなければならないとはっきり発言されています。

私もそのとおりだと考えます。国の管理空港であれば、経費を国が持つわけですから、同じ国同士の自衛隊の着陸料の有無に関して徴収せずとも、私は気になりません。防衛省から空港の着陸料を徴収している県があるのであれば、積極的に佐賀県も徴収できるように働きかけるべきであったと考えます。

このような観点から、佐賀県が県営空港の使用料徴収の権利を当初から手放したことが、私は不思議でなりません。

疑問の三点目は、今回提案された佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例案には、防衛省が支払う百億円の着陸料の文言が入っておりません。そのため、基金に積み立てる財源が着陸料だと特定されていないことです。

この条例内容では、基金の財源は何か、金額は幾らかさえも分かりません。示されているのは第二条「積立て」に、「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。」とあるだけです。そして、防衛省が支払う着陸料を定めるために提案された佐賀空港条例の改正案でも、当然ながら徴収する内容のみが示されています。

つまり、議会に提案された二つの条例案では、防衛省が支払う着陸料百億円を基金に積むとの確約を議会に求めることにはなりません。強いて確約があるというならば、資料として添付されている「防衛省と佐賀県との合意事項」であります。平成三十年に交わされた合意事項をもって、県は防衛省が支払う着陸料収入を基に基金を創設することになっていると説明されていますが、このことをもって本当に確約されると言えるのでしょうか。

国との合意事項では、「防衛省は、佐賀県からの申し入れを踏まえ、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、予算の国会議決を前提とした上で、着陸料を合計百億円支払う。」と約束していますが、着陸料収入を基に基金を創設することまでは防衛省側の約束には入っていません。あくまでも佐賀県からの申し入れを前提ではなく踏まえているにすぎません。防衛省が予算の国会議決を前提にしているように、佐賀県も一般会計歳入歳出予算の県議会議決を前提にせざるを得ないと考えます。

このような観点から、防衛省の着陸料百億円を財源に、二十年間で百億円というスキームは、その実現には不透明さが残ると考えます。

疑問の四点目は、空港の収支であります。

今議会には「佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（案）」も提出されていますが、これにより、令和七年度から二十年間にわたって、毎年度五億円の着陸料等を防衛省から徴収することができるようになります。そうなれば、県の歳入として空港使用料に五億円が追加されることになります。

ちなみに、令和七年度の一般会計予算書には、約六億六千万円が空港使用料として計上されています。

先ほども若干触れましたが、空港には毎年三億円から四億円を一般会計から支出しています。防衛省からの着陸料が収入として計上されるとなれば、一般会計予算上は空港の収支が一気に黒字となります。平成十

年開港以来の念願であった佐賀空港の黒字化でありますが、あくまでも一般会計予算上での収支バランスの話であって、佐賀空港経営の実態は何も変わらないというよく分からない、不明朗な空港収支となるのではないでしょうか。

疑問の五点目は、さらなる防衛省の負担であります。

佐賀空港は、今後も民間空港として発展をしていかなければなりません。そのためにも、滑走路延長や平行誘導路が必要となりますが、この大規模工事については、昨年十一月に知事が中谷防衛大臣から「全面的に協力する」との言質をいただいています。また、国との確認事項では、空港の平行誘導路の整備について、防衛省は応分の負担を行うと報じています。具体的な話はこれからと言われますが、果たして防衛省から協力していただくとしても、具体的な支援のスキームがあるのか疑問です。

先ほどの名古屋空港でも、国管理から県管理へ移行する際に、愛知県は、分担金、負担金で払うように強く求めていますが実現しておりません。

本県でも百億円ありきの話の中で、どのように入りと出をつなげるのか調整に苦労されたと思います。改めて着陸料として応分の負担をいただくのか、それとも、ほかにスキームがあるなら教えていただきたいと考えています。

以上が私の疑問であります。

そこで改めて疑問を解消するために、今ほど申し上げた次の五点を質問いたします。

一点目、今議会に基金の設置条例案を提案されていますが、防衛省の支払う着陸料を空港の維持管理の財源に充てずに、なぜその全額を基金に積み立てるのか知事に伺います。

二点目、名古屋空港では防衛省から着陸料を徴収している中で、佐賀空港では、空港の維持管理に充てる分など、応分の負担としての着陸料をなぜ徴収しないことに決めたのか伺います。

三点目、今回提案された基金条例案では、基金の財源に防衛省が支払う百億円の着陸料が充てられることを条文化しておりません。そのため、年五億円を二十年間で合計百億円というスキームの実現が不透明に思います。県はなぜ防衛省の着陸料を基金の財源とすることを条文化しなかったのか伺います。

四点目、防衛省から徴収する着陸料が空港使用料に計上されることについてどのように受け止めているのか伺います。

五点目、滑走路延長や平行誘導路などの大規模な整備が予定されていますが、平行誘導路については自衛隊の円滑な運用にも資するものであり、防衛省に対して、当然ですが、応分の負担を求めることになります。先ほど私が指摘した点を踏まえて、県はどのように考えているのか伺います。

問いの二は、職員採用についてであります。

人口減少が最大の課題となる中で、地域を守り、持続可能な社会にするため、ＤＸを推進していくことが行政サービス確保の観点から重要であります。これまでどおりの常識、やり方では、社会や暮らしの変革に追いついていけないと思います。

そうした中、知事は、全く新しい未来を思い描く柔軟な発想が大切であり、多様性を大事にして柔軟な発想を生み出す土壌づくりを進めていくと言われています。そこから、デザイナーやクリエーターと一緒に佐

賀らしさを磨く「さがデザイン」や、アニメやゲームとのコラボで佐賀の価値を高める「サガプライズ！」、そして、県庁外との人材交流による様々な経験から生まれるアイデアのかけ合わせによって多くのイノベーションを起こされています。また、県庁内に新しい風を吹き込む力として、中途採用にも積極的に取り組まれています。

今までこうしてきたからと、前例を踏襲する「もんだ症候群」に陥ることなく、新たなモノやコトを生み出す県庁組織でありたいとの考えもあってのことであります。

知事のこうした取組は、従来の県庁組織に気づきを与えていることから、高く評価しなければならないとの思いがある一方で、私には一歩を踏み出すことへのためらいがあるのも正直な気持ちであります。社会経験のある優秀な人材を採用することは、県民にとっても大変よいことであります。

ただ、気にかかるのは、県庁で働くことと民間で働くことの違いを中途採用者にどう身につけさせていくのかという点であります。県庁には県庁の、民間には民間のそれぞれ意義が当然ながらあろうかと思います。

とりわけ、県民から預かっている税を財源に、県民のために行政サービスを提供している県庁職員には、民間のような対価として利益を得るのではなく、県民の安心感や信頼感といった金銭に換え難い社会奉仕が求められます。単純に民間の発想を県庁に持ち込んでも、当然ながらうまくは機能しないと思います。県民生活を踏まえた現場目線の利便性につながる政策でなければ、県民の理解もほかの職員の共感も得られないのではないでしょうか。現場を歩き、県民の声に耳を傾けた上で見えてくる先見性に基づき企画立案された政策であれば、現場から必要とされて実効性のある成果へ結びつくと考えます。

そのためにも例えば、採用当初は、県税事務所の徴収係や保健福祉事務所の窓口業務、また、土木事務所の用地課など、出先機関を経験することも大事だと考えます。県民生活に近いところで、税の大切さや現場の大変さを知り、県民の声を直接聞くことが、苦労しながらも県庁職員としての基本的な姿勢を身につけさせる大事な要素の一つだと考えます。もちろん必要な研修を通して、県の職員にはその都度、学ぶ機会があることは聞いております。

いずれにせよ、今後さらに組織の在り方についても議論を深めていただき、人口減少の中で多様な人材の確保に努めなければならないことは間違いありません。

喫緊の課題として、あらゆる分野で人材不足が深刻な状況になっており、これは民間企業だけの問題ではなく、行政においても課題となる問題であります。

昨年十二月末に総務省が公表した「令和五年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」によれば、令和五年度の全国の地方公務員の採用試験の競争倍率は四・六倍だったとのことですが、これは前年度よりも〇・六ポイント減少し、過去十年間で最低の倍率となっています。

総務省の調査結果では、「受験者数は長らく減少傾向が続いている一方、合格者数はなだらかな増加傾向になっている。これに伴い、競争率についても減少傾向が続いており、低水準となっている。」との分析がなされています。

このような厳しい状況下にあっても、佐賀県庁を今後も安定的に運営していくためには、県民の安全・安心な暮らしを支えるという高い志を

持った優秀な人材を幅広いやり方で確保し続ける工夫が重要となります。

このような現状も踏まえ、申し上げたように、県においては、いわゆる新卒採用だけでなく、民間企業等の経験者の採用、いわゆる中途採用も積極的に実施して多様な人材の確保に努められているわけでありますが、基本的には、自社の利益を追求する民間企業と県庁では働き方や意識が異なる部分があろうかと思います。

県職員である以上は、新卒採用であれ、中途採用であれ、県職員として地域社会に貢献する、県民の暮らしを支えるという高い志を持った人物を採用していただきたいと願います。

採用試験の種類にかかわらず、全ての職員が県民から安心感や信頼感を持ってもらえるような存在であり続けてほしいと願います。

そこで、次の点について質問いたします。

直近の本県の採用試験の状況に対する認識、そして、高い志を持った優秀な人材を確保するために、県ではこれまでどのような取組を実施してきたのか伺います。

あわせて、民間企業等経験者採用の実施についてですが、どのような考えで民間企業等経験者の採用、いわゆる中途採用を積極的に実施されているのか。また、今後の組織運営において民間企業等経験者の力をどのように生かしていくのか質問いたします。

問いの三は、佐賀競馬佐賀場外発売所の跡地についてであります。

競馬組合の運営については、特別地方公共団体である佐賀県競馬組合の議会で議論されていることは理解していますが、佐賀市大和町にある佐賀場外発売所の跡地について、地元の大先輩、留守元議長さんが競馬組合の議員になっていただいているので安心しておりますが、私からも、地域活性化の要望もあり、現在の状況等について質問をさせていただきます。

佐賀競馬佐賀場外発売所については、一部事務組合である佐賀県競馬組合により、佐賀市大和町の約一万七千平方メートルの土地に七百台を超える駐車場を有した二階建ての勝馬投票券発売所として昭和六十年に設置されました。以来、四十年近くもの間、競馬ファンにとっては、勝馬投票券、いわゆる馬券を購入し、競馬に親しむ場として活用されていました。

周囲の商店にとっては来訪者を呼び込める施設として、地元の人々にとっては雇用の場として地域に根づいていました。しかしながら、佐賀場外発売所は、昨年八月末をもって施設を閉鎖されています。地元住民の一人として、長年親しまれた施設が閉鎖されたことは非常に残念なことであります。

佐賀競馬の施設の管理や運営については、佐賀県競馬組合が担われており、競馬組合議会において議論されることになっていると承知していますが、地元住民の一人として佐賀場外発売所の跡地の動向に強い関心を持っております。

そこで、佐賀場外発売所が閉鎖された経緯と跡地の今後について、競馬組合議会でどういう議論が行われているのか伺います。

次の質問項目を机に忘れてきまして、以上、問いは四つしておりましたけれども、……（「一回降りてしまうけん、あれやろう」「原稿を持っていきましょうか」と呼ぶ者あり）結構でございます。

問いの四でありますが、不登校対策について質問いたします。

県内でもフリースクールが各所で運営されていて、運営が大変だというような話も聞いております。不登校対策について、昨年も十一月議会で質問したところでありますが、改めて県教育委員会に質問させていただきます。

現在の不登校児童生徒数の現状と受け止めについてお尋ねをいたします。

今後、関係機関と連携した取組も求められているわけでありますが、県教育委員会は不登校対策についてどのように今後取り組んでまいるのか、この際、教育長に質問いたしまして、以上、一般質問とさせていただきます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。藤崎輝樹議員の御質問にお答えします。

佐賀空港の着陸料と有明海漁業振興・補償基金についてお尋ねがございました。私の考え方を御説明させていただきます。

佐賀駐屯地の開設に伴いまして防衛省から支払われる着陸料ですが、これを空港の維持管理費に充てるべきとの御意見については、私も一定理解しております。

常に佐賀空港の発展を願い、応援していただきました藤崎議員の、この着陸料を何とか空港の発展につなげられないだろうかというお気持ちは、これまでの議会での議論からもひしひしと伝わってきております。佐賀空港が民間空港としてこれからも発展していくためには、毎年の維持管理をきちんと行っていくことはとても大切です。そして、防衛省からの着陸料がその財源となるのであれば、それは県としても大変ありがたいことだとも思います。

ただ、この着陸料につきましては、大切な経緯がございます。佐賀空港の自衛隊使用要請以前から有明海漁協の方々は、国に対して諫早湾干拓問題などでの対応をめぐり不信感を強く持たれていたと感じています。漁協の方々と話をする中で、この国に対する不信感は農林水産省とか防衛省ということではなくて、同じ国に対する不信感だという思いが伝わってまいりました。

県は、自衛隊使用要請に関する論点整理素案を公表し、県議会の決議も踏まえて佐賀空港の自衛隊使用要請の受け入れを表明したのが平成三十年八月でした。私は、その受け入れを表明する前に覚書の相手先であります有明海漁協と交渉する前の段階で、国と漁協の信頼関係を得るためには何かが必要だと考えたわけです。というのは、受け入れを表明した後で国と交渉するというのはなかなか難しいと、自分のそれまでの経験から考えていたわけであります。

そして、何とか有明海漁業の振興対策を防衛省との間でつくり上げることができたら、それは漁協との信頼をつなぐ方策の一つにはなり得るのではないかと考えたわけです。ということで、幾度となく防衛省や官邸と交渉させていただきました。防衛省が直接的に有明海漁業の振興を行うことができないという難問に当たりまして、全国的には自衛隊使用に係る着陸料は免除が一般的になっている中であります。基本的に、手を挙げて防衛省が招致を受けてきているところも多かったわけで、なかなかそこの部分について、基本的には免除が一般的になっているんだというのが前提にあったわけでございます。その中でも、防衛省が百億円を着陸料として払うこと、そして、有明海漁業の振興などのために県が基金を創設することを合意したわけでございます。

こういった経緯を踏まえて、今議会に設置条例案を提案している佐賀県有明海漁業振興・補償基金があるわけで、これは特別な基金と考えております。私はこの基金などを活用して、有明海の再生に向けて漁協と一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

◉平尾政策部長　登壇＝私からは、佐賀空港の着陸料と有明海漁業振興・補償基金について二点お答え申し上げます。

まず、着陸料についてでございます。

全国には、自衛隊と共用している国管理の空港が五つ、県管理の空港が三つございます。合わせて八つの空港がございます。藤崎議員のほうからもお話がございましたように、このうち自衛隊使用に係る着陸料を徴収しているのは愛知県の名古屋空港のみでございます。

名古屋空港では、国からの移管に伴いまして県が負担した費用について、引き続き滑走路を使用する防衛省が分担金の代わりに着陸料を県へ支払うという特別な整理がなされたものと承知をしております。

唯一着陸料を徴収している名古屋空港につきましては、令和四年の愛知県の大村知事の記者会見での説明によれば、平成十七年の中部国際空港、いわゆるセントレアの開港に伴いまして、国管理空港であった名古屋空港の所管について当時の運輸省と防衛庁が協議を行っております。その協議が調わず、その際、防衛庁からは、継続して部隊運用ができるのであれば、県が空港の管理主体になっても構わないということが言われております。そして、運輸省、防衛庁及び愛知県との協議におきまして、平成十四年に愛知県が空港の設置管理者になることを承諾されました。その後、防衛庁と愛知県との協議において、分担金、負担金ではなく、防衛庁が着陸料を空港管理者の愛知県に支払うことで決着したという経緯がございます。こういう経緯がございまして、現在、愛知県では自衛隊使用に係る着陸料を徴収されているというような状況でございます。

一方、全国の自衛隊と共用している八つの空港のうち、名古屋空港以外の七つの空港、こちらについては公用使用規定などによりまして着陸料が免除されており、全国的には免除が一般的となっております。

こうしたこともあり、県といたしましては当初は着陸料を徴収するという考えはなかったものと承知をしております。

続きまして、基金条例でございます。

昨年十一月の議会で徳光議員からも御指摘がありましたように、防衛省からの着陸料収入は一般財源としての歳入となります。一般財源として受け入れるので、ほかの一般財源に溶け込むことになります。一方、基金の積み立ては歳出として一般財源から積み立てることとしております。防衛省からの着陸料収入を一般財源として受け入れることと基金への積み立てを一般財源から行うこと、このことは会計上別のものなので、基金条例に着陸料収入に関する文言は規定をしておりません。

私からは以上でございます。

◉泉総務部長　登壇＝私からは、職員採用について三点お答え申し上げます。

まず、採用試験の状況についてお答えします。

本県における採用試験の実施状況については、知事部局の令和五年度試験における行政職と技術職を合計した競争倍率は七・三倍であり、藤崎議員お示しの令和五年度に四・六倍だった全国平均と比較すると高い水準にあると言えます。

なお、昨年七月に発行されたビジネス誌「週刊ダイヤモンド」の特集記事の中でも都道府県採用倍率ランキングとして、同年度の試験のうち、行政職、これは大学卒業程度と高校卒業程度を合計したものということでございますが、その採用試験の倍率を都道府県間で比較したものがありまして、佐賀県は九・五七倍と全都道府県で最も高いと報じられています。

このように、本県の状況は他県と比較すると健闘しているほうとは考えられるものの、やはり民間企業の採用状況の影響などを受け、本県でも、近年、受験者数や競争倍率が少しずつ減少する漸減傾向にはあり、受験者の確保は課題と認識しております。

次に、民間企業等経験者採用の実施についてであります。

県職員のあるべき姿や人材像は時代とともに変化するものと考えております。人々の価値観が多様化し、地域ごとの個性が発揮された地域社会を目指す今の時代、自治体も、昭和の高度成長期にあったような画一的な行政運営を行うままではなく、大きく変わっていかなければならないと考えております。

そうした中で佐賀県は、多様な価値観を持つ県民それぞれに向き合うとともに、自由な発想で未来を見据えて価値を生み出す集団であることを目指し、そのためには、常に多様な人材が集まり、交差してアイデアが掛け合わされ、刺激や議論を重ねて組織が活性化していることが重要と考えています。

民間企業等経験者採用についても、企業などで様々な経験を積んだ職員が、先ほど議員からお示しのあったＤＸに関連するようなデジタル、会計、デザインなどの専門的なスキル、あるいは柔軟な発想や企画力、あるいはその人脈といった、それぞれの経験に裏打ちされた能力を発揮し、ほかの職員とも議論し、協力し合う中で組織が活発になり、新しい価値を生み出してもらうことを期待しています。

これまでも、金融機関での経験を生かした産業への支援、システムエンジニアのスキルを生かした情報系の業務、営業力を生かした用地交渉といった県政の業務の分野から、「サガプライズ！」、フィルムコミッションなどの広報施策や「ロマンシング佐賀」などの官民連携プロジェクトといった分野まで、幅広くその能力を発揮し、活躍いただいています。

今後の組織運営においても、職員がこれまでの人生で育んできたそれぞれの経験やスキル、価値観を持ち寄りながら、県民の幸せのためという大きなミッションの下、新たな価値やイノベーションを生み出していけるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、高い志を持った人材の確保に向けた取組についてであります。

民間企業等経験者採用、そして、もとよりどのような試験を通じて採用された職員にあっても共通する点として、まず第一に、佐賀や佐賀県民のためにという志や熱い思いを持っていることが重要と考えております。

採用に当たっても、受験者が、あるいは社会人が、学生生活といったそれまでの経験や人生においてどのような資質を育んできたのか、どのような経験をしてきたのか、また、それを佐賀や佐賀県民のためにどう生かしたいかという点は、試験やその中での面接などにおいても重点的かつ重層的に確認しております。また、採用後においても、様々な業務経験を積ませたり、幅広い人材育成を行う中で、その向上に向けて取り組んでいます。

そして、志や熱意のある優秀な人材を採用するためには、まず、多くの方々に佐賀県という職場やその魅力を知ってもらい、受験いただくことが重要と考えております。

人材確保に向けては、人事委員会と連携しながら、「公務員という職種はない。」という佐賀県が求める人材をストレートに打ち出した職員採用サイトでの情報発信や大学に出向いての業務説明、佐賀県庁でのインターンシップの受け入れ、技術職を対象にした事業の現場見学や、若手職員との交流を通じて仕事のやりがいを伝えるセミナーの開催、移住支援室と連携した移住転職希望者向けのイベントにおける情報発信など、より多くの受験者を確保できるよう取り組んでいるほか、今年度は初めての取組として、首都圏事務所や関西・中京事務所、「さがデザイン」でのインターンシップなども実施しておりまして、参加者に好評をいただいております。

加速度的に変化する現代社会にあっても、常に佐賀の次世代を切り開けるような県職員・組織であるために、高い志や熱い思いを持った多様な人材を集め、育てていく努力を絶えず続けてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉引馬地域交流部長　登壇＝私からは、佐賀空港の着陸料と、さらなる防衛省の負担についてお答えをいたします。

まず、佐賀空港の着陸料についてでございます。

お尋ねの防衛省から徴収する着陸料の受け止めでございますが、知事答弁や政策部長答弁のとおり、私自身も同じように認識をいたしているところでございます。

その上で、空港の維持管理費については、これまでも必要な予算をしっかりと確保させていただいているところでございます。また、今後も必要な予算を議会の皆様方の御理解をしっかり得て確保してまいる所存でございます。

続きまして、さらなる防衛省の負担についてでございます。

本年七月に予定されています自衛隊駐屯の開始もございまして、滑走路を使用する航空機が増加することが見込まれるわけでございます。平行誘導路は、こうした自衛隊機を含めた全ての航空機の円滑な運航につながります。

平行誘導路の費用負担につきましては、議員御指摘のとおりでございますが、防衛省と交わしました確認事項の中で、防衛省は応分の負担を負うと確認をいたしているところでございます。現在、滑走路延長と平行誘導路の整備実現に向けて、防衛省としっかり連携をいたしまして、航空局と協議を進めているところでございます。

防衛省の応分の負担の具体的な内容でございますが、詳細につきましては、今後、こうした協議などを通じまして、計画を具体化していく中で明らかにしていくものというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、佐賀競馬佐賀場外発売所の跡地についてお答えいたします。

近年、競馬の勝馬投票券、いわゆる馬券でございますが、その購入形態が競馬場や場外発売所での窓口購入から、インターネット購入へと大きく変化してまいりました。

令和五年度の佐賀競馬の販売額約七百二億円のうち、インターネット

購入の割合は九四・八％まで拡大した一方、場外発売所の販売額の割合は〇・六％まで減少しました。特に令和四年度から佐賀場外発売所の収支が赤字に転落しております。

このようなことから、佐賀県競馬組合では収益性が低い場外発売所の見直しに取り組まれ、令和五年十二月の競馬組合定例議会におきまして、佐賀場外発売所など三つの場外発売所を閉鎖する方針を決定され、佐賀場外発売所につきましては、令和六年八月末で施設を閉鎖されました。

佐賀場外発売所については、令和七年度に土地や建物の鑑定評価を行うこととされており、それらの結果を踏まえまして、跡地の利用を検討されるというふうに聞いております。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、不登校対策についてお答えをいたします。

初めに、不登校児童生徒数の現状について申し上げますと、本県における令和五年度国公私立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校七百八十五人、中学校千三百九十五人、合わせて二千百八十人となっています。前年度と比較いたしますと、小学校で百十六人の増、中学校で五十四人の増、合わせて百七十人の増となっております。

不登校は、そのきっかけ、要因は様々でありまして、誰にでも起こり得ることでございますが、やはり増加傾向が続いておりまして、重要な課題であるというふうに認識しております。

私は、学校は、子供たちが友達や先生とつながり、自分らしく楽しく学べる場所、そして安心して過ごせる場所であってほしい、そんな学校づくりを進めていかなくてはいけないというふうに思っております。もちろん学校だけが唯一の場所であるというつもりはなくて、子供たちには学校以外の場所も含めて、友達や社会とつながる、学びとつながってほしいというふうに思っております。

現在取り組んでいます不登校対策について申し上げます。

県教育委員会では、児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の状況に応じた切れ目のない段階的な支援に取り組んでおります。

具体的には、登校はできるけれども、教室には入れない、入りづらい状況の場合、別室で支援が受けられます。そうした別室に学校生活支援員を配置する市町教育委員会に対して補助を行っております。

また、学校以外の場所だったら通えるという場合には、県や各市町が設置する教育支援センターがあります。県の教育支援センター「しいの木」のコーディネーターが市町のセンターを訪問し、助言するなど支援するほか、取組の充実に向けた補助も実施しております。

教育支援センターでは、自分がやりたいこと、やれることから始めることができます。自分のペースで安心して過ごすこと、仲間と楽しく過ごすことができる場所です。自分でプランを立てて取り組む個人活動ですとか学習や読書タイム、小さな集団で交流する活動ですとか体験活動などを通して、子供たちが社会的自立に向けたりとか集団生活に適応する力というのを育んでいるところです。

家から出ることが難しい場合には、訪問支援のノウハウを持つ民間団体と連携し、自宅訪問による学習支援やカウンセリングなどの支援を行っています。

議員から関係機関との連携が求められるとのお話がございましたが、おっしゃるとおりでございまして、学校内外のいずれかの機関とつなが

り、支援が受けられるということが重要だと思っております。

県教育委員会では、学校や教育支援センター、フリースクールなどの関係者が集まる場を設けておりまして、児童生徒への支援の在り方について意見交換や協議を行うなど連携を図っております。

また、児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、支援につながっていただけるようガイドブックを作成しておりまして、そこには県内のフリースクールの案内も掲載しており、必要な情報を得られるよう支援をしているところでございます。

今後はさらに、一人一人の状況に応じた支援の一環として、学校内の教育相談体制の充実強化に取り組むこととしております。

具体的には、児童生徒が抱える様々な悩みや課題に早い段階で気づき、「チーム学校」として機動的に、きめ細かに対応していくための教職員向けの手引を作成するとともに、管理職や教職員向けの研修を行ってまいります。各学校の教育相談の中核となる教育相談コーディネーターを中心とした校内外のネットワークを強化し、児童生徒がいつでも気軽に相談できる環境をつくります。

また、教員がふと気になったときに、チームで共有し、児童生徒を見守るなど、一人一人の状況に合った支援の充実を目指してまいります。

学校は全ての児童生徒にとって安心できる居場所であるとともに、魅力ある学びの場でありたいと思っております。今後とも、学校内外における総合的な不登校対策や「チーム学校」による相談支援などにより、児童生徒の成長や発達をしっかりと支えてまいりたいと考えております。お答えいたします。

以上です。

◉藤崎輝樹君　登壇＝甲斐教育長、本当に感謝いたします。

再質問させていただきます。

まず初めに、空港の関連ですけれども、佐賀空港の着陸料について、要は五億円が歳入として、使用料として入ってくるとなれば、いわゆる空港の収支というのは、これは黒字になるわけであります。

私は毎年、議員になってからこの間、九州佐賀国際空港に関する歳入歳出の資料を要求して頂いておりますけれども、この歳入歳出を見れば、毎年どういう結果かというのがよく分かるわけであります。

今頂いているのは決算ベースで令和五年度までであります。着陸料等が先ほど申したように一億三百万円の収入ですね。そして、支出については、空港の維持管理費等について四億二千九百万円の歳出となっているわけであります。来年、再来年資料を頂けば、ここの令和七年の決算が、これは六億円となってきて、当然、黒字というような資料が渡されるかというふうに思っているわけであります。

一点、再度質問いたしますけれども、いわゆる会計バランス上の歳入歳出の収支についてはどうなるのか、引馬部長さんにお尋ねをいたします。

次に二点目ですけれども、今回の問題として私が思っているのは、平尾部長から説明いただいたように、確かに条例の中に書き込む必要はない、むしろ書き込んだらおかしいというふうに理解をするわけでありますが、要は、今回の百億円は、あくまでも公害防止協定の見直しの中で、自衛隊との共用はしないという覚書資料、これを書き換えなきゃならないということで、まずは漁協の皆様に理解をしていただかなきゃならない。しかし、国に対する不信感があって、そこが非常にハードルが高い。

まずはそこを何とかしようということで、県議会も決議をして、そして、執行部は動かれたわけでありますが、その中で百億円という話が出てきて、本当であればこの百億円は、いわゆるそういった補償という形の中で、知事が言われるように、漁協に真っすぐ支出されれば何の問題もなかったんだけれども、なかなかそこが難しいという中で、着陸料というふうに受け入れたということでありました。

私が疑問に思うのは、確かに一般的には着陸料は取らないというのはあるかもしれませんが、取ることもできるわけであります。むしろ、私は応分の負担とは何かといえば、当然これまで費やした費用であろうと。名古屋空港においても、県営空港に変わった折に、着陸帯等の購入費用、それに見合った分の応分の負担としてお金を払っているわけであります。

そして、今し方、今後のことについて、平行誘導路等についての話の中でも、国とは、応分の負担を行うというふうな言質をいただいているわけですから、当然この応分の負担とは何かというふうになれば、これまで費やしてきた費用と。佐賀空港であれば、これまで平成十年以降、建設費に費やしてきた二百億円以上ものお金、これに、建設費に見合う分の応分の負担を取ってしかるべきではないかと。

取り方として、負担金が難しいから――名古屋空港もそうでありました。応分の負担は払うけれども、負担金は難しいと。だから、着陸料ということで毎年度の支出に変えられたわけですけれども、当然、佐賀県も建設費用はかかっているわけですから、ここを使うに当たっては応分の負担はもらわなきゃならない。この理屈があるからこそ、今後、国との協議の中で、新たな平行誘導路については応分の負担をもらうわけでありますから、これまでの分についても、もらうのは当然であろうというふうに思うわけです。

二点目の質問は、じゃ、応分の負担とは何か、何を目的に応分の負担と言っているのかということをお尋ねいたします。

そして、もう一つの課題は、いわゆる佐賀県としては着陸料という受け口は、これはあります。要は、条例で決めて、国交省にもきちんと届け出をして理解してもらえれば、あとは防衛省との話の中で着陸料を取ることができるわけです。

今回、私たちはこの着陸料を取るための条例の採決に臨むわけであります。だから、着陸料を取ることができるというスキームがまずある。一方で、漁協と国との信頼関係の問題、ここをどうするかというスキーム、これが見当たらないということで、私は、このあったスキームのところに落とし込んだんだなと。知恵といえば知恵でありますけれども、私はそこが非常に残念な気持ちがしております。

着陸料として取ることができる。これができないのであれば分かりますけれども、できるもの、そもそもできるのに、取ったお金を応分の負担ではなくて――ちなみに防衛省は、合意事項の中では、防衛省は、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、つまり防衛省の目的は、民間空港を使うことに対する応分の負担として、お金を百億円払うわけであります。

名古屋空港と似たような事案、そして、これから県が防衛省と協議に入る、その平行誘導路の応分の負担、これと同じようなスキームじゃないかというふうに私は感じております。あとはその取り方が分担金じゃ難しいということで、着陸料という名目になるんだろうと思っておりま

す。この点について、私の理解について、ちょっと答弁をいただきたいんですけれども。

今回、佐賀県が汗を流した、つまり佐賀県が建設費に、空港を造るために投資してきたお金の応分の負担として本来私はもらうべきだと。このお金を佐賀県が努力して申し入れをして、そして、基金に積むとなれば、確かに漁協の皆さんは、豊かな海が戻らなければ本来なりませんけれども、県の姿勢、佐賀県の誠実さはしっかり伝わっていると思うんですね。だって、佐賀県が本当は着陸料として取れば、空港の維持費に使えるものをあえて基金に積むということを防衛省のほうに申し入れて、あえて約束をしたわけでありますから、それは当然、佐賀県は本当によくやってくれたと思うわけであります。

しかし一方で、果たして国に対する不信というものはどうだろうかと。やはりここは、今後しっかりと有明海再生へ向けた取組、要は、漁協の皆さんはやはり海を愛して、次の子や孫に豊かな海を引き継ぎたいという、この思いが強いゆえに憤ってあるわけでありますから、豊かな海を取り戻さない限り本当は不信というものは除けないであろうと、そのために国と県と協力して取り組まなきゃならないと思うわけであります。

今回のこの基金はあくまでも佐賀県に対する信頼であって、国の不信は除かれないんじゃないかと私は思うんですけれども、この点についても見解を伺いたいというふうに思います。

いろいろありますけれども、少し動揺いたしましたので、あとは委員会のほうでやらせていただきたいと思います。（「知事ちゃんと答えんといかんよ。漁協さんに対して申し訳ないよ」と呼ぶ者あり）

◉山口知事　**登壇**＝藤崎議員の再質問にお答えします。

おっしゃっていることはよく分かります、その上で、あの当時の交渉のことを思い出しますと、防衛省と交渉する中で、恐らくそれを空港の維持費に使うということでの交渉はなかなか困難だったと私は思います。あのときは、やはり覚書付属資料の存在があって、防衛省に対するあの交渉の当時に県はまだ受け入れ表明をしておりませんでした。県議会からの決議はありましたけれども、その上で、県のほうで間に立ってくれというか、その不信感の中で間をつないでくれと。要は、県として表明をしてくれという中での交渉をしておりました。であるならば、本来みんなが望んでいる有明海の再生のために何ができるんだろうかというところが主軸で議論が進んだわけであります。

もちろん、できればそういったところにも、空港の維持管理はとても大事な観点でありますので、そういったところまで交渉できればいいんでしょうけれども、なかなか我々の思いと、そして交渉として勝ち取るものというものに関しては、これは相手があることでありますので、なかなか難しい課題もございます。しかしながら、今回、藤崎議員がるるお話しいただいたことというのはまさに正論であります。ですので、我々としてもそういったところについての意識というのを頭にしっかり入れながら、これからさらに応分の負担もそうですし、様々な交渉の局面が様々な部署とありますので、しっかりと頭に入れて対応させていただきたいと思います。

◉引馬地域交流部長　**登壇**＝私からは二点、空港管理だけを捉えた会計上の収支がどうなるかということ、それから平行誘導路の防衛省の応分の負担についてお答えを申し上げます。

まず、一点目の空港管理だけを捉えた会計上の収支のお話でございますが、これは議員御指摘のとおり、令和七年度一般会計予算の予算書の中では、防衛省から徴収する着陸料五億円を入れた約六億六千万円が空港使用料として計上はされています。

他方、歳出のところについても、見込みとして四・五億円というのが見込まれているわけでございます。ただ、これは歳入については空港使用料、これは一般財源として入れてくるというものでございます。他方、空港の支出についても、これは一般財源の中から支出を入れていくというものと承知をしております。いずれにいたしましても、必要な歳出の予算というのは、議会の皆様方の御理解をしっかり得て確保してまいるというところだと考えております。

続きまして、平行誘導路の防衛省の応分の負担でございますが、こちらにつきましても平行誘導路、これは自衛隊機を含めた全ての航空機の円滑な運航につながるわけでございます。したがいまして、防衛省は、空港の円滑かつ安全な運用というのを確保する観点から、佐賀空港の平行誘導路の整備について応分の負担をされるというふうに私どもは理解をしております。

私からは以上でございます。

◉藤崎輝樹君　登壇＝再々質問いたします。

先ほど知事から正論と言っていただきました。本当にうれしかったです。ただ、一方で思うのは、正論は議場においては確かに正論を言う者が強いけれど、世の中、やはり正論で物事が動くかというと、決してそうでないこともあるというふうには私も理解をしているわけでありますから、当時の苦労を察すれば、知事の言わんとするところも分からないわけではありません。ただ、申し上げているように、やはり県民の皆さんから見て我々は明朗会計でなければならない。となれば、応分の負担とは何か。これは突き詰めれば維持管理ではなく、つまり投資のお金であります。平行誘導路もそうであります。投資に対する応分の負担をどう支払ってもらうのか。分担金なのか、着陸料なのか。名目は何でもよい。

当然、本当であれば、私が訴えたいのは、維持管理をこれから取りなさいではなくて、これまで費やした建設費、佐賀空港を造るに当たって、あの苦労の上に造り上げた佐賀空港、この建設費、二百億円以上費やして造った、この建設費に対する応分の負担を本来取るべきではないかというふうに強く思ったわけでありますが、これについては言わんとするところはよく伝わってまいりましたので、また委員会のほうでやり取りをさせていただきたいというふうに思います。

一点、引馬部長に、引馬部長は数字に非常に強いというふうに私は思っております。であれば、執行部の地域交流部空港課のほうからその都度頂いている資料でありますけれども、「空港管理に伴う歳入・歳出」、「①歳入」、「着陸料、土地使用料、有料駐車場使用料」ということで、平成十年から令和五年までずっと載っております。平成二十八年、一億六千七百万円、平成二十九年、一億八千三百万円等々載っております。歳出に関しては、「空港施設の維持管理費、空港管理事務所の運営費、有料駐車場維持管理費」、当然これが歳出となるわけであります。

私が聞いているのは、要はこの一枚紙を請求すれば当然ルールに従って私たちの手元、議員の手元に来るわけでありますから、こういった観点から空港の収支、長年、空港の収支というものは議会でも相当激しい

議論が行われておりました。時に特別会計でやるべきではないかといった意見もありました。そういった等々を踏まえて今日があるわけでありますが、空港の収支について、素朴に黒字なのか、赤字なのか、どうなるのかということを再度お尋ねしたいというふうに思います。

◉引馬地域交流部長　登壇＝藤崎議員の再々質問にお答え申し上げます。

九州佐賀国際空港の歳入歳出の空港管理だけを捉まえたその収支についてのお尋ねでございます。

議員に御提出を申し上げました資料、これは私も大変承知を当然しております。まず、前提として、この空港管理の歳入歳出、いずれも一般財源で見ていくものであるという中にあって、しかも企業会計ではないので、それだけを特別にひもづけて考えるものではないという中にあって、しかし、空港の収支を見ていくという観点で、便宜的にその二つを抜き出して比較をしているものと承知をしております。議員御理解のとおりでございます。

したがいまして、あくまでもそうしたものとして考えますれば、確かに先ほど申し上げましたとおり、令和七年度のところの歳入については、防衛省から徴収する着陸料五億円がオンされた六億六千万円というのがいわゆる歳入として入りますし、歳出のところには申し上げました四・五億円というものが入るというふうには承知をしております。しかし、これは冒頭申し上げましたとおり、あくまでも一般財源それぞれを見るものの中にあって、企業会計ではないわけですから、便宜的に抜き出して比較をしているものというふうに承知をいたしております。

以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　暫時休憩します。

午前十一時五十分　休憩

出席議員　三十四名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸		
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫		
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎		
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行		
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三七番	岡口重文		
七番	青木一功	二二番	定松一生				
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸				
九番	木村雄一	二五番	宮原真一				
一〇番	中本正一	二六番	指山清範				
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄				
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝				
一五番	冨田幸樹	三〇番	石倉秀郷				

欠席議員　三名

一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		
三六番	大場芳博		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（西久保弘克君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◉冨田幸樹君（拍手）**登壇**＝お疲れさまです。自由民主党の冨田幸樹です。

昨日の夕方の落合副知事の退任の表明には驚かされました。唐津市内だけでなく、多くの方から惜しむ声や理由についての電話の問い合わせがありました。副知事におかれては、四十一年間と思いますけれども、長い間勤務されたことと思います。

私と副知事との出会いは、平成二十年四月、唐津市へ部長として出向されたときだったかなと記憶しております。平成二十三年三月までの間、大変苦労されたのではないかと一職員として見ていたのも記憶に残るところでございます。

部長になられて、私と県議としての一般質問を一度もしていなかったことを今さらながらにちょっと悔やんでおりますけれども、それはそれとして、任期中ではありますが、六十五歳という節目に後進に譲るというふうなことでございまして、この言葉に感銘したところでございます。お疲れさまは別の折に申し上げたいと思いますので、今日はこれにて副知事の件については終わります。

続きまして、一般質問に入ります。

九州新幹線西九州ルートについてであります。

県では、新鳥栖＝武雄温泉間につきまして、昨年五月に地元三者トップによる意見交換を行い、昨年八月には第八回目となる鉄道局との「幅広い協議」が行われたところですが、いまだルートも整備方法も決まっておらず、実のない多くの時間が過ぎたように感じているところでありまして、これは私だけではないと思います。唐津地域では、佐賀唐津道路の整備促進を望む声は年々大きく、新幹線ルートの未決定のままではこの道路計画に影響があるのではと心配する声もあります。

現在、多久佐賀道路（Ⅱ期）や佐賀道路で事業が進められており、多久佐賀道路（Ⅱ期）についても事業化に向けた準備を進めていく必要があります。この佐賀唐津道路と新幹線はどこかで交差するんじゃないかと私は思います。このままの状態が続けば、道路の構造や新幹線建設の上振れなど悪影響が出るのではないかと危惧しているところです。

具体的に言うと、佐賀唐津道路が盛土により二階建ての高さで先に完成した場合、新幹線はその上に三階建ての高架を建設することが想定されます。新幹線は急勾配を設けられないため、三階建ての高架の延長は相当程度長くなり、工事の長期化や建設費の上振れなどが考えられると思います。建設費が増えれば、当然ながら佐賀県の実質負担額も増えることになります。仮にフル規格で整備が遅れた場合、このような問題があることを十分認識した上でスピード感を持って取り組んでいく必要があると思いますが、県としてはこの点をどのように認識してあるのか伺います。

続いて、二点目です。南海トラフ巨大地震についてであります。

令和六年八月八日、日向灘を震源とするマグニチュード七・一の地震が発生しました。これを受け、同日、気象庁から南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると判断された際に出される「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が、政府の運用開始後初めて発表されました。その後、幸いにして新たな大規模地震発生の可

能性が高まったと考えられるような地震活動や地殻変動が観測されなかったことから、地震発生から約一週間となる八月十五日十七時をもって、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う特別な注意の呼びかけは終了となったところです。

年が明けた今年一月十三日、再び日向灘でマグニチュード六・九の地震が発生し、県内でも白石町で最大震度四を観測したとのことでした。白石で震度四ということで、なかなか我々は地震というものをあまり経験したことがないので、大変私は驚いたところです。やはり地盤が緩いところは結構揺れるんじゃないかなというふうなことをそのときは思いました。

この地震では、巨大地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったとは考えられないということで臨時情報の発表はなかったものの、私は、この相次ぐ地震から南海トラフ巨大地震はいつ起きてもおかしくないということを感じたところでございます。

佐賀県民は豪雨時の災害等の経験は多くありますが、地震の経験は少なく、記憶も乏しいのではないでしょうか。

そこで、次の点について伺います。

南海トラフ巨大地震が発生した場合の県内の被害状況についてです。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、最悪で死者が約三十二万人、全壊・焼失建物は約二百三十八万棟と言われています。これは全国的なことでしょうけれども、この地震により県内ではどの程度揺れて、どのくらいの被害が出ると県として想定されているのかお伺いいたします。

二点目、南海トラフ巨大地震等に対する県の対策等についてであります。

南海トラフ巨大地震に限らず、県内で地震が発生したときの備えは大事と考えますが、県民への周知と地震への対策について、県ではこれまでどのように取り組んできたのか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

三点目です。県立大学についてであります。

県は、これまで県立大学に関する県民への周知として、パンフレットの作成、新聞への広告掲載を実施し、来年度の当初予算には広報費として一千四百万円が提案されています。

昨年の九月議会でも質問いたしましたが、県のこれまでの広報では、県が想定している二百億円以内という建設費や、他大学の事例を参考に例示した十六億円という運営費と、そのうちの一般財源として二億円の持ち出しがあること等については記載されておらず、県民の大多数は県が支出する費用のことを知らないままとなっています。県民に対して建設費や運営費を示した上で大多数の賛成を得て県立大学の設置を進めるべきとの問いに、知事は「議会の皆さん方や報道の皆さん方に、金額も含めた様々な面についてできる限り公開をしていきたいというふうに思います」との答弁でした。しかし、あれからもう半年が経過しましたが、いまだに広報誌は見ていません。

また、先月の新聞報道でも改めて触れられていましたが、佐賀新聞社が昨年十二月に実施した県民世論調査では、県立大学構想に賛成は四七・一％、半数を下回っています。先週も新聞を見た近隣の方から、「それでも知事はつくるの」との問いかけがありました。私は、語尾の「の」が何を意味さすのかなと思いをめぐらせたところです。知事はこの「の」をどのように返されますか。私はこの「の」は、佐賀新聞県民世論調査

の山口県政評価せずの一四％、二・六ポイント増にかかってくるんじゃないかなと思います。県立大学設置についての県民の合意が得られたとは言い難いのではないでしょうか。

そこで、次の点について伺います。県民への周知についてであります。

令和七年度の当初予算において、広報費一千四百万円を要求してありますが、県立大学設置に伴う建設費などコストについてもきちんと明示した広報を行うべきと思いますが、県の考えを再度伺います。

二点目、県立大学の設置の目的についてであります。

県は、県立大学卒業生の県内就職率を他の公立大学を参考にすると四五％程度になると想定されています。県立大学設置の最終目的は、県内への就職者を増やし、佐賀で活躍する人材を増やすことだと思いますが、県の考えをお伺いいたします。

以上、一回目を質問し、終わりたいと思います。（拍手）

◉平尾政策部長　登壇＝冨田幸樹議員の御質問にお答えいたします。私には、県立大学について二点お尋ねがございました。

まず、県民への周知についてでございます。

県といたしましては、これまで理解を得られる取組は様々行ってきております。一定程度は理解を得られているものというふうに認識をしております。

その上で、今後も佐賀県立大学特有の意義、果たすべき役割を伝え、多くの方に関心を持ってもらい、参画をいただく努力をしていきたいというふうに考えております。

例えば、大学の数が全国で最も少なく、公立大学を持たない特殊環境。また、少子化の時代であるが、大学進学率が高い時代であり、だからこそ、大学が少ないことがリスクであるということ。また、佐賀県立大学が理文融合型、十八歳から二十二歳までの学生のためだけの大学ではなく、社会人の学び直しなども含めて幅広い世代の成長を促す大学であること、こうしたことなど、県立大学の中身だけではなく、取り巻く環境、背景についてもより分かりやすく説明をしていきたいというふうに考えております。

佐賀県立大学に多くの人が、様々なスタイル、例えば、学び直しの場であったり、協力事業所としての学びの現場など、こうしたスタイルで関わることが、よりよい大学、そして、地域と共に成長することにつながると考えております。

教育現場や企業現場など、それぞれの立場、業種、年代で関心事も違いますので、それぞれの関心事に応えられるような説明や意見交換を行ってまいります。

手法につきましても、テレビ、新聞などのメディア、動画やＳＮＳ、シンポジウムやセミナーなど工夫しながら取り組んでまいります。

コストなどにつきましても適宜説明をしてまいります。

県全体が学びのフィールドにしたいというふうに考えております。佐賀市だけではなく、ほかの市町ともこれまで以上に連携をし、それぞれの地域における県立大学の生かし方を考えてもらう機会を増やしていきたいと考えております。

続きまして、県立大学設置の目的でございます。

これまでも申し上げたとおり、県立大学設置の目的は一つではなく、様々ございます。県内高校生に対する大学進学時の選択肢の確保、また、県内経済、産業における中核的人材の確保、大学と企業、大学間の連携

による新たな事業展開、付加価値の創出などがございます。さらに、地域のシンクタンクとなることや、小・中・高との連携による県全体の教育の充実なども期待できます。

このようにいろんな効果が期待をできます。大学設置の意義は、人口流出防止、人材確保一択ではございません。

時代が変わってきております。かつては画一的業務を指示どおりに迅速かつ大量に処理することが社会や地域の成長につながってきました。今の時代は違います。ＡＩなどの技術が加速度的な進化を遂げ、気候変動や紛争などもあり、世界の不確実性は増しております。人口が減少し、時代の不確実性が増している今、次世代の佐賀をつくるには、一人一人の教育、そして、佐賀県で人を育てること、こうしたことが重要でございます。

県立大学において現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材、「チェンジ・メーカー」を養成していきたいと考えております。

私からは以上です。

◉引馬地域交流部長　登壇＝私からは、九州新幹線西九州ルートについてお答えを申し上げます。

新鳥栖―武雄温泉間はそもそも在来線を利用する合意しかございません。佐賀県はフル規格に手を挙げていないわけでございます。

議員御指摘のインフラ整備でございますが、一般に地域の将来につながるものとして関係者できちんと合意できたものを一つずつ計画的にスピード感を持って実施していくものと理解をいたしております。

フル規格整備は、ルート、在来線、財政負担、地域振興といった様々な課題がございます。整備新幹線は拙速に議論を進められるような簡単なものではなく、慎重に議論すべきものと考えております。

私からは以上でございます。

◉野田危機管理・報道局長　登壇＝私からは、南海トラフ巨大地震等への質問について二点お答えいたします。

まず、南海トラフ巨大地震が発生した場合の県内の被害についてでございます。

二〇一二年、平成二十四年に国が公表した南海トラフ巨大地震に関する被害想定等の資料によりますと、巨大地震が発生した場合、県内各市町の揺れは、白石町で最大震度五強、残りの十九市町は、最大震度五弱から四と想定されているところでございます。

この震度五強の揺れがどのようなものかというと、気象庁が出しております「震度階級関連解説表」によりますと、物につかまらないと歩くことが難しいですとか、食器類や書棚の本が落ちてくる、そして、固定していない家具が倒れるなどとされております。そういった事象が起こることが予想されております。

過去に県内で起きた同規模の地震の例では、平成二十八年の熊本地震により、佐賀市など、三市町で震度五強が観測されましたが、このとき、県内では転倒するなどでけが人が数人出たものの、人的、物的、共に大きな被害の発生はなかったところです。

なお、建物の倒壊が発生するのは、一般的には震度六弱から、それ以上大きな地震というふうに言われております。

また、津波なんですけれども、南海トラフ巨大地震による津波につきましては、国の資料によれば、本県への津波の到達は見込まれておらず、

津波による影響はほとんどないと予想されております。

このように、国の想定では、南海トラフ巨大地震による揺れ及び津波による人的被害や建物被害につきましては、本県においては大きな被害は見込まれていないところではございます。

次に、地震に対する県の対策等についてお答えいたします。

先ほどお話ししましたように、南海トラフ巨大地震に限って言えばさほど大きな被害はないというふうな見込みではございますが、県内においても複数の活断層が存在しております。地震への備えは大切であるというふうに考えております。

県内の代表的な活断層としましては、佐賀平野北縁断層帯をはじめ五つの活断層がございます。起こり得る最大クラスの地震としましては、震度七から六強の地震が想定されております。

こういった状況にありますけれども、議員からお話もありましたように、県民の多くが大地震の経験がないため、その備えですとか意識というところには弱いところがあるかなというふうに考えております。

地震は、水害と異なり、命を守るための行動を起こすいとまがないため、県民お一人お一人の地震への備え、具体的に申し上げますと、住宅の耐震化ですとか、家具の転倒防止のための固定化、窓ガラスの破損によりますけがを防ぐための飛散防止フィルムの貼り付けなど、そういった取組が重要となってまいります。

そこで、県では、自主防災組織が日頃実施をされております研修会などで、地震への備えを呼びかけましたり啓発動画をつくっておりますが、ユーチューブのほうで公開しております「災害に備えを」ということで、地震編をつくっております。このユーチューブでの発信ですとか、報道機関にも協力いただきながら、情報番組の中で地震のテーマを取り上げていただくなど、県民への周知啓発を行ってまいりました。

これに加えまして、今月四日ですけれども、ちょっと雪が降ったときですね、このとき、大町町を中心に震度六強の地震が発生、大規模な土砂災害が生じたとの想定の下、県、大町町、警察、消防、自衛隊、災害支援ＣＳＯが連携し、土砂に埋もれた家屋や車両からの救出救助を行う合同訓練を実施したところです。

同時に、地元の小学校で地震の際の安全確保行動を身につけるシェイクアウト訓練、これは姿勢を低くするですとか、頭を守るですとか、動かない、こういったふうな行動を取ることなんですけれども、このシェイクアウト訓練も実施いたしました。

地震に備え、これまで行ってまいりました県民への周知啓発活動や実動機関などとの合同訓練を振り返り、より効果的かつ実践的なものになるよう不断の見直しを加えてまいりたいと考えております。

我々の最大のミッションは県民の命を守ることです。救える命を救うため、一つでも多くの命を救えるよう、県、市町、実動機関をはじめ、関係するあらゆる組織、団体、そして、県民の皆様とも一緒になって取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉冨田幸樹君　登壇＝再質問をさせていただきます。

南海トラフについては、先ほど答弁があったように、白石で五弱の想定がされると、あとは四から二ぐらいまでかなということであったかなと思っておりますけども、やはり震度五、家は倒れないけれども、家財の転倒だったり、食器棚から食器が飛び出してきたりということはある

というふうなことで理解しておきます。

やはり日頃からこういった啓蒙啓発だったり訓練をされているということでございますので、そういったことも今後ともよろしくお願いいたします。私も家の家具をまだ止めておりません。食器棚もそのままかなと思っておりますので、これを機に、しっかりそういった万全の体制は整えなければならないということを自覚したところでございます。

次に質問ですけども、新幹線でございます。

慎重に議論していきたいと部長は言われました。確かに慎重に議論していくことは大事だと思います。しかしながら、この八年間ですかね、七年、八年、フリーゲージが断念されてもうそれぐらいたつわけですよね。

そうした中で、県民の方は、全然進まないよねというふうにしか思っていないと、私もそう思います。やはり私は、国が言う幅広のアセスを受け入れて、その結果の情報を基にしっかりと議論することが大事じゃないかなと。やはり今のままでは過去のデータだったり、そういったことで議論している。そして、想像的に議論している、それでは先へ進まないと思います。やはりこの新幹線議論を一歩でも進めるならば、国が言う幅広のアセスを受け入れて、そして、その結果に基づいて一つ一つ確認し、駄目なものは駄目と国に申し上げるべきだと。それを県民に見せていくことによって、山口県政はしっかり議論しているなというふうになるんじゃないかと思いますけれども、その点について部長の考えをお聞きいたします。

もう一つの県立大学です。

大学の設置の目的については、人材の育成などを挙げられておりました、ただ単に県内就職を増やすことが目的ではないと。ということは、この四五％程度という目標は、もう関係なくということでいいんですかね。置いておいて、そっちのほうにシフトしていくよということなんでしょうか。

それともう一つ、県民への周知です。社会人の学び直し等についても言及されました。

この社会人の学び直し、今、佐大でも高齢者大学などあっています。知事も、執行部の考えは、もう少し若い方なのかもしれません。しかし、これを開学後、すぐにやっていくのか、それともある程度たってからやっていくのか、ここが私は大事だと思うんですね。今までの執行部の広報誌を見ていますと、すぐにやれる分と、すぐには無理な分とがはっきりあります。これはしっかり明示して、県民に広報するべきだと思います。この点についての考えをお伺いいたします。

以上、再質問とさせていただきます。

◉平尾政策部長　**登壇**＝冨田議員の再質問にお答えいたします。

まず、県内就職のお話がございました。過去において、ほかの公立大学を参考にいたしますと、四五％といったような話をしたかというふうに、そこの部分を捉えて言われているかと思います。

我々としては、今、県立大学の様々なお話をしております、そういった大学にすることによって、できるだけ県内の就職者を増やしたいということなので、その率を云々というよりも、可能な限りいい人材を育てて、県内の企業にもいろんな努力をしていただいて、そして県内で活躍をしていただく、それで県内企業もそこで潤っていく、そういったところを県立大学としては目指していきたいというふうに思っています。

また、社会人の学び直しのお話、すぐやるのかというようなお話もございましたけれども、令和七年度以降、中核となる教員の確保であったり、教育課程、カリキュラム体系等の検討を進めてまいりますので、そうした中でどういったスケジュールで、学び直し等についてどのタイミングでやれるのかといったところについても、様々議論をしながら進めていきたいというふうに思っています。お示しできるような時期が来れば、しっかりと県民の方々にもそういった内容を説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

◉引馬地域交流部長　登壇＝九州新幹線西九州ルートについての再質問にお答えを申し上げます。

私ども、整備新幹線は丁寧に議論を進める必要があるというふうに申し上げているのは、決してゆっくりと議論を進めるという意味ではございません。しっかりと議論することが重要であるという議員の御指摘、私、気持ちを全く同じくするところでございます。

御案内のとおり、国からの求めに応じて、私どもは鉄道局との間で「幅広い協議」を進めております。この中で私どもは、我々の課題、懸念点、こういったものをきちっとお示しもいたしております。さらに、議論の前提となるデータ等もお示しいただきたいということも申し上げております。そうした中で、御案内のとおりでございますが、鉄道局からは新たな提案等がないわけでございます。しかしながら、私どもは門戸を開いているわけでございます。引き続き、議論や検討をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◉池田正恭君（拍手）　登壇＝どうも皆さんこんにちは。自由民主党の池田正恭でございます。議長に登壇の許可を受けましたので一般質問を行いたいと思います。

質問に入ります前に、今日、二月二十七日は、私事ではございますが、六十九回目の誕生日でございます。（拍手）今日は傍聴にも私の先輩方、たくさん見えていますので、頑張って質問をしてまいりたいというふうに思っております。

県民の皆様の声を聞きながら、現場の声を聞き、自分の目で確かめながら、県民の幸せを求めて、佐賀県政が抱える諸課題に対して一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、五項目について質問いたします。

通告に従いまして、順次質問を行っていきますので、執行部の皆様方の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、第一項目めの質問を行っていきたいと思います。

まず第一項目めとして、県内の道路整備について伺います。

広域的な幹線道路ネットワークは、産業振興や地域振興を図る上で、欠かすことのできない大変重要な社会資本であり、県では、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道といった県土の東西軸や南北軸となる高規格道路の整備を重点的に進められています。

これらの高規格道路のうち佐賀唐津道路については、県都佐賀市と県内第二の人口を有する唐津市を結ぶ道路であり、佐賀―唐津間の人、物の流れを活発化させる上で重要な路線であります。

佐賀唐津道路のうち、現在、県で事業を進められている佐賀道路では、構造物や盛土などの工事が着々と進められているところです。一方、国

で進められている多久佐賀道路（Ⅰ期）では、佐賀道路と同じ平成二十八年度に事業化されたものの、まだ工事着手には至っていません。

また、多久佐賀道路（Ⅰ期）と佐賀道路をつなぐ小城市三日月町から国道三十四号までの多久佐賀道路（Ⅱ期）と呼ばれる区間については、事業化の見通しは立っておらず、事業主体も未定であります。

こうした中、沿線の住民からは、工事はいつになるのか、家の建て替えなど将来設計が立てられないとの声もあり、多久佐賀道路の整備を促進する必要があると思います。

私自身、小城市役所時代に多久佐賀道路の当初の事業路線地域の地元説明会に、国、県の職員の方々と一緒に出席をしていましたので、地元の事業同意も受けていると思いますので、早期に事業実施をお願いしたいと思っておりますし、Ⅰ期については事業主体の国と協議しながら、工事に入ってもらいたいというふうに思っております。

また、こうした広域的な幹線道路ネットワークのみならず、地域住民の通勤や通学、買い物などの日常生活に不可欠な県道の整備も重要です。

小城市内では、朝夕を中心に国道二百三号で交通渋滞が発生をしています。これは先ほど申し上げた多久佐賀道路（Ⅰ期）の工事着手が非常に遅れているからだというふうに思っております。そのような状況ですので、抜け道として周辺の道路へ交通が流れるといった課題も抱えており、通学路の歩道整備など、暮らしに身近な道路の交通安全対策については、特に地元の関心も高く、その整備を着実に進めていく必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、佐賀唐津道路多久―佐賀間の整備について伺います。

佐賀唐津道路多久―佐賀間のうち、多久佐賀道路（Ⅰ期）及び（Ⅱ期）の現在の状況と、整備促進に向けた取組について伺います。

第二点目として、暮らしに身近な道路の交通安全対策について伺います。

暮らしに身近な道路の交通安全、特に通学路の交通安全対策について、現在の取組状況と、今後どのように取り組んでいくのか伺います。以上二点について、県土整備部長へ伺います。

次に第二項目めとして、看護職員の確保について伺います。

佐賀県の看護職員数は、人口十万人当たりで見ると、全国の中でも多い状況にあり、一見充足しているように思えますが、医療機関からは看護職員が不足しているという声を聞いています。

県内の看護大学や看護学校を卒業し就職する者のうち、約六割が県内に就職しているとのことでありますが、看護職は夜勤など勤務体制が様々であることなどから、就職後に早期離職をする人も多いと聞いています。また、看護職としての経験を積んだ六十歳以上の方も現場で活躍をされており、その割合は県内の看護職員全体の約一三％に当たり、年々増加しています。

今後、七十五歳以上の後期高齢者人口も増加し、佐賀県では二〇三五年から二〇四〇年頃に医療需要がピークを迎えることが想定されています。県民の命と健康を守るために、今後の医療需要の増大に対応できる看護職員の確保は重要な課題であり、若手からベテランに至るまで、幅広い層に対してのアプローチが重要と考えています。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、看護職員の就業者数について伺います。

県内の看護職員の就業者数は、統計上は全国の中でも多い状況にあると聞いていますが、県としてはどのように考えているのか伺います。

次に第二点目として、看護職員の確保対策について伺います。

今後の医療需要に対応できるよう、看護職員確保対策は重要と考えますが、県では看護職員確保のため、どのような取組を行っているのか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。以上二点について、健康福祉部長に伺います。

次に第三項目めとして、県内における保育の提供体制について伺います。

少子・高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化していますが、そのような中にあっても、子育て家庭にとって安心して子育てができる環境が必要であることは変わらないと思います。このため、未就学児が通う保育所や認定こども園、幼稚園など保育施設においては、地域の子育て支援の拠点として、これまで以上に重要な役割を担うことが期待されています。

このような中、地域の保育施設の園長に話を伺う機会がありました。園長は、施設が老朽化してきており、施設の改修等が必要であるが、補助金が受けられるか不安です。配慮が必要な子供たちの数が増えており、保育士の増員が必要ですが、保育人材の確保に苦慮しています。保育施設に通う子供が減り、施設運営が困難にならないか、保育施設の将来に不安があります、などの心配をされていました。

また、最近の報道記事でも、県内の多くの保育施設が人手不足であり、人材確保に苦慮している状況が報じられています。私も、今後地域で必要な保育サービスが提供できるか、危機感を感じています。

子供を安心・安全で健やかに育てるためには、保育施設の計画的な整備や保育人材の確保が重要です。また今後、少子化が進み、地域の子供の数がさらに減少することで、保育施設の運営継続が難しくなることも懸念されており、保育の安定的な提供体制の確保が必要だと考えています。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、保育施設の整備について伺います。

子供が安心・安全に過ごすためには、老朽化した施設の改修など、保育施設の計画的な整備やそのための財源確保が必要ですが、県はどのように考えているのか伺います。

次に第二点目として、保育人材の確保について伺います。

地域で必要な保育サービスを提供し、子供が健やかに育つ環境を維持するためには保育人材の安定的な確保が必要ですが、県は今後、保育人材の確保について、どのようにして取り組んでいくのか伺います。

次に三点目として、人口減少下での保育の提供体制について伺います。

少子化の進行により、保育施設の運営継続が難しくなっていくのではないかと懸念しており、県は今後の保育の提供体制について、どのように考えているのか伺います。以上三点について、男女参画・こども局長に伺います。

それでは第四項目めとして、スポーツの推進について伺います。

若楠国体以来四十八年ぶりの県内開催となった「ＳＡＧＡ２０２４」国スポでは、多くのアスリートが躍動し、大変大きな盛り上がりを見せました。しっかりと成績も残すことができたことを大変喜ばしく思います。

ＳＳＰ構想に賛同し、本県に来られたＳＡＧＡスポーツメンターも実力を発揮し、男女総合成績第二位に貢献してくれたと聞いています。ＳＡＧＡスポーツメンターの活躍が多くのアスリートの刺激となり、今後の競技スポーツの振興、競技力の維持向上につながることを期待しているところであります。

一方で、前回の若楠国体の後は成績が落ち込むなど、残念ながら競技力の定着には至らなかったのではないかとも思われます。今後、「ＳＡＧＡ２０２４」国スポに向けて高まった競技力を、県民のスポーツへの興味、関心を生かし、人づくり、地域づくりとして、いかに維持向上していくかが非常に重要だと考えますが、やはりポイントは、未来に見据えた投資として、子供世代の育成強化をいかに行っていくかではないかとも思っています。

また、パラスポーツにおいても、「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポへの出場を目指して、障害のある方が様々なスポーツに取り組まれたところであり、パラスポーツの振興につながったと感じています。しかし、次回、滋賀大会からは出場枠が大きく減少すると聞いており、障害のある方のスポーツへの取組が後退しないかと危惧しているところであります。

このため、競技スポーツとパラスポーツの両方において、「ＳＡＧＡ２０２４」での取組が一過性となることなく、国スポ・全障スポを大きな契機として、ＳＳＰ構想をさらに広めて佐賀の力とするために、競技力の維持向上と今後ますますスポーツの裾野が広がり、スポーツがより普及していくような取組が重要と考えています。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、競技スポーツの推進について伺います。

県は、競技力の維持向上を含めて、今後どのように競技スポーツを推進していこうと考えているのか。また、「ＳＡＧＡ２０２４」で活躍したＳＡＧＡスポーツメンターについては、今後も本県の競技力向上、競技スポーツの推進のために活動してくれるのか伺います。

次に第二点目として、パラスポーツの推進について伺います。

「ＳＡＧＡ２０２４」では、開催県枠により出場枠が大幅に拡大され、多くの選手を発掘、育成してきたことにより、スポーツを始めた障害者は格段に増えたと聞いています。こうした選手たちが今後も活動を続けるとともに、新しくスポーツを始めたいと思った人もスポーツができる環境が重要であると考えますが、今後、パラスポーツをどのように推進していくのか伺います。

第三点目として、地域におけるスポーツ活動の推進について伺います。

アスリートとして競技力を高める活動の推進が必要な一方で、誰もが気軽にスポーツに親しむ環境づくりもとても重要なことだと考えます。私自身、地域のスポーツ推進委員として、地域のスポーツ活動の推進にも努力をしています。県として、今後、地域におけるスポーツ活動についてどのように進めていくのか、以上三点についてＳＡＧＡ２０２４・ＳＳＰ推進局長に伺います。

それでは、最後の項目で五項目めとして、有明海の漁業振興について伺います。

有明海の基幹産業であるノリ養殖は、令和四年度以降、有明海全域で色落ち被害が発生し、二年連続で生産量、生産額の日本一を逃してしまいました。また、今漁期においても、十二月以降、少雨と赤潮の影響に

より、全域で色落ち被害が発生するなど、厳しい生産状況となっており、私の地元では、冷凍網を張り込んだが、ノリの生育が悪く、なかなか摘み取りができないとか、ノリの摘み取りがすぐ終わってしまうなどの声が多く聞かれています。

私はノリの生産者から、今年度のノリの状況だと言われ、ノリを預かってきました。議長から許可を受けていますので、今年度のノリを出したいと思っております。（実物を示す）

これは冷凍ノリの一番ノリ。これは河口近くで黒いほうです。これを見てください、これが河口から遠く離れたところで、もう黒でないですね。色を見れば分かると思います。ゴールドに近い、そういう色です。そういう色のノリが増えています。

今、ここに出しているノリ、今年度産の有明ノリの一番ノリで摘み取りをされました。先ほど申しましたように、この河口近くの黒いノリ。これはやはり上流のほうからの川の水の養分が大きく影響していると思います。河口から遠くなると、こういうふうにすごく色落ち被害が発生をしています。このように色落ちをしたノリというのが今年度はたくさんあります。

ノリ生産者の皆さんは本当に非常に厳しい状況に置かれています。ノリ生産者の皆さんから、この状況を何とかできないものか。このまま例年のようなノリの色落ちが続けば、ノリ生産を続けていけるのか、とても不安になると私に話をされました。この状況は少雨だけの影響ではなく、赤潮が発生している、漁場環境をよくする取組が必要だと思います。

漁船漁業についても、タイラギ、アゲマキは休漁が続いており、さらに近年は気候変動に伴う豪雨などの影響で、これまで比較的とれていたサルボウでさえも資源量が激減するなど、大変厳しい状況となっています。私は、この赤潮の原因プランクトンを食べる二枚貝の減少が、ここ数年のノリの不作の一因ではないかと考えています。

県では、このような状況を改善するため、資源を直接増やす稚貝の放流や、漁場環境を改善する海底耕うんなどに取り組まれていますが、近年の気候変動の影響を受け、ノリの安定生産や二枚貝資源の回復までには至っていないのが現状だと思います。

このため、漁業者の皆さんが安心して漁業を営むためには、漁業者や漁協などと連携しながら、これまでの取組に加え、気候変動に対応した新たな取組を一日でも早く行っていくことが重要だと考えています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

第一点目として、ノリの生産状況及び貝類の漁獲状況について伺います。

本県有明海におけるここ十年間のノリの生産状況及び二枚貝類の漁獲状況はどうなっているのか伺います。

次に第二点目として、今後の有明海の漁業振興について伺います。

有明海の漁業振興に向けたノリ養殖の安定生産や二枚貝を中心とした水産資源の回復について、これまでどのような取組を行い、また今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。以上二点について農林水産部長に伺います。

以上で私の五項目の質問は終わりますが、執行部の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◉井上健康福祉部長　登壇＝池田正恭議員の御質問にお答えいたします。

私には、看護職員の確保について二点御質問をいただきました。

まず、看護職員の就業者数についてでございます。

佐賀県の人口十万人当たりの看護師就業者数は、全国の中でも三番目に多い状況になっております。一方で、医療機関からは看護師の採用が難しい、退職者に対して採用が追いついていないという声を聞いております。

例えば、西部、南部の医療圏においては、看護師になるような若い人が少ないために外国人材を多く採用している医療機関があります。また、比較的人材が多い中部医療圏の医療機関においても、産休や育休の代替職員がなかなか見つからないという声も聞いております。また、私も医療関係者の方々とは、会議を含め、いろんな場面でお会いし、お話をさせていただきますが、看護師の採用が難しいということは毎回のように話題となります。

こうした状況を踏まえますと、県内の看護職員は決して充足しているとは言えないと考えております。あわせて、少子化により子供の数も減っていく中、今後も厳しい状況が続くものと考えており、看護職員の確保は重要な課題と認識しております。

続きまして、看護職員の確保対策について、現在どのような取組を行っているのか、また、今後どのような取組を行っていくのかということでございました。

県ではこれまで、看護職員の確保対策として、看護学校における養成力の強化、離職防止・定着促進、また、再就業の促進、看護職員の資質向上の四つを柱に総合的な取組を進めてまいりました。

具体的には、看護学校が学生の県内への就職をより進めることができるよう県内就職率に応じた運営費の支援、新人看護師が早期離職とならないよう新人看護職員の研修に対します支援や、子育てと仕事を両立できるよう病院内保育所への支援、就業相談や再就業のための研修などを行ってまいりました。

今年度は、県内看護学校卒業生の県内就職率を高めるための方策を検討するため、看護学生や看護教員にヒアリング調査、また、アンケート調査を実施しております。このヒアリング調査の結果なども踏まえまして、来年度からは、特に将来を担う看護人材の確保と県内定着を図るための取組を強化していくこととしております。

具体的には、高校進学前までに看護職のイメージを持ってもらい、看護職を将来の職業選択肢の一つとしてもらえるよう小中学生を対象にした「看護の仕事体験」、佐賀県への愛着や仲間意識を醸成し、県内就職を促進するため、県内の看護学生と県内で活躍する若手看護師との交流会、県内の看護学生や教員に、県内医療機関の情報や魅力を直接届けるための県内医療機関に特化した合同就職説明会、こうしたことを行うこととしております。

今後も、県民が安心して医療を受けることができるよう、関係者の意見を聞きながら、看護職員の確保にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、有明海の漁業振興について二点お答えいたします。

最初に、ノリの生産状況及び貝類の漁獲状況についてお答えいたします。

ノリの生産枚数につきましては、平成二十六年度から令和五年度まで

の十年間の推移を見ますと、平成二十六年度から令和三年度までは約十八億枚で推移していたものが、令和四年度以降、約九億枚と半数に落ち込んでおります。

一方、有明海の主要な二枚貝類であるタイラギ、アゲマキ、サルボウの漁獲量につきましては、平成二十五年から令和四年までの十年間の推移を農林水産統計年報などで見てみますと、タイラギにつきましては期間を通して漁獲がない状況でございます。アゲマキについては、平成三十年に二十二年ぶりの漁獲はあったものの、その後、再び資源が減少し、漁獲がない状況でございます。サルボウにつきましては、平成二十五年に約二千トンであったものが、その後、増減を繰り返しながら減少し、令和四年度は漁獲がない状況となっております。

次に、今後の有明海の漁業振興についてお答えします。

有明海の漁業振興のためには、ノリの生育の障害となる赤潮プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復が、漁船漁業の収入面というだけでなく、ノリ養殖の安定生産にとっても重要でございます。

県ではこれまで、稚貝の生産や放流、海底耕うんなどによる漁場の環境改善など、二枚貝の資源回復に向けた様々な取組を実施してまいりました。特に近年は、気候変動に伴う豪雨により海水が低塩分化した影響による二枚貝資源の減少への対策も必要でございます。

今年度につきましては、二百万個のサルボウ稚貝を効果的な取組となるよう、豪雨の影響の小さい時期や場所に集中的に放流しました。また、海底の底質の改善に向けた千五百ヘクタール規模の大規模な海底耕うんなども実施しております。

ノリ養殖の安定生産に向けた色落ち被害の軽減対策として、赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測できる海況予測システムの開発、色落ちしたノリ網を冷凍庫に入れる前に水槽内で色落ちを回復させる技術の開発などにも取り組んでおります。このうち、海況予測システムにつきましては、今漁期から、さきに開発した水温や塩分の予測情報について試験的に情報提供を開始したところ、漁業者の方からは、ノリの採苗期は水温が高かったが、できるだけ水温が低い採苗場所を選定することができたといった評価の声もいただいております。

今後は、二枚貝資源の回復とノリ養殖の色落ち対策をこれまで以上に強化するため、豪雨の影響を受けにくい、成長が早くておいしいスミノエガキの効率的な採苗技術の開発、海況予測システムについては、赤潮の動きなどの予測情報の早期提供などにも取り組むこととしております。

このような県の取組に加えまして、国の有明海再生加速化交付金を活用し、今後とも漁協、国、大学などの関係機関との連携をさらに強め、漁業者が安心してノリ漁業や漁船漁業を営めるよう有明海の漁業振興にしっかり取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　**登壇**＝私からは、県内の道路整備について二点お答えいたします。

まず、佐賀唐津道路多久―佐賀間の整備についてお答えいたします。

佐賀唐津道路は、有明海沿岸道路や西九州自動車道とともに県内の広域幹線道路ネットワークを形成し、佐賀県の南北軸となる重要な道路でございます。佐賀唐津道路の多久市から佐賀市までの延長約十五キロ区間のうち、多久市から小城市三日月町までの延長約五キロの区間を多久

佐賀道路（Ｉ期）として国において事業が進められているところでございます。

多久佐賀道路（Ｉ期）は平成二十八年に事業化されましたが、整備による生活環境への影響などを懸念する地元の声とかもありまして、その調整に一定の期間を要したところでございます。

国、県、そして小城市で連携しまして、「Ｔｅａｍ多久佐賀道路（Ｉ期）」として地元調整に取り組みまして、道路整備への理解を得るに至ったところでございます。

事業を推進できる環境が整ったことから、昨年二月に地元説明会が改めて開催されまして、一部の区間を除きまして詳細な道路計画、そして、必要な用地幅が示されたところでございます。

今年度は、現地において必要な用地幅を示す、くいの設置作業が行われておりまして、用地買収も進められているという状況でございます。

また、多久佐賀道路（Ⅱ期）でございますが、多久佐賀道路（Ｉ期）と県で施工しております佐賀道路に挟まれました小城市三日月町から国道三十四号までの約五キロの区間、これを多久佐賀道路（Ⅱ期）と言っておりますが、議員御指摘のとおり、事業主体は未定ということでございます。

事業主体については事業化のプロセスの中で示されることとなるというふうに認識しております。多久佐賀道路（Ⅱ期）の区間につきましては、国の管理する国道二百三号のバイパスとなっておりますので、県や期成会といたしましては、国が事業主体となって事業着手されるよう国に要望を継続してまいります。

整備促進に向けた取組についてでございますが、整備推進のためには地元の協力が不可欠でございます。理解と協力が図れるように、国、県、市で連携して取り組んでまいります。

また、整備には予算の確保が必要でございます。そのためにも地元の思いを国へ届けることが重要というふうにも考えております。

多久佐賀道路（Ｉ期）の早期整備について、これまでも県議会などとも連携し、財務省、国交省に対しまして、予算の編成時期を踏まえながら政策提案等を行ってまいりました。また、地元の期成会におきましても、国土交通省に対して提案活動を実施され、県もこれに同行しているところでございます。

佐賀唐津道路多久―佐賀間につきましては、まずは多久佐賀道路（Ｉ期）の早期整備に向けて、引き続き国、県、市の関係機関で連携して取り組んでまいります。

次に、暮らしに身近な道路、特に通学路の交通安全対策についてお尋ねがございました。

交通安全対策につきましては、大切な命が奪われる悲惨な交通事故をゼロにするという思いで「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」により、関係機関で連携し、ハード、ソフトの両面から総合的な対策に取り組んでいるところでございます。

特に、小学校の通学路ですとか未就学児が日常的に集団で移動する経路などにつきましては、将来を担う子供たちが安心して通学や利用ができるように、交通安全対策の取組が重要というふうに認識しております。

このため、学校関係者ですとか、教育委員会、警察、道路管理者などの関係者で交通安全点検を毎年実施して、対策が必要となった箇所から様々な対応を行っているところでございます。

具体的には、用地買収を伴います道路拡幅による歩道の新設ですとか、交差点の改良、また、用地買収を伴わない現道の対策といたしましては、運転者に注意を促すための路肩のカラー化ですとか、障害者、高齢者が安全に通行できるよう、歩道の段差のスロープ化ですとか点字ブロックの設置、また、交差点部に待機する歩行者保護のための車止めポールとか防護柵の設置、そして、夜間の安全対策として交差点照明の設置、こういったことに取り組んでいるところでございます。

さらに、歩行中の交通事故死傷者数が七歳が突出しているという現状を踏まえまして、令和七年度から新たに「7さいめせんのこうつうあんぜん」にも取り組みます。これは小学校入学前の子供を持ちます職員が七歳の事故が多いということを知りまして、通学の練習を行ったことでの気づきをきっかけに提案があったものでございます。

具体的には、大人と子供の目線の違いによりまして物の見え方が異なる、また、側溝をのぞき込んだり、縁石の上を歩いたりするなどの子供の特性に着目しまして、点検・対策マニュアルを作成し、地域で活用していくことで安全な歩行空間の確保につなげていくということでございます。

令和七年度は二つの市町でモデル地区の点検を実施しまして、子供の行動特性を言語化してくれる専門家の意見を踏まえながら、子供の目線を取り入れた点検・対策マニュアルを作成することとしております。このマニュアルは、地域ぐるみで活用し、点検、事例収集を行いまして、マニュアルの改善、強化を毎年図っていくこととしております。

今後も引き続き、子供や高齢者をはじめ、県民が安心して道路を利用できますよう、関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じまして交通安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◉宮原ＳＡＧＡ２０２４・ＳＳＰ推進局長　登壇＝私からは、スポーツの推進についてお答えいたします。

本県のスポーツにつきましては、ＳＳＰ構想に基づき、「ＳＡＧＡ２０２４」を重要な跳躍点として、今後もしっかりと前に進めていく所存でございます。

まず、競技スポーツにつきましては、これまでに引き続き、トップアスリートの育成強化を図るとともに、裾野拡大に向けた競技普及、選手発掘を進めてまいります。特に、中高生年代の育成強化は重要であると考えております。それが成年世代の強化にもつながり、競技力の維持向上に寄与するものと考えております。

来年度からは、拠点校や競技団体を通した育成強化事業では中高生年代の育成強化に重点的に取り組みます。また、公認資格取得のための講習会受講を支援するなど、指導者の養成確保をより推進していきます。加えまして、テコンドーや少林寺拳法など、国スポ競技以外の競技の支援にも取り組んでいくこととしております。

こうした取組を着実に進め、「ＳＡＧＡ２０２４」で高まった競技力の維持向上を図り、今後も競技スポーツの育成強化を推進いたします。

そして、ＳＡＧＡスポーツメンターについてでございます。

ＳＡＧＡスポーツメンターは、ＳＳＰ構想の下に集まった同じ志を持つ仲間です。「ＳＡＧＡ２０２４」では、自らの活躍に加え、中高生への指導を通じて少年種別の成績向上にも貢献してもらいました。また、トップレベルのスポーツメンターが多くの選手にとって身近な存在、目

標となったことで、中高生のみならず、成年選手にとってもよい刺激となり、男女総合成績二位という成果につながったと感じております。

ＳＡＧＡスポーツメンターの今後については、多くの方が佐賀での活動を継続したい、佐賀の子供たちの指導に携わりたいという意向をお持ちでございます。

具体的には、競技引退や競技転向する人を除くと、八割以上の方が佐賀での活動継続予定でございます。引き続き、ＳＡＧＡスポーツメンターには、チーム佐賀として自身の競技力を高めるとともに、若い世代をはじめとした多くのアスリートの指導、育成に力を注いでいただくこととしております。

次に、パラスポーツの推進についてでございます。

「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポには過去最大の選手団で出場し、それぞれの競技で活躍してもらいました。特に団体競技においては、これまで県内にチームがなかった競技でもチームを結成し、全七競技十二種目で大会に出場できました。出場した選手たちは、全障スポはとても楽しい大会だったと笑顔を見せていらっしゃいましたし、またぜひ出場したいと決意を新たにした選手も多くいらっしゃいました。

今後も、こういった選手たちがこれまでと変わらず活動を継続できるよう、引き続きサポートしてまいります。

加えまして、来年度からは新たな取組も進めることとしております。

まず、県独自の大会の開催です。

競技活動のモチベーション維持のためには、目標となる大会が必要でございます。「ＳＡＧＡ２０２４」で開催県枠として拡大された全障スポの出場の機会は、今後大幅に減少していくこととなります。そこで、佐賀県独自で全国規模の大会を開催することで出場の機会を確保いたします。

また、障害のある方のスポーツ活動においては、活動をサポートしてくれる方の存在が大変重要でございます。そこで、必要な方に必要なサポートが円滑にできるよう、医療、福祉、市町や地域などの関係機関と連携し、ネットワークを構築いたします。そしてパラスポーツ指導員やサガンティアなど、支える方々とともに、県全体でパラアスリートの活動を支援する体制を整えてまいりたいと思っております。

さらに、支援の対象競技をこれまでの全障スポ種目だけでなく、ゴールボールですとか、デフサッカーといったパラリンピックなどの競技にも拡大し、全国、世界で活躍していく選手を発掘し育成いたします。

「ＳＡＧＡ２０２４」を機に県内で浸透したパラスポーツ推進の機運を今後さらに高めていけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、地域におけるスポーツ活動の推進についてでございます。

県内全ての市町で開催した「ＳＡＧＡ２０２４」では、市町や各競技団体など多くの方々に大会運営に携わっていただきました。その中でも各市町のスポーツ推進委員の皆様には、議員はじめ、多大な御協力をいただいたところでございます。

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくるためには、地域スポーツの中核的役割を担うスポーツ推進委員の活躍が欠かせません。県では、スポーツ推進委員が活動しやすい環境となるよう、実技研修会や情報交換会を実施して引き続き市町におけるスポーツ推進体制の充実に取り組んでまいります。

また、県民にとって日頃のスポーツ活動の成果を発揮する場も必要で

あると考えております。

「ＳＡＧＡ２０２４」では、動画配信や選手にスポットを当てた表彰など、新たな取組にチャレンジするとともに、数多くのサガンティアの方々にも参加いただきました。また、国スポのデモンストレーション競技や全障スポのオープン競技などでは、気軽に楽しめるスポーツを地域で多数実施して、多くの県民の参加を得たところでございます。

そうした佐賀から生まれた新しい取組や盛り上がった機運を今後も引き継いでいくため、県内最大規模のスポーツ大会である「ＳＡＧＡスポーツフェスタ」や、誰でも参加できる「さわやかスポーツ・レクリエーション祭」をより楽しめる佐賀らしい大会となるよう企画を進めているところでございます。

引き続き、誰もがスポーツを「する」ことができる環境の整備と、そのスポーツを「支える」体制の充実に取り組むことによりまして、地域スポーツのさらなる推進に努めてまいります。

今後も、ＳＳＰ構想の下、「ＳＡＧＡ２０２４」を大きな跳躍点として、競技スポーツ、パラスポーツ、地域スポーツそれぞれの振興にしっかりと取り組み、スポーツの力を生かした人づくり、地域づくりを進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉種村男女参画・こども局長　登壇＝私からは、保育の提供体制について三点お答えいたします。

県内の保育施設におかれましては、子供たちの健やかな成長のため、また、子供たちが安全・安心に過ごせるよう日々御尽力いただいておりまして、感謝申し上げるところでございます。

まず、一点目の保育施設の整備についてですが、老朽化した施設の建て替えや改修を行う場合には、国の補助制度を活用していただいております。

県で施設の整備が計画的に行われるように、毎年、県内の保育施設から整備のニーズを聞き取りまして、国のほうに政策提案を行うなどして国庫財源の確保に努めているところでございます。これまでに佐賀県から国に申請した分については、全て採択をされて必要な財源を確保してまいりました。

今後は、老朽化に伴う建て替え等に加えまして、「こども誰でも通園制度」ですとか、医療的ケア児の受け入れといった地域のニーズに応じた多様な子育て支援事業を実施するための施設整備も必要になってくるのではないかと思っております。

引き続き、子供たちの安全・安心な育ちのために、必要に応じて国に働きかけるなどして施設整備に係る財源の確保に努めてまいります。

二点目、人材の確保についてでございます。

県内の保育施設では、法令上の保育士の配置基準は満たしているんですけれども、さらに保育士を増やしたいと感じている施設が全体の八割以上にも上っているということです。これは、保育士配置基準については、佐賀県から政策提案などを行いまして、その成果もあって改善はされてきておりますけれども、議員からもありましたように保育現場では、特別な配慮が必要な子供への対応などが増えて、保育士一人当たりの負担感が大きくなっていると、そういう声を聞いているところでございます。

県では、これまでも様々な人材確保策を講じてきておりますが、保育

現場の人材不足感を解消するにはまだ至っておりません。

保育現場や、大学や短大といった保育士養成校から、進路選択前の小中学生ですとか保護者へも働きかけてはどうかといった御意見をいただきました。

これを受けまして、令和七年度は、小中学生向けの保育の仕事体験ですとか、高校生とその保護者などをターゲットにして、保育士としてやりがいを持ち、楽しく働くことをイメージしてもらうための啓発イベントなどを実施し、保育の仕事のすばらしさを伝えていきたいと思っています。

また、保育団体、保育士養成校と県とが率直な意見交換を行う場を今月初めに設置いたしました。この場で真に実効性のある取組について模索をしていきたいと考えております。

保育人材の確保は、子供たちの健やかな育ちを支えるための喫緊の課題であると認識をしております。全力で取り組んでまいります。

最後に、人口減少下での保育の提供体制についてでございます。

人口減少の中、保育施設では、このまま子供の数が減り続けていくと、今後運営を継続できるのだろうかとの懸念の声があることは承知をしております。

これまで待機児童対策を中心とした取組が進められてきましたけれども、今後は、各保育施設は、地域ごとの子育てニーズの変化に応じた対応が必要になってくるのではないかと思っています。

各保育施設がこれまで培ってきたノウハウを生かして、例えば、「こども誰でも通園制度」による親子への支援ですとか、医療的ケア児の受け入れ、障害児支援との連携、外国籍や外国にルーツを持つ子供の受け入れ、あるいは放課後児童クラブの運営、こういった未就学児に限らず様々なサービスを提供していく多機能化を図り、まさに地域の子育て拠点として運営継続につなげていくことを考えていかなければならないのではないかと思っています。

県といたしましても、市町や保育施設と一緒になって地域の子育てニーズに対応するための方策を検討してまいります。

佐賀に生まれた子供たちの健やかな育ち、安全・安心な子育て環境の確保に向けまして、保育施設の取組をしっかりと支援してまいります。

私からは以上でございます。

◉池田正恭君　登壇＝それでは、再質問を行いたいというふうに思っております。

再質問に入ります前に、今いろいろ執行部のほうから答弁をもらいました。特に看護職員の確保ということで、この看護職員の確保対策については、いろいろなアンケート調査も実施したということですので、ぜひとも取り組んでいってもらいたいというふうに思っております。

また、有明海の振興ということで、その中で有明海、千五百ヘクタールぐらい海底耕うんを計画しているとか、そういうお話もありました。ただ、海底耕うんも重要です。そういう取組を、漁協、またノリの生産者、漁家等とお話し合いをしながら、有明海の振興対策に一日でも早く取り組んでもらいたいというふうに思っておるところでございます。

再質問ですけれども、県内の道路整備ということで今いろいろお話がありました。その中で、私が先ほど申しましたけれども、多久佐賀道路（Ⅰ期）事業は何も進んでいない。やはり地域との兼ね合いもありながら、今やっと用地買収に入られたということですので、用地買収が進ん

でいけば、事業に入ってもらえるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、私が思うのは、有明海沿岸道路にしろ、西九州自動車道にしろ、佐賀唐津道路、ほかの区間は事業主体が決まっておりますけれども、この多久佐賀道路（Ⅱ期）の事業主体が決まらないままにずっとあるんですよね。基本的には多分都市計画決定も終わっているというふうに思います。そういう中で、事業主体が決まっていないならば、県として佐賀道路の継続として事業をそのまま進んだらどうかなと。当然、国との協議も必要ですけれども、やはりどこか事業主体を早めに決めなければ、この事業は進んでいかないというふうに私自身思っておりますので、そこら辺の考えについて、もう一回お伺いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◉横尾県土整備部長　**登壇**＝池田議員の再質問にお答えいたします。

佐賀唐津道路の多久―佐賀間について、多久佐賀道路（Ⅱ期）の事業主体を県でやってはどうかというようなお尋ねでございました。

多久佐賀道路のⅠ期は、先ほど御答弁しましたように、いろいろと地元調整はかかりましたが、用地買収に着手されたということで、まずは用地買収の促進、そしてその後に工事の促進があるかと思います。

続く区間でございますが、佐賀県としましては、今、佐賀道路のほうをしっかりと予算を確保しながら重点的に取り組んでおります。県としては、この佐賀道路の整備促進をしっかりとやり、そして国のほうには多久佐賀道路（Ⅰ期）の部分の整備促進をお願いし、その先にⅡ期の取組かというふうに思っております。

今やっている事業中の区間をまずはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

◉酒井幸盛君（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。私は県議会議員として、県民の皆さんの声が実現するように、代弁者として今回は質問をしてまいりますので、執行部の皆さん、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。今回は五問ほど質問をいたします。

まず一点目が、佐賀鉄工所の進出が決定した厳木工業団地の第二期の造成について、二点目が国道二〇二号唐津大橋の整備状況について、三点目が佐賀唐津道路（唐津―相知間）の早期事業化について、四点目が唐津市浦地区の治山事業緊急整備について、五点目が路線バスを持続可能なものとするための利用促進等の取組についての五問を質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

二〇二四年を顧みますと、二〇二四年は国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が佐賀県内で開催されたほか、パリ・オリンピック、全国高校総体で県関係者が活躍し、バスケットＢ１参戦初年度の佐賀バルーナーズが西地区の五位と健闘するなど、スポーツの二〇二四年の佐賀県だったと私は思っております。今回で県民の皆さんも熱くなられたんではないかなと思っております。

私自身も国民スポーツ大会のバッジをまだつけております。これはあと五十年後までつけようかと思っておりますけれども、ちょっと寿命がもたないと思いますので、県議会議員現役中はずっとつけていきたいと、そういうふうな気持ちでおります。

特に「ＳＡＧＡ２０２４」は、地域を元気にするスポーツの振興はも

ちろん、より安全な運営を通じて、全国の多くの人々に感動を提供し、佐賀県の魅力を発信することができたのではないかと私は思っております。皆さん方もそう思われたと思います。

また、二〇二九年、令和十一年四月に向けて佐賀市で開学を目指す佐賀県立大学は、二〇二五年、令和七年からハード整備が本格化します。県は二〇二六年、令和八年度までに設計を終え、翌年度に着工する予定であり、並行してソフト面の具体化も進めながら、教育方針を今年の春に取りまとめるほか、想定では二〇二七年、令和九年十月に設置許可を申請し、翌年の八月に認可の見込みとなっております。

また、県議会決算特別委員会では、令和五年度県決算の歳入は五年ぶりに減少に転じ、約五千六百七十一億三千三百万円、歳出は二年連続減で約五千五百二十九億一千七百万円でありました。歳入と歳出の差額から翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支は約九十五億二千八百万円で、四十八年連続の黒字となり、令和五年度決算を原案どおり認定しており、また令和七年度当初予算案の総額は、歳入歳出ともそれぞれ一般会計五千百三十億二千百万円、特別会計約一千九百八十八億七千百万円となっており、一般会計を前年度当初と比較いたしますと、約七十五億円減の約一・四％減となっております。

減少の主な要因は、新型コロナ対策関連経費が約百四十三億円の減、「ＳＡＧＡ２０２４」国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催経費が約百五億円の減など、臨時経費の減少であり、通常経費については、防衛省と県で合意しております有明海漁業の振興と補償のための基金創設に十五億円の積み立てを行うほか、県立大学関連経費は三億三千百万円、具体的な調査研究経費や広報などに七千万円、令和六年度債務負担行為を設定した整備事業費二億六千万円等で、約百七十三億円の増となっており、財政運営については、税収等の状況変化に応じて検証されているようでございます。

財政調整積立金残高は、令和八年度末の計画額約百三十億円を確保できる見通しで、将来負担比率については、令和六年度、令和七年度に約一四〇％程度となっております。その後、徐々に改善の見通しで、安定的な財政運営ができていると私は思っておりますが、財政状況を見ながら一般質問を行っていきたいと思っております。それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

まず一点目の、佐賀鉄工所の進出が決定した厳木工業団地の第二期の造成についてお尋ねをいたします。

新産業集積エリア唐津、厳木工業団地の整備が決まり、地元厳木町の住民の皆さんの多大なる理解と協力の下に、佐賀鉄工所の進出が決定いたしました。

この佐賀鉄工所は、昭和十三年に佐賀市で操業し、自動車用ボルトの製造、販売を主な事業とする世界的な企業であり、国内屈指の自動車用高強度ボルトメーカーとして、グローバルに拠点展開がされております。国内の工場のうち三つは佐賀県内にあり、長年にわたって多くの県民に雇用の場を提供し、地域経済に大きく貢献されており、令和五年度の連結売上高は九百三億円、従業員数は千八百六十一名に上っております。主要取引先には、ホンダ、スバル、クボタ、日産、ダイハツがあります。一貫生産方式を採用されており、ものづくりに対する妥協のない姿勢を貫かれている企業であり、令和九年の操業開始を目指す唐津市厳木の新工場は、ＥＶ化対応の新製品の生産も予定されております。将来の成長

基盤を担う重要な工場ということです。

本当に地元唐津市民は人口がどんどん減ってきて、元気がなくなっていると、とにかく働く場所が欲しいと要望されてきていました。これで地元住民はもちろん、唐津市民の期待は大きくなっております。

もう早速ですけど、部長、あと知事ね、厳木町が、企業が来るということで、こういうふうに「厳木さいこうプロジェクト」ということで立ち上げをしております。これは企業が来るだけじゃなくて、これにやっぱり我々は、行政とかそういうのがしてくれるんじゃなくて、どうしてやるかと、それがこの前、「地域の魅力を再発見し、リアルな課題解決に挑戦するアイデアソン！厳木さいこうプロジェクト～道の駅から描く地域の可能性～」ということで、「佐賀県唐津市厳木町に位置する道の駅『風のふるさと館』を起点に、地域の魅力を再発見・発信しながら、観光客の来場者減少や名産品の認知不足、生産者の減少といった道の駅が抱えるリアルな課題に向き合う実践型イベント」ということですね。

それから、当日は道の駅に加えて「きゅうらぎ温泉佐用姫の湯」、それから「白水荘」など周辺施設への視察もしながら、いろんな地域活性化の可能性を探りますと、こういうふうに企業が来るだけでこのようにみんなが、これが地方創生じゃないんですかね。だから皆さん、どんどん企業誘致をしていきましょう。

そこで質問ですが、既に用地買収を終えています十八・八ヘクタールある新産業エリア唐津第二期について伺います。造成について要望があっております新産業集積エリア第二期について、令和六年九月定例県議会の私の一般質問の再質問の答弁で、「今年、第一期の一括分譲が実現したことを受けて、事業主体である唐津市と第二期の造成について協議を行っていきます。」と部長から答弁をいただいております。「また、当然ですけれども、並行して誘致活動も進めます。」との答弁をいただきました。本当にありがたいことです。

新産業集積エリア第二期について、その後どのように考えておるのかを産業労働部長に伺います。

次に二点目ですけれども、国道二〇二号唐津大橋の整備状況についてお尋ねをいたします。

令和五年九月定例県議会の一般質問で、国道二〇二号唐津バイパスの松浦川に架かる唐津大橋の前後は四車線化されているものの、橋の部分だけ二車線でボトルネックとなっており、交通渋滞の発生により事故を誘発する原因の一つとなっております。緊急時、災害時における避難経路、物資輸送など、市民の安全・安心の確保という重要な役割を担っていることから、唐津大橋四車線化の整備促進に向けた取組が重要と考えます。県はどのように取り組んでいくのかと伺ったところ、県土整備部長の答弁では、地域の基盤となる重要な幹線道路である唐津大橋を含む一・三キロメートル区間が現在二車線となっており、早期整備が必要と考えておると。――ありがとうございます。この区間の四車線化については、令和四年度に新規事業採択され、今年度、詳細な設計と工事着手に向けた進入路の整備などが予定されております。今後も引き続き、地元唐津市や商工会と連携をし、唐津大橋四車線化の早期整備を国へ働きかけていきたいとのことでした。

また、令和六年二月定例県議会の一般質問では、佐賀県「原子力防災のてびき」では、避難時の混乱を避けて速やかに避難するため、地域ごとに主要な避難経路を定めているが、避難経路の一部である国道のバイ

パス整備等が進んでおらず、これで本当に県民の命が守られるのか心配と伺ったところ、県土整備部長の答弁では、今年度は唐津大橋の詳細な設計と工事着手に向けた進入路整備などが進められておると、整備促進を図るために政策提案を行っている、今後も引き続き地元唐津市や商工会と連携をして、唐津大橋の四車線化の早期整備に向け、国に働きかけていくとの答弁であったが、現場を見る限り、少し進展しておるかな―進展しているような気がします。

国道二〇二号唐津大橋の現在の整備状況について、また、その後、県はどのように取り組まれたのか、整備促進を図るためにどのような政策提案をされたのかを県土整備部長に伺います。

それから、三点目でございます。佐賀唐津道路（唐津―相知間）の早期事業化についてお尋ねをいたします。

令和五年九月定例県議会の一般質問で、佐賀唐津道路は佐賀市と唐津市を結ぶ全長約四十キロの高規格道路で、地域間の連携や交流、産業、観光だけでなく、自然災害時の避難道路としての役割や、原子力災害時に三十キロ圏内に位置する唐津市、玄海町の住民の主要な避難道路として期待されており、未事業化区域である唐津―相知間については早急に事業化の実現を図る必要があると考えておりますが、早期事業化に向けて国への働きかけをお願いしたいが、県はどのように取り組んでいくのかと伺ったところ、県土整備部長の答弁では、これまでも財務省や国土交通省に対して早期事業化を求め提案活動を実施しており、唐津―相知間の早期事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されるよう、引き続き期成会とも連携し、国へ働きかけたいと、県も整備の必要性はしっかり理解しておると、全体の早期整備に向けてしっかりと取り組んでいくとの答弁でしたが、令和六年二月の定例県議会の一般質問で、その後の県の取組について伺ったところ、県土整備部長の答弁では、有明海沿岸道路や西九州自動車道と共に広域幹線道路ネットワークを形成し、産業振興、経済活動を促進するとともに、避難、救助、救援物資の輸送などの役割も期待される道路であり、その一部である唐津―相知間は地域高規格道路の調査区間として位置づけされております、県として唐津―相知間の整備の必要性は認識しており、早期事業化を求める提案活動を実施するなど、今後も引き続き期成会などと連携して早期事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されるように国に働きかけていきたいとの答弁であった。

令和六年九月定例県議会の一般質問では、その後、県はどのように取組をされたのかの質問に対して、県土整備部長の答弁では、佐賀唐津道路は佐賀市と唐津市を結び、県の南北軸として広域幹線道路ネットワークを形成するということで、観光や産業の振興、そして、広域的な経済活動を促進する、また、災害時ですとか緊急時は避難・救助、救護物資の輸送などの役割も期待されている道路であり、佐賀唐津道路の全体は四十キロで、東多久バイパスや厳木多久有料道路、厳木バイパスなど約十六・六キロが暫定二車線で供用済みであり、現在、多久佐賀道路のⅠ期を国において、そして、佐賀道路の約四・二キロを県において事業を進めている、唐津―相知間に対する県の取組については、県においては、事業主体である国に対して唐津―相知間の事業化を求める提案活動を行っている、今年八月には九州地方整備局に対して提案活動を行っております。今後も引き続き期成会などと連携して唐津―相知間の事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されるよう国に働きかけをしていきたい

との答弁でした。

また、唐津―相知間のルートについて、令和六年二月の定例県議会では、国への働きかけは相知の長部田から唐津までの十キロ間のどのルートで働きかけをされているのかとの再質問に、県土整備部長の答弁では、唐津―相知間の事業化を求め、早期着手し、予算確保等の要望を行っておりますが、具体のルートの要望は行っていないと、こういう答弁をいただきました。これはびっくりしました。ルートを決めんで、何の予算確保ができるかと私は思いました。

令和六年九月定例県議会では、具体的なルートを決めないでどうして要望ができるのかと。唐津―相知間は地域高規格道路の調査区間として位置づけてあるならば、まず期成会と、また、他の団体等で具体的なルートを示すべきだと私は思っておりますが、これについて部長にお伺いいたしましたら、県土整備部長の答弁では、唐津市、多久市、玄海町で構成されます期成会ですけれども、佐賀唐津道路唐津・多久間整備促進期成会ということで、地元の市長、町長、そして議長、商工会などで構成されている期成会があります。その期成会では、唐津―相知間の早期事業化に向けて効果的な提案活動につなげることを目的に勉強会を開催されておりまして、国とか県もオブザーバーという形で参加しておりますと。議員から具体的なルートを示すべきだという話がありましたが、まずは地域の現状とか課題、整備による波及効果、整備効果などをしっかりと議論を深めていきたいとの答弁でしたが、その後、県はどのように取り組まれたのか、課題や整備による整備効果についての議論はどのような結果になったのか伺います。

次、四点目、唐津市浦地区の治山事業緊急整備についてお尋ねをいたします。

唐津市浦地区の採石場近くの大きい石は落下の危険性があります。山林の中腹に不安定な巨石が複数あり、豪雨時や地震などにより落石等が起こると大変危険な状況であり、山林の下部というか、下のほうの浦地区には複数の民家や店舗、それから、市道や県道など公共施設があります。落石により甚大な被害を被ることが懸念されます。所在地は唐津市浦付近、ドライブイン光洋、市道白畑山頭線、主要地方道唐津呼子線付近、現状、緊急度については、いつ落石が起きてもおかしくない状況であり、唐津市浦地区はもとより、主要地方道唐津呼子線の利用市民、住民の方は大変な不安を感じておられます。

また、唐津市浜玉町今坂地区で発生した土石流災害により三名の方が犠牲になられており、今坂地区では防災意識の向上のために事前防災行動計画を作成し、二度とあのような痛ましい被害を出さないように努力が進められております。

そのようなことで、浦地区の住民の方から、令和六年四月五日に要望書も提出されておると思います。早急に対応が必要と思いますが、部長の考えを伺います。

五点目ですけれども、路線バスを持続可能なものとするための利用促進等の取組についてお尋ねをいたします。

私の地元である唐津市の地域の方々から、バスの便数が少ない、家の近くにもバス停がない、運転免許証を返納したので病院や買い物が不便であると、こういった声が多く聞かれます。

そもそも路線バスは、通院や買い物など地域住民の暮らしを支えるなくてはならない移動手段であるものの、自家用車の普及や新型コロナウ

イルス感染症の影響などで利用者数は落ち込んでおります。一定回復傾向にあるものの、全体を見ると、コロナ禍前までの回復にはまだ至っていないところであります。

また、運転士不足により路線バスの便数が減り、廃止といった報道もされておりますが、我々はとにかく路線バスを利用することが大事だと考えております。

そういうことで県では、「佐賀さいこうフェス」や唐津くんちに合わせて路線バスの運賃を無料とし、令和四年度、五年度にはエリアを県内全域に広げて、「さがバスまるっとフリーＤＡＹ」の事業を実施されております。本当にありがたいことです。

その結果をどのように評価しているのかを伺いましたら、路線バスを取り巻く環境は一層厳しいもので、こうした状況から、ふだんはバスを利用しない方々にバスの便利さや快適さを体感していただくということ、また、バスのよさに気づいていただくきっかけづくりとして、この「さがバスまるっとフリーＤＡＹ」を実施したところ、令和五年一月と二月、それから令和六年一月、いずれも水曜日と日曜日、県下一斉でバスの運賃を無料とし、実際の利用者数は、令和五年一月と二月の二カ月間の合計の利用者数は前年度比で約一・四倍、それから、令和六年一月のほうは同じく前年度同期比で約一・五倍の利用増加となり、また、具体的な声という観点では、令和六年一月に実施したアンケートで、実に八割以上の方が、バスに乗ってよかったと回答があっております。また、マイカーと違って楽しかったとか、そういう声も寄せられておるようでございます。

バスのよさに気づいてもらうきっかけになったと考えておるとの答弁でしたが、路線バスを持続可能なものにするためには、路線バスを利用することが大事なことだと考えているところであるが、今後、利用の促進にどのように取り組んでいくのかを伺います。

これで第一回目の質問を終わります。（拍手）

◉副議長（西久保弘克君）　暫時休憩します。

午後三時五分　休憩

令和七年二月二十七日（木）　午後三時四十分　開議

出席議員　三十五名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三六番	大場芳博
七番	青木一功	二二番	定松一生	三七番	岡口重文
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸		
九番	木村雄一	二五番	宮原真一		
一〇番	中本正一	二六番	指山清範		
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄		
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美		
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
一五番	冨田幸樹	三〇番	石倉秀郷		

欠席議員　二名

一三番	中村圭一	二四番	坂口祐樹

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

酒井幸盛君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉引馬地域交流部長　登壇＝酒井幸盛議員の御質問にお答えをいたします。

路線バスを持続可能なものとするための利用促進等の取組についてでございます。

路線バスといった地域交通は、住民の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤でございます。県ではこの間、路線バスを地域交通システム全体で捉えまして、利用の促進、運行の効率化、運転士の確保の三つの柱で対応してまいりました。

とりわけ利用促進の取組でございますが、「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポに向けまして、県内全てのバス事業者と県が連携をし、便利でお得なデジタルチケットを造成したわけでございます。こちらは県内全域を一つのデジタルチケットで周遊できる初めての試みとなりました。

引き続き、オンラインで複数の事業者の路線を最適に組み合わせて検索や決済などを一括で行う、いわゆるＭａａＳを活用いたしまして、利用者の利便性向上を図りながら利用促進の取組をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、歩くライフスタイルの一環として、乗って支える意識の醸成、これは大変重要でございます。継続していくことが求められます。ラッピングバスのように、幅広い世代にバスを身近に感じていただく機会の創出に丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今はマイカー利用の方々も、いずれ十年後、二十年後となりますと、自ら運転するのではなく、地域交通を利用するときがやってくるものと考えております。

今後も、将来の需要をしっかりと先取りしながら、スピード感を持って、ふだんからバスを御利用いただく、したくなる機会、こうしたものの創出に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、佐賀鉄工所の進出が決定した厳木工業団地の第二期の造成についてお答えします。

お答えする前に、御質問で県及び「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」が関わって実施した「厳木さいこうプロジェクト」を御紹介いただきました。様々な観点から産業振興に取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

企業誘致ですけれども、新産業集積エリア唐津につきましては、第二期を含め、全体を広報しながら、造成済みの第一期への誘致を優先して取り組んできました。そして昨年、第一期に佐賀鉄工所の誘致が実現しています。地域の活性化につながるものとして、地元の皆さんからも大きな期待を受けております。県としても、まずは工場の操業開始に向けて必要な支援を行っていきます。

第二期に関しては、事業主体である唐津市と造成に関する協議を行っております。現在、唐津市では、この場所における地下水利用の可能性を探る確認作業が行われています。造成は、こうした状況でありますと

か、引き合いの状況なども踏まえて、時期も含め、検討していく必要があると考えております。

また、これと並行して誘致活動にも取り組んでおります。今年度は複数の企業に現地視察を実施してもらいました。企業誘致はまさにこの積み重ねです。

新産業集積エリア唐津はＢＣＰ対策に最適であることが大きな強みです。これまでの誘致活動においても、ＢＣＰを重視する企業から高く評価されてきました。

引き続き、立地可能性のある企業に対してその強みをアピールしながら、第二期への誘致実現に向けて取り組みます。

私からは以上です。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、唐津市浦地区の治山事業緊急整備についてお答えいたします。

県では、近年の気候変動に伴う線状降水帯の発生などにより、大雨の激化、頻発化によって激甚化する山地災害に対応するため、地元の要望や「佐賀県治山事業五箇年計画」に基づき、計画的に治山対策に取り組んでおります。

治山対策につきましては、既に崩壊が発生した緊急性の高い箇所での復旧対策と、崩壊のおそれがある箇所において災害の未然防止のための予防対策がございます。

復旧対策の中でも、豪雨災害等により人家や公共施設等に被害を及ぼしている箇所については、補正予算などを活用し、早期に緊急治山事業に着手することとしております。

議員御指摘の唐津市浦地区につきましては、令和六年四月に地元区長から落石対策の相談があったことから、県の林業技術職員が地元区長、唐津市の職員とともに、五月と七月の二回、現地確認を行っております。

現地確認の結果、地元が不安に思われている大きな石は、石の基礎部分に浸食がなかったこと。石の表面に亀裂や風化がないこと。降雨により水が集まるような地形ではないことなど、これまでの知見から直ちに緊急的な対策を行う必要はないというふうに判断したところでございます。

しかしながら、地元には対策を要望されている大きな石以外にも石が複数確認されたことや、長年にわたり落石に対する不安を持たれていることから、令和七年度当初予算において、区域内の全ての石の位置や大きさ、安全度などを把握するための調査測量費を提案しているところでございます。対策の要否につきましては、調査結果に基づき、改めて判断することとしております。

また、このような進め方につきましては、これまでの打ち合わせを通じて、地元浦地区の役員、唐津市に対し丁寧に説明を行い、了承を得ているというふうに認識をしてございます。

なお、調査の結果、緊急に対策が必要な石等が確認された場合は、緊急治山事業による対応も必要と考えております。

加えまして、万が一の事態に備えて、浦地区や唐津市、道路管理者等と情報共有を図り、雨季前までに地域における避難行動につながる体制づくりにも取り組むとともに、地域住民の方々の安心・安全を守るための治山対策を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　登壇＝私からは、大きく二項目についてお答えい

たします。

まず、国道二百二号唐津大橋の整備状況についてでございます。

国道二百二号は、県北西部地域の産業や観光の振興など、地域の基盤となる幹線道路でございます。そのうち、唐津市浜玉町から唐津市養母田までの約十・六キロメートル区間を唐津バイパスとして国において四車線化の整備が行われ、交通渋滞の改善ですとか、道路利用者の安全性の向上などが図られてきたところでございます。

唐津大橋を含みます一・三キロメートルの区間が暫定二車線で残っておりまして、交通渋滞の改善などの対策が必要であるということでございます。令和四年度に新規事業採択をされまして、国において四車線化の事業が今進められているところでございます。

これまでに現地の調査や橋梁の詳細な設計等が行われ、昨年度、唐津大橋の工事に必要な進入路の整備が実施されているところでございます。

今年度は唐津大橋の橋脚――五基ございますが、川の中の支える下部工でございます、この改築工事に着手されているところでございます。令和六年十一月に施工業者と契約をされておりまして、現在、仮設の足場が設置されております。橋脚の改築が進められておりまして、出水期前に現場の作業を完了する予定というふうに聞いております。

県といたしましては、事業の進捗を把握するとともに、予算編成の時期を踏まえながら国へ政策提案等を行っているところでございます。県では、昨年十一月、そして、今年一月に政策提案を実施したところでございます。また、地元の唐津市と商工会では昨年十一月に提案活動をされております。県もこれに同行しております。財務省や国交省に対して、唐津大橋の早期整備を求めたところでございます。

今後も引き続き、地元唐津市や商工団体などと連携しまして唐津大橋四車線化の早期整備に向けて、財務省、国交省へ働きかけてまいります。

次に、佐賀唐津道路の唐津―相知間の早期事業化についてお尋ねがございました。

佐賀唐津道路は、佐賀市と唐津市を結び、県の南北軸として広域幹線道路ネットワークを形成する重要な道路でございます。佐賀唐津道路の全体が延長約四十キロございます。これまでに東多久バイパス、厳木多久有料道路、厳木バイパスの合計十六・六キロメートルが暫定二車線で供用しております。平成二十六年三月に厳木バイパスの相知長部田インターが開通した後、平成二十八年度からは国の事業として多久佐賀道路のⅠ期が事業化され、県事業として佐賀道路がそれぞれ事業化されたところでございます。

現在、事業効果の早期発現に向けてこの多久佐賀道路（Ⅰ期）では用地買収が進められております。佐賀道路では盛土とか構造物の工事を進めているところでございます。全体としてはそういう状況でございます。

唐津―相知間の早期事業化に向けた取組でございます。

県では、昨年十一月と今年一月に政策提案を実施しております。また、期成会においても昨年十一月に提案活動を実施されておりまして、県もこれに同行しております。財務省や国交省に対して、唐津―相知間の事業化を求めたところでございます。

期成会の勉強会でのこれまでの取組のお尋ねもございました。

期成会が開催します勉強会におきまして、地域の現状ですとか、課題、整備により期待される波及効果について議論がされておりまして、昨年

十一月の提案活動では、この成果を活用して国への政策提案が行われたところでございます。

今後も、期成会などと連携しまして唐津―相知間の事業化に向けた道筋が示されるように国へ働きかけてまいります。

私からは以上です。

◉酒井幸盛君　登壇＝それでは、再質問を行います。

まず、路線バスを持続的に可能なものとするための利用促進の取組についてお尋ねをいたします。

利用促進の対策については、今、「ＳＡＧＡ２０２４」に向けた便利でお得なデジタルチケットの造成や、乗って支える意識をますます広げる取組を継続し、ラッピングバスなどを通じて子供からバスに親しむ機会を創出していくと答弁がありましたが、単一路線の問題では、県や市町、事業者が連携して県内の路線バスネットワークの全体の問題として考える必要があると考えます。

そのためには効率的な運行の対策や運転士確保の取組が必要だと考えますが、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

次に二点目が、唐津市浦地区治山事業緊急整備についての再質問を行います。

先ほど部長は危なくないと、そういうことを調査もしないで何でそういうことが言えるのかと。何のための治山事業ですか、そのために調査があるんじゃないですか。

要望の内容を読まれましたか、要望には何て書いてありますか。読みますよ、私も控えをもらいましたから。

要望の内容は、「山林の中腹に不安定な巨石が複数あり、豪雨時や地震などにより落石等が起こると大変危険な状況である。」と、要望書を何と思っているんですか。

それから、「現状」、「いつ落石が起きてもおかしくない状況であり、大変な不安を感じている。早急に対応をお願いしたい。」、と要望書に書いてあるじゃないですか。

そしたら、今私に答弁されましたけど、それを何で地区の方にそういうふうに回答されぬのですか。これは二十九年前からの話なんですよ。ずっと浦地区の人は――そして、何年前かな、私が議員になったもんですから、「おい、酒井議員、どうにかしてくれないかと、二十何年間もずっと言ったけど」と、皆さんは、県と唐津農林事務所、それと、市の農地林務課あたりとずっと協議をしてきてあったんですよ。要望書を出す前に、何でそういうことを言わないんですか。浦地区の区長さん、今日はテレビでみんな見ていますよ。はっきり言います。

そして、おとといか、また行かれたんでしょう。昨日、私に夜――（「酒井さん、前向いてしゃべらんとマイクが入らん」「マイク使って」「前向いてしゃべらんと聞こえん」と呼ぶ者あり）いや、顔見らんといけんもん。いや、本当ですよ。治山事業というのを軽く見たら駄目ですよ。

そしたら、今回予算を調査費ということで九百七十万円を何で挙げられたんですか。大体治山事業は国庫補助で全額補助なんですよ。だから、調査費を委託して、そして、該当するしないは補助金申請をしないといけないんですけど、失礼な言い方ですけど、部長の判断というか、職員の判断で、駄目ですよ、今私に答弁されたじゃないですか。

それなら、要望書が令和六年四月五日に出ていますよ。だから、そういうのをこういう議場で回答する内容じゃないんじゃない。これは浦地

区の区長さん、地区の代表ということで持ってきてありますよ。そういうことで、これは本当、初めは喜んであったんですよ。私はこの前、部長と話したときに、十一月議会のときに――ちょっと話は戻りますけど、最初、浦地区の代表の方が、「おーい、酒井議員、ちょっと来てくれんか、もうどうにもならん、県と市の農地林務課とずっと話をしよるばってん、調査進まんぞ」ということで、六月の何日か話を受けまして、その後、そんなことはないでしょうもんと、治山事業というのは、これは国の事業なんですよ。それも一自治体で駄目ですとか、この要望書はうそ書いて出したと思いますか。地形は見ましたか。あの下は、県道唐津呼子線の道路が走っていますよ。それとか唐津の市道なんか。それで浦地区はかなり面積が広いんですよ。浜玉町の今坂地区で不幸な事故がありました。あれから唐津市民は裏山の治山事業についてはもうびりびりしてあるとですよ。だから、こういう議場であれは危なくないとか、最初にこの方に言うべきじゃないですか。

そういうことで、本当、浦地区の人は、八月の九日に、それは駄目ですねということで、唐津農林事務所と、農林事務所で私も入って話し合いしましたよ、どうにかしてくれんかと。もう要望書はそのとき出ておったんですよ。要望書を出しておって何も反応がなかったから、私に、「おまえ今度、県会議員になったな、どうにかしてくれんか」ということで言われたんですよ。唐津のほうは県会議員も東部ばっかりで、あっちのほうは県会議員は誰もおらんとですよ。鏡三人、相知、浜玉、あと、唐津からずっと西のほうは私だけなんですよ。私は唐津を背負っているんですよ、本当です。だから、私に頼って、そして私が、それはするようになりました。それから、話し合いをされたでしょう。ずっと記録持っていますよ。

それから、きのうおとといに、私が一般質問するからということで、すり合わせをされ、地元と県で共同認識を持っておく必要があるため、これまでの打ち合わせの内容を再確認しますと。そのときに言いました。これはきのうおとといの話ですよ。きのうも私を呼ばれたんですよ。八時か九時頃、議会が終わって帰ろうとしたら。確認したときは言うてないでしょう。そういうこと、今みたいのを。言うてあるなら私はこんな質問せんでよかとですよ。

◉議長（大場芳博君）　質問をしてください。

◉酒井幸盛君（続）＝いやいや、そういうことで、ここのところが大事かけんさ、こういうので行政が県民を軽々しく、要望書も出ておって、県民にもうちょっと寄り添ってくださいよ、県民の痛みを分かりますか。要望書を見て、先ほどの文言は言いましたけども、普通の人はこれで大体は分かると思いますけど。それから私が思ったのは、私が部長に話をして、十一月の議会のときに予算は考えておると言われたでしょう。だから、私はすぐ地区のほうに……（「だから、質問しよう」「答弁を求めてください」と呼ぶ者あり）そいけん、ここんところがやっぱりしっかりしておかんと。だから、問題は私どもはお互いみんな議員ですよ、皆さんそれぞれにいろんな地区から要望があるよ、要望というか、してくれろと、そのとき議場に持ってきて、そこで回答されてもね、その前に、そういうことであれば、もう地区は何回集まってあると思うですか。これはずっと……

◉議長（大場芳博君）　質問は簡潔にお願いします。行ってください。

◉酒井幸盛君（続）＝そういうことで、今日は私はもうこれ以上は言い

ません。（発言する者あり）今、回答が出たけんさ。私は、調査ならもうちょっと緊急的に早く何でやれなかったかって言いたかと。というのは、八月に打ち合わせ会をして、だから九月議会、十一月議会、そして、今回の二月議会の補正で調査をして、そして、七年度の当初に補助金申請をするべきではなかったかということで、そこをちょっと回答くれんですか。緊急なのを何で当初に調査費を組むんですか。何のための打ち合わせを今までしてこられたんですか。地区の人はみんなテレビをつけてはらかいておられますよ。

そういうことで、そしたら調査費ももう組まんでいいんです、そういうふうに言います。だから、何で調査費を組まれたのか、そして、補正を三回調査費を組んで、そして、七年度当初予算で補助金申請をすると、国庫補助の全額補助ですから、県費で調査をして、そして、国庫補助を取ると、そういう流れでやっぱりやってもらいたいです。その辺で、何で今回、調査費を当初に挙げたのか、よろしくお願いします。

それから、佐賀唐津道路（唐津―相知間）の早期事業化についての再質問を行います。

これは先ほども言われましたけれども、私がこの前質問したときは、期成会と、整備効果とか、そういうようなのを協議しますと言われたんですよ。そして、私はいつもあそこの厳木の道の駅の前を通りますけど、もう既に佐賀―唐津間の道路のときに、相知から唐津までの整備効果は国土交通省はちゃんとあそこに書いておりますよ。あそこを見られているんですか。「整備効果①」、「広域観光周遊ルートの形成に貢献！コロナ禍以前は『佐賀の二大祭り』の観光客数は増加傾向！九州佐賀国際空港を利用した県内外を周遊する観光ツアーも好評。佐賀唐津道路の整備による新たな広域観光周遊ルートの形成により」と。整備すればこういう効果がありますと。「唐津市をはじめとする沿線地域の観光振興に期待‼」と、今、知事が一生懸命あっちのほうも力を入れてくれておられます。しかし、このルートが全然決まらんから、せっかく今度は名護屋城の大茶会とか三月にありますよ。そういうようなのに来たくても来れない人も出てくるわけですよ。そういうことも考えて、やっぱりその辺を、そして、ルートをはっきり決めてください。なぜルートを決めなかったのかお尋ねします。

以上で再質問を終わります。

◉引馬地域交流部長　登壇＝酒井議員の再質問にお答えを申し上げます。

路線バスにおける広域運行の検討や運転士確保の取組についてのお尋ねでございました。

冒頭、御答弁申し上げましたとおり、私ども利用の促進に加えて、運行の効率化、運転士の確保の三つの柱で取り組んでおるわけでございます。

まず、議員御指摘の広域の運行の観点は、この運行の効率化に入ってございます。さきの十一月議会で路線バスや鉄道の利用実態調査、それから、県外からバス運転士を確保する事業の予算を可決いただいたところでございます。早速、私ども取組を進めております。

まず、運行の効率化としては、県ではこれまで実際に私ども職員が乗車をし、利用の状況を確認したり、また、県で保有をしているデータなどから独自に実態の分析を進め、様々な検討を重ねてまいりました。いよいよ次のステップとして、今後は外部の専門家による利用実態に関す

る調査や分析、これをしっかりと取り入れて、運行の効率化などに向けた検討を一層深めていきたいと考えております。また、いわゆる社会実験の実施なども含めまして、事業者、市町、国とも議論や検討を重ねているところでございます。

転じて運転士の確保の取組のほうでございますが、こちらは県内バス事業者が県外において採用活動をする場を県が設定いたして、バス事業者様に積極的に採用活動に取り組んでいただく、また、採用者に支援金を支給される事業者の取組を私ども県としても後押しをするということをしております。これからも頑張っておられる事業者の皆様を応援してまいります。

今後も、地域の実情やニーズを把握いたしまして、地域交通システム全体が持続可能なものとなるように、地域住民の方々、交通事業者、市町、国と連携をしながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝酒井議員の再質問にお答えします。

要望書が出ているにもかかわらず、なぜ早め早めの対応を行わなかったのかという趣旨の御質問だったかと思います。

議員申されたとおり、令和六年四月五日に地元浦地区のほうから治山事業の要望書が出ております。これは私も承知をしております。この要望書を踏まえまして、先ほども御答弁申し上げましたとおり、五月と七月に地元の方を交えて現地の確認を行っております。その結果、これまでの知見からいたしますと、直ちに対策を行わなければならないというふうな緊急性はなかったというふうに判断をしております。

ただ、議員も申されたとおり、地元の方は一日でも早く着工していただきたいというふうなことも、私、伺っております。そういったことを踏まえまして、まずは専門家による精査を行いました上で対策工事を行いたいというふうなことから、来年度当初に調査費を計上いたしまして、その後、対策工事を行う。そのほうがより効果的で安全な対策ができるのではないかというふうに判断をしているところでございます。

ただ、来年の雨季に災害が起きそうなときには、先ほど申し上げましたとおり、緊急治山事業による対応も必要かというふうに考えておりますので、地元の現場の状況を注視しながら、地元に寄り添うような形で対応してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　登壇＝私からは、佐賀唐津道路の唐津―相知間について、なぜルートを決めて提案しなかったのかという趣旨のお尋ねでございました。

具体のルートの議論に入る前に、まず地域の現状ですとか課題、そして、整備による効果など、様々な観点からいろんな議論が必要かというふうに思っております。また、唐津―相知間の具体のルートについては、地元においても様々な意見があるというふうにも聞いているところでございます。そういうことで、まずは地元の期成会において、地域の現状や課題、整備による波及効果などの議論を深めていただければということで考えております。

私からは以上です。

◉酒井幸盛君　登壇＝再々質問を行います。

唐津市浦地区の整備事業について再々質問を行います。

これは予算をつけたら、県議会上程の対策ということで、現地

事務所における工事工程の説明会、地元役員等に話しますと、こういうのが書いてある。これは確認書ですよ。これは地元からこういう確認書。それから、巨石総額、附帯工事確認、周辺農地、了解補償、了解事項と、こういうふうな予算がついたら、調査費じゃなくて、こういうのを期待して県も話し合いをしてありますよ。県と市の農地林務課、それから浦区長、それと地元関係者と……

◉議長（大場芳博君）　酒井幸盛君に申し上げます。

質問は簡潔にお願いします。

◉酒井幸盛君（続）＝これは十二月十日に県も確認してありますよ。そして、十二月十七日に再確認もしてあります。これは地元の人が今日はテレビを見てありますから、それを今みたいに言うんだったら、もう一回地元と話し合いをしてください。

以上です。

◉島内農林水産部長　登壇＝酒井議員の再々質問にお答えいたします。

地元の方とよく話をするようにというふうなことでございました。

これまでも、私どもとしては丁寧に御説明を差し上げたというふうに認識をしております。ただ、地元の方に今後の進め方等についてきっちり伝わっていないということであれば、改めてまた農林事務所、それから、林業の専門職員が地元のほうに参りまして、今後の進め方等について御説明差し上げます。

私からは以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす二十八日は一般質問及び議案の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時二十二分　散会

速記者　長谷川菜央

第五日

令和七年二月二十八日（金）

令和七年二月二十八日（金）　午前十時　開議

出席議員　三十四名

一番	酒井幸盛	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸
二番	下田寛	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫
三番	石丸太郎	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎
四番	猪村利恵子	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行
五番	桃崎祐介	二一番	古賀陽三	三六番	大場芳博
六番	田中秀和	二二番	定松一生	三七番	岡口重文
七番	青木一功	二三番	八谷克幸		
八番	古川裕紀	二五番	宮原真一		
九番	木村雄一	二六番	指山清範		
一〇番	中本正一	二七番	原田寿雄		
一一番	野田勝人	二八番	武藤明美		
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
一五番	冨田幸樹	三〇番	石倉秀郷		
一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		

欠席議員　三名

一二番	一ノ瀬裕子		
一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美
選挙管理委員長	大川正二郎

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同 議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉猪村利恵子君（拍手）**登壇**＝皆様おはようございます。自由民主党の猪村利恵子でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問最終日のスタートを切らせていただきます。よろしくお願いいたします。

きょうは、この一般質問の前に会派で非常に緊張した話し合いがありまして、私といたしましても一つ一つが初めてのことでございまして、大変緊張感のある、そして、わくわくするような毎日を過ごさせていただいております。ありがたいことでございます。

副知事に平尾氏、引馬氏という新聞記事でございますが、副知事の辞任が相次いで行われているということで、私にも何があっているのかなという問い合わせとかもあっておりまして、私といたしましても、新しく副知事になられる平尾部長、そして引馬部長が、今度、席が違うところに座られて、また相まみえるということを楽しみにさせていただきたいというふうに思っております。

前段を長くしますと次の八谷議員さんが――すみませんが、ちょっと前置きをさせていただきます。一月三十一日に封切りをされて、そして、公開をされていた「ら・かんぱねら」を地域の女性、私まで入れて四人で二月二日に見に行きまして、大変感銘を受けたところでもございます。そして、会場から出たら何と主役の伊原さんが立っていらっしゃって、もうびっくり、皆さん大興奮でありました。非常に映画の内容も美しく、ノリ師さんが働く姿、そして、有明海の美しい光景、そういったものを地元に住んでいながら改めて感動したところでもございます。残念ながら、まだまだ見ていない方もいらっしゃると思います。今後、学校や地域の公民館、また、地域の文化連盟さんなどに上映の機会を提供していただければ、幅広く佐賀県内の方々にも見ていただけるのではないかと思っております。大変流暢な佐賀弁で、全国の方はこの佐賀弁を分かられるのかなと逆に心配するぐらいすごくなじみ、親しみやすかったものでございました。本当に感動をありがとうございました。

では、一般質問に入らせていただきます。今回は六問通告をいたしております。

まず、問いの一は、一般質問のたびに質問してまいりました、また、毎回知事と相まみえる約束をしておりますので、今回も果たさなければと意を決して挑む九州新幹線西九州ルートでございます。よろしくお願いいたします。

現在、私の地元武雄市の武雄温泉駅南口に新たなホテルが建設されています。地元武雄の民間会社様の熱い武雄愛によって着々と建設が進められております。今年七月オープン予定として、全百三十一室、もちろん武雄温泉のお湯を大浴場に完備し、そして、赤字覚悟で地元のニーズ、特に商工会関係の方からの声を真摯に受け止めていただき、百六十名から二百名収容の多目的に使用できるホールも備えていただき、武雄温泉周辺の活性化はもとより、観光やビジネスなどで御利用いただけ一層の盛り上がりが期待されるところでもございます。また、武雄市にお越しの観光客の皆様の災害時の避難施設としても対応していただけるとお話

を伺っておるところでもございます。

さらに申し上げますと、その武雄温泉駅の南口から出て、ホテル、そして、もう少し行った南側には令和九年度開校予定の武雄アジア大学の建設が始まっており、なお一層、新幹線を求める機運が高まっていると感じております。

私も年明け一月は家にいる日が一日あったかないかで、地域の方々と多くのお酒を飲みながら、そして、多くの話をする機会を頂戴いたしました。そこでも新幹線の話は、なお一層声が高まっているような気がいたしております。どがんないよるね、県議会でしっかりやってくれんばいかんばいという声をいただいておるところでもございます。しかしながら、現状を見ると、国や長崎県、ＪＲ九州との協議は平行線をたどっており、先行きが見通せないばかりか、県は新幹線を要らないものと拒絶しているように私は感じております。

最近、四国や東九州新幹線などの基本計画路線で活発な動きが聞こえてまいりますが、西九州ルートは基本計画路線よりも上位計画である整備計画路線に位置づけられており、全国で北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線西九州ルート、この僅か三線しか整備計画に挙げられてはおりません。せっかく国が整備を進め、一兆円を超えると言われるような投資をしようとしているにもかかわらず、これを断るとは全く理解ができない。加えて申せば、移動時間の大幅な短縮により交流の機会やライフスタイルの転換の可能性を拡大することはもとより、地方、地域の発展、また振興、日本の経済、国民の経済の活性化、そして、大規模災害への備えともなり得る一大プロジェクトであることは間違いのないことと私は認識を強く持っております。

現状を招いたのはフリーゲージトレインを断念した国の責任であることは私も十分理解をしており、国は整備新幹線のスキームを変更してでも特例措置を設け、その責任を負うべきであると、私はこれまた強く思っております。この点で私も積極的に応援をし、汗をかいていきますので、県は、知事は、もっと土俵に上がって、国とがっぷり四つに組んでぜひ相撲を取ってほしい、そういった思いは、県民の皆様、私の地元の皆様の思いでございます。多くの県民の皆様は、そういう姿こそ願っているのだと、私の周辺、御意見の高まりを感じずにはいられません。石破政権は地方創生二・〇を打ち出され、地方を重視される考えを示されておられます。今こそ、地方に光が当たるチャンスであります。

さて、昨年十二月、元参議院議員の岩永浩美先生の政治活動の足跡と郷土への思いを記した回顧録「ふるさとへの想い」が出版されました。こちらでございます。（実物を示す）岩永先生は、平成十六年に与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームの委員に就任され、当時、フリーゲージトレインならば生活の足である在来線も活用できるとして、関係者との協議、調整に奔走したとのことが記されております。議員を引退されてもフリーゲージトレインの開発断念を聞いて、「『何で今さら』と肩透かしを食わされた」、今でも不本意であると記されていらっしゃいます。

これまで西九州ルートの整備には、岩永先生をはじめ、多くの先人が御尽力されており、私は、このことに皆で感謝し、思いをはせるべきだと今こそ思うのであります。知事も先人たちの御苦労に敬意を払い、もっと積極的な姿勢で西九州ルートの問題解決に向き合っていただきたいと考える次第でございます。

以上のことを踏まえ、次の点について伺わせていただきます。

整備新幹線であることの認識についてであります。

西九州ルートは、先の見えない基本計画路線と異なり、国が確実に整備を進める整備計画路線であり、新幹線は欲しくても整備されるものではありません。四国や東九州新幹線、皆様方が、今一生懸命整備をしていただきたいとおっしゃっていますが、西九州ルートまでの整備計画路線には入っておりません。私はこれを拒絶する思いが全く分からないのでございます。この点についての知事の認識をお伺いいたします。

もう一つは、西九州ルートに関わる取組姿勢についてでございます。

西九州ルートに関して知事は、岩永元参議院議員をはじめとした先人たちの思いも踏まえ、もっと積極的に問題解決に取り組んでいくべきだと私は思うのであります。今後どのような姿勢で取り組まれていくのか、認識をお伺いいたします。

次は問いの二になります。佐賀駐屯地（仮称）でございます。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。ロシアによるウクライナ侵攻は続いており、アジアにおいても北朝鮮のミサイル発射は後を絶たず、中国軍の活動も活発化しております。国を守り、国民の生命や財産、平和な暮らしを守り抜いていくためには、国防は大変重要であり、防衛体制の強化は不可欠でございます。

防衛省は、近年、南西諸島の広大な地域に対応するため、陸上自衛隊の部隊配備を強化しており、この島嶼防衛を十分に行うためには水陸機動団を迅速に運ぶオスプレイの役割が大きいと私は認識をしております。

佐賀駐屯地（仮称）は、陸海空の主要部隊が多く存在する九州北部に位置することなどからも、配備先に選定され、この地域の新たな防衛拠点となるものでございます。

今年は戦後八十年、さきの悲惨な戦争を二度と絶対に繰り返してはなりません。そのためにも国防にしっかりと取り組む必要があり、佐賀駐屯地（仮称）の開設は、国防における一大プロジェクトであるとともに、県民の誇りでもあると私は思います。

そのような中、隣接する九州佐賀国際空港は、羽田、上海、ソウル、台北といった東アジアを代表するハブ空港の中心に位置しており、九州各地とのアクセスに優れ、地理的優位性があることに加え、広域災害時の対応拠点としての機能など、様々なポテンシャルを有している九州のゲートウェイ空港でもあります。四月からは台北便が増便するなど搭乗率も好調でございます。今後は滑走路延長や平行誘導路の整備も予定されており、国内線、国際線を問わず、既存路線の増便や新規路線の開設がされ、民間空港としてさらに発展していくことを私は期待をしている一人でもございます。駐屯地開設後は国防の拠点となる佐賀駐屯地（仮称）とさらなる発展を目指す佐賀空港が共存していかなければなりません。

そこで、次の点をお伺いいたします。

一点目、佐賀空港の民間空港としての使用、発展についてであります。

駐屯地の開設により佐賀空港の民間空港としての使用、発展に影響を及ぼすことがないのか、改めて確認をいたします。

二点目、周辺環境等への配慮でございます。

いよいよ駐屯地の開設が目前に迫り、オスプレイの安全性に加え、騒音など周辺環境についての不安を感じる方も多くなっていくのではない

でしょうか。防衛省は、駐屯地の開設、自衛隊機の運用に当たって、周辺環境に対してどのような配慮を行っているのか、執行部にお尋ねをいたします。

問いの三です。県立大学についてでございます。

私の地元では、武雄アジア大学や県立大学が開学することによって地域の労働力や人口流出防止へ期待する声が大変多うございます。しかしながら、人口流出を防ぐ労働力確保という期待の声ばかりがあまりにも前に出過ぎてしまうと、県民に大学設置の意義が正確に伝わらず、学生の大学での学びに対するモチベーションが下がってしまうのではないかと私は常々心配しております。

これまでも質問してまいりました。昨年の特別委員会では、専門家チームリーダーの山口教授が、重視すべきは、入学したい、ここで学びたいと思った人たちがきちんと成長できる、そういう大学が本質であるとおっしゃっていました。私も、大学はまずは学生の学びの場であるべきと思う一人でもございます。

また、先日、特別委員会の視察で伺った長崎県立大学は、理事長や学長が県立大学として長崎県の発展に貢献することが大事な使命だとおっしゃっておられました。それから、県立大学をつくるのであれば、公立大学として、また、後発の新しい大学として人口減少社会への対応や、地域づくりやまちづくりに貢献するという目的は一方では外せないと私も思うところもございます。

県立大学が、県が目指している地域に愛され、共に成長する大学になるためには、その設置の意義や、養成を目指す人材像というものを県民にすっと分かるように、落ちるようにしていかなければならないというふうに思っています。県民の理解は先頃から言われている四七・一％、まだまだでございます。

県立大学において養成を目指す人材について、私はこれまでも申し上げてまいりました。県立大学は、佐賀県の課題、農業や窯業、エネルギー、環境、海洋といった佐賀県の地域性や強みなどを生かした学部や学科を設置するなど、県民があってよかった、学ぶ子供たちが、よし佐賀県をよくしよう、そういった思いで入学してきてくれるような、県民が、あってよかったと思っていただけるような人材を輩出するべく特色ある人材を育てるべきだと申し上げてまいりました。

今月中旬に公表された「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」では、「県立大学において養成を目指す人材」として、「不確実性を増す時代において、現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材〝チェンジ・メーカー〟」が掲げられています。

そこで、県立大学ではどういう特色を持った人材を養成したいと考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

二点目、県民の理解を深めるための取組についてでございます。

県民の理解を深めるための取組については、「現時点でのとりまとめ」では県立大学での「教育に関する方針」や「県立大学において養成を目指す人材」の姿が示されましたが、三つのポリシーなど、県民には聞き慣れないような、舌をかむような難しい言葉、例えば、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーなど、県民がなかなか理解できない、私もそうですが。――それはもちろん大事なことです。大学をつくるために、こういう大学ですよ、専門家には分かります。国にはそれを出さ

なければならない、それは分かりますが、県民の皆様に理解をしていただくためには、目指す姿をイメージできていない、そういう県民の皆様に、もっと分かりやすくお示しをする必要があるのではないかと常日頃から申し上げておりました。

県立大学の経営情報学部（仮称）で育てた人材が、例えば身近な農業の分野や、生活に直結するエネルギーの分野などでどんな活躍ができるのか、また県立大学ができることで佐賀県がどうよくなっていくのかということをもっとかみ砕いて、分かりやすく説明し、それが県民にすーっと落ちるような話になれば、地域に愛され、地域と共に成長するよりよい大学になると考えています。

県費を使っての大学設置でございますので、いかに子供たちが、この岩永先生の本ではございませんが、ふるさとを思う子供たちが入学してきてくれること、そういったことを切に私も願っております。

県民の理解を深めるためにどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

三つ目の問いです。県立大学の建設費についてでございます。

県立大学の建設費については、令和五年九月議会で他の公立大学の建設事例を参考に資材価格等の上昇などを加味し、二百億円程度のコストになると見込んでいると答弁がございました。このときは設置場所が決まっていなかったが、昨年七月には県立大学の設置場所を現在の佐賀総合庁舎の敷地内にすることが決定されました。それに伴い佐賀総合庁舎の事務所移転、別館の解体に経費がかかると聞いております。

今議会でも示されました。佐賀県税事務所が永池本店ビル一階へ、東部教育事務所がニュー寺元ビル二階へ、県営住宅佐賀管理室がニュー寺元ビル一階、ほかに佐賀県農業公社や佐賀県農業会議が小城市芦刈保健福祉センター「ひまわり」へ、そしてもう一つ、佐賀県土地開発公社・佐賀県道路公社が県庁舎南館三階。

令和七年度予算に計上されている県立大学の設置には、いろいろな経費がかかってまいります。今申し上げた経費はそもそもこの二百億円の中に、説明の中では入っていないと、この二百億円外の予算であるということでございました。

賃料等については佐賀県税事務所の永池本店ビル一階が四千四百九十七万四千円、東部教育事務所のニュー寺元ビル二階が一千五百八十八万八千円、県営住宅佐賀管理室のニュー寺元ビル一階が六百六十一万六千円など計六千七百四十七万八千円、これは二百億円外の金額と説明をいただいております。

そもそも県立大学の建設費について、現時点でどれくらいを見込んでいるのかお尋ねをいたします。

県立大学の問いの最後でございますが、私立大学への支援についてでございます。

九州龍谷短期大学が二〇二五年、この四月から募集を停止するなど、私立大学や短期大学の厳しさは増しております。このことについても質問を私もしてまいりました。

先月、長崎県立大学を視察させていただいた際には、三、四年後は私立大学はさらに厳しくなると言われておられました。私もそのように感じておるところがございました。

県は県立大学の――昨日の藤崎議員のように……。失礼いたしました。資料が拡散しております。申し訳ございません。

この私立大学、私が何を言いたいかといいますと、厳しくなっていく私学に対して、龍谷短期大学はもう停止をされますが、今後、県として手を差し伸べる、佐賀県は大学の数が、学び舎が少ないと言って県立大学を設置される。それなのに、私立大学が大変厳しくなっていく現状、そういったものを今後どうされていくのか、そこについて執行部にお尋ねをいたします。

すみません、ずらしておりました。失礼いたしました。

私立大学も県内の高等教育機関としての必要性は同じだと思っております。また、福祉や子供に関することなど、社会に欠かせない大事な仕事の人手が不足している中で、そうした専門人材を育成する短期大学は大事と考えております。これまでも質問をさせていただきました。今ある県内の私立大学や短期大学、それから開設予定の武雄アジア大学が、九州龍谷短期大学のような状況に陥った場合、県は私立大学のことだからと、見て見ぬふりをするのか、何か一手を打つのか、今のうちから想定しておくべきだと私は考えておりますが、いかがでしょうか。執行部にお尋ねをいたします。

次は問いの四になります。高等特別支援学校についてでございます。

この問題は以前から地域の障害をお持ちの方に寄り添って仕事をされている方から要望、御相談をいただいたものでございます。

近年、あらゆる業界で人手不足という嵐が今起こっています。地元の方から障害のある方の雇用をさらに充実させていきたいというありがたいお声もいただいているところでもございます。インクルーシブ教育のたまものではないかと考えているところでもございます。

そのような中、特別支援学校に通学する生徒は増加傾向であり、特別支援学校、特に高等部において職業教育を行うことは、将来の自立のために就職を希望する生徒や御家族、及び人材を求める企業にとって、とても大切な重要なことだと考えております。

県教育委員会においては、過去に高等特別支援学校の設置について検討されていた時期があったと伺っております。調べてみますと、現在、九州各県において見ますと、高等特別支援学校がないのは佐賀県のほか、宮崎県となっております。私は、県内各地域の特別支援学校に加え、高等特別支援学校を設置することは、障害をお持ちの子供さんの学びの機会の創出、選択肢の増加、また御家族の皆様にとっても励みになると私は思うのであります。様々な観点から鑑みても大変重要だと思い、質問をさせていただきます。

今、佐賀県内にある特別支援学校の高等部は全部で八カ所ですね、ろう学校、盲学校も入れて八カ所。職業自立コース、職業技能コース、基礎技能コース、生活基礎コースなどで学ばれていらっしゃいます。しかしながら、高等特別支援学校になりますと、これは長崎県ですが、実際、すぐ仕事に就けるような実業高校のような学びを深められるようになっております。そういったところで、県は高等特別支援学校への認識、また設置検討についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

問いの五でございます。福祉避難所についてでございます。

近年、相次いで発生する大規模な豪雨災害等により、佐賀県内でも貴い人命が失われているとともに、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。こうしたことを通じ、私が特に気になっているのは災害時の福祉避難所についてでございます。

先月も、そして数日前も、障害をお持ちの子供さんをお育てになっている父母の会の方々との交流会やトークショーなどに出向かせていただきました。その会合で御家族の方から、子供の通っている学校は少し遠くにあるけれど、自宅のすぐ近くに小学校があり、災害時はそこの空き教室に避難をできたらいいなと常々思っているという声をいただきました。

障害をお持ちの子供さんにとっては、災害時の避難所など、ふだんとは違う環境で生活をされることは大変な重圧であり、そうした子供さんたちにとって、自宅近くにある小中学校の空き教室のような小さくても落ち着ける場所があれば安心できる。それぞれの特性があっても御家族と安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置主体である市町に環境を整備してほしいと考えております。県にも積極的に関わってほしいと願っております。

県、市町が一緒になって、障害者や高齢者など、配慮が必要な方のために、福祉避難所の環境整備や避難訓練の実施に加え、例えば、日頃から学校で交流の場を持つなど、平時のうちから取り組むことで避難先のイメージが持て、環境になじむことができるし、災害時に避難行動を取ることができると考えております。こういう取組をすることで、障害をお持ちの方など支援が必要な方のみならず、誰もが、お年寄りもそうです。私も膝と股関節に人工関節を入れております。誰もが災害時に自ら命を守る行動ができ、安心して住むことができる佐賀県になるのではないかというふうに思っております。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

小中学校の福祉避難所の指定についてでございます。

障害児やその御家族が小中学校の空き教室などを利用できるよう、その指定について県から事業主体である市町へ働きかけていただけたら大変ありがたい。そして、必要なことだと思っておりますが、県としてはいかがお考えでしょうか。

問いの二です。福祉避難所の設備整備についての支援でございます。

福祉避難所として指定するに当たっては、必要な機能を備えるため、既存の施設の改修が必要な場合があると聞いております。今、県ではどのような支援を行っているのか、そしてこれから行っていこうとされているのか、執行部にお尋ねをいたします。

最後の問いになります。問いの六、障害支援についてでございます。

すみません、また何かばたばたして申し訳ございません。では、障害支援についてでございます。こちらも御相談をいただき、心につまされるものがございまして、質問をさせていただきます。

重度障害者を対象としたグループホームについては、途切れのないサービスを行っていただきたい。その重度障害者を対象としたグループホームについてでございます。

重度障害者を対象としたグループホームにおいて、まず何より人手不足の問題があります。日中支援に対する報酬が設定されていないのみならず、報酬算定のありようとしても、半日の支援でも一日分支給されるという制度上の問題もあります。本県でも週末の受け入れをしない事業所が随分増えてきていると聞いております。重度障害児・者の保護者の方といたしましては、改めて厳しい現実を受け入れ、将来の不安を抱えながら生活をされていらっしゃいます。

昨日、石丸議員さんからも、親亡き後のお話をいただいたところでも

ございます。全くそのとおりでございます。介護力が弱くなった、この先どうしたらいいのか、そういった声を私もいただいているところでもございます。利用者はやむなく入所施設を選択するという、厚生労働省が主導されている地域生活、ノーマライゼーションの推進とは真逆の選択を強いられている方がいらっしゃいます。途切れのないサービス、そういった願い、声を私も聞いております。この重度障害者を対象としたグループホームについての認識、それから、これからどうしていこうとされているのか、執行部にお尋ねをさせていただきます。

本当に障害をお持ちの方、そして特に先日も「透明人間」という写真展を県庁のロビー一階のホールで、そして県庁地下で二十三日はトークショーがあり、この写真家の方は医療的ケア児を自分が育てていらっしゃって、いろんな課題や問題を写真を通して訴えていらっしゃいます。そして、このトークショーが二十三日、県庁地下を使わせていただいて交流会がございまして、私もそこに出向かせていただきました。医療的ケア児さんもそうです、重度心身障害者の方もそうです。また、石丸県議からこれまた御紹介いただきました佐賀県障がい者文化芸術作品展も同時に行ってまいりました。すばらしい作品が県立美術館に飾られており、私も欲しいなという絵画もございました。

本当にこうやって生きがいを持って、そして、何かしらか重い物を持って生活をされている方々、もう一つ私が言いたいのは、制度の綱渡りをされている、そういった方たちが非常に多いということでございます。

二番目でございますが、次は障害をお持ちの方の移動支援についてでございます。

これも、先日のトークショーでもお母様からお声をいただきました。具合が悪くても、何があっても子供、医療的ケア児さんを――大きい子供さんは機械を備えたものまで含めますと百キロぐらいありますというお母様もいらっしゃいました。この移動手段についてでございます。

移動支援が確保されていないことを理由に、重度障害者の様々な地域生活が制限され、保護者に過剰な負担を強いる結果となっている、そのような御家族の方がいらっしゃいます。また、制度が市町村の補助事業に移行して以来、財源の問題もあり、地域生活支援事業は大変抑制的な運営となっていると聞いております。また、頼みのライドシェアは大規模な都市ではスタートしましたが、地方への普及等についてはいまだ見通しも立っていないということでございました。

重度障害者の移動を支援した場合に、乗客数や障害の程度に応じた報酬が得られるような制度を設計して、個別給付として位置づけてほしいという声も上がっております。

佐賀県においては、今、特別支援学校にはスクールバスが運行されています。そういった形で手厚く支援もしていただいておりますし、医療的ケア児アドバイザーなども配置をしていただいて、この「透明人間」の写真展の後の交流会、二十三日の交流会で、佐賀県の金立特別支援学校にお勤めの医療的アドバイザーの江口亜加音さんが来ていらっしゃいまして、お話をしてくださいました。

そういったことで、県としても手を尽くしてくださっていますが、まだまだ制度の綱渡り、そして、拡充の声をたくさん聞いております。この障害児・者の移動支援をどのように考えていらっしゃるのか、そして、今後どのようにされていくおつもりなのかお尋ねをいたしまして、一回目の質問とさせていただきます。バタバタして申し訳ございませんでし

た。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。猪村利恵子議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

いろいろな経緯の中で、武雄温泉駅は西九州の交通の結節点となっております。様々な種類の列車が全て停車するわけでございます。足元でそのチャンスをぜひ生かしていただきたいと思います。

西九州ルートは、本来はフリーゲージトレインが在来線を通って、それで終わるはずでございました。ルート整備、ハード整備という意味では、整備は今の状況で終了している姿なのです。しかしながら、国がフリーゲージトレインを断念したから現在の状況にあるわけです。

議員から、岩永元参議院議員の回顧録の話がございました。私も頂いて読ませていただきました。その中に、「今でも不本意なのは、フリーゲージトレインの開発断念である。」、「長崎ルートは、距離が長崎県側よりも長いというだけで、佐賀県の費用負担があまりにも重い。」など書かれておられます。我々の基本的な考えと相通ずるところがあると思います。

岩永元参議院議員をはじめ、九州新幹線西九州ルートに携わってこられた佐賀の先人たちは、当時、地元のことを考え議論を重ね、工夫をしてぎりぎりの判断を重ねてきたのだと私は認識しています。平成二十四年の武雄温泉―長崎間のフリーゲージトレイン方式の着工認可に至る際も、ぎりぎりの判断で地元負担も含め、リスクの少ない在来線を利用できる方式としたのだと思っています。

そのような先人たちの思いからたどり着いたフリーゲージトレインを、提案した国が自ら断念した今となっては、合意といえば新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用する合意しかないのでございます。

仮にフル規格でその間を整備した場合、真水で千四百億円以上の莫大な地元の建設費負担や在来線の利便性低下など、様々な課題が横たわっています。今の状況、条件では、佐賀県にとって得られるものより失うものがはるかに大きいと思います。

整備新幹線のスキームが、フリーゲージトレインでの判断当時と変わらない今も、その状況は変わってございません。安易に踏み出すことが取り返しのつかないことになるものと私は思います。

大事なことは、今の佐賀の鉄道環境は悪くないこと、むしろいいということ。フル規格整備はこの環境を壊すリスクがあるということ、こうしたことを県議会議員の皆様とも共有した上で議論したいと思います。今後も議論、交渉を続けたいと思います。

整備新幹線は、ただただ欲しいから求めるというものではないと思います。何を捨て、何を得ようとしているのか、冷静に見極めることが必要です。

取組状況などにつきましては、地域交流部長から補足させます。

◉平尾政策部長　登壇＝私からは、大きく二項目お答えいたします。

まず、佐賀駐屯地についてのうち、佐賀空港の民間空港としての使用、発展についてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用につきまして、将来にわたり民間空港としての使用、発展に支障があってはならないと考えております。

平成二十七年十月、当時の中谷防衛大臣から、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確

認できたことが、その後の県の判断、漁協の判断、駐屯地整備へと至る道のりの原点でございます。

平成三十年八月の県と防衛省との合意事項においては、「佐賀空港の自衛隊使用要請について、佐賀空港の民間空港としての使用・発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として」という文言を最初に明記しております。

昨年十一月に、知事が中谷防衛大臣を訪問した際にも、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないという大前提について改めて確認を行ったところでございます。佐賀駐屯地（仮称）が開設した後も、この約束は常に防衛省との間で確認をしてまいります。

続きまして、周辺環境などへの配慮についてでございます。

県は、佐賀市、ＪＡさが及び有明海漁協との間で「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」をそれぞれ締結しております。また、福岡県柳川市との間では、「佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」を締結しており、空港運営の変更等を行う場合は事前協議などを実施することとしております。

事前協議などに先立ちまして、駐屯地における航空機の運用計画案が先月末に防衛省から示されました。

この計画案では、「佐賀空港の北側には住宅地などが所在しているため、騒音の面で負担が生じないよう佐賀空港の南側を飛行することを基本」とすること。また、「実際の飛行にあたっては、場周経路上においては高度三百メートル以上、場周経路外においては高度五百メートル以上を確保することとし、また、地域の実情を踏まえ、必要に応じて住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を回避するといった措置を講じる」こと、こうしたことなどの周辺地域の環境への配慮が示されております。

さらに、騒音や大気質への影響につきましても、シミュレーションなどによる予測結果を示した上で、どちらも「佐賀空港周辺の環境に与える影響は少ない」としております。

県としても、内容を確認した上で、今月七日に、佐賀市、ＪＡさが、有明海漁協及び福岡県柳川市に対しまして文書を発出し、公害防止協定に基づく事前協議などを開始いたしました。

運用計画や周辺環境への影響が少ないことなどは、関係機関へ丁寧に説明をしております。防衛省には、駐屯地の工事はもちろんのこと、今年七月以降のオスプレイの運用に当たっても、周辺環境に配慮し、一つ一つ丁寧な対応を行っていくよう引き続き求めてまいります。

続きまして、県立大学について四点お答えいたします。

まず、県立大学において養成を目指す人材についてでございます。

県立大学においては、不確実性を増す時代において、現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材「チェンジ・メーカー」を養成したいと考えております。これこそが最大の特色であります。

多くの日本の大学は、特定の学問分野に基づき、法学部、経済学部、理工学部などの学部が組織され、一年生のときから専門教育が行われております。結果、高校においても、早い段階で文系、理系の選択が迫られているのが現状です。

しかし、世の中の課題は、文系、理系で分けられるものではなく、課題を発見し、解決しようとする際には、一つの専門領域だけで対応できるものばかりではございません。

こうした点に問題意識を持つ大学関係者は多く、先日の中教審の答申でも、これからの大学教育は、リベラルアーツや文理融合・横断教育の重要性が指摘をされたところでございます。

県立大学においては、データサイエンス・情報分野と経営分野双方の知識を備え、さらに、県内企業現場などにおける課題解決型学習、いわゆるＰＢＬを重視することで、理論と実践の循環型の学びを行うこととしております。そのことにより、自ら課題を発見し、本質を捉え、他者と共創し、自ら行動して解決に導く人材、また、学んだ知識などを実際に活用し、新たな価値を生み出す人材、このような人材を育成していきたいと考えております。

続きまして、県民の理解を深めるための取り組みについてでございます。

議員からは、「現時点でのとりまとめ」には県民が聞き慣れない言葉や難しい言葉も多いという御指摘をいただきました。

「現時点でのとりまとめ」は、三つのポリシーを中心に開学に向けた作業に必要な項目を整理したものであり、これ自体は広報を目的とした資料ではございません。

また、議員からは、県立大学がよりよい大学となるため、県民の広報をしっかり取り組むようにという話もございました。

県民への広報、情報提供に際しましては、「現時点でのとりまとめ」を広報するのではなく、大学に関して佐賀県が置かれている特殊事情、これからの時代の展望や大学が果たす役割などを含めて広報していきたいと考えております。

佐賀県立大学は、十八歳から二十二歳だけではなく、社会人や企業など、様々な方の参画を期待しております。子育て世代、教育現場や企業現場など、それぞれの年代、立場、業種で関心も違いますので、それぞれの関心に応えられるような広報、情報提供を行いたいと考えております。そのことが、よりよい大学、そして、地域と共に成長することにつながると考えております。

また、県全体が学びのフィールドにしたいと考えております。佐賀市だけではなく、他の市町もこれまで以上に連携し、それぞれの地域における県立大学の生かし方を考えてもらう機会を増やしてまいります。

続きまして、県立大学の建設費についてのお尋ねがございました。

設計業務を受託する事業者が一昨日決定をしたばかりでございます。今後、設計業務を進めていく過程で建設費についても見通すことになってまいります。これまでも申し上げてきたとおり、極力二百億円以内にしたいと考えております。

なお、先ほど議員のほうから、今回の総合庁舎移転に関する費用が二百億円に含まないとのお話がございました。

今回、材料試験センターを除きます佐賀総合庁舎の入居機関の移転につきましては、佐賀総合庁舎の敷地を設置場所として決めたことに起因するものであることから、移転費用、移転先の工事費、また、引っ越し費用、こうした費用は二百億円に含めて整理をすることとしております。

これらの点につきましては、総務部より議会勉強会において、移転先や移転時期、移転経費につきましても、一覧にて説明をしたと聞いております。また、移転先の維持管理コストについては、二百億円には含めないといったことも回答したと聞いております。

続きまして、私立大学への支援についてお尋ねがございました。

佐賀県内の私学は、福祉分野をはじめ、社会を支える人材育成に取り組んでおられ、大切な存在でございます。この点、大学が多い都市部とは違う状況でございます。

私学にとって、国による私学助成は重要なことです。昨年十一月には、落合副知事が文部科学省に対しまして、地方における私立大学、短大の役割は都市部の私学とは異なることから、私学助成について、地方の私大に対する配慮を行うよう要望したところでございます。

既に、佐賀県では、知事と県内の大学・短大の学長が意見交換をいたします「ＵＣ５＋」を開催しております。このほか、事務レベルでも様々な機会に、西九州大学、佐賀女子短期大学とも適宜意見交換を重ねているところでございます。

今後も、私立大学の建学の精神を尊重し、県としてサポートしてまいります。

私からは以上です。

◉引馬地域交流部長　登壇＝私からは、西九州ルートに係る知事の答弁について補足をさせていただきます。

佐賀県は、国からの求めに応じまして、鉄道局との間で「幅広い協議」をしております。もっとも、鉄道局は佐賀駅ルートによるフル規格整備が適切と従来の考えを主張するばかりでございまして、議論が深まらないという状況でございます。また、長崎県やＪＲ九州は、従来の在来線合意と異なってフル規格整備を求めておりますので、原点に立ち戻り、地元で新たな合意形成が図られるというのが本来の議論の在り方と考えております。そこで、地元三者の意見交換を行っております。

フル規格整備には、ルート、在来線、財政負担、地域振興といった様々な課題が横たわっております。こうしたことは、これまでもそれぞれに対してきちんと十分に伝えておるところでございます。

佐賀県は様々な議論をすることに門戸を開いております。引き続き冷静に、丁寧に議論をしてまいります。

私からは以上でございます。

◉井上健康福祉部長　登壇＝私には、大きく二項目御質問をいただきました。

まず、福祉避難所についてでございます。

福祉避難所は、災害時において、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者とその家族を受け入れるための避難所でございます。市町が指定することとされております。

今回、議員からは、障害者団体からの要望として、最寄りの小中学校の空き教室などの活用について御提案、お話をいただきました。御提案いただいたことについては、私どもも障害者団体の方の思いを直接お聞きしたいと思っております。また、こうした話があったことについても市町のほうにお伝えをしたいと思います。

要配慮者の個別避難計画の作成や福祉避難所指定の検討に当たりましては、それぞれの市町において、実際に避難される方や支援に関わる方々との話し合いを行いながら、地域の実情を踏まえて検討されるものと考えております。そうした状況についても市町と意見交換をしてみたいと思っております。

福祉避難所の指定に当たりましては、内閣府が策定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」がありまして、こうしたものを参考に福祉避難所が定められておると思っております。

実際に指定されている施設は、高齢者や障害者などの福祉施設、それから、小中学校などの学校、これは主に体育館とか武道場とかになっておりますけれども、それから、公民館など様々ございます。

議員からは昨年六月議会におきまして、医療的ケア児の避難についても御質問をいただきました。現在、私どもも、要配慮者の中でも特に対応に配慮を要します医療的ケア児の個別の避難計画について、それぞれの市町と、今、話を継続的にしております。そうした計画の中には、実際の避難先であります福祉避難所も当然出てまいりますので、そうした中でも話をしていきたいと思っております。

それから、二点目でございますが、福祉避難所の整備のことについて御質問をいただきました。

既存の建物を福祉避難所と指定するためには、要配慮者の安全等の確保のためにバリアフリー化の改修等が必要な場合がございます。県におきましては、多目的トイレへの改修経費、また、スロープ等設置経費、シャワー設備や非常用電源増設等の経費、こうしたものに対して補助を行っております。こうした補助制度を通じまして、市町において必要とする要件を備えた福祉避難所の整備を支援しておりますし、引き続き行っていきたいと思っております。

引き続きまして、障害支援について、二項目御質問をいただきました。

まず、重度障害者を対象にしたグループホームについてであります。

現在、県内には、障害のある方を対象としたグループホームを運営する事業所が百七十八カ所あります。このうち、重度の障害のある方を対象としたものについては、人員の手厚い配置が必要でありますことなどから、それに対応できる職員を確保することが難しい、そうしたこともございます。現在、それに対応する事業所は十七ございまして、全体の約一割になっております。

私も重度の障害者の方々、また、その家族の方々を含めまして、どう支えていくかということについては大きな課題と考えておりまして、これまでレスパイト、そういったものを含めてですけれども、事業所とか施設を訪問してまいりました。そういった中では、やはりなかなか難しい課題を抱えているというふうに思っております。

今回御質問いただきましたグループホームにおいてですが、重度の障害のある方には、寝たきりの状態で動くことが困難な方もいらっしゃれば、医療的ケアが必要であったり、強度行動障害の状態にあって、ある程度自由に動ける方、そういった方もおられます。障害の特性は大きくそれぞれ異なってまいります。そのような重度の障害のある方が生活するグループホームにおいては、障害の特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供いただいております。

そうした中でも、例えば、最も重い区分六の寝たきりの状態にある方と、同じ区分の医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方とでは、適切な支援を行うための現場の実際の体制というものは異なってまいりますけれども、同一の区分で同一額の報酬が算定される、そういったこととなっているケースもございます。そのため、実態に対しまして真に必要な報酬が十分手当てされているかといったケースもあると考えております。

複数の事業者を訪問し、現状等について私どももお聞きしてきております。現行制度は現場の実態に十分対応できていないという声も聞いております。また、訪問した中では、限られた職員数の中で、様々な状態

の重度の障害のある方に適切に対応できる支援体制を確保しながら、一方で、職員の方の労働環境、そういったことも守っていく必要がある、そういう中で、やむを得ず、家族等の支援が受けられる利用者には週末に一時的にお帰りいただくという苦渋の決断をせざるを得ない、そういう状況もあるという声も実際お伺いしております。

グループホームについては、障害のある本人にとって、まさに生活の拠点というふうに考えております。途切れのないサービスが提供されることが基本と考えております。事業者の方が無理なく必要な障害福祉サービスを提供できる制度に見直していく、そういった検討をしていく部分もあるかと考えております。

制度が現場の実態に合っていないところがないのか、さらに現場の声、そういったものをお聞きするなど現場の状況を把握し、国に対します政策提案を行うなど、現状を改善する、そういった取組も進めていきたいというふうに思っております。

引き続きまして、障害児・者の移動支援についての御質問もいただきました。

障害のある方のうち一人で移動が困難な方にとりまして、移動支援は大切なものと思っております。こうした移動支援は、このような障害のある方に対しまして、買い物などの日常生活上不可欠な外出や、スポーツ観戦、また、芸術文化に触れるなどの余暇活動等の外出の支援を行うことによりまして、地域における自立した生活、また、社会参加を促進するためのものでございます。

議員からは、個別給付の話にも触れていただきました。過去、そういったサービスの個別給付があったということは私も承知しております。たた、この個別給付になりますと、国が指定基準、そういったものを定めまして提供されるということで、ある程度、国が一律に事業を決めていくということにもなります。そういった問題もあるかと思います。現状、移動支援は、現在の障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして市町が実施主体となりまして、地域の状況を踏まえて、各市町の判断で柔軟な形態で事業ができる、そういうことも含めて実施されているものと思っております。ただ、これに対しては、国による財政支援が十分されていないという状況がございます。

こうしたことから県では、かねて国に対しまして地域生活支援事業に必要な財源の確保に向けた政策提案を行っております。国からの財政の支援は十分でないことから、引き続き国に対しましてしっかりと要望をしてまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、高等特別支援学校についてお答えをいたします。

高等特別支援学校といいますのは、特別支援学校の高等部のみを単独で設置したときにそのように呼称されているものでありまして、何かそういう学校種があるというわけではございません。他県の例を見ますと、知的障害のある生徒を対象に、一般企業等への就職を目指す学校が多いようでございます。

本県におきましては、これまで身近な地域に特別支援学校を設置してきており、高等部についても通学しやすい環境を整えてきたところでございます。その上で知的障害を対象とした全ての特別支援学校の高等部に職業コースを設け、一般企業等への就職を希望する生徒の職業自立を

推進し、就職を前提とした専門的な教育を行っております。

議員から、職業教育を行うことは生徒にとっても企業にとっても重要なこととお話がありましたが、全くそのとおりと考えております。この職業コースでは、年間を通じて清掃や接客サービス、物流など複数の仕事の内容を経験する授業の時間を多く設定しておりまして、生徒の興味、関心を引き出しながら、一人一人の生徒が自分に合った職業を見つけることができるよう、進路指導に力を入れております。また、ビジネスマナーやコミュニケーションなど、働く上で必要なスキルを身につけるための授業も行っております。

本県の特別支援学校の職業コースの特徴は、これまでそれぞれの学校において地域の企業や事業所とパートナーとしての絆を深めてきたことにございます。地域の企業等の関係の皆様には日頃から現場実習などの就業体験で受け入れていただいたりですとか、ジョブティーチャーとして学校に来てくださっています。仕事をする上で大切なことをお話しいただいたりするなど、こういうことで働くことについて具体的にイメージができるような取組をしています。また、より実践的な学びとなるよう、授業の改善についても企業の皆様から御助言をいただいております。

生徒の就職に当たっては、配慮事項の引き継ぎなど必要な環境整備について就職先の企業とも密に連絡を取っております。就職後も企業から、学校の在学生に対して卒業生の頑張りを伝えていただけるなど、顔の見える関係を築いております。

私も先日、パートナー企業の方々とお会いする機会がありまして、卒業生たちが会社にとって大切な一員となっているということなどをお聞きしております。配慮はありつつも、働く上での厳しさ、仕事に向き合う姿勢についても教えてくださっていて、本当にありがたいことと思っております。

このような取組により、生徒及び保護者の地域の企業等への就職に対する意識が高まり、就職希望者数、就職率ともに増加し、希望する生徒のほぼ全員が就職することができておりまして、成果が出ているものと考えます。

就職率については決して競うものではありませんけれども、参考までに申し上げますと、全国的にも高いほうに位置しております。

議員から他県のお話がございましたけども、本県の高等部もぜひ一度御案内をさせていただきたいと思っております。

生徒が地域の身近な学校で学び、力をつけて、希望する就職ができております。就職先でも活躍しております。こうしたことから、現時点で高等特別支援学校の設置は考えていないところでございます。

今後とも、地域の企業、関係の皆様と連携し、一人一人の生徒に応じた職業教育を充実させ、進路指導に力を入れてまいります。

私からは以上でございます。

◉猪村利恵子君　登壇＝再質問をさせていただきます。

新幹線については知事より、御答弁をいただきましたけれども、引馬部長からもそうですけれども、いつもいつも同じ回答でございまして、私の聞き方、お尋ねの仕方も甘いのかもしれませんけれども、この執行部と議会とのやり取り、そういったもので私の地元の方、県民の多くの方々がこのやり取りに辟易されているといいましょうか、こんなに県民が、地元の方、この一月は相当多くの方々とお会いし、地域回りをさせていただき、多くの声をいただく中で、この新幹線のフル規格について

はどうしても話し合って前向きに検討してもらい、そして、前に進めてほしいという声があるにもかかわらず、このようなやり取りで私も全く地元の方に申し訳ない思いでいっぱいでございます。

なかなか捉えていただけない、こういった実情を、私もまた今度しっかりと磨きをかけて、磨き上げをしてまた知事と相まみえたいと思っておりますが、しかしながら、この県民の声に対して、知事、そしてまた、引馬部長は本当にどうなのかというところもございますが、もう少し県民の皆様に寄り添って話をいただければというところでもございます。

それと、県立大学についてでございますが、産業技術学院だったり、農業大学校だったり、そういったところもあるから、しっかりとそういったところとも連携してやってほしいという声もあります。そういった声に対してどのように考えられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

それと、障害者福祉、障害児、障害の方のことでございますが、二〇四〇年問題、あと十五年もいたしますと、障害をお持ちの方と高齢者で全国の人口の半分になるというようなことを一昨年、佐賀県の手をつなぐ育成会の大会で、全国手をつなぐ育成会の当時事務局長であられました又村あおいさんが講演会でそのようにおっしゃったことを私は衝撃的に記憶をしております。

そういったこともあって、高等特別支援学校は障害をお持ちの子供さんにとって選択肢がもう一つ増えるということで考えていただけないかということもございまして質問をさせていただきました。教育長、このことについてもう一言いただければというふうに思っております。

以上三点、再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◉山口知事　**登壇**＝猪村議員の再質問にお答えします。

質問の内容がよく分からなかったんですけれども、コメントされたことについてコメントさせていただきたいと思います。

私も、様々な議員の皆さん方からこの問題に関してもお話をされることに関して画一的な答弁でなくて、できる限り質問されたことに関して自分の言葉で、言い方が変わっていると言われるかもしれないけれども、様々な議論が深まるようにお答えしているつもりでございます。ということと併せて、やはり執行部と議会は車の両輪でもありますし、私自身も県民の負託を受けて、県民のために一生懸命やっているので、一方的に言われてもいかがなものかなと私は思っているわけです。

ということと、もう一点、先ほども申し上げたように、今、国と幅広く、様々な交渉をやっているわけです。そのときに佐賀県側に立脚して我々は国と対峙している中で、県議会での意見とか県議会での議論というのは大変大きく交渉にも影響を及ぼすので、これからもこういった質の高い議論をさらに続けさせていただきたいと思っております。

◉平尾政策部長　**登壇**＝猪村議員の再質問にお答えいたします。

県立大学と農業大学とか産業技術学院との連携をというようなお話だったと思います。

県立大学ができれば、我々、県内の高等教育機関、また企業、様々な、今、議員が言われたところも含めまして、いろんな形で連携を深めながら充実を図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

◉甲斐教育長　**登壇**＝私のほうには高等特別支援学校について、選択肢の一つと思うがどうかという御質問でよろしいでしょうか。（「選択肢を」と猪村利恵子君呼ぶ）増やすということになると。

高等特別支援学校といいますのは、先ほど申し上げましたように、特別支援学校の高等部のみを単独で設置したものをそう呼んでいるわけでございます。本県は特別支援学校の高等部に職業コースを設けておりますので、既にその機能というのは十分に備えておりますし、結果も出てきているところでございますので、本県のよさを生かして一人一人の進路が達成できるように力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　質問時間が少なくなっておりますので、質問は簡潔にお願いします。

◉猪村利恵子君　登壇＝知事、私が質問の仕方、大変甘くて申し訳なかったんですけれども、やはりフル規格に対しての県民の思いというものをしっかりと受け止めていただいているとは思うんですけれども、答えになっていないというふうに私は思っています。

もちろん、フリーゲージトレインをやろうとしたのは国だし、断念したのも国なので、国にしっかりその責任を果たしていただくということを言っていただく、そして私たちも言っていく、そういったことはしっかりやっていく。光と影の問題もそうです。委員会でその件については議論を私もしたいというふうに思っております。

そういったところで、県民のフル規格に対する多くの県民の皆様の期待の声、そういったものに答えになっていないというふうに私は思っておりますので、一言いただきたいというふうに思います。

そして、甲斐教育長、ありがとうございました。私は特別支援学校があって、そして高等特別支援学校もあったほうがいいというふうに思っております。佐賀県と宮崎県がないので、なぜないのか、そういった選択肢が増えるのではないか、同じ学校、同じ内容かも分からないけれども、場所として、そして今から障害をお持ちの方々が多くなっていく、その観点から私は質問をさせていただいておりますので、その二点についてよろしくお願いいたします。（発言する者あり）（「議長よろしいですか」と猪村利恵子君呼ぶ）（「一括でせんか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「そうです。選択肢が特別支援学校しかないので……。よろしくお願いいたします、すみません」と猪村利恵子君呼ぶ）

◉山口知事　登壇＝猪村議員の再々質問にお答えします。

答えになっていないという言葉の意味がちょっと分からないです。私は丁寧にお答えをしていると思っていますし、そこの答えになっていないという部分についてどういう意味なのかということを私がお尋ねしたいんですが、私が尋ねることはできませんので、ただ、もし意見が違うということであれば、これはまさに議論をする場でありますので、そういったことを闘い合わせながら、お互い県民のために努力を重ねるということだと思います。

◉甲斐教育長　登壇＝再々質問にお答えします。

どうお答えしていいのかなと思うんですけれども、高等特別支援学校とおっしゃいますけれども、県内の特別支援学校の高等部に、何度も申しますけれども、職業コースがありまして、既に機能がございます。しかも、地域にそれぞれございます。ですので、そこの機能というのがございますので、そこの選択肢がないと言われるのがよく分かりません。それだと生徒が増えていくでしょうという話、もちろんそれはございます。東部地域中心に増えていきますので、鳥栖特別支援学校を整備することとしております。また、大和特別支援学校の大規模化への対応とし

て、県の金立特別支援学校のほうに受け入れのための施設整備をやっております。ですので、増えていくということに対しての受け皿と、あと職業コースとしての専門的な教育というのは本県のやり方でできていると思っておりますので、現時点では高等特別支援学校というのは考えておりません。

以上でございます。

◉**八谷克幸君**（拍手）**登壇**＝自由民主党の八谷克幸でございます。

本日は五項目について通告をいたしておりますので、石丸議員さんと同じように、前振りなしで早速質問に入らせていただきます。

一項目めは、財政運営についてであります。

私はこの財政運営につきましては、積極的な運営の立場から質問をいたします。

令和七年度の国の予算は、現在、国会で審議中でありますが、高校授業料の無償化、小学校の給食無償化、そして社会保険料の負担軽減策などの協議が調い、二十九年ぶりとなる修正案が本日二十八日に提案されることとなっております。

予備費の減額や地方交付税が減額され、一般会計の総額は百十五兆五千四百十五億円から三千四百億円減額され、百十五兆二千億円弱となるとのことでございます。しかし、高額療養制度の利用者負担などの協議次第では、まだ歳出総額が変わるとの報道もあっております。

昨年の十二月二十七日に閣議決定されました一般会計予算の内容を見てみますと、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行を確実なものとするとともに、ＡＩ、半導体分野の投資促進やＧＸ投資促進などを着実に進め、新たな需要を創出していくとされております。そして、地方こそ成長の主役との考えの下で、地域の可能性を引き出すため、地方創生交付金を倍増するとされております。同時に、骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続することで、新規国債発行額の減額も実現するなど、経済再生と財政健全化を両立するめり張りを利かせた予算となっております。

一方、さきに発表されました地方財政計画では、地方交付税を十九兆円、対前年比プラスの〇・三兆円――これは今、二千百億円減額となりましたので、変わりますけれども――地方交付税を確保し、一般財源総額を六十三・八兆円、これもプラス一・一兆円とし、臨時財政対策債、平成十三年度の制度創設以来初めてのゼロとするとともに、交付税特会借入金の償還を増額し、地方財政の健全化を図ることとされております。

その上で、地方財政計画におきましても、地方こそ成長の主役との考え方に基づき、新たな地方創生施策を推進することとし、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」により、地方の自主性と創意工夫に基づき、「産官学金労言」による議論を踏まえた取組を支援することとされております。

あわせて、農林水産業につきましては、改正食料・農業・農村基本法に基づき、食料安保の強化や共同利用施設の整備、中山間地域対策等を推進するとされ、訪日外国人旅行者数六千万人の目標達成に向けての取組や、地域脱炭素推進交付金により、地域・くらし分野の脱炭素化などを推進することとされております。

一方、本県の予算は、税収等の状況変化に応じてローリングを行い、財政調整積立金残高や将来負担比率を検証しながら編成を行ったと、知事はさきの演告や代表質問で述べられております。財政調整積立金残高

につきましては令和八年度末の計画額約百三十億円を確保し、将来負担比率については令和六年度と令和七年度に約一四〇％となり、その後、県債残高の減少とともに徐々に改善していく見通しで、安定的な財政運営ができているとされております。

これまで本県の予算の推移を見てみますと、投資的経費では農業振興の基盤づくりのために進めてきました国営土地改良事業の県負担額がかなりの割合を占めておりましたが、ピークでありました平成二十年度の約六十九億円から令和七年度は約十一億円まで減少をしております。

最近の大型事業であるＳＡＧＡサンライズパークの整備や空港ターミナルビルの拡張なども終了し、県財政の収支試算を見ると投資的経費が漸減しており、今後、投資の規模が徐々に縮小していくのではないかと懸念をいたしております。

また、直近となる令和五年度の財政指標を見てみますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は九三・九％となっており、決して良好な値であるとは言えないものの、将来負担比率は一三五・三％で全国十四位、実質公債費比率は九・七％で全国十七位と、いずれの指標も全国の中で上位に位置をしております。さらに、実質収支も過去五十億円前後で推移していたものがここ数年は百億円前後となっております。これらの指標を見る限り、佐賀県の将来に必要な社会資本整備を積極的に行うことができる環境にあるのではないかと考えております。

また、令和七年度の地方財政計画の具体的な内容を見てみますと、令和六年度、今年度で終了することになっておりました緊急浚渫推進事業債の措置期間が令和十一年度まで五年間延長されることになりました。この制度は維持補修費に起債を充てることができるという、時限的ではありますけれども、画期的な地方財政法の改正がなされたものであります。令和二年度の制度創設以来、本事業に積極的に投資されてきたことは、住民の方々から一安心したとの声も聞いております。こうした財政上有利な起債充当率一〇〇％、元利償還金の交付税算入率七〇％という、こういう起債なども積極的に活用しながら、内水対策等の防災・減災対策をより一層推進していく必要があります。

本県経済にとりまして、県の財政出動が県民生活や地域経済に与える影響は大きく、大型事業が完了した後においても、本県が伸びていくための基盤となる社会資本の整備に必要な予算が十分に確保されることが肝要であると考えます。

県の産業連関表で建設投資額を見た場合、一の投資によって約一・五倍の生産誘発効果を生むとされ、全体三十七部門のうちの上位四位となっております。また、これを公共事業部門に限って見ますと、約一・六倍の県内産業に生産誘発効果があるとされております。

韓国に出張した折に、道路工事をはじめ、つち音高く建設工事が行われているのを目の当たりにしたとき、韓国経済の勢いを肌で感じたことを覚えております。将来に向けた県勢の発展のため、特に県経済の発展のためには、必要な投資にしっかりと予算を投じていく積極的な財政運営を行うべきだと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

二問目は、コスメティック構想の推進についてでございます。

私は以前、薬草の生産に関わったことがございます。中でも全漢方薬の約七割で使用され、そのほか、化粧品をはじめ、みそ、しょうゆ、健康食品原料など、様々な分野で使われております甘草が、そのほぼ一〇〇％が輸入されており、しかもそのほとんどの八割近くを中国からの輸

入に頼っていることを知り、何とかできないものかと取り組んだことがございます。残念ながら成功とまではいきませんでしたけれども、現在、県が取り組んでおりますコスメティック構想につきましては、自然豊かな佐賀県の天然素材を化粧品や医薬品の原料に活用できないか、私も検討を行っていたこともあり、二〇一三年に佐賀県、唐津市、玄海町の連携の下、ジャパン・コスメティックセンターが設立され、コスメティック構想が始まったことは、当時の検討が実を結んだものとして大きな期待をしておりました。

唐津市浜玉地区を中心に始まりましたコスメティック構想は、これまで十一年間にわたり取組が続けられており、その取組は今や唐津市や玄海町にとどまらず、私の地元であります神埼市におきましても、東洋ビューティによる国内最大級のＯＥＭ工場、これは他社のブランド商品をつくるということだそうですが、その工場や、ＢＥＡＵＴＹＣＬＥの国内唯一の化粧品容器の水平リサイクルの工場が誘致されるなど、その効果は今や全県的なものとなっております。

一方で、コスメ産業は国内に限らず、世界的にも成長産業と言われており、コスメティック構想を掲げる佐賀県におけるコスメ産業の成長はまだまだ大きな可能性を持っていると考えます。

私が昨年の十一月議会の農林水産商工常任委員会で取り上げましたコスメギフトの取組も、「佐賀県コスメギフト」プロジェクトとして、コスメ産業が抱える余剰在庫の廃棄という問題と、経済的な事情で化粧品が購入できない家庭があるという課題をつなげるという新たなアイデアで、それぞれが抱える課題を解消しようと全国で初めて全県的な取組とすることに至りましたのは、これまでコスメティック構想に取り組んできた佐賀県だからこそと感じたところでございます。このように新たな視点を加えることで、コスメティック構想にはさらなる発展の可能性があると考えます。

そこでまず、コスメティック構想のこれまでの成果についてお尋ねをいたします。

これまで県では、ジャパン・コスメティックセンターや唐津市、玄海町などと連携しながら、コスメティック構想の取組を推進しており、この十一年間を振り返ってみれば、一定の成果を果たしてきたものと感じております。私が昨年の十一月議会で取り上げたコスメギフトについても、その配布がこの二月中旬から始まったとのことでありますけれども、その取組状況と併せて、コスメティック構想のこれまでの成果をお伺いいたします。

次に、佐賀県産素材の化粧品原料としての活用についてお尋ねをいたします。

コスメティック構想の中でも、自然豊かな佐賀県の天然素材が化粧品や医薬品の原料として活用されることは、中山間地域の振興、とりわけ耕作放棄地などへの取組も含めて大きな期待を寄せているところであります。これまでにもその取組が一定程度進んでいると考えますけれども、現状でどのような課題があり、今後どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

次に、コスメ産業を支える人材の育成についてお尋ねをいたします。

コスメティック構想に取り組む中で、さきに佐賀大学が発表したコスメティックサイエンス学環の設置申請は、地域の中でコスメ産業を支える人材を持続的に育成できるものとして大きな意味を持つものと考えま

す。

コスメティック学環の設置に当たっては、どのような経緯で実現したものか、また今後、その効果として、コスメティック構想にどのような影響があると考えるかお尋ねをいたします。

この項の最後ですけれども、コスメティック構想の今後の展開についてお尋ねをいたします。

コスメティック構想につきましては、先ほど紹介したとおり、コスメ産業が成長産業であることから、新たなアイデアを加えていくことで、今後もさらに大きな成長が期待できると考えております。

そこで、県ではコスメティック構想の展開に向けて、今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

三項目めは、神埼・吉野ヶ里南部地域における排水対策についてであります。

昨年、農政の憲法と言われます食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、六月に公布、施行されました。この改正では、食料安全保障の確保や、環境と調和のとれた食料システムの確立が基本理念に追加されました。今後、関連施策を集中的に進めるべく、基本計画の改定に向けた準備が進められていると聞いております。

知事はこれまで、国の食料安全保障に貢献しているのは地方であるといった趣旨の発言をよくされておりますけれども、食料生産を大都市に期待するところはなく、私も全くそのとおりだと思います。

現在、国ではその基盤となる農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施するため、土地改良法改正に向けた審議が今国会でなされ、その法案が今月十四日に閣議決定されました。この法案の主な内容は、基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置、地域の農業水利施設等の保全に関する措置、防災・減災、国土強靱化のための措置、スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置、土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置などとなっておりまして、この中で私が特に注目したのが防災・減災、国土強靱化のための措置でございます。

神埼・吉野ヶ里南部地域におきましては、大雨により排水先である筑後川の水位が上がり、地域に降った雨水がクリークから筑後川へ排水できずに内水氾濫が頻発しております。特に平成三十年以降は山間部で土砂災害が発生し、南部の平たん部では度重なる農地の浸水により、水稲、大豆、アスパラ、ネギなどの農作物に被害が続き、農家の経営に大きな打撃となっております。また、それ以前の平成二十四年の災害時には、西日本豪雨災害の影響で筑後川の水位が下がらず、何日も冠水状態が続いたことは記憶に新しいところであります。

このような浸水被害を目の当たりにし、私自身、今回の土地改良法改正の動きには大変期待をしておりましたが、防災・減災、国土強靱化に関しましては、農業水利施設の補強や再度災害防止のための復旧事業などの措置が盛り込まれているだけで、新たな排水対策に関する内容は見られませんでした。

当地域のように内水氾濫が頻繁に起こる地域においては、今後の農業経営の安定はもとより、地域住民の暮らしを守る上でも、気候変動による雨の降り方の変化や浸水被害の実態を踏まえた新たな排水対策を講じていくことが、私は必要ではないかと考えます。

知事もさきの土井議員の代表質問の答弁で、気候変動により、近年の

北部九州の雨の降り方は二十年前、三十年前と全く異なり、これまでの延長ではない気候変動対応型の特別な考え方をしなければならないと述べられております。

そこでお尋ねをいたしますが、全国的に流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組がなされている中、県では「プロジェクトＩＦ」で内水対策に注力し取り組まれておりますけれども、神埼・吉野ヶ里南部地域における浸水被害をどのように受け止めているのか。また今後、当地域における排水対策をどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

四項目めは、城原川ダムの建設促進と県道三瀬神埼線の整備についてお尋ねをいたします。

城原川ダム事業につきましては、国と地元組織の間で協議が進められて、昨年一月には個別の用地補償に向けた損失補償基準協定書が締結され、つい先日の地元説明会では、今後、損失補償額が提示され、本格的な交渉に入るとの説明がなされたところであります。

ダム事業の建設予算は、着工が始まった平成三十年度以降、五億三千万円をスタートに、国の補正対策もあり、十億円を超える額が措置され、令和七年度は十二億八千八百万円となっております。また、今年度の予算において初めて用地補償費が計上され、生活再建に向けた用地補償の協議が進められているところであります。

水没地域の皆様は、長い間、ダム問題に翻弄され、大変苦労されてきておりますけれども、地域の人口減少と高齢化が進む中、一日も早く安心した生活を送っていただくために、早期の生活再建につなげていくことが重要であります。

移転者の方々は、現在準備が進められております集団移転地へ移転をされる方、個人で移転をされる方など、移転の方法は様々だと思いますが、移転者間でタイムラグが生じることなく、水没予定地の皆さんが早急に移転して、早急に生活再建に取り組んでいただけるようにすることが大事だと思っております。

県は今議会に、城原川ダムの事業用地につきまして、国に代わって先行取得するための予算、「国庫債務負担行為による用地先行取得制度」として公共用地先行取得事業費、約三十九億円が提案をされております。この制度によりまして、約三十五万平方メートルの用地が確保されることとなり、地権者にタイムラグが発生しないよう取得されるものと期待をしております。

私も三十年ほど前に西九州自動車道の事業促進のため、事業用地の先行取得に関わったことがございますが、西九州自動車道の整備が進んだのは、今回同様、県が三年間で約二十二億円の資金を調達し、事業用地の先行取得を行ったおかげだと思っております。城原川ダム事業におきましても、水没予定地域の皆様の生活再建を早期に進めるため、今後も引き続き十分な予算をもって用地補償協議を進めていただきたいと思っています。

集団移転地は、志波屋地区、平ケ里地区の二地区が選定をされ、造成工事に着手されるなど移転に向けた準備が進められておりますが、移転を円滑に進めるためには、移転後のスムーズな生活再建を図るため、移転者と移転先住民とのコミュニケーションなど移転先にも丁寧な対応が必要だと思っております。

また、ダム事業に伴い、県道三瀬神埼線の付け替えが計画されておりますが、この道路は地域住民にとりまして神埼市外へ通じる大事な道路

であり、これまで整備が進められてきておりますけれども、眼鏡橋から下流のダム計画地までは急カーブがあるなど通行しにくい区間として残っております。特に令和五年七月豪雨では路肩が崩壊するなど、現在も片側通行が続いており、住民の皆様は大変不便を強いられております。このため、三瀬神埼線の道路整備も同時に進めていく必要があると考えております。

そこで、以下について質問をいたします。

まず一点目は、水没地域住民の生活再建についてであります。

水没地域の皆様は、長い間ダムに翻弄される一方で、人口減少と高齢化が進んでおります。水没地域の皆様の生活再建については、タイムラグが生じることなく移転できるようにしていただきたいと思っております。知事は、さきの演告の中で、「お一人お一人に寄り添いながら支援してまいります。」と述べられております。水没地域住民の皆様の生活再建のための予算をしっかりと確保すべきと思いますけれども、知事の思いをお伺いいたします。

次に、移転受入先との協議についてお尋ねをいたします。

集団移転地に移転される水没地域の方々が移転先の新たな地域でスムーズに生活再建をするためには、一日も早い地域コミュニティーの確立が必要だと思っております。そのためには、移転者と移転先住民との事前の協議が必要であると思いますけれども、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

最後に、県道三瀬神埼線の整備についてであります。

県道三瀬神埼線につきましては、地元からの強い要望もあり、ダム事業に伴う付け替え県道事業の完成と同時期に、ダム計画地から上流の眼鏡橋の区間の整備もかなえられないかと思っております。

この三瀬神埼線の道路整備について、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

五項目め、最後の質問でございます。児童生徒の学力向上についてお尋ねをいたします。

一昨年の二〇二三年に公表されましたＯＥＣＤによる生徒の学習到達度調査――ＰＩＳＡによりますと、二〇二二年に日本から参加した高校一年生の調査結果は、数学的リテラシーと科学的リテラシーの分野では加盟国中一位、また、読解力、いわゆるＰＩＳＡ型読解力でも加盟国中二位とそれぞれ前回より順位を上げ、好成績を収めたとの報道があったところであります。前回、二〇一八年の調査では読解力が参加国中十五位と、二〇一五年の八位、二〇一二年の四位から大きく転落したと報道されたことから、新聞ではデジタル活用が進まないことを低下の理由に挙げられておりましたことから、文部科学省では、学習指導要領の確実な実施により「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、言語能力、情報活用能力育成のための指導、また、一人一台のコンピューター実現等のＩＣＴ環境の整備と効果的な活用などに取り組むとされたところであります。しかし、国語教育に熱心な方々によりますと、読書離れと教養の低下が招いた結果にほかならないとの指摘があっております。

私は、児童生徒の学力向上に向けて何より土台となるのが国語力、読解力であると思っておりまして、読解力を身につけることが他の全ての教科の学力向上に大きく寄与するものと考えております。

文部科学省の学習指導要領でも、児童生徒の学習の基盤となる言語能

力の確実な育成に向けて、文章を正確に理解するために必要な語彙、情報の扱い方の着実な定着や、各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図るとされております。今回のＰＩＳＡの読解力の調査結果は、前回を大きく挽回した結果であり、このことが直ちに国語教育の成績に反映するとは思っておりませんが、調査結果が前回の十五位から二位になったことは非常に喜ばしいことであります。

一方、本県の令和六年度の佐賀県小・中学校学習状況調査によりますと、小学校五年の国語、中学校二年の国語は、いずれも目標値及び全参加者の平均正答率を下回っておりまして、誠に憂慮すべき結果となっております。国語力が劣ることは全ての教科の基礎につながることであり、何としても小中学生の国語教育に取り組んでもらいたいと思っております。

流通科学大学の作古貞義名誉教授によりますと、幕末に開国を迫ったペリーが、庶民の子供の読み書きができることに驚いたとの史実があるとのことであり、幕末に全国に一万五千以上の寺子屋があり、青年男子の識字率七〇ないし八〇％は世界一と言われ、当時のロンドン人口八十六万人の識字率二〇％、パリ五十四万人の識字率一〇％との記録があるとのことで、我が国が西洋列強の植民地にならなかったのは、町人たちが本屋で立ち読みしていたのを見た外国人が震撼したとの指摘をされております。また、そのことを指して、お茶の水女子大学の藤原正彦教授は読書こそ国防であるとも言われ、「一に国語、二に国語、三、四がなくて五に算数」と、国語教育の重要さをその著書の中で説かれております。読書こそが我が国の国柄であり、隠れた国力であったからであり、明治維新後三十四年にして列強の仲間入りをしたこと、自然科学のノーベル賞を二十四も取っているのもこの真の国力があったからであると記されております。

そして、その国力を支えた読書、読書を支えた本屋が二十年前に比べ、今や半数以下になり、町の文化の拠点が失われたとあちこちで嘆いておられます。事ほどさように国語教育の重要さを指摘されることには枚挙にいとまがございません。

私の地元のある小学校では、校長先生の指導の下、国語力の基礎づくりのために読み聞かせを行ったり、全校児童がテーマ作文に取り組み、お互いの作品を読み合い、児童の意欲や文章を書く力を高めたりするなど、学力向上の素地となる力を育む大変すばらしい取組を行っているところもございます。そして、この学校では、学力向上で成果を出し、国語教育で培われる読解力を高めることで全ての教科につながっているのではと考えております。この学校では、学習状況調査は目標を達成し、全参加者の平均正答率を上回る結果を出しているということであります。

一方、外に目を向けますと、町の本屋が減少しており、子供が本を手に取る機会が少なくなったとか、町の文化の拠点が失われたとも言われております。幸いに佐賀市におきましては直木賞作家の今村翔吾さんが書店を新しく経営されましたが、全国では書店ゼロの市町村が二七・七％もあるとのことであります。

そこで質問ですけれども、教育長はこうした現在の書店の急激な減りようをどのように受け止められておるのか。そして、学力向上に向けた国語教育の充実について、どのように取り組んでいくのかお伺いをして質問を終わります。（拍手）

◉議長（大場芳博君）　暫時休憩します。

午後零時三分　休憩

二月二十八日

令和七年二月二十八日（金）　午後一時三十分　開議

出席議員　三十四名

一番	酒井幸盛		一六番	弘川貴紀		三一番	木原奉文
二番	下田寛		一七番	西久保弘克		三二番	留守茂幸
三番	石丸太郎		一八番	池田正恭		三三番	石井秀夫
四番	猪村利恵子		一九番	江口善紀		三四番	藤木卓一郎
五番	桃崎祐介		二〇番	藤崎輝樹		三五番	土井敏行
六番	田中秀和		二一番	古賀陽三		三七番	岡口重文
七番	青木一功		二二番	定松一生			
八番	古川裕紀		二三番	八谷克幸			
九番	木村雄一		二五番	宮原真一			
一〇番	中本正一		二六番	指山清範			
一一番	野田勝人		二七番	原田寿雄			
一二番	一ノ瀬裕子		二八番	武藤明美			
一四番	古賀和浩		二九番	徳光清孝			
一五番	冨田幸樹		三〇番	石倉秀郷			

欠席議員　三名

一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		
三六番	大場芳博		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美
選挙管理委員長	大川正二郎

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

二月二十八日

○　開　　議

◉副議長（西久保弘克君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

八谷克幸君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉山口知事　登壇＝八谷克幸議員の御質問にお答えします。

まず、財政運営についてです。

財政のプロであります八谷議員から多面的に御指摘、アドバイスをいただきました。

社会資本整備は、人や物の交流を促進し、佐賀のさらなる活力を生み出していくための基盤となるものでございます。広域幹線道路や暮らしに身近な道路の整備をはじめとして、県民が安全・安心に暮らせる強靱な県土の実現に向け、防災・減災対策、インフラの老朽化対策など計画的に実施していきたいと考えています。

また、佐賀県が未来へ飛躍していくためには、世界の趨勢や時代の変化を鳥瞰的に見据え、ハード、ソフト両面で戦略を練って、時期を逃さずに積極的に投資していきたいと考えています。そして、そうした投資を税源涵養へとつなげ、それがさらなる投資の財源としていきたいと考えています。

投資には、言うまでもなく、財源が必要であります。事業の緊急性や優先度、費用対効果などを検証しつつ、国庫支出金や地方債をどのように活用するのかということを考えながら、計画的かつ効果的に進めていきたいと考えています。

例えば、ＳＡＧＡアリーナもそうでしたが、これから県立大学関連拠点整備など、今後続くプロジェクトでも、八谷議員がおっしゃるように、できる限り有利な財源措置というものをうまく組み入れるべく検討を進めたいと考えています。

そして、議員や県民の皆さんと様々なお話をさせていただく中で、何とか実現できないものかと考えているものもございます。これからも財政状況や経済情勢などを踏まえ、多面的に検討を行いながら、何とか走り出す機会をうかがっていきたいと考えています。

今後とも、攻めと守りをしっかりと意識して、本県の発展や県民の安全・安心の確保と財政の健全性の両面から、投資的経費を適正な規模で確保していく財政運営を行っていきたいと思います。

具体的な予算確保の状況については総務部長から補足させます。

続きまして、城原川ダムに関し、水没地域住民の生活再建についての考えをお答えします。

知事に就任して二カ月後の二〇一五年三月でありました、水没地域であります岩屋・政所地区を訪問し、そして、その後も機会あるごとに八谷議員にお世話になりながら、水没地域の住民の皆様とお会いしてまいりました。

水没地域の住民の皆様からは、ダムの計画から半世紀以上も経過した、元気なうちに早く安心した生活を送りたいといった切実な声を伺ってまいりました。既に半世紀以上御苦労されており、住民の皆様の思いを実現できるように、一刻も早く新たな土地への移転を実現させたいとの思いで、地元に寄り添いながら全力を尽くしてまいりました。

私は、県として事業を進めていく上で、住民の皆様の切実な思いを自分ごととして捉え、考えていくこと、人が人を思うことが何よりも大切だと実感しております。

県はこれまで、具体的な生活再建がイメージできるよう、先例ダムの視察や用地補償の流れをテーマとした勉強会を実施してまいりました。昨年一月に国と城原川ダム建設対策協議会で損失補償基準協定書への調印が行われ、今年七月頃から具体的な用地補償協議が行われます。早期の生活再建が円滑に実現できますよう、県で用地の先行取得を行うために約三十九億円の予算を今議会に提案しております。令和七年度からそのために必要な体制も整えることとしており、水没予定地域の用地取得を県で進めてまいります。

ダム事業は、個別の用地補償協議が始まるなど一つ一つ段階を踏みながら着実に進捗しております。来年度は移転という大切な時期を迎えます。住民の皆様のかけがえのない大切な土地や家屋を御提供いただくことは、まさに苦渋の決断だと思います。住民の皆様の御協力で事業を着実に進められていることに改めて感謝し、皆様の思いを大切にしていきたいと思います。

城原川ダム事業について、いい形で国と協議、連携できていると思っています。今後とも、予算の確保をこれまで同様図っていきたいと考えています。

水没予定地域の皆様の不安な気持ちが少しでも解消し、早期の生活再建が円滑に進むよう、お一人お一人に寄り添いながら、事業に必要な予算の確保について全力で取り組んでまいります。

なお、先ほど具体的な用地補償の話ですけれども、今行われておりますので、これは今年じゃなくて昨年七月から続いております。訂正して御答弁申し上げます。

◉泉総務部長　登壇＝私からは、投資的経費の予算確保に関し、知事の答弁を補足させていただきます。

インフラや公共施設の整備や維持補修を含め、投資的経費について、一定程度、継続的に予算を確保できるよう財政運営を行うことは重要であると認識しています。また、その規模について、行財政運営計画二〇二三では、計画期間の令和五年度から八年度までの四年間で三千二百億円程度、年平均で八百億円程度を見込んでおります。このような形で先を見通しながら、大型事業を含め、効果的で必要な投資については、財政の健全性にも十分に留意しつつではありますが、そのときそのときの状況を踏まえながら柔軟に判断を行い、時期を逃さず実施していく方針としています。

また、投資的経費については、多くの財源が必要となります。効率的な事業の執行と将来負担の軽減のため、国庫支出金や交付税措置がなされる地方債を最大限活用するなど、あらゆる財政面からの工夫も必要と考えております。

八谷議員からお話のあった防災・減災対策の観点からは、議員の触れられた緊急浚渫推進事業債、これは元利償還金に対する交付税措置率が七〇％という非常に有利なもので、これについても、かねてより事業期間の延長について本県から政策提案を行っておりましたが、このたび、令和十一年度までの五年間の延長が決定しました。また、令和二年度から今年度まで、すなわち令和六年度までの五年間でも総額約六十九億円を予算化してきたところですが、新年度、令和七年度は一年間で約二十億円を予算化しているところであり、今後も適時適切に予算を確保していきたいと考えております。

このほかにも緊急度や優先度の観点から必要と判断した事業について

は、有利な財源を活用しながら、所要額を確保してきました。例えば、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し、内水監視カメラや浸水センサー、排水ポンプ車等の整備を進めてきたほか、道路ののり面対策や河川の護岸対策、また、公共施設等適正管理推進事業債を活用したインフラなどの長寿命化などを進めてまいりました。

今後も引き続き、社会経済情勢の変化や地方財政を取り巻く動向なども的確に把握するとともに、将来の財政負担への影響も十分念頭に置きながら、県や県経済のさらなる発展に向けた努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉井手産業労働部長　**登壇**＝私からは、コスメティック構想の推進についてお答えします。

まず、コスメティック構想のこれまでの成果についてです。

県は二〇一三年から唐津市、玄海町と共にコスメティック構想を掲げ、ジャパン・コスメティックセンター――ＪＣＣを設立しました。産業集積や原料の供給地となることなど、様々な取組を行っております。そして、約十年で着実に成果も上げております。

コスメ関連企業の誘致を進め、約千人の雇用を創出しました。また、県内の化粧品生産額は、全国が微減となる中、倍増しております。ＪＣＣを通じた企業とのネットワークも百社を超え、日本では唯一、世界各国の産業クラスターによるネットワークの一員にもなっております。

原料供給地としての取組も進行中です。加唐島のツバキ油、唐津産の白いキクラゲ、「さがんルビー」などの県産素材を使った化粧品も多く生み出されております。最近では「ＴＨＲＥＥ」という有名ブランドを持つＡＣＲＯ株式会社が唐津市、玄海町の中山間地域で化粧品原料となるハーブ栽培を展開しています。

研究開発や人材育成では、佐賀大学に招聘した化粧品研究の第一人者、徳留嘉寛教授が化粧品科学講座を開設し、最新技術や県産素材の可能性を研究しております。

さらに、佐賀大学では、国公立大学初のコスメティックサイエンス学環を開設する予定です。コスメ産業の基盤づくりは着実に進んでいるものと考えております。

また、御質問のあった「佐賀県コスメギフト」プロジェクトは、新商品の登場や季節ごとの棚の入れ替えで余剰在庫となった商品を廃棄するなどせず、経済的な事情のある御家庭へ提供する取組です。「一般社団法人バンクフォースマイルズ」と協力し、全国で初めて県内全域での配布を実施しております。

包装作業は障害者就労支援施設に委託し、配布は「こども宅食」や社会福祉協議会、ひとり親支援団体を通じて約千世帯に行う予定です。基金も創設し、今後は寄附による持続可能な活動にしていきたいと考えております。

こうしたＣＳＯなど志を持った多くの方々が現場で活躍する佐賀ならではの、そして、全国で唯一コスメの専門部署を持ち、コスメティック構想に取り組んでいる佐賀だからこそのプロジェクトとして、定着に向けて取り組んでいきます。

次に、佐賀県産素材の化粧品原料としての活用については、県産素材の活用はコスメティック構想の大きな柱の一つであり、これまで数多くの化粧品が生まれております。中山間地域の振興にもつながっておりま

して、先ほど申し上げたＡＣＲＯ株式会社は、今後ハーブ栽培の耕作地をさらに拡大する予定です。

一方で、原料化の課題といたしましては、化粧品原料となるエキスは少量しか取れないので、使える部分が大きい食用に比べ、取引単価が低くなりがちで、原料としての流通につながりにくくなってしまいます。このため、一つは摘果された青ミカン、白イチゴの葉、アスパラガス加工時の切り下部分など、食用としては使用されない部分を原料として活用できないかを検討しております。

また、来年度は佐賀大学におきまして、多様な県産素材の有効成分を高精度の分析機器により定量評価する予定です。その結果をＰＲして、化粧品原料としての付加価値を高めていくことを目指しております。

県産素材の原料化は、生産者だけではなく、コスメ企業にも関心の高い分野です。引き続きその活用に向けて取り組んでいきます。

次に、コスメ産業を支える人材の育成についてですが、佐賀大学がコスメティックサイエンス学環を設置することになったのは、産学官が連携してコスメティック構想に取り組んできたことが契機とのことでした。この構想に取り組む佐賀県に学環を設置することで、地域企業との連携が強化され、最新の研究成果を還元しながら地域と大学が一体となって化粧品産業の発展を推進し、地域経済の活性化につながると言われております。

県としても、県内でコスメ産業を支える人材を持続的に育成できる意義は大きいと考えております。また、研究開発部門も含めたコスメ企業の誘致につながることも期待しております。引き続き、佐賀大学と連携しながら、大学と地元企業をつなげる取組を進めてまいります。

最後に、コスメティック構想の今後の展開についてですが、まず、裾野の拡大を進めていきます。これまでの取組で、コスメビジネスに関心のある方がまだまだ多数いることを実感しております。来年度はコスメ企業だけでなく、異業種や学生、生産者も含めて、コスメビジネスに熱意のある方が参加、交流できる機会をもっと創出します。そこに専門家も加わって、コスメと異業種のコラボなど、アイデアを新事業につなげるチャレンジを後押ししていきます。

さらに、海外展開も推進します。そして、コスメ企業とのネットワーク拡大や企業誘致を進めるため、コスメの取組や成果、今後の展開などを国内外に情報発信していきます。

コスメの分野は今後もさらなる成長が期待でき、佐賀大学のコスメティックサイエンス学環開設も追い風となります。ＪＣＣや唐津市、玄海町、佐賀大学などとも連携しながら、引き続き取組を推進していきます。

私からは以上です。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、神埼・吉野ヶ里南部地域における排水対策についてお答えいたします。

佐賀東部地域の平野部では、地域に降った雨は、昭和五十年代から国や県が整備したクリークなどを通して河川へ排水されています。近年、気候変動に伴い、雨の降り方が、二十年前、三十年前とでは大きく変化しております。神埼・吉野ヶ里地域では樋門操作による自然排水に頼っており、大雨時に河川の水位が上昇すると十分な排水ができなくなり、内水氾濫による浸水被害が常態化、深刻化しているというふうに認識をしております。

現在、県では、国や市町と連携して「プロジェクトＩＦ」を進めており、平野部におきましては、農業者や土地改良区の協力の下、流域全体でクリークや水田を活用した治水対策に取り組んでおります。

一方で、近年、気候変動による水害リスクは高まっていることから、「プロジェクトＩＦ」の取組については気候の変化に合わせローリング、アップデートしていくことが重要でございます。

神埼・吉野ヶ里南部地域は流域内に排水機場がなく、近年の雨に対して排水対策が十分とは言えない状況であることから、これまで取り組まれている田んぼダムやクリークの事前放流などのソフト対策だけでなく、気候変動に対応した新たなハード対策が必要だと考えております。

このようなことから、当地域における浸水被害の軽減を図るため、神埼市が調査主体でございますが、令和七年度に排水機場の整備に向けた調査、検討に着手するための予算を今議会に計上しております。

県といたしましても、関係機関との調整など積極的に関わりながら、地元自治体と一体となって神埼・吉野ヶ里南部地域の排水対策を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　登壇＝私からは、城原川ダム建設事業の促進と県道三瀬神埼線の整備についてのうち二点お答えいたします。

まず、集団移転の受け入れ先との協議についてでございます。

城原川ダム事業は、昨年七月頃から水没予定地域の住民の皆様に、順次、用地補償の内容等の個別説明を実施するとともに、具体的な用地補償協議も行われているところでございます。

また、二カ所の集団移転地がございますが、この二カ所のうち志波屋地区では昨年の十二月から工事が開始されております。もう一つの平ケ里地区でございますが、これは国の経済対策において造成工事に必要な予算が確保されたところでございまして、工事契約手続が進みまして、落札者が決定しております。近日中に契約が締結される予定というふうに聞いております。集団移転地の整備は着実に進んでいるというふうに受け止めております。

来年度、用地補償協議が本格化するということで、新たな生活のスタートを切られる方も多く出てくることになります。水没地域の住民の皆様は高齢の方が多く、移転地での生活に不安をお持ちの方もいらっしゃいます。移転先地で安心して生活いただくために、先例ダムの視察ですとか用地補償に関する勉強会など県としては取り組んできたところでございます。

また、移転先となる地区からは、集団移転で新たに地区に加わられる方々とはこれまで交流がないということで、移転に向けて交流を望む声もあるというふうに聞いております。移転先の地区の方々とのコミュニケーション、また顔の見える関係の構築というのも重要というふうに考えております。

集団移転地の工事も進んできておりますので、移転前の段階から、水没予定地域の皆様と移転先地区の方々の良好な関係が構築できるように、例えば、コミュニケーションを図る場、交流の場を設けるなど、双方の意見も伺いながら、神埼市等と連携して取り組んでまいります。

次に、県道三瀬神埼線の整備の県の取組についてお答えいたします。

県道三瀬神埼線は、佐賀市の三瀬村を通る国道二百六十三号の池田交差点を起点といたしまして、城原川ダムの事業地を経由して国道三十四

号の神埼市役所前交差点に至る脊振地区と神埼市の市街地をつなぐ道路でございます。

このうち、城原川ダム事業地付近の約四キロメートルにつきましては、ダム建設に伴いまして、県道の付け替えが必要となります。令和四年度にダム関連事業として新規事業化したところでございます。

ダムの付け替え部から上流側の神埼市脊振町の脊振交流センター、脊振支所になりますが、この付近から城原川ダム事業地付近までの約二・七キロメートル区間は、城原川と山地に挟まれた急峻な地形を通過しているということで、またカーブや幅員が狭小となっている区間もございました。

そういうことで、これまで県では、二車線が確保できていない集落に近い脊振交流センター付近から眼鏡橋までの約一・七キロメートル区間につきまして、緊急性を勘案しながら、区間を分けて整備を進めてきたところでございまして、来年度、令和七年度に事業が完了する見込みでございます。

議員から御指摘のありました残りの区間になります眼鏡橋からダム事業地までの約一キロ区間でございますが、二車線は確保されている状況ではございますが、カーブなどで見通しが悪い区間もございます。また、この一キロ区間におきまして、令和五年の七月の豪雨で路肩崩壊など三カ所で災害が発生しておりまして、現在、被災箇所の早期復旧を目指して取り組んでいるところでございます。

この区間は、急峻で制約が多い地形となっておりまして、抜本的な対策につきましては慎重に検討する必要がございます。また、これから付け替え道路の整備も進んでいくことになりまして、この整備には一定の期間も要するということで、まずはこの整備にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりまして、議員御指摘の区間につきましては、交通状況の変化などを踏まえながら検討したいというふうに考えております。

私からは以上です。

◉甲斐教育長　**登壇**＝私からは、児童生徒の学力向上についてお答えをいたします。

初めに、町の本屋さんが減少しているというお話がございました。私も、町の本屋さんが減少していることで気軽に本を手に取って選ぶ楽しさが遠のいているのは寂しく、少し残念な思いがしております。

一方で、議員からもお話がありましたように、近頃、個性的な本屋さんですとか、こだわりのおすすめの本でファンを集めていらっしゃったりとか、あとカフェとかコーヒーショップを併設してあったり、あと子供向け専門の本屋さんで、子供の居場所とか子育て応援をしてくれる場所であったりとか、そういったたくさんの本との出会いの場、個性豊かな形で地域に増えてきているなということも感じておりまして、そのことはうれしいなというふうに思っております。

また、これは本屋さんではありませんけれども、知事部局の取組で「ころざしスポット」といって司書さんおすすめの児童図書が寄贈されて、子供たちにとって身近なたくさんのコミュニティーにおいて本に親しむ環境というのが整えられていただいております。

子供たちには、純粋に本に出会うことの楽しさ、自分がこれまで知らなかった世界に触れるということ、知らなかった言葉や表現を知る、世の中にはこんなすばらしい人がいるんだとか、憧れを持ったり、主人公

の姿に勇気をもらったりとかというふうに世界が広がって、豊かになって、わくわくするような、そんな体験をいっぱいしていってほしいなというふうに思っています。

そうやって本に親しむことで、子供たちにとって必要な知識や情報を得ることができますし、また文章や資料から情報を読み解く力というのも育まれます。子供たちの感性を磨き、表現力を鍛え、想像力を高めるということは、これからの時代を生きていく上で欠かせない大きな力になると考えています。

学校では、朝の読書タイムの時間を設けたり、本読み競争ですとかおすすめの本、しおりコンテスト、図書館クイズ、読書ビンゴなど、子供たちが本に親しむことができるような様々な工夫や仕掛けを行って、国語教育の充実につなげています。

もちろん国語教育の充実には国語の授業改善というのも大事でございます。例えば、議員がおっしゃっていただいている読解力に関して申し上げますと、小学校では児童が物語を読んで内容を理解して登場人物の人物像について自分の考えを表現したり、友達とお互いに伝え合うといった活動ですとか、中学校では生徒が読んでおもしろいと思った本を持ち寄って、表現のよさ、内容のおもしろさをそれぞれ紹介し合って、どの本が一番読みたくなったかといったことを投票し合うといった活動を通して力を育んでおりまして、優れた活動については取組を広げて、授業改善については常に取り組んでいるところでございます。

こうした読解力をはじめとする基礎的な知識、技能というのは、教科横断的に学力の土台になるものでございます。県教育委員会では、そうした基礎的な知識、技能を習得するとともに、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力、自ら学ぼうとする姿勢や態度などを含む総合的な力、学力につなげていきたいと考えております。

学力は、これからの時代を生きていく子供たちが夢や目標に向かって、自分のやりたいことを実現していくための礎となるものでございます。これからも子供たちが読書に親しむ環境やきっかけづくりを大事にしながら、市町教育委員会や学校現場と共に子供たちが確かな学力をつけていけるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉八谷克幸君　登壇＝再質問をさせていただきます。

まず、知事、財政運営でありますけれども、国スポ・全障スポも終わり、関連予算も減額されましたものの、今後の大型事業としては県立大学、佐賀空港の滑走路延長、城原川ダムと続いておりますので、まだまだ大型予算は続くと思いますけれども、知事がよもや忘れてはおられないと思いますけれども、二期目の選挙のときに知事が言われたのは一期目、一期四年の中で回ってみて、初めて住民の皆さんに身近なところに予算が必要なんだなということを言われたのを私は鮮明に覚えております。道路が変われば地域が変わるとか、産業振興、観光振興はもちろんでございますけれども、河川に至っては防災・減災の面からということで、先ほどの部長答弁のように、有利な財源を使って県内産業――私は産業連関表で生産誘発効果と申し上げました。やっぱり県内経済にとって、この一・六倍の公共事業の生産誘発効果というのは非常に大きいものがあるんだろうというふうに思います。

コロナ禍でやっぱり現在も措置はされておると思いますけれども、例えば、土木事務所に道路なり河川なりの要望に行ったときに、いや、予

算がない、予算がないということをあちこちでよく聞かれております。

そこで、知事への提案でございますけれども、実質収支が百億円前後になっております。その中で――その中でというか、住民に非常に身近な出先の所長に、一億円とまでもいかないまでも、そういった予算を持たせ、今現在も、例えば、道路予算とかなんとかというのはあると思いますけれども、やっぱりまだまだ不足しておると思いますので、令和七年度当初予算は編成は済んでおりますけれども、今後の予算編成の中で、もともと知事が、身近なところに身近な予算が必要だということを言われておりますので、ぜひともそういったところへの気配りがなされればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、城原川ダムの用地の問題でございます。

これについては、今回、公共用地の先行取得事業費が予算化されて、本当に用地が進むと思いますけれども、先ほども申し上げました、やはり用地を提供される方にとってタイムラグが一番心配でございますので、そういった意味では来年度以降というか、来年度も引き続き県費の措置をされることをもう一回確認としてお聞きしたいと思いますので、回答をよろしくお願いいたします。

それと、再質問の三つ目は、神埼・吉野ヶ里南部の排水対策の件でございます。

国営三田川線の排水対策につきましては、これまでも何度も要望してきていましたが、土地改良区など、いわゆる事業主体の問題から非常に困難な面がございまして、取りかかりができなかったわけでございます。今回の土地改良法の改正で、特に防災・減災、国土強靱化のためということでございますので、非常に期待をしておったわけですけれども、新設は対象外ということで非常に困難だということが分かりました。

今、部長の答弁にもあったように、知事の代表質問の答弁にもありましたように、やっぱり雨の降り方が二十年前、三十年前と全く違う。そういった気候変動型の特別な考え方を持つべきだということであれば、思い切った対策をすべきだというふうに思います。

今、排水機場のための調査費を計上したということでございますけれども、今後、この排水機場実現のためには河川管理者との協議などが必要だと思いますけれども、今後どのような姿勢で臨むのか、改めてまた部長にお尋ねをしたいと思います。

以上です。

◉山口知事　登壇＝八谷議員の再質問にお答えします。

投資を細かい身近なところについても目を向けるべきではないかというお尋ねがございました。

確かに私も、この投資というものを大きな目というか、大きなプロジェクトだけではなくて、生活に身近な道路だったり、防災事業だったり、そして維持管理も含めて、そういった細かいところまで目を向けていかなければいけないという意識であります。

今回、特に現場に近い事務所などに様々な声が届いているんではないかということもありますので、改めてそうしたところに届いた声というものを踏まえて、措置する仕組みについて再点検させていただきたいと考えております。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、排水機場の整備を実現するために、県はどのような姿勢で取り組むのかという質問に対してお答えします。

令和七年度は神埼市が事業主体となり、排水機場整備に向けて調査検討がなされることとなっておりますが、神埼市には排水機場整備を経験された職員さんがおられないというふうに聞いております。このため、調査計画に関するコンサルタントとの打ち合わせですとか、河川管理者との協議の際には県の職員がアドバイスするなど、技術的な支援を行ってまいりたいというふうに思っています。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　**登壇**＝私からは、城原川ダムの用地補償に必要な予算の確保ということで、来年度以降もしっかりと確保するようにというお尋ねでございました。

城原川ダム事業の用地補償の予算につきましては、基本的に国のほうで補償額の算定とか、いろいろされておりまして、来年度の予算として提案しております約三十九億円につきましては、用地買収に必要な予算ということで国からお話があって、予算額を計上させていただいております。

令和八年度以降に必要となる用地補償費につきましては、また改めて国のほうから話があるかと思います。そのときは県として、しっかりと国と協議し確保に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

◉桃崎祐介君（拍手）**登壇**＝自由民主党の桃崎祐介でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、五つの項目について質問をいたします。

昨日は池田正恭議員の六十九回目の誕生日ということでありました。私ごとではありますが、本日は私の四十九回目の誕生日でございます。（拍手）

一言御報告をいたしまして、早速、最初の質問に入らせていただきます。

昨年、国民体育大会から国民スポーツ大会へと名称を変更され、初めての大会となります「ＳＡＧＡ２０２４」国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催され、会期前も含めた三十七競技に約一万八千人の選手が出場し、県内外から観客や選手など、約四十九万五千人もの国民が佐賀を訪れ、スポーツを「する」人のみでなく、「観る」、「支える」という三つの観点から、全ての関係者それぞれが主役となる新しい大会として、盛大に執り行われたところであります。

今回の「ＳＡＧＡ２０２４」では、県民をはじめ多くの方々に、サガンティアとして共にすばらしい大会をつくり上げていただきました。このような「支える」という形でスポーツに関わる方々は、これからの佐賀のスポーツシーンを盛り上げていく上で、決して欠かすことのできない存在であります。

また、今回の大会におきまして、情報保障サポーターとして参加していただきましたサガンティアの方々からは、障害者と関わり、支援していく中で、もっと自分たちのスキルを上げたいとの声も聞かれ、手話や要約筆記などの活動に関心を持っていただいたことは、「ＳＡＧＡ２０２４」がスポーツだけではなく、福祉も含め様々な分野において、ある意味、起爆剤となる大会であったと感じる次第であります。

このような声を形にするべく、今議会に情報保障サポーター育成事業として、「ＳＡＧＡ２０２４」において情報保障サポーターとして活躍

されたサガンティアの方々の今後の活動を支援する予算が提案されており、この事業が手話通訳や要約筆記に携わる人材の確保や裾野拡大につながることは、大変意義の深いことであると考えております。

手話通訳は、手話をコミュニケーション手段とされる聴覚障害者にとりまして、医療、教育、そのほか社会生活の様々な場面において、必要不可欠な存在であります。また、要約筆記も、手話を使うことが難しい中途失聴者や難聴者にとりまして、重要なコミュニケーションの手段であります。しかしながら、現在、県内の手話通訳や要約筆記に携わる方の数がいまだ不足しており、聴覚に障害のある方々が安心して地域で暮らしていくためには、支援者を増やしていくことが重要であります。

実を申しますと、私の娘も先天性の難聴であります。幸いながら、現在は日常生活にあまり支障のない状態ではありますが、やはり親として一抹の不安は拭えないものでございます。多くの県民が、障害のある方々のことを決して人ごとと捉えず、関心を持っていただくことがよりよい社会につながることであると考える次第であります。

そこでお伺いをいたします。

県は、聴覚に障害のある方々への支援として、今回の情報保障サポーターの育成を通して、今後どのように取り組んでいかれるのか、井上健康福祉部長にお伺いをいたします。

二つ目の項目は、看護師の確保と県内定着についての質問であります。

看護師の人手不足は、少子・高齢化社会を迎えた我が国におきまして、非常に重要な課題の一つであります。高齢者は何かしらの慢性疾患を抱えられている場合が多く、慢性疾患患者の増加に対応するため、年々看護師の需要は高まってきております。また、近年では病院や介護施設だけではなく、在宅医療などの需要も高く、入院患者や訪問看護などに必要な看護師の数も不足している状態であります。

高齢者の人口は今後ますます増加することが予想されており、二〇四〇年頃には高齢者の人口がピークを迎えまして、医療、介護の複合ニーズのある高齢者の数は高止まりする一方で、生産年齢人口は急速に減少し、二〇六〇年には日本の総人口における六十五歳以上の割合が約四〇％を占めることとなり、今後、看護師の人材不足はさらに加速していくものと考えております。

このように、将来的な看護人材の不足が懸念されている中、佐賀県におきましても、看護師の確保や県内定着に対しまして、早急な取組が必要であると考えられます。

県内の看護師を確保していくためには、まずは県内の看護学校で学ぶ学生数を確保し、卒業後には県内へと就職していただくことが極めて重要であります。しかしながら、近年、看護学校におきましては、入学者数の確保が大変厳しい状態にあり、入学者数が定員数を下回る学校も多く、特に医師会立看護学校におきましては、現在、県下六校全ての学校で定員割れという状況であります。

医師会立看護学校の学生は、卒業後、県内の医療機関へと就職される割合が高く、各地域の医療体制の充実に大きく貢献されているため、医師会では、この看護学校の定員割れが地域医療の崩壊につながるのではないかと大変危惧されております。

また、最近では、看護大学や看護学校全体におきまして、県内医療機関への就職率が徐々に低下している傾向にあり、さらには県内へと就職された看護師が、数年後には他県の医療機関から引き抜かれるという

ケースも散見されるところであります。

今後、県内の地域医療を守っていくためには、看護学生の確保に向けた後押しや県内への就職を促進する取組を行い、看護師の確保と定着を進めていくことが極めて重要であると考えられます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

初めに、看護学生の確保についてであります。

看護師を確保していくためには、まずは県内の看護学校における学生数を確保することが重要でありますが、県として、現在どのように取り組んでおられるのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

次に、看護学生の県内就職率の向上についてであります。

県民に対しまして、安定的かつ持続的に医療を提供していくためには、県内で学ぶ看護学生にできるだけ多く県内へと就職していただくことが重要であります。看護学生の県内就職率の向上のため、県としてどのように取り組んでおられるのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、井上健康福祉部長にお伺いをいたします。

三つ目の項目は、玄海地区の漁業振興についての質問であります。

島国である我が国にとりまして、漁業というものは古くから重要な産業と位置づけられており、佐賀県におきましても、南の有明海、北の玄界灘と全く異なる様相を呈した二つの豊かな海の恩恵を享受いたしまして、本県の水産業は発展を遂げてまいりました。

私の地元唐津市を含む玄海地区におきましては、対馬暖流の影響下にある壱岐水道の外洋性漁場や、東松浦半島や玄海諸島周辺の沿岸漁場、唐津湾、仮屋湾などの内湾漁場があり、日本有数の好漁場となっておりまして、七つの離島やリアス式海岸が続く中に砂浜が点在するなど、多様な漁場を有している次第であります。

そのため、漁業の種類も、釣りやはえ縄をはじめ、小型底引き網、船引き網、五智網、定置網、海士漁など多種多様であり、地域を支える重要な産業の一つとなっておりまして、呼子のイカをはじめとする玄界灘の新鮮な魚介類は、県内の観光業の振興にも大きく寄与しているところであります。

しかしながら、玄海地区の水産業を取り巻く環境は、ケンサキイカやアカウニ等の水産資源の減少や魚価の低迷、燃油の高騰をはじめとする漁業経費の大幅な増加により、漁家経営は大変厳しい状況となっております。これらの要因が漁業離れや後継者の減少につながり、その結果、離島や地域漁村の人口減少に拍車をかけているのが現状であります。島を守り、海を守り、地域を守っておられる漁業者のためにも、漁家経営の改善に向けまして、県としても取り組む必要があると考えます。

また、近年では気候変動に伴いまして、漁場の環境が大きく変わってきており、漁師の方々からも、クロマグロが増加する一方で、イカ類がますます減少している。ワカメやヒジキなどの海藻類が年々減ってきているなどといった声も多数お聞きし、とれる魚の種類の変化や藻場の減少など新たな課題も生じてまいっております。特にイカ類を好んで捕食するクロマグロの増加は、イカ釣り漁師の方々にとりまして大きな問題であり、また、定められた漁獲枠を超えて捕獲されたクロマグロにつきましては再放流しなければならないため、漁業者にとっても大きな負担となっているところであります。

そのような中、令和五年十二月、佐賀県議会におきまして、自民、公

明、共産党の議員が提出者となり、「太平洋クロマグロ資源管理に係る対策の充実を求める意見書（案）」を可決し、国に対し、意見書を提出いたしました。

また、昨年二月には玄海漁協組合長や地元漁業者らと共に、自民党国会議員のお力もお借りいたしまして、森健水産庁長官や当時の自民党水産総合調査会長でありました石破茂衆議院議員に対し、佐賀県の太平洋クロマグロの漁獲枠の拡大などを要望してまいったところであります。

これら意見書の提出や要望活動のかいもありまして、佐賀県における二〇二五年度分太平洋クロマグロの漁獲枠は、大型クロマグロは六・五トンから二十・七トンと前年度対比約三・二倍、小型クロマグロも四・二トンから十九・一トンと前年度対比約四・五倍となる大幅な増枠を実現していただいた次第であります。また、県としても藻場の減少による磯焼けなどに対しまして、藻場の回復に向けての取組など精力的に行っておられることも承知いたしております。しかしながら、気候変動の影響によって大きく変化している漁場環境の中で、漁業者の方々が将来にわたり安心して漁業を営んでいくためには、これまでの取組に加えまして新たな取組も必要であると考えます。

そこで、このような現況の中、これまで県としてどのような形で漁業振興に取り組んでこられたのか。また、近年の気候変動を踏まえた上で、玄海地区の漁業振興に向け、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

四つ目の項目は、林業の振興についての質問であります。

佐賀県の森林面積は約十一万ヘクタールであり、県土の約四五％を占め、県内の貴重な緑資源となっておりまして、この森林は木材等の生産のみならず、地球温暖化防止への貢献、県土の保全、山崩れ等の災害防止、水資源の涵養など多面的な機能を有しております。

また、人工林につきましては、人工林率六七％と全国一位ではありますが、木材の輸入増加等を主因とした国産材価格の長期低迷などによりまして、林業の生産活動が停滞し森林の荒廃が大きな課題となっております。荒廃した森林は公益的な機能を発揮することができず、近年頻発化している大型台風や集中豪雨によりまして土砂災害などを引き起こす要因ともなっております。また、林業の衰退とともに、特に中山間地域などでは地域の活力も低下し、林業離れによる後継者不足、林業就業者の高齢化などによりまして、ますます森林の荒廃を進めるという悪循環につながっております。このような現状から県といたしましても、持続可能な林業の確立を実現するため、林業の振興は極めて重要であると考えます。

一方、県内の山々におきましては、戦後の拡大造林によって植林された杉やヒノキの人工林の多くが現在伐採の適齢期を迎えている状況であり、私も昨年、地元の森林組合に依頼をいたしまして、所有する森林の間伐を行ったところであります。これらの森林は私が生まれた頃に植林されたものでございますが、想像していた以上に間伐材の収入が多く、当時汗を流して木を植えてくれました両親や祖父母に改めて感謝した次第であります。

このように県内の人工林資源が充実している中、今後、計画的な主伐を行い、伐採後には着実な再造林を行っていく必要があります。私は、この機会に「サガンスギ」への植え替えが進むことに期待をいたしております。

県が五十六年もの歳月をかけて開発された「サガンスギ」は、従来の杉と比較して一・五倍の速さで成長し、植林から皆伐まで五十年かかっていたものが約三十年という期間で木材としての利用が可能であり、「サガンスギ」への植え替えにより、以前よりも収入サイクルの短縮が見込まれ、林業経営の改善につながるものと期待されます。

加えまして、従来の杉と比べ、木材の強度が高いという特性があり、さらには一般的な杉と比較しても花粉の量が半分以下という特徴がございます。杉全般に言えることではありますが、通常、杉は樹齢二十年から三十年で開花し始め、三十年を超える頃になりますと急激に花粉の量を増やしてまいります。現在、山林で大量に花粉を発生させている収穫期を迎えた杉を計画的に伐採し、花粉の少ない「サガンスギ」に植え替えていくことで、春に飛散する花粉の量を大幅に減少させていくことも期待されるところであります。

このように成長が早く、木材の強度が高く、そして、花粉が少ないという三拍子そろった「サガンスギ」は、令和四年二月にデビューしまして、現在三年が経過しております。地元の森林組合では、「サガンスギ」の植林だけではなく苗木の生産にも取り組まれており、今後、「サガンスギ」の普及を推進していくことで山林から計画的な収入が見込まれ、森林所有者が安心して森林経営を続けられるようになり、佐賀県の林業振興につながっていくものと考えております。

そこで、「サガンスギ」の苗木生産や植え替えに係る県のこれまでの取組状況と、「サガンスギ」をさらに普及させていくための今後の取組につきまして、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

最後の項目は、若年層の薬物乱用防止対策についての質問であります。

現在、全国的に若年層の大麻の乱用が社会問題となっております。令和五年、我が国の大麻事犯の検挙人員は六千四百八十二人であり、過去最多を大幅に更新いたしました。統計開始後、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯を上回り、まさに大麻乱用期の渦中とも言える状況となっております。そのうち三十歳未満の若年層が七割以上を占めており、その検挙人員は四千七百六十七人と、十年前の平成二十六年と比較して約六・五倍に増加したわけであります。また、大麻事犯で検挙された乱用者が大麻を初めて使用した年齢、これは三十歳未満が九割近くを占めておりまして、その中でも二十歳未満は五二・五％と最も多く、二十歳未満での乱用拡大が危惧されているところであります。

このように若年層の間で大麻の乱用が蔓延している原因の一つといたしまして、ＳＮＳやインターネットなどで、大麻には身体への悪影響がない、依存性がないなどといった大麻に関する間違った知識や情報が影響していると考えられます。また、ある調査によりますと、現役大学生へのアンケートの結果、日常生活で大麻を入手できるかという質問に対しまして、三六・一％の学生が入手可能と回答しており、ＳＮＳやインターネットの普及により大麻へのアクセスが比較的容易となっていることも大麻乱用の一因となっていると推察されます。

大麻はゲートウェイドラッグと言われており、大麻をきっかけとして覚醒剤などのより危険な違法薬物に手を染めたり、大麻の売買を通して暴力団との接点ができ、その活動に引き込まれたりする危険性もあり、若年層への大麻蔓延防止対策は喫緊の課題であると言えます。

このような状況の中、佐賀県におきましても先日、乾燥大麻およそ二キロ、末端価格一千万円相当をタイから密輸入しようとしたとして、吉

野ヶ里町に住むベトナム国籍の技能実習生ら二人が麻薬取締法違反の疑いで逮捕されております。県内の大麻の蔓延が危惧されているところであります。

また、昨年十二月には大麻取締法が改正され、「麻薬及び向精神薬取締法」により、大麻の施用につきましても取り締まりが可能になったと承知いたしております。

このような情勢の中、県内の大麻の現状と、若年層の薬物乱用防止に向けた県警察の取組につきまして、福田県警察本部長にお伺いをいたします。

以上、執行部の誠意ある御答弁をお願いいたしまして質問を終わります。（拍手）

◉井上健康福祉部長　登壇＝桃崎祐介議員の御質問にお答えいたします。

私には大きく二項目御質問をいただきました。

まず、情報保障サポーターの育成についてでございます。

県では、手話言語の普及と聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心し暮らせる、聞こえの共生社会の実現に向けて取り組んでおります。

そうした中、聞こえの共生社会の実現には、一人でも多くの手話通訳者や要約筆記者を養成していく必要があり、手話や要約筆記に携わる方の裾野を広げていくことが大切であると考えております。

昨年開催されました「ＳＡＧＡ２０２４」では、総勢三千六百六十二名のサガンティアの皆様に様々なシーンで大会を支えていただいております。サガンティアは大会を一緒につくり上げた大切な仲間です。そして、このうち五百六十一名に情報保障サポーターとして聴覚に障害のある選手や関係者を支える役割を担っていただきました。

情報保障サポーターとして活躍いただいた方々からは、スキルアップをして、もっといろんな形で聴覚に障害のある方と関わっていきたいなど、大変ありがたい声をいただいております。また、佐賀県聴覚障害者協会をはじめ関係団体の方々からも、情報保障は必要であり、自分たちとしても共に取組を進めたいといった声もいただいております。

こうした皆さんの声も踏まえ、サガンティアとして活躍された情報保障サポーターの方々に、ぜひ今後も手話や要約筆記を広めていただく存在になっていただけるよう、来年度からは新たに情報保障サポーター育成事業に取り組むこととしております。

具体的には、県内の手話サークルや要約筆記の団体に全面的に協力いただきまして、手話通訳や要約筆記のスキルや習熟度に合わせた学習会を県内全域で開催することとしております。さらに、一定の技術を身につけていただいた後、実践を通した学びを得ていただくために、スポーツ大会や各種イベントなどに派遣される手話通訳者や要約筆記者と一緒に活動していただく、そういったことも考えております。

「ＳＡＧＡ２０２４」で生まれた多くの方々の思い、また、この機運を大切にし、スポーツ大会をはじめ、様々な場面で情報保障サポーターが継続して活動されるよう応援してまいります。そして、こうした取組を通じて、聴覚に障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、手話通訳や要約筆記に携わる人材の確保と裾野の拡大に取り組んでまいります。

次に、看護師の確保と県内定着について二点私には御質問をいただき

ました。

県内の看護学校は、県内の医療を担う看護職員を養成する非常に重要な役割を担っていただいております。特に医師会立看護学校の卒業生は県内就職率も高く、佐賀県の医療に大きな貢献をいただいていると認識しております。

看護学生の確保について、それぞれの看護学校においては、オープンキャンパスの開催や高校訪問、ＳＮＳを活用した情報発信など、様々な工夫をしながら取組をされております。

県におきましては、県内看護学校に広く効果が及ぶような取組を行っておりまして、これまで例えば、高校生等を対象とした看護の仕事の魅力をＰＲするイベントの開催や、県内の看護学校の情報発信などにより、看護の道に進む学生が増えるよう後押しをしてきたところでございます。

看護職を志望する人は、子供時代に看護師と何らか接した経験があることが多く、そうしたことを踏まえ、来年度からは新たに看護職を将来の選択肢としてもらえるように、高校進学前の小中学生を対象に看護の仕事体験事業を実施することとしております。

また、医師会立看護学校が学生の確保に苦慮されていることは、医師会との会議においてもテーマの一つとなることも多く、私としても十分認識をしております。

医師会立看護学校は、医療機関等で働きながら学校に通う形態であります。進学が増え、売手市場の現在、働きながら学びたいと考える学生が少なくなってきているものと思われます。こうした点につきましては、県医師会などにおいても問題意識を持たれております。医師会立看護学校の今後の在り方について意見交換を行うこととしており、看護職員養成のよりよい形を検討していきたいと思っております。

次に、看護学生の県内就職率の向上についてでございます。

これまで、県内看護学校の運営費の支援に当たりましては、県内の就職率の高い学校には割り増しをする仕組みを設け、看護学校が学生の県内就職率を高める取組を後押ししてきました。また、看護学生の病院実習がきっかけとなり、実習を行った病院に就職するということもあることから、県内医療機関に対しては、できるだけ県内の看護学校からの実習を受け入れていただくようお願いもしてまいりました。

近年、一部の看護学校において、県内就職率が低下傾向にあることから、今年度は看護学生が県内で就職するためには何が必要かなどを探るため、看護学生や看護教員に対する調査を実施いたしました。

その中のヒアリング調査では、看護学生が就職先を選択する際には、就職先となる医療機関の雰囲気や人間関係を重視する傾向にあること、また、実習以外で看護学生が県内医療機関の情報に触れる機会が思いのほか少ないことなどが分かりました。

こうしたことを踏まえ来年度からは、看護学生の佐賀県への愛着や仲間意識の醸成、県内人材とのつながりを強化するため、県内看護学生と県内の医療機関で働く若手看護師との交流会の実施、県内で学ぶ看護学生が県内医療機関の情報に触れる機会を増やすため、県内医療機関に特化した合同就職説明会の開催、こういったことを行うこととしております。

また、先ほど申し上げました小中学生を対象とした看護の仕事体験事業も看護職を目指す県内人材を増やすことにつながるものと考えており

ます。

今後も、関係機関と連携しながら、県内で学ぶ看護学生を増やし、県内就職率を高めるため、また、定着を図るための取組を一層推進してまいります。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

最初に、玄海地区の漁業振興についてお答えいたします。

玄海地区の漁業経営は、漁獲量の減少、燃油・資材価格の高騰に伴う操業コストの増加などにより厳しい状況にございます。

漁業経営を安定させるために、種苗放流や漁場環境の整備などによる水産資源の回復の取組に加え、国や大学などと連携してＩＣＴ技術を活用した漁業のスマート化に取り組んでまいりました。

例えば、イカ釣り漁業では、水温や潮の流れなどの予測情報を漁業者に提供して、出漁の判断、漁場の選定を支援する海況予測システムを開発しました。このシステムを利用した漁業者の方からの評価として、釣れる時間帯の目安になり、操業時間と燃料の削減につながるですとか、しけが続き、操業場所の選定に必要な情報がない場合に役立つといった声をいただいております。

近年、気候変動の影響により、魚が多くとれる場所やとれる魚の種類が変化していることから、漁業者の安定経営のためには、これらに対応した新たな取組が必要でございます。

このため、来年度からイカ釣り漁業においては、遠い漁場でも鮮度を保持できる手法の確立や、イカ以外の魚種との複合経営に取り組むなど、収益性の高い漁業経営への改善を図ることとしております。

また、定置網漁業においても、ブリなど多くとれるようになった魚種に対応した漁具の改良にも取り組むこととしております。

一方で、気候変動の影響により藻場の減少も進んでいることから、県では令和五年度から漁業者などと連携して、藻場を食い荒らすガンガゼなどの駆除にも取り組んでおり、駆除を実施した場所においては少しずつではございますが、藻場の回復が見られております。

今後は、藻場の持続的な利用に向けて、ガンガゼの駆除の取組を一層強化するとともに、資源が減少しているアカウニの種苗放流を引き続き実施してまいります。

今後とも、玄海地区の漁業振興を図るため、漁業者や漁協、市町などと一体になって取り組んでまいります。

次に二項目め、林業の振興についてお答えします。

県では、令和四年度から林業に適した地域の杉林を百年かけて「サガンスギ」へ植え替えることを目的として、「サガンスギの森林（もり）百年構想」を展開しております。

具体的には、苗木生産の大本となる穂木を生産する採穂園の整備、品質の良い苗木を効率よく育てるための苗木生産用ハウスの整備に対する支援など、苗木の生産拡大に取り組んでおります。

これらの取組によりまして、「サガンスギ」の苗木生産量は令和四年度の約一万本から令和六年度には七万本と着実に増加をしております。

また、苗木の増産に伴い「サガンスギ」への植え替えも進んでおり、今年度末までに約二十六ヘクタールの植林が行われる見込みとなっております。

「サガンスギ」は、従来の杉に比べて成長が早いことから、最も過酷な夏の作業である下刈りの回数を削減できる、収穫時期がこれまでの五十年から三十年に短縮でき、収益の早期確保につながるといったメリットがございます。森林所有者にとっても十分な収益が見込めることから、植え替えをさらに進めてまいります。

今後は、これまで以上に苗木の供給を強化することとして、今年度、林業試験場に設置したサガンスギトレーニングセンターにおける技術支援により、苗木生産の育成を図ってまいります。

また、林業普及指導員によるチラシ配布や研修会の開催を通じて、森林所有者や森林組合などに「サガンスギ」の優位性を理解していただくなど、「サガンスギ」への植え替えについてしっかり取り組んでまいります。

今後とも、「サガンスギ」を核として市町や林業関係者と一体となって各種施策を前へ進め、本県の林業振興を図ってまいります。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　登壇＝県内の大麻の現状と若年層の薬物乱用防止に係る県警察の取組についてお答えします。

令和六年中の県内における薬物事犯の検挙人員は六十六人であり、このうち三十六人が大麻事犯であります。

大麻事犯については、他の薬物事犯と比べ、初犯や、十代、二十代の若年層の占める割合が高く、これは全国的な傾向と一致しております。

県警察においては、このような情勢を踏まえ、供給の遮断と需要の根絶という両面からの取組を進めております。

供給の遮断については、関係機関と連携しつつ、徹底した取り締まりを推進しており、議員御指摘のとおり、本年一月には長崎税関と共同し、県内のベトナム人大麻密輸グループを摘発するなどしております。

また、サイバーパトロールによる情報収集を通じ、密売人の取り締まりやサイト管理者に対する違法・有害情報の削除要請を行うなどしております。

需要の根絶については、積極的な広報・啓発活動を展開しており、中でも大麻はインターネット上で、身体への悪影響が少ない、依存性がないなどといった全く誤った情報が氾濫していることから、若年層の乱用防止のため、県内の中学校や高校等において薬物乱用防止教室を開催するなどの取組も進めております。

大麻をはじめとする薬物は、乱用者をむしばむのみならず、幻覚や妄想等により乱用者が凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあり、また密売は犯罪組織の資金源にもなることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題であります。

県警察としては、引き続き、その乱用者や密輸・密売組織を厳しく取り締まるとともに、各種の広報・啓発活動を展開し、社会全体から薬物乱用を排除する機運の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

◉宮原真一君（拍手）**登壇**＝会派、自由民主党の宮原真一でございます。

今回、二項目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まずは、投票環境の向上についてと銘打って質問をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、投票につきましては主権者の権利の行使でご

ざいます。投票しないのは自由ではございません。これは権利の放棄であります。このこともしっかりと皆さん方に御理解いただきながら、せっかくの権利でございます。行使をしていただければと思うところであります。

選挙には関わらないほうがいいというような風潮も出てまいっております。この風潮も変えていかなければなりません。当然ながら投票率が上がる上がらないは、やはり候補者の責任もあろうかと思っているところでございます。

昨今ございました衆議院選挙、それから佐賀県知事選挙、佐賀県議会議員選挙におきましては、戦後最低の投票率となっておるところでございまして、また私もその候補者の一人でもございます。私の地元、県議会議員選挙で四八・三九％でございました。私の至らなさを痛感するばかりでございます。やはり私も投票を訴えているわけでございますので、そこに至らなかった点につきましては、できますれば、本当に地元の皆様に深くおわびをしたいところでございますし、また反省をしながら政治活動もしっかりとやっていかなければならないと思うところでございます。

そこで、今回、また改めて質問もさせていただくところでございますけれども、皆さん御承知のとおり、投票権には今までの歴史があるわけでございまして、最初は納税をされている方から投票権があるというようなことでございました。それから、男女の関係もございました。男性は二十五歳以上で十五円以上の納税がある方からまずは選挙権があったわけでございます。その後、十五円の納税がなくても投票ができると。しかしながら、まだ女性の投票権があっておりませんでした。女性活動家の運動もありながら、そしてまた戦争もあって、ＧＨＱの配下になったときに二十歳以上の男女に選挙権が与えられるようになったわけでございます。新たな世界が切り開かれたのではなかろうかと思うところでございます。

その当時、本当に女性活動家の皆さん方は、女性への選挙権をいただきたいというような活動を必死にされたんだろうと思います。市川房枝さんという方も必死に活動されていたというような歴史もあるわけでございまして、その方から見れば、本当に今の投票率を悲しんでおられるのではなかろうかとも思うところでございます。

近々、私どももそれぞれの選挙を見る中において、また新たな選挙の形が出てきたわけでございます。ニュースにもなっているわけでございまして、この改正の時期に、選挙管理委員会ではそれぞれにお考えをしっかりと取っていただきながら、国に提言――提言というわけにはいかないかもしれませんけれども、また改めて要望していただきたいと思っているところでございます。

そこでまた、今の選挙での問題点、それから課題というようなところがあろうかと思いますので、そこについて少し話をさせていただけたらと思うところでございます。

有権者が投票しやすい環境を整えることが必要かと思うわけでありますけれども、国においてルールを決められておりますが、あまりにしやすい形を取って、その中で新たな課題が出ていることも皆さん御承知のとおりであります。

投票所、まずはやはり投票所を多くつくることが投票率のアップになるわけでありますけれども、今、その投票所がなくなってまいりました。

期日前投票があるから大丈夫だろうというお話もあっております。しかしながら、田舎ではやはりなかなか高齢者の皆さん方がその投票所まで行けないことも事実でありまして、私も実際、地元の方からも言われたことがあります。

これは方言で言いますけれども、申し訳ございません。「真ちゃん、私は真ちゃんばってんね、ごめんね、投票所遠かけんが投票は行かんもんね」というようなこともいただきました。「いや、おばちゃんありがとう。その気持ちだけで私はうれしかけんよかよと。そいけん、頑張っていくけんね」と。「うん、真ちゃん頑張ってね」というような会話もさせていただきました。でも、やはり投票には行かれなかったわけです。近隣の皆様方に「投票に行きたかけん連れていってね」と言うこともできるんでしょうけれども、なかなかその一言を言えないのも事実でありまして、そういったことをまた受け止めながら、皆様方ができるだけ投票しやすい形をしっかりと取っていくことが必要でなかろうかと思うところであります。

また、投票所をつくりますと、これはまた新たな課題が出てまいります。やっぱり立会人も多く必要になってまいるわけであります。期日前投票所が全箇所にずっとあると大変な予算もかかるわけでありますので、そこはそれぞれの単位の市町の中でお考えいただいて、投票日は投票日としてしっかりと多くのところで投票できること。そして、期日前投票は箇所数を減らすというようなことも必要ではなかろうかと思うところでございます。

そして、立会人の中ではまた新たなことがありまして、以前は多くの地域が行政区単位で、多分公民館等で投票がなされていたんだろうと思います。しかしながら、現状ではそういったことにはなっておりません。立会人の方がおられますけれども、今、投票箱にしっかりと投票されているかどうかの確認はなされているんだろうと思います。以前は名前を呼ばれて、ああ、あそこの三男坊か、あそこの次男坊が来たなというような形で、しっかりとその名前を聞いて、御本人さんが投票されているか確認がなされていたんだろうと思いますけれども、今はその立会人の方が、その判別をできるかといえばなかなか難しいんだろうと思います。

そういった懸念もあるわけでございますので、やはり投票所にはがきを持ってきた人が、御本人さんが来られたかどうかの確認は私は必要だろうと思うわけであります。でも、三年前の選挙から、参議院選挙のときに、いや、今は手ぶらで投票所に行ってもらっても投票できますよというお話があっておりました。私はびっくりしました、そんなことができるのかと。前回の衆議院選挙でもそういうお話があっておりました。本当にたまたま行かれた方がいらっしゃいました。そしたら、我が町では身元調査がされたそうであります。ああ、私の町はよかったなと思いました。でも、ほかの町で、そしてまたほかの市でされていないところがあるなら、それはどうやってその本人さんを確認するのかと思ったところであります。

今、マイナンバー制度も進められている中、やはりその人がその人であるということをしっかりと認識して、公平公正、そして厳正なる選挙があるべきだろうと私は思うわけでありますので、その点もこれから選挙管理委員会の中で御議論いただきながら、国へお話をしていただければと思うところでございます。

それからまた、県内を見ますと、県内だけではありませんけれども、

投票当日の締め切りの時間が多くは午後八時までございますけれども、午後六時までのところもあるわけでございます。

同じ選挙区内、その市、町、村、県内は村はありませんけれども、それぞれの自治体の中の選挙であれば公平になるかもしれませんけれど、ここにも不安材料がありまして、やはり国政選挙でありますと、全体からその時間が徹底されていたならともかく、なかなか徹底等は難しいんだろうと思います。うちでも午後六時までになっておりますけれども、国政選挙でも六時以降に投票所に来られる方たちもいっぱいいらっしゃるのが現実であります。これが、一票の格差も言われる中、せっかく投票に来られている方が、午後八時までに来たのにというような思いをされているんじゃなかろうかと思うわけであります。せっかくの権利を行使しようとされる方にしっかりと投票していただくことは、私は必要だろうと思いますので、地域をまたぐような選挙である場合は統一をしていただかなければならないと思うわけでございます。そういったところも改めて県内の中で御議論いただけたらと思うわけであります。

私は、自治体の午後六時までの投票についてはいいことだなと思っております。これはなぜかといいますと、今は少し移り変わってはおりますけれども、以前は市長選挙、首長選挙と議員選挙は同日でありました。開票しますと、首長のほうが先にある。町長さんなり村長さん、そして市長さんの首長さんたちの開票が最初にあって、それから議員の開票がある。もう十二時を超えます。次の日まで待たないと、その議員さんたちの票が確定しません。多くの皆様方は本当に不安の中、そしてまた心配されながらその時間を費やされるわけでありますので、できますれば、その自治体でやる選挙であるならば、市長選挙と議員選挙がある場合は、私は六時までで構わないのではなかろうかと思うわけであります。そして、より早く開票結果を出していただくことが必要であろうとも私は思っているところでございます。こういった懸念もありますので、またそういったところも御議論いただけたらと思うところであります。

次に思うのが、先ほど言いました本人確認でありますけれども、今年度、議員派遣がございました。そのときに全国議長会の中で新しい投票の在り方というような話もあっておったところであります。その中で、インターネット投票もするべきだろうというような話があっておりました。私は、それはなかなか難しいんだろうと思っています。難しいというよりも、できないんではなかろうかと、してはいけないんではなかろうかと思うところであります。それはなぜかといいますと、しやすい環境はつくれるかもしれません。しかしながら、本人さんが本当に投票しているかどうかの確認は取れないだろうと思います。ですから、先ほど申し上げましたとおり、厳正なる選挙がなされなければならないと思っておりますので、そういったところもしっかりとお伝えいただきたいと思っているところであります。

また、今は成人年齢も変わり、十八歳から選挙権も提供されるようになりました。そのことによって、今度の参議院選挙も同じ高校生の中で投票に行ける方と投票に行けない方もいらっしゃるわけであります。ここは教育委員会の中でも少しお話もしていただきたいと思いますけれども、基本的に学年で、同年で教育をなされるわけであります。高校への進学率は九〇％を超えているんだろうと思いますので、そういった中、平等性をうたいながら教育がなされている中において、そういったことがなされるというのは、なかなか説明しにくいというようなこともある

んではなかろうかと。

全国議長会の中でも言わせていただきました。せっかくの純粋な、十八歳になったばかりの子が、一番最初投票するときに周りに相談したら、あなたは投票権があっても私には投票権がないから、私には関係ないことだから私には相談しないでくださいと言われたときに、その子はどう対応できるんですかと。じゃ、私も投票には行かないし、選挙のことは考えないようにしようというような、純粋な心を持ったその方がせっかくの一回目の投票に、最初に行かなかったら、次からも多分行かない風潮になるんだろうと思います。そういったことをなくすためにも、私はこれは改正すべきだろうと思うわけであります。ここでは満で考えず、できれば昔でいう数えで考えるのか、それともその以降、十九歳からするのか、そういったことも改めて御議論いただけたらと思うところであります。

それからまた、国民投票が今ささやかれるようになりました。そして、日本を見てみますと、大阪では住民投票がなされたわけであります。ここでもルールが、私が違和感を思うところがありまして、私の考えを述べさせていただきますと、義務教育課程を経て、社会に出られるように教育をなされた方たちが、十五歳を超えて社会に出られる方たちがいっぱいいるわけであります。その方たちが、次の社会を変えるような憲法改正に対して投票権がないというのはどうなのかなと思うわけであります。人を選ぶ選挙権とは違います。自分たちの社会を決める、その国民投票であるならば、そして、住民投票であるならば、私は投票権を持たせてもよいのではなかろうかと。ですから、年齢で切るのではなく、義務教育を終えた方に対しては投票権を持たせてもいいのではなかろうかと私は思うところでありますので、そういったところもしっかりと選挙管理委員会のほうで御議論いただければ幸いに思うところであります。

る申し上げさせていただきました。そういったこともいろいろとこれから佐賀県の選挙管理委員会の中で御議論いただきながら、国のほうにお伝えいただければと思うところでございます。よりよい投票の在り方を私は願うものでありますし、多くの皆様方がそのことによって政治に携わっていただく。政治は、生活を絶対つかさどっているわけであります。政治に関わっていない人は国民の中ではいらっしゃいません。ですから、そういった権利の行使をしっかりとしていただくような、その世の中にしていただくように心がけていただくようにお願いをしておきたいと思います。

そしてまた、これまで投票率の向上についてもお伺いさせていただいておったところでありますので、これまでの取組、そして、これからの取組についてもお伺いをさせていただきます。その点について答弁を願うところでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

それから、二項目めに移らせていただきたいと思います。佐賀県立高校についてお伺いをさせていただきたいと思います。

県立高校の在り方、それから考え方について、これもまた、教育委員会の中で御議論いただくために話をさせていただくところでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

佐賀県の県立高校を見てみますと、地域の人口減少に対応がなされて、平成三十年、それから、平成三十一年にかけて高校再編という形で近隣の高校と合併をし、高校の形を維持しながら、応急処置がなされたと私は認識しているところでございます。しかしながら、現状を見てみます

と、まだ人口減が進んでいるのは事実であります。また改めて、代表質問の中でもあっておりました。高校再編について考えはないのかというような話もあっておったところでございますけれども、答弁では今のところ考えていないと。私は、再編かどうかは分かりません。再編でないところもお話をさせていただくところでありますので、しっかりと認識していただきながら、答弁を願うところであります。

佐賀県においては、人づくりが大切だと、産業の分野でも、そして、全体の分野でもお話をされているところでございます。そこを加味した中で、教育でも生き抜く力、そしてまた、骨太の人間をつくりたい、それから、人の痛みが分かる優しさを持った人になってもらいたいという願いの中、その育成が進められているところでございます。

県内の高校を見てみますと、一学年二百五十人の学校が二校であります。二百人以上のところが八校あります。しかしながら、これは名前を挙げますけれども、鳥栖工業と佐賀工業につきましてはほとんどクラス替えがありません。一年生から三年生まで同じクラス。付き合い方は、ずっとその四十人で付き合うのがほとんどだろうと思います。しかしながら、学校ですので、交流をしていただきながら多くの学びをしていただきたい。やはり人間の学びというものは、多くの人に接すること、そして、多くの出来事があって、その経験値を生かしながら人が成長していくのだろうと思っているところであります。その学びをしっかりとしていただくことを私は願うものでありますので、できますれば、私は学校は大きいほうがいい。そしてまた、日頃から言わせていただいておりますけれども、クラス編制も大きいほうがいい。授業は少ない人数でもいいかもしれませんけれども、やはりクラスや学校は大きいほうが私は学びが多いのではなかろうかと思うところでございますので、人の成長に携わる皆様方においては、そういったこともしっかりと考えていただければと思うところであります。

また、私も今、文教厚生常任委員会の一員としておるわけでございますけれども、視察にも行かせていただきました。そして、鹿島高校にお伺いをさせていただきました。鹿島高校の現状をお伺いしたところであります。佐賀県においては、皆さん御承知のように「唯一無二の誇り高き学校づくり」というものが進められております。そして、唯一無二の誇り高き学校イコール誰もが行きたくなる学校とうたって進められているわけでございますけれども、そのモデル的な、そして、象徴的にすばらしい活動をしていただいている鹿島高校が定員割れをしているということでございました。私はびっくりしました。すばらしい高校なのに定員割れするのかと。近隣どころか、どこからでも通える高校であろうと私は思うわけであります。

そしてまた、その地域の内情を聞いてみました。そしたら、鹿島市から佐賀市の高校に通っている方がいらっしゃると。致遠館や佐賀西に行っていると。あれだけ活動がすばらしいあの鹿島高校ではなく、致遠館や佐賀西高が魅力あふれる学校なんだなというような気がしました。私はもっと鹿島高校をＰＲしていただきながら、鹿島高校のよさをもっと引き出していただければ、鹿島高校はそんなことにはならないのではなかろうかと。

また、しっかりとそのこともアンケートも取っていただきながら、致遠館、そして、佐賀西高校に行かれるその理由も聞いていただきたいと私は思ったところでございます。

やはり行きやすい学校が多いわけであります。これは最寄りの駅が近いところだろうと思うわけであります。太良高校、本当に駅のすぐそばであります。嬉野高校、それから武雄高校。私も、全部の最寄りの駅と高校の位置を把握しているわけではありませんので、全部が言えるかどうか分かりません。武雄高校、それから小城高校、私立ですけれども、佐賀学園もございます。めちゃくちゃ近いところにあります。おかげさまで三養基高校もそうであります。あとは最寄りの駅から一キロ以内にはまあまあるんだろうと思っているところでありますけれども、通学できないわけではないと思います。

今、言ったところについては、長崎本線を使えば結構通えるのではなかろうかと思うわけでありますので、それぞれの高校がしっかりとＰＲしていただくことも私は必要だろうと思っているわけであります。近隣からだけの生徒ではないんだろうと思います。また、自転車で通う人よりも電車で通う人のほうが早く着いたりもするわけでありますので、時間的な通学圏内というものもあるんだろうと思っておりますので、そういったところもそれぞれの学校でしっかりとやっていただけたらと思っているところであります。

で、私がお伝えしたいのは、学校は大きいほうがいいというようなことも言っておりました。私、おかげさまで県立高校を卒業させていただきました。当時、私の学年は二百七十名でありました。今、私が卒業した高校に行きますと、一学年二百名になっております。一クラスが四十五人から四十人になって五クラスになっているところでありまして、私の頃より一学年七十人減って、若さあふれる、活気あふれる学校になっているかといえば、そうでないような気がいたしました。

私もそれぞれの学校にお伺いもさせていただいております。私がお伺いさせていただく中で、佐賀北高校は私が見る中ではそれなりに活気あふれているなという気がしました。先ほどお伝えしたかと思いますけれども、佐賀北高校は一学年二百八十人はいらっしゃいます。やはり人数なんだろうと思います。それが成長につながり、そして、人の付き合いにつながり、そして、そこに活気があふれるんだろうと思いました。

できますれば、これから新たにどこかで学校をつくっていただき、一学年三百人、もしくは一学年五百人でも構いません、大きな学校をつくっていただきながら、しかしながら、そこに再編という形になると、またそれが違う形になるかもしれませんけれども、そういった学校もつくっていただいても私は構わないのではなかろうかと思ったところでございます。

それぞれ県内の高校を卒業された方もいらっしゃるかもしれません。それぞれの学年で違うかもしれません。一学年十クラスあった学年もあろうかと思います。十クラスになりますと、その当時、五十人か四十五人だったろうと思いますので、五百人、四百五十人だったろうと思うわけであります。十クラス以上の学校もあったそうであります。大変にぎやかだったというお話も聞きました。

そういった考えも、改めてしっかり持っていただきながら、学校の在り方について御議論いただければと思うところであります。

当然、学校それぞれの在り方、そして、存在というものはしっかりとあっていただきたいと思います。太良高校、厳木高校、それぞれの特色、そして、特徴を持って学校が営まれているわけであります。また、改めて唐津青翔高校もその一つであろうかと思います。私は存在意義がある

と思いますし、しっかりとこれから伸びていっていただける高校だろうと思っておりますので、一つの提案として大きな学校もあっていいのではなかろうか、それぞれの学校の在り方があっていいのではなかろうか。だんだんだんだん縮小する学校ばっかりであっていいのかというようなことも私は思っているわけであります。そういったこともこれから教育委員会の場でお話ししていただきながら、方針を出していただければと思うところでありますので、そういった御議論をしていただくことを願いながら、そして、その答弁を願うものでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上二項目答弁願います。よろしくお願いいたします。（拍手）

◉甲斐教育長　登壇＝宮原真一議員の御質問にお答えをいたします。私からは、県立高校についてお答えをさせていただきます。

高校は、義務教育である小学校、中学校から続く教育機関でありまして、大学や短大などの高等教育機関や実社会へ出ていく際に必要となる社会性を育む役割、また、別の言い方をいたしますと、ほぼ全ての人が受ける初等、中等教育段階の最後の仕上げとも言うべき大事な役割になっているというふうに認識しております。

高校が学校としての活力や教育効果を高めていくためには、その規模にかかわらず、生徒が多様な価値観に触れ、また、刺激を受けながら学びに向かい、その能力や可能性を伸ばしていくことができる環境があるということ、これが大切だと考えております。

再編の議論を行っていた当時と異なりまして、今はそうした環境として、例えば、オンライン授業により、学校にいながら、学校外、国外ともつながったり、地域や企業、行政との連携や、学校間連携等を行ったりするなど、以前と比べて、この学びのフィールドやスタイルも変わってきているというふうに思います。

また、例を挙げますと、生徒の全国募集を行っている有田工業がございます。地域と協働して、全国から多くの生徒を受け入れる取組におきましても、県内外の生徒同士、育ってきた地域の環境ですとか、興味、関心というのがお互いに違うこともあって、コミュニケーション力も鍛えられますし、切磋琢磨しながら学び合うことで、新たな気づきですとか可能性というのが広がっているようで、互いにいい影響が出てきているように感じています。

先ほど議員がおっしゃった鹿島高校でも、国内外の様々な分野で活躍するたくさんの卒業生がいらっしゃいます。卒業生が後輩のためならばと高校に駆けつけてくださって、毎年、キャリア塾というのを開催しています。シンポジウムやセミナー、相談会などで熱のこもった話に高校生たちは引きつけられておりまして、進路ですとか夢に向かって挑戦する後押しになっているというふうに思いますし、また、この地域課題について、鹿島市と意見交換を行って解決策を探るなど、社会につながる学びを通して視野を広げることもできていると思います。

お話がありましたように、すばらしい取組をしていますので、環境の分析はこれから行いますけども、鹿島高校の魅力についてしっかりとアピールしていきたいというふうに思っております。

このように、有田工業とか鹿島高校だけでなく、高校では多様な価値観に触れて、他者と協働しながら学びや経験を深めていくということで、地域の課題が自分たちの課題であると、身近なものとして受け止めるですとか、人の役に立つことの喜びを感じたり、そういうことを通じて、

生徒が自分の価値を確かなものと認識することができるようになるんだろうと思います。社会の一員としての意識ですとか社会性も育まれていき、主権者教育のほうにもつながっていくのかなと思っています。地域とつながって学ぶということを今すごく大事にしてきております。

教育委員会としては、このように生徒一人一人が輝けるように、それぞれの地域でそれぞれの学校の特徴や強みを生かした学校づくりに全力で取り組んでいるところです。

県立高校の在り方につきましては、これまでも社会や地域からどのようなことが求められているのか、また、学びたいという子供たちの声にどのように応えていくのか、地域において多様な学びの実現のためにどの地域にどの学科を配置するのかなど、全県的に見て考えてきたところです。もちろんこの先の生徒減少の状況というのも踏まえながら、子供たちの学びにとってどんな姿が望ましいのか、様々な観点から引き続き議論し、考えてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉大川選挙管理委員長　**登壇**＝私のほうからは、投票環境の向上について御説明申し上げます。

まず、投票所数の確保についての御質問がございました。

公職選挙法では、投票所の設置は市町の選挙管理委員会が行うこととなっておりまして、県内の投票所数の推移を見てみますと、令和元年の参議院議員通常選挙では三百十三カ所で、令和六年の衆議院議員総選挙では三百七カ所ということで、この五年で六カ所の減、市町別では四市町が若干の減少となっております。

投票所が減少した市町では、期日前投票の活用を呼びかけているほか、一部では巡回バスやタクシーなどを利用した投票所への移動支援や移動期日前投票所を設置するなど、投票機会の確保に努めており、県の選挙管理委員会といたしましては、こうした市町での取組に対して、県が管理執行する選挙におきまして必要な予算措置を行っているところでございます。

次に、投票終了時刻についてでございますが、公職選挙法では投票終了時刻は原則二十時とされておりますが、有権者の投票に支障を来さないと市町選挙管理委員会が判断すれば、終了時刻を繰り上げることができることとされております。

県選挙管理委員会といたしましては、市町選挙管理委員会に対しまして、投票終了時刻の繰り上げについて、投票機会の確保の観点から、十分な検討を行った上で慎重に判断するよう助言しているところでございます。

県内市町では、令和六年の衆議院議員総選挙におきまして十四市町で繰り上げが行われておりましたが、繰り上げを行う際には市町選挙管理委員会はホームページや広報物など、様々な方法で周知を行っており、有権者の方に混乱が生じないよう努めておりまして、ここ最近の選挙で大きなトラブル等は起こっていないと聞いているところでございます。

次に、投票所における本人確認の厳格化についてでございますが、公職選挙法では、有権者は投票所において選挙人名簿に登録されている本人であることの確認を経なければ投票することができないとされております。

本人確認につきましては、国の通知に基づき、投票所において、有権者が投票所入場券を持参した場合には、その情報を選挙人名簿と照合す

ることにより行っております。また、投票所入場券を持参しない場合には、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることや、氏名、住所等を確認することなどにより行っているところでございます。

今申し上げました現行の手続以上に本人確認を厳格化するということは、選挙制度の根幹に関わることでございまして、国において慎重に議論をしていただくべきものと考えております。

また、インターネット投票における本人確認の在り方につきましても、国で議論されているところであるため、その動向を注視してまいりたいと考えております。

それから最後に、投票率向上の取組についてでございますが、まずこれまででございますが、これまで県選挙管理委員会では市町選挙管理委員会と連携や情報共有を図りながら、ホームページ、ポスター、チラシ、選挙公報、ショッピングセンターでの街頭啓発などの様々な手法を用いて選挙啓発を行ってきたところでございます。

特に他の年齢層に比べ投票率が低い傾向にある若年層をターゲットにした啓発等に努めておりまして、具体的にはＬＩＮＥやインスタグラム等のＳＮＳを活用したＰＲ、中学校、高校での選挙出前授業、小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターコンクールなどに取り組み、市町選挙管理委員会におきましても、大学やショッピングセンター内への期日前投票所設置などに取り組んでいるところでございます。

今後といたしましては、県選挙管理委員会といたしましては、これまでの取組をさらに充実強化するとともに、他県の取組事例を県内市町選挙管理委員会と共有しながら、投票率向上に向けた取組を今後とも引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◉宮原真一君　登壇＝再質問ですけれども、選挙管理委員長にお伺いをさせていただかなければなりませんので、委員長さんお願いしますけれども、ルールに従ってやってまいります、それは当然のこと。今の現行のルール、これでいいのですかと私は提案をさせていただいている。そのことを佐賀県選挙管理委員会のほうで御議論いただきたいということをお願いしたわけであります。で、それをするかしないか。

また、住民投票についてもお話をさせていただきました。現行、今のところやっておりますので、これでルール上は問題ありませんので、それで結構だというところを私はお伺いしたわけではありません。これから御議論をお願いして、そこについてどうお考えでしょうかということもお願いしたわけであります。ルールは変えていったほうがよいのではなかろうかと。だからこそ、こういった不備な点があろうかと思いますので、そういった点をまた改めてしていただきたい。今度改正があるように聞いております。その都度その都度改正がなされるんだろうと思っていますので、そのときに参考になるようなことを、やはりしっかりと国に要望をしていただけないでしょうかとお願いしたわけであります。

先ほど、それぞれの選挙管理委員会にお伺いすると不備はなかったと、一向に住民の方たちには問題なかと。私はそういったことがあっていますよともお伝えしたところであります。中学生に、中学生の野球部でもいいですけれども、「ピッチャー、今日一日二百球投げとけよ」と、「分かりました」と言いながら、二百球投げられない時間で「二百球投げたか」と、「はい、しっかりと二百球投げました、完璧です」とか言われ

たのをそのまま聞いてもいけないんじゃなかろうかというような感じもしました。しっかりとした報告をなされているんだろうと思いますけれども、本当かどうか、また確認も取っていただけるようなこともしていただけたらなと改めて思ったところであります。

再度お伺いをさせていただきます。

先ほど、こういった課題点があろうかと思います。そういったところも改めて――改めてというか、議論していただけるのか、していただけないのか。また、国に考えを持って要望していただけるのかいただけないのかというところで、お答えをいただけたらと思います。よろしくお願いします。

◉大川選挙管理委員長　**登壇**＝宮原議員さん、いろいろ考えておられるということで、本当に頭が下がる思いでございます。

今、再質問ございました件についてでございますが、選挙制度につきましては、今回御質問いただきました件に限らず、県の選挙管理委員会としては、幅広く議論して、その中で改善すべき点があれば、それを、順番としては、都道府県選挙管理委員会連合会というのがございまして、それの九州支会、そこでまず議論しまして、その後、全国の連合会のほうに上げて、それで最終的に取り上げられると国に要望をするという手順になってございますが、そういった連合会での議論を通じて、先ほど申し上げましたように改善すべき点があれば国への要望を行うということも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「よろしくお願いします。改善すべき点がありますのでよろしくお願いします」と宮原真一君呼ぶ）

◉副議長（西久保弘克君）　暫時休憩します。

午後三時三十二分　休憩

出席議員　三十五名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸		
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫		
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎		
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行		
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三六番	大場芳博		
七番	青木一功	二二番	定松一生	三七番	岡口重文		
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸				
九番	木村雄一	二五番	宮原真一				
一〇番	中本正一	二六番	指山清範				
一一番	野田勝人	二七番	原田寿雄				
一二番	一ノ瀬裕子	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝				
一五番	冨田幸樹	三〇番	石倉秀郷				

欠席議員　二名

一三番	中村圭一		
二四番	坂口祐樹		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美
選挙管理委員長	大川正二郎

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉**議長（大場芳博君）**　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◉**古川裕紀君**（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。大変お疲れさまです。

三日間の一般質問、いよいよ最後の登壇者となりました。自由民主党の古川裕紀です。

前回の定例会での一般質問では、初めて初日のトップバッターを務めさせていただき、今議会では初めての最終日の大トリを務めさせていただくこととなりました。何事も経験ですね。初日のトップバッターだとはよ進めというようなプレッシャーがありますけど、最終日の大トリとなるとまた違ったプレッシャーを感じているところです。

それでは、張り切って質問に入らせていただきたいと思うのはやまやまなんですけれども、質問に入る前に一言。

本日は令和七年二月二十八日です。二月二十八日、何があった日かと申しますと、明治七年二月二十八日、佐賀戦争が決した日です。鳥栖方面から進軍してくる官軍に対し、江藤新平率いる征韓軍が現吉野ヶ里町の田手地区で相対したのが二月二十三日、その田手の戦いで敗れた征韓軍は解散し、神埼宿、新宿と通って境原宿へ敗走します。境原宿において、現神埼市千代田町原の町に鎮座する若宮神社に陣を張る島義勇率いる憂国軍と共に、姉地区から西へ進軍してくる官軍本体と蓮池方面から北へ進軍してくる官軍左翼との挟み撃ちに遭いながら、佐賀戦争最後で最大の戦いと言われる激戦にも奮闘むなしく敗れてしまいます。それが二月二十七日の夜中です。そして、その後、佐賀城に官軍が入ったのが百五十一年前の今日、二月二十八日だったのです。多分ちょうど今、この時間ぐらいだと思います。

私の地元において、そのような大きな戦いがあったわけですが、当時を記す資料はほとんど残っておらず、ただ、川岸に多くの兵隊さんの遺体がごろごろと並んでいたとか、二十八日夕方になって戦争終結を知り、みんな安堵してこの日、夜初めて熟睡したというような、当時の激戦ぶりや動揺ぶりを忍ばせる言い伝えが住民の間に残っているのみです。

ちなみに当時、宿場町としてにぎわっていた原の町は、この戦火にて全て消失したわけですが、その後、いざ復興という時期にちょうど明治期の鉄道開業と重なってしまいます。結果、人や物の行き来は街道筋から鉄道に取って代わられ、以前のようなにぎわいを取り戻すことはなかったとのことです。戦の様相ばかりでなく、時代の移り変わりを感じ取ることができるエピソードと言えます。

今回、当初予算にて佐賀復権推進事業費が計上され、佐賀戦争の真相などに係る深掘り研究という内容がありましたので、この辺りの出来事を示すような資料の新発見など研究成果を心から期待しながら質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従いまして、四項目について質問させていただきます。

まず、大きな項目の一つ目は県立大学についてです。

県立大学設置については、これまで県議会で様々な議論がなされてきました。令和五年十一月議会では、県立大学設置について、慎重、賛成の両方の立場から様々な議論が行われ、再議を経て、最終的には県立大学設置について調査検討を進めていくための具体化プログラムに係る予算が可決されました。

この予算審議における主な意見は、県立大学設置に慎重な立場としては、データ、情報が足りず、もっと慎重な議論が必要だから立ち止まるべきというものであり、対して賛成の立場としては、議論するための材料を集めるためにも予算化を認めるべきというものでした。ただし、慎重派にしても賛成派にしても、県立大学設置の是非についてはさらなる議論が必要という考えは共通したものであったと記憶しております。

予算を可決する際に添えられた附帯決議には、「これをもって最終的な大学設置を認めるものではないこと。」と明記されておりますし、知事御自身も「予算を議決いただくことが県立大学に対する議会からの包括的な承認を受けることになるとは思っておりません。」と議会答弁されておりました。

しかし、そうして具体化プログラムの予算化後、専門家チームと共に検討が進められてはいるものの、実際のところ、県議会において、県立大学の設置について具体的な議論を進めようにも現状ではまだ難しいと感じております。私のこの違和感について、言語化することがなかなか難しくてもやもやするところなんですが、例えば、今月、「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」が公表されました。しかし、まだ理念的な要素が強く、現段階において、県立大学の実現可能性について議論を深めるだけの材料がそろっていないという印象は拭えません。一般質問初日の答弁の中においても、知事は議論が広がっているとおっしゃいました。

構想というものは、まず、アイデアをどんどん出しながら目いっぱい膨れ上がらせていって、ある程度大きくなったところから、今度は具体的な着地地点に向かってしぼませていかなければならないと思うんです。理想を追い求め、アイデアを出し合うことはとても大切な作業なんですが、承認、非承認を審議するフェーズにおいては、実現可能性をしっかりと見据えながら、その有用性を議論しなければならないと思います。ですから、せめてこの県立大学の構想が、膨張から折り返してシュリンクしていく節目まで進まないことには議論のしようがないと私は思うんです。先ほどの知事の言葉で言う議論が広がっている状況とすれば、たとえ議会側から何か指摘したとしても、今後検討していきますとか、それも考えておりますなどといった答えが返ってくることが容易に予想され、具体的な検討のためのかみ合った議論をすることが期待できません。

若者流出防止の視点での議論は様々出ておりますので、横に置いたとして、県立大学では、県内でニーズが高いと思われる、例えば、薬剤師であったり、獣医であったり、半導体関連等の人材を育成したほうがよいのではないかと質問をしたとしても、設置後に検討していくといった趣旨の答弁になるのかなと想像します。実際に開学四年は設置認可に縛られるが、その後は様々検討したいというような言いぶりが今議会内でも聞かれます。行く行くは学部を増やす、県内全域にキャンパスを散りばめる。言うはやすしといいますか、果たして実現可能なんでしょうか。反対意見が出にくい状況をつくりたいだけなのではと正直勘ぐりたくもなります。

例えば、経営や情報を学んだ学生が、具体的に県内のどのような分野で活躍すると見込まれるのかと質問しても、あらゆる幅広い分野で活躍できる人材を育てるといった答弁になろうと思います。「チェンジ・メーカー」と言われてもぴんときません。もちろん潰しが利く学部を目指すつもりはないんでしょうが、そのように聞こえる節があります。潰しが

利く学部よりエッジの利いた学部でなければという思いが湧いてきます。理文融合と言われても、融合させるほど全教科満遍なく勉強している学生がどのぐらい集まってくれるのでしょうか。現実は、入学後に理文融合のスタートラインに立つまで基礎学力をつける、そのために一、二年費やすというようなことが起こる可能性もあります。

そういったふうで上げれば切りがないのですが、現時点では議論しようにも質問しているほうが、こうやったほうがよくないですかと具申やら進言やらしているのか、正直分からなくなってしまいます。一緒にアイデアを出す、膨らませていくという作業は私も非常に楽しいんです。ただ、それと承認、非承認というものはやはり別物なんだろうと感じています。

しかし、このように設置の是非についての議論がかみ合わない中にあっても、校舎の設計業務や佐賀総合庁舎に入居する現地機関等の移転といった県立大学の設置に向けた取組だけはノンストップで進められております。

県立大学を設置するかどうかという根本ともいえる部分が決まっていない中で、なし崩し的に準備だけ着々と進められている現在の状況に対して私は強い違和感を感じるわけです。

昨日の一般質問ではありませんけれども、新幹線については議論は続けるが、国が示す環境アセスには全力で拒否の姿勢を示されます。アセスの費用は国が持っています。事業は佐賀がうんと言わない限りは一ミリも進まないと書面にて約束を交わされているにもかかわらずです、なぜか。それは外堀が埋まるのを嫌ってのことだと思います。

しかし、御自身はあえてここは、いや、ここはあえてと言うべきか、県立大学に関しては外堀をどんどん埋めたがっておられるように感じてしまいます。知事の言葉で言う安易に踏み出すと取り返しがつかないよと、かえって教えていただいているような錯覚さえ覚えてしまいます。

この強烈な違和感を解消するため、県立大学設置についてはやはり議会の包括的な承認を得る必要があると私は思うのです。それまではハード整備は控えるべきと思っております。

さて、令和六年六月議会の私の一般質問に対して、必要な予算をその都度提出するので、その都度審議していただきたいとの答弁をいただきましたが、設置の是非についての議会の包括的な承認はもはや不要と考えておられるのでしょうか。不要と考えておられるのであれば、その根拠は何なのでしょうか、お聞かせください。

もしくは包括的な承認を得る必要があると考えておられるのであれば、どのような形で承認を得ようと考えておられるのか。もしくは何をもって議会の包括的な承認が得られたと判断されるのか、知事にお伺いいたします。

続きまして、大きな項目の二つ目、イチゴの生産振興についてです。

たまたまといいますか、先ほど会派室のほうで差し入れでイチゴがありましたので、おいしくいただきました。どなたからという名前を出すのはちょっとまずいのかなとも思いますけど、後ろから見守っていただいてありがとうございます。おいしいイチゴでございました。

さて、イチゴの生産振興についてです。

県では、収益性の高い園芸農業を実現するため、「さが園芸888運動」に取り組まれております。その中でもイチゴは、多くの農家が経営の柱とする本県の施設園芸の主力品目であり、今後、本県農業の持続的な発

展を図っていくためには、その振興は極めて重要であると考えております。

さて、本県のイチゴは昭和四十年代にパイプハウスが導入され本格的に栽培が始まりました。ＪＡグループの数値によれば、ピーク時の平成二年には県下で千八百人を超える農家さんがイチゴを栽培しておられたと聞いております。

なお、私の地元である神埼地区は古くからイチゴ栽培が始められ、県内のイチゴ産地を牽引してきました。そして、高齢化などにより、農家や栽培面積が減少傾向にある中であっても、パック詰め作業を軽減するためのパッケージセンターを県内でいち早く整備するなど、最近においてもイチゴの振興に力を入れておられる地域であり、さらに直近では、優れた技術を持つ農家がトレーナーとなり研修を行うミニトレーニングファームを整備するなど、新たな担い手の確保に生産部会が一体となって取り組まれております。

そのような中、先日、近隣のイチゴ農家の話を伺った際、現在栽培している「いちごさん」が、夏場の高温により苗の花芽分化、つまり、花の芽が出てくるのが遅れたため、定植後の生育や出荷時期も遅れ、イチゴにとって最大の需要期とも言える十二月のクリスマスシーズンに間に合わすことができず、ほとんど出荷できなくて収益が上がらないなどの影響が出たとがっくりと肩を落とされておりました。地元イチゴ農家の中でも実力者として知られる方がそのようにうなだれている姿に驚きすら覚えました。

また、別の農家さんと話した際には、その農家さんは「いちごさん」だけでなく、「いちごさん」がデビューする前の主力品種であった「さがほのか」を現在も一部栽培されており、「さがほのか」のほうは比較的高温の影響が少なくて年内のうちにもある程度収穫ができたとのことでした。

七年の歳月をかけて全国的な品種間競争に打ち勝つために県が開発した「いちごさん」は、収穫量アップ、売り単価アップの品種ということで、現在、県内の九割以上の栽培面積を占めるようになっております。確かに県のブランド戦略の効果もあり、名前も売れて、お菓子メーカーとのコラボ商品を目にする機会も格段に増えており、もくろみどおりに収穫できれば、間違いなく収益につながるすばらしい品種であることは疑いようもありません。

しかし、連続する高温障害にうなだれる生産者を見るにつけ、私はさらなる高みを探るべきと思います。この主力品種である「いちごさん」で見られる夏場の高温による生育の遅れへの対応については、イチゴの栽培サイクルや「いちごさん」開発にかかった月日を考えれば、改善を試みるにも時間がかかることは容易に想像できますし、できるだけそういった対応を急ぐ必要があると考えます。

また、今後も猛暑が続くことが考えられるわけですが、リスクを分散させるという観点からは、「いちごさん」という単品種だけを栽培するだけでなく、各農家さんがそれ以外の品種の栽培も組み合わせて経営を行っていくということも考える必要があるのではないかと思うところです。

県では、今後、猛暑への対応などイチゴの生産振興にどのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

続きまして、大きな項目の三つ目、県道三瀬神埼線の整備についてで

す。

本日、八谷議員のほうからも質問があっておりましたけれども、私のほうはその手前につながる既存の道路の部分の議論でございます。

県道三瀬神埼線は、神埼市内を縦断し、市中心部と脊振地区を結び、国道二百六十三号、佐賀市三瀬村へ至る重要な路線であります。沿線には市役所や駅、小中学校などが建ち並ぶことから、この路線を利用する歩行者や自転車は比較的多いといえます。

県では、これまでに歩道の整備を進められており、国道三十四号から県道佐賀川久保鳥栖線と交差する飯町交差点付近までの間については、おかげさまでおおむね歩道を整備していただいております。しかし、飯町交差点から以北の長崎自動車道の高架付近までの区間については、人家が連なっているにもかかわらず、交差点部の一部を除き、歩道が整備されておらず、車道も狭いという状況が改善されていないため、近くの仁比山小学校へ通う児童はそこを通らず、県道を遠回りに迂回して登下校しておりますし、周辺にお住まいのお年寄りが手押し車を押しながら、やむを得ず狭い路肩部を利用されている光景を通りざまに目にして冷や冷やすることもあります。

今後、城原川ダムの建設工事が本格的に始まれば、工事関係車両の往来等により交通量が増加し、あの狭いところに大型ダンプが往来するような場面を想像しますと、歩行者の危険性が増すのではないかと。あの手押し車のおばあちゃんや、自転車を押して歩いていたおじいちゃんは大丈夫なのだろうかと非常に懸念をするところであります。

地元からは歩道の整備を望む声が以前から上がっており、私自身も拡幅を含め、早急なる歩道整備が必要と考えております。このことに関しては、ちょうど五年前の二月議会の委員会質問において質問をさせていただきました。あれからはや五年がたつわけですが、もう待ったなしの時期と言っても過言ではありません。

この飯町交差点から長崎自動車道の高架付近までの区間の整備について、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長に伺います。

最後の項目、子供を守る取組についてです。

次世代を担う子供一人一人が、心身に有害な影響を受けることなく、健やかに成長することができる社会をつくり上げていくことは、社会全体で共有すべき課題であります。佐賀の子供といいますか、世界中の子供たちが笑顔いっぱいに真っすぐ伸び伸びと育ってくれることを心から願っております。

さて、国においては、一つ、子供に対する加害の防止、一つ、相談・被害申告をしやすくする取組、一つ、被害者支援、一つ、治療・更生の四つの視点から子供を守る取組を推進していくこととされ、令和六年六月には学校や児童福祉施設の設置者に対して必要な措置を義務づける「こども性暴力防止法」が成立しました。しかしながら、今でも子供たちが被害に遭う痛ましい報道を見聞きすることが本当に多くあり、加害を防止して子供を守る取組をもっと真剣に、そしてもっと早急に講じるべきだと心から思っております。

こんなことがありました。ある日、県内の児童福祉サービス事業所を経営されている方からお電話をいただきました。聞けば、うちの事業所は子供に関わる仕事なのだから、職員を採用するに当たっては、児童性暴力に係る経歴を確認した上で判断したいんだと。でも、その情報を取

る手段、取れるところがないとのことです。

詳しく伺うと、以前、教員免許を持った方が面接に来られたとのことでした。この人材不足の御時世にあって、こんな願ったりかなったりの方に来ていただくなんてことがあるのだろうかと驚き、その方に志望動機を聞いてみると、親の介護の関係で、よそで子供たちに教えていたが、こちらに帰ってきたと、そういう言い方だったようです。そんな親孝行の方ならばと採用したものの、実はその人には過去があったと。詳しくは述べられませんが、つまりそういうことでした。ちょうど教職員の不祥事に関するニュースを見ながら、ふと思ったからということで電話をしてこられました。

確かに、児童福祉施設において採用した職員が不祥事を起こすということは、事業所が潰れてしまうほどの運営上の大きな損害をもたらしかねないわけであり、そもそも施設の利用者である子供たちが被害を受けるようなことがあってはなりません。このいただいたお電話のような切実な声には本当に考えさせられた次第です。

誤解があってはいけませんので、付け加えます。罪を犯したとはいえ、お務めを終えられた方々の社会復帰は大切なことです。くだんの私に電話してこられた経営者の方も、分かって雇うのと分からないで雇うのとの違いが問題なんだと。分かって雇う分には対処のしようもあるからいいんだと、そういうこともおっしゃられておりました。一方では、こういった視点も絶対に忘れてはいけないのだと思います。

令和八年度からは、学校設置者や保育事業者など、子供に関わる職場において職員の性犯罪歴を確認する仕組み、いわゆる日本版ＤＢＳが導入される予定とは聞いておりますが、時期だけ見てもほぼ二年先の話であり、今からでもできることや、「子育てし大県」である佐賀県ならではと言えるような取組は積極的に行いながら、よりよい方向へ施策を進めていくべきだと考えております。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、保育施設等の取組についてです。

保育施設等における性暴力等の防止のため、県はどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、男女参画・こども局長にお伺いいたします。

二つ目は、県教育委員会の取組についてです。

県教育委員会では、児童生徒への性暴力等の防止についてこれまでどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いいたします。

以上、大きな四項目について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

（拍手）

◉山口知事　登壇＝古川裕紀議員の御質問にお答えします。

県立大学に関しまして、包括的承認ということについてお尋ねがございました。

包括的承認という言葉の明確な定義というのがあれば教えていただきたいんですが、私もちょっともやもやとしているところが実はございます。

私は、包括的承認ということが仮に設立までの全面委任ということであるならば、それを議会の皆さんに求めるつもりはありません。私は、佐賀県にとって公立大学という機能が必要だと考えています。したがって、場面場面で議会にその都度、必要な議案、予算案を提出させていた

だきたいと考えています。それを議会においてチェックし、議論をしていただき、議論を深めていただきたいと思っています。そのことが二元代表制の下で県民の負託を受けた知事と議会の関係、まさに車の両輪として県政を進める上で大切なことと私は思っています。

例えば、一般的に施設整備ということに関して言えば、基本構想、計画の予算があって、その後、設計予算があって、整備予算と段階を踏んで、その都度、議案を我々は議会に提出して、様々な意見を受けながら議決を受けて次の段階へ進んでいくという過程をたどります。基本構想予算を議決した以上、整備予算までが当然のように議決されるというものではありません。都度都度だと思います。

例えば、ＳＡＧＡアリーナ建設の際も、計画、設計、整備と、その都度、議会の皆さんのチェック、審議を受けてきたわけであります。忘れもしません、事業費が増嵩したときは大変厳しい意見もいただきました。でも、私はそれでいいんだと思いますし、そうしたものの結晶が今のＳＡＧＡアリーナになっております。結果、車の両輪が機能して、私はよい施設になったと感じているのです。

ですので、県立大学においても、調査予算、専門家チームを交えた具体化プログラム関連予算、設計予算と、その都度、議案として議会の皆さんのチェック、審議を受けてまいりました。その議論は今の形に生かされていると私は認識しています。今後ともよろしく御審議いただきたいと思っております。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝私からは、イチゴの生産振興についてお答えします。

「いちごさん」は、平成三十年にデビューし、現在では県内のイチゴ作付面積のうち九七％まで拡大し、その十アール当たりの収量や販売額は、「さがほのか」と比較して約一二〇％となっていることから、生産者からも一定の評価が得られていると認識をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、昨年、一昨年は、七月から九月にかけ、これまでに例を見ない高温であったため、苗の生育や作付後の生育に遅れが見られており、年内の出荷に大きく影響がございました。

県では、一昨年、令和五年産までの状況を踏まえ、令和六年産において、県の農業技術防除センター、農業振興センター、ＪＡと連携し、育苗ハウスの温度を下げるための遮光資材での被覆や換気装置の設置、気化熱による冷却効果がある紙でできた育苗ポットの活用など栽培技術の導入を推進してまいりました。加えまして、冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する株冷処理技術の現地実証を行ったところ、花芽分化が促進される効果が見られたことから、令和七年産での取組を拡大していくこととしております。

また、議員から複数品種の導入によるリスク分散についての御提案をいただきましたが、現在、「いちごさん」を主力品種に絞ることで収穫管理やパック詰め作業を大きく簡素化できていること、市場や店頭でのブランド力を生かしたＰＲも行えております。こうしたことから、「いちごさん」のこれまで築いてきたブランド力を生かしつつ、食味のよさや収量の多さなどの優れたポテンシャルを引き出せるよう、まずは「いちごさん」の高温対策を優先して進めることとしております。

これまでの経験や知見も踏まえて、近年の気候変動にも適切に対応できるよう、引き続き、農家、ＪＡをはじめとした関係機関と力を合わせ、本県のイチゴの生産振興に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉横尾県土整備部長　登壇＝私からは、県道三瀬神埼線の整備についてお答えいたします。

県道三瀬神埼線でございますが、佐賀市の三瀬村を通る国道二百六十三号の池田交差点から、脊振地区、城原川ダムの事業地を経由いたしまして、国道三十四号に至る道路でございます。

議員御指摘の区間でございますが、県道川久保鳥栖線との交差点、飯町交差点になりますが、この北側の百メートル区間につきましては、両側に歩道が整備されているという状況でございます。それからさらに北側の長崎自動車道の高架付近までの約六百メートル区間になりますが、議員御指摘のとおり、仁比山小学校の通学路ということでございます。そういった状況でございますが、歩道がなく、歩行者は一メートル程度の路肩を通行しているという状況でございます。

自動車の交通量の多い状況でもございますし、また、自転車、歩行者も多いということで、県としましても交通安全対策として歩道の必要性は認識しているところでございます。

地元の仁比山地区の区長会からも神埼市を通じて歩道整備の要望書も提出されておりまして、令和二年度から令和三年度にかけて、地元区と神埼市を交えて協議を行ったところでございます。

しかしながら、地元からは沿線に人家が連檐しており、どちら側に道路を広げることになっても多くの家屋移転を伴うことになること、また、道路際には水路もございます。西側に水路がございます。その水路の取り扱いについても課題となっておりまして、地元で地域への影響を懸念されて、整備に対する地元の理解が得られなかったというところでございます。

整備に当たりましては、地元の関係者との合意形成が最も重要でございます。地元には様々な意見がございまして、地元神埼市など関係機関の協力も必要でございます。

ダムの整備に伴いまして、この区間の整備に対する要望の声というのもあることを承知しております。引き続き、神埼市など関係機関と連携し、対応について検討してまいります。

私からは以上です。

◉種村男女参画・こども局長　登壇＝私からは、子供を守る取組についてのうち、保育施設の取組についてお答えをいたします。

子供に対する性暴力は、子供の心身に重大な影響を及ぼし、人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、決して許されることではありません。県では、保護者が安心して子供を預けられるよう、保育施設における性暴力の防止に努めているところでございます。

例えば、性暴力を行った保育士の経歴確認の徹底、性的虐待を含む児童虐待に関する新任保育者向けの研修、児童のプライバシーを守るための仕切り壁や簡易更衣室等の設置に対する補助などを行っております。

先ほど申し上げました経歴確認の徹底ということなんですが、これは日本版ＤＢＳの導入に先駆けて、令和六年度から導入されたものでございます。保育施設が保育士を採用する際に、保育士登録を取り消された者の取り消し歴をシステムで確認する仕組みであります。県が保育施設に対して定期的に監査をする場合に、その機会を通じて経歴確認が徹底されるように指導を行っているところでございます。

日本版ＤＢＳは、令和八年度から導入される予定になっております。

これは、学校や保育施設において、保育士に限らず、子供と接する職に就く者を広く対象として性犯罪歴の確認が事業者に義務づけられるものであります。現在、国におきまして、システム整備ですとかガイドラインの策定作業が行われている段階でございます。

今後、その仕組みや運用方法が示されれば、各保育施設や市町にも情報提供を行うなど準備を進めてまいります。そして、この仕組みが実態に即した効果的なものとなるように、機会を捉えて国に対する提案も行ってまいりたいと思います。

また、子供たちが自ら自分の体を守ったり、被害に気づくことができるようにということで、子供たちの性被害に詳しい専門家を小学校に派遣して、子供たちに予防教育を行っておりますけれども、令和七年度からはこの取組を拡充いたしまして、教員や保育者自身が子供たちに予防教育を行うことができるように、保育施設の保育者を対象とした研修を実施することとしております。

佐賀の未来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長し、佐賀で育ってよかった、佐賀で学んでよかったと思える佐賀県にするために、保育施設や市町、教育委員会、関係機関と連携しながら、性暴力の防止にしっかり取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、子供を守る取組についてのうち教育委員会の取組についてお答えをいたします。

児童生徒に対する性暴力は、その尊厳と権利を著しく侵害し、心身に重大な影響を与えるものであり、断じて許されない行為です。

教育現場に関しては、令和四年度に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」というのが既に施行されています。児童生徒への性暴力を行った教員等が教員免許状を失効した場合には、この法律に基づく特定免許状失効者管理システムに速やかに失効となった免許状の情報を登録すること。また、教員等を採用する際には、このシステムを活用して登録の有無を確認することが義務づけられておりまして、教員を採用する際は、このシステムを活用し、採用予定者の経歴確認を徹底しております。

現職の教職員に対しましては、服務規律の保持とともに事案の発生防止を図っています。また、研修会等においては、例えば、児童生徒に対する連絡は保護者を介して行うこと、児童生徒と一対一で密室の場所での指導を避けることなど、防止策についても指導を行っております。

今後とも、教職員等の採用時の経歴確認の徹底、服務規律や未然防止策の定着について、市町教育委員会等と連携を密にしながら、引き続き尽力してまいります。

私からは以上でございます。

○時間延長

◉議長（大場芳博君）　時間を延長します。

◉古川裕紀君　登壇＝それでは、再質問の前に、県道三瀬神埼線の整備についてです。

ちょうど五年前に話題に出してから、神埼市と令和二年、三年でやりましたというような話だったんですけども、結局、五年前では、そういう何かインパクトのあるようなタイミングがなかったというのが事実かなと。こういったものというのも、だらだらとやっているというよりは、何かきっかけがあるときに大きく進むものかなと思います。ですから、

やっぱり今回は城原川ダムの工事の本格化、それともう一つは、やっぱり市長が代わられたというタイミング、こういったところもしっかりと生かしながら、もう一歩踏み込んで県民、市民の安全のために御尽力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、県立大学の部分です。

全面的な委任は必要ないというような――いや、確かに、すみません、私ももやもやしていて申し訳ないんですけれども、例えば、佐賀県には県立学校設置条例というものがあります。分かりやすく言えば、県立高校とかがずらずらっと条例の中に入っています。私はそこに今度県立大学というのが書き加わるのかなと、条例改正があるのかなと勝手に思っていました。そしたら、県立大学とはいえ、どうも県立学校の扱いとはまた別の何とか法人というような形になるからということで、条例に県立大学が入ってくるものではないということで、例えば、この条例改正があれば、それがまた一つの大きな節目だったのかなと。

じゃ、何かそういったものがあるのというような質問をしたときに、定款を今後立てなきゃいけない。定款に関してはまた議案として上がってくると。じゃ、県立大学の定款、しっかり議論しなきゃいけないねというような話。じゃ、いつそれが上がってくるんだろうという話をしたら、設置認可が下りた後ということだったので、設置認可が下りてしまえば、それをという話には絶対ならないでしょうから、じゃ、これもいけないよねというような話をしたところです。

仏つくって魂入れずではないんですけれども、仏像をつくり上げていけば、自動的に魂が入ってきますよというような話だと、やっぱりもやもやするので、ソフトの部分、ハードの部分という、ハードは分かりやすいんです、やっぱりお金かけて時間かけて資材を入れれば、それだけ出来上がっていくので。ただ、大学というものは箱が大事というよりは完全に中身が大事ですので、そういった中で箱がどんどん出来上がっていきながら、ソフトの部分の議論というのがやっぱり非常に違和感を感じるという状況です。

そういう意味では、条例改正もない、定款も手後れのタイミングという中で、どの辺が、そういった意味合いが一番色濃く出る議案のタイミングになるのか、知事のお考えをというか、教えてください。私、本当もやもやしていて、多分お互いもやもやしていて申し訳ないんですが、そういった部分を教えていただければと思います。

次にイチゴなんですが、九七％まで拡大しているんですね。「さがほのか」よりやっぱり二割ぐらい収量も上がるし、値段もというようなことで、すばらしい品種だなというのは改めて思うところですが、今説明の中で冷蔵という話が出てきました。冷蔵もこの御時世必要かなと思うんですが、ただでさえ資材高騰、燃料高騰の中で、またエネルギーを使うのかというのは非常に悩ましいところで、ただ、神埼のほうのイチゴの大先輩とかに話を伺っていると、昔、俺たちは軽トラに苗を乗せて三瀬に持って行きよったもんねというような話も伺いました。

そういった意味で、中山間地の放棄地であったり、選果場の空っぽになったようなところとかを利用したような、地理を利用した、自然を利用した一回冷やすっていうようなことも検討されているのかなとは思うんですけど、そういった検討というのはされているのか。冷蔵と、そういった運搬と、どっちがよりコストがかかるんだろうという考え方をしたときに、運んだほうがいいのじゃないかなと。それと、中山間の皆さ

んに何かしら収入につながれば、なおいいなという思いがあるんですが、そういったところの考えに関して聞かせてください。

それと、子供を守る取組については、すみません、これは質問ではなくて、先ほど局長のほうからは子供に教育をしているというような話だったんですが、やはり伸び伸び育つという意味で、私、そこは必要だとは思うんですが、できれば、保育者のほうのそういうシグナルを拾い取る視点とか、子供の変化にすごく敏感になる、しっかり子供と向き合える時間の確保とか、そういったことのほうにまず力を入れてほしいなと。子供がはなから大人を疑うような方向というのはやっぱりできるだけ避けてほしいと思うので、そういったところの視点でぜひ取り組んでいただければと思います。

教育長のほうも、今様々やっているというところは重々承知しましたけど、それで今この現状ということは、さらにどういったことがやれるのだろうか。日本版ＤＢＳも、内容を聞いていると、本当に機能するのかなというような、例えば、刑期が完全に確定してからの後の話でしかないので、日本の裁判というのはそんなすぐ結果は出ないので、そう考えると、いろいろ難しい部分あるのかなと思いますので、現状をしっかり見極めながら、よりよい環境をつくっていただければと思いますので、これは単なるお願いです。よろしくお願いいたします。

ということで二点質問をさせていただきます。

◉山口知事　登壇＝古川議員の再質問にお答えします。

できる限りもやもやを解くように努力すべく答弁してみたいと思います。

まず、議員がお話しいただいたソフトが大切だというのは、まさに一致しています。大学というのは、あくまでもソフトがあって、それを具現化するためのハードなので、いかにいいソフトをつくれるかということがこの佐賀県立大学成功の秘訣だと思っております。ですので、今議会に示させていただいた「現時点でのとりまとめ」というものはとても大事になってまいります。と申しますのも、これがいわゆる国の設置認可に向けてのベースになるからです。これが不十分でありますと認可されないということになりますので、我々とするとそれに向けてできるだけ県議会の皆さん方、県民の皆さん方の知恵も結集して、様々な、まさにアイデアの宝庫のような形で持っていきたいと思っております。

そのときに、県議会の議員の皆さんにも様々な意見を承りました。そして、同じように民意を受けている県知事である私も、片や車の両輪の片方なんですけれども、これをどうやって調整するんだという話があると思います。私もきょう、八谷議員のときにもお話しさせていただきましたけど、いろんな議員さんからもいろんなアイデアがあって、できる限り実現したいなと思うわけですけれども、結局、取捨選択もしながら、順番をつけながら、私は一人でありますので、私なりに判断をしなければいけないということもあって、予算の調整権というのは首長に専属しているのだと思います。ですので、ちゃんと意見を聞いて、首長たる者、これがいいのではないかというものを提案させていただいて、それに対して議員の皆さん方が様々な御意見をいただきながら、都度都度チェックをいただくということなのかなと私なりには理解をしております。

ですので、これからどこが山になるのかと私のほうから言うのはお門違いだと思いますけれども、これからも一つ一つ丁寧に考え方と、議案を出していきたいと思います。これは本当に共同作業だと思います。そ

して、設置認可がもし受けられたとしたら、その後に定款などもありますし、開学した後においても様々な選択肢がございます。そういったことについて、ぜひこれまで同様、県議会の皆様方と様々な議論をしながら、共通の目標であります県民福祉の向上に向けて努力をしていきたいと考えております。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝私からは、イチゴの生産振興のうち、中山間地域、比較的温度の低いところでの苗の育苗についてという趣旨の御質問だったかと思います。

議員が申されたとおり、以前は比較的温度の低い中山間地域のほうに苗を持っていって育苗される、いわゆる地元のほうでは山上げと言われるようなことで大変御苦労されたというふうなことを承っております。

ただ、そういったことも改めて検討しておりますが、やはり中山間地域におきましても、温暖化の影響によって、花芽分化が十分確実に進まないのではないかというふうに思っております。

また、そうしたことで、ほかに有効な手段がないのかというふうなことも併せて検討しておりますが、例えば、県単の補助事業において、育苗ハウスの温度を下げるための大型の扇風機、そういったものも現在補助対象にしております。また、令和七年度におけます「さが園芸８８８運動」の関連予算といたしまして、イチゴの生産部会がモデル的に行われるような、例えば、株冷処理の施設の使用料ですとか、そこまでの苗を運ぶ際の運搬費など、こういったものも補助対象にできるようにというふうなことで検討してございますので、こうした支援も活用していただくことで高温に対応した本県のイチゴ生産をしっかり進めてまいりたいというふうに思っています。

私からは以上でございます。

◉議長（大場芳博君）　以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○委員会に付託

◉議長（大場芳博君）　次に、上程中の議題となっております甲第一号議案から甲第三十四号議案まで三十四件、乙第一号議案から乙第三十一号議案まで三十一件、以上六十五件の議案を皆様のお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

令和七年二月定例会　議案付託表

委員会名	甲号議案	乙号議案
	○甲第一号　令七　一般会計予算中 ・第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部と歳出の政策部関係分、総務部関係分、出納局関係分、選挙管理委員会関係分、人事委員会関係分、	○乙第一号　有明海漁業振興・補償基金条例 ○乙第二号　九年庵設置条例 ○乙第三号　県職員給与条例等の一部改正 ○乙第四号　県職員等の旅費に関する条例の一部改正

	公安委員会関係分、監査委員関係分、議会関係分
	・第二条第二表の関係分（継続費）
	・第三条第三表の関係分（債務負担行為）
	・第四条第四表（地方債）
	・第五条（一時借入金）
	・第六条（歳出予算の流用）
	○甲第　二　号　令七　災害救助基金特別会計予算
	○甲第　六　号　令七　財政調整積立金特別会計予算
	○甲第　七　号　令七　証紙特別会計予算
	○甲第　八　号　令七　土地取得特別会計予算中
	・第一条第一表の関係分（歳入歳出予算）
	・第二条第二表（地方債）
	○甲第　十二　号　令七　公債管理特別会計予算
	○甲第　十八　号　令六　一般会計補正予算（六号）中
	・第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部と歳出の政策部関係分、総務部関係分、出納局関係分、選挙管理委員会関係分、人事委員会関係分、公安委員会関係分、監査委員関係分、議会関係分
	・第三条第三表の関係分（繰越明許費補正）
	・第四条第四表（地方債補正）
	○甲第　十九　号　令六　災害救助基金特別会計補正予

総務常任委員会

○乙第　五　号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
○乙第　六　号	手数料条例の一部改正
○乙第　七　号	ふるさと寄附金基金条例の一部改正
○乙第　八　号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
○乙第二十三号	包括外部監査契約の締結について
○乙第二十四号	県事業に対する市町の負担について
○乙第二十七号	県有地の売買契約に係る損害賠償について
○乙第二十九号	佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命について
○乙第　三十　号	松浦海区漁業調整委員会委員の任命について
○乙第三十一号	県税条例の一部改正

算（一号） ○甲第二十三号　令六　財政調整積立金特別会計補正予算（二号） ○甲第二十四号　令六　証紙特別会計補正予算（一号） ○甲第二十五号　令六　土地取得特別会計補正予算（三号） ○甲第二十九号　令六　公債管理特別会計補正予算（一号）	
○甲第　一　号　令七　一般会計予算中 ・第一条第二項第一表の歳出の教育委員会関係分、県民環境部関係分、健康福祉部関係分 ・第二条第二表の関係分（継続費） ・第三条第三表の関係分（債務負担行為） ○甲第　三　号　令七　母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 ○甲第　十三　号　令七　育英資金特別会計予算 ○甲第　十五　号　令七　地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計予算 ○甲第　十六　号　令七　国民健康保険事業特別会計予算 ○甲第　十八　号　令六　一般会計補正予算（六号）中 ・第一条第二項第一表の歳出の教育委員会関係分、県民環境部関係分、健康福祉部関係分 ・第三条第三表の関係分（繰越明許費	○乙第　九　号　県立学校設置条例の一部改正 ○乙第　十　号　県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正 ○乙第　十一　号　公立学校職員給与条例等の一部改正 ○乙第　十二　号　産業廃棄物税基金条例の一部改正 ○乙第　十三　号　危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正 ○乙第　十四　号　安心こども基金条例の一部改正 ○乙第　十五　号　児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正
文教厚生常任委員会	

補正）

○甲第　二十　号　令六　母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（一号）

○甲第　三十　号　令六　育英資金特別会計補正予算（二号）

○甲第三十二号　令六　地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計補正予算（一号）

○甲第三十三号　令六　国民健康保険事業特別会計補正予算（二号）

農林水産商工常任委員会

○甲第　一　号　令七　一般会計予算中

・第一条第二項第一表の歳出の産業労働部関係分、農林水産部関係分、労働委員会関係分、海区漁業調整委員会関係分、内水面漁場管理委員会関係分

・第三条第三表の関係分（債務負担行為）

○甲第　四　号　令七　就農支援資金特別会計予算

○甲第　五　号　令七　小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計予算

○甲第　九　号　令七　産業用地造成事業特別会計予算

○甲第　十　号　令七　林業改善資金特別会計予算

○甲第　十一　号　令七　沿岸漁業改善資金特別会計予算

○甲第　十七　号　令七　工業用水道事業会計予算

○乙第　十六　号　奨学金返還支援基金条例

○乙第　十七　号　獣医師修学資金貸与条例の一部改正

○乙第二十二号　訴えの提起について

○乙第二十五号　県営土地改良事業に対する市町の負担について

○乙第二十八号　権利の放棄について

○甲第　十八　号　令六　一般会計補正予算（六号）中 ・第一条第二項第一表の歳出の産業労働部関係分、農林水産部関係分、東部工業用水道関係分、労働委員会関係分、海区漁業調整委員会関係分、内水面漁場管理委員会関係分 ・第二条第二表（債務負担行為補正） ・第三条第三表の関係分（繰越明許費補正） ○甲第二十一号　令六　就農支援資金特別会計補正予算（一号） ○甲第二十二号　令六　小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計補正予算（一号） ○甲第二十六号　令六　産業用地造成事業特別会計補正予算（二号） ○甲第二十七号　令六　林業改善資金特別会計補正予算（一号） ○甲第二十八号　令六　沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（一号） ○甲第三十四号　令六　工業用水道事業会計補正予算（一号）	農林水産商工常任委員会	
○甲第　一　号　令七　一般会計予算中 ・第一条第二項第一表の歳出の地域交流部関係分、県土整備部関係分、収用委員会関係分 ・第三条第三表の関係分（債務負担行為）		○乙第　十八　号　佐賀空港条例の一部改正 ○乙第　十九　号　ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想推進条例 ○乙第　二十　号　ＳＳＰ育成・ＳＡＧＡ２０２４運営基金条例の一部改正 ○乙第二十一号　県道の路線変更について

地域交流・県土整備常任委員会	○甲第八号　令七　土地取得特別会計予算中・第一条第一表の関係分（歳入歳出予算） ○甲第十四号　令七　港湾整備事業特別会計予算 ○甲第十八号　令六　一般会計補正予算（六号）中・第一条第二項第一表の歳出の地域交流部関係分、県土整備部関係分、収用委員会関係分 ・第三条第三表の関係分（繰越明許費補正） ○甲第三十一号　令六　港湾整備事業特別会計補正予算（三号）
	○乙第二十六号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に対する市町の負担について

○　議　事　日　程　変　更

◉議長（大場芳博君）　お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加して、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程表のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、変更議事日程表のとおり議事日程を変更することに決定いたしました。

令和七年二月定例県議会変更議事日程表

日次	日程	区分	曜	日	月
15	一般質問、議案委員会付託、議案上程、提出者説明（乙第三十二号議案）	本会議	金	28	2
16		休会	㊏	1	3
17		休会	㊐	2	3
18	（議案審査）		月	3	3
19	議案に対する質疑、委員会付託（乙第三十二号議案）	本会議	火	4	3

3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
水	木	金	㊏	㊐	月	火	水	木	金	㊏	㊐	月
委員会	委員会	本会議	休会	休会	（議案審査）	委員会	委員会	委員会	本会議	休会	休会	本会議
常任委員会	常任委員会	委員長報告、討論、採決（補正予算関係）				特別委員会（佐賀空港・有明海問題対策等）	特別委員会（新幹線問題対策等）	特別委員会（高等教育機関問題対策等）	委員長報告			討論、採決、閉会
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32

の議案であります。

○知事提案説明

◉議長（大場芳博君）　ただいま上程いたしました乙第三十二号議案について、提出者の説明を求めます。

◉山口知事　登壇＝本日追加提案いたしました乙第三十二号議案「副知事の選任について」御説明申し上げます。

本議案は、平尾健氏と引馬誠也氏を副知事に選任することに県議会の同意をお願いするものです。

落合副知事の退職につきましては、来年度の予算や人事などを検討していく中で、時間をかけて二人で話をしてまいりました。このタイミングで交代し、後進に道を譲ることが県政を一層前に進めることに資するのではないかといった副知事の思いを私は受け止めることとしました。

落合副知事は、副知事や教育長として県の特別職を五年を超えて務められました。この間の県勢発展への貢献は言い尽くせないものです。その人柄から皆に信頼され、慕われながら、優れたリーダーシップを発揮し、県政を前に進めてこられました。この場を借りて感謝申し上げます。

平尾氏は、民間企業を経て、平成五年に入庁され、県土整備部長を務められた後、令和五年七月から政策部長を務められています。技術職として長年取り組まれた社会資本整備の分野に加え、県政全般の施策に精通され、県内の地域の実情にも詳しい方だと考えています。

引馬氏は、平成十三年に総務省に入省し、地方財政などに携わられた後、平成十八年に日本銀行に入行され、令和六年四月からは本県の地域交流部長を務められています。グローバルな視点や分析力なども生かしながら、地域や現場を大切に県政の課題に全力で取り組んでいただいて

○議案提出・上程

◉議長（大場芳博君）　次に、知事から議案が提出されました。

これは、

乙第三十二号議案　副知事の選任について

います。

両氏の経験や見識、人柄などから副知事として適任と考えております。二人の副知事にはそれぞれの持ち味を発揮していただき、案件にかかわらず、全ての行政課題に連携して取り組んでいただくことを期待しています。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

◉議長（大場芳博君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす三月一日、二日は休会、三日は議案審査日、四日は本会議を再開して、乙第三十二号議案に対する質疑、委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分　散会

速記者　木村佐知子

第六日

令和七年三月四日（火）

令和七年三月四日（火）　午前十時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文		
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○　質　　疑

◉議長（大場芳博君）　日程によりまして、乙第三十二号議案に対する質疑を開始いたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

◉下田　寛君（拍手）**登壇**＝おはようございます。県民ネットワークを代表して、乙第三十二号議案についてお尋ねをいたします。

今回、副知事の選任についての議案が提出されました。現在の佐賀県政は、新たなステージへと進む重要な節目を迎えております。来年度には部長職の七名が役職定年を迎えるとの報道もあり、大きく体制が変化することが予想されます。役職定年は制度としてやむを得ないものですが、執行部の大きな体制変更は県政の継続性という観点から県民の皆様にも関心が高いテーマであると考えます。

こうした中、今回、急遽二名の副知事を選任する議案が提出されました。これまでの県政運営を踏まえ、落合副知事がおっしゃった節目の時期において、どのようにフレッシュな体制を築き、佐賀県政を前進させていくのか、これは県議会だけではなく、県民の皆様にとっても重要な視点だと考えます。

このたびの新たな執行部体制において、山口知事はどのような夢や志を持って県政運営に臨まれるのか、また、佐賀の未来をどのように描き、その実現のために、副知事をどのように位置づけられているのか、こうした観点から今回の副知事選任議案についてお考えをお伺いしたいと思っております。

さて、一般質問初日の二月二十六日、落合副知事から各会派に直接報告があるので、一般質問終了後に時間をつくってほしいという打診がありました。私たちの会派では、昨年十二月に南里副知事が退職されて以来、ようやく次の副知事についての報告があるのではないかと考えておりました。しかし、実際には三月末で辞職する意向であるという御報告でした。さらに、その決断に至るまでの経緯についても御説明をいただきました。報道にもあったとおり、落合副知事からは、担当してきた県立大学の運営や佐賀空港へのオスプレイ配備など大きな課題が来年度に節目を迎える。このタイミングで新たな体制へと引き継ぎ、佐賀県の未来をさらに築いていってほしいという趣旨でした。そして、その二日後の二月二十八日、新たに二名の副知事を選任する議案が提出されました。このスピード感には驚きましたし、唐突に感じたことも事実です。

もちろん副知事という重要なポジションに空白期間が生じることは避けるべきであり、早急に体制を整えることは必要です。しかし、南里副知事の退職から三カ月もの間、副知事一人体制が続いていたこと、そして、任期途中での落合副知事の辞任と、それに続く新たな二名の副知事の提案という一連の流れを考えると、どのような意図や背景の下で今回の判断がなされたのかをしっかりと確認しておくべきと考えております。

そこで、次の三点についてお伺いをいたします。

まず一点目は、この時期に議案を提出した理由についてです。

南里副知事の退職後、副知事一人体制が続いていました。この状況を踏まえると、南里副知事の後任となる一名の副知事については、追加提案ではなく、通常の議案として提出することもできたのではないかと考

えます。また、落合副知事の退任に伴う一名については、追加議案という形も考えられたのかもしれません。しかし、落合副知事が辞任を表明された直後に二名の副知事を同時に選任する議案が今回提出されたことには唐突な印象を正直受けました。この一連の判断の背景や経緯について、知事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

二点目は、お二人の副知事の役割分担についてです。

今回提案された平尾健氏、引馬誠也氏は、それぞれどのような役割を担われるのでしょうか。佐賀県の未来を築く上でどのような分野をリードされるのか、県政の新たな方向性を踏まえ、お二人の所管やミッションについてお聞かせいただきたいと思います。

三点目は、提案された両副知事の任期についてです。

今回の議案にはお二人の人選のみが示されており、任期については明らかになっておりません。落合副知事の在任期間がいつまでで、新たな副知事がいつから就任されるのか。これは県政の円滑な運営のためにも明確にしておくべき点であると考えており、この点についてお尋ねをいたします。

以上三点、新たな副知事の選任が佐賀県にとってさらなる発展の機会となることと、知事の夢や志を伺いながら県民の皆様と共に未来への希望を共有できることを期待して質疑とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。下田寛議員の乙第三十二号議案に対する質疑にお答えいたします。

まず、この時期に副知事二名の選任議案を追加提出した理由についてお答えします。

議員からは唐突というお話がございましたが、人事案件という事柄の性質上、途中経過などを明らかにしながら進めることはできないものと考えています。年末から二月定例議会までの間は、来年度の、令和七年度の予算や人事を検討する期間です。この期間に南里前副知事の後任だけでなく、二名の副知事の在り方についても、来年度の体制を総合的に検討する中で落合副知事と考えてまいりました。

選任議案の提出時期につきましては、今回と同様に定例会において副知事の選任議案を提出いたしました令和三年六月議会の事例を参考とさせていただきました。当時も一般質問終了後に追加提案をさせていただいております。議会における一定の審議期間もあるスケジュールでありまして、今回も踏襲することとしたものであります。一般質問終了後の追加提案を念頭に検討を重ねさせていただいた結果、最終的に平尾氏と引馬氏を選任することが適当と判断し、追加提案に至ったところであります。

続きまして、両副知事が同意されれば、どういう役割分担になるのかというお尋ねでした。

二人の副知事には、それぞれ経験、知見を生かし、持ち味を発揮してもらうことを期待しています。特別職として大局的な観点から県政全般に目を配り、全ての行政課題に柔軟に連携して取り組んでいただきたいと考えております。例えば、防災監をどちらにするのかですとか、両副知事の下での仕事の進め方につきましては、選任議案に御同意いただいた後に決めていきたいと考えています。

続きまして、両副知事の就任時期などについてお尋ねがありました。選任議案について御同意いただければ、現時点では落合副知事は三月

三十一日付で退任し、新年度に入る四月一日付で新しい副知事二名が就任することを予定しております。

以上です。

◉議長（大場芳博君）　以上をもちまして乙第三十二号議案に対する質疑を終了いたします。

○委員会に付託

◉議長（大場芳博君）　次に、ただいま議題となっております乙第三十二号議案につきましては所管の総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これで本日の日程は終了いたしました。

あす五日及び六日は各常任委員会開催、七日は本会議を再開して委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前十時十二分　散会

速記者　竹澤理恵

第七日

令和七年三月七日（金）

令和七年三月七日（金）　午前十一時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文		
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸
同記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議　案　上　程

◉議長（大場芳博君）　日程によりまして、さきに委員会に付託いたしました甲第十八号議案から甲第三十四号議案まで十七件、及び乙第二十四号議案から乙第二十八号議案まで五件、以上二十二件の議案を一括して議題といたします。

○委　員　長　報　告

◉議長（大場芳博君）　これより委員長報告に入りますが、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会審査報告書をお手元に配付し、その報告を省略いたします。

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

総務常任委員長　中　村　圭　一㊞

委員会審査（調査）報告書

本委員会に付託の事件は、審査（調査）の結果、左記のとおり決定したから、会議規則第七十二条の規定により、報告します。

事件の番号	件　　名	議決の結果
甲第　十八　号議案	令和六年度佐賀県一般会計補正予算（第六号）中、本委員会関係分	原案可決

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

文教厚生常任委員長　冨　田　幸　樹㊞

委員会審査（調査）報告書

本委員会に付託の事件は、審査（調査）の結果、左記のとおり決定したから、会議規則第七十二条の規定により、報告します。

事件の番号	件　　名	議決の結果
甲第　十八　号議案	令和六年度佐賀県一般会計補正予算（第六号）中、本委員会関係分	原案可決
甲第　十九　号議案	令和六年度佐賀県災害救助基金特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第二十三号議案	令和六年度佐賀県財政調整積立金特別会計補正予算（第二号）	原案可決
甲第二十四号議案	令和六年度佐賀県証紙特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第二十五号議案	令和六年度佐賀県土地取得特別会計補正予算（第三号）	原案可決
甲第二十九号議案	令和六年度佐賀県公債管理特別会計補正予算（第一号）	原案可決
乙第二十四号議案	県事業に対する市町の負担について	原案可決
乙第二十七号議案	県有地の売買契約に係る損害賠償について	原案可決

甲第　二十　号議案	令和六年度佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第　三十　号議案	令和六年度佐賀県育英資金特別会計補正予算（第二号）	原案可決
甲第三十二号議案	令和六年度地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第三十三号議案	令和六年度佐賀県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）	原案可決

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

農林水産商工常任委員長　古　川　裕　紀㊞

委員会審査（調査）報告書

本委員会に付託の事件は、審査（調査）の結果、左記のとおり決定したから、会議規則第七十二条の規定により、報告します。

事件の番号	件　　名	議決の結果
甲第　十八　号議案	令和六年度佐賀県一般会計補正予算（第六号）中、本委員会関係分	原案可決
甲第二十一号議案	令和六年度佐賀県就農支援資金特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第二十二号議案	令和六年度佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計補正予算（第一号）	原案可決

甲第二十六号議案	令和六年度佐賀県産業用地造成事業特別会計補正予算（第二号）	原案可決
甲第二十七号議案	令和六年度佐賀県林業改善資金特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第二十八号議案	令和六年度佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第一号）	原案可決
甲第三十四号議案	令和六年度佐賀県工業用水道事業会計補正予算（第一号）	原案可決
乙第二十五号議案	県営土地改良事業に対する市町の負担について	原案可決
乙第二十八号議案	権利の放棄について	原案可決

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

地域交流・県土整備常任委員長　青　木　一　功㊞

委員会審査（調査）報告書

本委員会に付託の事件は、審査（調査）の結果、左記のとおり決定したから、会議規則第七十二条の規定により、報告します。

事件の番号	件　　名	議決の結果
甲第　十八　号議案	令和六年度佐賀県一般会計補正予算（第六号）中、本委員会関係分	原案可決
甲第三十一号議案	令和六年度佐賀県港湾整備事業特別会計補正予算（第三号）	原案可決

乙第二十六号議案	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に対する市町の負担について
	原案可決

◉**議長（大場芳博君）**　次に、討論に入りますが、討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

◉**議長（大場芳博君）**　まず、甲第十八号議案、甲第二十三号議案及び甲第二十九号議案、以上三件の議案を一括して採決します。

これは、令和六年度一般会計補正予算（第六号）、令和六年度財政調整積立金特別会計補正予算（第二号）、令和六年度公債管理特別会計補正予算（第一号）についての議案であります。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　起立者多数と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第二十六号議案及び乙第二十八号議案、以上二件の議案を一括して採決します。

これは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に対する市町の負担、権利の放棄についての議案であります。

以上二件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　起立者多数と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第十九号議案から甲第二十二号議案まで四件、甲第二十四号議案から甲第二十八号議案まで五件、及び甲第三十号議案から甲第三十四号議案まで五件、以上十四件の議案を一括して採決します。

以上十四件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、以上十四件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第二十四号議案、乙第二十五号議案及び乙第二十七号議案、以上三件の議案を一括して採決します。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

あす八日及び九日は休会、十日は議案審査日、十一日、十二日及び十三日は特別委員会開催、十四日は本会議を再開して委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前十一時五分　散会

第八日

令和七年三月十四日（金）

令和七年三月十四日（金）　午前十一時　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
七番	青木一功	二二番	定松一生	三六番	大場芳博		
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文		
九番	木村雄一	二四番	坂口祐樹				
一〇番	中本正一	二五番	宮原真一				
一一番	野田勝人	二六番	指山清範				
一二番	一ノ瀬裕子	二七番	原田寿雄				
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美				
一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝				

欠席議員　一名

一三番　中村圭一

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸
同記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○　議　案　等　上　程

◉議長（大場芳博君）　日程によりまして、さきに委員会に付託いたしました甲第一号議案から甲第十七号議案まで十七件、乙第一号議案から乙第二十三号議案まで二十三件、乙第二十九号議案から乙第三十二号議案まで四件、以上四十四件の議案、及び閉会中の継続審査に付されておりました案件の全部を一括して議題といたします。

○　委　員　長　報　告

◉議長（大場芳博君）　これより委員長報告に入ります。

まず、各常任委員長から各常任委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任副委員長　桃崎祐介君。

◉桃崎祐介君（拍手）**登壇**＝総務常任委員長の報告をいたします。

二月二十八日及び三月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、三月五日及び六日の両日、委員会を開催し、鳥栖駅東側エリア及び九年庵への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

乙第一号議案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第二号議案、甲第六号議案、甲第七号議案、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十二号議案、乙第二号議案から乙第八号議案まで七件、乙第二十三号議案及び乙第三十一号議案、以上十五件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、乙第二十九号議案「佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命について」、乙第三十号議案「松浦海区漁業調整委員会委員の任命について」、乙第三十二号議案「副知事の選任について」をそれぞれ採決した結果、全会一致をもってこれに同意することにいたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、「デジタル実証フィールド〝さが〟」については、社会課題の解決に向け県内の市町や民間企業にも実証の横展開が広がるよう加速度的に進められたい。

一、肥前鹿島駅周辺整備事業の実施においては、目標や効果を設定し財源確保に努め、県と地元自治体がしっかりとした連携を図るとともに、事業の立案に当たっては成果指標を取り入れた上で、公平性や地域間のバランスを考慮されるよう努められたい。

一、県立大学については、専門家チームによりブラッシュアップされてきた構想がさらに魅力的なものとなるよう努めるとともに、県民理解の醸成や幅広い合意形成のため丁寧な情報提供に尽力されたい。

一、九年庵の条例化を契機として県が主体となって磨き上げを行い、来場者増加の取組に努められたい。

一、有明海漁業振興・補償基金を財源として有明海漁協が取り組む漁業振興事業に係る交付金交付要綱案については、確定次第議員に共有さ

れたい。
一、漁業被害への基金対応と漁業被害以外への一般財源対応との整合性が取れていない状況は、その理由を整理されたい。
との意見が出されました。
次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。
まず、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応として、
◎　防衛省から徴収する着陸料を基金に積み立てる理由と、空港条例本則を適用した着陸料を積算できない理由
◎　自衛隊と共用している全国の地方管理空港における着陸料免除の理由と、今後の防衛施設設置への影響
◎　基金を財源とする漁業振興事業の実施に係る要綱等の整備時期、及び対象事業の範囲
◎　個々の漁業者に資金が至るまでの流れ、及び一般財源からの基金への積み増し理由と漁業被害規模の想定内容
◎　漁業被害発生時の補償に係る防衛省の仮払い対応の可否、及び県の一般財源による基金への積み増し対応の可否
◎　目達原駐屯地所属ヘリの墜落事故での県の対応と、漁業被害以外への補償に対する県の考え
◎　駐屯地調整室の設置の経緯と理由、及び組織体制の内容や自衛隊関係者配置の有無
◎　駐屯地調整室の具体的な業務の内容
◎　昨年十月の知事定例記者会見における情報公開の在り方に関する質疑の論点、及び情報公開に関する規則の見直し理由、並びに今後の開示請求に対する県の対応
◎　九州防衛局からの提供資料を公文書と認識しなかった理由と今後の対応
などの質疑が行われました。
次に、県立大学関係として、
◎　公立大学法人の最終的な意思決定機関とその設置時期、及び外部連携を行う専門部署の体制の想定内容
◎　客観的評価の具体的なイメージと教員確保の取組、及び国の設置認可に係るスケジュールや審査項目
◎　県民世論調査結果の受け止め、及び各世代に向けた広報戦略、並びに県民理解の意識醸成に向けた決意
などの質疑が行われました。
次に、肥前鹿島駅周辺整備として、
◎　県が整備することとなった経緯や理由、及び整備内容と駅に設ける機能並びに今後の施策展開
◎　事業費の内訳や財源及び国庫補助が採択されなかった場合の対応
などの質疑が行われました。
次に、その他所管事項一般として、
◎　九年庵の施設概要と本質的な価値や保存活用に向けた取組、及び神埼市や関係団体との連携内容と今後の取組
◎　九年庵の条例化の目的や、観覧料、使用料の設定根拠と収支の見通し
◎　情報発信プロジェクト「サガプライズ！」に係る県議会に対する説明とコラボ企画による佐賀県のプロモーションへの繋がりや、広告換算額以外の効果測定の方法、並びに今後の事業に対する県の意気込み

◎　市町における災害用トイレの備蓄状況と民間団体等への補助及び災害への備えに対する思い
◎　佐賀県情報公開条例の内容や公文書の定義、及び開示請求の実績と不開示の場合の理由並びに決定までの流れ
◎　佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の役割や組織の内容、及び諮問件数と答申の内容
◎　職員の分限免職処分に至った経緯と処分の妥当性及び今後の取組
◎　定年引き上げによる勤務継続などの状況と役職定年制の運用状況、及び定年引き上げの効果と課題
◎　管理職の欠員の発生状況とその対応状況、及び重要ポストの欠員を抑える取組
◎　職員派遣の種類と目的及び実績、並びに派遣の成果を組織に還元させるための取組
◎　中途採用職員のうち課長級以上の人数、及び中途採用職員の活用方法、及びプロパー職員を生かす組織運営
◎　予算編成における財政課の役割と市町の財政状況なども勘案した予算編成の必要性、及び財政課のあるべき姿
◎　未利用財産の現況や売却実績、及び貸付状況、並びに売却や貸し付けの今後の取組
◎　警察車両の無車検・無保険事案が判明した経緯と原因、及び立件しなかった理由と行政処分の有無、並びに県警察の受け止めと再発防止策
◎　県内の犯罪情勢と交番・駐在所の設置基準や設置数
◎　地域警察運営規則の改正趣旨や概要、及び改正に伴う県警察の取組、並びに地域住民の安全・安心の確保に向けた警察本部長の所見
◎　ニセ電話詐欺等の被害状況や地域社会における被害防止のための働きかけ、及び県警察における被害防止対策と今後の取組

などの質疑が行われました。

最後に、十一月定例会から引き続き審査中の

一、財政確立について
一、政策の企画・調整について
一、危機管理・報道行政について
一、総務行政一般事項について
一、警察行政について

以上五件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

◉議長（大場芳博君）　文教厚生常任委員長　冨田幸樹君。

◉冨田幸樹君（拍手）**登壇**＝文教厚生常任委員長の報告をいたします。

二月二十八日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、三月五日及び六日の両日、委員会を開催し「有田工業高校　ありこや」及び特別養護老人ホーム「御船荘」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第一号議案中本委員会関係分及び甲第十六号議案、以上二件の議案を一括して採決した結果、賛成者多数をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、甲第三号議案、甲第十三号議案、甲第十五号議案及び乙第九号

議案から乙第十五号議案まで七件、以上十件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、海洋環境国際シンポジウムについては、今年度開催して得られた成果や気づきを踏まえ、今後は、海洋に限らず森・川の地域も含め、誰もが海洋プラスチック問題を共有し、世界的規模での開催となるよう努められたい。

一、今後の医療需要の増大に対応するため、看護の仕事体験や合同就職説明会の開催等により、将来の県内の看護人材の確保と定着に資するよう取り組まれたい。

一、「唐津青翔高校ＴＳＵＮＡＧＡＲＵプロジェクト」については、多くの入学希望者が予想されるため、早くから十分な受け入れ体制を整えプロジェクトが成功するよう取り組まれたい。

一、少人数学級の取組において、教員の人材不足の状況が悪化しないよう教員不足の解消に努め、児童生徒にとって適した教育環境を整えられたい。

一、中学生の英語力向上事業を契機に、文法に限らず生徒の「話す」、「聞く」力を高める英語教育に取り組まれたい。

などの意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

◎　不登校に対する認識と不登校児童生徒の居場所の状況、及び地域や社会において不登校児童生徒を理解し見守る環境を整える社会に向けての県の考え

◎　フードバンク活動団体及び「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」の活動状況と、支援を必要とする子育て世帯へ支援が行き届くための県の取組

◎　有機フッ素化合物であるＰＦＯＳとＰＦＯＡの健康への影響、及び県内での水質検査の状況と指針値を超過した場合の対応、並びに佐賀駐屯地（仮称）での使用の可能性と県民の安心のための県の取組

◎　生活保護における障害者加算の認定誤りと対応状況、及び保護費の支給明細の配布に対する県の考え、並びに保護費引き上げの必要性

◎　国による「補聴器使用による認知機能低下の予防効果を検証する研究」の研究結果

◎　全国及び県内市町の加齢性難聴支援の状況、及び加齢性難聴者への補聴器購入支援に対する県の考え

◎　ギャンブル等依存症対策推進計画を体系的に整理した方針に変更する理由と主な変更点、及び関係機関との連携や依存症対策の今後の取組

◎　出生数や婚姻件数など少子化に係る各種指標の推移とその要因、及び少子化を食い止めるための国、県、市町の取組

◎　国が創設した空調設備整備臨時特例交付金の内容、及び特別支援学校における空調設備の必要性、並びに県立学校体育館への空調整備の取組

◎　県内外高校への進学状況、及び県立高校の志願者増に向けた小中学校や市町との連携と今後の取組

などの質疑が行われました。

最後に、十一月定例会から引き続き審査中の
一、県民環境行政について
一、健康福祉行政について
一、男女参画・子育て行政について
一、教育の振興について
以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

◉議長（大場芳博君）　農林水産商工常任委員長　古川裕紀君。

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝農林水産商工常任委員長の報告をいたします。

二月二十八日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、三月五日及び六日の両日、委員会を開催し、佐賀大学及び「吉牟田園芸」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
まず、採決の結果を申し上げます。
甲第一号議案中本委員会関係分、甲第四号議案、甲第五号議案、甲第九号議案から甲第十一号議案まで三件、甲第十七号議案、乙第十六号議案、乙第十七号議案及び乙第二十二号議案、以上十件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。
続いて、審議の過程で申し述べられました、付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。
一、「飲食産業ブランド化プロジェクト事業費」については、事業者や地域おこし協力隊との連携を密にし、飲食産業を盛り上げ、佐賀のポテンシャル向上につながるよう取り組まれたい。
一、コスメティック構想については、コスメ原料の供給地化に向けた取組に注力するとともに、関係者への情報発信・連携を十分に行い、コスメ産業の発展に継続して努められたい。
一、佐賀×ＫｉｄＺａｎｉａ開催事業については、一過性の職業体験イベントで終わることがないよう、他の事業も含め、佐賀県で育った若者の将来の県内就職促進につながるよう取り組まれたい。
一、玄海地区の漁業者が安心して漁業を営めるよう、気候変動への対策や「海業（うみぎょう）」の推進により、玄海地区の水産業の振興に的確かつ迅速に取り組まれたい。
などの意見が出されました。
次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました、主な質疑の概要を申し上げます。
◎　九州シンクロトロン光研究センターの利用拡大に向けた今後の取組
◎　野生イノシシの豚熱感染拡大防止対策における取組や違法な罠への対応状況、及び捕獲対策の推進に向けた今後の取組
◎　農地中間管理事業の仕組みや背景及び事業の周知、並びに条件の悪い農地における事業の活用に対する県の考え
◎　農地中間管理機構の安定的な運営に向けた今後の取組
◎　水田活用の直接支払交付金の概要と「五年水張りの要件」の問題点、及び要件緩和による農家の受け止めと今後の県の対応
◎　令和六年六月定例会以降の佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」豚処理施設の改修に関する検討状況と、今後の方向性及びスケジュール

◎　「さがの林業再生プロジェクト」の目的と取組状況、及び専門的な技能取得に向けた取組
◎　次代へつなぐ森林再生事業の取組状況と拡充の背景及びその内容
◎　森林認証制度の概要と取組状況及び今後の取組
◎　今漁期のノリ養殖の状況と高水温や色落ち対策及びノリの安定生産に向けた今後の取組
などの質疑が行われました。
最後に、十一月定例会から引き続き審査中の
一、産業労働行政について
一、農林水産行政について
以上二件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、農林水産商工常任委員長の報告を終わります。

◉議長（大場芳博君）　地域交流・県土整備常任委員長　青木一功君。

◉青木一功君（拍手）**登壇**＝地域交流・県土整備常任委員長の報告をいたします。
二月二十八日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、三月五日及び六日の両日、委員会を開催し、基肄城跡、県道中原鳥栖線下野工区及び吉野ヶ里歴史公園への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
まず、採決の結果を申し上げます。
甲第一号議案中本委員会関係分、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十四号議案、乙第十八号議案から乙第二十一号議案まで四件、以上七件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。
続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。
一、「山の会議（仮）」で語り合った山を大切にする意識をさらに高めるため、令和十年度に開催を目指す「山の博覧会（仮称）」を見据えた自発の地域づくりのさらなる認知度向上に取り組まれたい。
一、貴重な地域資源に光をあてる「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト推進事業」においては、しっかりと将来像を設定し大きな成果につながるよう取り組まれたい。
一、多くの方に本県を移住先として選んでもらえるよう、積極的なＰＲやお試し移住の取組など、引き続き様々な移住促進策に取り組まれたい。
一、「ＳＳＰ部活動サポートプロジェクト事業」は、生徒たちが主体となる場が円滑に運営され、生徒の自主性を引き出せるよう工夫して取り組まれたい。
一、建設業の担い手の確保、育成のため、引き続き働き方改革の推進や労働環境の改善に取り組み、女性や外国人材の活躍を推進されたい。
との意見が出されました。
次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。
◎　佐賀空港条例の改正理由と滑走路を占有する行為の明確化及び条例化による効果
◎　これまで県が実施した路面下空洞調査の結果と対応状況、及び未然

防止の今後の取組
◎　県内の空き家の実態と所有者への意識醸成の取組、及び空き家の増加を抑制する今後の取組
◎　建築基準法改正の概要と法改正の周知及びサポート体制の整備
などの質疑が行われました。
最後に、十一月定例会から引き続き審査中の
一、地域交流行政について
一、文化・スポーツ交流行政について
一、県土整備行政について
一、災害対策について
以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、地域交流・県土整備常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（大場芳博君）　次に、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長の報告を求めます。石井秀夫君。

◉石井秀夫君（拍手）**登壇**＝佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長の報告をいたします。
自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきまして、三月十一日に委員会を開催し、まず駐屯地整備工事の現況について現地視察を行い、九州防衛局から説明を受けた後、工事の進捗状況や駐機場の構造等の質疑や意見交換を行いました。
次に、九州防衛局企画部長中辻綾太氏他四名を参考人として招致し、「駐屯地整備に係る工事の現況等」について意見聴取の後、参考人に対し質疑を行いましたので、その過程で申し述べられました主な質疑の概要を報告いたします。
まず、駐屯地整備・運用に関して
◎　駐屯地整備の状況と今後の完了見込み
◎　駐屯地の名称の決定時期
◎　オスプレイやヘリ及び隊員の移駐スケジュール
◎　ノリ漁期中を除くコンクリート打設の状況
◎　移駐のための工事が終了した後の工事関係者用駐車場の使途
次に、オスプレイに関して
◎　オスプレイの運用を自主的に判断する防衛省の組織体制
◎　プロップローター・ギアボックス内で発生した不具合
◎　潮風や海水の影響による機体の劣化の可能性
◎　オスプレイの飛行訓練ルート
◎　米軍オスプレイ飛行時の迅速な情報提供
次に、排水対策施設に関して
◎　施設の役割と施設完成後の工事に係る排水方法
◎　隊員駐車場の地下貯留槽の役割
◎　駐屯地敷地のかさ上げ状況
◎　排水される水質の検査や測定場所、及び確認の時期や実施責任者
◎　水質の基準値を外れた場合の対応
以上のほかに
◎　目達原駐屯地のヘリ部隊移駐に伴う吉野ヶ里町や上峰町のまちづくりへの影響

◎事故が発生した場合の国の補償の考え方
◎コハダ、コノシロへの影響調査の状況と補償の考え方
◎地元住民に対する今後の説明会の開催予定
◎駐屯地開設に合わせた住民からの相談窓口の設置
◎ＰＦＡＳの人体への影響と使用の有無及び今後の調査の考え
◎日米共同訓練に加わる可能性
◎離着陸回数の規模と低周波が人体に与える影響に対する認識
◎佐賀市川副町のまちづくりや隊員の地域住民との交流

などの質疑が行われました。

最後に、自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長の報告を終わります。

◉議長（大場芳博君）　次に、新幹線問題対策等特別委員長の報告を求めます。木原奉文君。

◉木原奉文君（拍手）**登壇**＝新幹線問題対策等特別委員長の報告をいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきまして、三月十二日に委員会を開催し、現地視察を行いましたので、その概要について報告いたします。

九州旅客鉄道株式会社を視察し、「ＪＲ九州の鉄道事業の状況等」について説明を受け、

◎武雄温泉―新鳥栖間の整備についての見解
◎新幹線を利用した場合の時間短縮効果
◎佐賀駅に新幹線が開通した場合における駅の構造
◎西九州新幹線の車両点検の概要
◎九州新幹線西九州ルート全線開通後の並行在来線に対する考え
◎長崎本線の特急本数減少への対策と今後の考え
◎上下分離区間における利用促進の取組
◎電化列車と非電化列車の運用コストの違い
◎鉄道事業の収益を他の事業で補填することに対する株主からの意見と今後の見通し
◎ＪＲ九州の鉄道事業における人材確保をはじめとした今後の課題

などについて質疑や、意見交換を行いました。

最後に、九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、新幹線問題対策等特別委員長の報告を終わります。

（拍手）

◉議長（大場芳博君）　次に、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を求めます。藤木卓一郎君。

◉藤木卓一郎君（拍手）**登壇**＝高等教育機関問題対策等特別委員長の報告をいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、

次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきまして、三月十三日に委員会を開催し、県立大学検討に係る専門家チームリーダー・立教大学経営学部教授、山口和範氏を参考人として招致し、「県立大学構想」について意見聴取の後、参考人に対する質疑を行い、引き続いて、県執行部に対する質疑を行いましたので、その過程で申し述べられましたそれぞれの主な質疑の概要を報告いたします。

まず、参考人に対しては、

◎　入学者選抜の方向性や教員確保の見通し
◎　大学が担う社会貢献の具体的な内容
◎　探求学習に係る県立大学を中心にしたこれからの小・中・高の教員の在り方
◎　大学の教員や職員採用に係る佐賀県への理解やポリシー共有の考え方
◎　県全体をフィールドとした学生の活動拠点となるベースキャンプの設置場所や運営上の課題
◎　「日本一プロジェクトが生まれる大学」や「チェンジ・メーカー」のイメージ、及び県民に分かる形で具現化する時期
◎　三つのポリシーの取りまとめに係る客観的評価の考え方
◎　世論調査の結果を踏まえた県民の理解を得たと判断できる賛成者の割合
◎　県内の高校生が入学する想定割合
◎　県民にとって大学設置が必要な理由や目的
◎　日本の新たな高等教育のロールモデルとしたいという知事の発言に対する学長予定者としての受け止め
◎　現時点におけるガバナンスの在り方や取りまとめの状況
◎　多様な学生を受け入れ、学びの質をよりよいものにするための考え方
◎　学長予定者としての専門家チームへの今後の関わり方
◎　県立大学の設置に慎重な意見を持つ県民に対するアプローチや広報の考え方
◎　アントレプレナーシップが発揮された成功事例
◎　小中学生が普段使いできる大学の具体的な利用方法
◎　入学者の確保策と学長予定者としての県内への広報活動

などの質疑が行われました。

続いて、県執行部に対しては、

◎　整備設計候補者選定のヒアリングを公開した意図、及び次点と僅差だった結果の受け止めと今後の進め方
◎　基本設計や最終設計の県議会への情報共有のタイミング
◎　コーディネーターの選任や学生の活動拠点となるベースキャンプの設置、及び調整に係る市町や協力事業所との連携方法
◎　学生の入学定員の決定時期とスケジュール、及び設計への影響
◎　幅広い分野の課題等を対象とした地域のシンクタンク機能の検討状況
◎　社会人が学び直すリカレント教育の検討状況
◎　大学と企業等との連携による新たな事業展開及び付加価値創出の検討状況
◎　県立大学設置以外のアプローチ手法としての県内私学との連携や奨学金返還支援の規模拡大

◎　既存の県内の大学の進学率を優先させることの必要性に対する県の考え、及びその他の政策手段の検討
◎　県立大学の設置が最良の策であるという確認のための議論を県民や議会に何度も重ねる必要性
◎　県民の理解が進むような大学設置の目的に照らした広報の在り方
◎　県立大学で掲げる探求学習に対する高大連携などの県教育委員会の考え
◎　フィールドワークの実施に伴う移動手段等の検討状況
◎　小中学生とその保護者や教員への広報活動、及び県立高校への県教育委員会の関わり方
◎　協力事業所だけでなく個人の協力者を得ることへの県の考え

などの質疑が行われました。

最後に、人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を終わります。

◉議長（大場芳博君）　以上をもちまして、各委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十五日及び十六日は休会、十七日は本会議を再開して討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前十一時四十五分　散会

第九日

令和七年三月十七日（月）

令和七年三月十七日（月）　午前十一時　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
二番	下田寛	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
三番	石丸太郎	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
四番	猪村利恵子	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
五番	桃崎祐介	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
七番	青木一功	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
八番	古川裕紀	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
九番	木村雄一	二四番	坂口祐樹		
一〇番	中本正一	二五番	宮原真一		
一一番	野田勝人	二六番	指山清範		
一二番	一ノ瀬裕子	二七番	原田寿雄		
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		
一五番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		

欠席議員　一名

一三番　中村圭一

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	落合裕二
政策部長	平尾健
総務部長	泉智徳
地域交流部長	引馬誠也
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	井上洋
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	横尾秀憲
危機管理・報道局長	野田嘉代子
文化・観光局長	橋口泰史
SAGA2024・SSP推進局長	宮原耕史
男女参画・こども局長	種村昌也
会計管理者	松隈克彦
公安委員長	奥田律雄
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	内田信子
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	田中憲尚
同副事務局長	吉田泰
政務調査課長事務取扱	
総務課長	碇一浩
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事担当係長	香月律之
同議事担当調整主幹	篠田博幸
同記録担当主任主査	松尾重治

○　開　　議

◉議長（大場芳博君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○　討　　論

◉議長（大場芳博君）　日程により、上程中の議案に対する討論に入ります。

甲第一号議案、乙第一号議案及び乙第十八号議案について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

◉武藤明美君（拍手）**登壇**＝おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。途中でせき込むかもしれませんが、御容赦ください。

私は、甲第一号「令和七年度佐賀県一般会計予算」と乙第一号「佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例（案）」、及び乙第十八号「佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（案）」に反対し、一括して討論を行います。

当初予算の五千百三十億二千百万円の中には、暮らしの願いに応えた良い内容のものもあります。文科省より一年前倒しの中学一年生の少人数学級と共に、中学二年生はチームティーチングか少人数学級かを学校ごとに選択できるやり方で、全国的にも一歩前を行く少人数学級に前進したことは、以前から子供を真ん中に取り組んできた父母、県民、先生方にとって大きな喜びです。早く中学三年生へと期待も広がります。

また、在宅生活医療的ケア児の一時受入支援が始まることもいいことです。さらに物価高騰対策も取り組まれ、私立学校等をはじめ、高校生など、低所得世帯の負担軽減、給食費材料値上げ分の支援、フードバンク支援、その他いろいろあります。

農業分野でも、飼料購入費の減額につながる粗飼料価格上昇分の一部補助など、農家経営にも光が当てられています。そのことは評価しておきたいと思います。

さて、県立大学（仮称）についてですが、県民があまり歓迎もせず建設する必要はないという声もあるのに、知事は建設することに一直線に向かっています。けれど、県立大学については、立ち止まって考え直したほうがいいのではないのでしょうか。県内にある大学や短大の様々な動き、問題点の解決に向けた取組に協力していくことも大事なことです。そして、何よりも働く場の確保に力を入れるべきです。これまで何度も言ってまいりましたが、県立大学に前のめりになるのは県民の理解を得るには至っておりません。そのことを再度指摘したいと思います。

さて、今年、令和七年度は、現在佐賀空港横に建設されている佐賀駐屯地（仮称）に防衛省が配備を考えている陸自オスプレイが七月をめどに木更津から移駐されることになっています。とんでもない、許せないことです。自衛隊ヘリの移駐計画もありますが、具体化は遅れるようです。

オスプレイは、製造段階からよく事故を起こし、墜落してきました。乗組員の尊い人命を奪ってきました。事故を起こすたびに原因究明をされているようですが、初歩的操作の誤りから機体そのものまで、いくつも事故原因が挙げられているように、安全とは言えない、危険と背中合わせのオスプレイです。それが県民の生活する上空や佐賀平野、そして有明海の上空を飛び、日米共同演習に加わることになれば、県民の不安はより大きくなっていきます。

島嶼部防衛のためと言いますが、アジアにおける米国の肩代わりの役

割を見直されるのは明らかです。佐賀空港の建設が持ち上がった当時、有明海で漁業を営む人たちは、空港が赤字になったら、お金欲しさに自衛隊と共用されるのではないかと心配をし、公害防止協定覚書付属資料に「自衛隊との共用はしない」の一文を書き込ませ、佐賀県と約束をして佐賀空港建設にイエスと言ったのです。漁場が悪くなるから反対というだけではなく、平和で安心してなりわいを続け、住み続けられる故郷を願ったからでした。

その固い約束を守ってきた井本元知事をはじめ県職員の人たちの思い、そして、漁業者の思いを踏みにじって公害防止協定覚書付属資料の見直しを行うように外堀を埋めてきた大本には、二〇一八年八月二十四日、防衛省が示した合意事項を山口知事が受け入れたことにほかなりません。その合意事項三つのうち第二には、防衛省が年間五億円を着陸料として二十年間支払う、つまり合計百億円を払い基金をつくるとあります。その具体化が甲第一号の当初予算案に反映され、乙第一号の有明海漁業振興・補償基金条例（案）として基金を作ることが提案されています。

また、乙第十八号、佐賀空港条例の一部改正条例では、着陸料を受け入れることにし、また、事前届けをすれば、離着陸に相当する行為、タッチアンドゴーやホバリング等滑走路使用の行為を認めることになります。山口知事が二〇一八年八月二十四日に決断をした結果がここに現れてきています。また、漁業振興・補償基金の名で、漁業者や地域の人を惑わせるようなことをしないでください。知事が合意しなければ、こんな心配もなく、このような基金をつくることもなく、有明海振興は別の形で図られていくことができたはずです。

漁業者の人たち、地域の人たちは、かつて筑後大堰が造られた時も、佐賀空港を造る時も、諫早湾干拓事業により潮受け堤防が締め切られた時も、御苦労されてきました。互いにいがみ合うことのないよう、胸が痛むことのないよう、お互いを大切に思いやってこられました。ところが、佐賀空港を造った時の一番大切な約束が破られ、お互いをいがみ合うような形にしてきたのは、佐賀駐屯地（仮称）を造るための佐賀県知事と防衛省のこの合意ではありませんか。これによって、一人でも反対があれば売れないはずの共有持ち分である措置が、二百五十四人中四十九人も反対したのに、なぜか売られるような解釈をされ、農業を営めないはずの漁業団体が、農用地を所有していることにされてしまうなど、めちゃくちゃなやり方でどんどん工事が進められ、今に至っています。

県民の心をここまで傷つけるやり方を、国も知事も行っていいのでしょうか。この先待っているのは、毎回の飛行で危険を心配しながら、重低音や低周波で感じる体の異常、夜間訓練、常駐はしないと言いつつも、いつ利用されるか分からない米軍の到来、そういったことに県民はおびえながら暮らさなければなりません。基地あるがゆえの不安は後を絶ちません。オスプレイは来年には米国では製造中止となります。世界で使用している国はアメリカだけなのに、ほかにはないのに、日本だけが莫大な費用で買わされ、佐賀空港がその拠点にされるとはあまりにもひどい話ではありませんか。

オスプレイ来るな、飛ばすな、これは多くの県民の思いです。バルーンの飛ぶ佐賀の青空と緑の麦畑、豊かな有明海の恵みこそ大切にしていくべきです。子供たちの未来のためにもそうしていくべきです。佐賀空港を軍事化するのではなく、アジアとの交流を大切にする平和な空港であるように心から願っています。

以上、甲第一号「令和七年度佐賀県一般会計予算」、乙第一号「有明海漁業振興・補償基金条例（案）」、乙第十八号「佐賀空港条例の一部を改正する条例（案）」に一括して反対を表明し、討論を終わります。

◉議長（大場芳博君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（大場芳博君）　まず、甲第一号議案を採決します。

これは、令和七年度一般会計予算についての議案であります。

甲第一号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（大場芳博君）　起立者多数と認めます。よって、甲第一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第一号議案及び乙第十八号議案、以上二件の議案を一括して採決します。

これは、有明海漁業振興・補償基金条例、佐賀空港条例の一部改正についての議案であります。

以上二件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（大場芳博君）　起立者多数と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案を除く他の議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。

よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、甲第六号議案、甲第十二号議案及び甲第十六号議案、以上三件の議案を一括して採決します。

これは、令和七年度財政調整積立金特別会計予算、令和七年度公債管理特別会計予算、令和七年度国民健康保険事業特別会計予算についての議案であります。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（大場芳博君）　起立者多数と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第八号議案を採決します。

これは、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての議案であります。

乙第八号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（大場芳博君）　起立者多数と認めます。よって、乙第八号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第二号議案から甲第五号議案まで四件、甲第七号議案から甲第十一号議案まで五件、甲第十三号議案から甲第十五号議案まで三件、及び甲第十七号議案、以上十三件の議案を一括して採決します。

以上十三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、以上十三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第二号議案から乙第七号議案まで六件、乙第九号議案から乙第十七号議案まで九件、乙第十九号議案から乙第二十三号議案まで五件、及び乙第三十一号議案、以上二十一件の議案を一括して採決します。

以上二十一件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、以上二十一件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第二十九号議案を採決します。

これは、佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命についての議案であります。

乙第二十九号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、乙第二十九号議案は同意することにいたしました。

次に、乙第三十号議案を採決します。

これは、松浦海区漁業調整委員会委員の任命についての議案であります。

乙第三十号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、乙第三十号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第三十二号議案を採決します。

これは、副知事の選任についての議案であります。

乙第三十二号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、乙第三十二号議案は同意することに決定いたしました。

○　議　案　提　出

◉**議長（大場芳博君）**　ただいま議長の手元に留守茂幸議員外三十五名の議員から議第一号議案「佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）」、及び坂口祐樹議員外十名の議員から議第二号議案「佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）」がそれぞれ提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

議第１号議案

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年佐賀県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（定義） **第２条**　略 ２～９　略 10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 11～13　略 （利用及び提供の制限） **第12条**　略 ２～４　略 ５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	（定義） **第２条**　略 ２～９　略 10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第５項において「番号利用法」という。）第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 11～13　略 （利用及び提供の制限） **第12条**　略 ２～４　略 ５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第12条第２項第１号	略	
第38条第１項第１号	又は第12条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20

略		
第12条第２項第１号	略	
第38条第１項第１号	又は第12条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20

改正前			改正後		
		条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第１項第２号	略		第38条第１項第２号	略	

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9)　略

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)　次に掲げる個人情報ファイル

ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ　略

(2)・(3)　略

３　略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第３項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9)　略

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)　次に掲げる個人情報ファイル

ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ　略

(2)・(3)　略

３　略

改正前	改正後
（開示請求権） **第18条**　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 ２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） **第31条**　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　略 （訂正請求の手続） **第32条**　略 ２　略 ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） **第38条**　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　略	（開示請求権） **第18条**　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 ２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） **第31条**　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　略 （訂正請求の手続） **第32条**　略 ２　略 ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） **第38条**　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　略

改正前	改正後
2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。	2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
3　略	3　略
（利用停止請求の手続）	（利用停止請求の手続）
第39条　略	**第39条**　略
2　略	2　略
3　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
（適用除外）	（適用除外）
第47条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	**第47条**　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）	（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）
第48条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	**第48条**　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
第53条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第15条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下	**第53条**　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第15条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下

改正前	改正後
の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	**第54条**　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第55条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	**第55条**　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

一　この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

㈠　第二条第十項の改正規定（「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。）、第十二条第五項の改正規定（「及び第二十九条」を削る部分に限る。）並びに第十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号ア、第十八条第一項及び第二項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第三項、第四十七条並びに第四十八条の改正規定　公布の日

㈡　第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。）　令和七年四月一日

（経過措置）

二　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理　由

刑法（明治四十年法律第四十五号）が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されること等に伴い、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和七年三月十七日提出

提　出　者

留守茂幸　石井秀夫

木原奉文　藤木卓一郎

石倉秀郷　土井敏行

大場芳博　岡口重文

原田寿雄　徳光清孝

指山清範　宮原真一

坂口祐樹　藤崎輝樹　中村圭一　一ノ瀬裕子
八谷克幸　定松一生　古川裕紀　青木一功
江口善紀　古賀陽三　下田寛　田中秀和
池田正恭　野田勝人　桃崎祐介　酒井幸盛
中本正一　西久保弘克　猪村利恵子　石丸太郎
木村雄一　弘川貴紀
冨田幸樹　古賀和浩

佐賀県議会議長　大場芳博様

議第二号議案

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県議会会議規則（昭和三十二年佐賀県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

本則中（第一〇〇条及び第一〇九条を除く。）「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
目次	目次
第１章～第６章　略	第１章～第６章　略
第７章　委員会（第61条―第72条）	第７章　委員会（第61条―第72条）
第61条・第62条　略	第61条・第62条　略
第63条（委員会の発言）	第63条（委員の発言）
第64条～第67条　略	第64条～第67条　略
第68条（所管事務の調査）	第68条（所管事務等の調査）
第69条～第72条　略	第69条～第72条　略
第８章・第９章　略	第８章・第９章　略
第10章　公聴会及び参考人（第92条―第99条）	第10章　公聴会及び参考人（第92条―第99条）
第92条～第96条　略	第92条～第96条　略

改正前	改正後
第97条（委員と公述人の質疑） 第98条・第99条　略 第11章～第13章　略 第14章　懲罰（第116条―第123条） 第116条～第120条　略 第121条（除名が成立しないときの措置） 第122条　略 第123条（懲罰動議の審査） 第15章～第18章　略 附則 （欠席の届出） **第２条**　議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 ２　略 （指定者以外の退場） **第100条**　秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場のほかに退去させなければならない。 ２　略 （携帯品） **第109条**　議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用しまたは携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。	第97条（議員と公述人の質疑） 第98条・第99条　略 第11章～第13章　略 第14章　懲罰（第116条―第123条） 第116条～第120条　略 第121条　削除 第122条　略 第123条（懲罰方式の審査） 第15章～第18章　略 附則 （欠席の届出） **第２条**　議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 ２　略 （指定者以外の退場） **第100条**　秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。 ２　略 （携帯品） **第109条**　議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であってあらかじめ議長に届け出たものについては、この限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

理　由

多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備等を図るため、佐賀県議会会議規則の一部を改正する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

三月十七日　議案

令和七年三月十七日提出

提　出　者

坂口祐樹　中村圭一
宮原真一　江口善紀
藤木卓一郎　土井敏行
指山清範　定松一生
古賀陽三　池田正恭
下田　寛

佐賀県議会議長　大場芳博様

○　議　案　上　程

◉議長（大場芳博君）　お諮りいたします。

議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、以上二件の議案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより、議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、以上二件の議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議第一号議案及び議第二号議案、以上二件の議案につきまして討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　決

◉議長（大場芳博君）　まず、議第一号議案を採決します。

これは、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（大場芳博君）　全員起立と認めます。よって、議第一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第二号議案を採決します。

これは、佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、議第二号議案は原案のとおり可決されました。

○　意　見　書　案　提　出

◉**議長（大場芳博君）**　ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

意第一号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和五年三月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等の情報については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みは一定確保されているものの、実際に当事者に対して直接再犯防止の支援を行うまでには至っておらず、一部の府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届出のあった情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、左記の事項について所要の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

一　性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止に関する必要な支援を受ける意義について啓発を図ること。

二　再犯防止に関する必要な支援につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等の情報を自治体に届け出る仕組みを整備するなど、情報提供ルートのさらなる充実を図ること。

三　自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年三月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
総務大臣　村上誠一郎　様
法務大臣　鈴木馨祐　様
厚生労働大臣　福岡資麿　様
内閣府特命担当大臣　三原じゅん子　様

右、意見書案を提出する。

令和七年三月十七日

意第二号

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、全国に百三十施設の米軍基地があり、うち五十二施設が九州・沖縄地方に所在している。

いうまでもなく我が国にとって米国は政治経済文化交流などあらゆる分野で最も関係の深い大切な同盟国である。

一方、ドイツやイタリアと米国との地位協定では、米軍の活動は駐留する国の国内法に従った上での活動が基本となっている。我が国が米国との地位協定をドイツ・イタリアと同様に、対等な立場での協定に改正を求めることは主権国家として当然の権利と考える。

航空機騒音、米軍関係者による性犯罪をはじめ、事件・事故、環境問題等の様々な問題が生じている中、本県においては、佐賀空港において米軍ヘリによる低空飛行事案が発生した。

日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、国内法の適用や自治体の基地立入権や警察権も及ばない。航空法や環境法令など国内法に関わらず、自由に訓練するなどの特権を与えており、我が国は、他国と比べても厳しい現状となっている。

また、平成三十年及び令和二年には、全国知事会も、日米地位協定を抜本的に見直すこと等を盛り込んだ米軍基地負担に関する提言を決議するなど、地方から改善を求める声が上がっている。

よって、政府及び国会においては、国民の生命・財産を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直されるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年三月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　石破茂　様
外務大臣　岩屋毅　様
防衛大臣　中谷元　様

右、意見書案を提出する。

令和七年三月十七日

意第三号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書（案）

一昨年十月に複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に三年間

は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきた。

制度導入から一年以上が経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出している。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充が急務であり、小規模事業者等の経営の持続化や県内経済の活性化の観点からも、制度の適用範囲や要件の見直し、負担軽減策の更なる拡充を行う必要がある。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度についても、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっているため、円滑な対応が可能となるよう柔軟な運用を求める。

よって、国においては、インボイス制度の事業者に過度な負担を与える制度について、現場の実態を十分に踏まえたうえで、必要な見直しと負担軽減策の充実を早急に実施することを強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年三月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
総務大臣　村上誠一郎　様
財務大臣　加藤勝信　様
経済産業大臣　武藤容治　様
内閣官房長官　林　芳正　様
内閣府特命担当大臣　赤澤亮正　様

右、意見書案を提出する。

令和七年三月十七日

提出者

留守茂幸　石井秀夫
武藤明美　木原奉文
藤木卓一郎　石倉秀郷
土井敏行　大場芳博
岡口重文　原田寿雄
徳光清孝　指山清範
宮原真一　坂口祐樹
藤崎輝樹　八谷克幸
定松一生　江口善紀
古賀陽三　池田正恭
野田勝人　中本正一
西久保弘克　木村雄一
弘川貴紀　冨田幸樹

古賀和浩　中村圭一
一ノ瀬裕子　古川裕紀
青木一功　下田　寛
田中秀和　桃崎祐介
酒井幸盛　猪村利恵子
石丸太郎

佐賀県議会議長　大場芳博様

意第四号

健康保険証の発行停止の見直しを求める意見書（案）

マイナンバー関連法の改正により、令和六年十二月二日をもって、従来の健康保険証は、新たに発行されなくなっている。

しかし、保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、本来任意であるはずのカード取得を事実上義務化することに他ならない。

いつでもどこでも誰でもが必要な時に医療を受けられる我が国の国民皆保険制度が機能不全に陥ることにつながりかねない。

医療の現場では、未だにカードによる資格確認が正確にできない（機械の故障・誤動作・紐付けの誤り・登録遅延など）といったトラブルが後を絶たず、マイナ保険証の利用率は二〇二四年十一月時点でも一八・五二％にとどまるなど、多くの国民、県民の不安が払拭されているとは到底いえない。

このまま、発行済みの健康保険証の有効期限が切れた場合、医療現場はもとより保険者や自治体などでも大変な混乱がおきることは避けられないものと考える。

従来の健康保険証を存続させるならば、マイナ保険証を持たない人への資格確認書の交付やマイナ保険証の利用登録者に送付される「資格情報のお知らせ」など、わざわざ新たに税金を投入する必要はない。

よって、政府におかれては、従来の健康保険証の新規発行の停止について、見直していただき、従来の健康保険証の存続とマイナ保険証との両立を強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年三月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
総務大臣　村上誠一郎　様
厚生労働大臣　福岡資麿　様
デジタル大臣　平　将明　様

右、意見書案を提出する。

令和七年三月十七日

提出者

武藤明美　徳光清孝
藤崎輝樹　江口善紀
野田勝人　下田　寛
酒井幸盛

佐賀県議会議長　大場芳博様

○意見書案上程

◉**議長（大場芳博君）**　お諮りいたします。

意第一号意見書案から意第四号意見書案まで、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第一号意見書案から意第三号意見書案まで以上三件の意見書案については、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより、意第一号意見書案から意第三号意見書案まで以上三件の意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○採決

◉**議長（大場芳博君）**　意第一号意見書案から意第三号意見書案まで以上三件の意見書案を一括して採決します。

これは、性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書案、日米地位協定の見直しを求める意見書案、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書案であります。

以上三件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（大場芳博君）**　全員起立と認めます。よって、以上三件の意見書案についてはいずれも可決されました。

お諮りいたします。

意第四号意見書案につきましては提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、意第四号意見書案につきましては、提出者説明を省略することに決定いたしました。

これより、意第四号意見書案につきまして質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第四号意見書案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、意第四号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○討論

◉**議長（大場芳博君）**　これより意第四号意見書案につきまして討論に入ります。

討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◉武藤明美君　**登壇**＝日本共産党の武藤明美でございます。

私は、第四号意見書案「健康保険証の発行停止の見直しを求める意見書（案）」に対する賛成討論を行います。

令和六年十月から、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証が始まりました。同時に、それまで使用されていた保険証は原則廃止することになりました。

マイナ保険証を利用することになった患者を受け入れる医療機関や医師に対して、ある県の医師の団体がアンケートをしました。その結果、窓口業務にとても負担を感じる、また負担を感じる、そういった答えが七割を超え、カードリーダーのトラブルに加え、カードリーダーの操作方法や従来の保険証がいつまで使えるのかの問い合わせが多く、負担が増えている実態が明らかになっています。また、その医師団体の九八％の会員が、従来保険証の廃止はやめて、保険証を残すべきと回答しています。マイナ保険証のメリットを感じている医師の中にも、その八五・六％が従来の保険証を残すべきと回答していることもわかりました。

マイナ保険証に切り替えていない国民、住民には資格確認書が届くことになってはおりますが、佐賀県内の自治体でも仕事が大変だとの声もあり、ある市議会でも健康保険証の廃止について見直すべきだとの意見書が採択され、政府に送付されたとのことでした。医療機関にとっても、患者側である国民にとっても、負担が大きいことはよくないことです。

まもなく運用が始まるマイナンバー運転免許証の場合、これまでどおりの紙の免許証を選択してもいいことになっていて、使用する側にいたずらに困難と混乱をもたらさないようになっています。先行するマイナンバー健康保険証に見られる煩雑さと、国民の反発を回避するためであることは容易に理解できます。医療保険制度は、国民の生命に直接関わるものだけに、受療権は守られなければなりません。システムや制度は安全、確実なものであるべきです。

これまでの健康保険証を廃止することを見直し、従来の健康保険証の存続とマイナ保険証の両立を求めるものです。

以上、この意見書案への賛成討論といたします。

◉議長（大場芳博君）　以上で、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（大場芳博君）　意第四号意見書案を採決します。

これは、健康保険証の発行停止の見直しを求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（大場芳博君）　起立者少数と認めます。よって、意第四号意見書案は否決されました。

○　継　続　審　査

◉議長（大場芳博君）　次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申出がありました。

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

総務常任委員長　中　村　圭　一　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査

を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・財政確立について
・政策の企画・調整について
・危機管理・報道行政について
・総務行政一般事項について
・警察行政について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

文教厚生常任委員長　冨　田　幸　樹　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・県民環境行政について
・健康福祉行政について
・男女参画・子育て行政について
・教育の振興について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

農林水産商工常任委員長　古　川　裕　紀　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・産業労働行政について
・農林水産行政について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月六日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

地域交流・県土整備常任委員長　青　木　一　功　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・地域交流行政について
・文化・スポーツ交流行政について
・県土整備行政について
・災害対策について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月十七日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

議会運営委員長　坂　口　祐　樹　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・議会の運営に関する件
・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
・議長の諮問に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月十一日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長　石　井　秀　夫　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月十二日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

新幹線問題対策等特別委員長　木　原　奉　文　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年三月十三日

佐賀県議会議長　大　場　芳　博　様

高等教育機関問題対策等特別委員長　藤　木　卓　一　郎　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大

学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

◉議長（大場芳博君）　お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○　閉　　会

◉議長（大場芳博君）　これをもちまして、令和七年二月定例県議会を閉会いたします。

午前十一時三十二分　閉会

議　事　課　副　課　長　髙　田　一　弘

同　　記録担当主任主査　松　尾　重　治

同　記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀県議会議長　大場芳博

同　副議長　西久保弘克

会議録署名者　木原奉文

同　土井敏行

同　徳光清孝

同　武藤明美

議会事務局長　田中憲尚

令和七年二月定例会

佐賀県議会会議録

発行所　佐賀県議会事務局

印刷所　佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七

大和工業団地